PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

JQ
1509
1940
I8

Ishin Seifu Gaishi Hensan Iinkai
Chuka Minkoku Ishin Seifu gaishi

East Asia

Digitized by the Internet Archive
in 2011 with funding from
University of Toronto

http://www.archive.org/details/chkaminkokuishin00ishi

中華民國維新政府概史

民國二十九年三月編纂

維新政府

JQ
1509
1940
I8

LIBRARY
OCT 6 1975
UNIVERSITY OF TORONTO

梁鴻志題

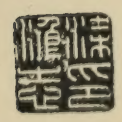

和衷の裡に英魂を惜み

政府の發展的解消に際して

謹而本梓を友邦諸賢に贈る

中華民國維新政府

序

顧るに我が維新政府は中華民國二十七年三月二十八日、焦土廢墟の間に成立し、以來政府同人はあらゆる艱難と鬪ひ荊棘を拔き、民心を收攬して鼎新革舊の實を擧ぐるため、生死の間を邁進して倦まず、僅かに東南の一角を支へ得てより既に二星霜、碎身の功やゝ酬いられたりとはいへ尙ほ九牛の一毛に過ぎず、蓋し維新政府が其の力を殘餘の收拾に注いで、やゝ舊態に復し得たる所以のものは、一に中央政權樹立への期待に他ならず、故に成立に當つては兩政府の對峙するを願はず、之によつて中央政府の實現を速かならしめんと欲するのみであつた。

卽ちその待望したる所は、かつて治下三省民衆が二十七年十一月、南京に於て開催せる「各省市縣民衆中央政權樹立促進代表大會」に、火蓋を切りし國民待望の運動が、汪氏を中心としての新らしき活動に進み、各黨各派打て一丸となり表現化され來つたものに他ならぬ。

當初以來、國家の危局に遭遇し時局の收拾に蹶ち、四億五千の去就を定め來りたる吾人の道や、果して不忠ならんか。百年の竹柏、棺を蓋ひ、初めて同志の大義確然たるを見るであらう。

今や青島會談も終了し、中央政府の成立も全く具體化され、吾人の希望漸く實現せんとするに到つたは欣懐に堪へざる所なり。今後尚、微力を協賛に致して和平の促進新邦の創造に志し、中央政府の驥尾に着き專心之れ勉めんとするものである。

こゝに過去二ヶ年の苦心を顧みるに、敢へて大功なしとはいへ又惜む可き所なし、況んや粉骨碎身、以て今日に到りし其の事績は須くこれを靑史に依つて後世に傳ふべきもの。

今維新概史の上梓成る。閲者此の一卷を繙いて懲前愼後の參考となすも可、また劃時代の歷史と觀ずるも可、其の是非功罪に到つては固より之を識者の論定に仰ぐのみである。

中華民國二十九年三月三日

行政院宣傳局長　孔憲鎰

序

我が祖國日本に於ては、皇紀二千六百年の輝かしき春を迎へ、八紘一宇の皇謨に基き、中日新關係の根本的調整、聖業の完遂に向ひ、逞しき巨歩を進めつゝあるは寔に慶す可きなり。

今や中華民國中央政府の樹立を續り、東亞の歴史的轉換期に臻らんとするの秋、維新政府の解消は大業の前に止むなしとするも、その蔭に絶大なる辛苦と功業の潜在せるを忘却するは、蓋し義として許さざる處なり。

古人の言に曰く「事ノ成ルハ成ルノ日ニ成ルニ非ス因テ來ル所ニアリ」と。

新中央政府も亦、維新政府の礎石ありてこそ肇めて能くその上に築かれ得、砂上偶然に成るものにあらず。試みに人もし維新政府の十大政綱を繙かば、その根本精神に於て、新政府の基本的政綱と何等の差異なき事を判明すと共に、時勢の一段階に於て維新政府の演じ來りし役割の、如何に重大なりしかを想像し得るならん。

憶へば維新政府同人は、硝煙未だ收まらず、戰禍の傷痕尚ほ痛烈なる秋、既に悲愴なる決意を以て

蹶起し、日夜傀儡の嘲笑と漢奸の惡罵とを滿身に浴びつゝ、心中の苦衷を匿し、行動に、思索に凡ゆる創始の艱難と闘つて政府を肇造し、日に月に施政を擴充して能く政治機能を復活し、匪患を除き地方の秩序を定め、以つて去就に迷ひつゝありし民心に歸趨を示し、逐次明朗華中の再現を圖り所謂東亞新秩序の一翼を結成するに至りし功業の偉なること、正に後世に永く記錄せらる可きなり。

終始二年の施政に協力せし小官の如きは、その間、諸卿の辛苦を直視し來つて、幾度か悲痛なる同情と嚴肅なる感激とに胸打たれ、特に屢々遭遇せし生命の危機に、尙且つ自若として所信の前に中日提携の具現を期し來りし既往を憶はば、忘れんとし忘る能はざる事のみ。茲に政府の發展的解消を前にして轉た感慨に堪えず、之に勸むるに史實編纂の擧を以てす。

滄桑の期、內容の整頓に遑なかりしは極めて遺憾とするも、今、概史成るを告げ上梓するに臨み聊か維新政府の圖跡を靑史に留め、江湖の淸鑑に供するに足るものあるを欣ぶ。

民國二十九年三月三日

維新政府最高顧問　原田中將

序

去歳三月、政府成立一週年に際してはその紀念事業として「維新政府之現況」を編し、渾沌として盡くる處なき戰禍の裡に、敢然と政府の實體を江湖に示し併せて過去一年の復興過程を報じ、その資に供したのである。

その後、依然として治下三省に游匪騷擾の絶ゆる事なく、悲しむべき幾多の現象に惱まされありと雖も、大勢は既に決し、新中國の建設は着々進展しつゝあり。

將に重慶政權の無益なる鉾を收むべき秋、今や輝かしき二週年を迎へ、近くは更に一段と飛躍して國民待望の中華民國中央政府も樹立せらるべく、之と共に維新政府は合流して發展的解消に臨む事となつた。

時に當り、同人は本史編纂の命に接し、欣然梓を起し、以て再び進展せる治下の狀況を諸賢に報じ、且つ先著による約を遂行する期に遒ふを禧とした。茲に急遽資を纏め出草するに當り、惜らくはその期に暇なく內容の整備に至り得ず、尙幾多貴重なる資料を殘藏するの止むなきは、甚だ遺憾とする處である。卽ち、今後機につれ、時に應じ、外側機關誌「揚子江」其他を通じて充全の約を果し、諸賢の梧下に呈せんとするものである。

上梓に臨み、同人諸士の絶大なる協力を感謝す。

民國二十九年三月二十八日

維新政府概史編纂委員　識

目次

繪　各院部省市長照影　民意開展・和平來！
中央政府樹立への胎動　躍動新生・山河蒼久
初周歡典・天命維新　古色集粹

題簽……行政院長　梁鴻志
序文……行政院宣傳局長　孔憲鏗
序文……維新政府最高顧問　原田熊吉
序文……維新政府概史編纂委員

第一編　總論……一—五六

第一章　華中政府樹立の必然的形勢……一

一　東亞再建の先驅……一
二　各地方自治機關の發生……二
三　華中々央政府樹立への擧國的要望……五

第二章　中華民國維新政府の成立……九

一　成立大典禮擧行……九
二　維新政府成立宣言……一二
三　維新政府政綱十ヶ條……一四
四　維新政府周年宣言……一五

第三章　維新政府組織の體系……一六

一　政府中央組織の體容……一六
二　地方行政組織の體制……一七

三　議政會議並に部務會議……二一
四　各機關長官名……二三
第四章　維新政府の一般業績……二五
一　和平工作の先驅的意義……二五
二　復興と防共工作……二六
三　治安工作……二六
四　教育工作……二八
五　文化工作……二九
六　建設工作……三一
第五章　黨軍と援蔣第三國の暴露……三三
一　重慶の混亂と國共の相剋……三三
二　第三國の援蔣運動……三八

第六章　新中央政權の樹立と維新政府……四一
一　和平救國運動の進展……四一
二　中國々民黨六全大會の開催……四五
三　維新・臨時兩政府の態度決定……四七
四　新政權に對する日本の廟議決定……五〇
第七章　中華民國維新政府の任務完了……五二
一　青島會談より中央政治會議へ……五二
二　維新政府の發展的解消……五五
第二編　院部施政各論……五七―三〇六
第一章　行政院機構と內局の業績……五七
一　行政院機構……五八

二　行政院一週年以來の狀況……五九
三　秘書廳……六三
四　印鑄局……六四
五　宣傳局……六五
六　戒烟總局……八二
七　臨時通濟局……八四
第二章　立法院機構及其業績……八七
一　舊法令援用の限界と立法院職權……九〇
二　立法委員及五委員會……九二
三　立法會議及委員會……九三
四　議決法案及院務統計……九四
第三章　外交部施政概況……九九
一　維新外交の本質……一〇〇

二　上海租界の不法事件と其處置……一〇三
三　外交部長陳籙暗殺事件……一〇七
四　司法權接收準備委員會の設定……一〇九
五　駐日辦事處・駐滿通商代表部及駐滬辦事處の設置……一一〇
六　歐洲戰爭への態度決定……一一一
七　揚子江解放に對する見解……一一二

第四章　內政部施政概況……一一五

一　地方施政の概況……一一六
二　一般部內狀況……一二八
三　保甲制度の實施……一三二
四　警政整備……一三三
五　衞生强化……一四五
六　地政の進展……一五五
七　內務統計の充實……一六二

八　防共青年團及青年團指導員訓練所……一六四
第五章　財政部施政概況……一六七
一　歲出狀況……一六八
二　歲入狀況……一七〇
三　金融狀況……一七五
四　營業稅の決定……一七七
五　貨物移出稅徵收總辦事處及各徵收所の狀況……一七九
第六章　綏靖部施政概況……一八一
一　綏靖區の整備……一八二
二　綏靖部隊の活動……一八四
三　軍教方針と施設……一八八
四　水上警備の進展……一九一
五　衞生組織の充實……一九三

六　兵器及被服施設の開始……一九四
七　第三區司令楊將軍の陣歿……一九五

第七章　教育部施政概況……一九九

一　教育部の成立……二〇〇
二　教育主旨及び實施方針……二〇一
三　中・小學教育の再建……二〇四
四　各省市小學校統計表……二〇四
五　各省市中等學校一覽表……二〇六
六　新教科書の編纂……二一二
七　教員の再教育……二一六
八　學科課程の標準……二一九
九　模範小學校の現況……二一九
一〇　模範中學の設立……二二〇
一一　留學生の管理……二二二

一二 教育行政會議……二二三
一三 第四種交付金制度の設置……二二五
一四 國立南京大學設立準備……二二六
一五 編曆事業……二二八
一六 民衆教育施設狀況……二二九

第八章 實業部施政概況……二三三

一 實業の恢復……二三四
二 農村復興對策……二三五
三 農村復興事務局の創設……二四七
四 食糧產銷管理局の設立……二四八
五 茶葉產銷管理局の開設……二四九
六 絲繭產銷管理局の創設……二五一
七 華中棉花改進會の設立……二五三
八 林業振興工作……二五四

九　水産復興對策……二五五
一〇　水産產鎖管理局設立……二五六
一一　中日合辦事業の進行……二五七
一二　實業部法規……二六一

第九章　交通部施政概況……二六三

一　戰禍に因る交通被害……二六四
二　路政工作……二六五
三　電政工作……二六六
四　郵政工作……二六六
五　航政工作……二六七
六　內河船舶に對する處置……二六八
七　招商局問題……二七〇
八　華中經濟に關聯しての再建狀況……二七一
九　揚子江の解放……二七九

第一〇章　司法行政部施政況……二八一—三〇六
一　司法行政の歸屬と分野の開展……二八二
二　司法權の獨立に對する處置……二八五
三　法院の充設とその活動……二八七
四　監獄及看守所の設置狀況……二九三
五　附屬機關の設立……二九六
六　治外法權の對策……二九八
七　特殊司法機關……三〇一
第三編　地方政府施政各論……三〇七—四五〇
第一章　江蘇省現勢……三〇七
一　省政府成立並に組織……三〇七
二　省政府施政一般……三〇八

三　縣政概況と地方自治組織……三一四
四　省及縣の財政概況……三一六
五　教育・文化社・會施設……三一八
六　産業經濟並に交通・通信の概要……三二三
七　治安警察關係……三二七

第二章　浙江省現勢……三二九

一　省政府の成立及組織……三二九
二　省内施政一般狀況……三三〇
三　教育復興狀況……三四〇
四　財政狀況……三四二
五　經濟狀況……三四三
六　杭州市狀況と何市長の急逝……三四七

第三章　安徽省現勢……三五一

一　省政府成立より現狀へ……三五二
二　省內縣狀況とその對策……三五四
三　財政策の建設狀況……三五七
四　教育事業の復興概況……三六二
五　建設態勢の充備……三六二
六　警察狀況の恢復……三六四
七　省金融の復舊狀況……三六五
第四章　南京特別市狀況……三六九
一　市施政機構の沿革……三七〇
二　財政及金融狀況……三七五
三　製造工業狀況……三七八
四　中小商工業狀況……三八〇
五　物資の移入及移出狀況……三八一
六　交通狀況……三八三

七　通信機關狀況……三八五
八　公益事業狀況……三八七
九　衞生施設の狀況……三八八
一〇　教育施設の現狀……三八九
一一　宗教の概況……三九一
一二　救恤・救民施設の現狀……三九二
一三　社會施設及法令の設定……三九七
一四　文化・娯樂機關の現狀……四〇〇
一五　民衆運動狀況……四〇一

第五章　上海特別市狀況……四〇三

一　大道政府成立より特別市制施行への經緯……四〇四
二　行政管區と政の展開……四〇六
三　社會施設及衞生設備……四〇八
四　財政對策の樹立……四一〇

五　警察整備……四一二
六　教育及交通の復興狀況……四一三
七　明朗市政への前進……四一六
第六章　治下三省首要都市復興狀況……四一七
鎭江　四一七　丹陽　四二〇　武進　四二一　無錫　四二三　蘇州　四二四　吳興　四二七
長興　四三一　崑山　四三一　吳江　四三二　常熟　四三三　金壇　四三四　杭州　四三五
嘉興　四三六　蕪湖　四三七　楊州　四三八　南通　四三九　靖江　四四一　蚌埠　四四二
懷寧　四四四　當塗　四四四　巢縣　四四四　合肥　四四五　懷遠　四四五　嘉山　四四六
宿縣　四四六　滁縣　四四六　靈壁　四四七　泗縣　四四七　安慶　四四七　崇明　四四九
徐州　四五〇
第四編　補遺……四五一——五二六
第一章　華中經濟の再建……四五一

一　戰前の經濟的地位及特殊性……四五一
二　事變による華中經濟の破壞狀況……四六四
三　華中經濟の再建の方策……四六九
四　政府指導下の經濟再建史……四七九

第二章　難民救濟と社會施設……五〇三

一　華中社會事業團體名……五〇四
二　蘇浙皖三省戰區戶口統計表……五一〇

第三章　華中民衆運動の展望と大民會……五一三

一　過去二年に於ける民衆運動の展開……五一三
二　大民會に就いて……五一六

附　錄

維新政府大事記……五二七

各院部省市長照影

。中央政府樹立への胎動
。天命維新。初周歡典
。民意開展。和平來！
。躍動新生。山河蒼久
。古色集粹

行政院長

梁鴻志

立法院長
溫宗堯

最高顧問
原田熊吉

外交部長　夏奇峯

內政部長　陳　羣

財政部長　嚴家熾

交通部長　任援道

教育部長 顧澄

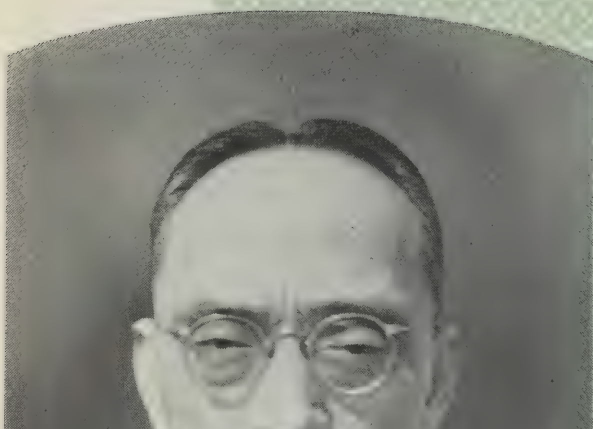

實業部長 廉隅

交通部長 江洪杰

司法行政部長 朱履龢

江蘇省長　齊耀珊

浙江省長　汪瑞闓

安徽省長 馮道煥

南京市長 高冠吾

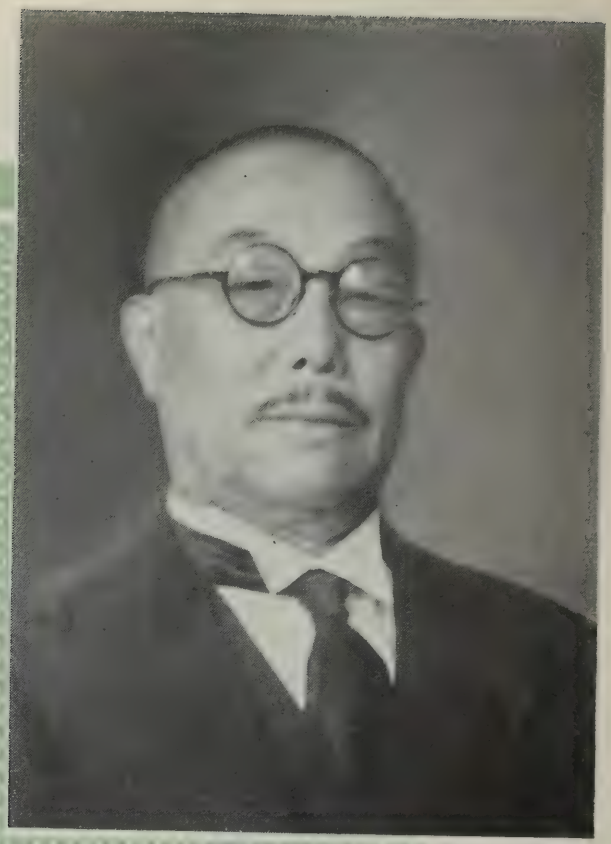

上海市長　傅宗耀

中念吳　長市州杭

中央政府樹立への胎動

歴史的第一次汪聲明の發表

巨績をとゞめる青島會談會場（迎賓館）

中央政治會議への
準備を進める青島會談第一日目

中央政府への協力申し合せ
兩政府主腦外交大變に會見

滬桑又閑あり
迎賓館溫室の巨星

政府樹立への合作推進
南京に於ける三巨頭會談

政府成立
大典擧行

（前列右より）梁鴻志・溫宗堯（中列）陳則民・陳錦濤・陳籙・陳羣・任援道・王子惠（後列）顏盛・夏奇峯・吳用威・嚴家熾・沈能毅

國旗揭揚式

天命維新

上海中心區の新政府

維新政府成立宣言の發布

初周歡典

風薫る五色旗の下に

梁行政院長祝詞

瑞氣滿堂の式場入口

殉難先烈慰靈祭

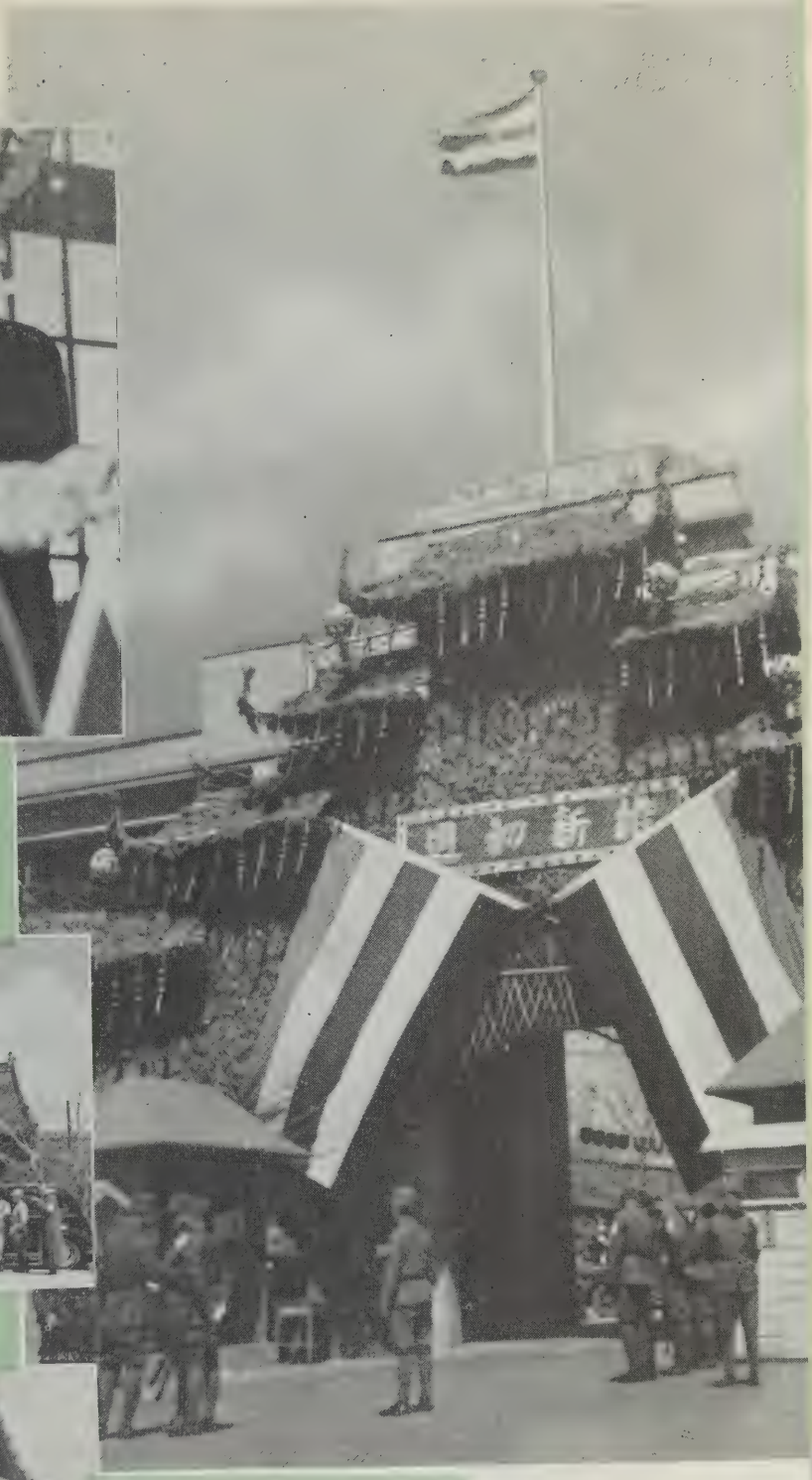

時臨新維に前を典式
手握い堅の席首府政兩

詞祝の表代府政時臨王

詞祝官揮指高最軍陸本日邦友

詞祝官長令司軍海本日邦友

祝典式場に參列の政府要人

紀念撮影

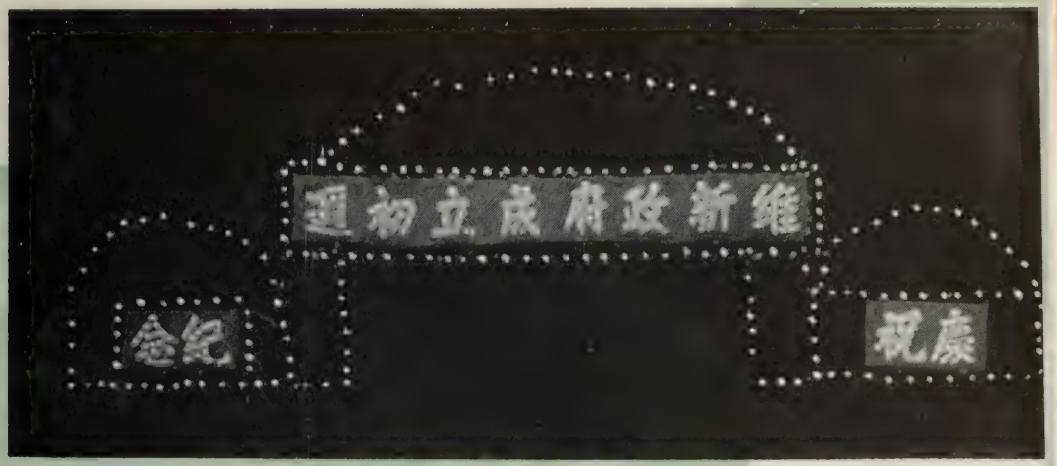

初周慶祝運動

八、一三更生運動

民意開展

中央政權樹立
促進民眾運動

反蔣反共運動

和平救國運動

東亞新秩序運動

親　密(鎭江にて)

和平來！

慈　愛(蘇州にて)

朋　友(蕪湖にて)

防　衛(南通にて)

躍動新生

(丹徒縣青年團)力努

(蚌埠綏靖隊)成練

(上海維新學院)仰敬

(南京警官學校)容肅

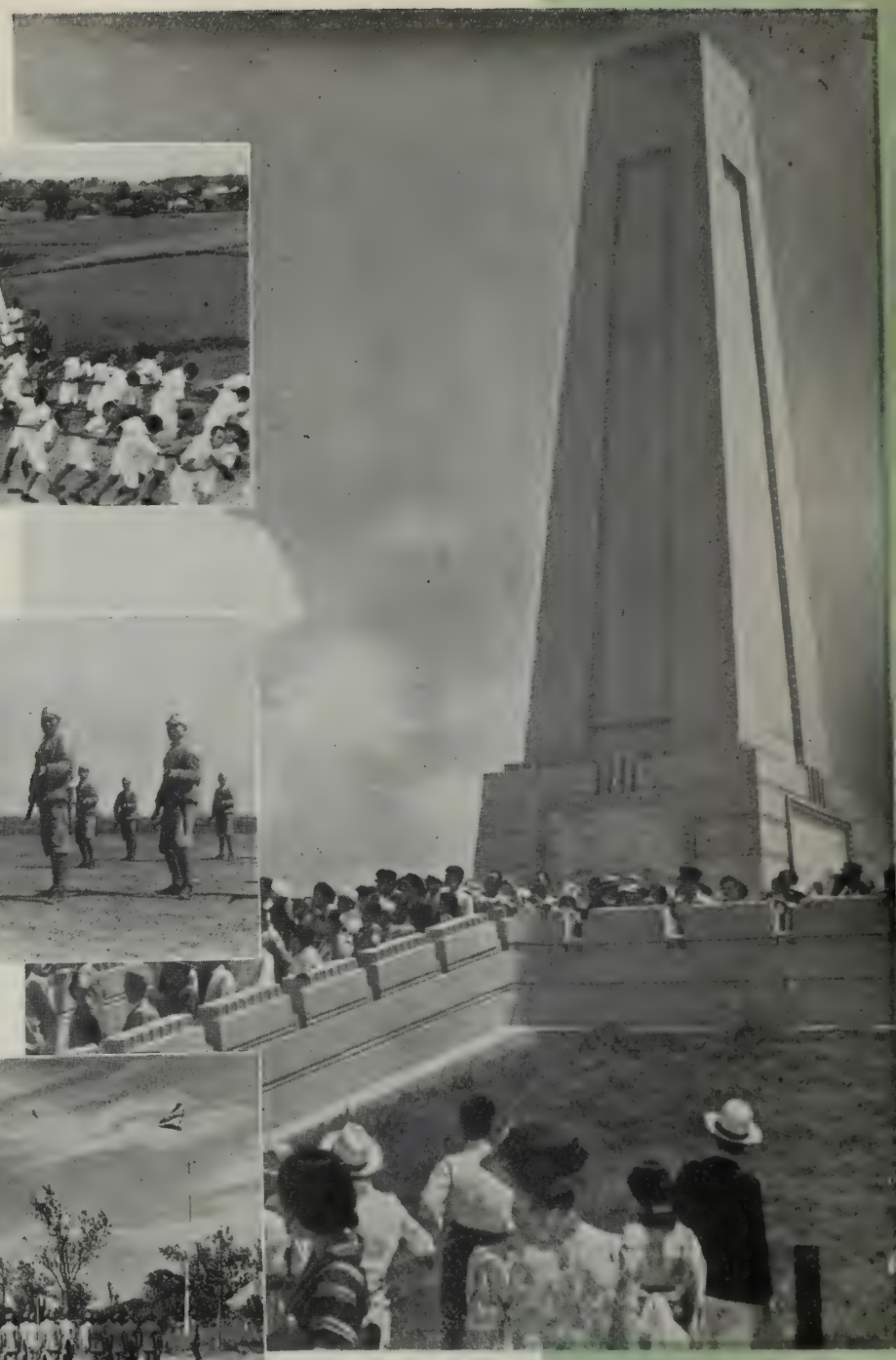

(大場鎮友邦表忠塔)石礎

新生動曜

杭州（錢塘江鐵橋）

上海（吳淞港）

南通（南通紡績）

長江（軍艦海飲）

上海（ブロードウエイマンション）

山河蒼久

江都（揚子）

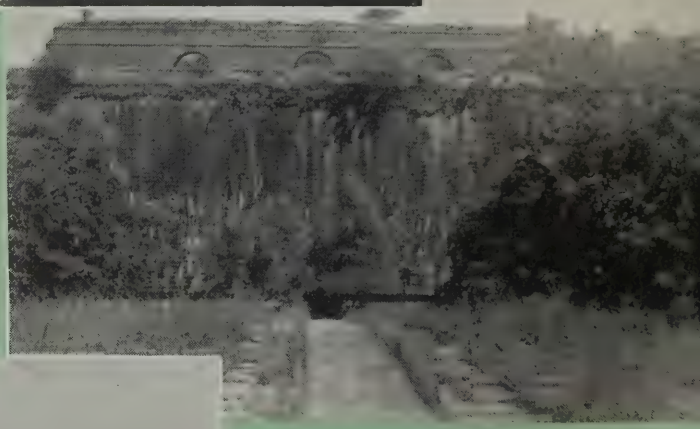

南京（明孝陵）

杭州（西湖）

上海（黃浦江）

古色集粹

南京（中山陵）

鎮江（六和塔）

蘇州（楓橋）

安慶（街市）

中華民國維新政府概史

第一編　總　論

第一章　華中政府樹立の必然的形勢

一、東亞再建の先驅

中華民國維新政府は民國二十七年（昭和十三年）三月二十八日、華中八千萬民衆の絶大なる輿望を擔つて南京に成立の大典を擧行した。

顧れば、今次事變は東洋をして世界平和の眞實の擔當者ならしむる爲の基礎を確立すべき不可避的な事件に他ならぬのであつた。前黨政府が孫總理の遺囑を無視して、必然提携協力の道をたどるべかりし友邦に對し、內には共產黨の使嗾により、外には西歐列强の誘導に乘り、多年抗日の旗旆を揭げ遂に大事を誤つて不測の禍を招來し、四億の民衆を塗炭の苦惱に呻吟せしむるに及んだ。

一步の誤謬を踏み出す者は遂に百步千步の邪道に陷るは蓋し當然の結果である。かくして首都南京を捨て、更に第二の首都漢口をも保持し得ず、遂に四川の奥地に遁竄するに至つた。

事玆に至つては、憂國の同志の能く傍觀し得るところでなく、漢民族の中心地域たる長江一帶の華中に更新せる中

華民國の正統的政府を樹立すべき氣運勃然と興り、憂國の同志相倚り相援け、廣く深き民衆の支持と友邦日本の絶大なる支持を得てこゝに維新政府の誕生を見るに至つた。

程無く重慶に蟄居せる舊國民政府内部にも同憂具眼の達識なる政治家の蹶起を見た。汪精衞氏を中心とする和平運動の澎湃たる勢力が卽ちこれである。かくの如くして、遂に孫總理の正しき遺訓のもとに更生國民黨を中心とした各黨各派は一丸となり、新らしき軌道に乘つて驀進し、遂に民國二十九年三月、全國を蓋ふ中華民國の新中央政府は樹立される事となつた。

卽ち維新政府の期するところは悉く新中央政府の目的とするところと合致するものなるを確認し、しかもその力量において一致合作による數倍の强力なる政府の樹立によつて、その所期の目的は必ず達成せらるべきことを了知確信し、各黨各派による新政權に對し全力を擧げて協力することに決意し、維新政府はその使命を完了することゝなつた次第である。

茲に中華民國維新政府の成立事情並にその業績を記錄して永く紀念せんとする所以である。

二、各地方自治機關の發生

民國二十六年七月蘆溝橋に端を發した今次の事變は八月忽ち華中に波及し、上海近傍より揚子江中下流の廣大なる地域は慘憺たる兵燹を蒙り、市都の商工業は停止し、田園は荒蕪に歸して災禍地方の住民の困窮は筆舌に盡し難きものあるに至つた。

華中に於ける各省市縣の被害は正に黨軍の抗戰程度に比例すと言ふべく、苟も黨軍の據點であつた地、及び兵車の

通過地域は殆んど破壞せられて全機能停止の止むなきに至り、その最も悲慘な事は、黨軍退却の際の常套手段である徵發、掠奪、放火等であり、まして雜軍、敗兵の暴擧は言語に絕するものがあり、各方面とも生產に必要な器材食糧等の物資一切をあげて喪失したことである。かゝる悲慘なる災禍地區住民は、更に少數友邦軍隊の間隙を襲ふ敗殘匪賊の出沒に惱まされ、全く生命財產の保全も困難なる狀態であつた。この對應策として一先づ各地市邑の先覺、有識者等が相集り友邦軍の强力なる支援の下に**治安維持會**を組織し、名の如く各村邑鄉鎭の治安維持、秩序回復に當つたが、此の種の消極的組織は歸來難民の漸次多數を加ふるに至つて、その改良强化を必要とするに至り、積極的に戰後の再生面擴大を目指して**自治委員會**の結成に進んだのである。而して各々が

○國民黨容共政權の打倒　○絕對的親日政策の確立　○一般民衆幸福冀願　○亞細亞民族の發展團結

の各條を共通の綱領として、難民救濟、治安恢復、盜難豫防、戶口調查等全く鄉民一致、自主的に一般秩序の整頓、機能の回復に努めた。就中當時の狀況よりしては他鄉の援助を期待することも出來なかつた爲に、中國舊來の制に倣つて極力自衞保甲制度を强化し、連帶責任を以て治安維持に當つたことは特筆すべきであらう。

然し此等の自治機關もその活動の限界は甚だ狹く、單に一區一邑の自己防衞のみに止り到底地方村邑の徹底的更生は期待し得なかつた。特に缺資地方に於ての物資補給、救恤施與等の財源捻出に至つては委員會は困窮を極めたのである。かくして各村邑は自己存續の道を强力なる統率機關に求め、且つは飜つて今事變勃發のそもそもの禍因たる共產黨及び蔣政權を潰滅し、中國永遠の發展を圖るためにも中央統治機關の成立を熱望して止まざるものがあつた。

いま維新政府成立前に於ける華中自治機關を表示すれば次の通りである。

維新政府成立前ニ於ケル華中自治機關表

鄉村名	機關類別	成立年月日	鄉村名	機關類別	成立年月日
寶山	自治委員會	二六年九月二三日	吳江	自治委員會	二七年二月一一日
無錫	同	一一月一四日	青浦	同	二月一五日
吳興	自治委員會	一二月一日	松江	自治委員會	同
蘇州	自治委員會	同	崇德	治安維持會	二月二五日
月浦鎮	同	一二月一三日	太平	自治委員會	二月中旬
楊行鎮	同	同	淳化	同	二月一九日
崑山	同	一二月一五日	索野	同	同
常州	同	二七年一二月二九日	華同	同	同
南京	同	一月一日	東山	同	同
太倉	同	同	清寵	同	同
滁縣	治安維持會	一月八日	京令	同	同
上海南市	自治委員會	一一日	湖熟	同	同
川沙	同	一三日	都襲	同	同
南淳	治安維持會	一五日	眞茹	自治聯合會	二月二〇日
吳興	自治委員會	一月一六日	杭州	自治委員會	三月一日
常熟	同	一三日	上海滬西第一區	同	三月七日
鴨窩沙	同	一月二五日	南匯	同	三月一四日
丹陽	同	二月一日	同第三區	同	三月一五日
嘉定	自治委員會	二日	滬西總會	自治總會	三月二三日
燕湖	中央治安維持會	二月五日	崇明	自治委員會	三月二七日
鎮江	同	二月一〇日	楊州	同	同

三、華中中央政府樹立への擧國的要望

飜つて華北に於ける當時の形成を見るに、八月一日早くも天津に於ては高凌霨を會長とする天津治安維持會、翌二日には江朝宗を主班とする北京治安維持會の誕生を見た。又華中に戰火及んで十二月十三日遂に國都南京も陷落するに至り、此の紀念すべき翌十四日には華北北京に於て國民待望の中華民國臨時政府が成立したのである。

同政府はかつて財政總長、中國銀行總裁等の要職を歷任した王克敏を主班として、王揖唐・朱深・董康・齊燮元等更生中國にふさはしき先覺者の就任を見た。該政府は元より今次の戰禍を收拾し、流亡を收めて蔣政權多年に亙つた一黨專制を排除し、且つ世界平和の禍根たる共產主義の滅却を計つて友邦と共に興亞の大業に邁進せんとするものに外ならない。首都南京の陷落に次ぎ華北に斯かる臨時政府の成立を見たことは、實に更生中國の歡喜これに過ぐるものはなく、特に今次中國に戰火を招來した所以を顧み、一黨專制の排擊及三權の分立を基礎とした委員會制度の近代體制を以て民意の暢達を圖り、戰禍の困難を克服せんとする精銳なる氣力は、中國のために感激に堪えないところであつた。

當時華中に於ても戰禍は普く、再起の日も豫測し難き狀態であり其の前途は全く暗澹としてゐた。この間僅か各地方有力者による前述の如き治安維持會又は自治委員會が生れ、各鄕村の自治に努めたとは云へ各々の行ふ處區々として聯携協力に缺くる處があつた。のみならず斯かる自衞的自治機關のみでは永久的統治も不可能な事明瞭であり、祖國の前途を憂慮するの秋、早急に中央政府を樹立して國家體形を整へる必要があつた。誠に斯くせざれば中國現下の難局を打破し容共の禍根を抹消して、政治を軌道に乘せることの不可能なるも亦明かである。

民衆がかゝる事を自ら認識して來た折、早くも華北に臨時政府が出現したる爲、華中々央政府樹立の要望は一層拍車され、上海を中心として東西志士の往來も漸く繁く、梁・溫・陳等の諸士を繞つて二十七年一月より俄然實踐的運動は表面化するに至つたのである。尙之に併行して華中各地に勃興した民意又凄まじく、政府樹立工作の支援は一大民衆運動として展開されるに至り、蘇州・鎭江・上海・蕪湖・嘉定・無錫・吳江・杭州・湖州・太倉等の各自治委員會を初め各界聯合會、治安維持會等より多數の通電、宣言書、請願文を受領するに至つた。その二、三を擧ぐれば左の如し。

鎭江自治委員會通電

本會成立シ忽チ此處ニ二ヶ月ヲ經タリ其ノ間流亡ヲ慰撫シ百業ヲ振興セリ依テ地方ニ於テハ略々安定セル模樣ナルモ中樞ニアリテハ主宰スルモノナシ卽チ統馭スヘキモノ無クンハ各方面ニ發スル政令ハ遵行セシムルニ處ナク一切ノ庶政ハ推進スルニ由ナシ爰ニ於テ特ニ民意ヲ披瀝シ通電ヲ發シ呼籲ス希クハ國內ノ賢達諸士ハ一致奮起シ速カニ中央政府ヲ組織シ以テ人民ノ苦ヲ解放セハ地方ノ爲國家ノ爲至幸ナリ

鎭江自治委員會委員長　柳　肇　慶

蕪湖中央治安維持會通電

民衆ニ於テ治安ノ全キヲ望ム事甚タ痛切ナリ須ク新政權ヲ速カニ樹立シ輿論ニ順應ス可シ謹ミ電信ヲ以テ申請シ御採納ヲ乞フ

蕪湖中央治安維持會長　朱　繡　等

江北自治委員會通電

本會ハ地方父老ノ推選ニヨリ成立シ以來已ニ三ヶ月秩序ノ恢復セルモノ二十八縣ヲ有ス警保ノ成立流亡ノ撫輯交通ノ整理商業ノ復興等凡ソ重要ナル諸政治ハ全力ノ集中ヲ惜マス實行セリ

凡ソ兵革ヲ經タル縣ノ難民ニハ撫卹ヲ施シ未タ兵火ニ遭ハサル地域ニ對シテハ元氣ノ保存ヲ計リ來リ地方的ニ云ハハ規模粗乍モ統治機關ハ具備セリ國家的立場ヨリセハ卽チ數ヶ月來依然トシテ無政府狀態ナリ推測スルニ和平ノ望ミ未タ難ク戰時遷延ノ時ニ凡ソ我カ子孫ヲ遺胤スルハ理想ノ安キニ反シ實行シ難シ江浙兩省ノ農竈尙ホ餘裕有リテ沃野千里時期ニ應シ播種セハ衣食ニ足ルヘシ

凡ソ國家ニ於テ民生ヲ計策スル者ハ至大且ツ鉅ナラサル可カラス若シ中樞ニ倘ホ依然トシテ缺陷アル如キハ政令ヲシテ齊一ナラシメス則チ各方面ヨリ喁喁ト治ヲ望ムト雖モ秉トシ承合スルハ到底不可能ナリ本會ハ二十八縣ノ民衆ヲ代表シテ特ニ全國各界ニ向ヒ誠意ヲ以テ披瀝セントスル處ハ海內ノ賢士ノ中ニ於テ此ノ難局ヲ征服ス可キモノヲ深ク切望ス斯クシテ最短期內ニ中央政府ヲ成立シ以テ戰區後方ノ最高統治機關ヲ司リ水火ノ中ニ溺ルル人民ヲ救ヒ中國ヲ尊ヒ國家ヲ磐石ニ置クハ火急ヲ要シ此レニ越スモノナシト斷言ス我カ全國ノ父老ヨ速ニ奮起セラルヘシ

江北自治委員會委員長　方　小　亭　以下全體委員通電謹白

蘇州自治委員會通電

本會成立シテ忽チ四個月ト成リ秩序ノ恢復流亡ノ安撫交通ノ整理商業ノ復興難民ノ救濟戶口ノ調查等ノ諸重要事項ニ對シテハ漸次進涉シ略々其ノ規模ヲ具フルニ至レリ但シ完整セル國家ノ立場ヨリ云ハハ矢張リ無政府狀態ト云ハサル可カラス其ノ間災厄ニ罹リタル事數ヶ月ニシテ苦痛ヲ嘗メシ事限リ無シ凡ソ我カ民衆ハ鵠首シ安居樂業ヲ期待シ艱難辛苦ヨリ救ハルル事ヲ切望シテ止マサルハ何人ト雖モ等シク此ノ心ヲ有スレハナリ蘇浙兩省ハ蠶糸出產ノ區域ニシテ甚タ生產量ニ富メリ依テ桑苗ヲ植ヱ蠶種ヲ孵育セシムル事時機ニ遲ラシメサル事肝要ナリ是レ國計民生ニ關スル處最モ大ナリ苟モ此ノ時ニ於テ完整セル秩序ヲ恢復シ政治機構ヲ有スルヲ得ハ精氣ヲ傷付ケラレタリト雖モ尙補救シ得ヘシ本會ハ此處ニ民衆ヲ代表シ全國ニ誠意ヲ盡シ深ク海內ノ賢達諸士ニ望ム出テテ艱難ナル國務ニ任シ中央新政府ヲ組織シ戰區後方ノ最高統治機關トシ政治上統制アル効果ヲ收メンカ是ニ由リ始メテ人民ノ復興ヲ見ル事ヲ得ヘシ今日ニ於ケル目前ノ要務之ニ過クルモノナシ本會ハ地方ノ重大任務ヲ負ヒテ痛心スル次第ナリ全國ノ父老兄弟一致シ中央政府ヲ推戴シ早速成立セシムル樣努力セラレタシ國家ノ爲幸甚之ニ過クルモノナシ痛切ニ詞ヲ並ヘ公衆ノ御諒察ヲ願フ

蘇州自治委員會

中華民國各省代表聯合會宣言書

昔ヲ稽察セハ紂王殷ヲ亡セシ禍亂ノ因ハ蘇氏ニ有リ明皇（唐朝）西蜀ニ行幸シ荒淫ヲナセシ因ハ楊家ニ在リ神龍褰ヲ降サハ必ス妖星ニ屬シ牝雞晨ヲ司ラハ固ヨリ吉兆ニ非ス此レ歷史上ノ戒ムル所ナリ

方今國勢危急ニシテ民情紊亂セリ諸方多難ニシテ四海騷擾シ一歲ノ抗戰タメニ八省兵災ニ遭フ巨港ハ屍ヲ以テ塡メ長城ハ血ヲ以テ滿テリ吳越ノ膏血盡ク灰燼ト化シ中原ノ命脈忽チ邱墟ニ變ス是カタメ難ニ死セルモノ百萬人ヲ算ス家鄉ヨリ流離シ居

所ヲ失セルモノ千萬人ニ至レリ救國ト呼號スルモ國力日々ニ縮小セラレ救民ト言フモ民力衰微スルノミナリ如斯キ禍ノ起因ヲ追究セハ彼ノ當事者實ニ其ノ責免カルル事能ハサルナリ卽チ十有餘年專制政治ヲ施行セシ以來奸佞ノ進言讒言ニ從ヒ親戚黨員ヲ散布シ以テ爪牙トナシ虛構ノコトノミ爲シ盡セリ外交ニ於テハ標語口號ヲ以テ一時ノ快活ヲ求メ內政ニ於テハ民意ヲ脅迫シ虐政枚擧スルコト能ハス財政ニ於テハ表面上建設ト稱シ裏面ニテハ搾取ヲ事トス教育ニ於テハ五倫ノ道ヲ毀滅シ文化ヲ弁髦ス實業ニ於テハ統制ヲ口實ニシ操縱ヲ實施ス甚シキニ至リテハ死黨ト結托シ反對派ヲ慘戮シ民生ヲ龔括シテ國計ヲ壟斷ス富源ヲ海外ニ移シ國內ノ經濟全ク顧ミス廉潔ヲ宣傳セルモ苞苴賄賂ヲ公然ト行ヒ民權ヲ標榜セルモ輿論ヲ禁止セシム其ノ罪跡ヲ綜合セハ記載シ難キナリ

如斯クアラハ外患ナシト雖モ敗亡スルニ足ル且ツ七年間剿匪ヲ敢行セシモ寸效スラ收メス旬日脅迫セラルニ及ヒ初志ヲ忽ニ變更シ婦女ノ手ヲ借リ私ニ降服ノ約ヲ結ヒ逆黨ニ心ヲ委ネ赤化ノ方策ヲ許容ス抗日ヲ愛國ト稱シ青年ヲ蠱惑シ共產ノ暴行ヲ敢行シ名教ヲ摧殘セシム遂ニ友邦ニ信ヲ失ヒ禍害ヲ招キ輕々シク戰端ヲ開キ國基ヲ動搖セシメ原野ニ膏血ヲ塗リ城市ヲ焦土ニ變セシムルニ至ル尙又其ノ過ヲ悟ラスシテ改悛スル所ナシ

嗚呼悲シキ哉如斯キハ固ヨリ彼等ノ罪ニシテ豈亦吾等四億同胞ノ蔣ニ對シ望ミシ所ナル可キヤ假令彼等滅亡スヘキモ中國亡フル事ヲ許ササルナリ彼獨裁ムヘク人民實ニ咎ムヘカラス過去ノ歷史ヲ調査シ五大洲ヲ從覽スルニ外交上ノ失策何レノ國ニテモ無キニシモアラス苟クモ內ニ於テ國情ヲ審ニ知リ外ニハ時勢ヲ洞察シ利害ヲ權衡シ得ハ危ヲ化シテ安ニ變シ得ラルルナリ彼蔣介石ハ自存スヘキ道ニ暗ク偏ヘニ自殺スル途ヲ踐メルナリ艱難ナル時局ニ遭ヒタリト雖モ焉ソ之レカ打開スヘキニアラサル可キ若シ誠心以テ相見ユレハ干戈ヲ化シ玉帛ト爲ス事得ラルヘシ相互ニ和衷共濟シ國利民福ヲ謀リ滅亡ヲ救ヒ共存ヲ圖ラントセハソノ時期無キニアラス棟折レ榱崩レハ之ニ僑居セルモノ將ニ厭フ可シ

昔日ノ賢人顧亭林曰ク「天下ノ興亡ハ匹夫ト雖モ責アリ」ト同人不肖乍ラ敢ヘテ斯ノ義ヲ忘レス爰ニ於テ各省ノ公直ナル人士ヲ集メ本會ヲ設立シ共同ニテ討論シタル後梁鴻志溫宗堯等ヲ推擧シ政府ヲ改メテ組織シ羣力ヲ糾合シ秦ノ如キ暴政ヲ革除シ國民ト共ニ維新更始セン事ヲ希ヒ以テ外ニハ國交ヲ敦クシ內ニハ國脈ヲ延長シ主權ノ完璧ヲ恢復セシメンカタメニハ山河破碎セリト雖モ尙行クヘク熱湯ニ赴キ烈火ヲ踏ム事敢ヘテ辭スル所ニ非ラス是カ非カ功カ罪カ凡テ靑史ニ俟チ海內ノ賢者諸士ニ援助ヲ乞ヒテ止マサル次第ナリ　謹テ宣言ス

中華民國各省代表聯合會　李逢春　陳開先　黃達遠等五百三十六名同啓

第二章　中華民國維新政府の成立

一、成立大典禮擧行

(一)　大典籌備會成立より開幕へ

華中各地民衆の要望は以上の如く熾烈なるものがあつた。依つて同志相圖り茲に華中々央政府準備委員會を組織した。卽ち準備會は華北臨時政府及友邦關係當局と密接な連繫の下に具體的政府設立工作に邁進し、又日本政府に於ても去る二十七年一月二十八日の聲明に基いて極力之を贊助する事と決した爲、準備の進捗狀況も一段と活潑な動きを見るに至り、擧式の期日も決定するに至つて、大典籌備委員を任命した。

大典籌備委員會　委員長　沈能毅

幹部委員　高仲彤　余穀民　陳誠　葉鼎新　竺緩卿

斯くて期日も迫り三月中旬諸々の計畫も之等委員の獻身的な努力により準備成り、三月二十八日その名を天命維新の故事に則り維新政府と稱名し、更生中國、復興華中の大使命を擔ひ前國都南京の地に大典禮を擧行したのである。

民國二十六年八月十三日上海に於て今事變の勃發以來友邦は遂に華中にも兵を進め、同年十二月十三日蔣政權の牙城南京を屠つてより百餘日にして本政府は成立した譯である。この日式場である舊國民政府大禮堂も更生色豐かに五色旗は高く大門に揭げられ、空には一點の雲もなく陽春の朗候は新政府の前途を祝するかに見へ、過去幾月生死の境

にあつて今日を迎へた吾人の喜びは、新たなる希望と熱情に胸躍り止む所をしらない狀態であつた。又この待望の日を迎へた華中八千萬民衆の歡喜も大きく、戸毎に新國旗五色旗を揭げて熱烈な慶祝をなし、晝夜をわかたぬ慶祝行列は各地に於て擧行されたのである。當時式場に於ては午前十時より政府成立大典禮が擧行され、

梁鴻志（行政院長兼交通部長）　溫宗堯（立法院長）
陳籙（外交部長）　陳羣（內政部長）
任援道（綏靖部長）　陳錦濤（財政部長）
陳則民（教育部長）　王子惠（實業部長）

を初めとして夏奇峯（內政部次長）　嚴家熾（財政部次長）　胡祕泰（交通部次長）　沈能毅（實業部次長）　顧澄（教育部次長）等各要人參列の上、悠揚とした新國歌「卿雲」に迎へられその就任を見たのである。茲に式典次第とし典禮儀註を述べる。

（二）典禮儀註

當日午前九時豫め儀仗兵を大禮堂、大門、儀門、廊下に配置し、樂隊を大禮堂の階下に設けて大典に參加すべき政府人員及び外賓は大禮堂左右兩邊の定席に參列する。

午前九時鳴贊官（唱禮官）は大禮堂階下の中央に南面直立して「謹んで中華民國維新政府成立の式典を擧行する」旨を述べ、次いで國歌卿雲歌の演奏裡に昇旗禮（國旗揭揚式）を行ふ。卽ち大禮官より導引官を先頭として各院長、部長次長は國旗揭揚臺に至り整列の後大禮官は行政・立法・司法（缺）の三院長に恭請、國旗揭揚後鳴贊官により全體敬

禮をなす。

終つて大禮官は各院長を先導し以下各員は導引官により大禮堂に至り肅立するや、觀禮外賓及新聞記者の着席肅立を請ふ。奏樂終るや政府人員は等しく國旗に三鞠の敬禮を行ひ、後行政院長は案前に至つて維新政府成立宣言書を朗讀發布し、次いで外賓代表は祝詞を朗讀呈上し、之より改めて全員肅立裡に國歌の奏樂を行ふ。

その後大禮官は導引官をして觀禮外賓及新聞記者を場外に導引し續いて政府人員を大禮堂外に導引、紀念撮影後鳴贊官により「禮式終了」の旨を告げ、大禮官は各院長を、導引官は各部長、次長を導引して式場を退出する。

(三) 政府發言人問答

尙政府は成立に當つて余穀民・沈能毅・竺緩卿を政府發言人に任命し、南京に於ては日本語を竺緩卿、英語を以て沈能毅、上海では日英語共に余穀民を以て新聞記者よりする新政府への質問に應へしめたのである。當日の應答は次の通りであつた。

問 新政府は如何にして産出したものか?

答 事實上の必要に基いたものであるが故に純粹事實の政府である。

問 政府の成立には何か母體がないか?

答 事實的政府である以上母體のない事實は明瞭であらう。

問 北京臨時政府に對する關係は如何?

答 既に宣言中に明確に發表してあるから贅言を要しない。

問　新政府の政策如何？

答　現在のこの狀勢下に於て先づ着手する要あるは各省の領土主權を戰前の狀況に恢復させる事である。新政府の政策としては秩序を恢復させ被禍難民を慰撫する。農村を安定し商業を復興させる事を以て四大要政とする事に決定して居る。この四大要政を明瞭に效果を擧げさせる爲には先づ警察の整備を圖り交通を恢復させることより着手する。

其他の教育實業方面に對しても、兵亂後停頓したもの甚大なるが故に漸次原狀に復させるべく努力する。共産政策に對しては東亞の危機を招來させ、世界を擾亂するものと認めるを以て斷乎之を排撃する。

問　新政府の外交方針如何？

答　新政府は北京臨時政府と同一外交方針を採らんとしてゐる。

蓋し世界の安定を求めるならば先づ東亞の和平を唱導することを要す。東亞の和平を求むるならば則ち隣邦と好誼を結んで相互に尊重し、彼我悟を定めて仇視敵對の過失を矯正する必要がある。歐米の各締約國に對しては條約を尊重して益々敦睦を加へる方針である。

問　前國民政府に對する關係如何？

答　前政府は職權を行使する事が出來なくなつた爲に、本政府が民意を帶びて起ち、政を施行するのである。

二、維新政府成立宣言

近年百政腐敗シ羣小朝ニ滿チ外交ヲ語ンセスシテ只豪語ヲ誇ル民ヲ導カスシテ戰ヲ爲サシメ軍備ナクシテ空言ヲ

恃ム香ニ民命ヲ以テ犠牲トナシ國家ヲ賭物トナスニ止マラス遂ニ神州ヲ塗炭ニ陥入レ京邑ヲ廢墟ト化シ萬竈ニ煙ナク四民業ヲ失フニ至ル

國ニ當ル者師ヲ喪フコト益々多クシテ敗報愈々頻ナリ失地益々多クシテ搾取愈々甚シ而モ未タ一事ヲ擧ケ以テ過ヲ省ミ一言ヲ出シテ以テ己ヲ罪セルモノアルヲ聞カス焦土政策ハ自殺ニ等シク容共政策ハ寇ヲ招クニ同シ　是中國有史以來唯一ノ惡政府ニシテ其ノ居行心事ハ蓋シ桀紂モ爲スヲ肯セス闔獻モ及ハサルトコロナリ　現在四川ニ一時ノ安逸ヲ求メ湖北湖南ニ潜伏スト雖モ只徒ラニ呼號スルヲ以テ自ラ娯ムノミニシテ已ニ統御ノ力ヲ失ヘリ

吾人等義憤措ク能ハス竟ニ起チテ亡ヲ救ヒ舊ヲ除キ新ヲ置キ民ト共ニ更始セントス

爰ニ三月二十八日南京首都ニ中華民國維新政府ヲ重建ス其唯一ノ使命ハ卽チ領土主權ヲ戰前狀態ニ復現シ隣邦ト樽俎折衝シテ敦睦ニ歸シ勉メテ國人ヲシテ戰禍ノ苦ヲ免レシメ同種ヲシテ兄弟相爭フ事無カラシメ吾國舊有ノ道德ニ基キ東亞ノ平和ヲ確立シ更ニ歐米列國ト連絡ヲ保持スルニアリ維新政府ノ成立ハ蘇浙等ノ省ノ事實ニ根據シ其ノ性質ハ臨時的ノモノニシテ臨時政府トハ初メヨリ對立ノ心無シ將來中央所管ノ事項ト不可分ノモノハ臨時政府ニヨリ商酌辦理ス且ツ津浦隴海兩路ノ交通恢復セル後ハ臨時政府ト合併スヘシ

蓋シ同人等ハ常ニ國內ニ對峙的兩政府アルヲ願ハサルモノナリ秩序ヲ恢復シ流民ヲ慰撫シ農村ヲ安定シ商業ヲ復興セシムルコトハ目下最緊ノ急務ナリ謹テ常ニ群力ヲ集合シ逐一進行シ以テ老父母子弟姉妹ヲシテ各常業ニ安ンシ漸次生計ヲ復セシムヘシ人民ノタメ兵災ヲ減少セシムルハ卽チ國家ノタメ元氣ヲ培養スル所以ナリ之ヲ醫療ニ譬フレハ卽チ先ツ治療ヲ先トシ病既ニ除カルヽヲ待チ後徐ニ養生ヲ圖ルニ等シ敢テ治理ヲ空誤シ富强ヲ豪語シ以テ我カ困苦九死一生ノ民衆ヲ欺カントスルモノニアラス

荊棘地ニ遍ク烽火天ニ滿チ祖國ハ灰燼ト化ス窮民ハ傷殘セシ後ニ於テハ功ヲ表ハスコト易カラス又着手最モ難キコト明カナリ惟各々智能ヲ盡シ我カ使命ヲ全フシ所信ヲ貫徹スヘキコトヲ天民ト共ニ誓フモノナリ

茲ニ敢テ民衆ニ告ク

中華民國二十七年三月二十八日

三、維新政府政綱十ケ條

維新政府は成立當日直に成立宣言と共に政綱十ケ條を中外に發表し其の政治の基綱を明かにした。

一　三權鼎立ノ憲政制度ヲ實行シ一黨專政ヲ取消ス

二　切ニ共產主義ヲ排擊シ赤化ノ危險ヨリ東亞ヲ免カレシメ動亂ノ禍根ヲ除去ス

三　外交ハ平等ヲ原則トシ權力ヲ喪失セサルヲ以テ主旨トナシ中日ノ親睦ヲ促進シ東亞ノ和平ヲ鞏固ナラシムルト共ニ各國トノ永遠ノ睦誼ヲ確保締約ス

四　各省被災區ノ難民ハ速カニ復歸セシメ舊業ニ就カシムルト共ニ非戰區ニアリテハ保安組織ヲ設立シ土匪ヲ掃蕩シ鄉土ヲ淸掃ス

五　失業救濟資源開發工業ノ振興農產物ノ改良ハ國家ノ指導下ニナシ廣ク外國資本ヲ吸收スルト共ニ友邦ト經濟提携ヲ圖ル

六　既成ノ工商企業及ヒ金融組織ヲ扶助シ發達強化セシメ國富ヲ增加セシム

七　中國國有ノ道德文化ヲ本トシ世界ノ科學知識ヲ吸收シ理智精粹體力強健ノ國民ヲ養成セシメ從前ノ敎育及

ヒ淺薄ナル學說ハ須ク根本的ニ廓清ス

八　財政ハ收支適合ヲ圖リ人民ノ負擔ヲ輕減シ冗費ヲ節省シ全國ノ福利ヲ增進セシメ從前不急ノ建設苛細ノ捐稅等凡ソ民衆ニ害アル可キモノハ悉ク之ヲ芟除ス

九　人材ヲ登用シ識者ヲシテ充分ニ國家ニ盡力セシメ言論ヲ公開シ國民ヲシテ隨時政治ヲ批評セシム

一〇　官吏ノ貪汚ヲ嚴懲シソノ成績如何ヲ見テ免官シ二重ノ機關ヲ合同セシメ吏道ヲ刷新ス

四、維新政府周年宣言

本政府成立以來今ヤ茲ニ一週年ヲ迎フ　去年ノ今日ヲ追想スルニ我カ政府同人敢テコノ重責ニ任シ以來營々努力邁進シテ倦マス以テ今日稍見ル可キ成果ヲ擧クルヲ得タリ然リト雖モソノ當時豫期セシ所ニ比スレハ尙前途遼遠ナルヲ痛感ス幸ニシテ此ノ一年各省市行政機構逐次育成シ秩序ノ回復市面ノ繁榮人心ノ動向亦復興ノ途ニ向ヒテ步々前進シ治安ヲ攪亂スルモノハ之ヲ掃蕩シ和平ヲ阻碍スルモノハ之ヲ膺懲シ同心協力不撓不屈邁進シツヽアリ此ノ點政府同人ノ聊カ信シ自ラ慰ムル所ナリ茲ニ一週年紀念慶祝ノ式典ニ當リ我カ同人ハ過去ノ工作ヲ檢討シ將來ノ方針ヲ確定シ言行一致銳意之ニ努メ廣ク人材ヲ求メ以テ行政ノ機構ヲ增進シ犧牲ヲ怖レス苦難ノ環境ヲ打破スヘキナリ

斯クテ早急ニ東亞新秩序ヲ具現セシメ中國新國家ノ完全ナル獨立ヲ期シ以テ我カ同人タルモノ克ク和平救國ノ重大使命ニ副フ可シ神明亦此ノ言ヲ照覽アラン

第三章　維新政府組織體系

一、政府中央組織の體容

中國維新政府は三權鼎立の政綱に基き、行政・立法・司法の三院を以て構成する。

行政院は維新政府の最高行政機關であり、正副院長各一名を置く。院内には秘書廳及び銓敍・考試・統計・典禮・印鑄僑務の六局を設け、別に外交・内政・財政・綏靖・教育・實業・交通の七部に依り各々の行政部門を管掌させ、秘書廳に秘書長、局に局長各々一名を置き、各部には部長一、次長二を置いて各々を主掌せしめる事を規定してゐる。但し行政院内局の銓敍・考試・統計・典禮・僑務の五局は當初より未設とし來つたが政務の都合によつて其後宣傳局・臨時通濟局戒烟總局を增設した。

立法院は維新政府の最高立法機關であり、民意に基く國會成立前に、法律案・豫算案・決議案宣戰案・媾和案・條約案・彈效案・大赦案及び其他

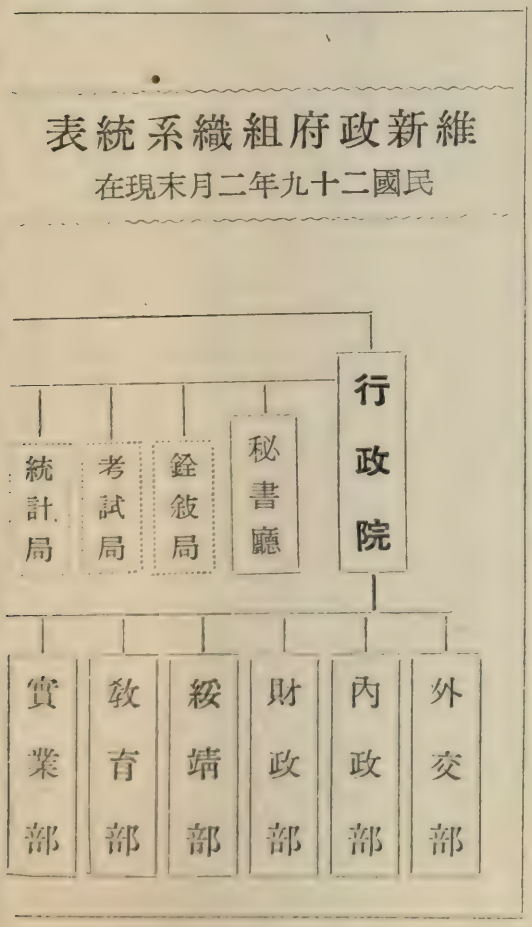

の重要國際事務を議決する。

院には正副院長を各一名置き、立法委員四十名乃至六十名を以て經濟・外交・法制・財政・治安の五委員會を設け、立法事項の審議に當る。又院内に秘書廳及び編譯處を置き秘書長及び處長各一名を以て之を主管せしめる。

司法院は維新政府の最高司法機關として正副院長各一名を設け、司法行政部及行政法院を置く。但し司法院未成立に就き司法行政部を臨時に行政院に屬せしめて居る。

二、地方行政組織の體制

本政府治下に省・道・市・縣の各行政機關を設置する。

（一）省

省政府は維新政府に規定せられた省の區域内に於ける最高行政機關であり、維新政府の法令の

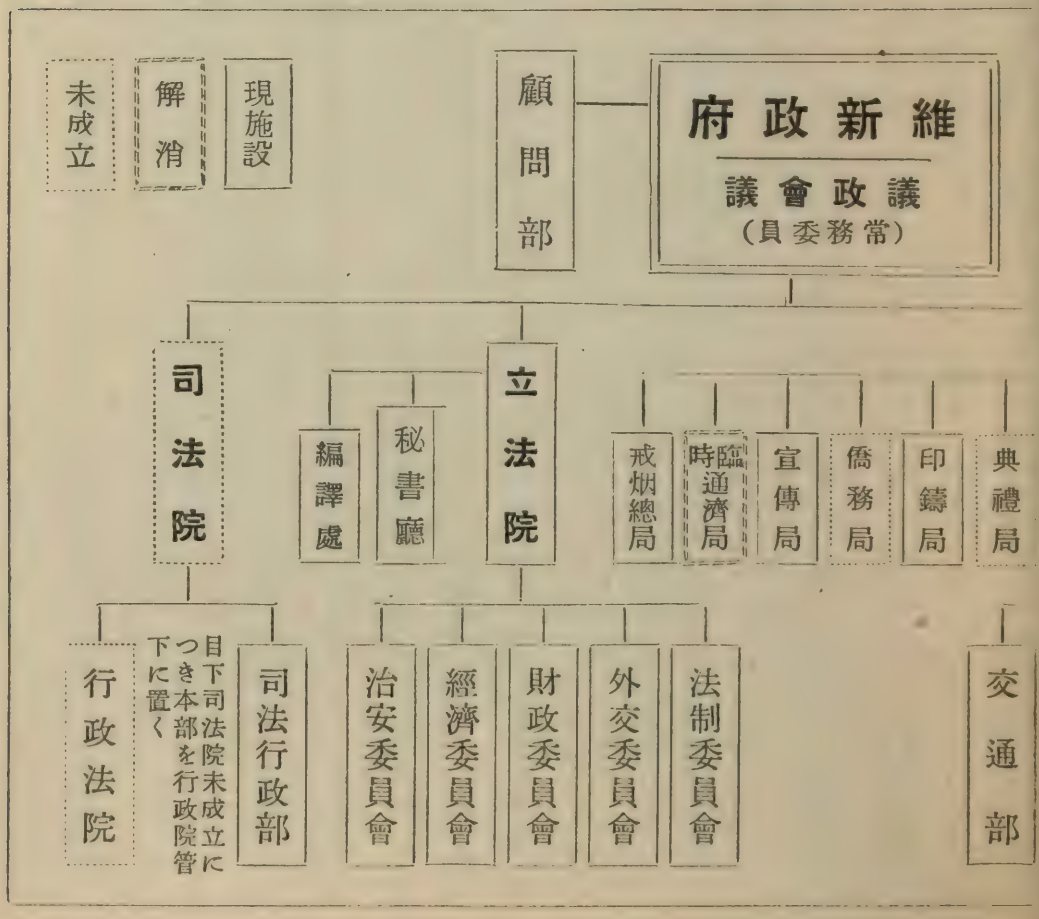

範圍内に於て省令の發布、省單行條例及び規定を制定す、但し人民の自由を制限し負擔を增加す可き事項に關しては維新政府の許可なくして之を施行し得ない。省政府には特任省長を置いて全省の政務を綜理せしめ、所屬の道、縣、市各機關及び職員を指揮監督する。

（二）道

道の管轄區域は舊道尹の所管區域とする。但し特殊な情勢に依つては省長の酌量を得て內政部に諮問し、內政部は行政院に申請して維新政府の決定公布後之を變更し得る。道の主管としては道尹を置き省長に隷屬せしめ、所屬各縣及各機關の行政事務を管理させる。道尹の任命は省長の特別保證により政府が之を任命する。道尹は法律命令並に省長の委任に依つて所屬各縣の行政事務を監督し、法令の範圍內に於て道單行章程を發布する外、駐紮警區內に於ける警備隊を指揮し、非常事變又は特別重要事件の防遏、防衞を要する時には道尹より省長へ、省長より附近駐屯軍隊、軍艦長官に派兵を電請し得る。

（三）縣

縣政府には知事一人を置き、縣行政長官とし道尹に隷屬し縣行政事項を掌る。

1 法律命令省道章程を執行せんが爲めの縣單行章程の發布。

2 本縣內に駐屯する警備隊の派遣に關する事項。

3 非常事變並に兵力を要する特別重大事件發生遭遇の際は、電文を以て省長並に道尹に報告する外、附近に駐屯する軍隊並に軍艦長官に派兵を要求し、且之に協力するものとす。尙縣行政事項の處理並に之が圓滑遂行の爲め縣參議會の制度を設ける事を得。

縣の行政區域に關しては其の現有區域に依る縣の廢置分合並に變更は省長が之を行ひ、見取圖に說明を附し內政部に之を諮請する。內政部は行政院に呈准し維新政府が之を公布する。

(四) 特別市

特別市は人口百萬以上又は維新政府並に政府辦事處の所在地及び政治經濟上特殊の事情ある都市に設け、內政部に直屬せしめる。

市には市政府を設け特任又は簡任の市長一名を置き、本市の行政事項を掌理して所屬各機關並に自治各機關及所屬職員を指揮監督する。之が爲め市參議會の制度に據つて法令の範圍內に於て市令の制定、市單行規則の發布等を爲し得るものとす。市政府は秘書處、社會、警察、財政、工務、教育、土地、衞生の一處八局を以つて構成し、參事（簡任或は薦任）二名を置き市單行規則並に命令の諮議、編纂、審查等に任ぜしめる。市長は非常事變或は兵力を要する特別重大事件の發生の際は、近隣の軍隊或は軍艦長官に電文を以て派兵の要求をなし、且つ之れが協助を爲すものとす。市の劃定變更に關しては內政部之を行政院に申請、行政院は維新政府に轉呈し、維新政府之を決定する。尙維新政府の所在地に於ては警察局を設け又警政に關する事項は警察廳に於て掌理する。

(五) 普通市

普通市は人口三十萬以上の人口の聚居する地方又は人口二十萬以上にして公民二分の一以上を有する地方に市政府を設け省政府に隸屬せしめる。

市區域の劃定或は變更は省政府に於て內政部に諮請後、內政部は行政院に轉請し行政院が之を裁決する。

市政府に簡任或は薦任の市長一名を置き、本市行政事務の掌理及び所屬各機關並に各自治機關を監督する。又必要あ

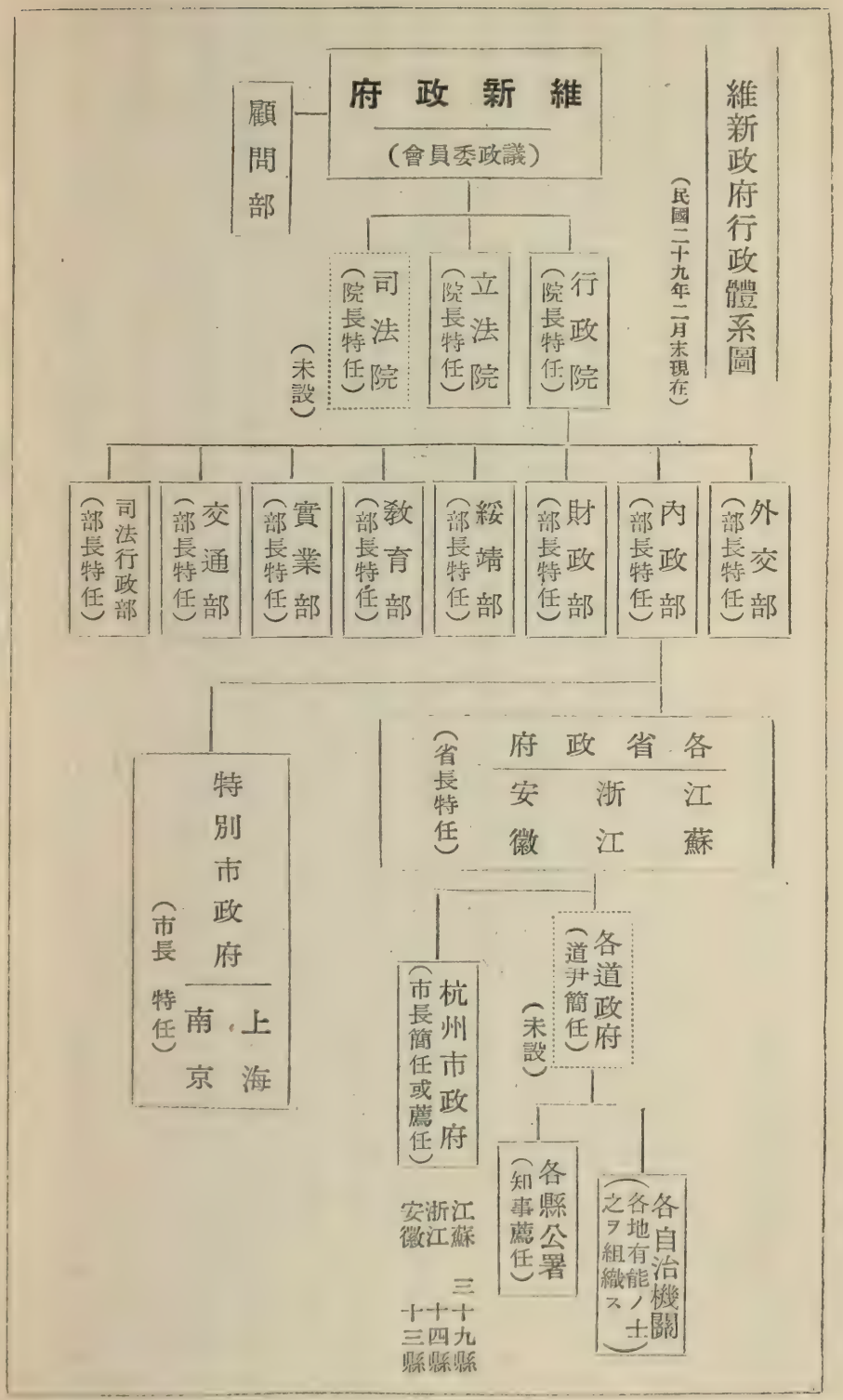

らば市參議會を開き法令の範圍に於て命令の發布、市單行規則の制定を爲す事を得。但し人民の自由の制限並に負擔の增加に關しては省政府に申請し、省政府は法令に據つて之を定める。

市政府には秘書處、參事室、社會、警察、財政工務の一處一室四局を置き、市政務を處理する。

二、議政會議並に部務會議

維新政府に於ける重要事項決定機關として議政會議が設定された。議政會議は政府の最高會議とし、各部に於ては部務會議を以て部務の最高審議機關とし、その完遂を期してゐる。

(一) 議政會議

本會は維新政府の最高會議であり、政府の最高中樞審議機關として毎週二回の定例委員會を開催し、行政事務を議決する。行政、立法、司法の三院長並に副院長及各部長は當然委員として出席する。委員會は委員中より常務委員三名を選出決定する。議政委員會により審議決定を見たる案件は政府が之を公布し、議案中法律に關する案件は議政會議にて審議の上立法院に交付し立法院の審議を受け立法院は當政府立法事項の最高審議機關として之を決定し、維新政府の命令によりて公布する。

現常務委員

梁鴻志（行政院長）
溫宗堯（立法院長）
陳　羣（內政部長）

本委員會は二十七年四月一日第一次會議開催以來、二十九年二月迄に實に一五七回の會議を重ね、その面目誠に躍如たるものがあつた。

（二）部務會議

各部は部務遂行のため部內の聯絡及び調整の必要ありと認むる場合、部長は隨時部務會議を開催し得。本會議出席者は當該各部に於ける簡任官中にして部長より指定せられた者及び科長以下に於ては直接關係者に限る。會議の議題は部長より提議せられたもの、部員より陳請したもの、及び各司處の共同關係にあつて單に一司一處の責を負はない事項なる事を必要とする。各部員は部務に就いて意見の陳述論議の要求を求める場合は先づ議題に關する意見書を提出せねばならぬ。部長が之に對して提議の必要なしと認める場合は之を撤せしめ、同會議に出席した者は自由に意見の發表をなし得る。議案の採決は贊成人員の多少を以てし、決裁せられた議案は部長核准の後、效力を發するものとする。

（三）政府組織運行の重點

維新政府は以上述べる如き體系よりして國務萬般の處理をなし來つたが、この運營に當つては、特に次の諸項目に重點を置き實際的運用を圓滑ならしめた。

(一) 三權鼎立により國家運營の公平を期し、且つ議政會の常務委員會を以て政府の首班とす。

(二) 行政機構を目的機能により、外交、內政、綏靖、教育、實業、交通に分け、其の綜合的活動によつて國基の安定を計る。

(三) 司法行政事項の運行に關しては、臨時的に司法行政部を行政院隷下に置く。

(四) 民選の國會成立前、立法機能は立法院下に法制、外交、財政、經濟、治安の五委員會を設置し、民選國會の職權を代行する。五委員會は國會の成立により當然解消す可きものとす。

(五) 重要案件ある時は、政府最高會議として議政委員會を開催し、政務の議決をなさしめる。

(六) 議政委員會議案中法律に關する案件は、審議の上立法院に交附し、立法院は最高立法機關として之を審議する。

四、各機關長官名

(民國二十九年二月現在)

行政院長	梁鴻志
行政院秘書長	吳用威
外交部長	夏奇峯
內政部長	陳羣
財政部長	嚴家熾
綏靖部長	任援道

教育部長　顧　澄
實業部長　龐　隅
交通部長　江洪杰
司法行政部長　朱履龢
立法院長　溫宗堯
立法院秘書長　葉先圻
法制委員會委員長　潘承鍔
外交委員會委員長　陳子棠
財政委員會委員長　楊景斌
經濟委員會委員長　張　韜
治安委員會委員長　黃士龍
江蘇省長　陳則民
浙江省長　汪瑞闓
安徽省長　倪道烺
南京特別市長　高冠吾
上海特別市長　傅宗耀
杭州市長　吳念中

第四章　維新政府の一般業績

一、和平工作の先驅的意義

維新政府の過去二ケ年に亘る業績を項目的に數へあげることは甚だ容易なことであるが、それをのみ擧示するを以て政府の業績であると謂ふは、本質的なものを度外視する怖れが多分にある。

何故かなれば、抑々華中に於いて、上海、南京の陷落後、僅かに半歲も經たない混亂の時代に、しかも親日華人に對しては假借なきテロ行爲を以て、これを或は瘠し或は傷つけた時代にあつて、新政權を樹立したといふこと自體に沒却すべからざる業績の隨一なるものを發見する。

卽ち新政權が成立し、南京に堂々とその存在を確立したといふところに、全國民衆にとつての大いなる安堵があり更に華中の政治・經濟・文化の諸領に於ける再建工作への大いなる待望があつたことを忘るべきではない。

この獻身的な和平親日運動の先驅者の英雄的な政府樹立工作こそが、今日見るところの中華民國新中央政權樹立の大前提をなすものであり、搖がぬ礎石を置いたものといふべきであらう。

二ケ年間の政府業績として揭ぐべき數々は、主として各部及び各省、各市、各縣の業績に屬すべきものである。例へば上海租界に根強く巢喰つてゐた重慶政府の諸機關に對抗し、これを絕滅せんと努めたる友邦當局に對する各方面よりの協力、租界そのものゝ持つ敵性に對する諸工作——これを一般的に云つて、所謂上海租界問題の如きものは主として外交部並に上海特別市政府が直接擔當せる業績である。これ等はすべて、各論の當該部門に詳述することゝし

て、こゝには、極めて一般的にその業績と見るべき事象を擧げるに止める。

二、復興と防共工作

維新政府は隣邦日本との和協合作の下に、事變のために破局に直面した上海を中心とする公共事業の復興開發、産業貿易の振興を圖ると共に、經濟の基礎をなす農村、小都市の一致合作を目標に復興の具體的推行を遂げ、民衆の向上發展に向つてその業績を擧げ來り、一方隣邦日滿兩國と親善の實を計つては、防共を國策として東亞の和平を確保するなど獨立政府としての形式と内容を充實するに至つた。

また各地の我が綏靖軍は友邦軍の支援協助によつて逐次游擊匪區の掃蕩地域を擴大するや、游擊隊の歸順する者相次ぎ、治安も漸く肅清の域に達せんとしてゐる。而して華北の臨時政府とは民國二十七年（昭和十三年）九月廿二日北京中南海公園勤政殿で中華民國政府聯合委員會を組織して兩政府の合作統合を圖つて抗日容共の蔣政權を打倒し、中國に於ける新なる中央統一政府の成立を容易ならしめる素地を形成しつゝ囘を重ねる事七囘に及び、新中國建設の礎石を强固ならしめた。

建設以來過去二ケ年に亘る本政府の施設を顧るに當つて、一般的に見て、今これを治安工作・教育工作・文化工作・建設工作の四部門に就て檢討しやう。

三、治安工作

明朗建設を目指しての政府成立と同時に、綏靖部では蘇州・杭州・南京・蚌埠四ケ所の綏靖軍管區に綏靖部隊を配

置すると共に、各省市縣に警察廳を開設して、土匪の討伐、盜賊防止等の治安工作に盡瘁し、二十七年十二月には舊勵志社跡に青年將校養成のために綏靖軍官學校を開き、二十八年十一月には約三百名の第一回卒業生を送り、下士官訓育の爲には同年十二月一日光華門外の舊工兵學校跡に軍官學校軍事教導隊を開設し、且つは水上警備の重要性に鑑みて綏靖部は水巡學校を上海に設け、或ひは内政部警官學校に水警班を南京に備へ、その幹部人員の養成に勉め來つた。又自治的治安を全うする爲には、内政・綏靖兩部協力して既存の民衆團體を改編の上、鄉區防共自衞團を組織してその强化に努め、保甲制度も漸次確立するに至つた。又防共的中核としての青年層の團結に應へる爲、治下各地に防共青年團を結成し、その指導員養成の爲には内政部に青年團指導員訓練所を設立したのである。又各地靜謐のためには中央に於て適切な綏靖部隊の移動を行ひ、殊に各地駐屯の部隊は受管區内の主要都市及その周邊地帶の警備を主とし、交通路破碎を目的に蠢動する游擊匪掃蕩のためには、友邦軍の教導支援下に活動を續け、宣撫治安の工作は友邦軍管下の特務工作と一聯してその實績顯著なるものがある。

さるにしても現在迄健鬪し、治下各地に維新精神の眞髓を發揮しつゝある程萬軍を初め、有力な、かつての游擊部隊が相次で本政府に歸順し、忠誠を盡しつゝあるは特記を要することである。是等歸順部隊は正規嚴格な軍事再訓練を施された後、維新政府綏靖軍に改編し、討匪、警備に從事せしめて居る。尙之等歸順兵の訓練中、各員の希望、一身上の都合に於ては之を鄉里に歸還せしめて、地方鄉村再興の爲に健實な農商工業を營ませてゐる。

かくて華中方面の游擊區は漸次その地域を壓縮されると共に、友邦軍の完全な包圍、封鎖作戰のため游匪の糧道は完全に杜絶し、又近く中華民國中央政府の成立も約束されるに到つては、唯々餘されたる彼等の行く途は自潰の一路のみであらう。

四、教育工作

教育は治政の根幹である。故にこそ政府はこの方策に最も留意し、舊國民黨時代の抗日教育を一掃して、東亞の親善和協提携を圖らんとするものである。卽ち、部直屬に編審委員會を設けて師範、中小學校教科書の本格的編審に着手し、その審訂の標準を

一、共產主義及び歪曲せられた三民主義の排擊

二、東方道義精神の强調

三、排日精神を一掃して歐米依存の風を打破

四、中日共存共榮を期し教育の實際を計る

に置き新教育の方針を徹底する事になつた。卽ち右の主旨に基いて完成した新教科書は二十七年九月の新學期から各學校に配布して實施しつゝあるが、尙、日語を必修課目とした改善施設には括目すべきものがある。

教員の再教育及び養成の爲めには、教育部直轄の臨時教員養成所を設け、、二十七年十二月には新中國體育協會を誕生せしめ、中日親善と教育の促進教員の互助に盡すことゝなり、農業立國の國是に基いては農事講習所を設けて技術員を養成する等、各般に亘つての教育の確立を急ぎ、二十九年三月現在に於ける蘇、浙、皖三省下の公私立小學校約一千三百、中學校六十有餘に達し、以上の生徒數は二十三萬に及び學校の整備も愈々完成しつゝある。

上海の維新學院は既に二回の卒業生を送り、新春二月には南京國立大學も舊實業部跡に文、理、工の三學部が開學することになり、東亞新秩序建設への中堅たるべき中國人材養成に懸命の努力を續けてゐる。尙國民教育の基本であ

る小學教育に關しては先づ第一段階として極力戰前施設狀況に迄回復せしめんと勉め、その爲には新教育方針に基いての模範小學校を各地に設け、これを進展させて模範中學校も增設し、等閑され勝ちな女子分野に迄延長しつゝある。

一般社會人の爲には常時座右に備ふ可き正確な日曆を、華北臨時政府と合同して編纂し、その計數的算出に就ては友邦の優秀なる技術當局の盡力によつた處多大である。

五、文化工作

政府成立の趣旨及び精神を中外に認識せしめ、滅共反蔣の徹底を期する爲、特に行政院に宣傳局を設け文化の再建と是正を企圖し、第三國に對しては積極的に政府の眞意を諒解せしむることに努めた。又新秩序に基いての言語の中樞であるべき通信方面に關しては、中華聯合通訊社が二十七年三月政府の實現に先立ち創立され、政府成立と同時に政府唯一の機關通信社として急速に組織も擴大され、蔣政權の故意にする逆宣傳に對抗し、正確迅速なるニュースの供給をなしつゝあるのである。又新言論機關である治下三省の新聞社に就ては、南京・上海・蘇州・杭州・蚌埠の五管區を中心として極力その再建に努め、現在治下に三十有五社を有して中國の新事態を民衆に認識させる可く、その使命の遂行に盡力してゐる。

又華中唯一の社會民衆團體である大民會は、更生中國、新秩序精神の確立を綱領として、會員三十萬を擁して民意の上に大いなる灯としての歩を續けつゝあり、最近又新なる事態に基いて政府の梁・溫兩院長を總裁に、溫院長を會長に、孔宣傳局長が總務部長に就任を見、近くは顧問に友邦の松室閣下を推し、陣容の一新强化を計つて明朗華中の

精神的指導に當つてゐる。

娯樂方面に於ては、吾人が眼を以て世界の狀況を錯誤なく識り得る映畫に就き、政府はつとに考慮し來つた處であるが、二十八年六月東亞を一丸とした中日滿共同出資による、華中電影公司が成立された。又戰禍に困憊してゐる地方民の爲には、移動慰安として大民會の流動宣傳隊並びに遠東劇團あり、特に遠東劇團の嘖々たる好評は將來への期待甚大なるものがある。ラヂオは最初友邦軍の管理又は直轄してゐた機關を便宜上利用し、中日親善の實現を徹底させる爲、上海・南京・漢口・杭州・蘇州の五大放送局を擴充して民衆への耳よりする良き指導の役目を果しつゝある。然し乍ら戰禍の今日、各戶に備へる受信裝置を民衆間に徹底せしむることゝ不可能なるを以て、當局の最も頭を惱してゐる所あり、極力その配給、配布に勉めつゝあるも、未だ極めて不充分である。依て各都市の要所にラヂオ塔を幾多設置して、廣く一般大衆の聽取に應じさせてゐる。

衞生方面では友邦軍當局及び同仁會が各地に惡疫克服の主力を形成して、涙ぐましき健鬪を續け、政府は又之と一致して衞生三ヶ年計畫を樹立し、先づ緊急缺く可からざる處置及び施設を第一年度に施行し來つたのである。此の努力も報ひられて從來惡疫の根源と稱された華中から漸く風土病も姿を消し、昨年の猖獗期に於て南京では一人の罹病者もない好成績を擧げ、其他の各地も共に罹病率甚だ低下し、却つて戰後の今日は戰前よりも好結果であつた。この事實こそは、更生華中の衞生行政及び其の對策に偉大なる誇を有するものであるが、これを顧ればその陰に、僅少なる日時を超越しての熱と力とが存在して居た事を忘れてはならぬ。吾人は茲に之を指導、鞭撻し止む處なかつた友邦當局に厚い感謝を捧げるものである。

六、建設工作

今次事變の結果、上海の經濟的機能は殆んど破壞せられ、貿易は停頓、工場は燒失し、失業者は街頭に溢れ、戰區農民は折柄の收穫期に收穫を失ひ難民となりて各地に流浪し、視るに忍びざる慘狀を呈した。殊に交通運輸施設の破壞は特に甚しく、船舶車輛は殆んど持逃げせられて、鐵道車輛の殘存使用に耐へるものは僅かに戰前の七%位であり、バスの如きに至つてはこれ皆無の狀態であつた。

電信電氣事業も蔣政權の焦土戰術のために殆んど烏有に歸し、全く收拾の道なく而も諸業は早急な回復を要して、內政の救濟、清鄉掃匪と共に遲滯を許さなかつた。

斯かる狀況下に於て政府は、如何に再建の工作に日夜焦慮するも復興資金の出づる處なく、その援助を日本に求めた。茲に於て先づ中日の經濟合作談合は進められ、漸く前途への見透しを着け得るに至つたのである。その經濟合作に就て我が政府は「中日兩國の緊密な經濟提携を以て建國の一大使命とせるものにして、友邦日本の協助を得て、公正妥當なる條件の下に中日協同經營により各種產業を再興し、難民の復歸、罹災者の生活安定を圖り、爾來着々其の成果を收めつゝあるは甚だ欣快とする所なり」と中外に闡明したのである。

卽ちこの基本的體制によつての華中經濟の開發は友邦に於て資本一億圓の華中振興會社となつて二十七年（昭和十三年）十一月創立され、その子會社として華中鑛業、華中水產、上海內河汽船、華中電氣、上海恒產、華中都市自動車、華中水產、大上海瓦斯、華中蠶絲の九會社（有限股份公司）が相次いで開業の運びに至り、鑛業の開發、電氣、電信、電話、養蠶等の各般に亘つて改善と再建に全力を擧げてゐる外、華中最大の炭礦たる安徽省淮南炭礦採掘のため、

中日合辦の淮南炭礦株式會社が實現し、大通・九龍・同山等の淮南一帶の採掘及び販賣に着々その業績を擧げてゐる。

尙華中鐵道會社は維新政府特殊法人として友邦軍から移讓され、中日合辦五千萬圓で二十八年四月に開業するに至り、海南（舊京滬）海杭（舊滬杭甬）京蕪（舊江南）蘇嘉の四線に吳淞線等外子線を合し約八百粁、津浦線南段（浦口—蚌埠間）の運輸經營をなすと共に、附帶事業として主要路線のバス運營に當り約二千粁に達し、華中の主要鐵道路線を掌中に收めて業績益々良好の一途を辿りつゝある。

この他淮南鐵道（裕溪口—盧州）・南潯鐵道（九江—南昌）大冶鐵道（大冶—石灰窖）も日軍の手によつて開通を見、陸上交通路の再建は面目を一新し事變前の域を超えるに至つた。華中の大動脈にして經濟開發上最重要視され、第三國が垂涎しつゝある長江は漢口作戰當時日本海軍の尊き犧牲と血戰の結果水路啓開を遂行し得たのであるが、特に二十八年十二月十八日友邦軍作戰の段階に於て南京下流を開放するの要意あることを發表、目下本政府は右の問題に關して愼重その對處に遺漏なきを期し、友邦軍當局と緊密な連絡を取りつゝある。

其他水運は各地游擊隊の連續的掃匪によつて漸次開け、殊に過般友邦の江南作戰で高郵、鳳臺の掃蕩と伺海軍の啓開作戰で淮河の大運河も航行し得るに至り、現在は內河汽船が運航し交通物資の輸送に一大福音を齎らしてゐる。

金融方面では二十八年五月一日華興商業銀行が開業し、爾來堅實の地步を固めつゝ法幣暴落に反比例して、信用と要求は中國民衆に急テンポに浸潤しつゝある。斯くの如く絕望視された華中經濟再建も中日合作の努力によつて二年有餘の間に今日の如き驚異的發展を遂げ得るに至つたが、更に凡ゆる部門に於て事變前を凌駕するも近きにあらうと信じて居る。

第五章　黨軍と援蔣第三國の暴露

一、重慶の混亂と國共の相剋

蘆溝橋一發の銃聲に蔣介石不遜の夢は破れ、自らの墓穴を堀ること茲に四年、今や中國に興亞新政府の礎漸く定まらんとするの秋、遙かに重慶の奥深く最後の余喘を一片の虚勢に張らんとする其の姿こそは、むしろ一掬憐憫の涙に値するものである。

敗戰又敗戰、虚構は當然輕侮を生んで彼の率ゐる黨軍は外侮内紛の渦中にあり、將卒の戰意全く地を掃ひ、まさに落日の殘光を浴びて焦慮する彼の現狀は、容共赤化がいかに人類の敵であるかを示す新東洋への生きたる一個の指標である。

抑々黨軍々紀の紊亂は其の端を先づ軍編成の不統一に發するものといふべく、桂林・西安の兩行營に於て決定せられたる編成方法は直系部隊に厚く傍系の部隊に薄く、地方將領の中には甚だしく不滿を抱く者多く、兵力の自己解消或は大小の兵變到る所に勃發したが、しかもこれに對する處罰は嚴酷を極め、全線は徒らに怨嗟の聲に滿ち、兵はたゞ掠奪暴行を擅にして一片の戰意もなく、加ふるにうちつゞく敗戰による軍隊の補充難は如何ともし難く、相次ぐ徵兵徵發と苛斂誅求のために、全く民心を失つた窮餘の策として國民兵訓練實施を企て、十八才より四十才迄の男子は階級を問はず均しく訓練をうけて兵役に服すべしとなし、先づ重慶より之を實施することゝ決定、同時に急造の幹部將校養成學校を設立し、本校を成都に分校を桂林・西安に置き、一夜造りの將校を作成するなど、其の狼敗振りはま

ことに笑止至極のものがある。

一方武漢三鎭陷落以來、重慶政府との連絡を斷たれたる各省殘居の游擊隊は續々と新政府の傘下に降り、然らざるものもすべて戰意を放擲して地方農村を掠奪するにとゞまり、士氣の弛緩は前線出動の娘士軍に目を掩はしむる醜行を生み、奸商と結托して軍律を犯す幹部將校の續出は、蔣介石が各戰區に嚴命せる日貨の輸入使用嚴禁令が一片の反古令と化しさり、蔣軍今や軍律なしの醜狀を現出してゐる。

更に、極端なる物資の缺乏のため黨軍前線部隊には嚴冬に防寒具の配給さへ無く、給養亦極度に粗惡となり、一例をあぐれば商震の三十二軍、夏首勤の七十八軍等の雜軍部隊の如き、これがために暴動を惹起するの結果を招來し、或は第九戰區總司令劉谷生管下の前線部隊に惡疫流行を極めたる際、醫療施藥の不完全と藥品材料不足のために患者の大部分が放任狀態に置かれ、死亡者は路上に山積するの慘狀を生みたるなど、まさに鬼畜の行爲といふべく、ついに邵陽の傷病兵五百余名はこの冷遇に憤激して二十八年の一月下旬、秘密結社を結んで大官の來院を待ち、一擧に暴動を起さんと企つるに到つた程である。

蔣介石がこの、敗戰と失地の連續による民心の離反に焦慮して、之を緩和せしむる一方、第三國の信望をつなぐ手段として五中全會前後より舊正月前後へかけ、各前戰の行動を活潑にし後方人心の攪亂を命じたのも、反つて友邦日本の痛擊をうけて自繩自縛の結果を招き、果ては各租界に無數のテロ事件を續出させ、援蔣第三國の袖下に隱れて其の失敗を糊塗せんと企つるが如き、まさに滅落一步前の焦燥を如實に示す者の姿である。

斯かる蔣介石の苦悶に向つての一つの終止符ともいふべきは、二十八年七月南洋華僑籌賑會から各方面に送付された「國民黨を檢討するの檄文」である。同會こそは彼の最大有力なる財源の一であつたが既に長期抗戰の愚を悟り、

彼の所謂最後の勝利なるものが空しき一片の虚勢に過ぎざるを知るや、斷乎として之を中外に發表し、蔣政權が口に失地奪還を唱へながら、徒らに甚大なる犧牲を出すのみにて其の劣勢を遺憾なく暴露せるは明らかに吾人を僞瞞せるものである。況んや現在抗戰の主體は共產黨に奪はれ、國內の產金にしてソ聯に運ばるゝもの數億元に達する現狀に徵してこの上の抗戰は中國の一大損害である。吾人は速かにこの無益なる戰を停止して吾人の活路を求むべきであると述べてゐるは、蓋し蔣政權そのものに對する一大致命傷といふべきである。

殊に汪氏の重慶脫出と和平勸告とが重慶政界に與へた衝動は甚だ大であり、黨軍內部に於ては容共派と非容共派が主戰と和議の兩論に溝渠を深め、特に殆んど不可能に近い其の脫出が易々と敢行されたる所に多大の疑惑が懸けられ、各派の政客は互ひに疑心暗鬼の裡に身邊を守り、謠言徒らに流飛して重慶政界は混亂の渦中に投ぜらるゝに到つたのである。

蔣政權當局はこの混亂に處する爲に、表面汪一個人を法的に處分して捕縛令を出し、以て人心の安定を計らんとしたが其の效なく、依つて黨肅淸のために五中全會を召集して黨內の再建强化を計つたが、其の結果は期待に反して政界は完全に容共派に把握されし如き樣相を示すに至つた。

斯くの如く、黨內情が複雜怪奇を極め其の情勢の俄かに捕捉し難いのに乘じて、共產黨は汪處分の餘勢を驅つて國家主義派の逮捕查辦を黨政府に要求した。其の理由は國家主義派同人が嘗て毛澤東に對し發したる公開狀の中に、共產黨の政策を攻擊したる一條があり、明らかに抗日戰線を破壞して國內の團結を崩壞せしむるものであるといふのにあり、五中全會はこの切迫せる狀態の下に頗る嚴重なる警戒を以て開かれたが、共產黨の同會に對する態度は一般の豫想を裏切つて甚だしく讓步的であり、政府要職の奪取にすら敢えて固執をみせず、蔣介石に向つては單に國民黨一

黨の領袖ならず、中國全民族の領袖であるとして其の工作を牽制し、飽く迄も蔣介石をして抗戰繼續の止むなきに至らしめたのであつた。

此の共產黨の態度の豹變は、全く汪氏の和平通電により國內の情勢混亂を極め、一擧に重慶政府を奪取するが如き過激の手段をとり得ざるを悟つたゝめである。一方國民黨亦當時の軍事的逆遇並に黨內の動向よりして極端なる反共主張を表明し得ず、劃期的變革を豫想された五中全會は兩黨夫々の立場に於て大なる不滿を抱きながらも何れも期待外づれの結果に了り、たゞ國共相剋の激化と兩黨の分裂近きに在りの感を深めたのみであつた。

茲に於て共產黨はこの和平問題による國內混亂の機に乘じ巧に國民黨派の共產黨收拾を企て、同時に第八路軍の改編強大を圖つて新に三個軍六個師に改組したが、偶々共產軍が陝北一帶に配布したる、

(一)、中國革命の現段階は共產黨を擴大強固ならしむるに在り、共產黨が政治上及び一般組織上に於て完全なる獨立性を保證するは絕對的の條件であり、抗日民族革命の戰爭をして最後の勝利を獲得する唯一の殘されたる條件である。

(二)、共產黨は堅實なる步調を以て自黨の地盤を開拓し自黨の各種軍隊內に於て堡壘を築くべく、既に邊區の黨は政權を掌握せり。

(三)、帝國主義國民黨の白色恐怖を驅逐せよ、マルクス並にレーニン主義こそは中國人解放の唯一の指南なり。

等多數の標語が偶然國民黨の手に押收さるゝや、俄然國民黨內部に一大衝動を與へ共產黨への嚴重抗議となり、CC團の首領陳立夫は自己の團員に對し青年總動員工作による共產黨壓迫工作を開始し、一方陳果夫は各大學に訓育長を派遣して學生の共產化を根底より防止せんとし、浙江省軍管區國民軍事訓練處々長王夢は軍事委員會長桂林駐在政治

部の名に於て發令し、湖北一帶に於ける共產黨の活動を極力彈壓し、委員を組織して民衆を領導し之を共產化より救出すべく嚴命し、かくして國共の相剋はついに正面衝突を見るに立ち到つたのである。

更に文化戰に於ての兩黨相剋は一層其の角度を增し、黨中央宣傳部の共產黨刊行物に對する彈壓は甚だしく露骨となり、彼等の抗日戰線統一上の指導原理は爲に一大龜裂を生ずるに立ち到つた。嘗て溫江に於て開催された最高國防委員會の席上で、國民黨派は共產黨派に對し、抗日戰線統一期間は共產黨の名目を使用せず且つ階級鬪爭を宣傳せざることの宣誓を裏切り、凡ゆる刊行物に於て階級鬪爭を宣傳使嗾したるは、共產黨自身が抗日戰線の統一を破壞するものであると抗議したが、これに對して毛澤東は、共產黨の名義不使用を宣言したる覺えなしと答へ、反つて國民黨中央宣傳部の共產黨刊行物に對する感情的彈壓を攻擊し、甚だ不穩なる空氣を醸成した。同問題の中心となつた軍事委員會政治部及中央宣傳部のために發禁處分を受けた共產黨の刊行物中主なるものをあげると、西安民族解放青年社發行の社會主義入門、戰時出版社發行にかゝる晉北游擊戰實錄、中國出版社發行する所の新中國論、民族解放青年社の今日的蘇俄狀況、讀書生活出版社の大衆哲學、上海生活書局發行による邏輯與辯學、上海國難研究社發刊の國共合作的未來、前進出版社發行にかゝる蘇俄青年的奮鬪與生活、其他、思想方法論、哲學與生活、毛澤東奮鬪史、スターリン論說集、第四國際戰爭等頗る多數に達してゐる。之等の發禁について軍事委員會政治部が全國軍事委員會辦事處へ發した命令中には、「社會主義入門其ノ他各書ハ論說過激反撥的ニシテ階級鬪爭ヲ鼓吹シ共產主義宣傳ノ用ニ供セラレツヽアリ斯ノ種ノ書籍ハ抗戰期間中ノ非常時ニ妥當ナラス嚴ニ取締リ押收スヘシ」云々と記されてゐる。

この國共の相剋は最近に到つて頓に激化險惡となり、親米派の巨頭孔祥熙が其の地位と財力とを利して親ソ派の行動計畫を壓迫せんとすれば、親ソ派の領袖孫科は孔と犬猿の仲である宋子文を起用して之に對抗せんとし、孔祥熙、

何應欽、居正、李濟琛、李宗仁等は、陳誠、周恩來、孫科等の主戰親ソ派に對して內政財政の極度に困窮せる今日、徒らに外國の援助に俟つよりも、むしろ抗戰の前途暗澹たる現下に在つては、速かに和平を講ずべきであると主張し、蔣介石が軍事委員長の權限の一部を陳誠に委任せんとするに對して、白崇禧は極力反對し李濟琛を之に推すなど、國共相剋をめぐる最高黨軍幹部の軋轢は日を逐ふて激甚となり、更に同じく共產黨派にありながら、周恩來と陳誠とは事每に意見衝突し、常に相對立するなど黨軍內部の情勢は混沌として其の行く所を知らず、偶々二十八年五月末、軍事會議に於ける出席各要人將領の中、何應欽、林森、孔祥熙等が抗戰の前途に悲觀的觀察を下して、長期抗戰不可說を主張したる時、毛澤東、周恩來は國民政府が若し日本と和平を進行せしむるとも、共產黨は獨力を以て抗戰し、以て甘肅、寧夏、陝西、山西に共產政府を設立し、中央の訓練せる新軍を共產軍組織に改編すべしと豪語したが、恰もこの言を裏書するかの如く、九月に入つてソ聯は重慶政府勢力地域に赤軍部隊の旅團約一萬人を派遣して長沙方面に待機させ、第九戰區薛岳軍と合併協力させたが、明らかに之は赤軍派遣によつて黨軍部隊を急速に共產化し之を軍事的に統一して中央政府及國民黨を崩壞させ、ソヴエツト共和國の建設に邁進せんとするものなりと思惟される。

以上は單に黨軍の政權內部に於ける五、六の例をあげて其の相剋反噬の狀を記したに過ぎないが、苟くも祖國の行路難を思はず、五億民衆の呻吟を顧みず、唯々抗戰救國のモツトーを揭げて自派自黨の利益獲得の爲に爭ひつゝある彼等の行動は、祖國復興の行手を阻む一大障害であり、東亞の秩序既に成るの日、思ふだに轉た悲憤に堪えざるものである。

二、第三國の援蔣運動

斯かる複雑怪奇の現情勢下にあつて、斷乎として赦すべからざるは對蔣援助國即ち公敵國の存在である。

蔣軍に於けるソ聯の存在は既に援助といはんよりは明らかなる參戰であり、武器彈藥の補給は言ふ迄もなく、化學戰に游擊戰に一體となつて協力し、飛行機の供給は勿論、二十八年三月現在のソ聯派遣人員の內飛行機操縱者、偵察者は八五〇名に達し、航空技術者を合する時は實に一、三二三名の多きに上つてゐる。戰車隊に於ては操縱技術者の累計一、七一六名、化學戰の指導者九〇五名に達し、更に游擊隊への協力は共產黨三百余名をモスコー東方大學に集め訓練し、四月上旬第一回の訓練を了へて實地工作に就かしめ、專ら中國各地の赤化網を強化して中國を外蒙の延長たらしめんとし、又汪氏の重慶脫出を利用して蔣介石をソ聯の傀儡とし、國共合作の強化を梃に蔣政權の指導權を把握し、その實現の第一步として西安に西北行營を設けしめ、つひに西北一帶を赤色圈內に綜合して陝西省に中國共產黨邊區政府を組織し、表面は國共合作を裝ひながら、一面に於て西北邊區の積極的赤化工作に成功してゐる。同政府の具體的方針として完全なる容共の五項目を決定した。

斯くして赤色ルートは一大強化され、共產工作の進展は露骨極まる援蔣行動となつて現はれたが、二十八年三月、重慶政府は秘密裡にソ聯と軍事協定の擴大を計り、兩政府の相互援助を目的とする新協定を結び、双方共に絕對に人民戰線に加入して獨自の對外折衝を許さず、ソ聯は新たに軍用飛行機二百台を始め充分なる武器彈藥の供給を約束し更に蔣軍の軍事顧問としてソ聯軍事顧問を招聘して他の外人顧問の上位に据ゑて優遇するなど、唇齒補車の關係は益々其の密を加へるに到つたが、重慶以南の軍事的援助に關する問題に就ては五月十六日より成都臨時黨政府內に秘密會議を開き、陳誠、毛澤東其他共產黨派の領袖と、ソ聯側よりは駐支大使館附武官ＥＤシーピン少將と同ルドラケン中將、スミルノフ大佐、大使館秘書官Ｌシヤホフ等とが會見し、ソ聯側からは蔣政府の申込を承諾する代償として、

一、現黨政府を改組し完全なる抗日政府を樹立する、その具體的手段として現政府内の和平分子を一掃し、中國ソヴエット政府の代表者若干名を入閣せしむること

二、蔣介石、毛澤東、陳誠等共産黨派將領の聯合獨裁政治を實施すること

三、中國正規軍を改組してソ聯赤衞軍及中國工農紅軍將校を幹部とする特別集團部隊を編成すること

四、新疆省をソ聯の政治、軍事、經濟の勢力範圍に置き、その活動を促進するために必要なる諸機構の改組を承認すること

の四ケ條を提出し之を承認させたりと傳へられてゐる。

一方眼を轉じて英佛を見るに、蔣政權を支持することに依つて自國權益を保持し强化せんとする彼等の援蔣行爲は日を逐ふて甚だしく、就中英國の如きはビルマ雲南鐵道布設の指導に當り、昆明への延長に一大努力を拂ひ、佛領印度を通じて行ひつゝある佛國の對蔣援助工作と並行して或は密貿易に或は租界問題に、又は長江問題にと殆んど其の目的のためには手段を顧みず、一千萬磅の對蔣借款さへ許容せりときくに到つては、之れ明らかに我が新中國建設に對する一大敵對行爲であると共に徒らに今次の事變を延引せしめ、中國五億の民衆を益々塗炭の苦に陷らしむるものである。故に本政府は之等對蔣援助國が速かに其の態度を是正して、新中國建設と萬邦協和を目的とする我等が聖業に協力し來るに非ずんば、租界問題は元より權益の保護、內河航行等の諸問題に對し、「無言の實行」を以て斷乎これに當らんとするものである。

第六章　新中央政權の樹立と維新政府

一、和平救國運動の進展

1　和平運動に於ける汪氏の信念

當初事變の進展に伴ひ華北、華中、蒙疆の各地方に強力なる新政權の樹立を見、更に進んでは漢口、廣東にも地方政權が生れ出でんとする情勢を示しつゝあつた時、執拗に抗日政策を續けてゐた重慶政府の內部にも重大なる和平要望の叫びが起つた。蔣介石と竝び國民政府の最高指導者たる汪精衞氏の和平救國運動の展開がそれである。

汪氏の和平救國運動に關する見解並びに信念は、氏の述べたところに從ひ之を要約すれば凡そ次の如くである。

一、和平運動は東亞の大局から着眼したものであること。

二、和平運動は中日兩國の百年の大計に基くものなること。

三、和平運動は一つの主義、一つの信念から出たものであり、中日兩國が鬪へば兩者共に傷つき、和平を圖れば共存共榮を示顯すること可能なり、といふ確信に基くものなること。

從つて艱難を恐れずこれに邁進するものであり、決して術策的概念より出でたものでない。彼の友邦に於ても近衞聲明出でゝより一致の主張を以て東亞の保全を自己の任務となし、中國も共にこの任を分擔することを望むや卽ち之に呼應したものである。——

汪氏を中心とする憂國の士がいかにして重慶より退出し、いかなる經過を以つて新らしき中華民國の中央政府を樹立するに至つたかを述べることは、同時に維新政府が滿腔の贊意を表してこれと融合せる理由を明かにする所以の道なるを信んずるものである。

2　和平行動の出發點

事變勃發當時、蔣介石の抗戰論に對比して、汪精衞氏の意志表示は極めて靜觀的であつた。と云ふよりは寧ろ抗戰そのものに對して懷疑的・悲觀的・絕望的でさへあつたと云へやう。汪氏自身が後に表明した所に據れば、南京陷落の直後、駐支獨逸大使トラウトマン氏の漢口訪問の機會に、汪氏のリードに依り、蔣政權の最高方針が和平に決した事があつたといふ。(民國二十七年三月二十八日の汪氏第三次聲明)。彼は此時すでに和平論者として行動したのであつて、彼の和平救國運動は此れを以つて出發點と見る事が出來るのである。

一昨年に入つてより、汪氏の和平論の片鱗は長沙燒拂及びその他の機會に於て隱見され、蔣介石が擧國抗戰を以つて國是となし無辜の同胞大衆を慘苦の中に押しやつてゐる事實に對し、默し得ざる心境を體得しつゝあるものゝ如くであつた。この間、彼は再三和平の建言をなしたものと謂はれ、遂に自己の和平論が受け容れられざるを悟つて公然和平運動に乘出したのは、一昨年十二月重慶を脫して河內に遁れ、同月廿八日を以つて第一次和平聲明を發してからである。これによつて和平運動は俄然表面化され、爾後昨年九月末日迄に八回の重大聲明を發したのである。

3　和平聲明の經緯

卽ち汪精衞氏は二十七年十二月二十九日附を以つて蔣介石並に舊國民黨中央政治會議・中央執行委員會・中央監察委員會等に宛て重大メツセージを發し、同時にその聲明が香港に於て發表された。之れが汪氏の重慶脫出後に於ける

第一次聲明とも云ふべきもので、これより昨年八月九日迄に相次いで發せられた彼の和平聲明の經緯大要を示すと次の如くである。

第一次　民國廿七年十二月廿八日　河内より蔣介石及びその政府に對しての和平建議。

第二次　民國廿八年一月八日　舊國民黨中央常務委員會、及び國防最高會議に宛てた和平勸說電報（十二月二十八日）附を發表。

第三次　同　三月廿八日　和平方針は國民政府最高機關の決定であると、獨逸大使トラウトマン氏の和平斡旋經過を詳述し蔣介石はじめ國府各要人が此れに同意した經緯を表示した。

第四次　同　四月八日　前聲明に對し、國府側が汪・日密約說を作爲し宣傳したので、これを反駁した。

第五次　同　五月十九日　曾仲鳴（汪氏の右腕となり和平運動に活躍し、蔣派テロの魔手に斃れた）追悼の形式を以て國府に共產黨の勢力愈々浸潤し來れる事實を指摘した。

第六次　同　六月十二日　『抗戰の眞相』と題し、戰ひは和か滅亡かの二途を出でない、敗るれば滅亡、和して國を救ふべしと述べた（以上第一―六次聲明は香港、南華日報に發表）。

第七次　同　七月九日　『余の中日關係に對する根本觀念及前進目標』と題し、ラヂオ及び中華日報復活第一號（七月十日附）を以て孫文の大亞細亞主義に立脚し、共產黨を徹底的に排擊し速かに日本と和すべしと主張した。ラヂオでは特に南洋華僑を目標としてゐた。

第八次　同　八月九日　廣東より放送、廣東局部停戰の可能性あることを指摘した。

第九次　同　八月十五日　中日和平回復の道程は第一に停戰、第二に和平談判、第三に撤兵であるが、撤兵は和平の結果であり、先決條件ではないと說き、和平實現の具體策に就いて力說した。

第十次　同　九月一日　六全大會の直後、內外同胞に通電を發し去る六月東京に赴いて平沼首相と會見せる顚末を報告、日本當局の誠意ある所を說いて對日友好を強調した。

第十一次　同　九月五日　同日の中華日報紙上に於て『歐洲大戰と中國の前途』と題し歐洲戰亂に處すべき新中國の態度を明かにし、大戰不介入を聲明した。

第一次聲明の要旨とする所は『善隣友好・協同防共・中日經濟提携の三大原則を基礎として、重慶政府は最も速かに和平恢復のため日本政府と意見の交換をなすべきである』と云ふに有る。而して此れは國民黨中央執行委員の一員として蔣政權に建議したるもので、一昨年十二月二十二日に爲された近衞聲明に大體呼應して發表されてゐる。

この和平聲明は抗戰派に晴天の霹靂の如き衝動を與へ、重慶首腦部は之により大なる動搖を來し、主戰派はかゝる動搖を克服するため強硬なる主戰論を吐き、更に中國共產黨との合作を強化する事に依つてなほ困難なる長期抗戰の繼續を企圖しつゝあると傳へられた。かしくて蔣政權內部は抗戰和平の二大潮流の拮抗が鬱然として出現したのである。要するに第一次聲明の意義は此の上日本と事を構へるは徒にソ聯を利するのみであり、吾人は速かに抗戰の愚を止め國家保衞の途に就く可きである。との彼の豫ての和平論が初めて、事變解決、東亞新秩序建設の方向に一新紀元を劃したものであると云ふ事が出來る。

4　遂に蔣政權と斷絕

汪氏の爆彈的聲明に遭ひ周章狼狽せる重慶政權はその影響の擴大防止に躍起となり、廿六年一月一日付を以て「汪精衞今回の出國は全く個人的行爲であり、黨・政・軍方面とも全く無關係にして、汪精衞の在外行動は一切如何なる方面をも代表するものに非ず」と云ふ要旨の對外聲明並びに各級黨部に對する指示を行つた。次で汪氏は重慶側に發した自己の和平通電を中心に、重慶政府並に舊國民黨内部に於て種々の論議が行はれ、特にそれが中央と何等意見の交換を行はずしてなされた事に對し、相當非難攻撃を加へるものあるに鑑み一月八日第二次聲明を行ひ、前年十二月二十八日彼の中央常務委員會及び國防最高會議に於て和平勸告の書簡を公表した。此の公開狀の發表により汪氏も蔣介石が一旦承認せる日本の和議を約一年後に於て異議を差しはさむ矛盾を痛烈に指摘、且つその時の諸狀勢が日本と和議を講ずるに最も適當なる時期であつた事を切言した點は、内外の注目を惹いたのである。一方、重慶政府部内には汪氏の公開狀が抗戰陣營の最も機密に屬する諸事實を公然と明るみに出した點に於て、意外の衝動を捲き起し、俄かに舊國民黨中央執行委員會及び中央監察委員會の聯合會議を開催して、汪氏の公開狀に示されたる諸事實を悉く否定すると共に、汪氏の黨籍除名、官職褫奪などの擧に出で、次いで三月には立法院長孫科をして舊國民黨中央常務執行委員會が汪精衞逮捕令を發した旨發表せしめた。茲に於て全く汪氏の政治行動は蔣政權と斷絶されるに至つた。

二、中國國民黨六全大會の開催

1 和平建國の新展開

新中國建設を大目標として、積極的な和平救國運動を展開して來た汪氏は、全國民衆及び海外華僑の絶大なる支持により、既に完全に職權行使の能力を喪失した蔣政權に代り、新事態に卽應する國是を協議すべく、中國々民黨第六

次全國代表大會を上海に召集、各地代表二百四十餘名の參集の下に民國廿八年八月二十八日より三十日迄三日間に亘つて、中國々民黨政綱を決定すると共に大會宣言、決議を發表、斯くて今後の中國政權の中樞は重慶を離れ汪精衞氏を首班とする更生國民黨にある事が中外に宣明された。卽ち中國民衆を誤り來つた從來の國民黨政綱は本大會に於て滿場一致修正され、反共を以つて今後の基本政策となすことに決定、之に基いて中日關係の根本的調整、國交恢復を圖り、速かに國民大會を召集して憲政の實施に邁進することゝなつた。

2　中國國民黨の新政綱

六全大會は新中央機關の結成、國民黨總章の改正、同政綱の修正等、幾多重要な決定を行つたが、殊に重要意義を持つものは中日關係の根本的調整を圖ると共に、反共を以て黨の基本政策と明確に規定せることである。本會宣言の前半は專ら中日關係の檢討に當てられ、日本の中國に求める「善隣友好」「共同防共」「經濟提携」の三項は、中國と共に正義に基く和平を圖らんとするにあることを指摘し、又中日提携こそ孫文遺敎の眞髓なる事を說いてゐる。かくて該宣言は特に鄭重に「爾今抗戰建國のスローガンは此れを和平建國に改む」ことを宣布してゐるが、舊國民黨を强制して抗戰の深淵に引き入れつゝあるものが共產黨に外ならない點より同大會が反共を以て黨の基本政策と決定せる事は極めて自然の理である。六全大會に提出された反共提案は三民主義と共產主義の本質的相違を說いて國共兩黨の本來絕對に相容れざることを明瞭にしてゐるが、之れは國民黨が過去に犯した最大の過誤を淸算したものである。蓋し國民黨は北伐當時一時の便宜主義より聯ソ容共を實行し、後共產黨跋扈の弊に堪え兼ねて淸黨を斷行し、爾來十年間、共產黨・共產軍の壓迫に努めたが、西安事變に及んで再び第二の容共時代を現出した。その結果は全國民をして焦土亡國の泥沼に喘がしめるに至つた。實に六全大會は反共を基本とすることに依つて、現在、將來を通じて共產黨

との提携合作が絶對にあり得ないことを明白に宣言したのである。

六全大會に於ける第二の重要な決定は、國民黨が一黨專制を排し黨外人士の政治參與を許した事である。國民黨は訓政期間の政治を所謂「以黨治國」の原則を以て遂行し、國民黨の專制獨裁を行ひ、他の政黨、政治勢力を認めなかつた。然るに事變勃發後重慶政府は擧國一致の體制を整へるために、中國共產黨を初め從來非合法組織たりし政治結社の政治參與を認め、その結果は共產黨の猖獗を來たし國內に政治的不滿を鬱積せしめて來たのである。六全大會が中央委員會主席に國內有能の士と共同して中央政治委員會を組織する權能を授け、從來黨員のみを以て構成された政治の最高指導機關に全國の人材を集中すべき旨を決定したのは、此弊を改め民意の暢達を期せんとしたもので之は國民黨從來の方針の根本的變革と云つてよい。大會は更に人民の集會、結社、言論、出版の自由を許す旨標榜し民主々義の徹底を期してゐる。要するに國民黨が一黨專制を排し、所謂各黨各派の政治參與を許して之を制度的に明確に規定せる事は、反共をその基本政策とせることゝ竝んで、新生國民黨を從來のそれと明確に區別すべき大なる特徵である。

新生國民黨は更に黨則の定むる所に依り九月五日上海に一中全會（第一次中央執監全體會議）を開催して黨務機構の整備を行つた。出席者は正副委員を合して五十九名、曩の六全大會の決議事項に就き討議に入り、各種の黨工作の推進及び機構整備を討議した後、周佛海以下九名を中央執行委員會常務委員に選出、從來の委員はその儘重任することゝした。

三、維新・臨時兩政府の態度決定

(一)　第六次政府聯合委員會の決議

維新政府及び臨時政府は、兩政府成立以來屢々聯合委員會を開いて緊密な連絡を保持し、その共同目標に向つて邁進する爲に、意志の疏通を圖つて協議を重ね來つたのであるが、二十八年九月二十一日第六次中華民國政府聯合委員會を南京に開催し、近く生まるべき新中央政府に對する態度につき愼重な協議を行つた。卽ち臨時政府より王克敏・王揖唐・朱深の三委員、本政府よりは梁鴻志・溫宗堯・陳羣の三委員出席、南京市內の維新政府招待所に於て開會、豫備會議を省略して直ちに本會議に入り、諸議案を一瀉千里に可決した。

翌年九月二十一日には聯合委員會は成立後早くも一週年を迎へたので、維新政府行政院禮堂に於て聯合委員會成立一週年紀念祝典を擧行、特に委員會本會議に於て議決された左の決議文を發表し、汪精衞氏の中央政府樹立工作に對する臨時・維新兩政府の全面的協力の意志を端的に表明した。

第六次中華民國政府聯合委員會決議

中華民國政府聯合委員會ハソノ成立ノ使命ニ基キ此際汪精衞氏ニ全幅協力シ以テ中央政府ノ成立ヲ期待ス

(二)　三代表南京會談

中國々民黨主席汪精衞氏は南京に於ける第六次聯合委員會開催を機とし九月十八日南京に來着、十九・二十日の兩日に亘り、本政府主席梁鴻志、臨時政府主席王克敏と會談を遂げ、三者懇談により中央政府樹立の根幹をなすべき維新臨時兩政府の中央政府に對する合作の重要取極めは頗る圓滿に進行し、中央集權組織の基礎は玆に確定具體化され

るに至つた。卽ち王・梁兩代表は汪氏の抱懷する純正三民主義に立脚した新生中華民國政府樹立の原案に對して全幅的に贊意を表し、關係各項の細目に關し長時間愼重審議を重ねた結果、臨時政府は新中央政府の傘下に入り、維新政府は政府自體を進步的解消せしめて之に合流し、汪氏を中心として速かに中央政府の樹立工作に邁進すべき事を申合せ中央政府擁立の前提たるべき中央政治委員會の組織に關しても相當具體的に話合ひが行はれた。尙席上英國の對獨宣戰布告、ソ聯の對日妥協後のポーランド進攻等、益々複雜深刻化せんとする歐洲政局の重慶政府に與へる影響等に關しても、それ〴〵情勢及び意見を持寄り、或は汪氏よりは過般日本に於て政府要路と會談して得たる印象を傳へ、更に同國阿部首相の踏襲せる不動の時局處理に關してもその得たる情報に基き詳細說明討議を加へた。その結果重慶政府が窮餘の策として各方面に働きかけつゝある策謀の如きはこの際一顧にも値せずとなし、確固たる日本の時局處理方針に相呼應して一路東亞新秩序の確立に進む事に決せられた。右三者會談に續いて武漢特別市政府・廣東自治委員會・海南島自治政府等の參加を確認し、かくして愈々純正國民黨・臨時・維新兩政府を始め各黨各派・無黨無派を網羅する擧國一致の中央政治委員會が開催され、全國を打つて一丸とする强力なる中央政府の誕生は本會談に於て確定的事實となつた。

尙其後汪氏は同二十日上海にて聲明を發表し、臨時・維新兩政府が凡ゆる迫害困難を排除しつゝ事變により破壞されたる華中華北の秩序再建に邁進し、和平救國の基礎を打ち立てた偉大なる功績に對し、讃辭を呈すると共に今後更に一致協力して相共に和平反共を標榜する新政權の樹立に邁進せんとの決意を表明した。

この汪氏の聲明に對し、本政府では梁行政院長及び各委員長の連名を以つて廿二日夜、大要左の如き正式聲明を發し汪氏に絕對協力すべき事を表明したのである。

最近汪精衞氏ハ身ヲ以テ重慶ヲ脫シ一再ナラス和平救國ノ宣言ヲ發表シ各國內ノ賢能ノ士ト派別ヲ問ハス至誠ヲ披瀝シテ國是ヲ定メント願ヘリサレハ四方響ニ應スルカ如ク汪氏ノイフガ如ク所謂近衞聲明及ヒ我國和平愛好ノ人士ト完全一致シタルヲ以テコレニ基イテ前進シ共產黨ノ陰謀ヲ排除シ公正ナル政治ヲ實踐セハ必スヤ時局收拾掌ヲ返スカ如キモノアラン汪氏カ挺身コノ大任ニ當ラレタル上ハ中日永久ノ和平ハ實現ニ難カラス吾等ハ救國ノ初志ニ基キコレニ呼應シ努力邁進以テ中國復興ノ大業ヲ完成セン更ニコレ亦吾人年來ノ宿願タルノミナラス新政府ノ志ス所ニ外ナラスコヽニ宣言ス

又同日、臨時政府に於ても中央新政權支援の聲明を發表して確固たる態度を表明、次で武漢特別市政府・廣東自治委員會・海南島自治政府も前後して新政權支持の聲明を發し、更に成立後間もない蒙疆聯合自治政府よりも飛檄の通電があつた。

（三）第七次、政府聯合委員會の動向

南京に於ける三代表會談に續いて、同年十二月十六日第七次中華民國政府聯合委員會は北京に於て開催され、臨時・維新兩政府共に王・梁以下各委員出席の下に、時下共通の問題につき意見の交換・協議を行つたが、目下の最重要問題たる新中央政府問題に對する兩政府の既定意嚮は、既に前會議に於て基本的に一致を見てゐる爲に、汪派に於ける準備の完了次第これが工作に合流する方針も、不動の事實として再確認を行つた。

四、新政權に對する日本の廟議決定

新中央政權に對する友邦の態度は全世界の注目するところであつたが、友邦の基本方策を決定すべき阿部內閣は昭和十五年一月八日閣議を開いた結果次の如き聲明を發表した。

事變處理ニ關スル帝國ノ方途ニツイテハ屢次中外ニ聲明セラレタルトコロニシテ特ニ昭和十三年十一月三日ノ政府ノ聲明ニ次イテ同年十二月廿二日近衞元總理大臣ノ談話ニ於テ聖戰究極ノ目的ヲ明カニシ爾來政戰兩略一貫シテコノ目的ノ追究ニ努力シ來リシ次第ナルカコノ間中國ニ於ケル同憂具眼ノ士ニシテ帝國ノ意圖ニ響應スルモノ逐次增加シ來リ遂ニ昨年春季ニ入リ國民黨ノ指導的地位ニアル汪精衞及ヒソノ同志ハ公然反共親日和平救國ヲ主張シ帝國トノ協力的活動ヲ開始シ爾來日々ソノ勢力ヲ加ヘ最近ニ至リ新ナル中央政府ヲ樹立スルノ氣運トナレリ而シテソノ志ストコロヲ省察スルニ時局收拾ノ方向概ネ帝國ノ企圖スルトコロニ合致スルモノアルニ依リ帝國トシテハ今後凡ユル努力ヲ傾注シテコレカ成立發展ヲ支援スルコトトナシタリ

一月十四日阿部內閣の總辭職のあとを受け、十七日米內內閣が成立したが、同日米內首相は聲明を發表し、近く樹立せんとする新中央政府に對してはその成立發展に支援を惜しまぬ旨を明かにした。

第七章　中華民國維新政府の任務完了

一、青島會談より中央政治會議へ

(一)　青島會談の開催

茲に於て友邦日本政府の諒解も圓滿に進行して、遂に廿九年一月廿三日青島に汪・王・梁氏の三氏が會堂、新中國中央政府誕生を圖る青島會談が開催される運びとなつた。

會議は廿六日までの四日間にわたつて開催されたが、內容は相互既に諒解濟みであり、極めて順調滿足すべき狀態に於て進捗し、新政府の母體となる中央政治會議組織辦法、新中央政府と既存政府との關係調整、首都、政府名稱等につき折衝が續けられ、特に事變處理に重大なる關係を有する蒙疆自治政府より主席德王の代理として李守信蒙古軍總司令の參加を見たる事は、今後の政府樹立を一層意義づけるものありと信ずるものである。

(二)　中央政治會議の體制

青島會談は右の如く本年一月廿三日より青島に於て開催されたが、その第二日目卽ち廿四日午前十時より迎賓館で開かれたる本會議劈頭に於て、中華民國中央政府樹立大綱及び中央政府政綱の內容に關し、具體的の討議が行はれた

議題

一、中央政府の母體となるべき中央政治會議組織の件
一、中央政府成立後に於ける最高政治指導機關たるべき中央政治委員會組織の件
一、現在臨時政府の統治せる領域に關する統治形態の件
一、新中央政府の機構に關する諸問題

以上に就ての協議は何れも圓滿なる決定をみたが、右のうち中央政府の母體となるべき中央政治會議は、從來黨政府が採り來つた專制政治の弊を根本的に排除し、政治の根底を深く民衆に置いて、政治を國民黨獨裁からひろく各黨派・無黨・無派に開放せんとするもので、この中央政治會議に關し汪精衞氏は次の通りにその內容を說明してゐる。

『中央政治會議なるものは、中國々民黨、各旣成政權・各旣成政黨・全國賢能の士と聯合協同して組織するものにして、從來不統一にして相疎隔せる弊を一掃し、協心戮力以て時局收拾の責任を負擔し、和平の實現と憲政の實施とに關する原則を定めて、これにより誕生すべき中央政府に對し、その進行に據るべきものを示さんとするものである』

汪氏の右の如き說明によつても判るが如く、新中央政權は中央政治會議を核心として運行せられるものにして、新生政治の實體とみられるものである。

(三) 中華民國中央政權の成立

戰禍が中國の空を覆ふて以來旣に四年目、中國の經濟的中心華中をはじめとして全國主要地域は、蔣政府の無謀な

戰火に委ねられ、民衆は戰土に捨てられて更に顧みられず苦惱困窮の極地に在つた。故にこそ救國和平の聲は澎湃として各地より起り、二十六年十二月十四日には北京に臨時政府出で、越へて二十七年三月二十八日には南京に本政府の誕生をみたのである。

爾來時は進み、遂に重慶よりは汪氏を中心とする一派が、民衆の苦見るに忍びずと、敢然重慶より絶緣の決意を固め、二十七年十二月十八日決然汪氏は重慶を脫出した。その後汪氏は愈々新政權樹立の決意を固めて同二十九日反共和平の第一聲をあげ、抱懷する政治的意圖を明瞭にした。かくて二十八年五月先進日本への訪問となり、且つは臨時政府及び本政府の要人とも會見して愈々中央政權誕生の胎動は開始され、其後同運動は漸進して八月廿八日上海に於て第六次全國代表大會を開催、決議によつて國民黨、臨時、維新兩政府、蒙疆聯合自治政府及び各黨、各派、無黨無派の代表者によつて中央組織會議を開催する事となり、組織構成が決定された。

かくて翌九月十九日から三日間にわたり南京に於ける三巨頭第一次會談となり、各黨派方面への具體的工作も進展し、重慶部內にも本運動に合致せんとする意圖を有する要人も續出しその軍隊中大部分もまた汪派に聯絡者を送る狀況に立到つた。其後本年一月再び臨時、維新兩政府及び蒙疆聯合自治政府の代表が會堂して、中央政治會議の組織は決定を見、其後準備も着々進展し、遂に三月一日南京北京路の舊中佛學藝會內に「新中央政府還都準備委員會」が設立され、華中三千萬民衆も新中央政府樹立を前にして歡喜の極に達し、三月三日より大民會主催の下に三省各地一齊に還都慶祝運動を起すに至つた。

この中央政府擁護待望の波が澎湃とし來つた事實こそは、如何に國民が中央政府成立を渴望してゐたかを、如實に表現したに外ならないものである。

遂に時は至り、同月十九日汪氏の入京を先頭に陸續各黨各派、無黨無派の人士參集あり、茲に中央政治會議が開催せられるや萬場一致の可決を以つて中央政府の體制も整ひ、我維新政府成立滿二週年を越えること二日、卽ち三月三十日、國民待望の中華民國中央政府は汪精衞氏を首班として維新・臨時兩政府はもとより各界人士を網羅して成立するに至つた。

二、維新政府の發展的解消

顧れば本政府は廢墟の如き戰禍の裡に於いて上海に創始して南京に建業を圖り、祖國の再興を念願として滿二週年を迎ふるに到つた。漸くにして治下の匪勢も衰へ、諸民安居樂業への道を確然と了知し得るの秋、吾人の熱望して止まなかつた中央政權も、成立に決した事は欣幸に堪えない處である。こゝに於て血の滲む過去の辛苦は漸く結實して、政府の使命も一應の完遂を見、政務も新政府へ圓滿裡に引繼がれることとなつた。

曩に靑島會談終了に際して、梁院長は、王臨時政府首席と連名し、政府の任務完了は一步政治の前進を計らんが爲であると、左の如く中央政權への期待を聲明した處である。

事變以來臨時維新兩政府ハ相前後シテ成立シ焦土ノ間ニ疲弊セル民生ノ救恤ニ努メ二年以來交々心力ヲ盡シテ些カ小果ヲ擧ケ得タルモ未タ初志ヲ貫徹スルニ到ラス速カニ中央政府樹立サレ責任ノ輕減セラレン事ヲ切望セリ幸ヒ汪先生ハ難局ニ處シ敢然コレニ赴ク吾人ハ共鳴共感措ク能ハサルモノアリ

今ヤ靑島會談ヲ經テ進ンテ中央政治會議開催ヲ見ル全國賢能達識ノ士モ深クコノ大業ヲ翼贊協力スルニ至ラン復興ハマサニ近キニアリ吾人コレヲ翹望シテ止マサルナリ

卽ち中央政府成立の曉は、我等維新、臨時兩政府の政務は之が繼承して、統一性ある新中國建設の一歩を進める事となる。本政府は茲に政務の移讓を終つてその使命も完了し、欣然と偉大なる時の流れを仰ぎみつゝ、進歩的なる解消の段階に入る事となつた。

斯くて「祖國再生の道は善隣協力にあり、東亞固有精神の發揚にあり」と斷じた吾人の同志が、誤れる祖國愛の前に、分別なき暴力の爲に、日々紅に染つて殪れ逝つた事實を回想し、困難なりし過去を顧み、偉績を憶ふ時、唯々涙あるのみである。

悲哉、今日未だ戰事の終局も見ずして、且つ諸民の和平來の期を鶴首して待つを見れば、尙今後に殘された荊棘の道や、又多難なること想像に難くない。

然し乍ら、華中に於ては戰禍より二年有餘にして既に更生せる新中華民國政府の出現は、あらゆる意味に於て一大躍進に外ならないであらう。

之を茲に憶へば、史は常に百年棺を蓋つて正しくあるべきも、殉難先烈の遺業は斯くも赫奕と輝きつゝあるを思へば、祖國に殉じたその靈や以て瞑すべきであらう。

吾人も亦將來に斯くの如き戰火の再發なかるべく心す可きである。

第二編　院部施政各論

第一章　行政院機構と內局の業績

行政院組織表

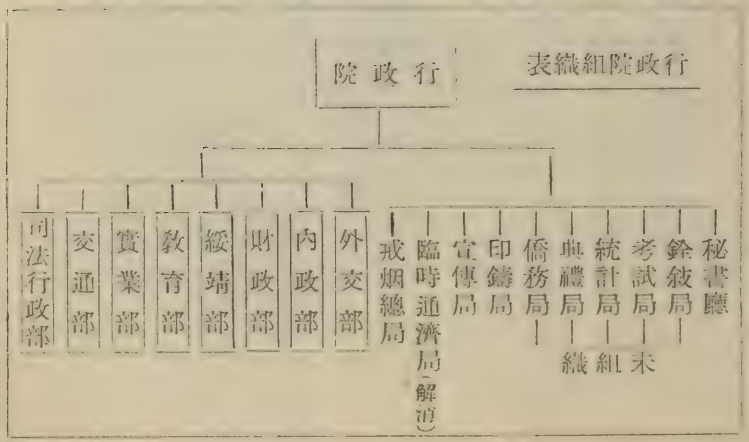

一、行政院機構

維新政府組織大綱に基き院の隷下に外交、内政、財政、綏靖、教育、實業、交通の七部、及び三權分立の主旨に從ひ當然司法院に屬すべき司法行政部を院未組織につき之も隷下に置き、八部を以て構成せしめてゐる。又院内には直屬機關として秘書廳、銓敍局、考試局、統計局、典禮局、印鑄局、僑務局の一廳六局を置く事に規定せられてゐる。卽印鑄局に次いで二十七年六月一日に宣傳局、同年八月二十三日臨時通濟局の三局を設置したのであるが、銓敍、考試統計、典禮、僑務の五局は政務の都合によつて未だ組織をせずに居た。然し乍ら今日迄既に三年、戰禍は依然として止まざるの情況にあるも、漸次地方狀勢の安定に伴つて物資の需給調整も圓滑となり來つたので、昨二十八年六月末を以て臨時通濟局を廢し、同時に戒烟總局を設立して徹底せる禁阿片政策の施行に勉めしめる事となつた。

以下本章に於ては行政院直屬機關の要述のみに止め、隷下八部に就ては別章に於て之を述べる事とする。

行政院長官職責

一、行政院最高長官トシ各部長ヲ統制シ國家行政ノ機務ヲ總攬ス

二、議政委員會開會ニ當リ主席ニ任ス

三、各部長ノ連署ヲ得當該部ノ薦任以上ノ職員ノ命令處分停止若クハ取消權ヲ有ス

四、院令發布ノ權ヲ有ス

五、直屬ノ秘書廳・銓敍局・考試局・統計局・典禮局・僑務局・印鑄局・宣傳局・臨時通濟局・戒烟總局ヲ直率ス

六、院長事故アル時ハ副院長ヲシテ職權ヲ代行セシム

七、特別市及警察局ヲ直屬セシム
八、其他

各部長一般職責

一、行政院長ノ命ヲ受ケ主管部務ヲ總攬シ所屬職員ヲ監督ス
二、附屬機關ヲ裁轄ス
三、各主管事務ニ關スル部令ノ制定改廢ノ要アル時ハ案ヲ具シ行政院長ニ提出シ重要件案ニアリテハ議政會議ノ審議ヲ經テ之ヲ處理ス
四、主管事項ニ關シ部令ヲ發シ得ルト共ニ主管事務ニ關シ各省長特別市普通市及警察長官ヲ指揮監督ス
五、主管事務ニ關スル法令ニ關シテハ行政院長ト共同副署シ之ニ對スル責ヲ負フ
六、議政委員會委員トナリ議案ノ審議ヲナス
七、次長二名ヲ置キ部務ヲ補佐セシメ部內ノ政務常務ヲ分チ之ヲ處理セシム部長事故アル時ハ次長ヲシテ其職務ヲ代行セシム
八、其他

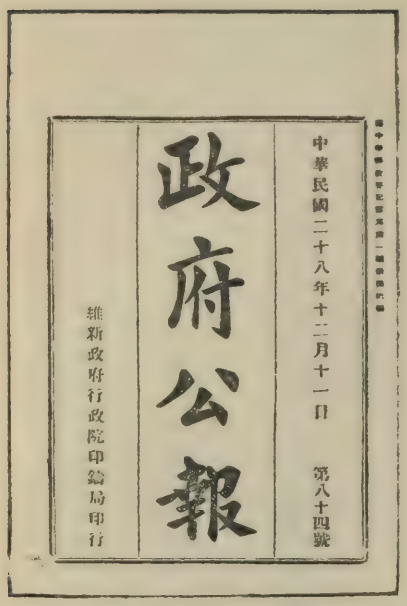
政府公報
中華民國二十八年十二月十一日　第八十四號
維新政府行政院印鑄局印行

二、行政院一週年以來の狀況

(一) 諸機關の充設

本院及び所屬各機關の組織狀況及び施政狀況に關しては、既に初周記念擧行の際刊行した冊誌「維新政府之現況」の如くであるが、其後の本院所管事項に就ては孰れも順調に進捗され、特に毎週二回の練議を經つゝある議政會議は既に七十餘次の會議

を經て、重要議案四百余件の議決を見てゐる。又地方行政に關しては、幾多時世の進展と戰火の消極化に從つて改善を要するもの有るに鑑み、舊年八月初旬各省市長及び所屬機關長を召集、南京に於て第二次省市長會議を擧行し、現在並に將來の對策に就て詳細の檢討を加へた。同會に於ては討議案件八十一件を議決し夫々に就ては現に施行しつゝあるが、この他戒烟總局及び審計委員會、文官懲戒委員會の如きを組織し、通濟事務の終了に際しては臨時通濟局を圓滿解局せしめた。

本項に於ては本院隷下の各部狀況を別章に、直屬機關たる廳局狀況に就ては別項に於て述べる事とし、院內二、三の委員會につき簡單に述べる事とする。

(二)　審計委員會

審計制度が近代法治國の行政制度中、不可缺なるものであることは言を俟たぬ處である。前北京政府、國民政府に於ても審計制度の確立運用のため、審計院部の設立あり相當の効果を擧げて居た。本政府が成立當時は未曾有の變局の後を承け、先づ以て目前の危難收拾を要務としたるため、二院八部の組織を以て之に當り、審計制度の必要缺く可らざるを知りつゝも尙其機關の設立を見るに至らなかつた。爾來一年有半、政府各院部の機構整備に伴ひ、人員の任免機關の新設等愈々繁きものあり、且つ經理事項も益々煩瑣を加へ來つた爲、中央及地方の會計審查監察は一日も忽にすることを得ざることゝなつた。爲に獨立審計機關を設立し經理會計の審查監察に當らしむると同時に、中央及地方各機關の會計手續を統一し、審查に便ならしむることの急務なるを認め、政府は審計委員會組織條例及び審計條例

を制定するに至つた。

即ち二十八年九月十六日黃士龍を審計委員會委員長に任命、十月一日立法院廳舍内の一部に審計委員會設立籌備處（準備所）を設け、同月十一日南京北平路に正式開廳して行政院に直屬する事となつた。

幹部職員名

審計委員會委員長　黃士龍
簡任秘書　潘其璵
秘書　陶覺三　陳廷謨
簡任委員　阮鑑光　彭清雋
委員　王景義　嚴恩湛
吳彬　管程
高理脩　黃德民
魏蓮維　吳仲任

同委員會は審計委員會組織條例に基いて、審計委員會會議を開き、昨年十二月迄に左の各項を議定した。

第一次會議　民國二十八年十一月四日　審計會議規則
第二次會議　十一月十一日　審計條例施行細則
第三次會議　十一月十七日　同
第四次會議　十一月二十二日　各機關の過去收支新法審議
第五次會議　十二月十五日　右同

尙同會に於ける收發公文書總數左の如し

○受領公文書　四八五　○發送公文書　三六四

（三）文官懲戒委員會

治下漸く靜謐となるに及んで、政府成立の本旨に基き益々官紀の肅正を要し、依て去る二十八年八月十六日の佈告を以て各地方に對し堅く綱紀の嚴正を明達したのである。

令　各省政府
　　特別市政府

賞罰ノ嚴正ハ吏道刷新ノ要諦ナリ各當該省市ハ成立以來ノ所屬官吏ニ對スル賢否勤惰ヲ顯ニスヘキナリ秋ヤ將ニ百事廢レコレカ振興ヲ俟ツノ秋當該各省各市長ハ隨時考察セル所ニ就キ賞罰ヲ正シ以テ官紀ヲ肅正シ行政ノ効ヲ增大スヘシ

中華民國二十八年八月十六日　院長　梁鴻志

更に政府は二十八年八月二十六日官吏懲戒法及び官吏懲戒委員會組織法を公布し、官紀の肅正、綱紀の嚴正を保持せしむる事となり、同年九月十六日南京府路に委員會辦事處を開設し立法院長溫宗堯を委員長に任命した。次で九月二十三日には左の高等文官懲戒委員及び普通文官懲戒委員の任命を見るに至つた。

高等文官懲戒委員

張清澤　徐世清　江古懷　徐麟祥　汪郁年　麥秩嚴
潘承鍔　王鴻恩　陳子棠　伍澄宇　藍文錦、

普通文官懲戒委員

沈觀展　高維濬　隣榮圻　林國材　劉仲文
陳大勛　游　志　黃廼穆　溫貞冀

三、秘書廳

維新政府行政事務に關する連絡事項、行政院長の秘書事項及び院內全般の整理事務に任ず。

廳內には機要・文牘・撰擬・人事・審核・編譯・交際・收發・會計・庶務の十組を置き、別に參事を設け秘書廳の所管事項を輔佐せしめてゐる。本廳幹部職員は左の如くである。

秘書長　吳用威

行政院直屬機構系統表

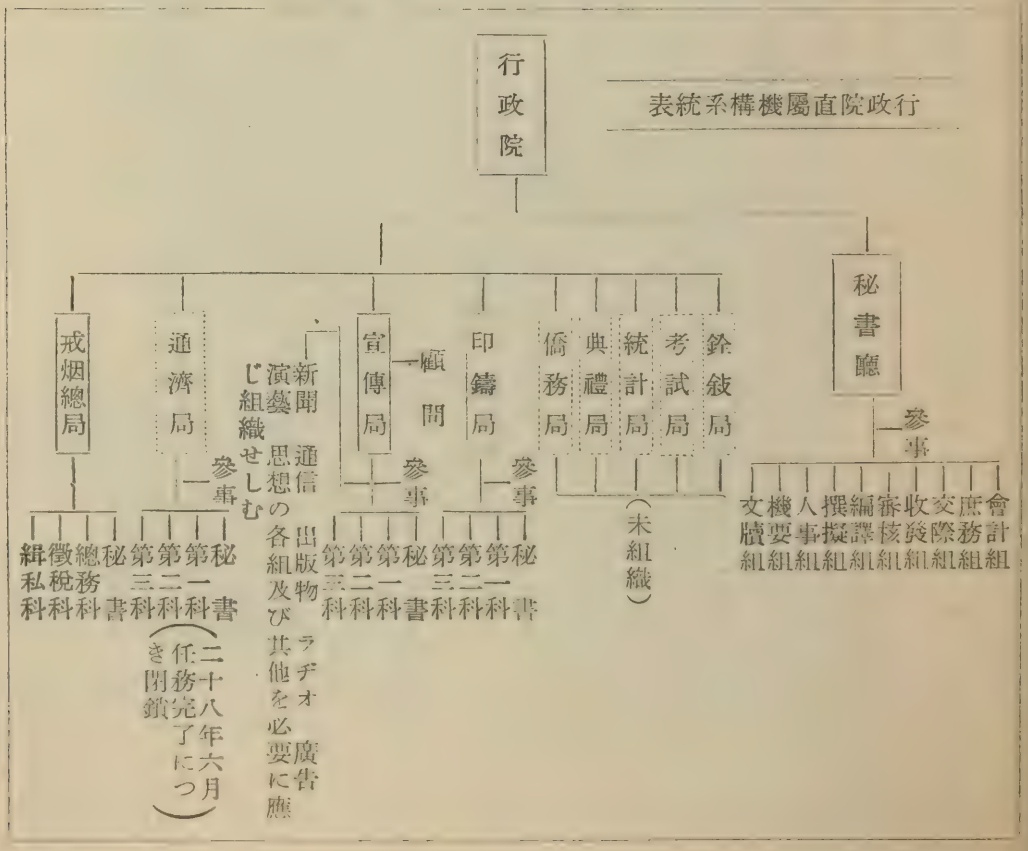

秘書長　吳用威

秘　書　劉驤業　黃孝綽　朱景邁　黃懋謙　高近宸　陳道量　陳　成　張清澤　魏景行　秦亮工　曹熙宇

秘書上辦事　黃　溥　陳世鎔　江古懷

文牘組主任　魏景行（兼）
機要組主任　秦亮工（兼）
人事組主任　黃孝綽（兼）
會計組主任　朱景邁（兼）
審核組主任　江古懷（兼）
撰擬組主任　黃懋謙　張清澤（兼）

編譯組主任　高近宸（兼）
收發組主任　陳道量（兼）
交際組主任　陳　成（兼）
庶務組副任　譚永劭（兼）
文牘組科長　童冕臨
編譯組科長　高鳳介
庶務組科長　譚永劭

四、印鑄局

本政府各院部及所屬機關の官印、長官印の製作、政府公報の編纂發行を掌理し、局内には第一、第二、第三の三科を置き、別に秘書・參事を置いて局長を補佐せしめてゐる。局幹部職員は左の如くである。

局　長　李宣倜

參　事　岳誦先　張若農

第一科長　郭煥
第二科長　陳　燊
第三科長　許聞武

官印の發行は官衞存在の形式上に於ける根本であり、政令を廣く宣布せんが爲には之の發行を要す。行政院成立するや、あらゆる部門に亘つて一齊に事務の開始を見たが、直轄機關中に於て本局は第一に設立せられるに至つた。但し當初印章の鑄造されたものは、僅かに各院部及び直轄機關の正式印章、官名印章、暫定機關印章、例へば準備會等の印章であつたが、其後各省及び内外大小機關が相次いで成立するに及んで、印鑄事業も漸次增加し、成立以來二年を經た今日、既に創業當時の二倍に增加を見てゐる。

尙印鑄材料に付ては機關の上下により、金・銀・木に三分してゐるが、當初は優秀技師もなく且つ應急的に製作されたものであり、これが完全を期するため昨年初めそれ〴〵を規定して、一定の方式に基き改鑄を進める事となつた。

印鑄設計は本局技術委員の手によつてなされるものであるが、一定方式の彫刻は誠に技術的にも困難とする處であり工作上の機密も要する爲、その技師を選擇して、之に訓練を施しつゝある。

政府公報の發行については、政府成立するや同年四月十一日早くも第一號の發刊を見たのであるが、編纂方針に就いては臨時政府と同一方針を取り、部數も當初は僅か一一五部にして治下地方に及ぶのみであつたが、最近政務の進展に伴つて各地より購讀者殺到し、現在の每月發行數は當初の五倍以上に增加してゐる。又新法令の全貌を明かならしめる見地よりして、公報の一年分を二期に分判合冊し、この種の需要に應じ、最近に至つては政府一切の法令集を出版して、各機關に於ける法令改修の參考に供せんとその計畫を進めつゝあり。

本部の印章鑄造作製及び公報の印刷に關しては、皆專屬工場を有してゐるも、南京の舊印鑄局工場は事變により悉く破壞され尙地點が軍事區域にあるため、本局は將來適當な地を擇び附屬工場を創設せんと研究中である。

五、宣　傳　局

(一)　局の成立とその活動

政府成立するや、その成立の趣旨及び精神を中外に認識させるため、同年五月九日宣傳局の組織條例が公布される

に至つた。卽ち、政府最高の宣傳機關として、(一)圖書新聞雜誌の管理(二)國內一切刊行物の指導統制(三)國外重要情報の蒐集及び對外宣傳資料、國內外記者との連絡發表(四)演劇映畫等の指導並に檢閱(五)放送講演及び書面宣傳の必要事項等を管掌し、局外には各方面關係員を以てする宣傳委員會を設立して局務の援助をなさしめ來つたのであるが、二十八年三月十八日行政院組織法が修正され、(一)國內外刊行物の指導統制、(二)國外情報及び同宣傳資料の蒐集調査(三)通俗文藝の改善(四)口頭及文書宣傳の施設、等の諸事項を管掌するに至つた。

憶へば斯かる尨大な內外宣傳に對處するに、一內局の機構を以てしては到底その充分なる工作を進展せしむるは不可能であつた。然し乍ら政府何れの部面に於ても人材の不足、財政の緊迫に惱みつゝあつた折柄、政府としては一內局の設置も無理なく、その人的資源の不足に對しては、當初以來友邦關係當局の援助に俟つ事甚大であつた。

幹部職員名

局　長　孔憲鏗

秘　書　郭崇階　鍾任壽
第一科長　陳能群
第二科長　吳錫珍
第三科長　胡介人

(二)　國內言論機關の助長とその統制

宣傳局長　孔憲鏗

政府成立以來時に應じ產れ出でた出版物の主張・言論機關は、すべからく新中國の建設に向つて努力すべきである

と共に、行政方面に於ても亦之を指導監督する統一機關を置き、彼此相通じ全力を傾注し得てこそ、始めて宣傳効果の完璧を期し得られるのである。

今や事變も新段階に入り、宣傳對策も自ら第三期となり單なる傳單・壁書の如き應急處置の時期を離れた爲目下本局は新聞通信の確立強化を主眼としつゝ業務の執行に當り來つた。

顧れば戰火の當初既に本局はその合理的機關の組織を企圖し、通信に於ては政府成立前の二十七年二月十五日上海に創始された**中華聯合通訊社**を擁しその育成に努め之を主體として友邦同盟通信社の協力下に、相互表裏一體となつて活動を開始した。

新聞に關しては蘇浙皖三省内に成立したものを逐次改組調整し、その新聞社群を以て**中華報業聯合社**（舊稱華中新聞合作社）を組織し、通信の中華聯合通訊社新聞の華中報業聯合社を以て脣齒輔車の合理化された組織體とする事に努め來つたのである。

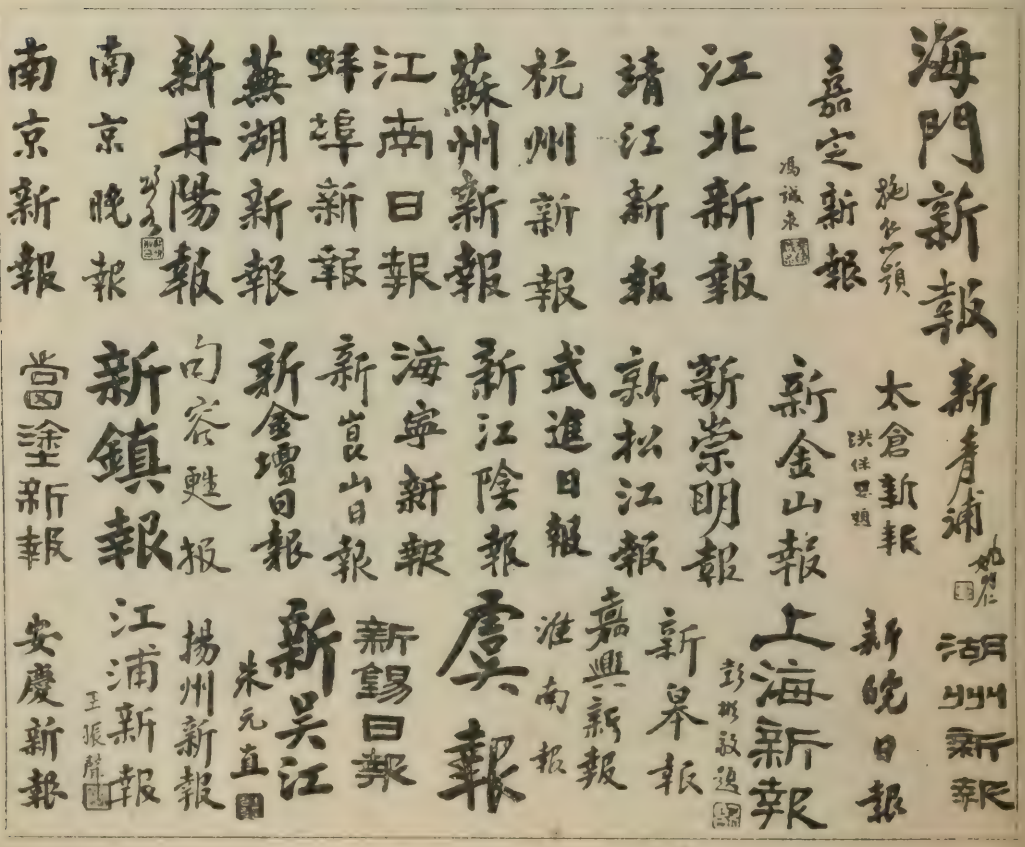

言論の統制に關しては、中央に於ては本局及び友邦軍報道當局の緊密な連繫下に、地方に於ては縣公署と特務機關自治團體と特務班と、總て友邦と一體化の形式を以て檢閱をなし現在に至つたが、上海の各新聞に對してのみは新聞檢查所を設けこの檢閱に當らせて居た處、本年に至つて蘇浙皖三省長より新聞檢閱規則の制定方要請ありしために本局は**檢查新聞暫行標準規則**を制定、議政會の批准を受け之を公布した。其の結果、治安報道面については其地の友邦特務機關又は警備部隊に於て、政治、產業等その他の事項は省政府に於て定時檢閱の責に任ずる事とした。

政府內の連絡については相互一層の緊密性を要する爲、各院部より派遣の勅任官以上の代表者の參集を得て、每週金曜日に**宣傳連絡會議**の定期會談を開く事とし、治下及び各院部の施政狀況に關しては二十八年三月より本局の方針に基き各院部を輪番とし、每週水曜日每に中日記者との定期會見を實施しつゝある。

言論機關に於て最も優秀な人材を要する新聞人及びその從業員の有力者は、總て戰禍を逃避し、治下に於ける此種人材は極小數の遺留者にしか過ぎず、新中國建設の筆陣を張らんが爲にはその間幾多の理解、訓練を要する狀況であつた。依て本局は南京に新聞人員訓練所を特設し、新聞學上の訓練をする事とした。同所は既に三期生を出し卒業人員も二〇〇名を突破しその大部分は既に各新聞社及び宣傳關係機關に配當服務し、又同時に中日語の專科を設けて既に第二期の卒業生を出し、現在は二十九年一月より開始した第三期生が在學中である。

尙本局は昨年六月十七日より旬刊の**新東亞**を發行し、一般大衆の自由所作の發表機關となさしめ、資料としては不定期に各院部長講演集、ラヂオ講演集、宣言集等を幾多發表してゐる。

(三)　報道通信政策を代行しての中聯社現況

治下地域の國際的特異性よりして、華中の報道通信對策に關しては前項に既述した如く、現下の狀況及び將來に對處する爲一幹の強大な機構を持つた通信社の出現を要したのである。卽ち戰火の當初、政府の成立以前に早くも更生中國建設の意圖の下に創設された中華聯合通訊社を政府代表機關通信社と定め、育成充實に努め來つたのであるがその正式設立承認の工作も、去る二十八年十月四日同社理事會に代る可き法人組織促進協議會結成以來漸くにして順調に進み、十二月二日第一四四次議政會議に於て中聯社案の承認を受け、其後財政部の審議を經て經常費も可決され玆に於ていよ〳〵華中唯一の通信社たる事が正式確認されるに至つた。

中華聯合通訊社章程

第一章　總　則

第一條　本社ハ社團法人中華聯合通訊社ト稱ス

第二條　本社ハ維新政府ノ機關通信社ニシテ維新政府ノ國策政綱及新東亞建設方針ニ基キ正確公平ナル「ニュース」ヲ蒐集編輯シ之ヲ中國內各新聞社及其他報道機關ニ通報スルヲ目的トス

第三條　本社ハ公益目的ト社務發展ノタメ左ノ附帶事業ヲ營ミ或ハ投資スルコトヲ得

一、本社ノ方針ニ抵觸セサル新聞及雜誌類ノ取次販賣

二、各種廣告ノ取次並ニ之ニ伴フ業務

三、ニュース寫眞及其ノ製版ノ供給

四、其他理事會ニ於テ本社ノ目的完成ニ必要ト認メタル事業

第四條　以下略

以下少しくその現況を略記して政府の通信政策に對する意圖を示現せんとす。

卽ち中華聯合通訊社（略稱 中聯社）は本政府成立に先立つこと月餘の二月十五日上海に於て成立し、本局の參事たりし故余穀民が社長に就任し本政府の地方慰撫及び成立主旨の闡明に勉め、政府の宣布機關として終始し來つたので

ある。其後余社長新亞飯店に於て暗殺せられてより、社長空席の儘今日に至つたのであるが、その組織に於ては關係當局の協力、支援、指導により漸次その態勢を整へ、特に友邦の同盟通信社の協力を得てより一層急速な擴大強化を見、今日に及んでゐる。その施設も現在に於ては、南京本社の二五〇キロワット無電機を中心として上海・漢口に總分社、蘇州・杭州・蚌埠・南道(通州)に分社を設置して、北は徐州より南は香港・廣東に至る迄の主要地點には通信員を配置し、治下三十餘新聞への配布ニュースの充實に努めつゝあり。爾來同盟通信社との合作は名實共に表裏一體の體制を整備して、國際ニュースは全面的に南京本社に於て收錄し、之が飜譯と共に再編輯の上各分社に打電してゐる、特にその無電は歐洲第二次大戰の勃發を契機として每日三、五〇〇字標準の發信をなし來つたが、最近に至つては一日八〇、〇〇〇字送信を開始し、各紙への應急策を完備した。尙昨二十八年十月より增强された設備は、南京本社に一キロワット、五〇〇ワットの二台及び漢口總分社に五〇〇ワットの發信機一台を增設し、現在では乙級分社(安慶・九江・蕪湖)丙級分社(崇明・楊州・鎭江・無錫・嘉興)の八分社に無電施設を完成したが、南京本社は之に對し、ニュースを甲乙級と、丙級の兩者に分別再編輯し、供給ニュースの妥當を期してゐる。既にその所要發受信機の設備も完了したので南京を中心とする華北・華南との送受信の陣容は一應の完成を見た譯である。

斯くて今や中央政府成立と共に、內外重要時局に直面しその使命は愈々重大にして、民衆輿論の醸成指導、新中國政治の普及徹底と通信報國を目指して一段の拍車をかけんとするものである。

本社はその本質に於て治下各新聞の共同機關であり、政府の宣傳外廓機關である華中報業聯合社とは總ての點に於て一團となり總力發揮を期しつゝある。現在本社は第二期計畫として(一)各分社の新設とそれによる無電網の充實(二)南京に五キロワット送信機を設備して、重慶、昆明等の西南地方をも含む全中國への對外放送を可能ならし

め、中央政府成立後の擴充案の達成を期して居る。

尙上記の通信業務に依據しての一時的便法として、本社に廣告部、販賣部を併置して兩種業務の亂立による混亂を防止してゐるが、之は將來各々獨立した組織として發展させ、廣告部は屋外廣告の統制整理をも行ふことによつて政府の既定方針を遂行させ、各地の復興工作に寄與せんとするものである。爾來上海に於ける中日業者の廣告並に日本内地よりする要望に添つて、南京新報・蘇州新報・杭州新報・蚌埠新報、蕪湖新報・新錫日報・武進日報・新鎭報・楊州新報等逐次その取扱量の增加を見るに至り、各社共經營の基礎を確立した。特に政府成立一週年記念事業である記念塔建設に際しては之を同社に於て一手に引受け、主要都市十六個所に之を建設して、その一部を廣告塔に活用すると共に之の保存を擔任し、或は都市に美術的廣告施設をして業者の便を圖る等、着々其の業績を進めつゝある。

販賣部は、新聞及び雜誌の強力な販賣網を建設して、不良印刷物の混入潛入を防止する。之がために鐵道沿線各驛の新聞雜誌の立賣は同部の獨占とさせてゐる。現在販賣部管下の施設は左の如くである。

直賣所　上海・杭州・蘇州・無錫・常州・南京・蚌埠・蕪湖

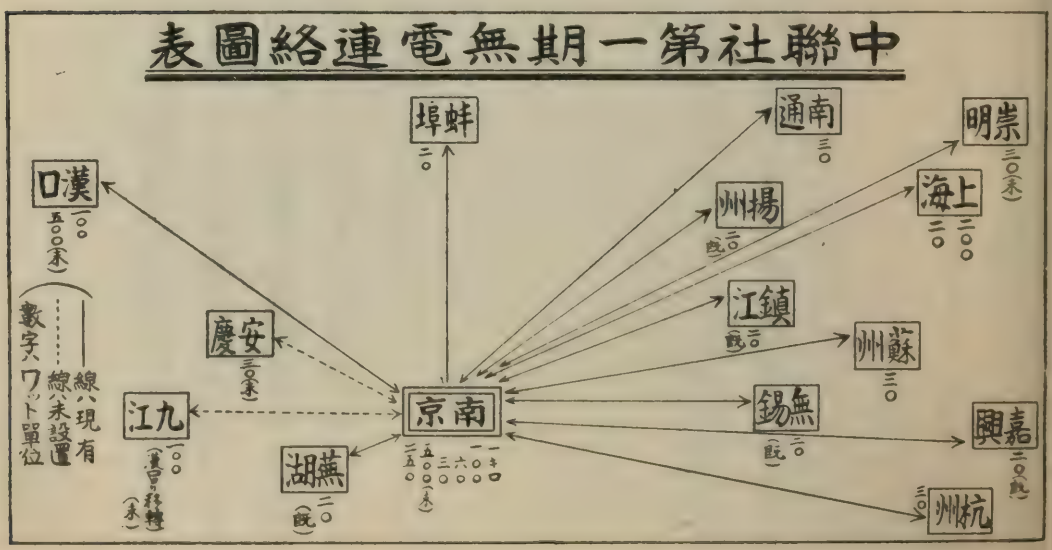

代理店　上海六・南京一四・杭州七・蘇州一一・無錫七・鎭江四・南通二・常州三・蕪湖・蚌埠・浦口・崇明・丹陽・奔牛・常熟・松江・楊州・太倉・硤石・嘉興・龍潭

以上の外の、新聞通信の一體化に伴つての施設として、現在の狀況を以てしては各地新聞社に寫眞部及び寫眞製版部を施設する事は不可能である爲、中聯社の組織網及び同盟社寫眞部の協力援助により、南京本社及び上海總分社に寫眞部（製版部を含む）を設置して寫眞による宣傳據點とし、且つ各新聞社へ寫眞及び寫眞版の供給をなすべく計畫中であるが、尙豫定の進行をみず、現在辛うじて本社に一部の施設を完了したに止まり、近く到着の器材を以て上海にも新設し、同方面の强化を圖るべく努力中である。

（四）華中の新聞建設狀況と報業聯合社設立へ

1　新聞再建の方策

現在華中に所在する三十餘紙は何れも戰禍の後に創刊されたものであり、その大部分は中央並に各縣公署に於て經營發刊され來つたものである。嘗ての新聞紙が一黨一派の機關紙となつて獨善を事とした結果、今事變を招來するに至つた。此の限りない現實の苦難に逢着せざるを得なかつた四億の民衆こそ、戰火の裡に無理往生させられたものであつた。

今後之を救ひ之をして誤りなからしめる爲には、常に時代を先進する現在の新聞紙を鞭撻指導して、新秩序建設の巨灯としなければならぬ。以上に基き玆に新聞紙の新なる使命を一言すれば、「新聞紙は規模の大小と所在の都鄙を

問はず、一黨一派の口舌に墮する事なく、且つは一部資本に壟斷されずして官民の連鎖となり、社會の公器として充分に其の機能を發揮し、大衆文化の向上に資すべきなり」

卽ち新聞界は過去の獨善的機構を根本より是正して其れ自體が東亞新秩序の一翼となり、且つは新秩序建設の主要なる分子としての現容を整備しなくてはならないのである。

治下の諸紙は南京新報並に將來創刊さる可き上海新報を中央紙とし、名實共に中央紙としてのニュースの完璧を期し、各省市の所在地たる蘇州・杭州・蚌埠の各新報を地方中央紙とする。其の他主要地に於ける各紙を純地方紙として當該省縣政及び民情の詳報をその主要な使命とする。但し南京・上海・蘇州・杭州等の大都市に於ては、小型紙による夕刊又は朝刊を發行するが、之等はあくまで地方色を豐かにして中央紙との明確な差異をつけ、所謂「街の新聞」として市民の生活そのものを取扱ひ、日常の便利な報道機關であると共に、娛樂的な文藝的な新聞である事を必要とする。

南京新報
THE NANKING SING PAO
汪梁王在最近或有會談
協議中央政治會議問題
汪精衛會見及川司令

華中の中央紙たる南京新報

依て華中を南京・上海・蘇州・杭州・蚌埠の五新聞管區に分別し、各管區內の指導的立場にある中央紙、地方中央紙がそれぞれを統轄向上せしめ、以上の指導紙は本局に於て之を直營して專門駐在員を常駐させ、管區內諸紙の育成に努めさせてゐる。但し上海管區の中央紙たる上海新報は未刊につき、管區の統轄・指導は本局駐滬辦事處（上海）に於て之を執行中であり、蚌埠管區は暫定的に南京管區に於て統轄しつゝある。

從來右新聞の政策執行は、各新聞社並に中聯社を以て社員とする華

中報業聯合社（舊稱新聞合作社）を設立して、その完全を期したのであるが、種々の關係により延引しつゝあつた爲、本局は友邦當局の協力を得て之を代行し來つたのである。卽ち華中報業聯合社案については、之の重要性を認識する關係方面の研究に基いて漸く昨年十二月九日第一四六次議政會議に於て議決され、其後內政部の審査も終了したので近く公布、正式施行を見る事となつた。

社團法人華中報業聯合社章程

第一章　總　則

第一條　本社ハ社團法人華中報業聯合社ト稱ス

第二條　本社ハ江蘇・安徽・浙江三省各地ニ於テ已ニ發刊サレタル各新聞ヲ統合一體トナシソノ經營ヲ總合シ相互扶助ニヨリ以テ新聞ノ健全ナル發達ト大衆文化ノ普及ヲナスヲ宗旨トス

第三條　本社ハ前條ノ使命遂行ノ爲左ノ事業ヲ營ムモノトス

一、各種新聞通信廣告及販賣等ノ業務ノ直營並ニ投資

二、上述各項ニ附帶スル事業

第四條　本社ハ總社ヲ政府所在地ニ置ク

第五條　以下略

茲に特記を要する事は、現に本局に於て代行しつゝある新聞用紙配給政策である。之は現下の各地に於ける用紙の品不足を救濟し、民衆の眼であり耳である新聞の發行に支障なく、發行經營に全努力を集中せしめる方針を主旨とし、貴重な用紙の濫用をさけ、各社の發行部數もその地方の情勢及び土地柄よりその重要性を考察の上、必要と認める

部數の增刷を想定加入して配給量を決定するものである。

尙各地方新聞に於ては、其地官民有力者が自らの新聞として顧問會を結成して之を援助しつゝある事は、更生言論界の特異性を強調し得るものであらう。

2 華中各地新聞の現況

昨年七月以降實施した新聞用紙の支給政策によつて、在來の品不足の狀況より開放された各地新聞社は、それ自體の運營はもとより、友邦關係との宣傳工作も圓滑な連繫を得るに至つて一般に活況を呈しつゝある事實は注目に値する。そも〳〵此の新聞用紙支給の目的は曩に述べたる外に、各地友邦所在の警備隊・特務隊との一丸的宣傳ブロックの結成とその完遂にあつたのである。さればこそ本局が之に期待し、この政策に對する友邦のあまねき援助に對して衷心より感謝を捧げるものである。以下各地新聞の概況を簡單に述ぶれば左の如くである。

地方中央紙蘇州新報社外觀

○南京新報　南京市の急速な復興と共に昨年九月早くも發行部數一三、〇〇〇を突破し、中央紙としての本來の使命に基いて各地に於ける專賣店も逐次增加し、徐州・濟南・青島・天津等に迄その開設をみてゐる。又南京に所在する便宜よりして華中報業聯合社の一部業務を代行し、各地方紙の活字改鑄を初めとして印刷施設・備品配給等に至る迄、同社を中心として計畫を進行せしめつゝある。

○蘇州新報　昨春來準備を重ねつゝあつた印刷輪轉機も昨年九月以來据付に着手した。その間器材の不着により幾分の支障を見たが、同年十月二十二日より正式印刷を開始し、その成績良好である。爾來急速な部數の增加を來して、數日にして數百を增

加し既に壹萬部を突破してゐる。

之より先、八月二十日蘇州を中心とする各地方紙を含む「江南記者俱樂部第一次懇談會」を開催するや、本局より孔局長及關係當局者出席し、それ〴〵に新聞統制指導の既定方針を詳細に檢討し、用紙の支給その他使用方法等に關しても一段と理解を深むるに至つた。又同社は管區の重要性よりして新聞對策には今後一段と格別な考慮をはらひつゝあるものである。

○杭州新報　昨年五月より四頁を六頁に增加し、「之江晚報」を停刊して專心その內容の充實を圖り來つたが、地方の治安狀況と併行して南部地方への增加も極めて良好となり、十月末迄に約一千數百部の增加を見、遂に九千部臺に到り、本年に至つては更に一萬を突破してゐる。又管下の諸地方も昨年十月二十九日第一回顧問會發會式を擧行して漸次その數の增加を見つゝある。

○蚌埠新報　津浦沿線唯一の新聞ではあるが、所在地蚌埠が未だ豫定の隆盛に至らざるに加へて、沿線各地にも格別の產業都市を有しない關係より、蘇州・杭州新報の如く激增を來さない。然し沿線各驛所在地にはあまねく支局網を設け、當局との連繫によつて宣傳工作の合作に專念し治安肅正の先鋒としての活動を續けつゝあり、又蚌埠その地が安徽省政府の所在地乍ら交通の便を津浦線に賴り、西南部廬州・安慶方面には鐵道の直通してゐない關係上、遺憾の點多きを以て廬州には別に小報を發行せんと準備中である。

○其他各地新聞の狀況

以上四大新聞の外にその政策よりしての幹部級新聞に、經濟を主としての上海新報が企圖されつゝあり、その上海管區の工作に就ては駐滬辦事處に於て施行中である。

本處は目下南京管區及び蚌埠管區を直接統轄指導し、中聯社機構と表裏一體となつて之を利用しつゝある。又各地新聞社の充備については之を第一次・第二次に分ち、その土地の重要性を標準として逐次印刷施設を整へ、所在地各機關及び有力者との協力によつて將來獨立し得る基礎的準備を進め、第一次には既に無錫の新錫日報、蕪湖の蕪湖新報、南通の江北新報、常州の武進日報、楊州の楊州新報等を以てし、第二次を通じて近く十五社の完備を期して印刷機の購入用品機材の整備、各種活字の鑄造等全般的の準備を進めつゝある。

卽ち以上總ての新聞政策及びその施設等は近き將來創設せらる可き華中報業聯合社に於てその儘繼承さる可きもの

で、その間宣傳局は之を代行し、或は中央紙南京新報をして此の一部を代行せしめ、友邦關係當局との圓滑なる連繫によつて迅速な運營を進めつゝある。次に華中諸紙の一覽表を掲げ參考とする。

維新政府治下新聞一覽表

（民國二十九年二月末現在）

管轄	類別	新聞名	型頁	發行地	發刊程度	創刊年月日
南京管區（現在蚌埠管區を含む）	◎	南京新報	數八	南京		二七、八、一
	△	南京晩報	小四	南京		二八、一、五
	△	新皖日報	小四	廬州		二八、八、一
	△	新鎭報	大四	鎭江		二七、三、二一
	△	句容甦報	小四	句容	三日刊	二七、八、六
	△	新丹陽報	小四	丹陽		二七、九、一五
	△	新金壇日報	小四	金壇		二七、九、一六
	○	蚌埠新報	四	蚌埠		二七、一〇、一
	△	安慶新報	小四	安慶		二七、八、二七
	△	蕪湖新報	大六	蕪湖		二七、七、一七
	△	當塗新報	小四	太平		二八、六、一〇
	△	揚州新報	大四	揚州		二七、三、二〇
	△	江浦新報	小四	江浦	三日刊	二八、一〇、一
蘇州	○	蘇州新報	大九	蘇州		二六、一二、二一
	△	虞報	大四	常熟		二七、一、二五
	△	新錫日報	大四	無錫		二七、一、一
	△	新崑山日報	小四	崑山		二七、七、四
	△	武進日報	大四	常州		二七、一、二三

管區				杭州管區				上海管區（宣傳局駐滬辦事處執行）									
△	△	△		○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
新吳江日報	江南日報	新江陰日報		杭州新報	海寧新報	湖州新報	嘉興新報	平湖日報	新松江報	嘉定新報	新崇明報	江北新報	海門新報	靖江新報	新青浦	新枭報	新金山報	太倉新報
大二	大四	大二		四	小四	大四	小四	小四	小四	小四	小四	大四	小四	小四	小四	大二	小四	小四
吳江	蘇州	陰		杭州	硤石	湖州	嘉興	平湖	松江	嘉定	崇明	南通	海門	靖江	青浦	如枭	金山	太倉
									隔日刊		隔日刊				週刊		週刊	
二七、六、二四	二七、一〇、一五			二六、三、二四	二七、九、一	二七、九、一	二七、四、八	二七、六、三五	二七、七、一	二七、一〇、一	二七、五、六	二七、三、二九	二八、六、一	二八、七、一	二七、三、二九	二七、三、二四	二八、二、二四	二七、三、二一

註　◎中央紙　○地方中央紙　△地方紙

（五）宣傳會議の開催と宣傳委員會の設立

由來行政院宣傳局は政府機構としては、行政院に於ける一內局に過ぎないが、實際工作面は全面下宣傳關係の據點

にして、幾多の行事には中央と地方の別なく關與し、或は實際指導に當るのみでなく常時直接印刷物の作製をすらなして全治下への徹底を圖りつゝある。

斯かる宣傳工作上の必要性並に系統的宣傳の徹底を目的として、二十八年十月二十六日より三日間に亘つて全國各省市縣宣傳會議を南京に召集した。卽ち同會議に於ては、各地の報告に基き現況を了知すると共に今後への希望を聽取し、將來への工作の資に供したのであつた。同會議には各地方代表參會者百餘名の一大盛況を見、決議案も一五六件の多きに達したが、今その決議事項の重なるものを擧ぐれば左の如くであつた。

一、縣組織法內に宣傳委員會組織內法を規定し、宣傳工作の便利と統一に資すべく、內政部に實施方を要望す。

二、小學教育に宣傳教材を選定することゝし、教育部は卽刻教科書の修改を各當局に通令した。

三、各方面政務機關に於ては、新建設に對する官民の一致協力を目標として、每週一回の新聞記者會談を實施することに決定した。

四、各地に民衆教育館を設立する事とし、これに補助金を支出してこの建設を促進する。

五、早急に大民會遠東劇團を擴大強化し、團員の募集及び此の訓育を圖ることゝす。

六、各地民衆救濟のため、新聞通信及び友邦援助の下に新規事業を起し、工場を恢復し又は各方面の合資による小規模な平民工藝廠を創設して失業救濟を圖る。

七、民衆團體強化のため宣傳隊を設置することゝし、大民會各地方支部に發令した。

好評を博しつゝある大民會遠東劇團

尙その決議に從つて爾後本局は着々宣傳委員會結成の準備を進め、職員を地方に派遣しては工作の進展を圖つた結果、江浙兩省を初め上海・南京兩特別市、杭州市等には漸次各個に宣傳委員會が設立せられ、安徽省又近

く結成される豫定である。

卽ち本局に於ては委員會の既に結成したものに對しては、それ〴〵の縣の宣傳需給の必要性に基いて、之を甲・乙・丙の三等級に分別し、甲級經常費二〇〇元、工作費四〇〇元、乙級計五〇〇元、丙給計四〇〇元の補助金支給を開始した。尙同宣傳委員會はその設立主旨に基いて現地の縣公署を中心として、大民會支部・友邦駐屯部隊との協力による中日合作の宣傳一元化と、中央・省・市・縣の宣傳工作の統制を圖る事となつてゐる。

(六)　通俗文藝の改善

事變の擴大と共に中國文藝界の優秀分子は何れも奥地或は上海・香港に逃避し、各地に於ける新聞文藝欄の程度極めて低下するに至り、民心掌握に苦慮するところ多大であつた。然るに新秩序の建設を目標とする各方面の工作の進展に從ひ、知識人の新建設に對する協力を希望する者多々あるに鑑みて、玆に南京在住官民の文藝同好者は新聞通信記者及び政府關係文藝人と合作し、**中國文藝協會**を結成するに至つた。卽ち本局はこれ等文化運動に對して全面的に支援し、遂に二十八年十二月六日南京中國新聞記者俱樂部に於て盛大なる發會式を擧行するに至つた。斯くの如き文藝人士の堂々たる連絡促進機關を得た事は南京を中心とする今後の文藝界に多大の期待がかけられてゐる。尙同協會は機關雜誌として月刊「國藝」を一月中旬より發刊、追て會報の發刊も豫定しつゝある。

その他、映畫に於ては二十八年九月日滿當事者との三國合辦による中華電影公司を設立せしめたのであるが、同社は新東亞、新中國建設に適合する映畫製作のみならず、消極的方面に於ては映畫檢閲と登記に關する工作も企劃されてゐる。

(七) 一般宣傳の推進

本局は從來より放送宣傳の重要性を認識し、各放送局とは密接なる連絡を保ちつゝあるも、特に南京放送局に對しては以前より毎週水曜日に宣傳局又は職員各院部をして講演の放送を割當し來つたが、現局長就任に及んでラヂオに依る放送効果に多大の期待をかけ、回數を增加して週二回、各種記念日に際しては別に特別講演一回實施することゝし、各院部の放送は取止め專ら本局でのみ內容を嚴選の上放送することに方針を變更し、既に前後を通じて放送回數七十三回の多きに達してゐる。尙同講演內容は收錄の上、關係方面の參考に供しつゝある。

南京市に催された友邦日本の寫眞展

又友邦日滿兩國に對しては益々緊密な交誼を要しつゝある折柄、二十八年四月友邦大阪甲子園に大阪朝日新聞社主催の**東亞建設博覽會**が開催されるや、本局より各種の參考資料、揮毫及び蘇州刺繡の實驗女工等を派遣し、政府成立一週年に際しては日本の文化施設を視察し、以て新中國建設の資とせしむべく、二十八年五月九日團員二十四名を約一ケ月に亘り友邦に派遣し、二十八年五月には滿洲國協和會主催の下に**宣詔記念興亞國民動員中央大會**が新京に開催されるに當り、本政府は代表派遣の要請に應じて十名の青年代表を嚴選の上派遣し、更生中國の意氣を友邦滿洲國に示した處である。斯くて東亞を一環とする中日滿は新秩序精神の上に堅く相結ばれて協同精神を發揮するに至つてゐるが本局は更に本年二月十二日より十八日に至る間を、中日軍民の親善を

目的とする宣傳週間を開催し、永久的提携を促進せしめ、更に民間の中日親善機關として**中日親善懇談會**を計畫中なれば近く同會も成立するものと思料す。

六、戒烟總局

鴉片の害は既に中國に久しく、歷代政府は禁煙政策を行ひ來るも未だその跡を絕つこと出來ず、事變後に於ては特にその弛緩を見るに至つた事は本政府の最も憂慮して居る處である。卽ち政府は二十八年三月三日斷乎として戒烟令を發し、朱曜を戒烟總局長に任命して戒煙行政の施行に當らしめた。

鴉片の輸入は從來より上海を以て本據とし、これを絕滅せしむるためには先づ輸入を統制する事を要する。よつて總局長は直に命を奉じて上海の商業中心區に總局を設け、各省の繁華な地區に地方局を分設する傍ら、三月二十日行政院より戒烟總局組織章程を公布して進行の準據とし、五月一日上海北四川路に總局を成立せしむるに至つた。同局內には總務・徵稅・緝私の三科を設け、又別に南京に辦事處を設けて在京事務及び倉庫保管事務を司らせる事とした

幹部職員名

戒烟總局長　朱　曜

秘　書　吳宗漢　謝文達　王　邇

總務科長　濱田德海

徵稅科長　李　裕

緝私科長　張汝廉

布告

阿片カ中國ニ入リテ以來コレガ吸飲者ハ財ヲ耗損シ壽命ヲ短促セシメルノミナラス列強ノ輕侮民族ノ虚弱ヲ招致シソノ前途タルヤ寒慄ニ堪ヘス政府ハ民ト百事維新ノ期ニ當リ特ニ戒煙總局ヲ設ケ議政會議々決ノ條例ヲ逐一實行シツヽアリ國民政府ハ曾テ禁煙ヲ唱言シ禁種禁運禁銷治療等ニ關シ種々法文ヲ定メタルモ之カ徹底的計畫ナカリシタメ毒物ハ全國ニ蔓延セリ本局ハカヽル情況ノ後ニ於テ政府ヨリ重任ヲ受ケ期ヲ限リ禁吸或ハ設院施醫等ヲ行ツテ人民ノ舊染ヲ改メ更生ノ慶ヲ得セシムヘク努力スルモノナリ

中華民國二十八年五月一日

局長　朱　曜

現在地方に戒烟局の成立をみたるもの、蘇州・無錫・鎮江・楊州・南通・松江・杭州・嘉興・蚌埠・蕪湖等總計十ケ所あり。尙之を以てしても各局の管轄區域は廣大に過ぎるため、更に各縣に事務所を設置する事となり、江寧・句容・六合・溧水・江浦・嘉定・太倉・崑山・吳江・武進・江陰・丹陽・金壇・儀徵・天長・海門・如皐・青浦・金山・吳興・海寧・嘉善・平湖・當塗・巢縣・安慶・合肥・滁縣・宿縣・懷遠・嘉山等の三十一縣に設立を見、更に上海局には滬西查驗所を附設してゐる。

南京市衛生局戒毒所の偉觀

目下總局長は各地方戒烟局長及び各縣事務所主任を督勵し、吸煙者の登記、密飲・密賣の取締をなし、毎月一回各地に地方局長を集めて會議を開き、併せてその地方情況を視察する事としてゐる。又一面に於ては內政部に申請して戒烟醫院を開設し、吸煙者の戒除を圖り、他面密輸取締のため二十八年十一月二日緝私大隊を編成して、上海・南京・蚌埠等に各一ケ中

隊を配置してゐる。

總局の戒烟行政は上述の如きも、營業事務に關しては一切之を宏濟善堂に委任しつゝあり。蓋し從來より禁烟業務上の弊害は政務と業務との混同より發して居るため、組織を別として不正事件の發生を免れんとするものである。卽ち上海に華中宏濟善堂を設立して購入販賣を統制し、設立要綱を規定しては各加入者に保證金二十萬圓を納入させ營業を行はしめる事とした。總局は之を監督すると共に別に特業公會なるものを組織して數量・分配・賣價等の決定を行はせ、法外な利得を抑制せしむる方法を取つてゐる。又各地方局所在地にも地方宏濟善堂を設立し、情況に應じては更に土行及小賣店を設け地方宏濟善堂より之に鴉片を供給してゐる。但しその供給法に關しては、必ず地方戒烟局を通じて總局に申請の上、總局は中央土行に指令してその分限供給をなしつゝあり。

戒烟法令に關しては、去る二十八年四月三十日戒烟暫行條例・戒烟暫行條例施行細則・烟戒獎勸規則・鴉片緝私章程等の發布を見たるも、右の外に種烟取締條例・煙民分期禁烟計畫・煙民登記給照規則等は目下起草中なるを以て逐次公布を見るに至るであらう。

七、臨時通濟局

政府成立後、行政院は戰區貨物の運輸流通及び戰後の商業的艱難を救濟すべく、通濟局を設立するに決し、直ちにこれが設立準備に着手すると共に組織條例の起草に當り、二十七年六月二十日政府公報第一一號を以て公布施行されるに至り、同年八月九日臨時通濟局長として朱曜が任命せられ、九月一日より通濟事務の開始を見たのである。卽ち臨時通濟局創立の趣意は、政府の愛護商民の意を體し、通濟工作によつて撫恤救濟せんとの思意にして、戰區商民の

物産に對しては政府より友邦陸海外各方面との協商により、章程に照して處置する事としたのである。

尙臨時通濟局は全局を三科に分け事務を掌理すると共に、上海北蘇州路百老滙大樓に駐滬辦事處を、上海園明路に通訊處を設け、その處置に當らしめた。尙其他の地方にも陸續として係員を派遣しその實情を明かにせしめ、需要の程度に應じては分處を設置して商民の莫大な利便を期したのである。以下少しく本局解消に至る迄の業務狀況を述ぶれば左の如くである。

1 商民の通濟申請の件

本局の成立後、蘇浙皖三省商民よりの、救濟請願及び物資運輸の申請書を受領せるもの百數十件に及んだのであるが、その內特筆を要するものを擧げれば左の如くである。

一、上海潤德號の閘北貯存小麥轉送請願の件
二、上海同興石炭商の無煙炭轉送方請願の件
三、蚌埠寶興製粉工場復舊並びに援助方請願の件
四、滁縣大成製粉工場係員の滁縣通過に助力方を請願の件
五、南京永盛號の水牛皮輸送請願の件
六、上海中大製粉工場小麥搬出請願の件
七、吳興巢槐卿等の各銀行倉庫に擔保中の絹絲用緞絲受出し請願の件
八、蘇州王永順號の徽發木材代價支拂ひの件
九、蚌埠大通石炭商の裕溪口港に貯存の石炭搬出の件

如上各件は夫々その性質及び順序に應じて逐次辦理するために職員を派遣し、日本側及び申請者と立會ひの上現地

調査を經て友邦軍當局に報告してその辦法を定め、或は搬出を許可し(申大製粉工場等の如き件)又は徵發して代價を支給(蘇州王永順號等の如き件)したのである。

2 商況調査

各地人民の困苦甚しい狀態に鑑みて、この救濟の爲に先づ各地の商況を明瞭にする必要があつた。その爲二十七年十一月に杭州・蚌埠に、十二月蘇州・六合に、二十八年一月蚌埠・吳興にそれぞれ局員を派遣し、農產物・貨物・石炭等の實情調査に當らしめ、又江蘇省は商業の盛なるにもかゝはらず貨物の輸出入圓滑ならざるを憂ひ、朱局長自ら一月六日蘇州に赴いてその實情調査に當つた。

3 緊急工作辦法

前述の如く、各重要商都には本局より係員を駐在させ直接商民の物資運輸に關する事務を受理し、各種の困難なる事情の發生を避けさせると同時に、友邦軍と共同辦理して責任ある事務の遂行に努めた。卽ち各地駐在員は各地所在の友邦特務機關と密接な連繫の下に、商民の利益及び物資の商況調査に努力し、早くも統制貿易の基礎建設に裨益して居るのである。又貨物の運輸に對しては友邦軍當局に地點を指定し、之を積卸碼頭として奥地生產貨物の圓滑な流通を請ふたのである。昨年安徽省政府より「未だ糧食の運輸困難なり」との來電ありしを以て、早急に碼頭を設備して商民への利益を圖りなどしたが、今や漸く地方交通の便も開け、匪擾地方以外は物資の移動も比較的安易となり來つたので、昨二十八年六月三十日を以て局を解消するに至つた。

第二章　立法院機構及其の業績

院組織

我が維新政府は民主立憲體制に基き行政、立法司法の三權を分離する事を政綱の第一條に於て明確に規定してある。卽ち本院は立法事項に關しては國家運行の公明を國民に依り組織せらるゝ議會に據らんとしたが、然し戰時の狀況下に於て有能の人士を民意に問ひ選出することは至難にして到底實施せられざる實情にあつた。依つて本政府は議會に代ふるに識者四〇乃至六〇名を以て立法委員に任じ、各々其の達識の見地を分別して法制、外交、財政、經濟、治安の五委員會を組織し、立法事項の審議に當らしめ、又院內に秘書廳及編譯處を置き院內事務を執行させることにした。

幹部職員名

院長　溫宗堯

秘書長　葉先圻

簡任秘書　丁政言(委員兼)

岑德咸

潘家本

秘書　黃天衢　周修曾　溫慶球

徐本謙　錢伯威(經濟委員)

朱身銘(財政委員)李榮技(外交委員)

于廷碩(治安委員)葉勁霜(法制委員)

文書科長　岑德威(秘書兼)

總務科長　溫永長

議事科長　李少軒(委員兼)

會計科長　黃福明

編譯處長　溫貞冀(委員兼)

編輯科長　潘家本(秘書兼)

統計科長　黃天衢(秘書兼)

法制委員會委員長　潘承鍔

秘書　潘家本

葉勁霜

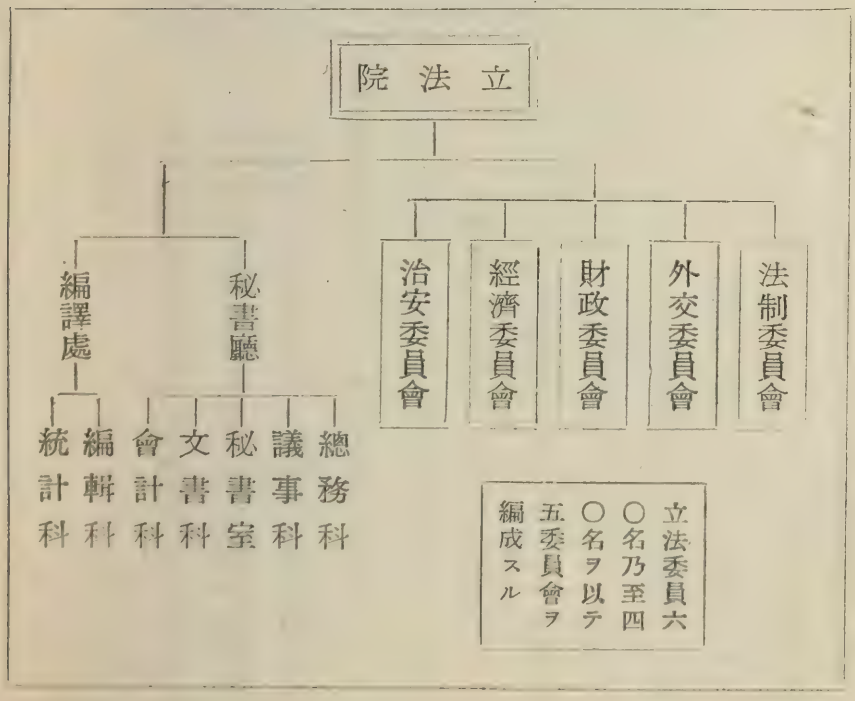

委員張士傑　秘書李榮技
同　張　桐　委員甘德雲
同　劉郁文　同　李少軒
同　鄭其光　同　溫子振
同　呂茂宗　同　楊國樞
同　張　韜(兼)　同　廖廉能(兼)
同　陳大勛(兼)　同　程進脩(兼)
同　朱大璋　同　張　嘈(兼)
同　麥秩嚴(兼)
同　朱喬嶽(兼)
同　丁政吉(兼)

外交委員會委員長　陳子棠

立法院秘書長　葉先圻

財政委員會委員長　楊景斌
秘書朱身銘
委員廖廉能
同　張　嘈
同　陳大勛
同　屈均畹

同　溫貞冀
同　史久龍
同　溫良彝
同　甘德雲(兼)
同　潘承鍔(兼)
同　陳子棠(兼)
同　王鴻恩(兼)
同　伍澄宇(兼)
同　鄭其光(兼)

經濟委員會委員長　張　韜
秘書錢伯威
委員李少軒
同　王鴻恩
同　趙詠白
同　游志
同　林國材
同　楊景斌(兼)

同　陳大勛(傘)　同　伍澄宇　同　陶錫三
同　陶雨田(傘)　同　藍文錦　同　張士傑(傘)
治安委員會委員長　溫應彪　同　陶雨田　同　張桐(傘)
秘書于廷傑　同　王瀾　同　李少軒(傘)
委員麥秩嚴　同　朱喬嶽　同　趙詠白(傘)
同　程進修　同　丁政吉　同　呂茂宗(傘)

一、舊法令援用の限界と立法院職權

本院は流亡殘毀の戰禍の裡に、八千萬の民意を負ひて立つた政府の立法事項を掌理するに當り、深く今次戰亂の依て來つた源を顧み、國家運行の根幹たる國法の制定に萬端の條理を盡して審決し來つた。勿論目前の戰火は依然として延轉し止む處を知らずと雖も、萬民を再生更新せしむる爲には火急に法治を行ふを要すべく、勢ひ幾多暫行的便法を施行するも止むなき實情であつた。卽ち國法は萬年不動の合理性を目圖として公布するの要あるは論を俟たないではあるが、何分にも錯雜起伏前代未聞の現狀に對處しては新制法令の完璧を期する事が出來得ない狀況にあつた。依て民國二十七年四月一日舊法令を以て、新法令を援助せしむる事とし、其の暫行限界を定むるに至つた。

維新政府令

維新政府ハ目下成立ノ當初ニシテ法律修正制定中ニアリ依テ本政府未タ成立セサル以前ニ於テ頒布施行セラレタル各種法令ニシテ本政府政綱ト著シキ抵觸アルモノヲ除ク外等シク臨時ニ適用スル事ヲ許ス

即ち本院は「維新政府政綱」及び「維新政府組織條例」の定むる處に從ひ三院の一として組織せられ、立法の大權を掌理するに至つた。其の職權は左の如くである。

一、法律案一切ノ決議
二、本政府豫算及決算案ノ決議
三、全國稅法幣制及度量衡標準規則ノ決議
四、公債募集及國庫負擔ニ歸ス可キ契約ノ決議
五、宣戰案媾和案條約案其他國際關係ノ重要事項ノ決議
六、大赦案ノ決議
七、本政府ノ諮詢事項ニ對スル答覆

上より法制委員長潘承鐸、外交委員會委員長陳子棠、財政委員會委員長揚景斌、經濟委員會委員長張韜、治安委員會委員長溫慶彪

立法院長　溫宗堯

八、人民ノ請願受理

九、法律及其事項ニ關シ意見ノ建議ヲナシ得

一〇、各院々長及各部々長ニ對シ質問書ヲ提出シ之レニ列席シ答覆要求ヲナス事ヲ得

一一、當政府官吏ノ收賄違法事件ヲ査辦セシメ諮請スル事ヲ得

一二、各院々長及各部々長ニ對シ失權或ハ違法又ハ謀叛行爲ト認ムル時ハ立法委員總數四分ノ三以上ノ出席ヲ得出席員ノ三分ノ二以上ノ可決ニヨリ之ヲ彈劾スル事ヲ得

二、立法委員及五委員會

本政府は立法院に左記五委員會を設け、立法院長より政府に諮請し任命せられた立法委員四十名乃至六十名を以て分別構成せられる。

一、**法制委員會**（現員　九名）
二、**外交委員會**（現員一一名）
三、**財政委員會**（現員一四名）
四、**經濟委員會**（現員　九名）
五、**治安委員會**（現員一五名）

計　五八名

各委員會は立法委員による委員及び委員長により組織せられ、委員長は院長が之を任命する。立法委員は院内に於

て爲した言論及び決定事項に就て院外に於て其の責を負ふ義務なく、且つ現行犯及び内亂外患に關する犯罪を除く外は常に逮捕せらるゝ事なき特權を享有せしめて居る。二十九年一月末現在に於ける立法委員は前述の如く五八名にして（二十八年一月末四〇名）その大多數は司法、法曹界の權威者、卓識の政治經濟家並に有功の軍人及地方衆望を一身に負ひて立つ人士であり、その内に於ても嘗て日本に留學をなし、其の眞摯な東洋精神に基き鍛鍊を受けた者が最も多い狀態である。

立法院長の辦公室

三、立法會議（略稱院議）及委員會議

本院議事事項に關しては、二十七年五月十五日の第三次立法會議にて議決通過した「中華民國維新政府立法院議事規則」に規定せらるゝ處に從ひ、本院に於ける會議を前述の立法委員によつて開催せられる委員會々議及び立法會議に分別する。卽ち委員會々議は法制、外交、財政、經濟、治安の各委員會に於て各自召集し、各委員會組織法の定むる處に從ひ之を行ふ。又立法會議は通稱之を「院議」と稱し、院長を以て其の主席とする。但し院長事故ある時は副院長之を代理し、院長副院長共に缺席の際は院長の指定に基き、立法委員中の一名を以て臨時主席に任命する。

院議開催には院長が立法委員を召集し、必要あれば各院部長或は代表者の列席をも請求し得。但し開會には委員總數の四分の一以上の出席を要し議案の採否は出席委員の過半數の同意を以て決し、可否同數なる時は主席

が之を決定する。尙各委員は自身と關係を有する事項の表決には參加し得ざるものとす。本院の會議は公開を以て主義とするも、必要に依ては各院部長の要求又は出席委員の過半數の可決により秘密會議と爲し得。本會の決議事項は維新政府に對し之を諮達の後公布施行する。本院の決議事項に對して政府之を反對否認したる時は、諮達後十日以內にその理由を聲明して覆議を諮らせる事が出來る。本院委員會は成立の主旨に基いて民選國會成立と同時に之を解消せしめるものとする。

四、議決法案及院務統計

一、立法院議決法案一覽表

自維新政府成立日至二十九年一月

一　中華民國維新政府組織大綱
二　各部官制通則
三　省政府組織大綱
四　特別市政府組織大綱
五　中華民國維新政府立法院組織法
六　立法院各委員會組織法
七　立法院任用專門人員簡則
八　立法院議事規則
九　省政府組織條例
一〇　各級警察機關暫行編制大綱
一一　道組織條例
一二　縣組織條例
一三　省警務處組織條例
一四　省會警察局組織條例
一五　特別市組織條例
一六　普通市組織條例

一七 南京警察廳組織條例
一八 特別市警察局組織條例
一九 特設警察局組織條例
二〇 省政府民政廳組織條例
二一 省政府財政廳組織條例
二二 省政府教育廳組織條例
二三 省政府建設廳組織條例
二四 中華民國維新政府行政院組織法
二五 外交部組織法
二六 內政部組織法
二七 綏靖部組織法
二八 財政部組織法
二九 教育部組織法
三〇 實業部組織法
三一 交通部組織法
三二 司法行政部組織法
三三 懲治盜匪暫行條例
三四 官吏特種郵金暫行條例
三五 修正違警罰法
三六 縣知事任用條例
三七 上海市復興局暫行規程
三八 出版法
三九 著作權法
四〇 治安警察暫行條例
四一 懲治國賊條例
四二 上海特別市區公署組織條例
四三 修正特別市組織條例第十一、十三、十六條等條文
四四 解釋縣知事任用條例第二條第二項條文
四五 修正南京警察廳組織條例第十七條條文
四六 修正省會警察局組織條第十六條條文
四七 修正特別市警察局組織條例第十七條條文
四八 修正普通市警察局組織條例第十六條條文
四九 修正特設警察局組織條例第十五條條文
五〇 修正省政府民政廳組織條例第二條條文

五一　修正省政府財政廳組織條例第二條條文
五二　修正省政府教育廳組織條例第二條條文
五三　修正省政府建設廳組織條例第二條條文
五四　醫師暫行條例
五五　藥劑師暫行條例
五六　助產士暫行條例
五七　捐資興學褒獎條例
五八　縣鄉水利經費國款補助貸與條例
五九　官吏郵金條例
六〇　官吏郵金條例施行細則
六一　警察官吏郵金條例
六二　捐資舉辦救濟事業褒獎條例
六三　監督慈善團體條例
六四　監督慈善團體條例施行細則
六五　各地方慈善團體備案辦法
六六　徵用土地暫行條例
六七　修正各級警察機關編制大綱第六條條文
六八　上海市區劃暫行條例
六九　上海市土地及其附着物之補償金保管委員會組織規程
七〇　土地陳報暫行條例
七一　人民團體組織規則
七二　維新政府水利總局暫行組織條例
七三　各級警察機關警長警士非常時期特種郵金暫行條例
七四　各地方委任官以下因公傷害員役郵金補充辦法
七五　修正特別市警察局組織條例第十五條條文
七六　人權保障法
七七　修正懲治盜匪暫行條例
七八　駐外使領館組織條例
七九　外交部所轄交涉公署條例
八〇　駐滿洲國通商代表公署暫行規程
八一　金融機關取締條例
八二　非常時期財政經濟攪亂取締條例

八三 營業稅暫行條例
八四 商標法
八五 商標局組織條例
八六 度量衡暫行條例
八七 交易所法
八八 上海總商會組織暫行條例
八九 鑛業條例修正條文
九〇 鑛業條例施行細則修正條文
九一 工業獎勵法
九二 商會法
九三 小學法
九四 中學法
九五 師範學校法
九六 大學法
九七 專門學校法
九八 高等學校法
九九 暫行中學法
一〇〇 修正暫行中學法
一〇一 宗教團體興辦教育事業條例
一〇二 文化團體組織大綱
一〇三 文化團體組織大綱施行細則
一〇四 修正法院組織法條文
一〇五 最高法院暫行組織條例
一〇六 官吏懲戒法
一〇七 官吏懲戒委員會組織法
一〇八 國葬條例
一〇九 公葬條例
一一〇 審計條例
一一一 審計委員會組織條例
一一二 考試法
一一三 公務員保障法
一一四 官吏退養金條例
一一五 陸軍軍官佐任官暫行條例
一一六 中華民國維新政府公文程式條例

二、立法院院務統計表

自維新政府成立日　至二十九年一月

(一)　會議統計　凡一九五次

類別	次數	類別	次數
立法會議	八七	經濟委員會審查會議	一一
法制委員會審查會議	三五	治安委員會審查會議	七
外交委員會審查會議	三	特別指定委員審查會議	一七
財政委員會審查會議	一七	兩委員會以上聯席審查會議	一八

(二)　議決法案統計　凡一一六件

類別	件數	類別	件數
組織ニ關スルモノ	三二	實業ニ關スルモノ	九
內政ニ關スルモノ	四五	教育ニ關スルモノ	一一
外交ニ關スルモノ	三	司法ニ關スルモノ	二
財政ニ關スルモノ	三	其他ノ制定	一一

(三)　文書統計　凡收文一、五三三件　發文七五九件　發行刊物一種

類別	收文件數	發文件數	類別	收文件數	發文件數	類別	收文件數	發文件數
議案諮函	一〇一	一〇八	各種公文	三六八	二五五	其他書類	九五	二
議事日程	八七		牋　函	八四二	三八四	刊行物	一種	
開會通告	一九五		電及代電	一二二	一〇			

第三章　外交部施政概況

幹部職員名

部長　夏奇峯

次長　嵇鏡

參事　嚴式超

鄭敦復

貝志九

魏楚

簡任秘書　黃丕傑

嵇儲慶

梁文若

季儀晟

總務司長　沈觀展

政務司長　徐位

通商司長　陳海超

情報司長　周詩奇

駐日東京辦事處　孫湜

神戶辦事處　王守善

長崎辦事處　潘耀源

駐滿通商代表　周玨

中華民國維新政府組織大綱及各部官制通則ニ基ク外交部ノ組織職掌左ノ如シ

一、本部ハ國際通商條約及在外僑民居留外人ニ關スル一切ノ事務ヲ掌理ス

二、本部ハ地方最高行政長官カ本部主管事務ヲ執行セル時ハ指示監督ノ責ヲ負フ

三、本部ハ主管事務ニ對シ各地方最高行政長官ノ命令或ハ處分ニ違法又ハ越權行爲アリト認ムル際ハ行政院會議々決後之ヲ停止或ハ撤廢セシメ得

四、本部ニ左ノ各司ヲ置ク

(一)總務司(二)政務司(三)通商司

(四)情報司

五、本部ハ前條各司ノ外情勢ニ應シ必要アラハ各部官制通則第六條ノ規定ニヨリ司乃至附屬機關ヲ增置或ハ裁併ス

六、本部ハ駐日辦事處ヲ東京神戶長崎ニ設置シ滿洲國ニ通商辦事處一所ヲ設ク

(以下略)

一、維新外交の本質

政府成立以來茲に三年、吾等同人は頑迷な嘲笑と罵倒の裡に默々と祖國の再建に邁進し來つて、今や東亞の破調もやゝ整はんとするの秋、近く汪氏を中心とする中華民國中央政府も誕生せんとし、一層祖國再興への飛躍を見得るは唯々感激あるのみなり。今日尙一面に於ては重慶を中心とする抗戰は繼續されつゝあれど、その大勢は旣に決し、重慶政權の崩壞も目前にあり、國民の意識も漸く新秩序態勢の整備が祖國再興の要諦なる事を認識するに至つた事は幸甚である。

斯くて東亞の必然的目途は侵略に非ずして新なる調整にありし事が明瞭となり、安居樂業への道は民族性に立脚しての堅實な軌道に乘り得たのである。やがて此の新事態に基いての和平救國の前進が中國を蓋ふ時は戰局も終結に至るであらうが、眼を一度び東亞より世界に轉ずれば、更に複雜な國際情勢は暗轉して昨年九月より歐洲戰は依然と砲火を交へ、第二次世界大戰に迄進展せんとし、國際交誼への途は益々困難となりつゝある。卽ち洋の東西を問はずその關係が惡化の一路を辿るの秋、中日を一聯とする東亞は今事變を契機として一個の更生せる新態容を現出せしめたのである。その新態容への過程は單に獨善的な見地よりして之を行つたにあらずして、東亞固有の先進文化と歐米近代文化を交織し、且つは從來の矯激な教育を是正し、眞に世界に誇るに足るの新國家を設立せんと努力し來つたものである。

我が中國は古來先進文明國としての誇を有する充分なものがあつたが、それにも拘らず淸朝以來幾多の喪權辱國の事件のみ多く、國民黨政府出るに及んでは一應は國力も俄かに進展するかに見えたが、忽ち隣邦との策を誤り國土は

戰火の裡に沈淪の止むなきに至つた。この最も重大な原因は、外交の事宜適當ならざる爲であつたと云ふ事が出來る。卽ち蔣政權は複雜な近代國際間に處して外交第一の眼目である彼我の認識を缺き、遂には隣邦との難關に逢着し、外交工作による打解の途も圖り得なかつたのである。これ實に清朝末期の失敗外交にも劣るものがある。當時その政策と稱したるものは各國の在華均勢を利用して相互の牽制を計り、對外的には國際聯盟和平保障にのみ寄倚する事に勉めて居た。而もその排日、抗日の所以は全國統一の方策に利用する處が多分に存し、善隣政策を施さざりし事實こそ、將又共產黨及び一部列國の爲に止むなくその方向を取らざるを得なかつた原因こそ、今日の慘をあらしめたものに外ならない。

在京關係諸國團體との懇話會

今日、中國と稱し日本と稱するもの皆その民族の源は一にして文化も永い歷史の裡に交流して絢爛たる現代東洋文化

外交部組織系統表

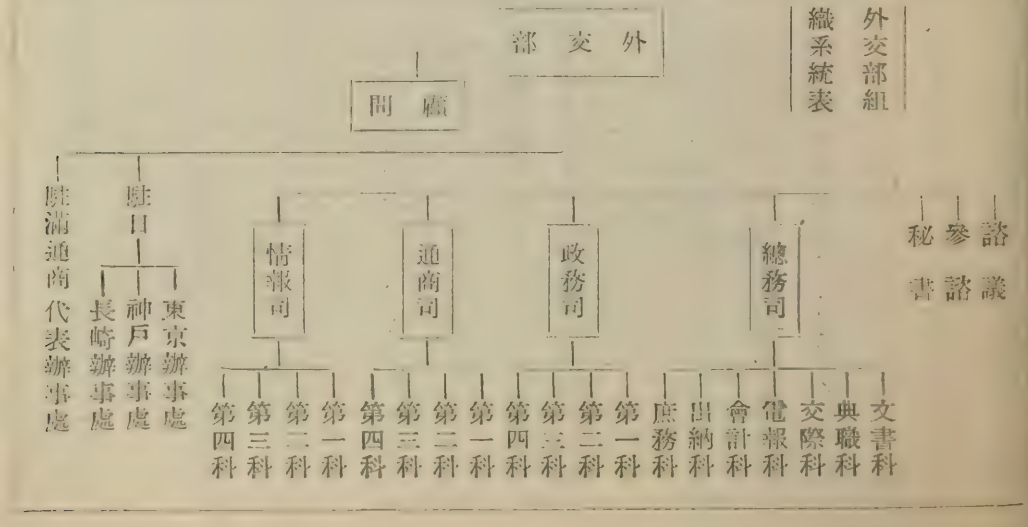

を建立し得たものであり、相共に反撃抗爭の理由は本然的のものでなく又存在し得ないものである。故にこそ我等は戰禍の裡に於て再び斯くあらしめざるの政策を要し、惡因の源を斷乎として斷ち中國を赤化の危より防ぐ事を國是と定め、政綱の第一條に規定した。

さればとて、政府はいやしくも正當なる友交國の權益に對しては、政綱の中にも「更に不變の外交方針により各締約國の在華權益は之を尊重し」と明記してゐる。故にこそ政府は列國に對し、徒らに爲にせんとする謀略的宣傳に乘ぜず、本政府の政策に誤解なき樣留意せられたき旨屢々聲明し來つた處である。

今玆に外交管掌の二年を顧みんとするに際して特に一言を要する事は、華北に於ける臨時政府と華中に於ける本政府とは外交部門に關する限り常に同一步調を取り、相互協調、談合の結果、對外處理に當り來つたのである。これ卽ち外交處理は一政府の交涉事項にあらずして、交涉それ自體が旣に中華民國の國是の發露であり、いやしくもその決定事項は中華民國の動向を決す可き重大事項なるが爲であつた。玆に於てこそ地方的作らとは云へ更生中國を背負つて起ちし兩政府の面目があるのである。

又本政府は租界の不法事件續發に苦慮しつゝあつた折柄、二十八年二月十八日對歐米外交の逸材として、且つ又博學隨一の人として重きをなして居た本部長故陳籙氏を上海租界に於て喪つた。この一事こそは特に租界に對する本政府の動向を決せしめた因であつた。幸にしてその後人材を得、廉隅部務代理より八月十六日現夏部長を迎へるに至つて、緩みなくその業務も進展しつゝある事は慶とす可きである。卽ち就任當日夏部長の發表談に「余は二十七年の春時局を憂ひて革新諸先輩の驥尾につき政府を組織し、以來玆に一年有半、內政部次長及政府聯合委員會事務部長の職を擔當し、梁溫兩院長及び陳內政部長の指導の下に微力を致し幸ひ大過なきを得、今般命により外交部長に任ぜられたり……今後の外交政策は

固より本政府の政綱に從ひ反共・反蔣・親日の三原則を不易の標準とし、一意治安の安定及び和平の爲に努力する覺悟なり。上海の各特區法院接收の如きは本政府治下の治安及び司法系統確保のために最も緊要なる事項にして、前任廉部長の確立せる方策をその儘繼承し努めて其の目的の貫徹に邁進せんとす……。」との事によつてもその後に於ける方針を察知し得るであらう。今日山積した外交處理を要す可き重大事項に、かつての招商局問題（交通部參照）あり、租界問題あり、本部として益々國權伸張に努力を要する所である。

二、上海租界の不法事件とその處置

憶へば租界の發生は約百年前の阿片戰爭後に於ける南京條約に由來し、上海租界もまたその頃の發生にかゝつてゐる。卽ちその租界は共同・佛蘭西兩租界に分れ、佛蘭西租界は專管居留地であり佛國の法律により行政權を行使し共同租界は各國の行政權が共同一體となつて行使せられてゐる。然し乍ら租界の本質は、各國がその國民の利益を保護せんがためのものであり、その宗主權は依然中國に存してゐる事は明白であるにも拘はらず、今次事變に租界が果した役目は總てこれらの領域を越へて、恰も大陸の中の一孤島であるが如く、時には逆に東亞新秩序建設の阻害たる存在となつた事は本政府として誠に遺憾に堪えない處である。

租界がかくの如く所謂光榮ある孤島としての役目を果す所以は、そこに存する第三國の權益を寸毫も毀損する意思のない我々であり、時には自ら進んで第三國の利益を保護尊重せんとした事に對し、租界當局は遂にこれに乘じて、半殖民地的色彩を露呈すると同時に、新秩序建設運動を阻む關所の形を帶びるに到つたのである。卽ち今日迄の租界にあつたものはテロと陰謀と犯罪の溫床であり、それが特權にかくれて公然と存在し續ける所謂孤島上海の相貌を呈

してゐた。

前國民黨政權も夙にこれが回收に乘出したが、その實力を以てしてはいかにしても困難である事よりして、上海の面目一新のためにも、その北郊外に尨大な新都市建設計畫を樹立し、市政府の建設を中心として着々その方向に進みつゝあつた。然るに同計畫も今事變の勃發によつて中止の止むなきに到り、都市計畫の區域は戰場となつて國民黨の計畫は畫餅に歸した。

次いで本政府の成立をみたが統轄内にある上海租界内に於ける相次ぐ不法行爲の續發は、陰に蔣政權を支持する英佛二國を背景とする抗日不逞分子、並に共產分子のなす所であり、其の目的が反蔣系要人の暗殺と新政府阻害にありしは明かである。從來租界を本據として自己勢力の扶植に汲々たりし列國は、新東亞の時勢の赴く所を知らず、徒らに援蔣によつて自國權益の伸張を圖り、武器彈藥の供給、反日分子巢窟の保護等、苟くも新興亞の大勢を阻まんとする露骨な支援を惜まないために、勢ひ租界は不逞分子の無二の溫床と化し、本政府成立以來今日に到る迄、惜むべき幾多有爲の人材が空しく彼等の毒手に斃れ、千秋の恨を呑んで一片の礎石に名を留めし事實は、まことに痛憤措く能はざる所である。

これら不逞事件の頻發が、租界當局の無能を暴露せるは勿論であるが、本政府が友邦日本政府と共に屢々租界當局に對し注意を喚起し、取締の徹底を要求せるにもかゝはらず、依然として其の魔手の終熄せざるは、彼等に一片の誠意のなきものと謂はざるを得ない。今其の一例を民國二十八年一月五日の、滬西大西路に生じたる英兵の不法行爲についてみるに、元來英國の上海に於ける越界築路に對する解釋は全く其の一方的便宜主義によるものであり、該區域が租界と共に中國の領土にして民國主權の儼存する事實は何人も之を認むる所で、之を犯すは卽ち領土並に主權の侵

害であるにもかゝはらず、上海附近が既に和平明朗を恢復したる今日、尚該區域に警備を置き、上海市の行政執行を防害せんとする其の態度は甚だ奇怪千萬なるものである。況んや白晝武裝兵が警察分局を襲撃し、掲揚ありし維新政府の國旗を引き降ろし、該派出所の家屋を封鎖して「英國陸軍指揮官の命による封印」を施すなど、常軌を以て論じ能はざる奇怪事といふべきである。

既に英國の態度にして斯くの如くである。租界を巣窟とする不逞分子の横行は公然憚る所なく、二月十六日には上海地方法院長屠復が佛租界に於て暴漢の魔手に斃れ、更に十八日には本政府の外交部長として内外の信望厚かりし陳籙が共同租界の公館に襲撃され、惜しむべき尊き犠牲と化せしは、更生新中國の礎石漸く定まらんとするの秋、眞に三歎すべき悲痛事である。兩氏の功績が炳乎として維新史上に輝くべきは勿論であるが、顧るに民國二十七年四月七日、滬江大學總長劉湛恩博士が靜安寺路上に暗殺されて以來、枚擧に遑なき跳梁毒手の跡こそは、實に斷末魔に喘ぐ蔣政權最後の姿であり、例へば燭火のまさに滅せんとする其の一瞬の閃きに過ぎず、之を支へて自らを照さんとする英佛二國の焦慮こそは眞に憐むべきものである。既に友邦日本國内に於ては、斯かる租界の存在は東洋和平の禍根たるべきものであり斷乎粉碎して新興亞の根幹を樹立すべしとの輿論一決し、本政府並に關係當局に多々通電あり、更に新生中國の興隆に一意邁進しつゝある民衆團體大民會を初め、安清同盟、宗教團體等各々上海租界問題を重視して、政府宛請願文を提出し、奮然起つて之れに當らんとした。本政府また數

上海英租界のバリケード

次の重大會議に於て愼重協議を遂げ、友邦側の積極的援助の下に租界の四周に有力なる綏靖部隊及び警察隊を配置し（綏靖部參照）適切確實な待機狀態に入らしめ、爾後租界當局の處置如何によつては直に獨自の行動をとり、以て新中國の阻害物を一擧に粉碎せんとした。その後に至つて漸く工部局側も政府當局に今後に對する保障を約するに至つたが、尙之を以てしても將來の不安を根本的に解消し得るとは考へられざるが爲、今後への處置を殘して嚴重監視を續け來つたのである。

今過去二年の外交史を按ずれば、その活動の主なるもの先づ租界問題である。曰く、不法事件への對處抗議、曰く特區法院の接收交涉と實に枚擧に遑ないが、この租界問題の解決こそ今事變解決のバロメーターなりと云はれ、問題は外觀簡易なるも實は甚だ重大であり且つ困難な問題である。故に之が解決は和平への第一條件なりと確信し極力友邦と協同し、圓滿解決へと邁進努力しつゝある所以である。本部の租界問題交涉の經過に就ては、屢次に亘る部長談によつてもその大半は察知し得らるゝ處なるを以て、二十八年五月十七日廉部長の對新聞記者談話を茲に摘記する。

「國際慣例に從へば、凡そ前政府の統治權を失つた區域に發生した國際事件の關係各國は、實際上同區域の統治權を有する新政府に對して合法的關係を保持すべきである。今日新政府成立して既に一年を越へ、蘇浙皖三省の外國權益は總て維新政府の保護を受けてゐるのである。

一年以來本政府統轄內にある上海租界內に屢々不幸事件續發し、本政府官吏及び日本居留民の殺害せられたるは政治上極めて卑劣なる行爲であり、法律上よりみれば誠に人類の公敵である。之に對する工部局の態度は全く誠意なく、今日に至るも一人の犯人の逮捕さへも見るに至らず、暴徒兇犯の橫行に委せてゐる狀態である。租界當局が我が維新政府を敵視し故意に放任してゐるに非ざれば、租界當局自ら監督の實力なきものと斷ぜざるを得ない。本政府は職責上事件發生毎に嚴重抗議をする一方、此の種事件は租界內法院と連帶關係にあるを以て、特に派員して之が接收に當らせ、且つ上海市長をして上海領事團及各租界當局宛

提出せしめた抗議要求は次の如くである。(一)暴徒の逮捕處罰　(二)大西路派出所の復活　(三)第一特區法院の引渡し　(四)舊上海市政府土地臺帳の返還　(五)黨旗の揭揚禁止、以上五項の要求に對して何等滿足なる回答に接せず、只五月十一日英佛兩租界當局は政治運動取締り布告を發し、稍々覺醒の兆ありたるも、同布告内に屢々中立の文字を使用しあるは、誠に了解に苦しむ處なり。租界が中國領土たることに異論ある筈はなく、條約上並に事實上、中國政府が完全な主權を有するものである。況んや今日租界四圍は悉く本政府の治下にあり、兩租界當局が其の租界内の現狀及治安の維持を欲せば、自ら進んで中國の新事實を認め、事實上に於て本政府と合作し、前記五項の要求に對して圓滿な解答より他なし。

彼等にして飽く迄其の非友好的態度を持續せば、我が方に於ても租界内中國人民の生命安全のために自衞權の發動も亦已むなき次第なり……」と、卽ち本政府の意奈邊にあるや察知する事が出來るであらう。

三、外交部長陳籙暗殺事件

前項に述べた如くに民國二十八年二月十八日、本政府外交部長陳籙氏は賜暇休暇によつて上海共同租界公館に歸還し、知人と對談中を靑色長衣の暴漢十數名に襲撃され、遂に暗殺せられた。惜しむべし民國外交界の偉材、更生新中國の礎石となつて東洋和平の犧牲となる。政府の痛憤これに越すものはなく、當局談として陳部長生前の功績を讃へ事件の一切を發表し、租界當局の無責任を内外に問ふ所あつたが一方臨時政府に於ても哀惜極まりなく、同氏が嘗て聯合委員會事務部長として銳意新中國建設に邁進せる功を偲び、直ちに鄭重なる弔電を發すると共に王克敏氏は聯合委員會主席として、特に同會政務處長夏

初代外交部長故陳籙氏

寄峯（本政府内政部次長）を二十一日南京に歸還させ、深甚なる弔意を表せしめた。

維新政府布告

外交部長陳籙學識高遠ニシテ外交界ノ偉材タリ維新政府成立以來鋭意翼賛シ政府聯合委員會事務部長ノ職ヲ兼テヨリ南北兩地間ヲ馳驅シ努力著シキモノアリ天無情ニシテ奸人ニ測目セラレ柱石鬱ル哀惜殊ニ深シ茲ニ喪葬費一萬元ヲ給シ特ニ行政院ヨリ官員ヲ派シ喪葬ノ一切ヲ執行セシム又特任官郵金條例ニ基キ郵金十萬元ヲ給シ財政部ヨリ遺族ニ受領セシメ以テ忠魂ヲ慰メ偉功ヲ昭カニス

民國二十八年二月二十三日　行政院長　梁鴻志

友邦日本亦この一大不祥事に嘱目し斷乎本政府に協力して租界廓清に當らん旨を聲明し、本政府亦同月二十五日次の如き強硬なる聲明を發して今後の見解を明にした。

陳外交部長遭難ニ關スル第二次政府當局談

戰禍ノ跡ニ於テ人民ヲ危難ヨリ救ヒ新中國建設ニ全力ヲ傾注シ來レル我等同人ハ起居常ニ生命ヲ賭シアリト雖陳外交部長ノ遭難ハ吾人ニ絶大ナル注意ヲ喚起スルモノアリ

惟フニ租界ノ實權カ英佛ニ存シ英佛カ蔣介石援助ノ行爲ヲ改メタル事實ヲ天下ニ明示セサル限リ租界ハ我カ敵國ナリ

租界カ敵國ナル限リ租界ヲ根據トシ沿岸及揚子江ニ出入スル外國船又租界ノ延長ニシテ之ニ對シテモ吾人ハ無言ノ宣戰ヲ布告ス可キナリ租界及英佛ノ艦船ハ蔣介石及共產軍ト同シク我等ノ公敵ナル事ヲ確認スヘシ國際信義ニ厚キ友邦日本ハ此ノ公敵ニ對シテモ宣戰ヲ布告スルニ非サレハ之ヲ敵トシ得サルヤ租界ニ對スル友邦ノ紳士的態度ニモ限度アル可シ吾人ハ吾人ヲ絶對ニ支持支援スル友邦ノ實力ニハ充分ノ信賴ヲ有シ日本ハ完全ニ吾人ヲ支持セラルヽモノト確信ス

然レ共吾人ハ自己ノ生命カ危險ニ曝サレシ時他人ノミニ信賴シ得ス自ラ爲シ得可キ最善ヲ盡シ獨自且徹底的ナル自衞手段ヲ講スルノ要アリ其ノ手段ハ無言ノ實行ニシテ如何ナル行爲モ天ノミハ之ヲ容認ス可シ

秋霜烈日以て斷乎たる本政府の決意を知るべきである。本政府成立以來二十八年十二月に至る一年九ケ月間に無慘にも彼等の毒手に斃れたる百四十九士の英靈と、無數の不法襲撃放火事件とを憶ふ時、速かに明朗新政府を現出せし

めてこれら不逞の兇徒を速かに殲滅し、租界の肅清を圖る要あること素より言を俟たない所である。

四、司法權接收準備委員會の設定

我が國の司法權は前清時代に締結した不平等條約によつて自由を失ひ、特に上海租界の兩特區法院の如きは、元來政府の尊嚴ある司法權下に隷屬すべき機關である。故にこそ維新政府が獨立自由の政府たるべき爲には、司法權の確保を圖らなければならない。

上海兩特區法院の狀況に就ては司法行政部章中に於て記述する處であるが、その動向を示すに當り昨年九月七日廉部長によつて新聞記者に發せられた談話に「上海共同租界第一特區法院及び佛租界第二特區法院の協定は、本年四月一日を以て第三次施行期が滿了する事となつてゐる。抑々第一次施行期滿了の際の申し合せに依れば、右法院協定及び附屬條件は各一方の六ケ月の豫告期限を以つて取消し得る事と定め、何等豫告なき時は引續き有效と見做す規定がある。本政府が兩特區法院を接收するは、法理上に於て、事實上に於て、共に正當の理由があり、何れの國家と雖も否認し能はざる所である。本部としても再三人を派して租界當局と折衝を重ねつゝあり、屢次に亘つて重大なる刑事問題が頻發しても、特區法院は之を切實に處理した事なく、寧ろ兇犯を陰に陽に保護するの傾向がある。之等不法事件の責任が工部局にあるは勿論であるが、特區法院は之に關聯しても尠からざる責任を負ふ可きである。これこそ實に本政府が司法系統完整のために、法院の接收をなす大決心をした所以でもある……」と發表した。卽ち本政府は全努力を捧げてこの回收完整を圖ると共に司法行政部を動員して、外交部內に委員會を設置し、九月十八日司法權接收準備委員會を組織せしめた。

司法權接收準備委員會委員名

主席委員	夏奇峯	徐位
委員	嵆鏡	陳海超
	彭・清鵬	周詩奇
	嚴式超	江古懷
	鄭敦復	趙鉦鐺
		鄭箎

五、駐日辦事處・駐滿通商代表部及駐滬辦事處の設置

本政府成立當初の成立宣言及び政綱により發表した如く、外交事務に關しては華北臨時政府所管政務と不可分なる關係に基いて、常に臨時政府と緊密なる連絡を取り、一元外交の實を擧げて來たのである。

特に最も連絡を必要とする友邦日本に對しては、臨時政府に於て駐日辦事官を派遣する事に決し、二十七年四月十日東京辦事處（處長―孫湜）を開設したのを初めとして、神戸（處長―王守善）長崎（處長―潘耀源）に各辦事處を置いた。依て同處を以つて本政府の連絡をも辦事させることゝし、又中滿も文化、經濟上不可分の關係にあり、依つて相互の經濟を調整し貿易を促進する必要より通商代表を派遣する事となり、一昨年十月一日滿洲國は特に外務局中根參事を派遣して行政院及び本部を訪問敬意を表し來つたので、本部も答禮使節として參事劉家愉、秘書洪斌の兩名を派遣した。其の際通商代表部設置の公文書を交換し、歸寧後直ちに**通商代表公署暫行規程**の起草に着手し、二十八年四月十一日その公布を見たのである。該規程は十四條より成つて居り、第二條に新京に公署を、奉天ハルピンに辦事處を設ける事が規定されてゐる。

次長嵆鏡

尙滿洲國に於ては南京に王慶璋を代表として派遣し來り、本政府は行政院參事林耕宇を初代駐滿通商代表に任命（秘書林蠙、事務官陳作仁）七月二十三日新京に於て正式にその成立を見た。

尙上海には從來出國證明書下附の便宜上、辦事處を設立して一般商民より頗る好評を博し來つたが、其後地方的の事件日に繁くなり、從來の機構を以てしては現狀に適切な處置も不可能となつた爲、二十六年十月十一日此の機構の擴大を圖つて王續祖を駐滬辦事處主任に命じ、地方機關との聯絡及び事件發生の際に於ける臨機解決機關とする事になつた。

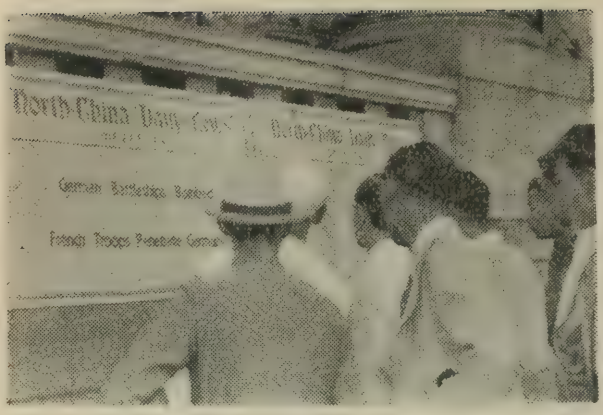

歐洲大戰勃發の揭示に戰く在滬人達

六、歐洲戰爭への態度決定

歐洲の獨波間に戰爭の起るや、遂に英佛の對獨關係も惡化の一路を辿り遂に決裂するに至つた。この悲しむ可き現實に本政府も急速なる對處を要し、二十八年九月七日外交部長は次の如き談話を發表して本政府の方針を明かにした。

「第二次歐洲戰は遂に再發して英・佛・獨・波の各國は皆交戰狀態に入つた。第一次歐洲大戰は民國三年より發生して八年に至つて初めて終熄を見たが、この間に交戰各國人民の受けた苦痛は語るに忍びないものがあつた。然るに其後二十年足らずして、驚愕は未だ靜まらず民力も完全な恢復に至らざる裡に、再び二十年前の慘劇を行ふに至らうとは誰が豫想したで

あらうか。民衆に何の罪があつて此の大災害を蒙らなければならないのか、誠に歎いて餘りある事である。現に各國は夫々其の立場を表明して居るが、我が中華民族は今自己の和平のために友邦と共に一致して東亞の復興を圖りつゝありて、歐洲情勢が如何に變遷するとも國策は既に確定して動搖する處なし。從つて政府に於ても今次歐洲戰爭に對して中立を保持すべく既に布告を發表した處である。但し今日國內の租界情況の複雜性に鑑みて交戰國官民の擧動は勢ひ中立國に影響する事を免れず。依て本政府として此の點に關し特別の注意を拂はんとするものである。我が中華民族が平和を愛好する民なる事は全世界の熟知する處であらう。今又第二次歐洲大戰不幸にして勃發するも、之が一日も早く解決されん事を望んで止まず。之れ獨り歐洲各國の幸のみならず、全世界の深く希ふ處である」と、尙ほ維新政府として二十八年九月七日發表した中立宣言を揭げれば次の如くである。

布　告

現在英佛波獨ノ各國既ニ交戰狀態ニ入リタルモ我中華民國ハ今次歐洲戰爭ニ對シテハ局外ニ在リテ中立ヲ保持スヘク中立ヲ維持スル爲ニハ國際公法ニ照シ毅然トシテ之ヲ實行セサルヘカラス特ニ維新政府ノ名義ヲ以テ中外ニ布告表示ス

維新政府

卽ち本政府は中華民國の國是とする東亞の新態勢の確立を以て急務とし、內には國土の再建を期して赤化防衞の任を擔當せねばならぬ爲、出でて列國と行を共にし相鬪爭するが如き方針は執らないものである。

七、揚子江開放に對する見解

揚子江が中國にとつて、政治的にも軍事的にも將又經濟的にもその全生命を制するものであることは、今更玆に述べる必要もないことである。友邦軍の武漢攻略に伴ふ揚子江再開に關しては、從來屢々關係列國より日本政府に對し、抗議的要請をなしたりと窺知するも、現在の揚子江は事變前に於けるそれとは情況を全然異にしてゐるものである。今事變勃發するや黨軍は揚子江に數千の機雷を敷設し、江陰、烏龍山、馬頭鎭、石灰窯、團風等に閉塞線を設けて退却した。玆に於て友邦日軍は所謂遡航作戰を實施し、多大の犧牲を拂ひ軍用水路を開設したのである。

從つて友邦軍が揚子江航行を可能ならしめたのは、專ら事變に關係せる作戰遂行上の必要に基因したものであつた。特に本政府が關係第三國に强調せんとするものは、當時蔣介石に對し何れの第三國が揚子江閉塞の獻策を爲し之を實行せしめたるやである。其の後事變は進展し友軍長江を確保するに及び、當該第三國は過去の事實を省みず、厚顏にも友邦政府に對し長江の開放を要求するに至つた事は言語同斷である。

船舶見張所に於ける監視

事變は尙未だ終熄せずして作戰は繼續せられつゝあるのである。當時武漢三鎭は既に陷落し揚子江は完全に友邦日軍の掌握に歸すと雖も、依然として長江は戰場の一部であり、而もそれは作戰上最も重要なる軍事物資補給の動脈を形成し、友軍は黨軍の妨害工作に對し之が確保々全に多大の努力を傾注しつゝあつた。

又本政府が揚子江遡航を第三國に許可す可きや否やに關しては曩に二月二十五日發表になる「陳外交部長遭難に關する當局談」に「租界ノ實權カ英佛ニ存シ英佛カ蔣介石援助ノ行動ヲ改メタル事實ヲ天下ニ明示

セサル限リ租界ハ我カ敵國ナリ　租界カ敵國ナル限リ租界ヲ根據トシ沿岸及ヒ揚子江ニ出入スル外國船又租界ノ延長ニシテ之ニ對シテモ吾人ハ無言ノ宣戰ヲ布告ス可キナリ」と明記せるに依りても本政府の意圖の奈邊に在るや自ら明かである。

今若し友邦政府にして假に作戰終了の見地より第三國に長江の遡航を許可し、所謂揚子江を開放すと雖も、本政府は長江が我が中國の領有なる見地に基き獨自の立場に據りて之に對する許可權を保有するものである。卽ち若し我が政府にして長江を第三國に開放せば、從來より陰に陽に種々の利便を與へられつゝある友誼國と、援蔣工作續行中の公敵國の交誼的分別を如何にすべきか。苟も本政府は未だ微力なりと雖も之等公敵國に對しては、我領有內の橫行を斷乎排擊し、今後四百餘州を市場とす可き列國に對し絕對の差別をなし、以つて今日の行爲に報ひんとするものである。

先般友邦軍は作戰期の進展に伴つて長江南京下流を近く開放する用意ある事を聲明したが、同問題に就てはよく友邦當局と聯繫の上、本政府の決定をなす可きものとして適宜なる處置を進めつゝあるも、政府は同問題に關し當初といさゝかも見解を異にしあらざる事を重ねて茲に確言する。

第四章　內政部施政概況

中華民國維新政府組織大綱及各部官制通則ニ基ク內政部ノ組織職掌左ノ如シ

一、內政部ハ全國內務行政事務ヲ掌理ス
二、內政部ハ地方最高行政長官カ本部主管事務ヲ執行セル時ハ指示監督ノ責ヲ負フ
三、內政部ハ主管事務ニ對シ各地方最高行政長官ノ命令或ハ處分ニ違法又ハ越權行爲アリト認ムル際ハ行政院會議々決後之ヲ停止或ハ撤廢スル事ヲ得
四、內政部ニ左ノ各司ヲ置ク
(一)總務司　(二)民政司　(三)警政司　(四)衞生司　(五)土地司　(六)統計司
五、本部ハ前條各司處ノ外情勢ニ應シ各部官制通則第六條ノ規定ニ依リ司乃至附屬機關ヲ增置或ハ裁併ス(以下略)

幹部職員名

部長　陳　群
次長　張秉輝
同　江履誠
參事　陳祥霖
同　吳弦
同　羅適
同　郭曾珠
同　徐世清
同　張權
同　陳蜀壽
同　謝恪
總務司長　李文濱
科長　喻世芳
同　王友梅
同　陳量
民政司長　江鎭三
科長　鄭君醴
同　楊詒
同　張國瑤
同　章鵬飛
警政司長　鄒祖禹
科長　孫助良
同　趙志嘉
同　劉震亞
同　吳驗
同　夏金印
同　李光會
衞生司長　閻世華
科長　李宣樑

同　朱張雄
同　王紹熙
同　徐衍秀
統計司長　施瑾
科長　翁穌
同　張鴻儒
同　許祖同
同　曾詩七
同　黃百鍊
土地司長　馮叔鸞
科長　兪國珍
同　陳昭遠
同　林史隆
同　程昌彝
簡任視察　諸葛穌

同　丁南州
同　趙亦誠
同　方兆景
視察　龔天健
同　柳肇慶
同　董懋慶
同　汪友三
同　金魯望
同　張藻宸
同　王學韜
同　程朗波
同　杜金鈞
同　何思源
同　毛信良
同　龔治中

同　程平若
同　趙澤周
同　徐頌立
同　楊彥斌
技正　王泳
同　朱堃
同　溫慶珍
同　邵循瑞
編審　孔超凡
同　顏文凱
同　張魯山
同　香上讀
同　滸琇瑋
書記長　趙繩墨
副書記長　成器之

一、地方施政の概況

(一) 施政範圍

四川省重慶に遁竄しつゝある蔣政權は今尙「抗戰到底」を以て救國の要諦なりと叫びつゝあるも、戰禍の後に吾人が祖國に殘されたるものは廢墟の殘骸と食なき流亡群と無秩序のみであつた。言語に絕する困難の裡に於て本政府は

過去三年時局の收拾、國土建業に邁進し來つたが、日夜五億民衆の困苦を想ひ破碎され盡した山河を望む時、日夜勉勵の効なきを憂ひ來つた。幸なる哉秩序も漸次回復し産業施設も略々整ふに至つて、今又近く汪精衞氏を主班とする新中華民國中央政府も成立せんとし、華北に臨時、華中に維新、其他武漢・華南・蒙疆の地にある諸政府は欣然として之に合流協力するの日近きにあるを想へば、吾人の歡喜之に過ぎたるは無いのである。

顧れば我が國はかつて黄帝の建業以來茲に四千六百年を經過すれど、その間に唐・虞・夏・商・周以來實に三十有餘朝の興亡あり、武道起ちては覇道に破れ、覇道樹ちては王道に滅さるゝの逐鹿に終始し、戰は常に四百餘州を蓋ひて變轉し五族の辛苦は實に測る可らざるものがあつた。故にこそ四民の執政者に寄せる信賴依據の心は存外に尠く觀念的に全く懸隔された存在であつた。卽ち生存保衞への意義を等しくしつゝありし各都邑の人民は古來本能的に微弱乍らも各個の力を集中せしめて原始形態の自治機關を發生させ、以て自衞の途を步み常に社會生存心理上に確識され來り、騷擾變亂に備へては外に對して城壁を築き內に對しては保甲制度を布き、地方の仁德者を以て自治の主班に置き治安への體制を整へたのである。今日戰禍の後に嚴として事態の收拾を計らんとして起つ**治安維持會・自治委員會**卽ち之である。今般政府は戰禍に對處して深く顧み、戰局の進展と共に擴大し來れる施政範圍に對し地方緊急の施政機關を更生せる民衆の自治能力に俟ち、以て統治の完遂を期待した次第である。

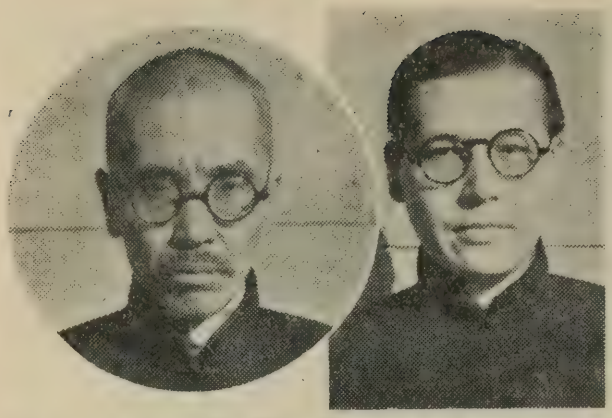

右は次長 張秉輝
左は次長 江慶誠

維新政府施政範圍に關しては目下戰時繼續中の事とて明確なる限定は爲し得ない事實は勿論なるも、概ね揚子江を中心とする蘇浙皖三省を統治し、江

蘇省は蘇州に省政府を設け現在隷下に縣公署三十九を有し、未だ縣政府組織に至らない各地自治機關は各々上級官廳の指示に基き主管事務を統べつゝある。特に江蘇省に於ては以前南京・上海に督辦市政公署を設置したるも民國二十七年十一月十六日に上海を、翌二十八年三月三日に南京を各々特別市に昇格せしめた。又浙江省は杭州に普通市制を布き省政府を此地に置いてゐる。本省管下には目下十四縣公署及自治機關を以てし、安徽省は民國二十七年十月二十日蚌埠に省政府を成立せしめ現在十三縣及自治機關の行政に當りつゝある。即ち民國二十八年十一月末に於ける地方政府及主班者は左の如くである。

（二）地方政府幹部職員名

江蘇省

江蘇省政府省長　陳則民

南京特別市政府市長　高冠吾

上海特別市政府市長　傅宗耀

内政部組織系統表

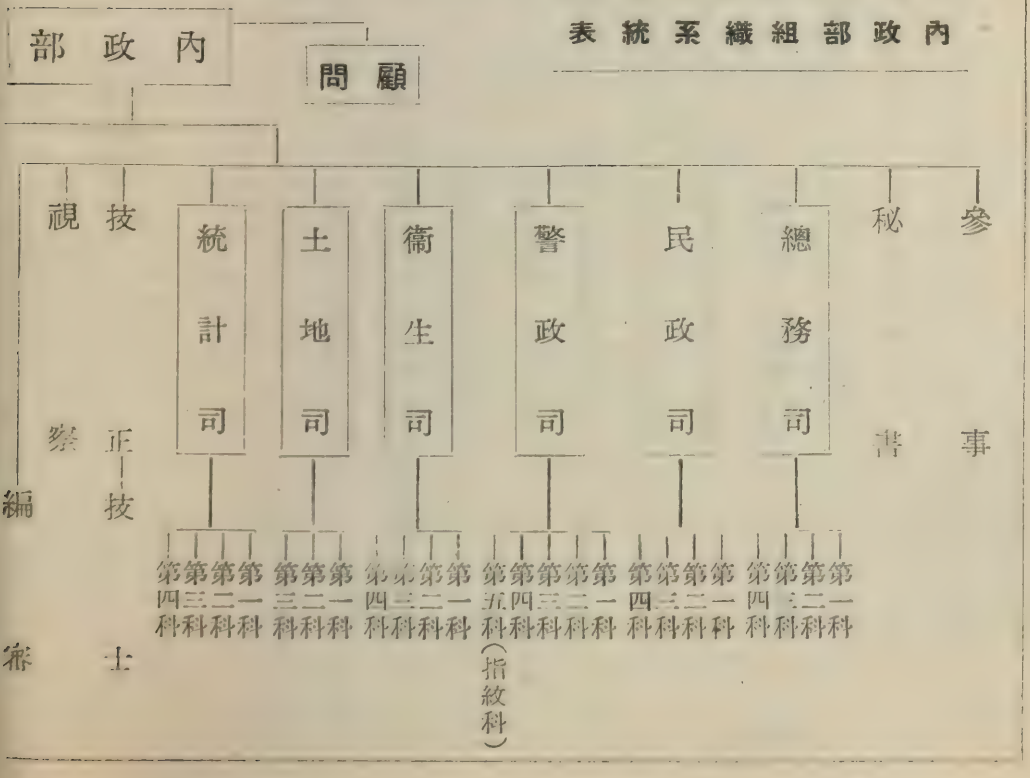

浙江省

吳縣　縣政府知事　郭曾基
金山　縣政府知事　陳步青
海門　縣政府知事　施仁心
吳江　縣政府知事　朱元直
江陰　縣政府知事　何佩萱
如皋　縣政府知事　于志文
溧水　縣政府知事　蔣峻
丹陽　縣政府知事　陳義
揚中　縣政府知事　顧仙痴
睢寧　縣政府知事　王惠軒
沭陽　縣政府知事　張秉之
豐縣　縣政府知事　王獻臣
沛縣　縣政府知事　李樾清
無錫　縣政府知事　牛蔭慶
青浦　縣政府知事　姚明仁
常熟　縣政府知事　歸子嘉
武進　縣政府知事　賴周
靖江　縣政府知事　袁魯臣
江寧　縣政府知事　龐振乾
江浦　縣政府知事　王振聲

金壇　縣政府知事　馬蔭棠
泰洲　縣政府知事　熊釋卿
碭山　縣政府知事　王祥霖
六合　縣政府知事　饒奎
邳縣　縣政府知事　齊吾身
淮陰　縣政府知事　鄭耗莘
太倉　縣政府知事　洪保嬰
松江　縣政府知事　張受之
崑山　縣政府知事　王佑之
宜興　縣政府知事　臧礪成
南通　縣政府知事　薛郡生
句容　縣政府知事　陳希周
丹徒　縣政府知事　郭志誠
江都　縣政府知事　方小亭
高郵　縣政府知事　惠致遠
東海　縣政府知事　韓椒瑗
灌雲　縣政府知事　葛錦城
贛榆　縣政府知事　王錦昌
淮安　縣政府知事　沙貴章

各委員會
- 財務審查委員會
- 古物保管委員會
- 縣知事登記審查委員會
- 醫師甄別委員會
- 醫師審查委員會
- 中醫審查委員會

藥典制訂委員會（臨時政府と合作立案中）
衛生教育委員會（教育部と合組立案中）

青年團指導員訓練所
中華青年團指導部
縣政訓練所
警官學校
上海市復興局
江蘇通志局
- 江蘇省警務處
- 浙江省警務處
- 安徽省警務處
- 南京特別市警察廳
- 上海特別市警察局

南京區治安督察專員辦事處（內綏兩部合辦）
地方防疫處準備處（南京　蘇州　蕪湖　杭州　鎮江）
衛生訓練所（首都衛生清掃補助）
上海港檢疫所（各大都市火葬場）
南京消毒所（未設）（各小學兒童砂眼瘼病豫防）
病院（各縣市施療所藥品補助六十六ヶ所）
東亞醫事協會

水利總局
臨時中央醫院、國立中央醫院、中央醫院準備處、江蘇省蘇州病院、杭州何市長紀念病院、蕪湖病院、蚌埠病院、各直轄戎煙病院及戎煙科、直轄病院（無錫・江寧・常熟・江都・嘉興・崑山・江浦・吳江・崇明・吳興）

浙江省政府省長　汪瑞闓　杭州市政府市長　吳念中

杭縣縣政府知事　汪　廉　德清縣政府知事　嵇少梅　吳興縣政府知事　顏叔周　平湖縣政府知事　胡樹芬
餘杭縣政府知事　吳　鴻　海寧縣政府知事　譚裕卿　武康縣政府知事　苑頌西　長興縣政府知事　李　鏡
海鹽縣政府知事　王　騫　嘉善縣政府知事　沈濟人　富陽縣政府知事（缺）
桐鄉縣政府知事　孫銘新　崇德縣政府知事　瞿廸民　嘉興縣政府知事　金建宏

安徽省

安徽省政府省長　倪道烺

懷寧縣政府知事　馬雲騰　五河縣政府知事　張裕煥　滁縣縣政府知事　龔璽揆　泗縣縣政府知事　羅少泉
嘉山縣政府知事　劉雲波　合肥縣政府知事　方星樵　巢縣縣政府知事　陸月芬
靈璧縣政府知事　劉子久　鳳陽縣政府知事　秦松亭　懷遠縣政府知事　何君俠
當塗縣政府知事　張星儕　宿縣縣政府知事　陳巽生　蕪湖縣政府知事　朱緘封

（三）友邦の施政に對する協力

本部が茲に特記を要するは吾人が軍事の推進中に於て、當初より過少なる人材を以て無秩序な祖國の再建に邁進し、幾多同志の日々殉難を見つゝ再生復興の大事業を顯現せしめんとする事實は異常なる困難と努力を要することであつた。然し乍ら友邦は大義に基き軍を進めると同時に一方戰禍の收拾の爲めに貴重なる國力を割き、**特務部**を設定し、以て諸般の建設、救濟工作に當り更生中國に眞摯なる協力の手を延べたのである。その管下には各主要地に**特務機關**を置き、現地には**特務班（宣撫班）**を常駐せしめて流民の慰撫、施政への協力を圖り、二十八年十月現地友邦軍

の機構改變に際しては特務部を解消して本政府には顧問部を置き各院部への直接協力をなし、各地政府には友邦軍として特務機關本部以下を設置せらるゝに至り、吾等に於ける草創の不備を補ひ、今日の發展的復興狀態を招來せしめたのである。

之を以て抗戰派は曰く、日本の侵略的魔手の一表現に外ならずと。之れ鵜が鴉の黑きを笑ふに等しく、己を省ずして他を評するの例に如かず。見よ抗戰四年にして祖國の戰禍裡に殘されしものは何んぞ。現に西境に侵入し外蒙・青海・寧夏・西藏を自家勢力圈內としつゝあるものは何處なるや。三省治下友邦日本の青年一千八百有餘によりて生命を賭けての戰禍の排擊こそ、同文同種の熱き血の流れ、溫き肉親の情に非ずして何んぞ。卽ち斯くの如き創業以來の友邦の協力に基き漸次施政諸般の建設をなし得るに至ると同時に、一方政府は地方狀況の實狀に接し爲政者に具體的方針を與ふるの要ありて、二十七年の五月二十八日各地の自治委員會代表者を上海に集め第一回自治委員會々長會議を開催、行政院長梁鴻志初め各院部長等政府首腦出席、懇談裡に中央當局と各地方機關との連絡を遂げ、今後に於ける地方行政の確立を圖つた。

祖國再建に眞摯な努力を拂ふ女官擧員の慰撫

(四) 自治委員會々長會議

期日　民國二十七年五月二十八日より三日間

場所　上海

委員名

政府側　行政院長以下各院部長

地方側

江寧—龐振乾　桐鄉—金玉書代理　楊州—方小亭　崑山—周際唐　嘉定—孫雲筆
滁縣—姜于天代理　吳江—朱元直　常熟—沈炯　嘉興—沈翰卿代理　鎮江—孫昭
蘇州—潘振霄　滬西—潘鼎　句容—陳希周　平湖—胡樹芬　崇德—吳增撥
張安—蘇謁如　海寧—許趾祥代理　無錫—楊翰西　南市—陳雲　嘉善—沈濟人代理
杭州—謝虎亟　南滙—張雪州　太倉—黃頌聲　川沙—朱鼎　寶山—吳汝鑾
金山—陳步青　湖州—孫棣三　南通—薛鄂生　如皋—于志文　東臺—陳醇公代理
常州—邱育全　金壇—楊錫元　江浦—章鉞　蕪湖—朱繡封　太平—張星濟
丹陽—郭頌如　蚌埠—傅若實　懷遠—蔣英先　滬北—張品泉

決定事項

一、地方の施政强化並にその安定策として省市縣政府の組織を早急に決定する。
二、警察組織の確立は人心安定及秩序維持の目的により火急に充實せしめる。
三、行政官吏養成のため內政訓練所を創設して地方行政の資材を向上させる。
四、最も切實に急を要する難民救濟事業に對し全力を擧げる。
五、戰禍後に來る可き惡疫に對處し、且つは衞生觀念の不備を補ひ、以て防疫・清掃・衞生思想を普及させ其の設備を充實する。

六、戰後の疲弊甚だしい爲多額を要する縣行政費は免除し、縣公署成立後二ケ月間は中央政府に於て之を支辦する。但し爾後は各自當局の支辦とする。

七、政府は成立の目的に從ひ難民救濟と併行して極力民生を強調する。

(五) 地方行政會議

前項に述べた地方自治委員會々長會議によつて地方狀況に對處しての具體案を得た本政府は、二十八年三月二十三日より會期二日間を以て第一次**地方行政會議**を南京に開催したが、同會期中に於ては中央の施政方針徹底、中央地方の意見疎通、地方狀況の聽取、地方施政大綱の決定等の外、特に二月十八日陳外交部長が上海租界に於て暗殺せられて租界問題の重大視されてゐた折柄、併せてその具體的對策を協議し、且つは援蔣第三國に對する處置をも指示し同會を終了した。

主宰者　行政院長　梁鴻志

參會者　內政部長　陳　羣
　　江蘇省長　陳則民
　　浙江省長　汪瑞闓
　　安徽省長　倪道烺
　　上海特別市長　傅宗耀
　　南京特別市長　高冠吾　及各省市秘書長

列席者　各院部長・吳行政院秘書長・孔宣傳局長
原田最高顧問・其他友邦軍關係首腦

(六)南京區治安會議

本部は二十八年三月**南京區治安督察專員公署**を設立するや直ちに杜哲庵を委員に任命したが、杜專員は就職と共に管下の南京市・丹徒・丹陽・金壇・句容・溧水・蕪湖・當塗・江浦・江都・儀徵・天長・六合等各區内の治安工作に着手した。

當時治安關係問題の處理に最も切實を要したれば、最短期間内に各該區縣長を招致し治安會議を開催することゝなつた。然し乍ら各縣共に縣長が任地を離れる事は相當考慮を要したるが爲、先づ其の準備として公署の科長科員を各縣に派し、治安狀況、旅程距離その他を視察せしめた。其の調査結果に基き同年六月十一・十二の兩日を以て第一次**南京區治安會議**を本部大禮堂に於て擧行した。同會に招集せる者、南京區治安督察專員杜哲庵・專員傅仲紱・科長范薪之・祝傳鋭・内政部代表喩世芳・綏靖部代表周公楙・王瑞卿・江蘇省代表朱鴻逵及南京區内十縣知事及警察局所長等にして、この外友邦機關も參加して參會人員計二十九人、提案決議の事項共に八十一件あつた。

その議決案の主要なるものを擧げれば左の如くである。

(一)警察の强化案　地方の維持と治安の確立とは地方警察の力に俟つ所甚大なるがために、これが組織の强化は極めて必要である。卽ち警察費の增額、給與の加昇、老弱の淘汰、形式の整頓及び武器を充實して軍隊的力量を有する多數武裝警察隊を養成する事。

(二)聯防會剿案　游匪の剿滅に對しては徒らに軍隊・警察のみに賴ることなく、相互に聯防會剿の策を進める。卽ち甲縣と乙縣、乙縣と丙縣の如く、凡そ隣接近邊に事あらば一致連繫の上匪徒の剿滅に當る事。

(三)縣政刷新案　官員の良否は地方治政の善惡に關はり、特に縣知事は適正なる人格者たるを要す。いやしくも民衆の欲せざる處を施す事なき樣に愼重留意を要する事。

(四)清鄉保甲制強化案　實力的に推行し、徹底を期して徒らな姑息手段は絶對に排擊する。若し制度施行が緩弱なれば舊來の陋習に左右され相互連帶を期し難い事。

(五)其他案　。江寧自治實驗縣案　。交通網充實案　。水上警察整備案　。駐防軍派遣要請案　。農村小學教育普及案

難民救濟のため續々集つた蕪湖米

(七)全國糧食會議

戰禍後に於て糧食の品不足、出廻りの圓滑を缺く爲價格は昂騰し、別して白米の暴騰は一般民衆生活に甚大な影響を及ぼして、民生の上にも經濟統制上にも面白からざる現象多く、關係方面に於て常に憂慮され來つたのであるが、本部に於ては之に對し、早急に具體的な根本對策を樹立するの要あり、治下各地の關係首腦者を南京に招集するに決し二十八年八月十日より會期三日を以て本部大禮堂に第一回**全國糧食會議**を開催した。

參議者左の如し。

行政院　江古懷
內政部　次長張秉輝　民政司長江海颺　秘書徐世清
綏靖部　周公楙
財政部　俞栽
交通部　楊效曾
南京特別市　市長高冠吾　社會局長王承典
江蘇省　省長陳則民　民政廳長潘振霄
浙江省　省長汪瑞闓　民政廳長孫棣三　視察倪嘉斌
安徽省　省長倪道烺　民政廳長鄧贊卿
上海特別市　吳文中　陳伯樵
江浙兩省賑濟會長　楊壽楣　總務課長林梅伯
安徽省賑濟會長　晉錫琛
南京區治安督察專員　杜哲庵

當塗縣李達三・武康縣孫永齡・無錫縣周肇岐・滁縣王儀宾・蕪湖縣余石坪・崇德縣王紉垣・林夢周・德清縣稽少海・吳縣周賀延・六合縣汪德甫・常熟縣錢華倫・嘉興縣沈保明・郭曾琛

等四十餘名にして開催に際し本部張次長は推されて主席に就任し、主要件案である米穀出廻りの圓滑化案、運輸並びに輸出禁止方策案、金融合作機關の設置案、公定價格の決定案及び維持案、失業公會及び評議委員會の設立案、奸商

の彈壓案等四十五件に亘る對策案の審議をなした。該諸件案は之を運輸治安調査、生産技術、公定評價の三組に分組審議を圖り、爾來三日各種提案事項につき愼重審査を遂げ今後の糧食運輸の疎通を初め各種問題解決の曙光を見たのである。卽ち同會により各地思惑買奸商の如きは、完全に市場操縱の手段を封じられ、民生に資するに多大の効を收め得た。然し乍ら當時自ら孤島と稱しつゝ、獨自の表示を持ち名譽なりと心得る上海租界に於ては、現下の困難な狀況下に對處する能はずして米價は竟に四十元を突破するに到つた。これが爲に租界内に在住する中國諸民は、從前より焦土を受け甚大なる難苦を嘗めつゝあるに、今復この糧食問題に逢着を餘儀なくせられ、現下の生計に困却して本政府に救援を依頼し來るもの多數に上つて來た。依て本部は直ちに關係方面と協商し善後策を講ずると共に、八月二十七日令を下し米穀産地より先づ米十萬石を買上げ、これを上海に輸送し救濟に充て以て民食を潤したのである。

政府の救恤米に集ふ難民の群（上海）

尙第一回全國糧食會議に於て決定を見た**食糧調劑局**に關しては、更に最近昂騰しつゝある米價により貧困者續出しつゝあるに鑑み、可及的速なる設立が要望されるに至り、關係機關たる内政、財政、實業、交通の四部ではそれ〴〵專門的立場に據り考慮折衝中なるを以て、近く**四部會議**を開き一切の組織條例章程、細則その他具體的辦法の決定を見る筈である。本局の具體的方針としては糧食品値段の均衡、奸商の買占を嚴禁し各地糧食對策委員會と協議の上、糧食恐慌を未然に防ぐにありと見られ各方面より大いに期待鶴首されてゐる。

又江蘇省に於ては第一回全國糧食會議に引續き十一月九日蘇州の民政廳

に於て**江蘇省八縣糧食會議**を開催し、前回全國會議に於て決定された諸事項を基礎に省内糧食行政の完遂を期した。

二、一般部内狀況

(一) 管掌部門の施設及工作

政府創設當初は前例として根據を置くに何物もなく、資料の如きも散逸、消滅し去つたもの大部であつた爲、對外交涉及部内組織の一切は總務司に於て執行したが、何分にも同司内には僅か第一、第二科のみの組織であり人員尠く煩雜を極める事務の處理上困惑しつゝあつた。その後逐次人員を充實して五月には第三科を增設、同時に**石洞口事務所**を設置して施工の具體化を圖り、又は**上海市復興局**を設けて罹災地域の復興に努めたのである。政府が南京に移轉後は教育部、督辦市政公署及行政院宣傳局と一致して**祀孔大典**を計畫し事變後の人心を安定させ、十二月に至つて治下各省市縣は**反共救國民衆大會及各省市縣民衆中央政府樹立促進代表大會**に協力し、其の會務報告を出版の上大會主旨及民衆の意圖を中外に公示した。特に内務關係經費は政府費中に於て最も多額を占めてゐる關係上、其の出納の嚴正を期す爲に部内に**財務審查委員會**を新設する事となつた。又衞生事務推行の爲には**清潔委員會**並に公役訓練班を設置し、又地方青年良導の爲には部内に**青年團指導部**を置き、部外に**青年團指導員訓練所**を設立して、本政府建業の大精神を體得させ地方青年團指導員として配置してゐる。

事變後に於ける地方民の食糧問題に關しては當時交通全く杜絶し、現産地よりする物資の流通無き爲に需給關係は

研衡し、食糧の調節配給の如きも極めて困難であつた。故に第一に人民救濟の爲施米、施粥を行ふと同時に各省市の奸商の食糧買占密輸入及不正消耗を禁止豫防し、戰後の通例である不作を豫想して米穀實入貯藏を實施させる爲**各地方倉儲管理規則**を作成して施行させた。

更に各省市の倉儲を整理の上、倉儲のない個處には之を新設させる事とし、進んでは地方民食の狀況、糧食の數量省市縣官營食糧販賣の狀況を調査して糧食管理機關の設置を促進し來つた。人民救濟の爲には**各地方救濟院規則**を作成施行し、官私立慈善機關を其性質によつて養老・育兒・孤兒・不具者院及無料診察所、貸付所等に分ち救濟院に轉屬させ、或ひは慈善者に對する表彰規則を制定して寄附出資を奬勵したのである。

治安關係に於ては僻邊の地に於ける亂脈なる狀況に對處して、二十七年五月三十日**清鄉區內各縣保甲戶口編制查察暫行條例**を設定し本部及綏靖兩部が之の編成、組織、運行の任に當り、又警務に關しては刻下の狀況に應じ綏靖部隊と密接な連絡下に三省二市を統轄し、各種警察法規を制定して改革强化に勉め、直轄機關として南京に於ける警官學校及南京警察廳を警政司に於て統べ地方には各省警務處並に上海市警察局を置いて行政治安に當つてゐる。

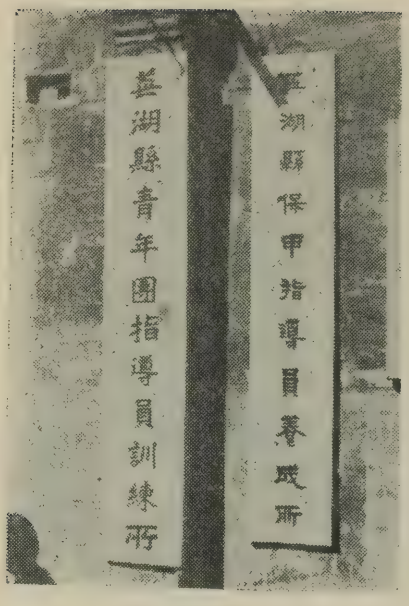

蕪湖に開設された保甲指導員養成所

衞生に關しては部內に衞生司を配し從來の不徹底な衞生思想を向上せしめて新建國に必須な國民衞生を常識化せしめることに努め、その間友邦不斷の協力下に逐次諸般の整備をなし得るに至つた。何分にも疫病に對して由來無關心な

る一般民衆に向つては先づ其の思想涵養を肝要となす故に應急對處として、診療機關を急設すると共に豫防陣を所要の個所に布き以て蔓延を防遏しつゝある。卽ち部內に醫政・防疫・藥政・保健の各管掌部門を備へると共に本年春更に一科を新設し、特に麻醉藥管理を專掌せしめた。現在實施せられてゐる三十七法規（草案を了せるもの十六）を以て醫務事項の推進に當りつゝあるも、目下の處友邦日本の進步せる醫術と、完全な設備と卓越せる技術の指導に依賴してゐる。

地政に關しては當初の準備期間に於て**各省市土政組織大綱暫行條例**以下三法規の設定を見、去る六月事務を上海市中心區に移してより當時水災時期とて此に關する防禦規則を制定、九月二十八日維新政府南京に移轉を見るや同時に上海市復興建設事業の計畫に着手したのである。特に二十八年度は各省市地政組織及土地登記狀況の調查に着手し六月末**各省市水利行政會議**を招集し重要案件の多量通過を見、漸次實施の運びに至つてゐる。三省二市水利行政を總轄する**水利總局**も九月初旬に成立し、目下事務を實施中である。先般本部は民政業務革新の必要に基き中央治安委員會と協力し、中央及地方の行政官吏中特に治安建設、農村復興に多大の功績ある五十餘名を選拔して、去る二十八年十月二十二日より三週間に亘り、友邦日本の充實進步せる體勢を見學させ將來への資料となさしめた。

尙本部が官吏の素質問題につき特に留意しつゝある基は、吏治の良否が直ちに民心に影響する處多大なるを以て事變後地方の戰禍による民衆の安居不能となる恐れを解消せしむる爲であつた。依て地方官吏の人選育成の爲には本部直轄下に縣**政訓練所**を開設し、本部長自ら訓育に當る事とした。

(二)縣政訓練所

本所は地方行政官吏の人材育成機關として、民國二十七年九月十五日南京に設立したものであるが、所長には陳部長、副所長には夏內政部次長が就任し、其後夏副所長は外交部長に昇任した爲、張內政部次長を副所長に任命した。所內學員を知事・佐治兩組に分ち六ケ月を以て訓練期間とし、實施訓練期間を別に知事組六ケ月、佐治組三ケ月を置き訓育の徹底を期してゐる。去る二十七年九月十九日には第一期生知事組二十九名、佐治組二十六名を出し翌三月十日第二期生知事組十數名、佐治組八十四名を入所させ健全な訓練を課しつゝあるが、特に本所は設立主旨に基いて學員の操行及精神に留意し、團體及び個別の精神訓練を行ひ其課程も行政官吏として缺く可からざる維新政府政綱・維新政府諸法規・各國近代政況・日本政治・自治制度要義・地方財政學・市政論・警政要義・刑法概要訴訟法・戶籍法・外國史・公文試作・體操又は國技等を主とし、餘暇を利用しては政府要人の來講を依賴しつゝある。昨年三月十日第二期生入所狀況の如きも入所希望者(各省派遣人員を含む)は前回に數倍して江蘇・浙江・安徽南京、上海は云ふに及ばず遠くは河北・貴州・四川・山東・奉天湖北・福建・廣東より來つたもの尠からずある。

行政官吏育成の縣政訓練所表門

先に卒業させた第一期學員の如きは直に各主要機關に派遣して、知事組の二十九名は內政部、行政院・宣傳局、財政部・外交部・教育部・司法行政部の外蘇浙皖三省政府に派遣し、佐治組の二十六名は內政部・南京特別市・同警察廳・江蘇省刑務所・浙江民政廳及本所に分派し、江蘇省政府より吳縣・常熟・崑山・吳江・無錫・武進・丹徒・江都等の各縣に再派遣

した學員には、三ケ月の實習期間を與へ實際に則した知識を養はせることゝした。

三、保甲制度の實施

社會の秩序を維持し安寧を保つ事は人類の集團生活上の要件である。現代の如き文化國家に於ては警察制度も完備し、各個が受ける危害への恐怖と云ふものは不要となつてゐる。然し乍ら如何に高度警察の威力と雖其根本に民衆の絶大な協力なくしては完全な活動も期待し得られない。特に現在の如き戰禍に荒廢された廣大な領域に於て尙戰爭は繼續され、國民は等しく歸趨を失ひ國家に依賴する何物も所有しなかつた。さればこそ吾人は事態の收拾を圖つて華中に政府を樹立し、各地に派生する治安維持會、自治委員會の同志と堅き連繫の下に地方の治安維持に乘出し、社會安寧の爲には政府の警察制度を强化すると同時に民衆自體の自治能力を促進させる事とし、二十七年五月三十日に**維新政府清鄉區內各縣保甲戶口編制查察暫行條例**を設定し、內政・綏靖兩部に於てこの編制組織の任に當る事となつた。

顧れば周代に於て旣に比閭族が**保甲制度**を布いて保安行政の補助機關とし、戶毎に警察事務を擔當したる事實があり、爾來我が中國に於ては各時代共に社會制度の一片として保甲制度を採用し來つたのである。然し乍ら刻々變遷を重ねる國の權力に對しては國家機關たるの意識は少なく、自らの生存上缺くべからずとの自衞意思より發した觀念的の組織とし、古來連帶觀念は誠に不完全乍らも其の形態が存續してゐた。

今少しくその保甲の組織を述ぶれば、保甲は**戶**を以て單位として十戶を**甲**と稱して甲長を置き、十甲を以て**保**とし保長を置く。保以上を**坊**として坊長を設け、坊の集團を**鄉**又は**鎭**として鄉長及び鎭長を置くのである。保甲委員の任命は各管內保甲員の公選を受け、地方行政官認定を經て就任する事となり、業務は警察、戶籍及收稅事務等で就中警

警事務を主とする。即ち管内の壯丁を指揮して出入者の取締、犯罪の防止水火災の警防、戸口移動の整理、門牌の改廢及事故の早急な申告等に任ずる。以上各項に對しては總員は團體内に於て共同責任を負擔し、連座の制裁を受ける事となつてゐる。

四、警政整備

(一)警政方針

上海共同租界警備のわが巡警察隊

連敗の重慶政權は曩に共産黨の進言に基き游擊戰法を開始した爲、恨は中國の頭上を蓋つて民衆の不安辛苦は、言語に絶するものがあつた。依て本政府は成立するや先づ治安の回復、秩序の維持を第一目標として警政の確立を期し、各地方共自治會に依て組織された應急程度の警察を組織化して其の不備弱點を改め、且は現況に應じて相當の警備力を強化し警察精神の眞髓を體得させる事を以て主眼とした。即ち、

(一)警察教育　精神修練を第一義として規律觀念の養成より始め、形心照應、實踐躬行を眼目とし、智は此の基礎の上に立つの主義を以てす。

(二)警察法規　濫發を戒め、徒に細微を規定して社會制度に適合せざるの弊に陷る事なきを期す。

(三)武力裝備　地方保安に必要な限度に止め軍隊的集團武裝は當分行はず。但し集團匪賊に對抗する爲には特殊な警察隊を編成する。

(四)水上警察　地勢水利の關係よりして水上警察の組織配置を應急に處置し、陸上警察と密接呼應して保安の萬全を期す。

(五)思想警察　建國主旨に基き特高警察を速かに整備し、防共の徹底を期すと共に抗日的思想及策動の取締を勵行する。卽ち潛行機關、抗日策動分子の探査摘發と其の企圖を彈壓芟除する。

(六)治安警察　警察の眼目なるを以て、治安を紊亂させる如き各種素因に對して警防彈壓の手段を左記に基いて徹底せしむ。

(1)匪賊其の他不逞分子の檢擧撲滅　(2)警戒檢問檢索の徹底、戶口調査の勵行　(3)保甲戶口編制查察條例の徹底と勵行　(4)銃砲火藥其他危險物の取締　(5)出版物通信映畫等の取締、集會結社及大衆運動の取締

(二)警務經費

今玆に華中警察の創建當初に基本方針とした以上の諸項を書き綴るに當つて當時を回想すれば、各地の警政施設は悉く戰禍の爲破壞せられ、唯跋扈するは匪賊、兵匪のみで、政府の建設工作は非常なる困難に遭遇したのである。

今過去二十有閱月に亘つて吾人が努力し來つた地方警政改革の跡を顧るに、創建以來日尙淺きと豫算の關係よりして未だ大なる實績を見るに至らざるも、人事の編成、機構の調整或は警官訓育機關の設立等に今日の完全な整備狀態を見得る事は實に當局者として感慨無量なるものがある。特に經費の關係に於ては戰禍に見舞れた地方の收入狀況に

思ひを致す時、多額の經費支辨は苦痛とする處なるを以て中央警察機關は本より國庫に於て支給し、各地方機關は原則として地方政府の支給に俟つものとすれど、治安良好ならざる地方及收入僅少な地區に於ては、警察費を國庫に於て支給する事と定めた。

蓋し民國六年以降、所謂警察經費は其他の行政經費と判然區別されて居なかつた爲に、動もすれば警察經費を行政方面に流用され幾多の弊害を釀成し、延ては警政の發展を阻害された事甚大であつた。故にこそ本政府は成立以來治安第一主義を目的として各地警政の整理充實の爲に警察經費に重點を傾倒した次第である。而して二十八年二月中央機關の警察經費の補助金を交付されてより本部に於て各種の規定を制定し、各省市警察經費は二十八年二月より第二種地方交附金を支給することゝした。

南通縣警察所幹部員の陣容

(三) 警察組織

かゝる管掌部門として、部内には警政司を置いて規則制定・人事・教育・經理・業務・保安・特務等の諸業を四科に分掌せしめてゐたが、近時指紋の研究の必要に迫られ第五科を增設して各省市の指紋鑑識を專掌させ、專ら指紋の採取・撮影・鑑識を分掌し三省二市の當該事項を統一しつゝあるが、尙各警察當局に對しても等しく是れが設置方訓令を發し、既に南京警察廳は施設の完了をなしたる外に各地機關も亦着々準備中である。顧れば、一昨年六月六日**各級警察機**

關暫行編制大綱の公布を始めとして同月十一日警察人員任用暫行辦法、八月一日省會警察局組織條例・警察處組織條例八月二十日修正違警罰法等の各種法規を制定し來つた。斯かる法規の布告に伴つて當然暫定的に組織された機構は改廢の必要に迫られ、首都南京には南京警察廳、各省には警務處を設けて內政部に直轄させ、警務處は當該省政府の指揮下に全省警察事務を處理させ、又省會及行政院直轄の市には各々警察局を設け、省會警察局並に省轄市警察局は省警務處に、行政院直轄市警察局は內政部に直屬して其の指揮監督を受け、又重要地點で人口稠密、市街繁盛且つ警士三百名以上を有してゐる處に於ては上級警務處の許可により特に警察局を設置する事も出來ることゝしてゐる。

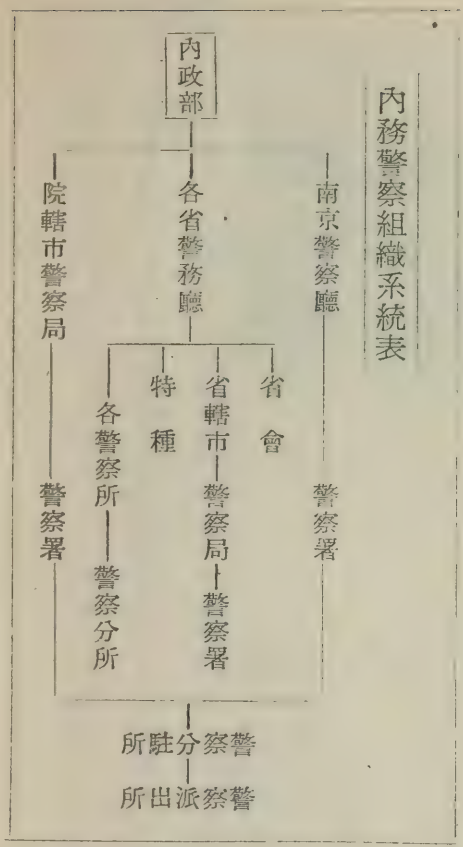

內務組織に關しては、南京警察廳及び各警察局に總務・行政・司法の三科及督察廳を置き各警察所、縣警察所には總務・業務・勤務の三組を置き各組に組員を配置し、或は巡官を兼任させて運行の自在性を强調してゐる。

（四）警察官吏の任用

警察事務は其の執務の範圍が極めて廣汎、繁劇であり且つは責任も重大であるが故に、警察事務に服する人材は必ず警察專門の知識と特種の經驗有る者でなくてはならない。本部は以上の趣旨に鑑みて二十七年五月二十三日警察人員任用暫行辦法を公布し、十一月一日には警官學校を本部直轄下に設立して警察教育を統一しその素質の改善を圖り、警察官吏の養成强化を計る事とした。警長・警士の訓

練機關として**警士訓練所**を開設し又一面に於て特別技能は**調査登記辦法**によつて資格を調査登錄し、個別に補習訓練に派遣する事としてゐるが、その訓練課程は下表の如くである。

尙直轄の管下警察狀況に就ては當該省市に於て別に之を記述する。

(五) 警官學校

政府樹立と同時に本部は治安の維持を第一義とし來つた。この可否は直に國民の福利を增減するものなるが故に、警察官吏の質は直に民心に影響する處甚大である。現在警官を訓練し且つ幹部を養成して人材の造詣を深からしめる爲に訓育機關の早急なる創立を要し、二十七年五月には早くも本校設立の計畫案を作成し、同年十月二十四日組織章程の議決公布を見るに至つた。

當時政府は實體を上海に置いてゐたが南京移轉を見越して學校を南京に設立することゝ決し、同年六月より職員を南京に派遣し場所を現在の三元巷、舊資源委員會跡に選定した一方、本部に於ては十月十日迄に學生を各省市警務官廳

內政部直轄警官學校の外觀

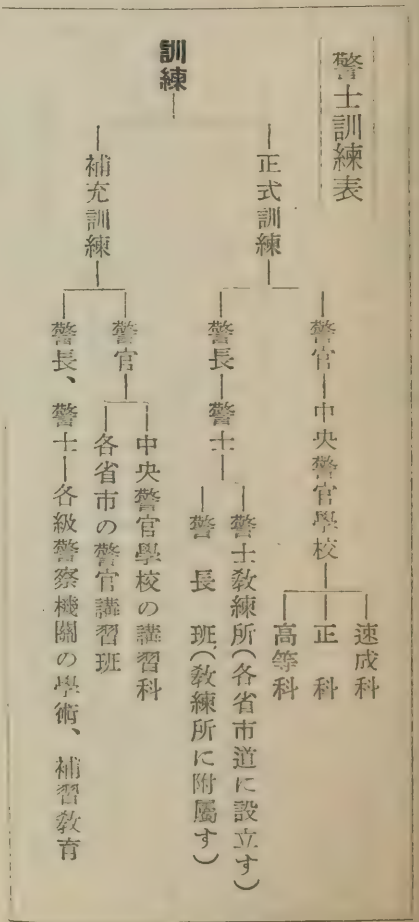

等より派遣する様訓令した。當時は南京に於て試驗を擧行する筈であつたが、地方の戰時下に於て交通も不便なるを以て迅速に適材を招集する事困難なるを思ひ、上海・蘇州・杭州に直接職員を派遣して各地に於て試驗を施行し、十一月一日に開校式を擧行した。

本校は當初五科を創設の豫定であつたが準備の都合に依つて正科、速成科、講習科の三科を置き二十八年一月五日に譯員班を增し日本語の通譯警察官を養成することゝなり、高等科は時期尙早なるが故に未設と決し、速成科は第一回限りとして將來現任警官のみを養成することゝした。

本年十一月一日開校一週年を迎へるに當り、新に**水警班**を設置して警官五十名を以て水警訓練をなし、全學生に對しては精神訓練として友邦日本の武道を採擇して正科とした。目下本校學生三八九名を有し卒業生は合計四三三名あり、これ等を各地に分派し相當の成績を擧げつゝある。

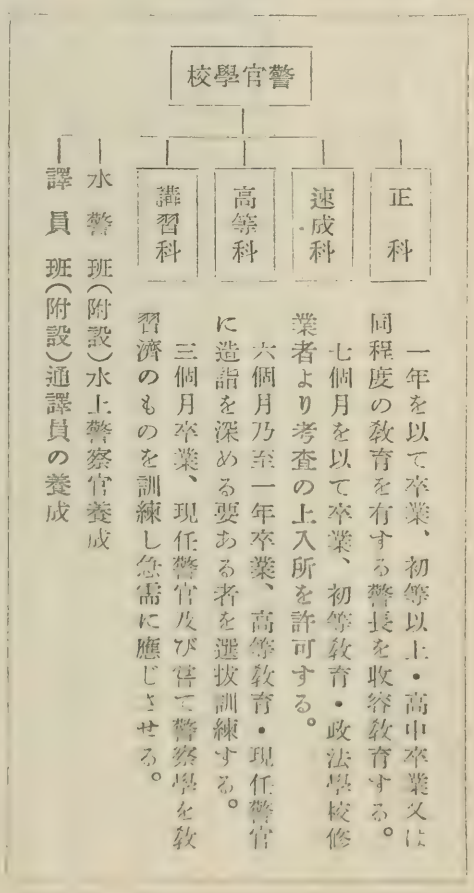

警察狀況調查表

民國二十九年一月末現在

警察名	暫定定員	總人員	迭官以上	警長	警士	其の他	署分所	分駐所	派出所	艦艇
上海特別市警察局	六、九〇〇	八、二八八	四三六	六三三	六、三三〇	九〇〇	一八	七二	七六	七

江蘇省

太倉縣警察所	三〇〇	二四三	一九	二八	一七三	二三	—	—	—	—
金山縣警察所	二五〇	一〇三	一〇	八	七八	七	一	一	—	—
青浦縣警察所	三〇〇	四一五	二五	二五	二二五	四二	—	五	—	—
松江縣警察所	二五〇	三六一	三	二七	二五六	四五	一	五	五	—
當塗縣警察所	三〇〇	五二七	一八	四	四〇〇	六九	一	—	—	—
江蘇省警務處 同警士教練所	—	一六六	一三	—	—	四五	—	—	—	—
江蘇省會警察局	一、三〇〇	一、五〇一	八四	一一五	一、一〇〇	二〇三	五	一九	一八	三
吳縣縣警察所	八〇〇	七六六	四一	七一	五三三	一三一	一四	二四	—	—
吳江縣警察所	三〇〇	五三五	二九	三七	三四五	一一四	六	五	五	二
江陰縣警察所	三〇〇	二八〇	一九	二一	一九五	四五	—	二	六	三
崑山縣警察所	三五〇	四七三	三二	四三	三一九	八〇	一	八	四	一
無錫警察局	六〇〇	七〇一	五八	四五	四八七	二一	三	三	二	三
武進縣警察所	四五〇	四七三	三一	三三	三三〇	八八	二	三	四	二
常熟縣警察所	六五〇	六一七	四七	四九	四四四	七七	七	七	—	一
宜興縣警察所	二〇〇	一八二	一七	一三	一三〇	三三	一	一	—	—
丹陽縣警察所	三〇〇	三六五	一九	二八	二七四	四四	一	三	五	二
丹徒縣警察所	四〇〇	五九三	二九	四二	四一〇	一一三	五	六	—	三
江都縣警察所	六〇〇	七六六	四九	五八	五六五	九四	九	一〇	—	一
江浦縣警察所	二〇〇	三〇六	一八	二三	二三〇	四六	二	二	—	—
溧水縣警察所	二五〇	一六一	一二	一三	一三〇	一七	—	—	—	—
六合縣警察所	—	二三六	一五	一九	一九〇	一三	—	—	—	—
南京警察廳	一、五〇〇	二、四二七	九七	一八九	一、七〇〇	四四一	一〇	二六	二四	八
江寧縣警察所	三〇〇	四四八	二八	四六	三〇八	六六	六	三	—	—
句容縣警察所	二五〇	三〇五	一四	二二	二一九	五〇	五	四	[illegible]	—
金壇縣警察所	三五〇	三六六	三	五七	二五七	三〇	—	七	一	—

	小計	浙江省警務處	浙江省警士教練所	浙江省會警察局	杭縣警察所	嘉興縣警察所	吳興縣警察所	海寧縣警察所	長興縣警察所	平湖縣警察所	嘉善縣警察所	桐鄉縣警察所	餘杭縣警察所	德清縣警察所	崇德縣警察所	武康縣警察所	富陽縣警察所	海鹽縣警察所	小計	蕪湖警察局
南通縣警察所	五〇〇	—	二〇一	一、〇〇〇	四五〇	二五〇	三五〇	三〇〇	三〇〇	二五〇	三〇〇	二一〇	二五〇	二〇〇	一八〇	二〇〇	—	—	四、四〇〇	七五〇
如皋縣警察所	四〇〇	—	九三	九三一	二五五	二九八	六六三	三一七	一一九	一六二	一四七	一六三	一三五	一一八	七八	七九	一〇六	一八一	三、八五五	八〇二
靖江縣警察所	二五〇	—	一五	八五	二八	二九	二九	七	一三	一三	一二	一四	九	九	八	七	九	八	四一二	七五
海門縣警察所	二五〇	—	四〇	六二	一八	二〇	四七	二三	九	一一	一〇	一一	九	八	五	五	七	五	二五一	五八
浙江省警務處	一九、〇〇〇	—	二三、七〇九	一、四五四	一、八八七	一七、二一〇	三、一五八	一〇九	二六五	一八一	四〇	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	二、四八二	八〇
同警士教練所	二〇一	一三〇	七五五	四二	五九	一四	一六	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	七二	八八
浙江省會警察局	九三一	八五	二九一	一五	三六	二一九	二九	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	二一〇	五
杭縣警察所	四五〇	二〇	二五五	二四	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一七	一七
嘉興縣警察所	四〇〇	二〇	二九八	二八	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一四	一四	一四
吳興縣警察所	三五〇	二九	六六三	二九	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	一四	一四	一四
海寧縣警察所	三〇〇	二五	三一七	一九	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	一四	一四	一四
長興縣警察所	二〇〇	七	一九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	一四	一四	一四
平湖縣警察所	二五〇	一三	一六二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一四	一四	一四
嘉善縣警察所	三〇〇	一二	一四七	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一四	一四	一四
桐鄉縣警察所	二一〇	一四	一六三	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一四	一四	一四
餘杭縣警察所	二五〇	九	一三五	八五	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	一四	一四	一四
德清縣警察所	二〇〇	八	七八	二〇	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一四	一四	一四
崇德縣警察所	一八〇	九	一一八	八五	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	一四	一四	一四
武康縣警察所	二〇〇	七	七九	六二	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	一四	一四	一四
富陽縣警察所	—	九	一〇六	七〇	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	一四	一四	一四
海鹽縣警察所	—	八	八一	五〇	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	一四	一四	一四
小計	一九、〇〇〇	—	二三、七〇九	一、四五四	一、八八七	一七、二一〇	三、一五八	一〇九	二六五	一八一	四〇	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	二、四八二	八〇
蕪湖警察局	四、四〇〇	—	三、八五五	四一二	五八一	二五二	二、四八二	七二	一七	六九	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四

省	小計	懷遠縣警察所	鳳陽縣警察所	嘉山縣警察所	滁縣縣警察所	合肥縣警察所	巢縣縣警察所	宿縣縣警察所	安慶警察局	安徽省警務處同安徽省警士訓練所會警察局	總計
安	三〇〇	三四七	二四	二六	二六〇	三七	一	四	一	一	一
徽	三五〇	三四四	二五	二五	一五〇	四	一	一	一	一	一
省	三〇〇	三二一	二〇	二五	二一〇	二六	三	六	五	一	一
	五〇〇	二九〇	二一	二三	二一〇	二七	二七	五	一	一	一
	四〇〇	二八八	一九	二三	二一〇	二七	三	四	一	一	一
	二五〇	二八五	二〇	二三	二一〇	二六	三	六	一	一	一
	三八〇	二八七	一八	二三	二一〇	二七	二七	五	一	一	一
	五〇〇	六二七	六五	四四	四四〇	七八	四九	五	一	一	三
	一	一三八	七九	一	一	四九	一	一	一	一	一
	四五〇	六六一	七〇	四五	四五〇	九六	三	二	一	一	三
	四、一八〇	三、九四三	二、三〇二	二、四四九	二、八〇二	四、三九二	一五八	三〇七	二六〇	一〇	六四
	二七、五八〇	三一、九四三	四三六	三二一	三、二一〇	五三三	一三	二五	一〇	一〇	一〇

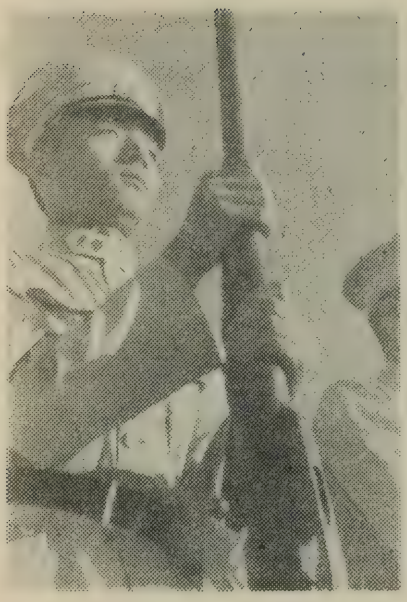

服裝整潔
楚楚可觀
警官學校生徒

(六) 警士教練所

本部は警官學校を附設して警察幹部を養成すると同時に一般警士の素質改善を圖るため、民國二十七年七月十八日**警士教練所章程**を制定公布し、各地機關に之が教育實施方を命じた。同年八月早くも上海特別市警察局内に警士教練所を創設せられたのを初めとして、十二月南京警察廳に、二十八年五月浙江警務處に、七、八月に江蘇・安徽省警務處に夫々大規模な警

士教練所の開設を見た。學員は浙江省警務處警士教練所は四〇〇名、其他は各々三〇〇名を收容する。其經費は浙江九千圓、其他各々七千五百圓を何れも本部より直接支出し、現在迄教練所卒業者は實に二千餘名に達し、漸次下級警察官吏の教育を強化し以て警政の充實を期しつゝある。

(七)水警組創設

今次事變に際して水警々備船の多くは破壞され水警人員も亦各地に離散し、水上警備並に水上交通に多大の不便を來して居た。本部は常に水上治安の重要性を考慮の上調査を續けて來たが、何分にも其の人材の訓練に多大の日月を要し、且つ多額の經費を要する爲之の實現は遲々として進捗しなかつた。然し乍ら水上の交通保護、治安肅正の任務は愈々重大となり遲滯を許さない狀況となり、二十八年二月には水上警察主任者を任命、具體的に水警人員の訓育、警備船等の諸計畫を樹立させたが、當時綏靖部に於て水警學校創設の計畫中なりしために、本部は其名稱と職權の相混淆を虞れて特に水警組の名稱を用ひて各省市縣警察機關に附屬させることゝした。尙水上警察警備船配置狀況は左表の如くである。

水上警察狀況表

民國二十九年二月末現在

配屬地	定員	配屬船數						配屬地	定員	配屬船數					
		保安型	平安型	定安型	警安型	弋安型	計			保安型	平安型	定安型	警安型	弋安型	計
上海	三〇〇							鎭江	三〇〇						
南京	三〇〇							蕪湖	三〇〇						

丹陽	一〇〇	|	|	|	一	一	二
揚州	一〇〇	|	|	|	|	一	一
儀徵	一〇〇	|	|	|	|	一	一
蘇州	二〇〇	|	|	二	|	一	三
無錫	二〇〇	|	|	一	一	一	三
常熟	二〇〇	|	|	|	|	一	一
呉江	二〇〇	|	|	|	一	一	二
江陰	一〇〇	|	|	|	二	一	三
崑山	一〇〇	|	|	|	|	一	一
常州	一〇〇	|	|	|	一	一	二
杭州	三〇〇	|	一	|	一	二	四
嘉興	三〇〇	|	|	一	一	二	四
呉興	二〇〇	|	|	|	一	一	二
嘉善	二〇〇	|	|	|	一	一	二
崇德	一〇〇	|	|	|	|	二	一
平湖	一〇〇	|	|	|	|	一	一
蚌埠	二〇〇	|	|	|	一	二	三
南通	一〇〇	|	|	|	一	一	二
靖江	一〇〇	|	|	|	一	一	二
安慶	二〇〇	|	|	|	二	一	三
計	四、二〇〇	一	六	八	二〇	三九	六四

一、保安型は三十噸以上、平安型は二十噸以上、定安型は十噸以上の汽艇、警安型は五噸のモーターボート、弋安型は三噸のモーターボート

一、本表の外木造船艦（大中小型三種）五二隻建造中なり

猛訓練中の潑剌たる武装警察隊

（八）匪共剿滅戰況

本政府成立後依然として共匪の跋扈夥しく、之が剿滅防禦の爲各省市の警察官は不斷の努力を要し、人民の生命財産を保護し治安粛正に獻身し來つた。此の間幾多戰闘に際して壯烈なる犧牲を出した。その狀況を擧ぐれば左の如くである。

(1) 民國二十八年三月二十五日より七月十一日迄江蘇省**宜興縣**

内に於ては二十餘回に亘り匪襲を受けた。該縣警察隊は友邦軍と協力して之を撃退し、敵營長一、匪兵八十名を斃した。犧牲者分隊長一、巡長一、警士一、戰死、警士負傷各々二。

(2)同年五月二日江蘇省**句容縣**天王寺鎭は敵一個大隊の夜襲を受けたるにより、該鎭警察分所長は警察官を引率し友軍と協力之れを撃退す。敵匪の戰死一、捕獲品手榴彈八、小銃一〇、犧牲者無し。

(3)同年五月十一日江蘇省**江浦縣**橋林街附近に敵匪の存在するを探知し、該縣警察所に於ては直ちに警士六名が友邦軍と出動し之を包圍、敵匪捕虜七名、捕獲品小銃一〇、拳銃二の成果を得た。犧牲者無し。

(4)同年七月二十日安徽省**當塗縣**警察派出所は敵匪三十餘名の包圍を受けたるも、該地派出所警長は直ちに友軍の援助を受けて之を撃退せり。犧牲者警士一戰死。

(5)同年八月三日安徽省**巢縣**警察分所は敵匪數十名の夜襲を受けたが、全員奮闘して之を撃退。犧牲者警長一戰死。

(6)同年十月五日江蘇省**六合縣**祝家槽坊に於て友軍と敵新四軍と交戰中、之を援助して敵軍を撃退す。敵戰死者二十名、犧牲者無し。

(7)同年十月十五日江蘇省**松江**附近に敵匪六百餘名侵入、該分駐長は全員を動員し四時間に亘り之を遂に撃退せしめた。敵戰死者三十四名、犧牲者無し。

(8)同年十月十六日江蘇省**金壇縣**内に敵匪多數侵入したるも、該警察所長は警員を動員して之を撃退した。敵匪戰死者一名、捕獲品手榴彈一〇、犧牲者警士一行衛不明。

(9)同年十月十六、十七の兩日に亘り江蘇省**吳縣**内に匪賊侵入、該地武裝警察隊は友軍及我綏靖部隊の援助を得て之を撃退。敵匪戰死百餘名、捕獲品小銃一〇、機關銃二〇、犧牲者無し。

(10)同年十一月六日浙江省**武康縣**二都附近に敵匪五十四名の蠢動するを探知し、該地警察所は友軍の援助を得て之を襲撃した。敵匪戰死八、捕虜七、捕獲品小銃三、小銃彈三〇〇、犧牲者無し。

(11)同年十一月七日江蘇省**丹陽**東門外に匪賊十四名襲撃、該所警察所長は友軍の援助を受けて之を撃退す。犧牲者無し。

(12)同年十月二十八日より十一月一日迄、浙江省**武康縣**内に敵大部の夜襲を數回受けたるも、同警察所全員は友軍の援助の下に之を擊退せり。敵正規兵の捕虜二十三名、戰死多數、犧牲者警士一名。

(13)同年十二月七日江蘇省**如皐縣**石莊、新生港、張簧港の三個所は敵千餘名の包圍を受けたるも、友軍の援助を受け之を擊退し、敵に多大の損害を與へた。犧牲者警士二名生死不明。

五、衞生强化

(一) 衞生三ケ年計畫の樹立

戰禍の裡に萌芽したる本政府は建國に必要なる國民の衞生に着眼し、之が統轄の爲本部内に**衞生司**を設置し、衞生行政の大綱を建てた。其の着眼點を立法・施設調査・施療・救濟・防疫・衞生的惡習打破及宣傳に置き、向後三箇年を以て其大綱を完成すべく邁進し來つたのである。然るに頭初治安未だ定かならずして、加ふるに人材物資交通共に意の如くならず多大の障碍に逢着した。

此の間、本政府は唯に友邦の協力に依賴し、關係機關の援助の下に逐次諸般の設備の建設に着手し、二十七年十月政府南京に移轉後は特に之が積極化を計り來つた。卽ち本業務の資源は二十八年度阿片稅を以て之に充當するに決し同年後半期は之が實現の運びに至り、同年末概ね衞生三個年計畫の第一年度計畫を遂行し得たのである。

第一年度に於ける遂行施設及事業は種々の關係よりして必要已むを得ざるものに止め、對民衆接觸事項に重點を置き、研究機關は將來衞生制度完成の爲の資料を調査すべき準備機關を主とし、純研究機關は眞に已むを得ないもの

の外は次年度に讓つた。中には新設機關にして當然獨立する性質のものに於ても、事業の情勢に鑑みては暫く相關機構の裡に包含させ、多數の獨立機關の分設を避けて冗費を省き內容を充實し、同一機關と謂へども之に緩急の順序を附して內容に等差を設け、實情に卽應させる如く企劃したのである。

此の間治安は東北地區より漸次回復して中央に及び、醫事衞生行政の着手も亦之に伴ひ、機構は末梢より漸次局地的に整備し、之と中樞との連繫も緊密に保持され來つた。全般的統制は第二年度に於て逐次合理的に情況に卽應させつゝ實施する方針を以て臨み、特に人的要素に於ては現在の如き困難な狀況に於てすらも嚴密な統制方針を以て一貫し、特別委員會の如きを設けて無資格者の登用を絕對に防止し、將來に備へたのである。

本業務の總經費は月額約五〇萬元を標準として支出しつゝあるが、尙防疫に關しては友邦の厚意を受けるもの甚大である。

本政府は衞生業務を區分して教育調査・保健防疫・醫療救濟とし、その事業を實施しつゝあるが其の概況左の如し。

(二)　教育調査機關及其の事業

(1)中央衞生訓練所　(民國二十八年九月十六日)

第一期　看護婦訓練……六〇名

第二期　醫師及藥劑士訓練……(二十九年一月開學)

第三期　助產士訓練……(同右)

(2)內政部直轄杭州第二病院附設助產士學校　(民國二十八年十二月七日)

(3)**內政部直轄各地病院附設助產士護士訓練班**

(4)**醫學教育委員會**

醫學教育開始に關する研究調査委員會にして目下教育部と合作研究中なり。

(5)**藥典制訂委員會**

中華藥典制訂の爲の機關にして、臨時政府と協議し軌を一にすべく研究中である。

(6)**東亞醫事協會**……(民國二十八年十二月)

醫事衞生に關する調査研究、講演、出版、宣傳、連絡及學會の振興等を目的とする。

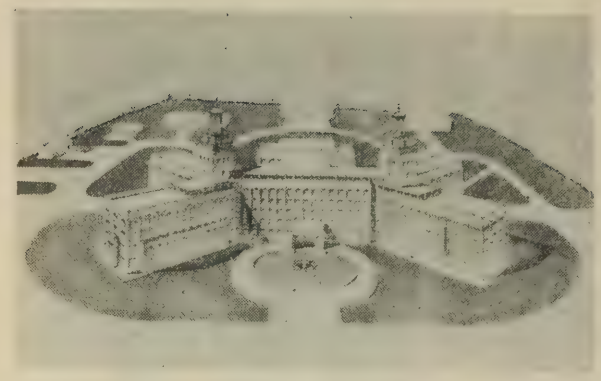

南京國立中央醫院の設計圖

(7)**醫事人員の登記**

政府は戰禍により亂れた醫務人員の登記を實施し、或は醫事審核委員會を設け醫師の甄別を明かにして非專門家の衞生正業に竄入するを防止する。卽ち衞生司は約廿五歲以上の者に之を嚴重に實施して、國內外の如何を問はず正當權益の保存に努めつゝあり。

維新政府醫事登記數(自民國廿八年二月至同十一月)

醫　字	六四名
通　字	三五名
助產士	一五名
藥劑士	六名
中　字(中醫)	二五一名

計　三七一名

(三)　保健防疫機關及其の事業

(1)上海港檢疫所

陸海空の檢疫の徹底的改善は政府成立の日より痛感しありし處なるも、先づ港檢疫の必要よりして上海の海港檢疫所を內政部直轄の機關とし、其の業務を合理化すべく建設費一、〇〇〇、〇〇〇元を以て民國廿八年二月より工事に着手し、既に見張所並に附屬建築物、信號柱の完成を見てゐる。

(2)國立中央醫院附屬防疫科

將來獨立して中央防疫所とする前身機關であり、各種豫防接種液等の製造の他、病理試驗及檢査を實施する。

(3)國立中央醫院附屬檢查科

將來獨立して中央衞生試驗所とする前身機關であり、藥品（賣藥を含む）飲食物及食器等の科學的試驗、檢查鑑定を實施する。

(4)各地防疫處籌備處（民國二十八年十二月七日）

杭州、蘇州、南京、蕪湖

右は同仁會防疫班の協力を得て、民國廿八年十二月業務を開始したものである。

(5)南京消毒所（民國二十八年十二月七日）

將來下關港檢疫にも利用する豫定で、一日八時間實動最少限度一七〇立方米の汚染物消毒能力を有してゐる。

(6) **學童砂眼及皮膚病豫防治療事業**（民國二十八年十二月七日開始）

上海・南京・杭州・蘇州及蕪湖の小學兒童の砂眼及皮膚病の豫防並に治療を第一年度計畫とし、將來之の制度を利用して學校醫務室制度を開始する。卽ち教育部教員訓練所に於て豫防治療法を習得させ、その教員によつて現地官醫指導の下に實施する。これ非專門家の可能範圍に於ける豫防並に治療業務である。卽ち豫備教育醫師及び專門醫による一聯的事業にして、尙本事業は第二年度に於ては其の地域を擴大させる豫定である。

(7) **要都火葬場補助事業**

上海・南京・蕪湖・蘇州・杭州・蚌埠・鎭江の七大都市の火葬場を完備し、新施設に對しては補助金を支給して從來の陋習を改善す。

(8) **首都衞生補助事業**（民國二十八年十二月七日）

(9) **花柳病豫防治療所**（各地）

大陸防疫の尖兵たる吳淞檢疫見張所

(10) **衞生防疫宣傳運動**

政府及省市縣各地に於て友邦と協調し、或は省市縣或は防疫委員會主催となり、清潔運動週間・衞生週間・防疫日・衞生展覽・會講演會を開催し、衞生思想の向上、防疫の理解、衞生的惡習慣の自覺等に努めつゝあり。

又本部直轄臨時中央醫院保健科は防疫映畫を購入し、二十九年一月より一般市井に進出、更に乳幼兒健

康相談家庭衞生・婦人衞生・職業衞生・風土病・結核及性病相談を固定的及流動的に實施せんと企圖して居る。

(11) **防疫狀況**

戰亂後に於て傳染病の蔓延するは史實の證する處であるが、政府は友邦各機關と緊密なる防疫的連繫を執つた結果、遂に二十八年夏期の「コレラ」を僅かに數都市に局限させ、其の數亦僅少前年に比すべくもない狀態である。特に首都南京には一名の發病も見ずに終つた之の事實こそ萬國齊しく驚歎してゐる處である。卽ち二十八年度防疫に關しては各地防疫委員會其の他に於て友邦の大なる援助を受け、其の寄贈により縣市施療所に於て四月より九月の短期間に直接使用した「コレラ」豫防接種液數は實に三、五二二、七〇〇人分の多數に上つてゐる。

(12) **日滿家畜防疫會議に衞生司料員派遣**

民國二十八年十月十一日より四日間に亘り朝鮮の京城に於て開催せられたる日滿家畜會議に、科員畜牧一名を派遣した。これは將來中日滿家畜の協同防疫の要あるが爲である。

(四)　醫療救濟機關及其の事業

(1) **國立中央醫院**（民國十八年九月十六日）

首都に建築費三、〇五六、〇〇〇元を以て廿八年十月籌備工事を開始し、冷煖房・氣壓調節・空水淸淨・其の他最新設備を有する綜合病院として同卅年末完成の計畫である。

(2) **臨時中央醫院**（民國二十八年九月十六日）

國立中央醫院完成迄の臨時國立中央病院として總經費七三八、五〇〇元を以て廿八年十二月末に開設する。

(3)**內政部直轄江蘇省蘇州病院**

右は友邦陸軍舊特務部診療班（舊東本願寺施療班）と吳縣立隔離醫院とを合一編成したものである。

(4)**內政部直轄安徽省蚌埠病院**

(5)**內政部直轄安徽省蕪湖病院**

(6)**內政部直轄何市長紀念杭州市病院**　故何杭州市長が建設した市立病院を直轄したものである。

(7)**內政部直轄各地縣病院**

本部は三個年三十箇所の直轄縣病院建設を企圖し、先づ第一年度の二十八年に第一期十箇所の開設を計畫、八月左の地點に業務を開始した。尙同年十月之を第一級第二級に分ち、第一級病院の事業を三倍に擴張して民需に應じたのである。但し之の開設は事務上の都合により一齊に左の如く實施した。

內政部直轄江都縣病院開設

第一級縣病院

第一縣病院……無　錫　民國二十八年十二月二十四日開設

第二縣病院……江　寧　民國二十八年十二月一日　同

第三縣病院……常　熟　民國二十八年十二月二十一日同

第四縣病院……江　都　民國二十八年十二月十日　同右

第五縣病院……嘉　興　民國二十八年十二月二十六日同右

第二級縣病院

第六縣病院……崑山　民國二十八年十二月十七日開設
第七縣病院……江浦　民國二十八年十二月三日　同
第八縣病院……吳江　民國二十八年十二月二十四日同
第九縣病院……湖州　民國二十九年一月五日　同
第十縣病院……崇明　民國二十九年一月一日　同

(8) **各地病院籌備處**　民國二十八年十二月七日

杭州第二病院籌備處
鎮江病院籌備處　友邦同仁會の協力に基き二十八年十二月に業務を開始す。

(9) **縣市施療所**

管下の一般難民施療救濟事業は戰火上海に勃發と同時に、友邦軍及特務關係機關の手に依りて開始せられ、民國二十七年末に於ける施療所數は百を突破してゐた。二十八年初め本部は此の事業を一應踏襲せんとしたが、地方人材及機關の不足に因つて其の完璧を期する事の出來ないのを知り、之を廢して各縣市施療所に友邦特務機關及各現地班の直接協力下に業務の一部を繼續して經費月額二萬元を支出したのである。然るに前記直轄縣病院の成立と各地治安財政の恢復に伴つて、同年十月以降その經費を一萬三千元に減額したが尙業務に支障ない狀況である。

右施療所の數は現在治下に約六十箇所を有し、各地每月の要求に基いて各月概ね三百三十種類の衞生材料現品を交付しつゝあるも、之の補給に關しては友邦の絕大な協力、援助を得てゐる。

(10)戒煙施設

戒煙事業は本部の最も意を用ふる處にして、經費の許容する限に於て設備を完備し、良醫を招聘して新中華厚生の道を拓かんと努力しつゝある。之が爲に友邦より特に本業專任の國手を招聘して、廿八年六月左の各醫院に戒煙科を設けると共に一部都市に本部直轄の戒煙醫院を設けて、初年度施設費一八四、五〇〇元、下半期經常費二二〇、〇二五元の計畫を樹て以て癮者の矯正治療を圖つてゐる。

戒煙科特設醫院

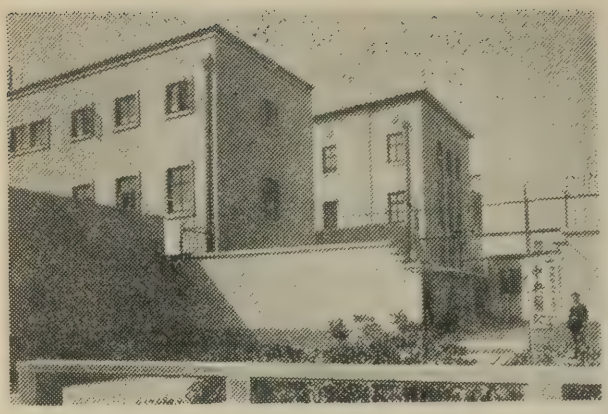

內政部直轄の南京國立中央醫院外觀

內政部直轄臨時中央醫院
內政部直轄蘇州省病院
內政部直轄蕪湖省病院
內政部直轄蚌埠省病院
內政部直轄杭州市病院
內政部直轄第一次各縣病院　無錫　常熟　嘉興　楊州
　　江寧　江浦　崑山　吳江
　　吳興　崇明
內政部直轄上海戒煙醫院
內政部直轄南通戒煙醫院
內政部直轄鎭江戒煙醫院

南京特別市戒毒所職員看護婦の陣容

(11)結核療養所（民國二十九年着手）

(12)癩患者收療所（民國二十九年着手）

(五)衞生法規

衞生に關する法規は政府の現況に則應するの如く一部は暫行條例規定に止め、實施の合理化を期したのである。目下制定されたものの左の如し。

1 內政部衞生司辦事細則
2 醫師暫行條例
3 藥劑師暫行條例
4 助產士暫行條例
5 護士暫行規則
6 請頒部須醫師藥劑師藥劑生助產士證書申請書格式
7 內政部頒發醫師藥劑師助產士等證書變通證明辦法
8 內政部管理中醫暫行規則
9 請領部須中醫證書申請書格式
10 內政部須發中醫證書變通證明辦法
11 內政部中醫資格審查委員會暫行組織章程
12 內政部醫師甄別辦法
13 醫師甄別申請書格式
14 內政部醫師甄別委員會章程
15 內政部錄用衞生人員暫行辦法
16 內政部錄用衞生人員申請書格式
17 內政部管理成藥規則
18 禁毒暫行條例草案(附毒藥品分類表)
19 麻醉藥品管理條例草案
20 內政部管理醫院暫行規則
21 內政部中央醫院防疫科暫行組織章程
22 內政部中央醫院附設衞生檢查科暫行組織章程草案
23 內政部籌辦海港檢疫規章草案四種
24 內政部直轄中央醫院組織章程
25 內政部直轄省病院組織章程
26 內政部直轄縣病院組織章程
27 內政部管理直轄縣病院暫行條例
28 內政部直轄縣病院門診規則
29 內政部直轄縣病院住院規則
30 內政部直轄縣病院病室規則
31 內政部直轄縣病院護病院規則
32 內政部直轄縣病院調劑規則
33 內政部直轄縣病院辦事細則
34 內政部直轄縣病院醫務用表格式
35 內政部直轄縣病院事務用表格式
36 傳染病豫防規則及施行細則
37 種痘規則
38 修正違警罰法中衞生妨害者之罰金警罰法

尙目下草案を完了せしもの及起案中の主なる條例規則次の如し

1 內政部衞生司第五科(麻醉藥管理科)組織規則
2 麻醉藥管理規則
3 禁毒條例
4 齒科醫條例
5 成藥(賣藥)管理規則
6 花柳病豫防規則

7 癩病取締規則
8 內政部衞生訓練所組織章程（公布濟）
9 內政部直轄各醫院戒煙科設置辦法
10 內政部首都衞生費補助實施辦法
11 擬南京防疫處籌備處章則
12 擬杭州防疫處籌備處章則
13 擬蘇州防疫處籌備處章則
14 擬蕪湖防疫處籌備處章則
15 杭州第二病院籌備處並附屬助產士設
16 士學校章則
擬鎭江病院處籌備處章則
17 麻藥取締條令
18 火葬規則

（各省縣市公布のものを除く）

六、地政の進展

（一）土地法の改訂及其の運行

蔣政權下の土地法に不合理なる點尠からざるに鑑みて、二十七年八月本部は舊法參酌の上、新土地法草案を作成したが、其の主旨は簡單を旨として、主要な原則を規定し本部及各地方政治が單行條例を訂制する權限を保留したのである。二十八年二月各省市行政長官會議は舊法を廢止して別に新法制定を決議したので、四年十一月各省市政府に其旨を送り立法程序により審議中である。目下新法については未公布なるにより本部に於て**暫行土地申告條例**、**暫行土地徵收條例**及**各省市地政施行秩序大綱**を作成施行した。又地方に於ける事變後の土地問題を解決する爲、本部より省市縣に對して地政機關の早急なる設置を要望し、從來財政收入のみに從事して土地政策を輕視する弊ありしを以て地政組織調査表を作製して矯正する事とした。現在上海・南京兩特別市は既に土地局の設立を見、杭州市は財政局が兼務し、又浙江安徽兩省は其の民政第二科を增設して兼務してゐる。斯くて各地の地政進展を見るに及んで當然その專門的人材の育成を必要とするに至り、二十七年第一期計畫中に**土地人員訓練所**を設立して收稅測量及普通地政の二班を

一定期間訓練後任用するを最善とし、二十八年六月水利行政會議に水利工程專門學校設立案を上程、可決を得て行政院に許可申請したが、水利地政は合併して訓練所を設立すべきなりと否決を受け、目下その合併經費概算を提出中なり。土地申告及登記に關しては曩に本部より**暫行土地陳報條例**二十二條を立案して二十八年八月十九日公布を見たが、目的は各省市縣の土地臺帳或は田賦臺帳等が今次事變により大部分燒却又は分散されたもの多く、地券整理、田賦徵收等に頗る困難を感じつゝある爲、今回本條例に依り新に公有私有の論なく土地所有者の申告を行はせ、臺帳の再編成を行はんとするにある。勿論地方によつては舊臺帳の殘存せるもの、或は已に新に再編成を了せるものが幾多あるが、之等はそれに依つて申告せしめ、又治安關係上申告不可能の區域に對しては其の事情を申告せしめることゝし、地方政府卽ち省政府は民政廳、特別市政府は土地局、市政府は財政局、縣政府は縣公署の各地政機關をして辦理せしめるが、私有土地は地主、公有土地は當該營理機關が申告に當る事となつた。依て本政府は所要機關に對し報告方請求すると同時に本部より職員を派遣して實情の調査をさせつゝある。卽ち二特別市の狀況は左の如くである。

1　南京特別市

舊政權下の南京市政府は二十三年七月一日より全市都市登記を爲し、城區・下關・浦口の三個所は旣に測量も完了し、地主の多くは登記申告濟であり未登記土地は市地として假登記をなして居た。何分にも鄉區地域は廣大なる爲飛行機によつての測量を施行中であつたが、未だ完了し居らず。測量濟の土地は八萬八百二十市畝あり。南京市の城區・下關・浦口の地圖は今尙存在しては居るが、附廓圖は散逸して現在なし。鄉區に就ては其後未だ測量を爲しをらざるも前地政局書類を提出したる者には其權利を認め、價值千元以上のものに對しては一圓、以下に對しては三角を徵收する事に爲してゐたが、前督辦市政公署は實情に應じて二十八年一月一日より原定登記量の二倍を徵收してゐる。目下申告者及登記者は市區一萬五千七百四十六戶、鄉區土地十七萬八千四百餘畝、申告者數は一萬二千五百餘名に達してゐる。

2 上海特別市

舊政權は二十六年三月二日上海南市より地權の登記を開始せんとしたが人民は之に應じなかつた。その爲實施も見ずに終つた上海市政府は現在土地測量を完了した後に土地執業證を交附して登記をなしつゝあるが、前上海市の浦東北區の高行、滬西の蒲淅等各一部分が未濟の外、測量濟の面積は約四十五萬畝あり。前上海市の地圖と登記帖の大部分は上海共同租界工部局に保存しあり、舊江蘇省管轄に係はる各區の地圖は多數紛失してゐる爲、目下調査中なり。

本政府は二十七年九月二十日より土地局に於て土地申告を取扱ひ、八ヶ所の申告受付所を設置しつゝある。尚現在迄に交附したる申告面積は六十二萬畝、申告濟のもの約一萬五千畝、申告人數は七千四百五十四戸である。

(二) 上海復興局設立

上海市は諸人周知の如く中國最大の都市にして政治經濟の中心地であつたが、事變により甚大なる被害を蒙つた。即ち現狀に應じての復興建設上、二十七年八月末友軍特務關係諸官と本部首腦は鳩首協議し、研究の結果上海土地の處理に關する具體的な方策を得た。よつて其後暫くにして**上海市土地評價委員會**を設置し、委員七名中友邦方面より二名の推薦を得、外に本部次長夏奇峯、馮土地司長及實業・外交・財政三部及上海市土地局より各一名の代表を以て委員とし、夏次長は委員長に推され就任し、九月六日(一)上海市建設に關する規定 (二)上海市建設區域に關する規定 (三)上海市建設用地買收臨時規定 (四)上海市土地・建築物評價臨時規定、の四法案は公布されるに至つた。同時に官民合資を以て創設した**上海恒産株式會社章程**通過し設立を承認され、九月十日創立大會を開き、法令に基いて都市港灣建設事業を經營し土地の買收をも爲し得ることゝなつた。尚九月二十八日本政府が南京に移轉後、上海市復興局

組織章程を公布し、十月十五日陳部長を復興局長に任じ其の成立を見た。

同時に上海恒産は社債二千萬圓を公募することゝなり本部宛土地買收に關する補助金下附申請あり、本部に於ては復興局を指定して主管登記管掌をさせ、社債の募集に關する登記も該局の管理する處となり、二十八年三月行政院代表二名、復興局代表三名、上海市政府代表二名、上海恒産代表三名を以て上海市建設諮詢機關を組織した。

(三)　大上海都市計畫案

上海市の復興は華中生存の要程である。破壞された施設の再建、經濟機構の創設に際しては、新に生れ出た本政府の新秩序精神に基き、計畫案も幾多新機軸の交織を要したのである。

當時政府は治下三省都市の再建に頭を惱ましつゝあつた折から、各國の都市計劃を參考とし南京・蘇州、杭州・上海の各市內に工業・商業・教育・住宅の各區を地方政府に案出せしめて居た。依て上海市に於ても復興局によつて作成せられた**大上海市建設區域案**は可決せられたのである。卽ち同案によれば、新上海は華中の大玄關として且つ又經濟基地としての目途により、興亞臨港都市を建設する根本的な計畫下に企圖され、單なる破壞物の復興工作とは趣を異にするものである。卽ち黃浦江下流沿岸に港灣施設を擴充し、新都市建設は市政府を中心として概ね蘇州河河口附近に至る距離を半徑とする圓周の範圍とする。この區域內には概ね商業・工業・政治・住宅・公園・倉庫・軍用の各區を設定し、實に六ケ年の計畫を以てする事となつた。此工事は第一期經營面積四二、六四七、四〇〇平方粁、經費一億五千萬圓を投じて之に當り、この建設を本政府事業として政府の特殊法人たる中日合辦會社をしてその實施に當らせ、第三國資本の參加も許容して理想的な模範都市を出現せしめる。その爲に先づ業區の撥定を圖つて幅員六米乃

三一〇〇米の大小道路を虬江碼頭・市政府・住宅區・中央驛・工業區の五中心點に相互連絡の上、更に全地域に四通八達させ延長八五〇粁の舗裝路線を施設する。又江灣工事には吳淞クリークを擴張して運河とし、工業地帶には四千噸級船舶の接岸に利用し、上流は蘇州河に連絡させる。又虬江碼頭を擴張して吳淞クリーク下流部に港灣施設をなし、一萬噸級航洋船舶の向岸荷役に便ならしめ、戎克（ジャンク）溜としては虬江碼頭下流左岸に常時四千隻を假船せしめ得るものを築造する。この外鐵道・電氣・水道瓦斯・電信電話・バスを全地域に亘り施設する爲、華中鐵道・華中水電・大上海瓦斯・華中電氣通信・華中都市自動車等を動員する。地區分別に關しては左の如くである。

政治區——市中心區の中央部分を政治區に指定し、市政府各局・市參議會・圖書館・博物館・美術館を建設する。

商業區——第一商業區は虬江碼頭附近の大部と中央驛前の一部及び蘊藻濱下流の一部を集團區とし、集團區の外に幹道に沿ふて交通頻繁なる個所の兩側を路綫區として大商店を

建築する。

第二商業區は、江灣競馬場西の大部及び虬江碼頭の一部を第二商業區とし、劇場・遊藝場・料理店・飲食店・娛樂場を建築す。

工業區―第一工業區は、殷行區內淞滬鐵道北西部一帶を第一工業區とし、食料品・化粧品・裝飾品・紡績・洗濯・染業・精密機械器具製造場等の輕工業を經營する。

第二工業區は、吳淞區蘊藻濱下流西岸一帶を第二工業區とし重工業を經營する。

住宅區―政治區・商業區・工業區の他は全部住宅區とし、第一住宅區に高級住宅を、第二住宅區に一般住宅を建築し、第三住宅區は吳淞工業區附近及び中央驛・虬江碼頭附近にて工場の職工・苦力其他の勞働者を收容する。

公園區―都市を美化し市民の遊憩に供せんが爲めに各地に公園を設置す。之がため江灣競馬場南方に分流する兩虬江に沿ふて港灣を配置し、黃浦沿岸民船碇泊場附近に公園を選定して新都市の門とし、市中心を中心として三條帶式の公園を設け、被ねて防火區の區廊として兒童公園を設置する。

中央區―市中心區の西江灣驛附近に中央驛を置き海南・海杭兩線の旅客及貨物を運送する。

倉庫區―碼頭岸壁及中央驛の附近に倉庫區を置く。

軍用區―楊樹浦北側の地を練兵場に、虹口より江灣に到る間の區域を海軍々用保留地に、大場鎭飛行場の南を軍用保留地に設定する。

(四)　各市水利行政會議

去る二十七年六月黃河は決潰され濁流は蘇皖兩省に氾濫し、秋期に到つて益々つのり、海寧の東八堡及老鹽倉の二

個所は海水浸入の爲甚大な損害を蒙つた。其後崇明・常熟・太倉各地の海岸も屢々危險に瀕するに至つたので、安徽江蘇兩省政府は各水災救濟對策案を本政府に提出し來れるも、本部に於ては更に根本的救濟策を必要とし各省市水利會議の招集方を行政院に提出し、同年六月二十七日より三日間を以て治下三省二市の**水利會議**を施行する事となつた。

卽ち會場を本部俱樂部とし本部土地司長馮叔鸞を準備主任に任命し、着々各方面の提出案を整理し、當日には本部次長張秉輝を主席に推し事務の推行を圖つたが、蘇浙皖三省及南京・上海兩特別市は夫々主管人員を代表として出席させ、南通・江都兩縣及び浙江・海塘・水利局の代表も出席裡に蘇浙皖三省水利問題並に黃河々道問題、揚子江沿岸堤防修築問題、太湖水利の利用問題、秦淮河溝通問題等を中心議題に、其他水利行政組織及水利工事經費に關し重要なる決定を得、ついで**暫行水利總局組織條例**も公布施行し、揚壽楠を該局特辦に任命し九月一日開局を見た。尙同會議に於ける可決案は全部該局をして執行せしめることゝなつた。

中日共同作業で江岸堤防の修築工事

（五）石洞口海塘復興工事の完成

上海特別市は揚子江と海に面し臨水地甚だ廣大であるが、崇明・寶山及び浦東北岸は相前後して危險を告げたるを以て、本部より崇明に應急海塘工費二萬六千元を支給し、次で浦東地區の六萬八千元及寶山地區の二萬四千五百元の臨時經費審査を了し、近く發給せられんとしてゐる。

上海特別市に於ける水利工事費は總額二百九十八萬六千元と推定され

最近水利總局が專管機關として二百十萬三千元の水利工事を要求しつゝあるを以て、全國江海塘の安全性も確保せられるの日近くあるを思はせてゐる。

特に本政府が成立當時治水方策樹立に當り、應急なる復舊工作を要するものと認めたるものに**石洞口海塘**があつた石洞口は地理的に吳淞方面にあり、背後に上海を控へ風浪に破壞された個所二千餘米に及んでゐたのである。同海塘は民國十七年に毀壞し其後蔣政權下に於ては復舊の實效を得ず戰火を迎へるに至り、二十七年夏友軍部隊によつて應の加修を見たが同年八月十日再び大風に遭ひ決潰するに至つた。依て本部は趙亦誠を特派して友邦軍關係並に技師と現狀を視察せしめ、其後同人を護岸工事主任とし友邦軍の指導援助裡に工事を推進することゝなり、日金二十四萬八千圓と六ケ月の豫定を以て十一月十一日着工にかゝつたが、當時復舊材料の入手も困難であつた爲に豫定期間內に竣工を見ず、更に三ケ月延長し、之に伴ふ經費も多少增額して二十八年六月二十五日全長千五百米の復舊成り、竣工式を擧行した。工事大要を擧ぐれは左の如し。

一、第一段甲舊海岸を修理したる部分は五五九・三米、乙第一種新設護岸は五六七米

二、第二段第一種新設護岸四六五・五米

三、第三段卽ち第二種新設護岸四二三米

四、延長段は左の三部に分つ

直壁六六米　橋脚工事　基礎補強工事二六米

七、內務統計の充實

政治の考察は正確なる統計に俟つ處大なるを以て統計第一・二・三期施政計畫（民國二十八年度）を立案し、內政統計審報通則內に規定した各種統計表式三十種を各省市に送付したが、將來設立せんとする**統計人員養成所**は二十八年度政府施政大綱に既に規定されて居る處である。本部は既に各省市縣に於て內政統計の實施狀況を調査する爲、調査表を發送濟なるも現在迄に作成した統計は左の如し。

1 戶口統計表
2 自殺統計表
3 自殺年齡及職業統計表
4 他殺統計表
5 他殺年齡及職業統計表
6 警察員人民救護に關する統計表
7 公に因り死傷せる警察の統計表
8 警察、檢舉案件統計表
9 火災統計表
10 違警案件統計表
11 違警者の年齡及職業統計表
12 土地申告統計表
13 縣城鄉鎭自治區統計表
14 醫師藥劑師助產士看護士統計表
15 戶口變動統計表
16 各縣地方行政概況統計表
17 難民統計表

18 各級警察機關概況統計表
19 警察局檢舉窃强盜統計表
20 傳染病患者及死亡統計表
21 豫審刑事犯統計表
22 救濟機關統計表
23 米穀貯藏統計表
24 各部に屬せざる民營公共事業統計表
25 藥種商及藥品製造元統計表
26 民間團體統計表
27 土地徵收統計表
28 登記濟醫藥人員統計表
29 醫院統計表
30 醫院各科診察患者人員統計表
31 蘇浙皖三省各縣事變前後人口統計圖
32 內政部直轄病院平面圖
33 各省市違刑人員統計圖
34 各省市警察人員表彰人員統計圖

35 各省市警察人員懲戒人員統計圖
36 各省市縣病院醫師看護婦統計圖
37 安徽浙江省各縣鎭鄉自治區統計圖
38 南京市七月分戶口變動統計圖
39 上海都市建設計畫圖
40 上海都市建設計畫分區圖統計圖
41 復興新上海建設計畫分區圖統計圖
42 上海商港改良建築計畫圖
43 內政施政成績表
44 救濟事業統計表
45 民間團體報告概況表
46 本司大事業
47 內政法分類索引
48 本部各司室職掌一覽表
49 本部大事記
50 各日報分類索引

八、防共青年團及青年團指導員訓練所

治下農村の更生自衞、鄉土愛を基調とする農村青年の團結及び共產思想排擊を目的とする**防共青年團**の結成は既に二十八年度の經費として百五十萬圓を計上、二月より各地青年により結成運動を續けられつゝあつた。同團の主旨は蘇浙皖三省維新政府治下農村青年にして十五歲以上二十五歲迄を正團員とするもので、團員百五十萬を目標に組織を急ぎつゝある。その組織の特徵は鄉鎭組織とし、鄉鎭の名望家を名譽會員、鄉長を團長、保長を分團長としてゐる事であるが、その結成の目的は

（一）鄉土愛精神を基調とする農村青年の團結

（二）農村の更生改進を計り共產思想の侵入を防止する

（三）自治自衞の精神を涵養し農村の自衞組織を强化する

尙其の青年團指導には內政部內に**指導本部**を置き各縣には指導機關を設置する豫定なるも、之には維新學院卒業生の再教育せるものを派遣し、各青年團優秀青年分子を選拔訓練せるものを團の中堅指導分子として置く。目下各鄉鎭から各二・三名宛の優秀青年を集め、各縣毎に既に地方的の組織、訓練を開始しつゝある。

防共青年團に關聯し青年團指導員の訓練機關の早急なる設置を要した爲に、青年團設立計畫時の直後の同年三月**青年團指導員訓練所**設立準備を開始し、校舍を南京市舊南京模範小學校跡に選定、四月二日事務を開始した。第一期訓練員には上海維新學院卒業生八十九名を政府命令により收容、同月二十四日之を入所せしめたのである。その指導員には友邦日本の青年及中國優秀青年を招聘して之に當らしめ、東亞新秩序の建設意義徹底及本政府の指導精神の涵養等

に主力を注がせ、團隊訓練には軍官學校及警官學校が之を援助することに決した。

七月六日第一期生卒業式を擧行すると同時に各員を三ケ月間の實習生として各機關に派遣し、第二期生は各縣市政府より優秀なる青年を銓衡派遣し來つたが、更に本所に於て嚴重な試驗を施行した結果、合格者百五名を入所せしめて約三ケ月の訓練を終了し、前期同樣に各機關に派遣したるも相次で良好な成績を各地に擧げつゝある。尙目下募集中の第三期生は本年一月初旬訓練開始の豫定である。

本所の教育課程は學術及術科の二課とし、術科は自衞能力を養成する爲自衞戰鬪教練に重點を置いて訓練を實施しつゝあり、その學課は左の如くである。

1 維新政府政綱　2 青年團指導綱要　3 自衞團組織綱要　4 政治學　5 經濟學　6 心理學　7 日語文法　8 日語會話　9 社會問題　10 社會調査　11 法律常識　12 公文書式　13 保守制度　14 防共思想

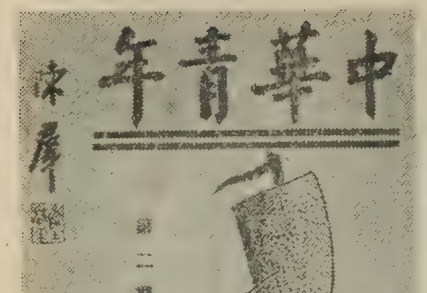

華中青年の指導雜誌である中華青年

本訓練所のその特殊的使命に基き更生新中國の中堅青年育成のため思想善導、就中赤化思想の拂拭匡正を目指

し、その機關雜誌として月刊**中華青年**を發行しつゝあり。昨年三・四月頃防共青年團組織の發表されるや、反維新政府分子及び、游擊隊乃至共匪に與へたる影響極めて甚大なるものあり。その顯著なる證左として彼等は防共青年團組織の實現を妨害すべく、防共青年團組織の目的を歪曲し逆宣傳を巷間に流布したのである。卽ち彼等は**防共青年團**は維新政府の下に軍事訓練を一般大衆に强要せんとする假裝工作なりと謠言を放ち、地方青年への疑惑心を煽動しつゝあつた爲、政府はいち早く之を探知して其の禍根を斷ち、以て一路地方組織の擴大に全力を注ぎ來つたのである。

共產主義が天人共に相入れざる人類幸福への反逆思想であることは今更喋々を要しないが、特に質實剛健であるべき農村の生活を毒することより大なるものはない。農治亂るゝ時はその國危し、抑々中國の社稷を根底より覆へし其の騷亂に乘じて赤化の思想を殖へ付けんとする彼等の爪牙が、農村に向つて延びんとする所以亦實にこゝに在り。顧みて之を想ふ時、防共青年團の使命の如何に重大なるかを知るべく、さればこそ陳內政部長は次の如き訓示を發して青年團指導員を激勵してゐる。

……近時中日有識の士は多く兩國相提携し以て共存共榮を圖るべきを說くも、余をして之を言はしむれば未だ其の語を以て足れりとせず。須らく世界の大勢を洞察し國際關係の複雜なるを察知せば、中日兩國は獨り同文同種の民族たるのみならず若し夫れ中國存在せば日本亦存在するを得、若し中國亡ぶれば日本も亦危し。故に吾人は更に進んで共存共榮のみならず共存共亡を主張せんとす。共存共榮の目的に達せんと欲すれば、先づ共存共亡の理を知らざるべからず。所謂東亞永遠の平和は吾人永遠の努力に俟つべきものにして、而も單なる言說に止まらず、要は其の誠意實行に在り。

蓋し中國は百年來誤れる遠交近攻の政策を採り、遂に今日悲慘なる局面に陷るの止むなきに至れり。而も國民の此の誤れる觀念は一朝一夕にして抹消する能はざるため、吾人はこれを是正するに百年の努力を以てするの覺悟なかるべからず。……

第五章　財政部施政概況

中華民國維新政府組織大綱及各部官制通則ニ基ク內政部ノ組織職掌左ノ如シ

一、本部ハ全國ノ財務行政事務ヲ掌理ス

二、本部ハ地方最高級長官カ本部主管事務ヲ執行セル時ハ指示監督ノ責ヲ負フ

三、本部ハ主管事務ニ對シ各地方最高級行政官ノ命令或ハ處分ニ違法又ハ越權行爲アリト認ムル際ハ行政院會議々決後之ヲ停止或ハ撤廢シ得

四、本部ハ左記ノ各司處ヲ置ク

(一)總務司(二)賦稅司(三)公債司(四)帛幣司(五)國庫司(六)會計司(七)關務司(八)鹽務司(九)稅務司

五、本部ハ前條各司處ノ外情勢ニ應シ各部官制通則第六條ノ規定ニ依リ司乃至附屬機關ヲ增置或ハ裁併ス　(以下略)

幹部職員名

部長	嚴家淦
次長	沈昌煥
同	郝鵬舉
參事	陶思澄
同	黃體潛
同	王念曾
同	薛光銓
秘書	曹鴻基
同	黃遠棫
總務司長	俞叔訪
關務司長	邱伯愚
鹽務司長	顧翰觀
賦稅司長	楊共份
公債司長	王懷詠
帛幣司長	秦會棣
國庫司長	譚懷楷
會計司長	費毓

一、歳出狀況

治世の要諦は政府財政の收支均衡を計るに在り、收支均衡を計る爲には豫算決算制度の確立及び其の適正なる運行に俟たなければならぬ。本政府の成立當初は一切の政治制度が不完全であり、且つ又財政の組織が整備せられて居らぬ爲、政治の運行上多大の障碍があつた。依て政府は鋭意この改善確立に努力を捧げ來つたが、尙豫決算の完全なる運行を見る事が出來ず、やむなく月豫算を編成して居た。其後二十八年一月に至つて會計、豫決算の兩制度を制定し、取敢へず三ヶ月分を豫算支出することゝした。然してこの收入は主として統稅を充當したのである。政府の成立當初の支出は月額百萬元程度に過ぎなかつたが、省政府の成立及び各種機關が漸次設立せられるに伴つて之の補助費をも要し、その外に多額の綏靖費及特別工作費を必要とした。其の他人民の負擔を輕減し、物資の交易を圓滑ならしむる爲に、二十八年二月、物を課稅の對象とする一切の貨物稅を廢止し、一面地方に於ては事變による被害の回復せざるものがある爲に、地方財政への暫定的補助制度を創設して、地方交付金制度を初め、地方民衆の衞生、防疫、戒煙に意を用ひ、二十八年六月

財政部組織系統表

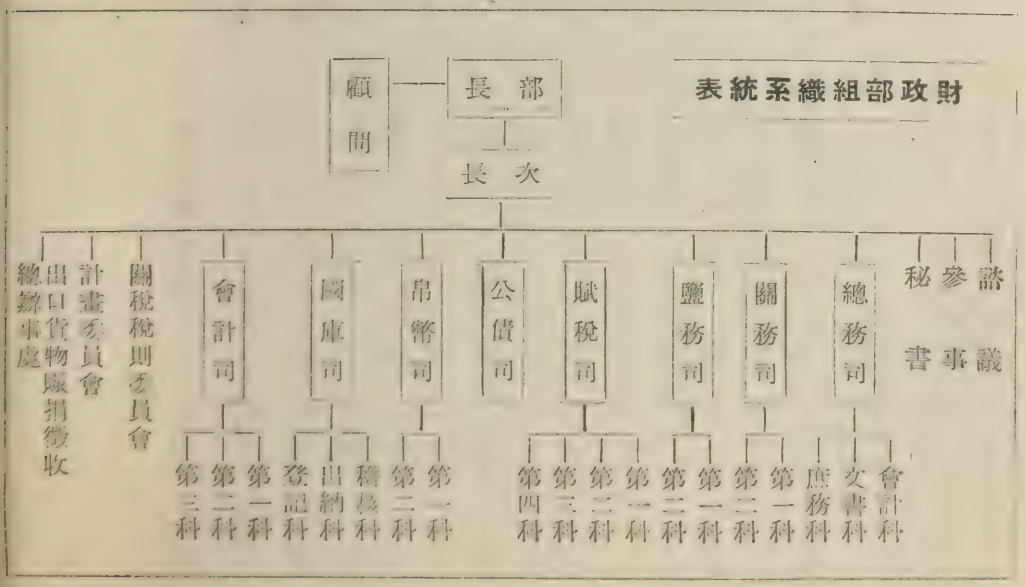

衞生、防疫、戒煙等の施設に充當する爲、戒煙收入を財源とする地方配分制度を確立した。更に二十八年九月以降地方教育の充實を圖る爲に教育補助金交付制度の創定を行ひ、今や政府支出は一般政務費五百萬元、地方交付金二百萬元に達するの狀況である。

通貨は當初治安不確立の爲めに法幣を之に充て、且つ友邦軍に協力して軍票等に依り出納してゐたのであるが、華興商業銀行の創設せらるゝに及んで、同行設立の趣旨に鑑み政府の歳出も亦華興券を以てするを原則とした。然し乍ら政府歳入の全部を直ちに華興券を以て徵收するは不可能なるを以て、現況に應じ財政處理を圓滑ならしめ且つは友邦軍に協力する爲、政府支出に華興券と軍票とを併用する事とした。

斯くて會計制度の確立と併行して國庫制度の確立を計り、取敢へず二十八年十月國庫金取扱事務を華興商業銀行に委託し、出納事務の適正圓滑を以て政府支出の合理化を圖つたのである。

今二十七八年中の政府歳出内容を見れば左の如くである。

廿七年五月接收せし上海海關の偉容

維新政府歳出一覽表

年月別	一般政務費	地方交付金	計
民國二十七年四月	八九一、一四一	—	八九一、一四一
五月	二、三二四、二九〇	—	二、三二四、二九〇
六月	三、〇四三、一六九	—	三、〇四三、一六九
七月	一、七三五、二三二	—	一、七三五、二三二
八月	一、六三八、四六一	—	一、六三八、四六一
九月	一、五九四、五一四	—	一、五九四、五一四
十月	二、一〇五、五三〇	—	二、一〇五、五三〇

十一月	二、六一五、五五〇	—	二、六一五、五五〇
十二月	二、五三〇、五九八	—	二、五三〇、五九八
民國二十八年　一月	二、二二一、七五五	—	二、二二一、七五五
二月	二、一三八、四二一	一、九一四、〇三二	四、〇五二、四五三
三月	二、六六二、四四三	一、一三六、六一三	三、七九九、〇五五
四月	三、四四九、七四四	一、九九六、四八九	五、四四六、二三三
五月	二、八九六、九〇七	一、四七四、六、四	四、三七一、五一一
六月	二、八三八、三三四	一、六二一、四二四	四、四四九、七二八
七月	三、七三〇、一一四	一、七五四、三九一	五、四八四、五〇五
八月	四、五八三、一一九	三、一三八、〇九〇	七、七二一、二〇九
九月	四、〇六八、九四四	二、二五五、七七三	六、三二四、七一七
十月	四、八九八、六〇四	三、五九四、五二四	八、四九三、一二八
十一月	五、〇三八、七九三	二、〇六三、一二五	七、一〇一、九一八
十二月	五、七四三、七三七	二、四〇八、九七五	八、一五三、七二三
計	六二、七二六、二九一	二三、三四八、〇一九	八五、〇七四、四一〇

二、歲入狀況

(一)關稅概要

本政府は中國に於て最も富有なりと稱せられる長江流域三省を治下に持ち、特に中國第一、世界有數を誇る大上海港を門戶として發展し來つた土地柄であり、その海關稅收は極めて巨額を示し來つたのである。大上海港に於ける其

の概況は別章「華中經濟の再建」に於て記述する處であるが、從來上海そのものに於ける列強の勢力は常に角逐しつつあるも、勢力の中樞は常に上海海關を中心に發展した英國が把握し、歷代政府の如何とも爲し得なかつた處である。然し乍らこの海關の動向こそ、中國が早急に財政策を確立し得るや否やの分岐點であり、且つ新政府の存在性を強調し得るか否かにあつた。

卽ち本政府は成立以來友邦の絶大なる援助を得て、上海々關を中心とする稅務機關の接收に努力し、二十七年五月三日遂にさしもの難問題たりし上海々關の接收を爲し、李建南を上海々關監督に任命したのである。この一事こそ單に本政府の財政確立の基礎を成したのみならず、黨政權にも重大なる財政的打擊を與へた事に外ならないのである。

右は次長
右は財部鵬左
は次長沈
爾昌

そも〳〵中國の關稅率は二十一年以來累次の引上げにより、其の均衡を失してゐた點尠しとしなかつた。依て本政府は臨時政府と步調を共にし、暫定的措置として二十七年六月一日**修正關稅率暫行條例**を公布し、曾つて民國二十年の稅率をメートル法單位で踏襲實施したのである。右は單に暫定的措置の限度を出ず極めて不充分であり、且つは關稅行政の一般商工經濟に及ぼす影響も甚大であるに鑑みて、これの改正を意圖し、舊黨政權時代の制度を參照して**海關稅則委員會**を組織し、調査、研究に着手し來つてゐた。

茲に華中に於ける關稅收入狀況を略記すれば、上海が全國貿易の過半を占め事變前の收入月額二千萬元を超過しつゝあつたにもかゝはら

ず、事變後の二十七年度は僅かに三四百萬元を保持するに過ぎなかつた。爾來本政府はこの收入增加並に確保に意を用ひた爲、漸次治安の回復と相俟つて增加し、二十八年度には月額八百萬元を得るに至つた。依て之を外債擔保基金として保存したのである。將來治安の回復に伴ひ、南京・鎭江等の重要地點にも海關の開始を見るものとすれば、その收入の增加も亦著しく、政府歲入に於ける關稅收入の地位は更に重視せられるに至るであらう。時に去る二十八年六月の法幣の暴落並に七月十九日華興券の對英六片維持の決定を見るに至つて、政府は海關收入の保全及び華興券の流通促進の見地よりして關稅の華興券建徵收を實施することゝし、同年九月一日江海關監督に命じ、華興券に依る關稅徵收を開始したのである。本件の實施に伴つて、從來の徵稅銀行であつた中央銀行が非協力的態度を明示した爲に本政府は海關監督に命令して友邦正金銀行を之に代り徵稅事務を委托させる事とした。

(二)統稅概要

統稅は關稅と共に從來中國の財政上に重要なる地位を占めて居た。本政府も成立するや直ちに各地の徵稅機關を接收したのであるが、其後收入實績も比較的順調に進み、政府歲出の大部分は本稅收に依り賄ひ得る狀況となつた。卽ちその機關接收に關しては二十六年十二月先づ上海九江路所在の、黨政府財政部稅務署駐滬辦事處を接收したのを始めとして、治下の各稅務署を漸次接收し、上海大沽路に**蘇浙皖稅務總局**を創設してこの所管に屬せしめ、總局長に邵式軍を任命したのである。同總局は當時存在した稅務署並に統稅局を合併したものであり、組織も大體に於て舊黨政府時代のものを踏襲してゐる。同機關に於ける徵稅種目は統稅の外に菸酒稅・鑛產稅・印花稅等にして課稅物件及稅率は其の儘從前通り採用し、その課稅は棉絲布・紙卷煙草・葉煙草・葉卷煙草・燐寸・セメント・麥粉・アルコール

洋酒・麥酒等の物件に對して施行せられつゝある。

統稅收入に關しては二十七年一月七日從來の稅率を以て徵稅事務を開始したのであるが、當初工場の破壞又は閉鎖したるもの甚だ多く、且つ反動分子の策動等の影響によつて多額の稅收は期待し得なかつたのであるが、漸次治安の回復により急速な工場商舖の復興を見るに至り、其の納稅額も漸增し現在に於ては政府財源の中心を爲すに至つてゐる。卽ち二十七、八年度に於ける統稅收入は左表の如くに好成績を擧げてゐる。

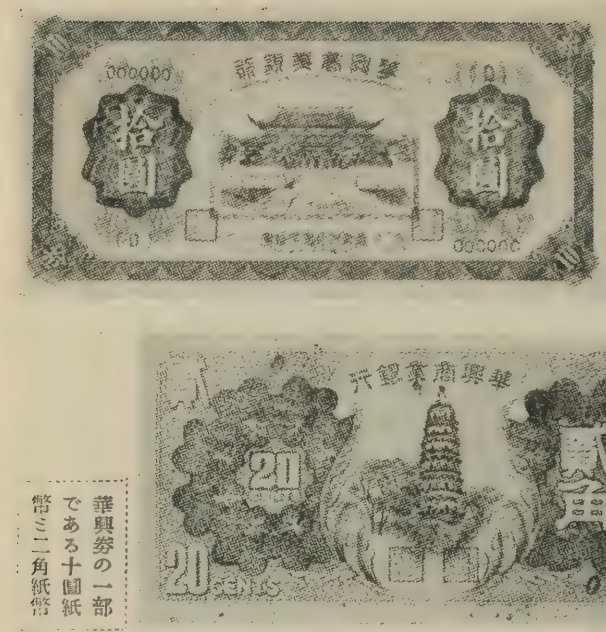

華興券の一部である十圓紙幣と二角紙幣

月割	民國二十七年	民國二十八年
一月	——	五、一七五、六七九
二月	八八二、九六六	五、〇八二、二〇六
三月	二、三一〇、二七七	五、一九七、八三七
四月	一、八四〇、六八一	四、九九二、五五二
五月	九六七、二七〇	四、一三〇、一八六
六月	一、四五九、五四二	五、〇五二、八九九
七月	四、三八七、八三三	三、七七二、六四七
八月	三、六二九、五四八	五、三七〇、二七四
九月	四、〇六五、一七二	五、二一〇、一一三
十月	四、一〇三、七五九	四、八四四、八八二
十一月	四、三四〇、五一八	五、六八四、四六九
十二月	四、六〇六、三七一	——
計	三三、五九三、九三七	八七、一五七、六七〇

然し乍ら華北華中の各新興政府の樹立に伴ひ、統稅の附加に關しても

生産地課税主義と消費地課税主義とを相互に實施したる結果、重復課税の弊を生じたので、政府はこの調整及び民衆負擔の輕減を圖る目的の下に華北臨時政府と協定し、統税の徵收は生産地主義に依り之を實施し、消費地主義の併用に依る二重課税の建前は二十七年六月以降之を廢止する事とした。

(三)　鹽稅概要

鹽稅は關稅、統稅と共に財政上重要なる地位を占むるものであり、且つ鹽の國民生活に於て占むる重要性より考へるも、鹽政の運行は眞に影響するところ甚大なるを痛感する。殊に在來我國の鹽制は非常に複雜を極め、稅率の如きも全國各地區々に定められ何等一定する處がなかつた。依て本政府は成立以來銳意鹽制の確立に努力し來つたのである。

鹽務機關に關しては二十七年三月上海極司非路所在の松江鹽務管理局を接收し、**蘇浙皖鹽務管理局**の名稱を付して華中の鹽務機關の中樞とし其の後之を**鹽務管理局**と改稱し、廳舍も北四川路に移轉させたのである。卽ち前記管理局を實行機關として鹽務機關の簡易化に努め、治下の鹽場及主要都市である上海（松江）・杭州（兩浙江）・楊州（淮南）蕪湖（皖岸）・海州（海州）・南京・蚌埠・十二圩の分局及辦事處を統轄してゐる。

その販賣に關しては事變以來華中に鹽の製產が無かつた爲に、鹽稅收入も殆んどなかつたが、鹽自體が生活必需品である性質に鑑みて、二十七年四月舊來の鹽務業者を糾合して茲に通源鹽業公司を設立し、配給の圓滑化を圖つたのである。

當時は未だ治安全からず、之に參加するもの蘇五屬鹽商會、淮鹽運用公會、淮北義成鹽業等に過ぎなかつたが、同公司等は極力鹽の配給の圓滑を期し營業を續け來つた。然し乍ら資本力が充分でなかつたので二十八年六月この資本

を強化すべく德源實業公司を設立して鹽制の確立を圖り、海州鹽の配給、增產の爲には二十八年四月資本金五百萬圓の中日合辦の**華中鹽業株式會社**を設立した。目下同社は蘇浙皖三省內各都市に漸次支店を設置し、海州鹽田の開發、復舊に當り、其の配給成績も向上の一路を辿つてゐる。

茲に問題となるのは私鹽取締事項であるが、現在鹽の配給は通源鹽業公司をして實施させつゝあるも、其の營業地域範圍は概ね本政府治下に限られ居る狀態であり、一路賣上高の增加を辿るも、華中全體の消費量に比すれば微々たるものに過ぎず、殘餘の分は私鹽の橫行に委せてゐる狀況である。政府としても私鹽の多い事は鹽稅收入を枯渴せしむるだけでなく、蔣政權游擊隊、又は匪賊に資を與へる結果となり治安の恢復を遲滯せしむるが故に、この撲滅には各區鹽務管理局に**緝私隊**を併設しその取締に當らせ、將來益々同隊の充實に勉めんとするものである。

三、金融狀況

事變勃發以來華中一帶の金融狀況は著しく梗塞を來し、戰後の經濟復興に重き桎梏となつた一面、舊法幣の準備金は黨政府の戰費に消耗せられ、其の基礎は益々不安の度を加ふるに到つた。

斯かる事態を緩和救濟し、且つ民衆を安んじて經濟的に活動せしむる爲に、本政府に於ても純經濟的金融機關の急速な設置を要したのである。然し乍ら華中に於ける複雜多岐な國際性と貿易性とに制約、阻害され、容易に實現に至らなかつたが其後之に對處して愼重研究を重ねた上、二十八年四月**華興商業銀行暫行條例**を公布し、之に基き翌五月先づ外國貿易金融を計る爲に**華興商業銀行**を上海に設立した。

本行は資本金五千萬圓、本店を上海に置き、初代總裁としては當時財政部長であつた陳錦濤を之に任命し、同行に

銀行券發行の特權を附與し、且つ二十八年十月に國庫金出納事務を委囑して設立主旨の徹底に當らしめた。元來此の華興券は貿易通貨としての建前よりして自由に外貨との交換に應じさせ、政府の收入、政費の支出及び確實なる產業金融に對しては、極力本券を使用せしむる事とした。その結果、創立以來一ケ年足らずして二十八年十二月末のその發行額は正貨準備に基くもの五百餘萬圓、外に補幣券若干の流通を見るに至つてゐた。海關收入に對しても接收當初は法幣による關稅納入を認めて居たのであるが、法幣價値の下落に伴ふ海關收入金保全の爲、二十八年九月以降本券建による納入に改め華興券流通の促進に努めた。

本券は當初對外價値に於て民衆の利益を圖り法幣と同價値として操作し來つたが、蔣政權の財政惡化に伴ひ法幣の對外價値は下落の一路を辿つてゐる爲、民衆の購買力擁護の見地よりしても早急にその對策を必要とし、二十八年七月十九日華興券の對英價値を六片と定め、茲に法幣との連繫を離脫し獨自の價値を保有するに至つた。

卽ち中央に於ては前述の如く華興券建を主として着々健全な發展を遂げつゝあるも、地方に於ては事變前の金融機關が殆んど逃避し、更に庶民金融機關としての錢莊も悉く休業閉鎖せる狀況にあつた爲に、地方金融、庶民金融の道全く杜絕し不便を極め、ひいては復興上にも多大の支障があつた。依て政府は地方金融の發達指導の爲に華興商業銀行をして地方の主要都市に分支行を設置せしめた結果、現在に於ては既に南京・杭州・蘇州・蚌埠に分支行を有するに至つてゐる。然し乍ら華興銀行のみを以てしては地方金融の保全も期し得なかつたので、更に純地方的金融機關設置を計畫し、一般庶民金融機關として蘇州に蘇民銀行、蚌埠に安民銀行を設立し、地方金融の圓滑な發達に萬全を期したのである。

「蘇民銀行及び安民銀行の構成內容は左の如くである。

	蘇民銀行	安民銀行
本店所在地	江蘇省蘇州	安徽省蚌埠
資本金	華幣　五〇萬元	華幣　五〇萬元
	一株華幣五〇元、二分ノ一拂込	一株華幣一〇〇元、二分ノ一拂込
幹部職員名	理事長　盛幼庵	理事長　傅君實
	常務理事　傅遠湛　王汝宋	常務理事　周文瑞　李息龍
	理事　朱志毅　陸尙義	理事　盛幼盆　朱旭初
		戴南薰　陳希平
	監事　王百平　潘壽彭	監事　倪篤慈　單直民
		王宗敏

かくて一般民衆の復業するもの多きを加へ、安居樂業するに從つて幾分の樂觀を爲し得るに至つたが、時あたかも地方に於ては銅元券缺乏し、庶民は生活上に多大の支障を來して居た。依て政府は至急小額補助貨を鑄造すると共に、二十八年十月暫定處置として地方財政廳に銅元代用券の發行を許可し、一面銅元基金委員會を設け之れの指導統制に從事せしめたのである。

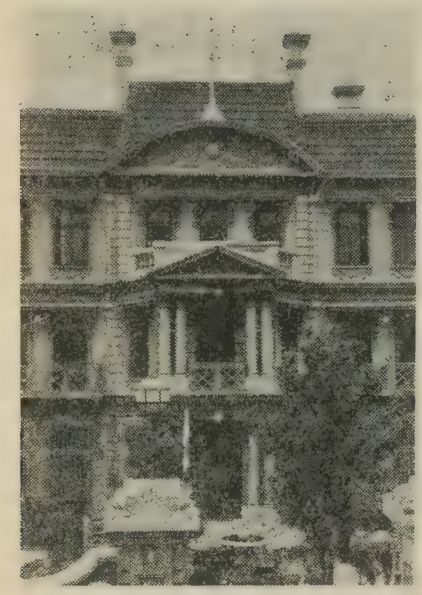

華興商業銀行本店の偉容

四、營業稅の決定

政府は從來各省市區々に亙り賦課徵收されて居た營業稅の統合劃一を圖るため、二十八年十二月營業稅暫行條例を制定公布し、民衆負擔の平衡を計つたのである。卽ちその營業稅暫行條例の要點を示せば左の如くである。

營業稅暫行條例

第一章　總　則

第一條　營業稅ハ地方ノ收入トシ本政府ニ屬スル各省及ヒ特別市ノ區域內ニ於テ商業ヲ營ム者ハ總テ本條例ニ依リ營業稅ヲ納付スヘシ

第二條　營業稅ハ營利ヲ目的トスル事業ニ對シ之ヲ徵收ス但シ農業ハ此ノ限リニ非ス前項ノ規定ハ一定ノ營業場及製造所ヲ有スルモノニ限リ物品ニ對シテハ課稅スルコトヲ得ス

第三條　（以下略）

第二章　稅　率

第九條　營業稅ノ稅率ハ左ニ揭クル二種ノ課稅標準ニ依リ各省政府又ハ特別市政府夫々土地ノ情況及營業ノ性質等ニ基キ適宜ニ之ヲ定ム

（甲）營業總收入金額ヲ標準ト爲スモノハ左ノ三級ニヨリ徵收ス

第一級　千分ノ一・五　　第二級　千分ノ二

第三級　千分ノ三

（乙）營業資本金額ヲ標準トスルモノハ左ノ四級ニヨリ徵收ス

第一級　千分ノ一・五　　第二級　千分ノ二

第三級　千分ノ三　　第四級　千分ノ五

第十條　以下略

第三章　稽　徵

第十二條　營業稅ヲ年期又ハ月ニ分チテ徵收セントスル省又ハ特別市政府ハ各其ノ情況ニ基キ適宜ニ之ヲ定ム但シ短期商業ハ一回ヲ以テ徵收スヘシ

第十三條　營業總收入金額ノ計算ハ一ヶ年ノ總收入金額ヲ以テ標準トス其ノ徵收ヲ每期每月トスルトキハ一ヶ年ニ納ムヘキ稅額ノ平均ニ依リ算定スヘシ

第十四條　營業稅ノ納期ハ定期トシ納期ノ月ノ一日ニ開始シ其ノ月ノ末日ヲ以テ納期限トス　（以下略）

第四章　免　稅

第二十二條　營業稅ハ營業總收入金額ヲ以テ課稅標準トナストキハ其ノ總收入金額カ每月總計百元ニ滿タサルモノハ免稅トシ營業資本金額ヲ以テ課稅標準トナストキハ其ノ資本額五百元ニ滿タサルモノハ之ヲ免稅トス

第二十三條　維新政府及地方政府ノ運營ニ係ル公共事業ハ營業稅ヲ免除ス但シ官民合辦ノ事業ハ此ノ限リニ非ス

第二十四條　營業ヲ目的トセサル合作社及貧民工廠等ニ對シテハ營業稅ヲ免除スルコトヲ得但シ營業稅徵收機關ニ於テ調査シ手續上不完全又ハ虛僞ノ申告ナルコトヲ發見シタルトキハ

此ノ限リニ非ス

第二十五條　政府ニ於テ取引所稅ヲ徵收セル取引所ニ對シテハ各省市ハ其ノ營業稅ヲ徵收スルコトヲ得ス

第二十六條　政府ニ收益稅ヲ納付セル株式會社組織ノ銀行ニ對シテハ各省市ニ於テハ其ノ營業稅ヲ徵收スルコトヲ得ス

第二十七條　農具製造又ハ之カ販賣ヲナスモノニ對シテハ營業稅ヲ免除ス但シ他種ノ物品ノ販賣ヲ兼營スルトキハ其ノ兼營スル營業ニ對シ營業稅ヲ徵收ス

第二十八條　（以下略）

五、貨物移出稅徵收總辦事處及各徵收所の狀況

總辦事處（二十八年二月廿八日設立）

本處成立後江陰下流の各港口に十五ケ處の徵收所を設立し、更に張黃港・新生港の兩所を增設した。然し曩に設立せる夏港口・楊林口・牛洪港の三所は治安不安定の爲に、業務を繼續する能はずして之を撤廢す。又江北の各徵收所は二十八年四月四日より暫時徵收を停止、五月一日に至つて原狀に復す。又賑捐徵收章程に規定する十九種の出口貨物は何國の商品何國の商人を論ぜず免稅する能はずと通達す。因に徵收開始より十二月の末に至る迄の徵收額は八十二萬八千餘元近在なり。

上海稅關吏の執務

江陰所（二十八年三月十五日設立）

本所は從來其の收入極めて多額なりしが、間も無く十二月に至つて江陰縣公署は出入貨物の手數料の徵收を開始し、且つ本所上流より同地に運輸し來る出口貨物賑捐の徵收に制限を加へし爲、稍々收入に減少を來した。

澄浦鎭所（二十八年三月十二日設立）

本所の出口貨物は米を主とし、賑捐徵收開始以來運輸は殆んど岸邊を廻り通過する爲に、其の稅收多からずと雖も業務は

周密に續行しつゝあり。

白茆口所（二十八年三月十五日設立）

本所は元其の地位最高級であつたが、徵收開始後は出口貨物が少く、爲に其の徵收額も擧らず、十月より中等に改めるに至つた。

七了口所（二十八年三月十八日設立）

本所の出口貨物は只零細なるものばかりにして多量の出口なく、收入も甚だ少く最も多き月に於て僅かに四百元餘なり。

天生港所（二十八年三月十日設立）

本港出口貨物は猪鹽肉・猪毛・豆類等が其の主なるもので徵收開始以來成績頗る好況、各港の冠をなして居たが、四月四日命により徵收停止し五月一日より原狀に復した。

任家港所（二十八年三月十日設立）

本港は曾つて六、七の兩月封鎖され、出口貨物も最初より多からず。

十一圩港所（二十八年三月十七日設立）

本港は時折匪徒の襲來あり、爲に主任及辦事員等は緊急の場合民船を雇ひて暫時天生港に避難する現狀なり。

新港所（二十八年五月一日設立）

本所以前その地位内等なるも、徵收開始以後は事務繁忙にて從來の人員にては不足を感じたる爲、五月より甲等に列し、事務員四名を增派せり。同港の出口貨物の數量は極めて大なるものあり。

八圩港所（二十八年四月一日設立）

只民船により運輸する零細なる貨物に對し徵收するに過ぎず。

瀏河口所（二十八年三月廿四日設立）

出口貨物は皆道を廻り上海に運輸し、本所に納稅手續を採らめ爲、稅收極めて少し

青龍港所（二十八年三月十八日設立）

本所は前海門三廠市に設立したものであるが、五月に至つて本港に徵收を開始、同時に海門縣公署に分收處を設置してとが協力に當らしめた。

新生港（二十八年三月廿六日設立）

本所徵收開始後は成績頗る良好であつたが、現在は幾分減退の狀況にある。

張黃港所（二十八年三月廿六日設立）

本所の情況は新生港と略同じなり。

張家口所（二十八年三月十五日設立）

長江を往來する商船は本港に停泊せざる爲に貨物の出口も無く、五月三十一日護漕港に移設す。

護漕港所（二十八年六月二日設立）

本所は張家港より移設せるものであるが、治安良好ならず且後江陰城内に移轉して事務を執る事となれり。

第六章　綏靖部施政概況

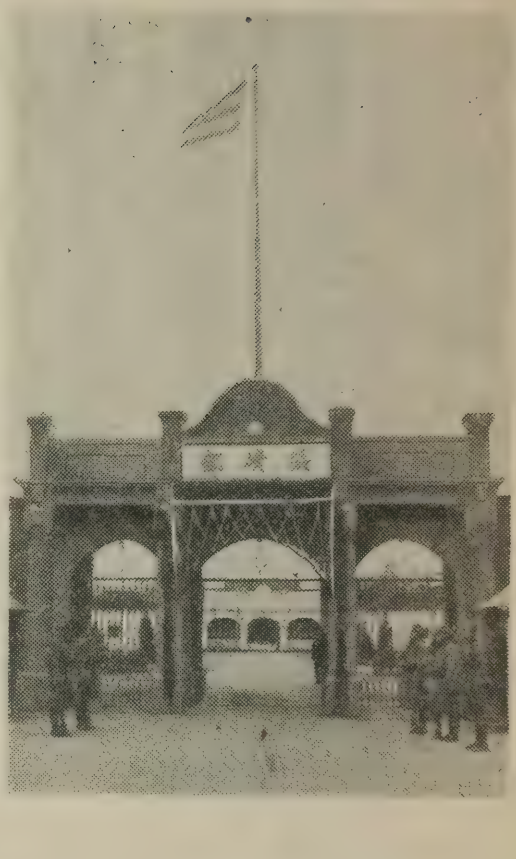

幹部職員名

部長　任　撫　道

次長　黃　其　興

參事　何　燮　桂

同　楊　紫　候

同　汪　鳳　飛

參議　張　仲　楹

陳　文　凱

參謀兼警備總隊長　任　祖　萱

軍務司長　黃　保安司長　陳　祖　曉

經理司長　俞　水巡司長　許　建　廷

軍政總執法處長　徐　麟　祥

兵器修理所長　任　恩　瀚

被服廠長　魏　景　棋

軍官學校總隊長　陳　炎　生

軍士教導隊々長　徐　湘

水巡學校教育長　吳　福　康

同　教務主任　李　森

水路局長　周　冷

中華民國維新政府組織大綱及各部官制通則ニ基ク綏靖部ノ組織職掌左ノ如シ

一、綏靖部ハ全國地方ノ綏靖事務ヲ掌理ス

二、綏靖部ハ地方最高級長官カ本部主管事務ヲ執行セル時ハ指示監督ノ責ヲ負フ

三、綏靖部ハ主管事務ニ對シ各地方最高級行政長官ノ命令或ハ處分ニ違法又ハ越權行爲アリト認ムル際ハ行政院會議々決後之ヲ停止或ハ撤廢スルコトヲ得

四、綏靖部ニ左記ノ各司ヲ置ク

（一）軍務司　（二）保安司

（三）經理司　（四）水巡司

五、本部ハ前條各司ノ外情勢ニ應シ各部官制通則第六條ノ規定ニ依リ司乃至附屬機關ヲ增置或ハ裁併ス（以下略）

一、綏靖區の整備

(一)　地區の決定

東亞の黎明既に明け今や友邦は百萬の大軍を海陸空に馳驅して大陸を制し、黨軍を邊境地區に逼塞せしめ、東亞新秩序建設の大業は既に根幹を形成しつゝある。斯くして我が新生中國も所信に從ひ友邦と協力して、地方治安の確立に全力を傾注しつゝある。

本部は建軍茲に二年、此の間友邦軍の協力指導下に其の軍容を整備すると共に、上海・杭州・廬州・蚌埠・高郵を五邊とせる地區内に於ける掃蕩戰に從事し、黨軍を討伐すること數十回、常に勇戰健鬪以て逐次所期の實績を擧げつゝある。これ卽ち更生中國の國基を强化するに止まらず、東洋永遠の福祉を招來し、世界平和の爲、寄與するところ大なるものあるを信じて疑はない。

本部は四圍の狀況を顧慮の上、建軍當初に於て先づ、蘇浙

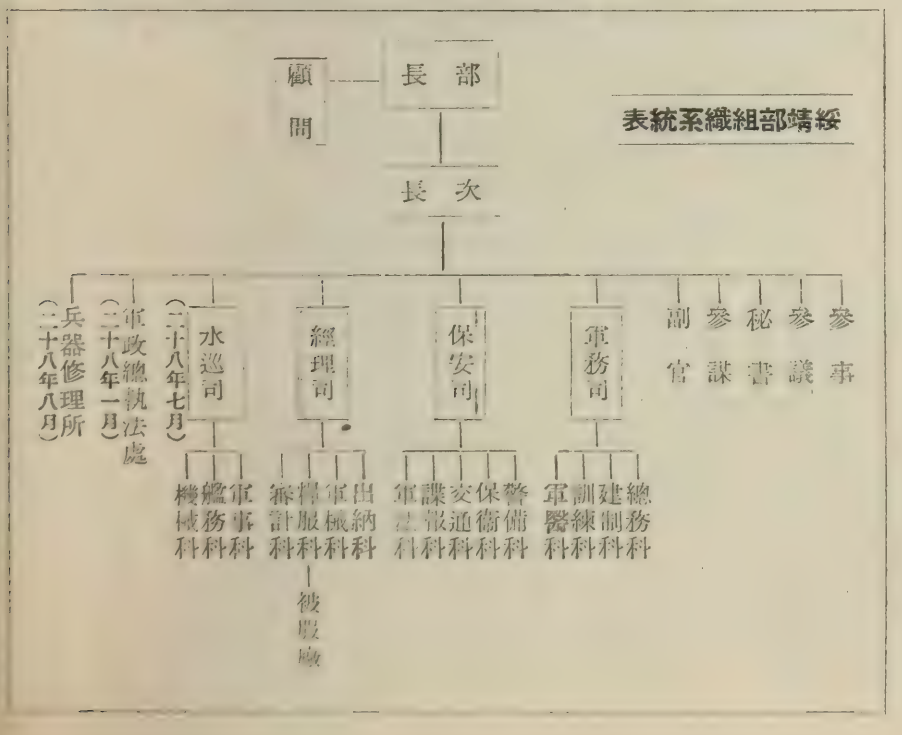

二省を綏靖第一工作區と定め、逐次擴大の方針によつて左表の如く、五綏靖區と淮南靖鄉隊とに區劃したのである。

建軍當初に於ける綏靖隊區分表

區名	司令部所在地	司令官
第一區	嘉興	徐樸誠
第二區	蘇州	龔國樑
第三區	長興	何海明
第四區	常熟	徐鳳藻
第五區	楊州	熊育衡
淮南靖鄉隊	蚌埠	沈席儒

即ち以上の各隊は我が維新政府の軍隊として、日々嚴格な軍規の下に、質實剛健を旨として訓練を實施し來つた結果、建軍日尙淺きに拘らず在來の蔣黨軍を優に凌駕するの實力を養ひ得た事實こそは、本政府の最も意を强うし他に誇るに足るところのものである。其の後幾度か部隊の改編增設をした結果、內容も著しく整備して、兵力も建軍當初の約三倍に增加し、次表の如く配備せらるゝに至つてゐる。

(二) 淸鄉工作の展開

現勢綏靖區分表

民國二十九年二月末現在

地區名	司令部所在地	司令
警備總隊	南京	任祖萱
杭州地區隊	杭州	徐樸誠
蘇州地區隊	蘇州	龔國樑
常熟地區隊	常熟	徐鳳藻
無錫地區隊	無錫	程萬軍
南京地區隊	楊州	熊育衡
蚌埠地區隊	蚌埠	沈席儒
廬州地區隊	廬州	王占林

綏靖部次長黃其興

鼠賊化した黨敗殘兵は各地に分散態勢を取り治下の攪亂を圖つてゐるため、その被害は極めて甚大である。依つて本部は二十七年五月以來、土匪游擊隊の淸掃を開始し、その掃匪戰は同年九月末日迄に既に二十數回に及んでゐる。その內塘橋騰、油車港

等に於ては多數の土匪を捕捉し、彼等が奪取貯藏してゐた糧秣を收納してこれを地方救民の資に供し、金家莊・滙樂鎭・太平橋・章堰・紀王廟・天馬山等に於ては土匪數百名を殲滅せしめて、その首領王伯英・張三保・壬玉麟・錢登情等十餘名を捕虜とし、又各種の山積した武器彈藥食料等を沒收したのである。今や地方の治安は逐次喜ぶべき狀態に至りつゝあるも、黨軍は游擊戰に最後の死力を盡し、地方攪亂に努めつゝある。今や本政府の治下に於ては大戰禍ながらも壓政なく、安居樂業への大いなる道に前進してゐる。卽ちこれを尙不安なく進展せしむる爲には各地治安の安定が第一である。依て各地の綏靖・警察を一意强化してゐる爲、最近多數の投降者が我が綏靖部隊及友邦軍下に投降しつゝある現狀である。二十七年十月以降一年間に於て投降し來れる者、旣に三萬餘に達してゐる。政府は之等の投降者に對しては、相當期間の訓練を經たる後、改悛の情ありと認めたる者に對しては、各地に設立しある綏靖訓練所に入所させ、二ケ月に亘る訓練を施してのち綏靖部隊に編入し治安工作に從事せしめて居る。但し歸鄕を希望しつゝある者に對しては之を聽許し、鄕里に於て農事其の他の生產事業に從事せしめてゐるのである。

二、綏靖部隊の活動

(一)　本部隊の戰闘概況

黨軍の無謀なる焦土戰術に禍され兵火中華の全土に及び、民衆は敗殘兵の游擊戰に呪はれて、慘禍と苦惱は言語に絕するもの

綏靖部隊戰闘狀況一覽表　自民國二十八年一月　至〃〃十一月

地區隊名	戰闘回数	參加延人員	我損害 戰死	我損害 負傷	敵損害	鹵獲品
常熟地區隊	五	四六	四 拉致 一六	三	遺棄死體 四 死傷 四〇	自動小銃 一 拳銃 一 小銃 一 實藥 若干

があつた。

その間にあつて本部隊は建設未だ日尚淺く、且つ兵力に於ても寡少ではありながら、友軍協力のもとに祖國の再建と民衆の福利の爲めに敢然として、頑敵の掃蕩に努力し來つたのであつた。而も常に有利な戰鬪の實績を殘し來つたが、今その主なる戰鬪の二、三を述べるに先立ち、その實例として二十八年度分の戰鬪狀況表を玆に揭ぐ。

各地の綏靖部隊に配給する衣糧品

無錫地區隊	七	一、〇〇一	七	一	遺棄死體 三二 重輕傷多數（土民ノ言）	小銃 一一 小銃彈 三三〇 軍艦 五
南京地區隊	一四	三五二	三 行方不明 一六	四	遺棄死體 一九七 捕虜 五七	大刀 三八 小銃 二六 小銃彈 四七六 手榴彈 三五 チェッコ機銃 一 大砲 二 被服類 一〇〇
蚌埠地區隊	二	一、三七七	六	六	遺棄死體 五 死傷多數 捕虜 三六	MG一・小銃四一・手榴彈四〇・槍一・青龍刀一・馬三・糧七、〇〇〇袋
盧州地區隊	四	二六〇	四	二	遺棄死體 三〇 捕虜 一〇	野砲 一 大刀 六五 小銃 三四 拳銃 五 小銃彈 二六三〇 手榴彈 一二 電話器 一 被服類 多數
杭州地區隊	五	二二三	七	六	遺棄死體 一三〇	LG二・MG一・小銃八・手榴彈一〇・小銃彈三、〇〇〇
蘇州地區隊	二	不詳	一五	三	推定數 數十名	ナシ

（二）蚌埠地區、全椒に於ける戰鬪

金椒駐屯の第一區王占林部隊第六中隊は民國二十八年四月二十六日以來友邦軍と共に同地の警備に、或は陣地の構築に寧日無かつた。偶々五月一日午後十時三十分新四軍汪心森の指揮する約一、五〇〇餘の敵は、全く我れを包圍し四周より襲撃し來つた。殊に我が綏靖部隊第三分哨正面には敵の主力（四〇〇を下らず）が攻撃し來つた爲、指導官は直ちに中隊長に第三分哨に增援を命ずると共に、部隊を抵抗線に就かせ各分隊長を指導激勵應戰に努めた。依て中隊長は直ちに機を逸せず、分隊長以下二〇名を第三分哨に增加救援せしめた。

敵は頗る頑強にして後退せず、故に增援部隊竝に各分哨は至嚴なる警戒を以て夜を徹す。翌二日、拂曉に至るや敵は我軍の綏靖部隊なることを認め「來亡國奴漢奸操儞媽子的屁」等大聲罵倒し、次で敵の將校（部隊長らしきもの）第三分哨前約七、八十米附近に現れ「我們保良民、中國人不打槍、東洋人要打槍、吾方に來らば兵一人に對して二十元、分隊長には百元を給す」と甘言を以て誘惑せんと試みた。此に於て第三分哨分隊長以下二十九名は各自、銃器を天空に向け全く敵意なきを示した。敵は之を見て徐々に近接して約三十米附近に達す。我は機至れりとして俄然猛射を浴せ敵十三名を射殺、二十名の負傷者を續出させて、之を南方に擊退した。時に午前十時であつた。

一方他の各分哨正面にも多數の敵が攻撃し來つたが、能く應戰擊退に努め午前十時三十分戰鬪時間實に十二時間にして之を南方に擊退した。

敵戰死傷約　一〇三、　鹵獲品　手榴彈　四〇、　我方戰死　三、　負傷　二、

（三）南京地區、仙女廟三板橋附近の戰鬪

二十八年八月十三日、楊州仙女廟討伐隊六十五名（內友邦軍二十八名）は、午前二時仙女廟の西方三板橋に大刀會匪約六十名が民船三艘に便乘し侵入しつゝありとの報に接し、直ちに出動攻撃し忽ち五名を射殺す。敵は我が攻撃に周章狼狽して遂に船で河北に退却を企てたが、綏靖隊歩哨は之れをよく發見し、手榴彈を投じて各船を轉覆させ、河中に飛込んだ匪賊は一々射

殺した。

敵損害　遺棄死體　五、　流失死體約　四五、　鹵獲品　小銃　五、　小銃彈　一八五、　大刀　一二

捕虜　孫王昆外四名　　我方損害なし

（四）　盧州地區、雷麻店附近に於ける戰鬪

盧州駐屯第一大隊は警備隊部隊長の區處下に在り、雷麻店附近に蟠踞する百三十八師・四一四旅・第八游擊縱隊等の根據を覆滅すべく、二十八年十月十九日午後八時三十分盧州を出發、先づ馬大郢に移動し二十日夜半敵の前進陣地である吳山口に向兵を以て急襲した。

討匪に出發する綏靖部隊

吳山口占領に引續いて暗夜雷雨の惡路を前進し、二十一日午前七時その一部を以て周新圩を、主力（友邦軍を根幹とす）を以て大雷沖（游擊隊司令部所在）を急襲し、之を潰滅した。主力は尙追擊北上して雷麻店を猛攻し殘敵を西方に潰走せしめ、更に主力を反轉して周老圩附近一帶に分駐して居た百三十八師の一部約五〇〇及第八・第十三游擊隊（約六〇〇）を攻擊したのであるが、敵は陣地に據つて頑强に抵抗し、綏靖隊は主力の左第一線部隊として展開猛攻し、午後五時三十分周老圩に突入した。

この時當中定指導官は敵の右翼を包圍すべく陣頭に立ち指揮奮戰中、頭部に貫通銃創を受けて壯烈な戰死を遂げた。又上等兵催與雲、翟文甫の二名は奮戰中敵彈に殪れ、孫天福は肩部より胸中に貫通銃創を、催新甫は大腿部に貫通銃創を受け共に立つ能はずして收容せられた。

掃蕩が夜に入るや彼我混淆して亂戰狀態に入り、綏靖隊は敵の彈藥二箱を鹵獲し、同夜同地に露營し二十三日午後七時盧州に歸還したのである。

綜合戰果　敵損害　遺棄死體　一八三　捕虜　一

鹵獲品　野砲　一　小銃　二〇〇　小銃彈　二、〇〇〇

青龍刀　六五　電話機　一　軍衣　多數

我方損害　友邦軍戰死　九　馬　六　負傷　一七　綏靖隊　戰死　指導官　一
兵　二　負傷　兵　二　馬　二　行方不明　一

（五）陳部長暗殺事件に關する本部隊の活動

陳外交部長租界で暗殺さるとの報入るや、二月二十一日緊急臨時議政會議及び中日治安關係當局會議を開催し對租界方針を決定、直に有力なる綏靖部隊及び警察隊を租界の四圍に配備し、直ちに所要の活動を開始した。尤も租界問題の實質的折衝は從來屢々友邦陸海軍當局と租界當局との間に行はれつゝあつたが、政府は本問題に對しては獨自の自主的見解を以て、租界周圍の封鎖を斷行したものである。

尙其の間の狀況に就ては三月三日綏靖部當局より發表せる左の談話が如實に示してゐる處である。

政府の對租界方針決定に依り、綏靖部隊は目下續々有力なる兵力を上海方面に異動集結中であり、先發隊は既に指令せる目的地○○に到着した。綏靖部隊は現地友邦日本軍と密接なる連絡をとり、萬事遺漏なきを期してゐる。今後の行動如何は一に租界當局の態度如何により決するが、救民救國防共和平に邁進しある我維新政府の施政を妨害する國共不逞分子の跳梁に對しては、斷じて本部の假借せざるところである。

更に部長任援道は六日付綏靖部布告第五號を發すると共に萬全を期したのである。

三、軍教方針と施設

（一）綏靖教育の方針

綏靖部隊現下に於ける教育の主眼は、友邦軍と協力して維新政府管內の治安・警備の任を完遂せしむるに在る。之

が爲精神教育に重點を置き、特に中日提携及び防共陣強化、東亞の趨勢、維新政府の主義政綱等を徹底せしむることに努めつゝあるのである。卽ち教練・陣中勤務・軍範を友邦軍より採り、周到な計畫の下に基礎教育に努め、共に守備・警戒・討伐等に際しては直ちに之を應用實行し得べく教育しつゝある。

又綏靖軍は建國の本旨に從つて軍事訓練を受けると同時に、人格の陶冶を要し、品性の向上も亦忘る可からざる事である。黨軍の最近に於ける甚だしき紊亂を目のあたり觀察するにつけ、本軍に於ても綱紀の肅正は重大なる要素である。依て二十八年一月本部は軍政總執法處を設置するに至つた。

友邦日本よりの軍艦譲受式

將校教育に對しては軍の根幹たる可きによつて、特に此點に重きを置いて德性を養ひ、指揮能力を向上すると共に、反共興亞の先導者たるの資格を附與するに努めその育成向上を圖るために、二十八年四月七日部内に**將校訓練班**を開設し、高級參謀任祖萱を主任に任命した。

綏靖部將校訓練班

本班に收容すべきものは、綏靖各部隊の現役將校及び文官士兵中より選拔したるものにして、第一期生二百四十名を有してゐる。教授科目は思想の統一を目的とするもの、並に軍事・學術・技術等で、之を六ヶ月に亙り訓練す。尙、操典、要務令も近く發布せらるゝ運びに到つてゐる。

(二) 軍官學校本校の開設

軍官學校は本校及分校たる軍士教導隊に分ち校長は綏靖部長、教育長及辦

公廳主任は綏靖部次長が之を兼ねてゐる。

本校は初級將校たるに必須の人格及學術を習得せしめ將來綏靖軍の中堅たらしむるを目的とする。之が爲關係方面各機關協力のもとに五百十一名の應募者中より三百二十六名を採用し十二月一日開校した。爾來綏靖將校教育の主旨に從ひ重點を精神教育に置き、教練、戰術、日語に多くの時間を配し一年間の修學練磨の結果、二十八年十一月末三百三名の卒業者を出し、之を軍士教導隊に見習士官として入隊せしめたのである。

本校に於ける組織系統左の如し。

軍官學校組織表

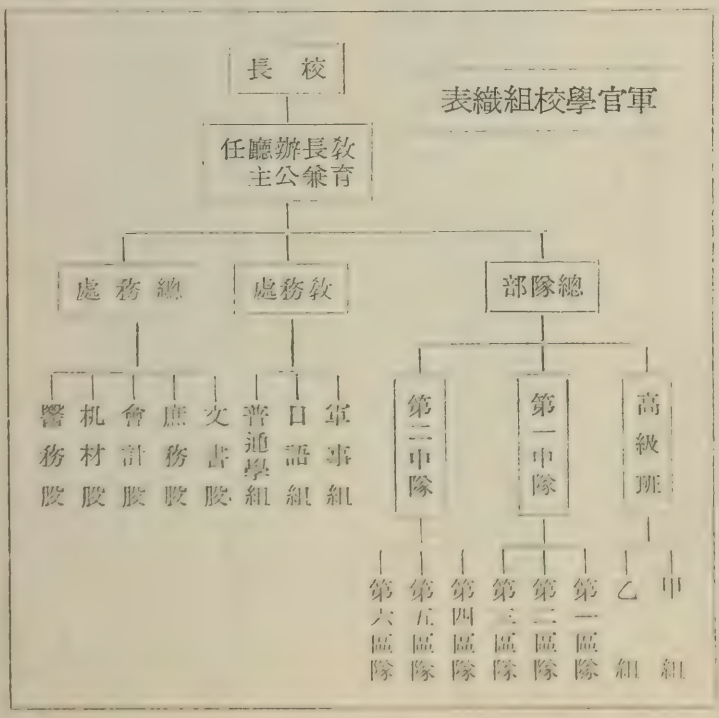

(三)　軍士教導隊の創設

綏靖部は夙に軍士教導隊の必要を認め舊工兵學校を修理增築し、二十八年十一月中旬先づ各綏靖地區隊より勤務兵四六〇餘名を召集、同下旬軍士候補者一、二七〇名を簡抜入校せしめ十二月一日教育を開始した。入隊せる見習士官は六ケ月間在隊教練及び實務の訓練を受くるものである。

軍士候補者の教育は十ケ月（但し第一回は六ケ月）にして將來下級幹部の中堅として必要なる德性を養ひ、實務に關する學術を練磨し併せて反共興亞の精神を附與するを以て目的とするものである。

軍士教導隊の組織は下圖の如くである。

四、水上警備の進展

(一)各機關の開設

治下各地共臨水地帶は極めて多く、蘇浙兩省は外面太平洋に接し、蘇皖兩省を貫いては世界隨一を誇る大揚子江あり。三省は悉く大小運河、クリークによつて四通八達し物資はその大部分をこれによつて運輸してゐるのである。あたかも人體に於ての血管の如き感がある。これに於てこそ華中繁盛の源は礎かれ、今後への發展も他地方と異つて早急な復興を豫期されてゐる。然し乍ら各地共未だ治安靜謐ならずして、匪賊の出沒、抗戰部隊の擾亂多く、困却を極めて居る處である。依て一面に於ては黨軍作戰を壓伏せしめる爲の早急な運輸機關及び通路の確保を要し、他面に於ては諸民の安居樂業への道を促進せしめる爲に水上治安の要は缺く可から

長江上に儼たる水上の警備

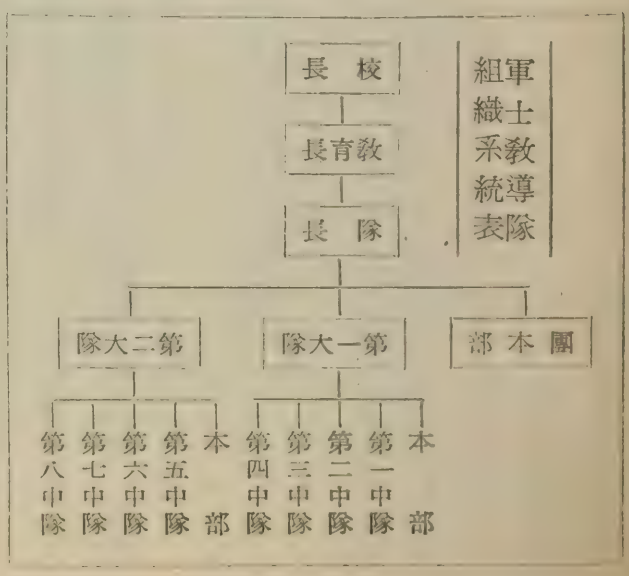

ざるものである。

抑々本政府治下水警部面に於ては外海面に於て強力なる友邦の海軍艦船封鎖あり、内長江に於てはこれも友邦船艇の警備あるを以て、本政府は靖水部面に關して二十八年七月一日部内に水巡司を開設して、許建廷を司長に任命し、所要の艦艇及び基地を整備した。

もつとも治下水警部面に於ては絶對不動の友邦海軍が協力して、外沿海を封鎖警備し内長江を守りつゝあるを以て、本政府は内河・運河・クリークの治安を擔當し、長江を主とした江河灣の要衝に船艦を配備して友邦の指導下にその任に務めてゐるのである。その爲には去る二十八年十二月友邦海軍より艦艇の讓渡を受け同月二十一日讓受式を行つた。尚同年八月一日には水路局を開設して周冷を局長に任じ、水路測量、水路圖誌の刊行、航路標識の管理、浚渫等、華中の水路事業の確立を圖りつゝある。

（二）水巡學校の設定

水上治安の維持は緊急缺く可からざるに鑑みて、當初より水巡隊を設立せんとしてゐたのであるが、何分にも黨海軍潰滅の後を承けて之が根幹となる可き艦艇も要員もなく、その着手は頗る困難であり、種々對策を考究中であつた。

其後漸くにして二十八年三月七日に至り水巡隊を整備するに及んで本校設立の具體的計畫も決定し、友邦海軍援助の下に水巡學校及附屬訓練所の開設準備に着手し、同年五月一日士官講習員豫定者二十七名、甲種練習生豫定者三百名を杭州・蘇州地區綏靖部隊より派遣を受け、考査の上甲種練習生のみを百十一名採用入校させて事實上の開校をし

たのであるが、更に五月二十日志願者百十六名中より甲種練習生四十八名を、乙種練習生を志願者六十九名中より四十五名採用し、茲に二十八年六月一日開校式を擧行した。

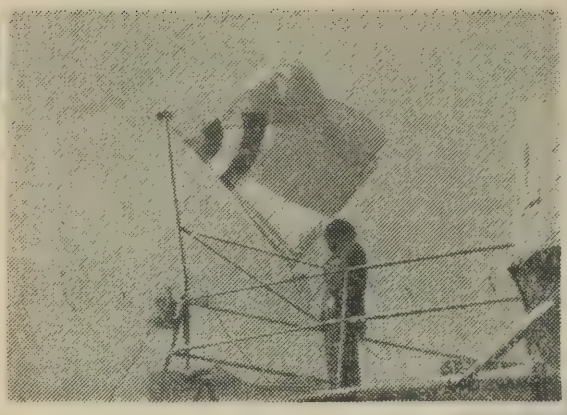

江上に輝く軍艦旗ミ綏靖軍官學校

本校は其後益々充員して全力を訓練に擧げ七月十五日百十二名、十月一日百五十名の乙種練習生を入校せしめた結果、八月三十日には甲種生八十七名の卒業生を見、十二月二十日乙種生百五十五名の卒業生を出し、無錫・閔行・南京等に於て實習に從事せしめつゝあるのである。

五、衞生組織の充實

部内に衞生部を置くと共に衞生材料補給庫を設置し、且つ軍官學校・軍士教導隊・水巡學校・被服廠及各地區隊、其の他直屬機關に各々醫務所及び診療所を備へさせ、傷害・惡疫に對處しつゝあるが、一面部隊に配する衞生教育に關しては、將校には機會教育を主とし、衞生部下士官には地區隊毎の計畫を樹て、共に友邦軍と緊密な協調の下に實施しつゝある。

特に後者に對し二十八年八月以降、日系衞生指導官と各地區警備隊と協議の上、衞生兵教育並に養成の計畫を樹立したのである。尙材料方面に於ての整備には、建軍以來醫藥費の交附により自由購入の法を採つてゐたが、之に關する法規のない爲に種々の支障を來してゐた。依て二十八年八月之を中央に

於て統轄し、本部直屬機關及び各地區隊用衞生材料の整備計畫を完了し、現品交附制度に改めると共に戰鬪用衞生材料（戰鬪醫扱同醫嚢、急救箱・擔架及び此の搭載自轉車）の制定、並に材料補給修理の爲、衞生材料廠を設置する事となり、その間暫定的に衞生材料補給庫を部內に設置したのである。

尙醫務衞生の運行に關しては軍の編成裝備に基いて、暫行的主旨に基く法規の立案を了し、目下公布準備中であるが、その主なるものは左の如くである。

一、綏靖部隊傳染病豫防規定
二、綏靖部隊身體檢查規則
三、綏靖軍人傷痍疾病死亡者處置規則
四、綏靖軍病院組織章程
五、綏靖軍病院附屬附設衞生士養成所規定

六、兵器及被服施設の開始

本政府は戰禍の裡に創建したる爲に、各方面の物資は悉く黨軍のために處置され、軍需品及びその製產工業施設の如きは完全に破壞され華中より姿を消してゐた。

爲に政府成立以來本部の管掌內に於てはその器材・銃砲・彈藥・藥品等悉く友邦の援助に仰ぎ、その運用方面に關しても、友邦の世界に誇る技術の協力指導下に抗戰勢力と鬪ひ來つたのであるが、地方のやゝ小康を取戻すに及び軍需品生產、修理も亦缺く可からずして之に對處する事となり、二十七年十二月本部及び各地區に兵器修理所を開設し、兵器の修理・加工・改善に努め來つたのである。

又被服に關しても二十八年四月南京華僑路に被服廠を設置して軍需への要求に應じつゝあるが、現在施設のみをもつてしても尚兵員への新調配給には餘力を存する狀態にある。

七、第三區司令楊將軍の陣歿

(一)故楊安心の人格

掃匪第一線に立つ綏靖部隊歩哨

綏靖部隊は建設後未だ日淺しと雖も、我が故楊安心司令の如き忠勇剛毅の將軍を有する誇りを持つてゐる。

楊將軍は浙江省南潯の產、二十七年六十三歳であつた。性豪俠にして自らの利害に走らず、元來淺學なれども天性直觀を以つて人を誤らず、理道を云はずして道は自ら明らかであつた。衆人はこの人格を尊んで其の門下に馳せ參じたもの數百人の多きに達したのである。

彼は一度び蔣介石の排日方針を知るや決然として慷慨し、身を以つて中國民衆の前途を憂へたのであつた。

安心は民國初年、江蘇省靑浦の緝私（私鹽取締警察）隊長を振り出しに、游巡隊長等を歷任した。民國十六年に至つて蔣政權の爲す處をみるに、黨政は次第に自己の見解と相容れざるものが有るに及んで、自ら進んで職を辭し、上海に寓居を構へて數年に及んでゐた。斯くて在住中靑浦の人士は安心の俠

道を喜んで往來を重ね、附近住民は勿論、遠く浙江省住民に到るまで彼を慈父の如く敬慕し、衆望を一身に集めてゐた。特に青浦に於ける彼の存在は實に偉大なるものであつて、恰も土着人士と相契りたる感があつた。

爾來、民國二十一年江陰に於ける緋私營第九大隊長、翌二十二年蘇浙兩省漁業保衞團督察長、二十三年吳淞巡察大隊長、二十四年福建討軍司令部參謀等を歷任した。

其後二十六年七月七日蘆溝橋に續き八月十三日上海に戰火勃發し、戰禍の漸次西移するに及んで決然奮起し、膝下に馳せ參じた壯年五百餘名を引具して二十七年三月友邦軍に協力を誓ひ、以て眞正中國建設の人柱たらんことを自ら願つたのである。又旬日にして我が維新政府が華中に成立するや、本部は安心の人材を認め、之を蘇浙綏靖第三區副司令に任じたのである。其後益々信任を厚ふして第三區司令に昇任せしめられた。其の間安心は青浦に司令部を設置し、所信に從つて反共滅蔣運動の急先鋒となつた。此の時縣下に蟠踞横行してゐた匪賊・敗殘兵の勢侮る可からざるものあつて、到る處に殺人掠奪暴行を恣にし、被害は極めて甚大であつた。依つて安心は同志を率ゐて四方に奔走し、盜匪の撫綏に全力を捧げ、漸くにして數ケ月後安寧の日を得たのである。これ一に安心の報國精神の賜であり、全縣人士は皆厚く其の勳を稱讃したのである。

(二) 安心司令の陣歿

斯くて八月二十七日突然游匪は朱家角鎭を襲擊し、狼籍は言語に絶した。爲に住民は再び彼の出馬を願ひつゝあつた。

卽ち午後十二時第三區司令部青浦綏靖隊は、青浦の支隊たる朱街閣支隊（當時警備兵力八〇〇）より「當支隊は目

下匪襲を受け應戰中なり」との飛電に接した。依つて楊司令は直ちに參謀長及顧問を召集し、早朝を期して增援隊を出動せしむ可く決定し、二十八日午前四時三十分楊司令以下顧問五名、兵一五〇名は小舟十二艘に分乘して、朱衙閘に向つた。

青浦よりの距離四〇〇〇米の地點に達するや匪賊の急襲あり、依つて直ちに攻擊隊形を以つて之を反擊し、彼に大損害を與へたるも、敵匪は逐次增援し來つて敵の兵數約四〇〇〇以上に及び、輕機關銃及び迫擊砲を備へて頑强に抵抗し、衆を恃む敵匪は遂に我が隊の司令部を包圍し猛攻し來つたのである。其の間楊司令及び、各顧問はよく部下を督勵し、抗戰將に四時間餘に亘り敵に莫大の損害を與へ、尙もよく勇戰を續けつゝあつた。

時に不幸なる哉最前線で指揮してゐた楊司令は頭部に二發の敵彈を受け、其の場に戰死したのである。斯くて兵員は直ちに楊司令の死體を後送せんとしたが、何分敵匪との距離近々六、七十米に接近し居り、且つ我軍は彈丸既に盡き匪襲を擊退するに術なく、止むなく血淚を振ひ楊司令の遺骸を小溝に安置し、上部を稻を以て覆ひ最後の應戰を試みたのである。されど敵は益々猛擊し來り本軍の損害も次第に多く、爾後空しく全滅の期を待つのみの狀態となつた爲、止むなく一方の血路を開き淚を呑んで後退したのである。

斯くて日沒を待ち楊司令の遺骸收容隊を派遣したるもその遺骸は原位置になく、八方手を盡したが遂に發見し得るに到らず、依つて收容隊は止むなく本隊に引き揚げたのであつた。

依つて本政府は故楊司令の勳功を賞し左の如き布告を出した。

故綏靖第三區司令楊安心ハ秉性忠勇ニシテ才略人ニ過キソノ職ニ任シテ以來匪賊集團ノ搜査討伐ニ就キ著シキ勳功ヲ立テタリ

今般青浦縣朱家角地方ニ於テ共產黨匪賊數千名ノ侵略ヲ受ケタルヲ以テ該司令ハ直チニ部下ヲ引率シ進擊突貫、敵ヲシテ靡カサシムルニ際シ不幸敵彈ヲ受ケ戰死シ國家ノ爲犧牲トナリタルハ甚タ痛惜ニ堪エサル處ナリ依テ之ヲ褒奬シ簡任官ノ例ニ照シ特ニ弔慰藉金五萬元を給與シ之ヲ其ノ遺族ニ交付ス以テ幽魂ヲ慰メ而シテ激勵スルモノナリ

身は司令の地位にありながら挺身第一線に立ち、反共興亞の先驅として遂に新中國のために殉じたのは痛ましき限りであつた。茲に我等は楊司令の志を繼ぎ奮勵し更に速かに剿匪の效を擧げ、司令の犧牲をして意義あらしめんことを期するものである。

附、本部重要月歷

民國二十七年三月　○綏靖部成立。任部長就任す。
四月　○上海新亞細亞ホテルで事務開始
○蘇浙綏靖第一・第二區成立
五月　○蘇浙綏靖第三・第四區成立
六月　○新上海中心區に事務所移轉
九月　○綏靖部南京移轉
○次長高冠吾轉出、黃其興就任。
○第一乃至第五區綏靖隊司令部駐紮地及各縣の管轄を規定せらる。
十二月　○綏靖軍官學校成立

民國二十八年一月　○安徽省駐紮綏靖隊管區を定む。
○軍政總執法處成立
五月　○水巡學校開校
○綏靖部隊編成及配置改定
七月　○水巡司、水路局成立
九月　○杭州・常熟・無錫・蚌埠地區綏靖部隊秋季檢閱實施。
十月　○蘇州・南京地區隊の秋季檢閱實施
十一月　○軍士教導隊成立
○友邦より艦艇の讓渡を受く。

第七章　教育部施政概況

中華民國維新政府組織大綱及各部官政通則ニ基ク教育部ノ組織職掌左ノ如シ

一、教育部ハ全國教育行政事務ヲ掌理ス

二、教育部ハ地方最高級長官カ本部主管事務ヲ執行セル時ハ指示監督ノ責ヲ負フ

三、本部ハ主管事務ニ對シ各地方最高級行政長官ノ命令或ハ處分ニ違法又ハ越權行爲アリト認ムル際ハ行政院會議々決後之ヲ停止或ハ撤廢シ得

四、本部ハ左ノ各司ヲ置ク

(一)總務司　(二)高等教育司　(三)普通教育司　(四)社會教育司

五、本部ハ前條各司ノ外情勢ニ應シ必要アラハ各部官制通則第六條ノ規定ニ依リ司乃至附屬機關ヲ增置或ハ裁併ス（以下略）

幹部職員名

部長　顧　澄

次長　王　脩

參事　徐　蘊知

同　汪　郁年

同　施　文治

同　吳　復生

秘書　張　素康

同　袁　毓麐

同　張　文煥

同　張　漢偉

總務司長　張　泰

科長　李　廣眞

同　劉　琅珊

同　潘　壽恒

高等教育司長　裘　汝濟(代)

科長　愈　義範

同　陳　紓周

同　邵　浣

同　王　錫寅

普通教育司長　吳維中　同　朱學俊　張行健　陳彥通　裘汝濟
科長　陶泰基　同　王錫賓　吳熙悌　朱鉦　陸錫君
同　徐邦浩　督學　薛邦邁　陳傑　蔡鼎　黎哲宏
同　錢伯賢　同　趙如珩　程淯　劉貽謀　王正邦
社會教育司長　徐公美　同　王德欽　霍蔚圻　蘇瓊春　施啓明
科長　張華　同　楊健威　田逸　顧寶垾　余丙東
同　張千里(代)　同　孫澤民　吳翔慶　季鼎麟　崔建才
同　黃炎　編審委員　奚庸　葉志儒　許仲威
專員　顧洵　孫振　葉秉衡　孫庭昌　陳理源
同　愈義範　童玉民　賈恩溦　趙翰綸

一、教育部の成立

民國二十七年三月二十八日政府成立せられるや、本部は行政院隷下に所屬して組織せられ、同年六月廿一日政府諸機關の南京移轉に伴つて南京舊市政府内に設置せられ、別に上海市中心區舊博物館内に駐滬辦事處が設置されて、主要な業務は專ら駐滬辦事處に於て執掌する事となつた。

初代部長陳則民が江蘇省長に就任後、内政部長陳羣が本部長を兼任、次長に顧澄就任し、其後陳部長が内政部を專掌するや顧次長は部長代理となり、更に部長に進んで、一層本部編制の改革擴張をみて、部員も百餘名にと倍加されるに至つた。卽ち本部廳舍は九月二十六日南京市山西路田中英庚款委員會跡に移り、全職員も南京に移轉、上海には新たに駐滬辦事處を北四川路に設置し、教育業務の本格的活動をみるに至つた。

二、教育主旨及實施方針

政府政綱第七條により

教育主旨　ハ中國固有ノ道德文化ヲ本トシ世界ノ科學知識ヲ吸收シ以テ理智精粹體力强健ナル國民ヲ養成シ從前ノ矯激ナル教育怪奇ナル學說ヲ根本的ニ廓清ス

と規定し、これによつて國民政府の黨化排日教育を排撃したが、二十七年五月二十五日當時の部長陳羣は今後の教育方針及び制度に關して「根本方針としては東亞の固有文化發展を目標とし、そのために世界の科學知識を吸收採擇して思想の健全化に努め、教育の向上に重點を置く。學校制度は小、中、大學の三つに分け小學校は初級四年、高等二年、中學校は別に區別なく五年とし、日本語を必須課目にする。尚男女別により幾分教育指導上の區別も生ずるであらう。唯根本精神としては友邦の如き堅實なる主義をモツトーとし、女子には往年の良妻賢母教育を施すつも

教育部新廳舍

教育部組織表

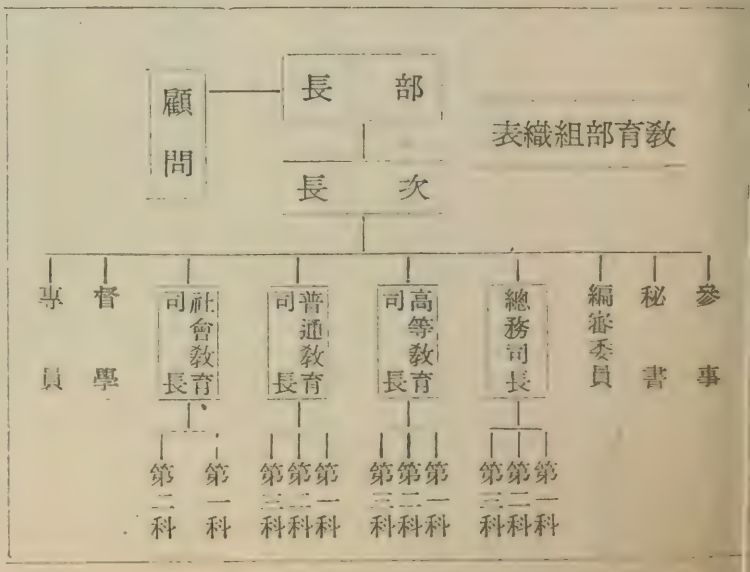

りである。現在の如き狀態では、前途に幾多の困難も豫想せられるが、九月以降は種々の事項も本格的に實施し、維新精神の實現を見る事も出來るであらう。又新しき綜合大學の開設も內定してゐるが、これは南京又は上海に設立する豫定である。教授に關しては從來教職にあつた者で科學其の他技術方面の者は別としても、思想方面に關する限り嚴選するつもりである」と言明した。

續いて同月三十日左の如く**教育方針**を決定、公布すると共に本部に於ては直ちにその具體案作成に着手し、同年八月十九日の議政會議に提案し、その實施方針を決定の上、政府の文教に臨む態度を明示した。

教育方針

維新政府ノ教育ハ中國固有ノ道德文化ヲ恢弘シ廣ク世界ノ科學知識ヲ採リ理智純粹ニシテ體力強健ナル國民ヲ養成スルヲ以テ方針トス

中華民國二十七年五月三十日

行政院長　梁鴻志
教育部長　陳　羣

教育實施方針

一、大學教育ハ純粹科學ノ研究ニ重點ヲ置ク　高等專門教育ハ實用科學ノ研究ニ重點ヲ置キ專門知識ト技能トヲ養成シ並ニ國家社會人トシテノ健全ナル人格ノ養成ヲ爲ス

一、普通教育ハ歷代聖賢ノ言行ヲ根據トス　國民道德ノ基礎特技ヲ培養シ以テ生產力ヲ增進スルヲ主要目的ト

ス

一、師範教育ハ國民教育ノ根本タリ　故ニ最モ適切ナル科學教育ト最モ嚴格ナル心身ノ訓練トヲ以テ一般國民ノ道德及學術上ノ健全ナル師範タルヘキモノヲ養成スルノ必要アリ依テ可能ノ範圍内ニ於テ獨立ノ施設ヲナス

一、社會教育ハ學校教育ノ補助トス　國民ニ國際情況ヲ認識セシメ善隣ニ親シムノ道ヲ深カラシメ同時ニ近代都市及ヒ農村生活ノ常識家庭經濟改善ノ技能等公民トシテノ資格ヲ具備セシメ又公共事業森林公園等ノ保護ノ習慣ヲ養ヒ養老災害豫防互助ノ美德ヲ養成セシム

一、男女教育ハ機會均等トス　女子教育ハ特ニ健全ナル德性陶冶ニ力ヲ注キ良妻賢母ノ特質ヲ保護シ良好ナル家庭生活及ヒ社會生活ノ建設ヲ計ル

一、各級學校及ヒ社會教育ハ同時ニ國民體育ノ增進ニ力ヲ注ク　其ノ目的ハ民族體力增進ニアリ以テ健全ナル精神ノ鍛鍊ヲナシ規律ニ服從スルノ習慣ヲ養成ス

一、中國ハ農ヲ以テ立國トス　農ヲ弘ムルニハ農業教育機關ト産業界ト常ニ緊密ニ連絡シ以テ積極的施設ヲ圖ル要アリ凡ソ農業生産方法ノ改善農民技能ノ增進農村組織ト農民生活ノ改善及農業科學知識ノ普及農民生産消費合作ノ促進等ニ全力ヲ以テ之カ發展ヲ圖ル　卽チ教育部ハソノ教育方針ニ明示セル如ク中國固有ノ教學ヲ復興シ國

南京市の國立模範中學校

民政府ノ十年來ノ黨化排日教育ヲ一掃シ新教育ノ再建ヲ目的トス

三、中・小學教育の再建

前黨政權の教育方針は文學教育に偏して普通教育の普及充實を閑却し來つたゝめ、本部に於ては根本的に此の缺陷を匡正して教育の徹底を計る事とし先づ小學教育から着手して次に中學、大學へと及す事とした。

卽ち諸學校の回復に關しては中・小學の再建より着手して小學法・小學規定・中學法・中學規定以下中・小學教育に關する法規を改正、新たに教員俸給に關する規定、教育資格並に檢定に關する條例等を制定公布すると共に、事變中毀損した管下中小學校の校地、校舍等に關する調査を實施、更に中・小學々制に關しては小學に從來の四・二制卽ち初級小學四年、高級小學二年制を暫行する事とし、中學は三・三制卽ち前の初級中學三年、高級中學三年の兩段階制を廢止して一律に修業年限を五ケ年と定め、特に中學を普通中學と實業中學に分け、從來の準備教育としての中學教育課程を排し學校過程の單軌制、教育の實用化、竝に機會均等を計る事とした。

教育部では更に二十七年五月以降各省市より管內に於ける小學教育の狀況を調査報告せしめると共に中・小學校回復に關する備案を本部に提出させ內容の伴はぬ學校の增設を統制しつゝある。

私立中・小學校に關しては私立學校規定を制定公布し、その設立經營に關しては總て主管教育機關に備案許可を得せしめる事によつてこれを統制し、經費、施設の不備なるものは極力再開を許可しない方針である。

四、各省市小學校統計表

（二十九年度第一學期現在）

省市	學校數				學級數								教職員數			學生數			經費		
	公立	私立	總計	幼稚園	初級				高級			總計	男	女	總計	男	女	總計	每月經費數		臨時費
					一年級	二年級	三年級	四年級	計	五年級	六年級										
江蘇省	七〇四	二三〇	九三四	三六	六五三	五六八	五八一	四二六	二、一六四	二四七	一七〇	四一七	二、五八一	二、七七〇	一、二四五	四、〇一五	八七、〇三〇	四三、三五九	一三〇、三八九	九五、一九五・五二	二一、六二八・六六
浙江省	七九	四	八三	八	八六	七二	六八	七三	二九九	三七	三九	七六	三七五	三四〇	二一六	五五六	一一、二三九	五、三八二	一六、六二一	一三、七二二・二一	一、二八六・一〇
安徽省	八三	一二	九五	四	九三	八四	七四	六一	三一一	三三	二三	五五	三六六	四五七	一五八	六一五	一〇、六二三	四、〇六八	一四、六九〇	二、〇八八・六〇	三三、四七一・一四
南京市	四〇	四	四四	一	八〇	六八	五五	四六	二四九	三三	二八	六一	三一〇	三七七	一六九	五四六	一七、二九九	六、九六七	二五、六二三	一九、六五四・五〇	—
上海市	八三	—	八三	八	一四七	九八	七一	五八	三七四	三五	二一	五六	四三〇	五一四	一三六	六五〇	一九、二九六	六、三二六	二五、六二三	三六、六三一・三三	—
杭州市	七二	四六	六八	五	七九	六二	五九	三九	二三二	三七	二一	五八	二九九	二七六	一五一	四二七	六、九九六	六、三〇四	一三、三〇〇	一四、二七八・〇〇	八、〇五〇・〇〇
合計	一、〇一二	二八六	一、二九七	六二	一、一二八	九五二	八四五	七〇三	三、六六三	四二二	三〇三	七三五	四、七二四	二、〇七五	九五一	六、八〇九	一四五、五一五	七二、四〇六	二一七、九二一	一八一、五七〇・〇六	六四、四三五・九〇

數二(元)二	總計	一二六、八二四・一八	一五、〇〇八・三二	三五、五五九・七四	一九、六五四・五〇	三六、六三一・二三	三、三八・〇〇	二四六、〇〇五・九六

備註

一、當塗縣に於ける各學校は複式制を採用中であるため、これを學級細目に記入する事が出來ない。依て同欄の總計に於てのみ加入し、初級總計に於て三十五級、高級總計に於て十級の增加を見てゐる。

二、公立小學に市立短期小學校三十級あるも、分班教授程度であり各々が同等でない。故に初級、高級兩欄中にも總計中にも加算してゐない。

三、私立小學は目下調査中であるため之を記載せず。

四、短期小學校は三十校、生徒二、六七七人あるも、その級が分別してゐないため之を計上せず、但しその經費一、四一〇元は本表に加算してある。

五、各省市中等學校一覽表

蘇浙皖三省中等學校總計表

（二十九年度第一學期現在）

省	校數	學級數					教職員數			學生數			每月經費(元)	
		一年	二年	三年	四年	五年	計	男	女	計	男	女	計	經常費	臨時費
江蘇	六三	一一三	五九	三四	二三	五	二三三	九七五	一六六	一、一四一	六、四一四	三、一三七	九、五五一	七六、二四九	一八、二六〇
浙江															
安徽															

縣別	立別	校名	所在地	校長	新制或舊制	學級數 一年級	二年級	三年級	四年級	五年級	共計	教職員 男	女	共計	學生數 男	女	共計	每月經費 經常費	臨時費	備註
吳縣	省立	蘇州中學	蘇州草橋	姚八龍	新	三	一	一	一		七	二	二	四	三〇四		三〇四	二、四四〇元		
同	縣立	吳縣中學	古吳路	吳逸人	新	三	一	一	七		一二	三	一	四	二六一	四二	三〇三	一、四〇〇		
同	私立	崇范中學	范莊前	唐言	新	三	二	一	一		八	二	一	三	二四	一五九	一五九	一、三九一		
同	同	安定初級商科職業學校	新學前	楊龍保	舊	一	一	一			三	九		九	四八	一二	五九	二三七		
同	同	育英女子中學	南顯子巷	張建初	新	一	一	一			三	二		二	一四	八五	八五	六〇〇		
太倉	省立	太倉中學	痘司堂巷	錢星撥	新	二	一	一	一		五	二五	四	二九	一二四	四〇	一六四	二、四〇〇		
常熟	縣立	常熟中學	書院弄	殷懋仁	新	二	二	一			五	二九	五	三四	一六〇	一〇四	二六四	一、〇九七		
同	私立	民德中學	據樹弄	沈煜	新	三	二	一	一		七	二五	三	二八	一七三	七四	二四七	二、一八七		
同	同	補習社																		
丹徒	縣立	丹徒中學	西府街	吳滌樓	新	三					三	一七	四	二一	一一三	七三	一八三	一、〇六四		本期概報未著
同	同	職業補習學校	范公橋	項祝民		二					二									
靖江	同	靖江中學	朝陽殿	陸灼然		一					一	九		九	一一	七三	一〇二			本期概報未著
青浦	同	青浦中學	縣學街	潘家駿		三	二	二			五	一五	一	一六	七三	四七	一二〇	一、一九五		
武進	同	武進中學	青果巷	何其焯		二	二				四	一九	三	二三	八五	八五	一七〇	一、一〇〇		
同	私立	滆化中學	縣學街	胡紹瑗		二	一				四	一三	二	一五	五八	二一	七九	一、一七〇		
南通	縣立	南通中學	中學堂街	保澧孫		四	二	一			九	二七	六	三三	二三九	一二六	三五五	二、九三九		
同	縣立	無錫中學	學前	朱倘忠		五	三	二	一		一二	三	一	四	五一八	六七	五一八	一、九五六		
無錫	省立	無錫工業中學		嚴亦和																本期概報未著
同	私立	聖德中學	將軍橋	賓樸		二	一	一	一		五	一	一	二	一七七	六七	二四四	五一八		
同	同	正風中學	學前	衛機平		四	二	二	一		一〇	二	一	二四	二三九	二八〇	五一九	一、三七六	一、三七六	
同	同	至善女子中學	西河頭	華光治		一	一	一			二	九	三	一二		七六	七六			

無錫	私立	道南中學	縣下塘	顧啓樂		一	一	|	|	|	二	[illegible]	|	一〇	八一	一三	九四	三〇五	|	
同	同	崇文中學	三皇街	顧緝武		|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	本期概報未著
同	同	積餘職業中學				|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	一三	|	|	同
同	同	國本補習社				|	|	|	|	|	|	|	|	|	三九	二〇	五九	|	|	同
同	同	大陸補習社				|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	
松江	縣立	松江中學	火車站	馬敬時		二	|	|	|	|	二	一三	一	一四	五四	一八	七二	五六五	|	
金壇	同	金壇中學	文昌宮	楊勉稱		二	一	|	|	|	三	一六	二	一八	九三	五七	一五〇	五五六	|	
江都	同	江都中學	羊巷	黃長才	新	二	一	一	一	|	五	一七	二	一九	一七二	四八	二二〇	八五〇	|	
江陰	同	江陰中學	中街	何家麟		一	一	|	|	|	二	八	二	一〇	五三	二五	八七	四四〇	|	
吳江	同	吳江中學	雷祖殿	周嘉麟		二	一	一	一	|	五	一三	二	一四	九〇	四五	一三五	八五二	|	
總計	校數 國立 | 省立 三 縣立 一四 私立 一四					五七	三二	二〇	一八	三	二二九	四二八	五一	四七九	三、六二七	一、五〇二	五、五三六	二六、八九八元	|	

註　本表は南京、上海兩市を含まず、之を別記す

浙江省

杭州	省立	模範中學	新民路	會文雋	新	三	一	一	|	|	五	三二	四	三五	一九〇	六八	二五八	二、八一〇元	|
吳興	同	湖州中學	天甯巷	胡叔珊	新	一	一	一	一	|	四	一八	六	二四	一三一	五三	一八三	一、九五二	|
嘉興	同	嘉興中學	荐橋河下	仲駿	新	一	一	一	一	|	四	二四	三	二七	一〇一	五七	一五八	一、四六八	|
嘉善	縣立	嘉善中學	朱家埭	葉漢章	新	一	|	|	|	|	一	六	|	六	二八	二三	五〇	二五二	|
海寧	同	海寧中學	硤石鎭	譚裕鄉	新	二	|	|	|	|	二	一三	一	一四	六〇	二七	八七	六一七	|
德清	同	德清中學	德清縣東二號	祭繼會	新	一	一	|	|	|	二	一二	|	一二	二一	七	二八	二八〇	|

杭州	省立	實業中學	銀洞橋	江磬	商科	二	一	─	─	─	三	二九	[illegible]	[illegible]	一〇六	二九	一三五	二、一七六	─	
總計	校數	國立 ─ 省立 四 縣立 三 私立 ─				二	五	三	二	─	二二	一三三	一七	一四九	六三七	三六二	八九九	九、五六五元	─	

註 本表は杭州市を含まず、之を別記す

安徽省

蚌埠	省立	模範中學	蚌埠	謝學霖	新	四	一	─	─	─	五	一八	─	一八	一〇六	一五	一二一	二、四八八元	─	
蕪湖	同	蕪湖商業中學	蕪湖東門大街	朱繡封	新	二	一	一	─	─	四	二四	二	二六	一一〇	三〇	一四〇	一、三九〇	─	
懷寧	同	懷寧中學				─	─	─	─	─	─	─	─	─	─	─	─	─	─	本期概報未着
滁縣	同	滁縣工業中學	滁縣東大街	馬屬延	新	二	一	一	─	─	四	一九	三	三三	七七	三七	一一四	二、四一五	─	
懷遠	同	懷遠農業中學	前北壇女子(城隍廟)小學址	胡建球	新	三	二	一	─	─	六	二四	三	二七	一三三	六八	二〇〇	二、四七一	─	
鳳陽	私立	崇正中學	大馬路天主堂	應屏國	新	一	一	─	─	─	二	一一	─	一一	四五	─	四五	四〇〇	一、二〇〇	
同	同	崇正女子中學	同上	金靖修	新	一	一	一	─	─	三	三	九	一三	─	七七	七七	一、六六六	五六〇	
總計	校數	國立 ─ 省立 五 縣立 ─ 私立 二				一三	七	四	─	─	二四	九九	一七	一二六	四七〇	二二七	六九七	一〇、八三〇元	一、七六〇元	

南京市

上海市

立別	校名	所在地	校長	新制或は舊制	學級數 一年級	二年級	三年級	四年級	五年級	共計	教員數 男	女	共計	學生數 男	女	共計	每月經費 經常費	臨時費	備註
國立	模範中學	珠江路竺橋	王錫賓	新	三	三	三	一	一	八	二九	一八	四七	三七	一	三七	一、〇〇七元	—	職員中の二人は教員を兼任す
同	女子模範中學	維新路	趙惠	新	三	二	一	一	一	八	三〇	三	三三	六二	三四	三四	一、〇〇七	—	
市立	第一中學	白下路	歐李撫	新	四	四	一	一	一	一〇	四四	—	四四	四六二	—	四六二	四、二六〇	—	
同	第二中學	鼓樓	楊九鳴	新	三	一	一	一	一	五	二三	三	二六	一六六	一	一六六	一、九四〇	—	
私立	鍾英中學	南捕廳	於筠秋	新	五	二	一	一	一	八	三三	五	三七	二四二	一六五	四〇七	一、六五三	—	
同	正始中學	昇平橋	陳羣	新	一	一	一	一	一	五	一三	二	一五	二四	一	二四	一、六〇〇	—	
同	安徽中學	昇州路	江洪杰	新	一	一	一	一	一	五	一三五	一	一五	四七	—	四七	一、五五四	—	本期概報未着
同	建業中學																		同
同	金陵女大附中																		同
同	滙文女子中學																		同
同	明德女子中學																		同
總計	校數 國立二 市立二 私立七				二〇	一三	五	三	二	四三	一九五	六一	二五六	一、二六八	四八九	一、七五七	一三、〇三〇元	—	

市立	模範中學	三林塘	嚴亦和	新	一	一				二	一九	一	二〇	八一	一八	九九	二、九一四元	七、〇〇〇元	臨時費は第一、二、三中學を包括す
同	第一中學	高橋	張文耀	新	一					一	一一		一一	一一	二	一三	一、九〇八	→	
同	第二中學	南市	干經武	新	一	一				二	一二	一	一三	七〇	四	七四	一、九〇八	八、〇〇〇	
同	第三中學	崇明東門外	陳祖鄉	新	一					一	二六	二	二八	九〇	二	九二	二、九七六	←	

王長次修

杭州市

總計		
校數	國立	
	市立	四
	私立	
總計		四三一一八六七四七一四六八一一四五八二九、七〇六、一五〇〇元

市立	杭州中學	皮市巷	王宇澄	新	六	二	二	一	一	一〇	三五	一五	四七	三六五	一五〇	五一五	一、一三〇、一五〇元
私立	希甫中學	橫河橋	河治平	新	一	一	一	一	一	二	一九	五	二四	七二	一八	八八	一、一一〇
總計																	
校數	國立																
	市立				七	三	一	一		一三	五四	一七	七一	四三五	一六八	六〇三	六、二四〇元
	私立	一															一、五〇〇元

六、新教科書の編纂

(一) 教科書編審委員會

教育刷新の根本として先づ新教科書を編纂する事となり、二十七年六月教育部に**直轄編審委員會**を設置して從來商務印書館・中華書局・正中書局・開明書店・世界書局等から刊行された教科書を蒐集、その内容に再檢討を加へて國共兩黨に亙るもの及び軍事訓練に關するもの、竝に徒らに過激で童心を煽動するもの等總て政府の教育方針に合致せざる教材を省き、また新たに上海市教育局編審委員會編纂の稿本類からも取材して、稿本を作成之を刊行した。同時に從來の教育部審訂制度を廢して中、小學教科書に關しては固定制度を採用した。

(二) 國定教科書

現行小中學校教科書は左の如し。

小學校

初級小學(四年制)　修身・國語・算術・常識の四科

高級小學(二年制)　修身・國語・算術・自然・地理・歷史の六科、各級とも前、後期用五十六種、別に音樂教本同三卷、日本語教科書同四卷

中學校

修身・公民・國史・英語・算術・代數・幾何・三角・中國歷史・外國歷史・中國地理・外國地理・生理・衞生・物理・化學・植物・動物・鑛物の各科に亙る教授稿本を編纂して、教科書並に教授稿本は現下の狀況に鑑み有料とせず、本部から各省市を通じて管下中、小學生徒兒童に無料で頒布してゐる。

(三) 新編審委員會

改定教科書竝に教授稿本は暫定的のものであり、更に學科課程標準に卽した編纂、新教育方針を一貫した教科書の必要から從前の編審委員會を改組、その機構を擴大して教科書を根本的に改革し、新規編纂を行ふため二十七年十月新たに**編審委員會規定**を制定、上海、北京より有力な編審委員を招致して、一部人員を整備すると共に編纂の準備を完了した。

新編の國定教科書

新編審委員會の任務は

一、國定教科圖書の編纂
一、民間出版教科圖書の審定
一、各國教科書及び參考圖書の選擇

なほ同委員會内部には各級學課々程標準起草委員會を設置してその充全を期してゐる。

教科書編纂上重要な問題は臨時、維新兩政府で各々教科書を編纂してゐる事である。これは華北、華中に於て環境、民情を異にし必らずしも劃一を要せぬ特殊性に歸因するものであるが、然し國民教育の普

及徹底には統一を必要とするが故に、兩政府でもこれが爲第六次聯合委員會で教科書統一問題を討議し、假令教科書は兩政府各個に編纂するもその根本に關しては相互に緊密な聯絡をとり、統一を計る事を申し合せた。

編審小學教科書一覽表

書名	型態	頁數	編纂年度
初級修身 第一册	四六判	三八	民國二十七年
初級修身 第二册	同上	三八	同上
初級修身 第三册	同上	三八	同上
初級修身 第四册	同上	三八	同上
初級修身 第五册	同上	四八	同上
初級修身 第六册	同上	四八	同上
初級修身 第七册	同上	四八	同上
初級修身 第八册	同上	四八	同上
初級國語 第一册	同上	五〇	同上
初級國語 第二册	同上	三八	同上
初級國語 第三册	同上	四八	同上
初級國語 第四册	同上	五四	同上
初級國語 第五册	同上	七八	同上
初級國語 第六册	同上	七八	同上
初級國語 第七册	同上	七八	同上
初級國語 第八册	同上	七八	同上
高級國語 第一册	同上	八四	同上
高級國語 第二册	同上	一二四	同上

（民國廿八年十二月末日現在）

書名	型態	頁數	編纂年度
高級國語 第三册	四六判	一〇四	民國二十七年
高級國語 第四册	同上	一三二	同上
初級算術 第一册	同上	三八	同上
初級算術 第二册	同上	三八	同上
初級算術 第三册	同上	三八	同上
初級算術 第四册	同上	三八	同上
初級算術 第五册	同上	三八	同上
初級算術 第六册	同上	三八	同上
初級算術 第七册	同上	三八	同上
初級算術 第八册	同上	三八	同上
高級算術 第一册	同上	七二	同上
高級算術 第二册	同上	六六	同上
高級算術 第三册	同上	六四	同上
高級算術 第四册	同上	六六	同上
高級地理 第一册	同上	四二	同上
高級地理 第二册	同上	四六	同上
高級地理 第三册	同上	四八	同上
高級地理 第四册	同上	五八	同上

高級歷史	第一册	四六判	三四	民國二十七年
高級歷史	第二册	同上		目下編纂中
高級歷史	第三册	同上	四二	民國二十七年
高級歷史	第四册	同上		目下編纂中
高級自然	第一册	同上	五八	民國二十七年
高級自然	第二册	同上	六〇	同上
高級自然	第三册	同上	六八	同上
高級自然	第四册	同上	五八	同上
初級常識	第一册	同上	四〇	同上
初級常識	第二册	同上	四四	同上
初級常識	第三册	同上	五二	同上
初級常識	第四册	同上	五四	同上

初級常識	第五册	四六判	三八	民國二十七年
初級常識	第六册	同上	四二	同上
初級常識	第七册	同上	五〇	同上
初級常識	第八册	同上	五六	同上
小學校音樂教本（低學年ノ部）		四六倍判	二八—	同上
小學校音樂教本（中學年ノ部）		同上	二八	同上
小學校音樂教本（高學年ノ部）		同上	二八	同上
小學校音樂課外教本		同上	一六	同上
日本語教科書	卷一	菊判	一一八	同上
日本語教科書	卷二	同上	一〇四	同上
日本語教科書	卷三	同上	一一二	同上
日本語教科書	卷四	同上	一五六	同上

中學教授稿本配當學年一覽表

第一學年 書名	編別	第二學年 書名	編別	第三學年 書名	編別	第四學年 書名	編別	第五學年 書名	編別
修身	一	修身	二	修身	三	修身	四	修身公民	
國文	一一二	國文	三四	國文	五六	國文	七八	國文	九十
算術代數（上）	前	算術代數（下）	前	幾何三角（上）	前	幾何三角（下一）	前	幾何三角（下二）	前
	後		後		後		後		後
英語	2 1	英語	4 3	英語	6 5	英語	8 7	英語	10 9
本國歷史（上）	前	本國歷史（下）	前	外國歷史（上）	前	外國歷史（中）	前	外國歷史（下）	前
	後		後		後		後		後

本國地理（上）前後　本國地理（下）前後　外國地理（上）前後　外國地理（下）前後
植物前後　動物前後　生理衞生前後　物理（上）前後　物理（下）前後
化學前後　鑛物前後

七、教員の再教育

中・小學教員特に國民教育に從事する教員の再教育及び養成は、教科書改定と共に極めて重要な問題である。教育部では教育主旨竝に教育方針の徹底と非常時局認識の觀點から、二十七年八月三日から十七日まで十五日間にわたり上海中部小學校に管下小學校教員九十六名を集めて夏期講習會を開催、更に上海市その他の各省市でもそれ〳〵同樣の講習を實施した。

（一）教員養成所

教員の素質向上と短期養成を目的として二十七年十月南京市珠江路竺橋舊竺橋小學校跡に教育部直轄**臨時教員養成所**を設置する事となり、二十八年一月九日開校、同二十九日開所式を擧行したが、機構の改革と規模の擴大から同年四月一日舊國立中央政治學校跡に移轉した。

教員養成所は本科及び特科に分別し本科は六ケ月、初級中學卒業以上の者を收容して教員の短期養成を目的とする。特科は三ケ月で主任小學教員の再教育を目的としてゐるが、更に二十八年九月新たに中國人で中、小學校に於ける日

本語教授を擔當する教員を養成するため、修業期間六ケ月の**日本語專修科**を設置、之れと共に**實驗小學校**を附設し、小學教育の改進、養成所卒業生の實習教育場に當てた。

養成所卒業生は二十八年四月一日第一回特科卒業生一二九名、六月五日第二回六十九名、また本科卒業生は第一回一一三名で合計三一一名に達したが、更に在學生は日語專修科八三名、本科一三〇名特科二五一名の計四六四名に及んでゐる。その卒業生は一部教育部で任用する外各省市に配屬して實際教育に活躍せしめてゐるが、俸給は教育部より各省市を通じ支給する方針を採り、事變前の教員待遇より遙かに改善せられてゐる。これは教員俸給國庫支辦が早急に實現しないとしても、先づ養成所卒業生から始めて一般に及ぼさんとする教育局の意圖に基づくものである。

新裝された教員養成所校舍の一部

更に二十八年七月十八日から八月十三日まで教員養成所で管下**中、小學校教員講習會**を開催し、會員二百九十九名の中、日人會員二十二名が出席した。

主要科目並に講師左の如し。

1	教育方針	教育部長	顧　澄
2	地方教育狀況	同　次長	王　修
3	教育者の使命	同　司長	朱　鈺
4	教育の現狀	同　司長	吳雅中
5	大民會の工作	教育部秘書	裘毓麟
6	經學	東京文理科大學教授　文學博士	楠崎淺太郎
7	教育學	東京高等師範學校教授	佐々木香一
8	教授法	上海高女教諭	成田藏己
9	音樂		

10　體　育　東京文理大講師　竹内虎士

なほ養成所卒業生の間には相互の結束を計り、更に卒業後の指導を目的として學會が組織され、養成所を中心として活躍してゐる。

（二）中・小學教員の日本派遣

中・小學教員をして從來の誤つた觀念を打破すべき目的の下に、友邦日本の教育の實情視察と本國教育革新再建の目的より中小學教員訪日視察團を友邦に派遣し、東京・大阪・名古屋・神戸・別府・熊本等各地小學教育の實狀を見學せしめた。一行は管下の優良教員中より三十名を選抜したもので、一行中には三名の女教員も交り二十八年十一月十一日から十二月五日にわたつて日本を視察したが團員氏名は左の如くである。

第一回維新政府教育部　中小學教員訪日視察團員名簿

教育部高等教育司第三科科長	兪　義　範	浙江省立模範中學體育主任	謝　超
教育部立教員養成所教授	團長　王　質　庵	安徽省立懷遠農業中學校長	胡　建　球
南京市立第一中學校長	副團長　歐　季　撫	無錫縣立中學校長	朱　尙　忠
南京市立第一模範小學校長	同　張　竹　軒	上海特別市立第二中學校長	于　經　武
教育部立教員養成所教授	朱　雲　程	杭州市立中學校長	王　宇　澄
同	朱　令　彝（女）	南通縣公立中學校長	江　特　璋
教育部立模範中學校長	王　錫　賓	無錫崇安寺小學校長	李　鴻　勳
教育部立模範女子中學校教員	岳　繼　先（女）	杭州市立第一模範小學校長	張　忠　禹
江蘇省立蘇州中學校長	姚　人　龍	丹徒模範小學校長	卿　舜　丰

南通模範小學校長	李 準 平
崇明模範小學校長	蘇 樹 德
嘉定模範小學校長	趙 恒 勤
杭縣模範小學校長	李 平
海門模範小學校長	周 宗 貴
嘉山模範小學校長	戴 若 愚
安徽省立模範中學附屬小學主任	杜 和 聲
蚌埠模範小學校主任	王 [illegible]
浦南模範小學校長	陳 增 安
鳳陽縣立第一小學校長	袁 峻 德
教育部立教員養成所附屬小學校教員	孫 悅 信
滬西模範小學校教員	徐 國 韶（女）
南京市立第九小學校教員	吳 梯 芳（女）
杭州市立新橋小學校教員	周 定 影（女）

八、學科課程の標準

學科課程の標準は教育部編審委員會規程により同會內に學科課程標準起草委員會を設定してゐる。卽ち學科中新たに修身科を加へて修身教育尊重の方針を明かにし、日本語を必須課目として高級小學及び中學に課し、中學では英語その他の外國語を第二外國語とし、更に軍事訓練はこれを廢止した。日本語教授時間は小學校で毎週四時間、中學校では程度、學年に應じて毎週三時間乃至五時間と定め、また女子中學校では新たに家事及び裁縫を必須科目とし教育を隨意科目として加へてゐる。實業中學は努めて實業に關する課目を加へると共に實習時間の增加が計られてゐる。

九、模範小學校の現況

小學教育刷新のため二十八年二月以來各省市をして尠くとも一縣一校の割合で模範小學校を開設せしめ、教授、訓

育方法並に設備に於て地方に於ける指標たらしめんとして、一月以來每月二萬五千元の助成金を地方教育行政機關に交付し來つたが、同年九月此の方法を廢し第四種交付金制度を制定、その設立を促進する事となつた。之等の模範小學校に配屬される教員は直轄教員養成所の卒業者を順次配當しつゝあり、その開設狀況は下記の如くである。

一〇、模範中學の設立

中等教育を刷新し維新教育の趣旨を徹底せしめるため本部では南京その他の各地に模範中學を設立し、その設備內容をして一般中學の模範たらしめる事とし、二十八年五月南京

各省市模範小學校一覽表

（民國二十八年十二月現在）

省市別	校名	所在地	校長姓名	成立年月	補助金額
江蘇省	江蘇省立模範小學校	蘇州城內大儒巷	魯家振	二十八年八月	三〇〇
同	吳縣模範小學校	蘇州城內大儒巷	時文賓	二十八年八月	三〇〇
同	江寧縣模範小學校	江寧東山鎭	丁昭儉	二十七年十月五日	三〇〇
同	江都縣模範小學校	楊州城內左衙街東首	顧昌壎	二十八年八月	三〇〇
同	吳江縣模範小學校	吳江城內三橋第多一院城外新橋河第二院	朱炳青	二十八年八月	三〇〇
同	無錫縣模範小學校	無錫城內小婁巷底	荆徵廬	二十八年八月	三〇〇
同	丹陽縣模範小學校	丹陽白雲街	段士翹	二十八年八月	三〇〇
同	金壇縣模範小學校	金壇河西庙巷表氏宗祠	姚承業	二十八年八月	三〇〇
同	金山縣模範小學校	金山（末涇）東市	姚仲圖	二十八年八月	三〇〇
同	常熟縣模範小學校	常熟學前街	柳舜年	二十八年二月一日	三〇〇
同	武進縣模範小學校	武進城內菱溝巷		二十八年四月	三〇〇
同	丹徒縣模範小學校	鎭江城內五條街	孫溥泉	二十八年	三〇〇
同	昆山縣模範小學校	昆山城內南街		二十八年	三〇〇

珠江路竺橋へ本部直轄模範中學設立に着手し六月十六日夏期補習班始業式を擧行、一年級より五年級に至る每班四十名合計二百名の夏期補習教育を實施、八月十日終業式を擧行した。更に九月一日こゝに**模範中學**正科を開始、同四日開學典禮を施行した。

模範小學校兒童の遊戲

江蘇省	太倉縣模範小學校	太倉城南街基場	楊鼎彝	二十八年八月	三〇〇	
同	南通縣模範小學校	南通南門外博物院南路	高鐫	二十八年	三〇〇	
同	江陰縣模範小學校	江陰城內虹內馬路	謝逢時	二十八年	三〇〇	
同	句容縣模範小學校	句容城內夫子廟	蔣培田	二十八年	三〇〇	
浙江省	餘杭縣模範小學校	餘杭大夫第	沈松年	二十八年三月	三〇〇	
同	崇德縣模範小學校	崇德城中西寺內	沈強	二十八年一月	三〇〇	
同	嘉興縣模範小學校	嘉興精嚴寺街口	王潤麟	二十八年一月	三〇〇	
同	杭縣模範小學校	杭縣臨平鎮平山頭	李平	二十八年一月	三〇〇	
同	海寧縣模範小學校	海寧吳家廊下濕杭路硤石鎮倉基	沈祖詰	二十八年	三〇〇	
安徽省	嘉山縣模範小學校	嘉山明光河下	戴石愚		三〇〇	
同	當塗縣模範小學校	當塗縣文廟	楊志庚	二十八年一月	三〇〇	
同	滁縣模範小學校	滁縣關岳廟	石鳴勳	二十八年廿三月	三〇〇	
同	懷遠縣模範小學校	懷遠南門大街直儒書院舊址	王自修	二十八年三月十五日	三〇〇	
南京市	南京市立第一模範小學校	南京城內瑯玡路七號	張竹軒	二十八年八月	三〇〇	
上海市	三林模範小學校	上海三林塘中市	姚時競	二十八年七月	三〇〇	

た。

女子にあつても從來の弊を改善せんがために同年五月以來南京維新路二八二號に本部直轄女子模範中學の設置に着手し、これ亦九月四日開學をみた。過去に於ける中國教育は女子教育に於て不備の點が多かつた爲にその刷新を企圖して二十八年夏以來、舊國立中央高級助産學校々址に**女子模範中學**校舍の新築を開始し、十二月二十五日その一部が完成、かくして中國將來の中堅人物養成の基礎は出來上つた。

上海市	周浦模範小學校	上海浦鎭龔家弄東口	甄　　紱	二十七年四月	三〇〇
同	滬西模範小學校	上海滬西法華鎭侯家二街	裘　　巽	二十七年四月	三〇一
同	寶山模範小學校	上海寶山區城內大街	王以淸	二十七年二月	三〇〇
同	浦南模範小學校	上海浦東醫局路靑年會舊址	陳增南（代理）	二十七年二月廿四日	三〇〇
同	高橋模範小學校	上海浦東高橋鎭小濱路四八弄四號	俞・廷錄	二十七年三月	三一〇
同	滬南模範小學校	上海南市中華路五〇三號	李　　平		三〇〇
同	川沙模範小學校	上海川沙南門內學校路	沈定一		三〇〇
同	嘉定區模範小學校	嘉定城內奎山公園	趙恒勤	二十八年八月	三〇〇
同	崇明區模範小學校	崇明區南堡鎭	蘇樹德	二十八年八月	三〇〇
杭州市	杭州市立第一模範小學校	杭州馬市街八十號	張宗禹	二十七年四月	三〇〇
同	杭州市立第二模範小學校	杭州仙林橋仙林市十一號	葉一之	二十八年五月	三〇〇

二、留學生の管理

留學生管理に關しては先づ私費留日學生の管理より着手し、これがため二十七年七月留學規程を公布した。私費留日學生を希望する者は凡て同規程に依り志願書、保證書を作成、[illegible]

績を請求するを要するものである。

「更に昨年九月一日、日本外務省公費留學生三十七名を選抜の上留學せしめたが、本部では更に留學生教育を通じて中日兩國の親善竝に協力融和を計るため本部公費留學生を派遣すべく計畫中である。

一二、教育行政會議

維新政府の成立が戰火未だ終熄せざ

維新學院の訪日出發

公費留學生一覽表

（民國二十九年二月末現在）

姓名	年齡	本籍	出身學校	研習科目	發給證書年月日	證書號數	備考
葉蓓芬	二四	江蘇吳縣	蘇州美術專科卒業	美術	二十八年八月卅日	公學第一號	女生
葉慶元	二三	江蘇吳縣	上海大同大學附屬高中部卒業	電機	同右	第二號	
溫鶴年	二八	廣東	國立中山大學理學院化學系卒業	政治經濟	同右	第三號	
孫瑞沅	二二	江蘇江寧	南京私立鍾英中學卒業	政治	同右	第四號	
高之垲	二〇	江蘇崇明	上海私立寶光中學卒業	政治	同右	第五號	
吳玥	二七	江蘇松江	大厦大學卒業	經濟或教育	同右	第六號	
孫瑞沂	二〇	江蘇江寧	南京私立青年會中學卒業	交通郵政	同右	第七號	
廉康成	二二	江蘇無錫	上海私立滬江大學附中高中卒業	醫科	同右	第八號	
李伯銑	二二	福建閩侯	上海私立正始中學高中卒業	會計學	同右	第九號	

る間に行はれたゝめ、本部では各地に督學を派し教育狀況を調査せしめた。その結果の充分でないのは當然であるが時日の經過、治安の恢復に俟つて銳意教育組織の整備を計り、三省の教育廳成立と相俟つて、二十八年二月南京教育部教員養成所に**第一次各省市縣教育行政會議**を開催したが同會には蘇、浙、皖三省教育廳局長、京滬杭三市教育社會局長及び各縣市教育科長が參集教育推進の萬策を檢討し、併せて地方教育狀況の報告がなされた。

會議は七日から三日間各省市教育廳局長會議、十三日から二日間各縣教育主管省會議となり、教育主旨、教育行政、高等並に普通教育及び社會教育に關する議案卅五件を議決した。

袁雅卿	四	南京市	金陵大學一年修了	生物學	同	右	第十號		
湯麟武	二〇	浙江杭縣	浙江省立杭州高級中學卒業	土木工程	同	右	第十一號		
沈學溥	三	浙江桐鄉	上海大公職業學校高中卒業	機械科	同	右	第十二號		
楊鳳喈	一九	上海市	私立南方中學卒業	文科	同	右	第十三號	女生	
葛其龍	二〇	上海市	上海大同大學附屬中學高中卒業	水產	同	右	第十四號		
壽振宇	三	浙江吳興	江蘇省立蘇州高級工業學校卒業	電機科	同	右	第十五號		
王毓奇	三	福建南安	之江大學附屬高中卒業	醫學	同	右	第十六號		
施善駟	二〇	福建閩侯	私立復旦大學一年修了	商科	同	右	第十七號		
徐竹芳	二	安徽鳳陽	蘇州英華女子中學卒業	高等師範	同	右	第十八號	女生	
徐以健	二〇	安徽鳳陽	南京青年團指導員訓練所卒業	高等警察	同	右	第十九號		
金蕊珠	二	江蘇吳縣	江蘇省立蘇州女子師範學校卒業	農科	同	右	第二十號	女生	
孔夢熊	三	廣東南海	上海震旦大學特別班卒業	軍事法政	同	右	第二一號		
狄鈞	二	江蘇常熟	東吳大學蘇州附中卒業	法科	同	右	第二二號		
鄒祖繩	二	江蘇吳縣	私立崇實補習學社中學卒業	電工科	同	右	第二三號		
陳友智	二〇	江蘇吳縣	蘇州東吳大學附屬中學高中卒業	理科	同	右	第二四號		

一三、第四種交付金制度の設置

各省市の教育經費は從來主として田賦その他の地方收入及び教育資産より生ずる收入によつて賄はれてゐたが、事變後各種教育事業の整理恢復のために經費は急激に增大したゝめ、本部ではこれに對處して各省市教育經費竝に教育資產の整理調査を實施すると共に各市縣模範小學校設立促進に月額貳萬五千元、また各省市中等學校開設助成に月額參萬元をそれ〳〵地方に交付したが、更に民衆教育施設の擴大、教育の普及發展の根本的基礎を樹立するため新たに**第四種地方交付金制度**を設定、二十八年九月以降管下蘇、浙、皖三省、京滬兩市及び各縣市にこれを交付する事とした。第四種地方交付金は主として縣市に於ける教育事業費を補助するために制定されたのであるが、十月更

丁	朴	光	三	江蘇吳縣	蘇州東吳大學附屬中學高中卒業	理工	同	右	第二五號
笠	陂	南	三	浙江書縣	上海市私立新亞中學高中卒業		同	右	第二六號
汪	國	華	二	江蘇吳縣	蘇州東吳大學附屬中學卒業	理化	同	右	第二七號
趙	光	磊	四	江蘇寶山	上海法科大學卒業	經濟	同	右	第二八號
胡	繼	德	二五	江蘇無錫	省立無錫師範高中師範科卒業	文科	同	右	第二九號
姜	希	瑜	三三	山東蓬萊	維新政府內政部警官高等學校卒	法科或醫科	同	右	第三十號
易	止	信	一九	江蘇南滙	上海市立敬業中學高中卒業	化學工程	同	右	第三一號
張	景	平	三三	江蘇吳縣	蘇州女師高中師範科卒業	理科或教育	同	右	第三二號 女生
許	汝	禧	二五	江蘇太倉	省立蘇州工業卒業	土木工程	同	右	第三三號
陸	思	傑	六	浙江吳興	日本明治大學新聞科卒業	法科	同	右	第三四號
邵		信	三	浙江慈谿	省立上海中學工科卒業	機械工程	同	右	第三五號 未去
呂	嘉	瑞	三四	南京市	私立鍾英中學卒業	數理經濟	同	右	第三六號
徐	忠	信	二七	江蘇常熟	私立南通學院二年修業	農科	同	右	第三七號

に省特別市及び縣市の中等學校竝に縣市の經營する社會教育施設に對する助成金を此の中に包含して社會教育事業への補助經費一元化を行つた。

右交付金總額は月額貳十五萬元内外で、省特別市及び各縣市の申請により本部で査定の上財政部に報告、財政部から各省市財政廳に交付される。同制度は固より暫定的性質のものであるが、教育財政の一元化により教育行政の一元化、教育機關の獨立を企圖したものである。

一四、國立南京大學設立準備

前黨政府時代の大學は徒らに國家の體面から大學を濫設し、學生もまた基礎教育の伴はぬに拘はらず、各省内の最高學府に入學した。大學建築物の豪壯華麗は徒らに放浪徒食の遊民を造るに役立ち、却つて國民道德の頽廢と國民思想の混亂を招き、爲に根本となるべき普通教育の萎靡を來たす珍現象を呈するに到つた。

(一)大學　維新政府は斯かる過去の本末顚倒せる教育方針を徹底的に粉碎して堅實なる大學建設を目標とし、學術の應用を講授して國家に樞要なる産業振興の技術者を養成するを目的とす。

(二)大學院　教育部では更に一歩進んで學術の蘊奥を極めさせるため別に大學院を設け、大學卒業後品位學術の優秀なるもの、身體强壯にして更に學術の研鑽に適すと認めたるものを入學させる。かくて學術の研究と應用をそれぞれの學府に學ばしめる截然たる區別成り最高學府制は決定された。

(三)籌備經過及び豫定　二十七年三月本部組織が決定され、同七月國立中華大學辦法大綱及び經費概算を定め議政委員會の議決を得、校舍の選擇及び籌備に從事したが、その後改組の必要から政府の意思を體し新に國立南京大學

を創設する事として一切の組織、並に經費概算、籌備順序を決定、政府の可決を得た。かくて二十八年秋を以て大學本部及び文、理、工、農、醫の五學院を設置する事となつた。

此の間同年三月上海郊外の前國立暨南大學校址を教育部で保管すると共に、他面大學々制の基礎案を作成するため**南京大學籌備所**（籌備員五張泰、朱學俊、江瀚、錢誠、劉翰青）の手により中國に於ける學制及び諸外國の大學々制を調査せしめ、五月本部に於て細目を作成大學の程度及び種類年限を規定した。

その概要を示せば左の如くである。

一、學制ニ關シテハ現下ノ情況ニ鑑ミ且臨時政府管下大學トノ連絡ニ稽ヘ大學々制ハ舊制ヲ暫行ス

二、國立南京大學ハ大學本部及國學院・理學院・工學院・農學院・醫學院・法學院・商學院ノ七院ヲ以テ編成ス

三、國立南京大學ハ綜合大學制ヲ採用ス大學本部ハ之ヲ維新政府所在地ニ置クモ各學院ハ維新政府管下各主要都市ノ產業情況ト適當ナル校地校舍等ノ有無ヲ考慮シ各地ニ設置ス

四、各學院ノ設置ハ現下ノ情勢ニ鑑ミ先ツ實務的人材ノ養成ニ必要ナル學院ヲ設置スルモノトス

五、各學院ハ醫學院ヲ除キ修業年限ヲ四ケ年トシ醫學院ハ五ケ年トス

六、以下略

國立大學農科實習

大學開設組織の進展と相俟ち本部ではその教授の人選に愼重なる考慮を拂ひ、二十八年五月以來華北、上海等から有力なる教授の招致に努め二十八年十月を以て略ゝその陣容を完成した。これと併行して籌

備員の手により國立南京大學設立に關し大學法、國立南京大學組織規程、國立南京大學豫算、國立南京大學教職員組織、竝に國立南京大學設立實施要領、方針等の決定をみた。かくして大學開設の諸般の準備は一應の完了を見るに至つた。

一五、編曆事業

曆は國民としての行事を定むる基礎であり國是を表示する根源である。

本部はこれに鑑み國曆を編纂刊行して國民行事の根幹たらしめ、更に進んで産業開發に資せんとして內政部と協力し編曆事業に當り、編曆の技術に關しては友邦當局者に委囑してその盡力に俟ち、二十七年十二月中華民國二十八年曆拾萬部、政府聯合委員會の名を以て本曆十萬部、本政府の名を以て略曆百萬部を華中、華南の各地に配布した。

本部では更に國曆編纂の重要性に鑑み、既に次年度曆の編纂に着手し、中華民國臨時、維新兩政府二十九年曆編纂委員會を組織し、二十八年六月十五日、本部に第一次委員會を開催、更に七月七日第二次委員會に於て細部の決定を見、聯合委員會の承認を得て直ちに編纂に着手、同年九月一日稿本完成、十二月一日印刷完了、十萬部の曆を全國に配布したのである。同委員會の顏振れは左の如くである。

中華民國二十九年曆編纂委員會

委員長　維新政府教育部長　顧　澄
委　員　臨時政府教育總長　湯爾和
同　維新政府教育部高等教育司長　朱　鈺

同　紹
同　維新政府内政部民政司科長
同　北京大學農學院教授　蔣田然
同　涂滙平

一六、民衆教育施設狀況

我國に於ても民衆教育の重大なる事は論を俟たぬ。その性質も歐米に於ける成人教育と自ら異なり、根本的に組織化されなければならない。從來の民衆教育施設は成人の無學者のために識字運動、民衆學校、民衆教育館等があり、學校教育の補助機關としては圖書館、博物館等があり民衆一般の教養のために公共體育場、講演會等の施設があり、其他民衆娯樂の調査、改善等が行はれてゐる。

吳縣小學校の運動會

(一) 民衆教育館

事變以來新秩序精神に基いての民衆教育が極めて必要であり、且普通の手段及び施設では效薄きを知り特に**戰後社會教育實施辦法**を定め、中日親善、和平實現の民衆啓蒙を實施、更に民衆教育館暫行規程以下の諸法則を定めると共に諸般の民衆教育施設中**民衆教育館**を中心機關とし、一縣一ケ所以上の民衆教育館を設置する方針を定め、經費の不足を補ふために二十八年九月以降第四種交付金の一部を社會教育施設に要する經費の補助にあて、主

として各縣の民衆教育館再建に充てつゝある。現在開設せられてゐるものは次の如くである。

南京市立民教館	一	浙江省立民教館	一
杭州市立民教館	一	江蘇省各縣立民教館	一二
安徽省各縣立民教館	六		

（二）圖書館

圖書館に關しては南京龍蟠里舊江蘇省立國學圖書館を本部で直轄、整理工作中であるが、地方に於て現に開設してゐるものは

江蘇省立	一	南京市立	一
同縣立	八	上海市及び安徽省	籌備中
浙江省立	一		

（三）民衆學校及補習學校

將來各省市縣小學校を利用し文盲撲滅の民衆學校も增設する方針であるが現に開設中のものは左の如くである。

江蘇省民衆學校	一二	同　貧民習藝所	一
同　婦女職業訓練班	一	同　職業補習學校	一
同　民衆識字班	六	同　孤兒收容所	一
同　慈善小學校	二	上海市日語補習學校	一

上海市民衆學校
同　職業補習學校

三、浙江省民衆學校

一

（四）民衆教育運動

映畫、演劇、ラヂオ放送等が民衆教育に密接な關係を有する事は言ふまでもない。故に本部では南京放送局と協定し、毎週講師を聘して講演せしめる事とし、二十八年八月十九日から開始して同年末までに二十回の講演放送を行つた。

浙江隊と綏遠軍の維新爭奪戰

講演内容は反共和平、地方自治、民衆娯樂改善、護路運動、公共衞生、合作事業、青年訓練等に關するものである。

映畫、演劇の施設、經營は教育部の直轄ではないが、それらが與へる教育的效果を考慮して檢閲の必要を認め、内政部及行政院宣傳局と協議の上、電影檢查暫行規程、電影檢查委員會組織章程、電影檢查暫行規程施行細則を制定した。

（五）民衆體育

體育運動の普及、國民體位の向上を目的として二十七年八月二十日本部後援の下に成立した**新中國體育協會**は、その後本部の外部團體として理事長徐英以下の幹部指導の下に順調な發展を遂げ、十一月上海

より南京朱雀路に本部を移し、支部を上海その他維新政府管下十二の主要都市に設け、北京には華北支部を置き玩尉村以下華北支部の指導に當つてゐるが會員數は六千に及んでゐる。

協會の事業としては二十七年十二月二十五日から二十八年一月五日にわたり、南京で行政院長杯爭奪管下蹴球大會東亞同文書院對中國選拔軍の試合を實施し、二十八年五月南京市長杯籠球大會を擧行、此の外蹴球、籠球、卓球等球技の試合を行つてきたが、更に二十八年十二月十日から十八日にわたつて臨時政府成立二週年を祝して**維新政府青年體育使節團**を華北に派遣、十四日華中華北交驩籃球大會、十五日南京北京都市交驩籃球大會、十六日南京天津交驩籃球大會を擧行、途中北京、天津に於ける行政機關を訪問して慶祝親睦の大任を果した。

なほ協會では南京健康路、維新クラブ裏口運動場を開設する事となり工事に着手したが、竣功の曉は南京最初の公共體育場が出現する。

○　○

本部としては其他の一般民衆運動に對し、二十七年十一月六日南京で開催された反共救國大會に專員を派遣して工作に從事せしめたが、更に二十八年十月三十日より南京朝天宮內に開催された**東京興亞書道聯盟**主催興亞書道展覽會に協力して、中日古今名士の書畫三、二四〇件を出品展覽、參觀者は一六、三〇四人に及んだ。

第八章　實業部施政概況

中華民國維新政府組織大綱及各部官制通則ニ基ク實業部ノ組織職掌左ノ如シ

一、本部ハ全國實業行政事務ヲ掌理ス

二、本部ハ地方最高級長官カ本部主管事務ヲ執行セル時ハ指示監督ノ責ヲ負フ

三、本部ハ主管事務ニ對シ各地方最高級行政長官ノ命令或ハ處分ニ違法又ハ越權行爲アリト認ムル時ハ行政院會議議決後之ヲ停止或ハ撤廢シ得

四、本部ハ下記ノ各司ヲ置ク　(一)總務司　(二)農林司　(三)工商司　(四)漁牧司　(五)鑛政司　(以下略)

五、本部ハ前條各司ノ外情勢ニ應シ必要アラハ各部官制通則第六條ノ規定ニ依リ司乃至附屬機關ヲ增置或ハ裁併シ得

幹事職員名

部長	廉隅	第一科長	張本桓
次長	葉鼎新	第二科長	金百祿
次長	徐國桓	第三科長	李純圭
參事	梅詒經	第四科長	趙味增
同	岳廷棟	漁牧司長	張桂尊
同	蕭錦	第一科長	丁嶽雲
同	蔣之洵	第二科長	司徒墨耕
秘書	王蘊章	第三科長	楊際旭
同	朱淵	鑛政司長	蔣之洵(兼)
同	謝濤	第一科長	仇開伯
同	李希文	第二科長	黃鵬光
總務司長	徐國桓(兼)	第三科長	唐光
第一科長	呂顯曾	技正	李善元
第二科長	謝濤	同	陸榮折
第三科長	鄧曰仁	同	沈叔放
農林司長	徐承庶	技士	葛楞
第一科長	周清任	同	卜兆熊
第二科長	翁德延	同	白紀文
工商司長	竺緩鄉	同	鄧曰仁
		同	沈師穀

技士　薛　潤　莊　水產產銷管理局長　張　杜　尊兼　商標局長　葉　鼎　新兼
同　胡　國　良　復興農村事務局長　趙　之　顯　度量衡局長　韓　敏　夫
同　莊　哲　夫　食糧產銷管理局長　竺　緩　鄉兼　農事實驗所長　徐　廉　夫
同　陳　壽　同　絲繭產銷管理局長　繆　英　南
商品檢驗局長　繆　英　南兼　茶葉產銷管理局長　陳　繼　良

一、實業の恢復

華中は古より長江の水運に惠まれて、實業方面の殷賑は他地方の追隨を許さなかつたが、八・一三事變以來中國を覆つた戰火は、特に江南の野に激烈であつたゝめ、他國に冠たる實業も一朝にして灰燼と化してしまつた。本部は此の廢墟裡に於て實業部面を擔當してその復活に着手し、先づ戰區の恢復、次いで開發に乘出し、將來性ある事業から經營をはじめたのである。現在幸にして流亡の民は既に歸鄉し、農工商も次第に事變前に立直る狀況に到つてゐる事は喜びに堪えない處である。

揚子江は未だ作戰中であり、全面的開放には到つてゐないが、南京下流は近く開放されんとし、鐵道の便に至つては全く恢復し、且農村も順調な豐收に惠まれ、一面農產物の價格騰貴によつて農村の安居樂業が確立するなど、恢復は極めて順調に進行しつゝある。かゝる成果を近々二週年でなし得た事は善隣友邦の協力によつたことは勿論であるが、經濟合作の實效は中國の上に、また東亞將來の繁榮の上に、極めて有力な出發點となつた事は注目に値する。

以下本章では實業部所管中の農業・林業・水產の三部門のみを記述する事として、他の實業部關係事項は重複を避けて「華中經濟の再建」の項に讓る事とする。

二、農村復興對策

(一)　八・一三以前の農村

中國は數千年來農業を以て立國の基とし、農村經濟は常に國民經濟の根底であり、人口の八割は農民によつて占められてゐた。卽ち農產品は物資總生產額の九三・八%の王座を占め、海關中でも輸出品目中農產品はいつも對外貿易の最高地位を占めてゐたのである。

黃河決堤による水浸りの安徽省農家

從つて農村の盛衰は直ちに農民生活に影響を與へるのみでなく、一切の政治及び社會組織へ深甚なる波紋をなげかけるものであり、國家の重大問題として考慮されねばならぬものである。特に華中は長江の運ぶ豐穰無比な土壤に惠まれてゐるに拘はらず、戰前いつも軍閥の收斂無策、官吏の醜行農民の無智、金融の不備、天

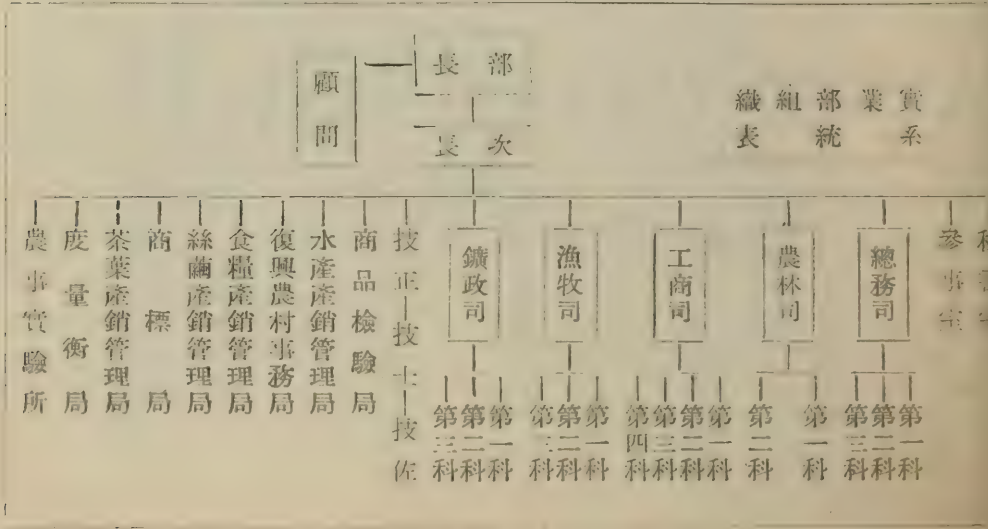

災匪禍等から、疲弊崩潰の一路を辿り、農民は止むなく祖宗の地を離れて都市に流れ、農民生活は泥にまみれてゐた。中國に於ける農村組織は純然たる封建的家族制度であり、農業から生れる利潤は地主の所得に歸し、小作農は牛馬に劣る待遇を受けてゐた。かつての政府もまた肅正の策を知らず徒らに高踏的理想に走つてゐたゝめ、農村の疲弊はいよ〳〵その極に達してゐた。

前黨政府實業部の統計によれば、小作農の年租は地價の五%内至一二%に及び、若し農産物で稅金に代替すると同農産の二五%乃至六〇%を徵收せられた。此の率が示すところをみても小作農の負擔は極めて過重であつた事が判明する。

蘇浙皖三省農戶分別表及び農戶收支をあげると下の如くであるが、これによつて判る如く、農戶の半數に近い小作農は、連年の負債に呻吟し、農奴に近い有樣で、一度天變地異に遭ふや餓死の外

蘇浙皖三省農戶分別表

江蘇省	農區面積	五六三、二四、〇〇〇公畝	
	總戶數	六、四三八、〇〇〇戶	
	農戶數	五、〇五六、〇〇〇戶	總戶數の七九%
	自作農	三七%	
	半自作農	二六%	
	小作農	三七%	
	受災農村	七五%以上	廿七年五月十日現在
浙江省	農區面積	二五三、一八八、〇〇〇公畝	
	總戶數	四、五五九、五〇〇戶	
	農戶數	三、一六四、九〇〇戶	總戶數の六九%
	自作農	二三%	
	半自作農	三三%	
	小作農	四五%	
	受災農村	四〇%以上	廿七年五月五日現在
安徽省	農區面積	三二八、七七二、〇〇〇公畝	
	總戶數	三、七八八、八〇〇戶	
	農戶數	二、六八二、二〇〇戶	總戶數の七二%
	自作農	三六%	
	半自作農	一九%	
	小作農	四五%	
	受災農村	三五%以上	廿七年五月十日現在

省別	農戶區別	年收入	年支出	利潤	缺損
江蘇省	地主甲種	八五五元	六六五元	一九〇元	
	乙種	四八四	四二〇	六四	
	丙種	二九五	二七五	二〇	
	自耕農甲種	一、〇六二	八六八	一九四	
	乙種	八六四	七〇四	一六〇	
	丙種	四一四	三六八	四八	
	半自耕農甲種	九九九	八八九	一一〇	
	乙種	七二六	六五八	六八	
	丙種	四一七	三九九	一八	
	小作農甲種	一、〇六二	九九〇	七二	
	乙種	七七六	七四六	三〇	
	丙種	四〇七	四一五		八
安徽省	地主甲種 百畝以上	六二六	四九六	一四〇	
	乙種五十畝以上	三六九	三五〇	一九	
	丙種五十畝以下	二三四	二六八		四四
	自耕農甲種	一、一一一	七三八	三七三	
	乙種	七三六	五六九	一六七	
	丙種	四〇五	三六五	四〇	
	半自耕農甲種	一、〇二九	八七七	一五二	
	乙種	六五三	六〇九	四四	
	丙種	三六五	三五五	一七	
	小作農甲種	一、〇二四	一、〇〇七		三〇
	乙種	七二一	七四〇		二九
	丙種	三七〇	四三六		六六

省別	農戶區別	年收入	年支出	利潤	缺損
浙江省	地主甲種	八一九元	六〇八元	二一元	
	乙種	四六四	三九四	七〇	
	丙種	二七〇	二八一		二
	自耕農甲種	一、二〇九	八六五	三四四	
	乙種	八一五	五九五	二二〇	
	丙種	四六三	三六三	九六	
	半自耕農甲種	一、一四八	九五九	一八九	
	乙種	七八三	六六五	一二五	
	丙種	六六三	四〇七	二五六	
	小作農甲種	一、一一五	一、〇一七	九八	
	乙種	七一二	七四〇		二九
	丙種	四二〇	四三二		一二

註

以上二表に於ける地主は又之を二種に別つ、第一種は土地を完全に小作人に賃貸し、小作料金或は小作農産品を受領する外一切關與せざるもの。第二種は人夫を雇用し耕作せしめ、而して自ら監督の地位に立つものである。

本表に記載した安徽省丙種地主には、偶々收入が支出に及んでゐない時があるが、斯かる特殊事情は頗る稀に見る現象である。

には方法もない狀態に落ち、蘇浙地方に於て最も豊作の年といはれた民國廿二年に於てすら、負債によつて生活を支へなければならぬ農民は、全體のうち半數以上卽ち五割六分に及んでゐる。かくて遂に國内需要に對處する事が出來ず、農業立國の國柄にして外米の輸入をみるに至つてゐる。

（二）八・一三以後に於ける農村の被害

今次事變によつて農民は流亡四散し、家屋は破壞燒失し壯丁は悉く徵發され、婦女子は逃避して危險を避けたゝめ農產工程は全部中絶の止むなきに立至つた。從來生產された農產物は、地方集散地である都市（主として縣城）に一旦集積せられ、更に上海・南京・杭州・蘇州等の商業都市に搬出せられてゐたが、都市の破壞、商人の逃避、民船の徵發、交通の杜絶等によつて農民は全く死の淵に立たせられてしまつた。その後各地に於ける宣撫工作の進捗、治安の回復から蘇州市の如く戰前以上に人口の增加を來した都市をはじめとして、各都市とも六五―九四％以上の復歸率を以て復舊しつゝある。併しこれら復歸者の大半は何れも經濟的にあまり富裕でない階級が多い。

蘇浙皖三省に於ける損害は鐵路・公路の發達した地方に多く、これらは悉く戰鬪區域であつたゝめ損害甚大で、復舊には相當の時日を要する。都會でも廣德の如く百パーセントの損害を受けた所を筆頭に、概ね二〇乃至七〇％の商家が破壞または燒失し、殊に蔣黨軍の兵車通過地域又はその駐屯地は、放火・掠奪・暴行・破壞と惡虐の限りを極められ、幅員亦は直徑に於て最大杭州地區の廿里（日本里）をはじめとして五里から三里にわたつて農家は悉く被害を蒙り、甚しきものは家屋農具は燒失、家畜・食料・種子は徵發され、農業生產に必要な一切のものを喪失するに至つた。但し被害區域の外には完全地區が殘存してゐる事は論を俟たぬ。また華北と異なる事は耕地、生產施設（例へば

灌溉施設の被害は比較的に僅少である。農村に於ける損害を分別して說明すれば次の如くになる。

一、房屋の損失

蘇浙皖三省戰區中、特に鐵路・公路に近いものは九割以上、その他の損害を合すれば九割六分となる。

二、農具の損失

蔣黨軍により無償で徵發又は掠奪せられたものは相當數にのぼり、春耕秋穫に辛じて應じ得たのは治下三省でわづか十一縣、また灌溉用器具不足は八縣に及んでゐるが、南京市及び江寧・句容・溧水・江浦・六合農村に於ける農具損失換算價格は五、二四一、七八二元にのぼつてゐる。

三、種苗・種子・肥料の損失

種苗・種子の損害又甚だしいが、幸にして地方的に融通し得るもの甚だ多く、當初報告を受領した二十五ヶ村鄉中不足してゐたもの僅かに四ヶ所に止まつてゐた。

肥料は嘉興・太平・江陰・金山の四縣の他、甚だしい不足地方はなかつた模樣である。

四、家畜

被災地區に於ける家畜の損害は極めて甚大である。地方物資の窮乏による盜逃及び蔣軍の軍需使用目的に依る無償徵發及盜用したものが之である。鷄豚は食用に提供する物としても、水牛は水田地帶にとつて不可缺のものであると共に高價であるが故に、生產手段に於ける被害は水牛の喪失が一番甚大であらう。

五、生產力の減退

事變勃發當時將に秋穀の收穫期に當つて居り、戰區內の鐵路公路沿線の如きは、戰禍も甚大であり皆目收穫をも得られず身を以て逃避した狀況であつた。又鐵路公路に遠隔してゐる地區に於ては收穫は終つても、漸次戰禍の擴大に伴つて、庫穀の燒失、掠奪を蒙るもの誠に多く、其の損害又甚大であつた。春熟の小麥・大豆・蔬菜等に至つては、大部分播種した地方なく、農產物の激減又止むを得ない處であつた。

特に從來の慣習に依つて、農耕は婦人と兒童の勞働に俟つ事多大である關係上、婦女子が平常通り田野に出で耕作に從事し得る迄に地方治安も回復しなければ、農業生產への打擊は甚大であると謂はなければならぬ。

本部は先般農村救濟に着手するに當つて例年の農產總額より豫想を下し、二十六年度生產力の減退を左の如く想定したのである。卽ち二十二年蘇浙皖三省所產食料は五九一、九五一、五〇〇擔、木綿は七、七六九、〇〇〇擔であつて、二十七年度生產の減退を半數とせば食糧の減少二九五、九七五、七五〇擔、木綿三、八八四、五〇〇擔であり、其の食糧の每擔價を三元とし、木綿每擔價を二十元とすれば、卽ち減退の生產總額は九六五、六二七、二五〇元であると算出假定せられ

てゐた。

六、副業上の損失

蘇浙皖三省農民の副業は蠶桑を以て副業收益の大宗としてゐた。然るに今事變が起るや蠶種の大半は散失し、鐵路公路沿線の桑樹は潰滅してしまつた。

比較的遠隔の地區に於ては、常と同じく育蠶し得る理由であるが、蠶種を入手の法なく、人心又動搖を極めてゐた爲、二十六・七年度の如きは事變前年度の半數にも及ばず、農村の副業又大激減を來したのである。

江蘇五縣農村被害表

類別		每戶ノ平均被害數	單價	每戶ノ平均被害價格	農村ノ被害總額
牧畜類	水牛	〇・三三頭	七〇・〇〇元	二三・四〇元	五九、五三六頭
	牛	〇・一一	五五・〇〇	六・〇五	二〇、四六五
	驢	〇・一八	三〇・〇〇	五・四〇	三三、四八九
	總計	〇・六一頭	一五五・〇〇元	三五・八五元	一一三、四九〇頭
穀類	小麥	一・〇〇四擔	五・〇〇元	五・〇九元	一八六、七九四擔
	大麥	〇・六一三	三・〇〇	一・八四	一二三、八六二
	稻	二・六六四	三・〇〇	七・九九	四九五、六三七
	穀粒	〇・一三七	二・七五	〇・三五	二三、六三八
	黃豆	〇・九七三	四・三〇	四・一八	一八〇、八四〇
	其他	〇・四九二		一・九七	九一、五三六
總計		五・八七一擔	一八・〇五元	二一・四二元	一、一〇二、二九七擔

（實業部特派調查團調查）

七、農村建設事業上の損失

近年中國朝野の人士は農村經濟の破產に瀕してゐるのを愼慮して農村復興運動を興し、以て健全な農村の發育に從事し、農學校及農民教育館の設立、實驗區の分布、農事試驗場、合作社の創設等に着手し、蘇浙皖三省の成績は實に良好であつた。然し乍ら今事變によつて各種事業共大部分が毀損せられた事は、實に三省農業界の一大打擊であると云はなければならぬ。

農村ノ損害總額
四、一六七、五三〇元
一、一二五、五七五
一、〇〇四、六七〇
六、二九七、七六五元
九三五、九七〇元
三七一、五八六
四、八六、九一一
六四、九七七
七七七、六一三
三六六、一四四
四、〇〇一、二〇九元

犂	〇・四九	件	六・五〇	元	三・一八	九一、一六四件	五九二、五六六元
農具 耙	〇・四一		五〇・五〇		二・二五	七六、二八〇	三九七、五四〇
農具 抽水機	〇・五七		三三・〇〇		一八・八一	一〇六、〇四八	五、四九九、五八四
農具 四齒鋤	一・六七		一・〇〇		一・六七	三一〇、七〇三	三一〇、七〇三
農具 鋤	〇・一〇		一・〇〇		〇・〇一	一、八六〇	一、八六〇
農具 其他	〇・〇一		〇・五〇		〇・〇五	〇、一八六	九三
農具 總計	三・二五	件	九二・五〇	元	二五・九七	五八六、二四一件	四、八〇二、三四六元
總計			二六五・五五	元	八一・二四		一五、一〇一、三一二元

註（江蘇五縣—六合、江寧、句容、溧水、江浦）

安居樂業にいそしむ華中農村

（三）戰後の農村對策

前項に於て述べた如く、中國農村の崩壞は戰前から深刻化してゐて、悲慘の極にあつた。臨時政府並に本政府は此の現狀に深く留意して、農村救濟のため全力を傾け、一意治安の回復に努めたのである。現在漸く前途に曙光を認めて更生の意氣に燃え上つてきた。その當初の農村對策としては**難民歸鄉ノ奬勵**（政綱第四條に明示してゐる如くに、秩序の維持と共に各省被災區難民を速かに鄉里に歸還させ、以て復業させる可く種々對策を講じ來つた）**地方農區ニ於ケル保甲制度ノ强化**（政府は速かに各地をして保甲制度の整理强化に努めさせ、治安確保、安居樂業の前提とした）**滯貨農產物ノ處置**（滯貨物中の米・麥並に農產物等は當初專ら友邦軍に於て農民より買上げ、難民及び缺資地方に對しては友邦軍特務部並に

特務機關の斡旋に依り各縣市鄉鎭に不足物資の施與をなし、棉花・鹽等は各地特務班の盡力によつて上海地方に移出し、買賣の斡旋を依頼した。尙此の種の依頼數が激增したので、本政府は行政院内に臨時通濟局を設置し、友邦軍と共に地方物資に對する通濟工作の便を取計らつた）

尙戰禍を受けた農村の農具散逸に對しては、政府は極力各地當局と連絡して、その配給に當つたのであるが、耕作上缺くべからざる耕牛も屠殺されて使用する能はず、依て政府は友邦の盡力により多數の水牛を臺灣より得て、之を各地に分配したが、尙各方面に於て耕牛の減少を見つゝあつた爲、改めて二十八年八月左の如くその保護を命じたのである。

吾國ハ農ヲ以テ立國シ農事保護政策ニ關シテハ從來特ニ意ヲ注キ來レリ就中耕牛ニ就イテハ農田ノ必需トスル所ナルニ依リ特別注意シヲレリ

事變以來人民多ク流浪シ住居ハ殘廢ト化シ家畜ハソノ生安ラカナラスシテ農具ハ更ニ散失多シ時既ニ兩歲ヲ閱シタレト創痍未タ深ク生產ノ前途極メテ憂フヘキモノアリ今ヤ玆ニ秩序新ニ定リ鄉民ハ漸次歸來スルニ及ヒテハ農業ノ復興ニ耕牛ノ保護コソ急務トナレリ

玆ニ於テ嚴ニ禁令ス今後各省市縣所轄境內ニ於テ民間ノ耕牛ハ一律ニコレヲ屠殺スルヲ許サス若シ一時ノ利ニ惑ヒ秘カニ屠殺或ハ他地方ヘ販賣セル如キ事アラハ地方官憲ニ於テ直チニ告發シ嚴重懲罰ヲ以テ臨ミ些カモ寬容ノ要ヲ認メス

右令ス

中華民國二十八年八月十五日

行政院長　梁鴻志

(四) 農村復興三年計畫

農村復興は內政實業兩部の重要な管掌事項であるが、實業部の復興工作としては二十八年三月上海に於て實業行政會議を開催し、農村復興三年計畫を決定した。その內容は左の如くである。

第一年計畫

一、實業部工作計畫中の列擧事項(實業月刊第三期に發表)
二、農村復興委員會の組織
三、田賦附加稅の如き一切の苛捐雜稅を調査し主管部と廢止補償の方法を會商する事
四、農村家庭工業の調査及研究
五、戰區農村復興の準備施設

第二年計畫

一、第一年計畫の進行
二、土地陳報の辦理
三、農業倉庫の籌設
四、農業質庫の籌設
五、農產の品質と價格の向上
六、耕牛種子の貸款
七、農村教育の改良
八、農產生產物交易所の籌辦
九、農村合作社教育の普及
十、農會の整備

第三年計畫

一、第二年計畫の進行
二、農民銀行の普設と農業金融の發展
六、農作物病蟲害の防治
七、農具の研究製造廠の設立
八、人造肥料の取締
九、各縣農事試驗場及び農業普及所の整理並に籌設
十、農村合作社の發展

三、小作農制度の改善
四、農田水利の整頓
五、土地測量の實施
六、園藝の改良
七、新農村の建設
八、農村經濟の根本的改善

（五）農業試驗場の復興

華中に於ける農林畜産物の改良增產、農業經營方法の改善等によつて、農民の生活安定、福祉增進及び農村經濟の發達を圖るため、農業試驗場を復興整備しつゝあるが、治安の恢復狀況を考慮して差當り左の十二試驗場を復興する計畫である。

舊國立中央農業實驗所	南京城外孝陵衞	舊江蘇省立稻作試驗場	松江
同　果樹園藝分場	同　明孝陵前	浙江大學農學院農場	杭州城外山
同　中央種畜場	同　小九華山	舊安徽省立麥作改良場	鳳陽
舊江蘇省立棉作試驗場	南通狼山南麓	同　稻作改良場	蕪湖
同　麥作試驗場	徐州北門外	舊中央大學浦東農場	上海浦東
同　稻作試驗場	蘇州城外虎邱西郭橋	舊上海市政府立農事試驗場	上海浦東

なほ右試驗場で試驗研究すべき事項は左の通りである。また各試驗場はその地方に奬勵すべき優良品種の增殖配布事業の經營に當るほか技術員の養成、委託試驗地、實地指導地の設置、氣象の觀測、及び諸般の調査を行ふものである。

中央農業試驗場　(1)作物　種苗　土壤　肥料　病蟲害　農具　水利　加工
(2)樹苗　造林　林產物利用　氣象緩和

(3)家畜　家禽　家畜防疫
(4)養蠶
(5)農業經營

松江試驗場　水稻　紫雲英
狼山試驗場　棉花　大豆　其他畑作物　豚　鷄
鳳陽試驗場　煙草　胡麻　麻類　小麥　大麥　菜種　緬羊　豚　鷄　樹苗
蕪湖試驗場　水稻　小麥　紫雲英
浦東試驗場（二ヶ所）棉花　蔬菜　果樹　花卉　豚　鷄　樹苗
杭州試驗場　水稻　棉花　小麥　蠶豆　麻類　果樹　豚　鷄　養蠶
徐州試驗場　小麥　大麥　煙草　胡麻　其他畑作物　緬羊　豚　鷄　樹苗
蘇州試驗場　水稻　小麥　大麥　菜種　蠶豆　紫雲英　鷄　養蠶

(六) 農村復興の實例

廿八年度に於ける農村復興の一斑を窺知する參考として南京市植棉事業並に浙江省製絲復興狀況を左に擧げる。

南京市植棉事業　華中棉產改進會指導の下に棉花を栽培せしめたが、中山門外明陵、前村委托棉場の植棉成績は棉田復舊を說明する好材料である。

明陵前村委托棉場植棉成績表　（二十八年度）

棉農姓名	植棉面積	收領耕作費（每畝五元）	收穫實棉斤數	棉花價格（實棉擔卅元）	收入總計（耕作費並賣價）
魯連喜	三・〇五五畝	一五・二七五元	一三三斤	三九・九〇〇元	五五・一七五元

葛其貴	二・二八〇	一一・四〇〇	一八二	五四・九〇〇	六六・三〇〇
陳坤山	一・五〇〇	七・五〇〇	一〇〇	三〇・〇〇〇	三七・五〇〇
李金邦	五・〇八〇	二五・四〇〇	二四七	七四・一〇〇	九九・五〇〇
朱維良	三・四二五	一七・一二五	四七八	一四三・四〇〇	一六〇・五二五
徐金安	三・九〇〇	一九・五〇〇	一七四	五二・二〇〇	七一・七〇〇
朱居庚	二・八三五	一四・七七五	一七五	五二・五〇〇	六七・二七五
李德元	一〇・三三五	五一・六七五	五三二	一五九・六〇〇	二一一・二七五
姜茂銀	四・一六〇	二〇・八〇〇	一六五	四九・五〇〇	七〇・三〇〇
邵名武	三・一三〇	一五・六五〇	一三九	三八・七〇〇	五四・三五〇
季茂雲	二・四〇〇	一二・〇〇〇	一四五	四三・五〇〇	五五・五〇〇
魯倪民	二・二五五	一一・二七五	一一三	三三・九〇〇	四五・一七五

浙江省製糸事業　浙江省家庭製糸事業は事變後停頓狀態にあつたが、當局の奬勵により始めて復興を開始した。

浙江省建設廳から實業部に報告された家庭製糸工業復興狀況は左の通りである。

浙江省建設廳報告家庭製糸業表　（二十八年度）

經理人	地址	資本（元）	糸車數量
唐繹如	杭縣萬緣街		二〇
唐普齋	同		二〇
馬罌林	杭市明眞宮		二〇
傅　洪	湖野觀音橋		二〇
王伯萱	同		二〇
王寶祥	同		一〇
陳春華	湖野觀音橋		二〇
王子和	德清西對漾		二〇
沈一民	同		一八
姚子明	德清新市鎮		二〇
周昌厚	嘉興東門	四、〇〇〇	二〇
徐　聲	嘉興小西門	四、〇〇〇	二〇
黄　毅	嘉興	四、〇〇〇	二〇
陸元璽	德清新市鎮		二〇
吳源鑫	杭市東街路		二〇
閔澤霖	湖州北大門外	一〇、〇〇〇	六
王炳甫	杭縣水陸寺巷	五、五〇〇	二〇
王成章	同	五、〇〇〇	二〇

王五權	杭縣王馬巷	五、〇〇〇	二〇	康朱氏	杭縣靈壽巷	一〇、〇〇〇	二〇	徐亦康	東南河橫	一〇、〇〇〇	二〇
蔡增奎	硤石東南河	六、〇〇〇	二〇	戴鴻金	海寧硤石	六、〇〇〇	二〇	徐子樵	嘉興南門	一〇、〇〇〇	二〇
楊和聲	同	六、〇〇〇	二〇	孫耀	杭州市橫河橋	五、〇〇〇	二〇	吳頤期	杭州羊千街	三、〇〇〇	二〇
朱步青	嘉興西街	一〇、〇〇〇	二〇	徐允祕	嘉興北門	一〇、〇〇〇	二〇	蔡鹿芝	同	三、〇〇〇	二〇
曹錦堯	同	一〇、〇〇〇	二〇	周營昌	嘉興東門外	一〇、〇〇〇	二〇	高寶源	崇德硝皮街	二、四〇〇	二〇
夏日長	嘉興北門	一〇、〇〇〇	二〇	陳紡舟	嘉興北門外	一〇、〇〇〇	二〇	汪河清	崇德北門	二、四〇〇	二〇
譚燦	同	一〇、〇〇〇	二〇	徐昌	同	一〇、〇〇〇	二〇	張三星	崇德西橫街	三、〇〇〇	二〇
陳維賡	嘉興南門	一〇、〇〇〇	二〇	李熙民	同	一〇、〇〇〇	二〇	陳敬清	崇德南門外	二、四〇〇	二〇
傅善鄉	嘉興北門	六、〇〇〇	二〇	朱修	同	一〇、〇〇〇	二〇	年治祥	嘉興北門柵堰	三、〇〇〇	一八
郭劍侯	硤石九曲港	六、〇〇〇	二〇	王正慶	嘉興北門	一〇、〇〇〇	二〇	五十一家祥			
沈宗棠	同	六、〇〇〇	二〇	富作霖	同	一〇、〇〇〇	二〇	絲車一一、〇一四部			
陳楚泉	同	六、〇〇〇	二〇	盛子嘉	同	一〇、〇〇〇	二〇	資本二七七、七〇〇元			

三、農村復興事務局の創設

嘗て國際聯盟に於て「中國農村の貧窮は郷民生育の不節制及び農村耕作面積の狹窄に歸す」と稱せられた。民國廿五年の統計に依れば中國に於ける農家毎戶の耕地は僅か十九畝に過ぎない。產米の名地と稱せられた江蘇・浙江・安徽の三省でも、尙且北方の麥種產地に比較して耕地面積は狹少である。食糧の大宗である米に於てすら民國廿四年洋米五千二百七十八萬八千元、同廿五年に千七百七十四萬元、廿六年には三千五百廿五萬元を輸入してゐる。本部では廿七年六月十五日復興農村事務局を特設して、かくの如く疲弊してゐる農村の救濟に着手、農產事業の整理改良、農事知識の普及と土地の開發、增產計畫、農業資金問題の處理にあたらしめる事とした。卽ち同事務局は前黨

政權農本局の制度を改變し、難民の歸鄉、失業の救濟、資源の開發、農產物の改良、農業資金の融通をはかり農村復興にあたる事となつた。

四、食糧產銷管理局の設立

戰後の民衆に食糧を供給する事は、極めて重大な問題である。卽ち食糧の配給、補給を圓滑ならしめる事は人心の安定、地方治安維持の重大な根幹となる。特に中國刻下の非常時局に際して、食糧の產出・改良・販賣の合理的統制は、重要な食糧問題解決策であるのみならず、將來中國に於ける基本的食糧對策であつて、その意義は極めて重大である。前黨政府も此の點を認識してゐたが、生產と消費部門の精細な統計に注意せざりしため、食糧の支配調節の具體的方策を樹てる事が出來なかつた。從つて棉花・蠶絲の統制に關しては種々對策機關の設立をみてゐたが、食糧問題に關してはかゝる機關は皆無であつた。

本政府では廿七年五月卅一日先づ食糧產銷管理局を特設して、極めて困難な狀態にも拘はらず、起つて活躍を開始し、治下各地在庫糧食の拂底、戰後の凶年豫想と惡材料を相手に、食糧の流通、補給に大童の活動を始めた。

左に布令の一を揭げて、廿八年夏急騰した米價對策への腐心の程を一例として擧げる。

近日米價頓ニ騰貴シ上海租界內ノ最高價格ハ竟ニ四十元ノ巨ニ達セリコレカ爲治下民家ハ各省ヨリ陸續移遷シツヽアリ焦土ノ爲旣ニ難苦ヲ嘗メツヽアルニモ拘ラス今復コノ壓迫ヲ受ケナハ將來ノ生計ヲ如何ニセン內政部ヲシテ關係方面ト協商セシメ產業地方ニ向ケ先ツ十萬石ヲ買上ケコレヲ上海ニ運搬シ原價ニ照シ平價ヲ以テ販賣シ民食ニ添エントスルモノナリ

五、茶葉產銷管理局の開設

中國の茶葉はかつて世界市場に大勢力を有し、其の最盛期（一八八〇—一八八九年）には二百萬擔の茶葉輸移出をみたが、漸次錫蘭・爪哇・日本等の諸茶葉に壓せられ、加ふるに積年の內亂によつて民國九年（一九二〇年）には僅か三十萬擔に低調した。近年に至り前政府實業部及經濟委員會は茶葉の增產に力を注ぎ、又浙皖茶商達の奮起に依り每年出口數七八十萬擔前後の增加を示し、二十四年には茶葉出口總額一六、〇三〇、三四三元に達してゐた。

江蘇省南通近郊の蔬菜栽培

最近三年間茶葉出口統計表

年別	價值	百分比
二十四年	一六、〇三〇、三四三元	一〇〇
二十五年	一三、五九三、四九五元	九一
二十六年	一三、五五九、一五七元	九〇

綠茶の產は常に第一で紅茶、磚茶が之に次ぐ、近年祁門紅茶が英米に多量の輸出を見るに及んで茶商の利得亦多く、漸次人工を機器に改用し多量に生產してゐた。湖北、湖南產の茶も亦多量に產出するが、其の產出地蓄萃區は漢口の奥に在るが故に事變以來香港より輸出せられ、出口影

響は輕微であつた。東溪の綠茶は錢塘江上流の浙江、安徽地方の名產で品質極めて佳良、其の量に於ても年々增進し二十五年には其の產出十萬箱に及び產茶區域中最も有望であつたが、錢塘江封鎖後運搬の路なく、在貨山積の狀態に茶商の苦惱甚だしきものあり。又浙江省紹興、新昌、嵊縣の邊は茶種植樹に好適の地で、二十五年度に於ける紅、綠茶の產出は十九萬箱に及んだ。併し八・一三以後在庫品の賣買僅少にして損害計り難く、其の外永認、瑞安等の福建省接壤地にも福建に似た茶の產出があり、二十六年度には同茶の販路良好で高價な取引が出來た。

前述の如く、中國の產茶は長江の南北に亙り、特に安徽、浙江產のものは色・味・香共に優秀であつたが、八・一三以後茶區もまた大損害を蒙り、特に浙江省杭州・吳興は損害激甚、安徽省は最も甚だしきものがあつた。これら各地には採茶・製茶に從事してゐた工女が多かつたが何れも戰火と共に姿を消してしまつた。從つて浙江省所產茶葉は數十年振りの減收を見せ、しかも一方では戰爭が終熄せぬため運搬上非常な苦境に陷つてゐた。本部ではこれが對策として茶葉產銷管理局を設置し、減少の防止と增產並に輸送工作にあたつてゐる。

事變以前、前黨政府は中央及び地方に對して茶業の改進を强行させ、且つ安徽、福建兩省の紅茶統制に乘出し、廿五年四月兩省政府委員を會堂せしめて、茶價の安定、茶商の金融、輸送の便宜、販路の擴張、宣傳の研究を計り、交通銀行、安徽省銀行、裕民銀行をして合作社に多額の資金を融通させ、合作社は更に祁門・寧州の各茶商へ分別貸與し總計祁門六萬箱に對して每箱卅元、寧州紅茶二萬箱に對し每箱十五元を分別支給した。これがため兩茶の成績は極めて良好であつた。また全國經濟委員會、商品檢驗局及び祁門、東溪の產茶區域内にそれ〳〵茶場管理事務所を設置して、選茶の監督、茶質の檢查、水分の實測、裝備の指導、着色の取締、衞生の取締等を勵行し、且つ祁門、鳳凰山に茶業改良實驗所を設置し、續いて浙江省に同樣のものを新設、その他の地方にも綿密な注意を拂つた結果、茶業は極

六、絲繭產銷管理局の創設

蘇・浙二省は昔から有名な養蠶の地で戰前には製絲工場が林立してゐた。生產品は古來から有名な細緻であつて生絲の輸出と共に重要な輸出品であつた。併し蠶種については全然顧られず從つて種、質共に優良でなく、而も蠶種に疾病多く甚だ不生產的であつた。近時これを憂ふる者が漸く多くなり、種々研究機關が設立されて舊來の劣種を捨て蠶種製造所製造の改良種が使用されるに及び稍〻效果をあげるに至つた。

杭州に集つた繭の選分作業

最近三年間繭出口統計表

品別	二十四年		二十五年		二十六年	
家蠶繭	一四、八九八元		八五、三四元		一、二七六、九一六元	
同宮繭	五四、九三〇		五四、七〇一		一四、五一三	
爛蠶繭	一六九、五四四		二七〇、六〇四		二、八二六	
野蠶繭	—		—		一、五一一、五二六	
共計	二三九、三七二		三九〇、六八九		六三四	
百分比	100		一六三			

最近三年間生絲出口統計表

年別	價值	百分比
二十四年	五〇、一九二(千元)	一〇〇
二十五年	四九、八八七	九九
二十六年	五六、五六六	一三

以上二表の示す如く、廿四年及び廿六年度に於ける輸出生絲を比較すればわづか十二%の增加に過ぎぬが、生繭輸出は六三・四%の增大を示してゐる。此の數量こそは、養蠶の發達奬勵に依り生繭生産の增大した割合に、製絲、加工絲乃至は紡織がこれに及ばず、また生繭の六倍強の輸出は製絲業が生繭增加に比例し得ない退化傾向にあることを如實に示すものである。過去に於けるこの缺陷に鑑み、本部では本局を新設すると共に、農村の副業として極めて適當した絲繭業の健全なる改良發展と整理統制を行はしめる事とした。

參考として民國廿二年蘇浙二省に於ける各期蠶種場數及び製造數量の統計を次に附記する。

省名	期別	種別	製造場數	收蛾量(單位公分)	種繭量(單位公分)	蠶種製造額(張數)
江蘇省	春期	春製春種	九一	五五、九七一、九一〇	二〇七、八〇四、九九二	六三四、三五七
		春製秋種	八九			一、〇七六、四八四
	秋期	秋製春種	八七	三四、六八〇、八〇九	七八、三八二、四六一	六九八、二〇〇
	夏期	夏製秋種	六	一、〇三〇、八六〇	三、六〇二、七一三	二八、一四九
	晚秋期	晚秋製春種	一四	四、五一七、八九九	九、三五九、六二一	七六、五五〇
	全年合計			九六、二〇一、四七八	二九九、一四九、七八七	二、四九三、七五〇
浙江省	春期	春製春種	二六	三、〇〇七、一〇〇	三六、四七六、〇八〇	九八、一七二
		春製秋種	二五			一六〇、一二九
	秋期	秋製春種	二六	七、一七八、六七〇	二三、二五五、九三〇	一二一、六三七
	全年合計			一九、一八五、七七〇	五九、七三二、〇二〇	三七九、八一八

尙廿八年度春蠶掃立數量及び繭產額を參考のため左に揭示する。

民國二十八年春蠶掃立數量(推定)

		中國種（改良）	同（土種）	日本種	計	畝
江	蘇	七〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	九一、二六三	九九一、二六三	
浙	江	二〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	二三七、八五二	九二七、八五二	
計		九〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	三二九、一一五	一、九二九、一一五	

民國二十八年春蠶繭產額（推定）

	中國種（改良）	同（土種）	日本種	計	擔
江蘇	一七五、〇〇〇	三四、〇〇〇	二七、〇〇〇	三六、〇〇〇	
浙江	四六、〇〇〇	八五、〇〇〇	五七、〇〇〇	一八八、〇〇〇	
計	三二一、〇〇〇	一二九、〇〇〇	八四、〇〇〇	四三四、〇〇〇	

備考 一、本春は蠶種の發生狀況及び繭質は共に良好で減蠶歩合も少く一般的に增收であつた。

二、浙江省は錢塘江東部の本政府治下以外を含まず。

七、華中棉花改進會の設立

初代實業部長たりし王子惠

本會は華中に於ける農村の經濟復興と中日所要資源の確保充足を主眼とし、經濟提携の本旨に遵ひ、棉花の改良增植並に處理運銷の改善を圖るために、本政府の補助及び中日關係者の出費、その他の收入を以て經營されるもので、左の事業を行つてゐる。

一、棉花栽培の指導奬勵
二、採種圃又は委托採種圃の經營
三、棉種子の配給
四、棉花賣買の斡旋
五、棉花金融の斡旋
六、棉花に關する調査及研究

七、其他必要なる事業

本會は棉花の指導奬勵に關する政府の代行機關として、本部を上海に置き、必要の地に分會及び辦事處をおくものであるが、二十八年度に於ける事業は大場鎭・江灣鎭・南通・川沙・南京の五ヶ所に棉花試作農場を設置し、同年四月上旬より開墾に着手して五月上旬に播種し、氣象、發芽、生育等の研究を開始した。なほ二十九年度に於ては前記の各試作地面積合計三十町歩の外に、左記の各地に一箇所平均九町歩の新試作地を設置する計畫である。

滬西地方　嘉定地方　常熟地方　常州地方　鎭江地方　蚌埠地方　盧州地方　安慶地方
杭州地方　松江地方　海門地方　啓東地方　如皐地方

また棉花の栽培奬勵には優秀な技術者の指導による所が大であるので、本會では中日兩國人の技術者並に指導員の養成にあたり、且つ主要産地の農民に對しては棉花講習會等を開催、所期の目的達成に努めてゐる。

八、林業振興工作

中國が農業國である事は世人の認める所であるが、その廣大な地域が林業に適してゐる事はあまり研究されてゐない。歴代の森林行政を顧る者なく、適林地帶は全土に及んでゐるが、從來より餘り植林を行はずして亂伐を事とし、且つ天災のために林業はいよ／＼廢頽して、現有森林は僅かに八%に過ぎない有樣である。

昔時から洪水は中國の名物であつたが、その對策としても造林業の重要性が認められなければならぬのであつた。最近に於ては多少此の點に留意され、前黨政府も林墾署を設け、林業の指導監督にあたらしめ、蘇浙皖三省には各々林業行政の機關、例へば江蘇省林務局、浙江省農業改良場のごときを設立し、安徽省[illegible]

ち、森林局を五ケ所に設けて指導してゐた。卽ちこれは中央模範林區管理局に附屬し、湯山・鈍山・小九華山・中首山・龍王山等の模範林五處を設け、一方蘇浙皖三省の各縣に縣立林場または苗圃場を設立して之に隷屬せしめた。

更に近年鐵道、公路の建設が進み、路側に植樹するなど設備に努めつゝあつたが、事變で甚大な打擊を受け、鐵道公路の沿線のものは大半折損し、特に冬季には戰禍を蒙つた諸民が燃料不足のために亂伐を行つたゝめ被害は甚大にのぼつてゐる。元來林業に於て植林は容易であるが、育成には長年月を要し、その間に森林の重要性を認識しない處置に遇へば、多年の勞苦は一朝にして消えて了ふ。從つて當局としても一貫した森林行政を行はねば國家百年の造林事業は行ひ難いのである。本政府は事變による農林工作の打擊を救濟するため、法により亂伐を嚴禁すると共に、優良種苗の購入、適林地への布植、友邦よりの技術者の招聘等、國家百年の大計を樹てゝ森林興隆に着手した次第である。

九、水產復興對策

中國は海洋に接する事東南二千餘里、領海の漁區正に廿七萬方里に達し、內河、湖沼は海洋と共に豐富な漁場を提供してゐる。殊に華中は江蘇省域四六〇浬、浙江省域七一八浬、合計一、一七八浬の海岸線を有して居り、浙江省の漁獲高は全國一にして、また華中の鹹水漁獲高は九千六百七十三萬元にのぼつてゐる。

戰前に於ける江蘇、浙江兩省一ケ年漁獲表

省別	漁民戶數	漁船數	年產擔數	年賣上價額(元)
江蘇	三三、七九七	三、二五三	二、九五六、七〇九	三九、八四六、二〇〇
浙江	三二八、八八四	二三、二一一	四、八八四、一〇一	五六、八九〇、〇八八

備考　但し上海特別市は別計とす

主要漁場	漁獲名			
嵊山	花鳥山	呂泗洋	黃魚	烏賊	海鰻
馬鞍群島	杭州灣	舟山羣島	水母	蟹	赤鰾
三門灣	溫州灣		眞鰹	太刀魚	

併し中國の領海内に於ける漁獲高は四億元を突破するといはれるのに比較すれば、現在の水産額は實に微々たるものである。その漁業法は昔ながらの原始的でありながら、なほ四億に及ぶ多量の漁獲を續けてゐるのは魚類の無限的寶庫を物語るものであらう。中國人は淡水魚を好み、鹹水魚は主として輸出にあてられてゐる。浙江省の杭・嘉・湖三府地方は淡水魚の有名な産地で、特に太湖に臨む吳興（湖州）縣は漁場一萬三千を有し、北は河北から南は福建までの各地方に淡水魚を供給して年六百の巨額に達してゐた。また紹興・蕭山・嘉禾もこれに次いで淡水漁場として有名である。前黨政府の陳兄弟も吳興に於ける一漁區を所有して巨萬の富を得てゐるが、その他蘇州・紹興・嘉興等の漁區でも殆んど黨政府顯官の所有區のみで、土着漁民は漁奴に等しい有様であつた。沿海住民は鹹水魚で生計を樹て定海・海鹽・永嘉の如きは漁民極めて多く、魚類豐富にも拘はらず運輸の困難、資金の缺乏から中間魚商の搾取に遭ひ、却つて漁奴の觀を呈してゐる。

以上の如く中國漁業の不振は、漁民に進取の氣象のない事、資本不足及び適正な金融機關のない事、技術上改良工夫を加へない事、生産消費の合理的合作をしない事、政府が奬勵保護を加へぬ事等に歸因する。事變以來沿岸一帶は封鎖せられて漁船は一時死を待つ有様であつたが、その後友邦軍の警戒を得て却つて從前の如き海賊禍を絶ち、他のいかなる生産部面にも先立ち、戰前の狀態に復歸する如き好成績をあげてゐる。本部は近く中央水産模範養殖試驗場を設置して、水産事業の發展、進歩を期してゐる。

一〇、水産々銷管理局設立

水産業は他の施設に比すると事變の影響は比較的僅少の部に屬するが、大小船舶の蒙つた損害は甚大であつた。そ

れは蔣軍が、退却にあたつて大小船舶を持去つた爲であり、政府はその補充に腐心してゐる。その根本的解決法として中日合辦の大組織を編成し、これを基礎として臨時辦法の設立、漁民または漁業を副業とするもの丶救濟にあたつて漁業の統制、中間搾取機關の削除、漁村の復活及び救濟、金融機關の調整、商品の配給、生産漁獲の改良增進等を計る事となり、二十七年六月一日水産々銷管理局が設定された。

一一、中日合辦事業の進行

華中に於ける經濟の復興並に開發に對しては、中日兩國政府は兩國共存共榮の本旨に遵ひ、重要産業の統制、自由産業の發展に合作の方針を採り、我國は主として現物出資、日本側は資金及び技術の提供を合作の基本として、關係當事者間に於て具體的進行を圖り來つたが、既に合辦事業の結成されたもの多數に上り華中産業の將來に一大光明を見るに至つた。今實業部の直轄する重要な合辦事業の設立されたものを列擧すれば次の如くである。

(一) 華中鑛業株式會社

本社は民國二十七年四月華中鐵鑛株式會社として設立され、二十八年七月二十七日の臨時株主總會で定款を變更し、鐵鑛のみならず華中に於ける鑛産資源の統制開發を目的とし、鐵鑛並に其他の鑛物に關する、鑛業上の投資及び之に附帶する業務等を營むべく華中鑛業株式會社と改稱した。尙資本金は中日合辦貳千萬圓である本社の第一年度に於ける事業計畫は鐵鑛百万噸採掘を目標とするが、五ケ年計畫で年産五百萬噸に增量採掘する計畫である。

なほ同社を中心とする鑛業分科會では華中に於ける鑛物資源調査を本格的に行ふ事となり、調査隊は既に十二班に分れて夫々現地調査を行ひつゝある。

(二)　華中蠶絲株式會社

本社は華中方面の機械製絲業を統制し、中日兩國間の生產及び輸出の調整を計りつゝ兩國蠶絲業の健全なる發達に資する爲設立された資本金壹千萬圓の中日合辦會社である。本社は右の目的を達成するため、機械製絲業の經營、蠶種の製造及び配給、產繭の新規利用に關する加工業、必要な土絲の賣買、及び之等に附帶する業務を營むものである が、二十七年八月十日上海で創立總會が開催されてより、二十八年十月卅一日第二回決算報告迄の一年三ケ月間の業績は驚異的發展を示した。同社は五十三製絲工場、一万九百五十六釜を現有してゐるが、目下操業中のものは製絲工場一九廠、七、〇〇〇釜である。また現在の從業員は中國人五九三名、日人一五四名、業員及業手は中國人一四、五一四名に上つてゐる。

(三)　華中水產株式會社

本社は華中に於ける漁業の統合調整を圖ると共に、水產物市場事業を整備振興せしめ、低廉豐富な水產物の供給を期せんがため、資本金五百萬圓で二十七年十一月六日創立された中日合辦の會社である。本社は本店を上海に置き必要の地に支店出張所を置く事となつてゐるが、業務の內容は左の如くである。

一、生魚卸賣市場の經營並に水產物の賣買
二、華中沿岸を根據地とする「トロール」汽船漁業並に機船底曳網漁業
三、製氷冷凍漁獲物の運搬其他各號に附帶する事業

本社は廿八年十一月末日に第一回決算報告を行つたが、治安の回復と共に一般民衆の需要も漸次增加し、上海魚市

場の如きは事變前に於ける舊國民政府實業部上海魚市場の取扱高を凌駕する成績を擧げた。

南京に於ても二十八年八月廿六日魚市場の開業をしたが、現在は主として淡水魚の提供をなし漸次、海魚・鹽魚・乾魚の配給を行ふ計畫である。

(四) 華中水電株式會社

本社は華中の電氣及び水道事業の復興に資すると共に、之を綜合統制し良質で低廉豐富な供給をなし、民生の向上産業の興隆を計らんがために設立された中日合辦特殊會社である。日本側は上海の戰事中治安の急速なる回復に資するため技師を派遣し、先づ浦東・閘北・南市の電燈を修理し、次で上海近郊の電氣水道を逐次修復して、上海一圓の治安の確保と産業の復舊に貢獻したが、二十七年六月三十日上海華商電氣・閘北水電・浦東電氣・翔華電氣・眞茹電氣・大場電氣・內地自來水・浦東自來水の各公司を綜合して資本金貳千五百萬圓の合辦組織の本社を設立した。なほ本社は華中に於ける電氣水道事業の綜合的統制實現のために、常州・杭州・蘇州・鎭江南京・無錫・蕪湖・安慶・九江・武漢・松江等を包括した一大統制會社たらんと計畫中であるが、其等は既に事實上の統制下にあり、近く其の結成を見るであらう。

右は次長葉鼎新左は同じく徐國桓

同社の傘下にある前記各會社の最近の業績を見ると、本年十月末電燈需用戶數は合計一二、九二六戶で前月に比較し合計三、六七四戶（六・二%）の增加を示し、電力では需用戶數合計二、六二一戶、馬力數四二、九二三馬力に達し又電熱では需要戶數合計四七二戶、一、八〇〇キロワットに上り、之等諸地方に於ける治安の恢復と産業の復舊とを窺知するに足るものがある。

(五)　永禮化學工業株會式社

本社は浦口にある硫安工場を經營し、漸次之を改良擴張して豐富低廉な硫安肥料の供給を目標とし、農業の改善開發に資するため、資本金壹千萬圓で設立された中日合辦會社である。同工場は今次事變で一大缺損を蒙つたが、戰火の裡より日本側技師が復舊作業を開始し、二十八年五月八日に復興創業されるに至つた。操業開始以來作業も極めて順調に進み、十月初旬には中國に於て最初の硫安が產出され、其の將來を囑望されつゝある。本社では數年後に於ける年產十萬噸の硫安生產を目指して各般の準備を進めてゐる。

(六)　淮南炭礦株式會社

本社は大通・九龍・洞山等淮南炭田一帶の炭礦を其の性質に鑑み綜合的に開發し、速かに低廉豐富な石炭の供給に當らんため資本金壹千五百萬圓で二十八年六月十五日創立された中日合辦會社である。本炭礦の運輸機關であつた淮南鐵道は、黨軍の敗退に際し徹底的に爆破されたが、友邦軍は進出と同時に炭礦の復舊にかゝり既に事變前の狀況に迄恢復を見たが、其の產出炭の輸送は淮河の水運だけでは到底不可能な爲に目下淮南鐵道の修理を急ぎつゝあり、之が全線開通を見た曉には長江一帶に低廉豐富な石炭の供給をなし得るに至り、且は華中一帶の產業復興に寄與する所蓋し大なるものがあらう。

(七)　華中印書局

本社は國定教科書の發行、其他一般出版印刷業を經營し、文化方面よりする中日提携の强化を圖る目的より、兩國

の有力な出版印刷關係者の結成に依る資本金三百萬圓の中日合辦會社である。本社は二十七年十二月十七日、上海に於て創立總會を開催し、業績は極めて順調に進展しつゝあるが、其の事業計畫としては三ケ年計畫を以て規模を擴大し兩國文化の提携に貢獻せんとするものである。

(八) 江北興業株式會社

本社は江北地方（南通・海門・崇明島）に於ける紡績其の他の產業の復興開發に資し、以て民衆の福利增進を圖るために、近く正式に創立される資本金壹千萬圓の中日合辦會社である。本社は戰火の直後友邦軍部當局指導の下に江北地方の產業保護並に復興に地方民と協力し、既に事變前と變らざる狀態にまで復興を見たが、尙右の外同地方の電氣事業並にバス事業及び水運による交通事業を兼營し、治安の回復、產業の復興に寄與してゐる。其の外江北地方の社會事業、文化事業等を助成して、病院、衞生研究所を開設し、又難民の救濟其の他公益事業を助成する等中日提携の實を擧げ、地方民感謝の的になつてゐる。

(九) 上海棉業取引所

上海に於ける棉業の地位は中國第一であり、其の堅實な發展如何は中日兩國の產業に主要な關係を有す。依て上海棉業取引所は華中棉業の復興に資せんがため、嚴格な公定相場を建て一般棉業の指針となり、民生の向上產業の興隆を計らんとする趣旨の下に中日合辦事業として資本金壹百万圓を以て近く上海に設立の準備を進めてゐる。

一二、實業部法規

實業部暫行組織規程　民國二十七年七月公布
度量衡暫行條例　同　二十七年五月公布
實業部食糧產銷管理局組織暫行規程　同　二十七年六月公布
實業部茶葉產銷管理局組織暫行規程　同　二十七年六月公布
交易所暫行條例施行細則　同　二十七年六月公布
實業部金融管理委員會暫行組織規程　同　二十七年六月公布
上海總商會組織暫行條例（單行條例）　同　二十七年六月公布
實業部商品檢驗局組織暫行規程　同　二十七年七月公布
上海魚市場組合章程　同　二十七年七月公布
實業部復興農村事務局組織暫行規程　同　二十七年七月公布
實業部商標註冊暫行條例施行細則　同　二十七年七月公布
公司組織暫行條例　同　二十七年七月公布
實業部商標局暫行組織條例　同　二十七年八月公布
電氣事業註冊規則　同　二十七年八月公布
電氣事業取締規則　同　二十七年八月公布
維新政府實業部管理絲繭事業臨時辦法　同　二十七年九月公布
維新政府實業部發給絲繭事業許可證徵收照費暫行細則　同　二十七年九月公布
上海恒產股份有限公司章程　同　二十七年十一月公布
華中水電股份有限公司規程　同　二十七年十一月公布
華中蠶絲股份有限公司規程　同　二十七年十一月公布

上海內河輪船股份有限公司章程　同　二十七年十一月公布
實業部地質調查委員會組織條例　同　二十七年十一月公布
鑛業條例施行細則　同　二十七年十二月公布
修正工業獎勵法　同　二十八年一月公布
專利權登記暫行章程　同　二十八年一月公布
修正工業獎勵審查標準　同　二十八年一月公布
獎勵工業審查委員會規程　同　二十八年一月公布
獎勵工業技術暫行條例　同　二十八年一月公布
修正獎勵工業技術暫行條例施行細則　同　二十八年一月公布
獎勵工業技術審查委員會規則　同　二十八年一月公布
修正實業部商品檢驗局蠶絲檢驗施行細則　同　二十八年　月公布
實業部繭價評議委員會組織暫行規程　同　二十八年　月公布
特許企業研究委員會規則　同　二十八年九月公布
實業部蠶絲陳列館組織暫行規程　同　二十八年十月公布
實業部蠶絲陳列館徵集出品規則　同　二十八年十月公布
實業部絲繭產銷管理局組織暫行規程　同　二十八年十一月公布
會計師資格審查委員會規則　同　二十八年十一月公布
實業部水產產銷管理局組織暫行規程　同　二十八年十一月公布
實業部商品檢驗局畜產檢驗組腸衣類檢驗施行細則　同　二十八年十一月公布
實業部度量衡局組織暫行規程　同　二十八年十二月公布

第九章　交通部施政概況

中華民國維新政府組織大綱及各部官制通則ニ基ク交通部ノ組織職掌左ノ如シ

一、本部ハ全國路電郵航各政ノ掌理並ニ民營鐵路航業電業事務ヲ監督ス

二、本部ハ地方最高長官ガ本部主管事務ヲ執行セル時ハ指示監督ノ責ヲ負フ

三、本部ハ主管事務ニ對シ各地方最高行政長官ノ命令或ハ處分ニ違法又ハ越權行爲アリト認ムル際ハ行政院會議々決後之ヲ停止或ハ撤廢シ得

四、本部ニ左ノ各司ヲ置ク

(一)總務司　(二)路政司
(三)電政司　(四)郵政司
(五)航政司

五、本部ハ航政業務ヲ處理セシムル爲メ航政局ヲ置ク航政局ハ本部ニ直屬シ之ヲ上海ニ設置ス(以下略)

幹部職員名

部長　江洪杰

次長　于寶軒

諸長年(兼總務司長)

參事　周鴻熙

陳補樓

沈柯

隨勤禮

技正　王樹春

總務司長　諸長年

路政司長　楊先芬

電政司長　梁繼鈞

郵政司長　王文蔚

航政司長　黃溥

航政局長　鄧鈞

交通部組織系統表

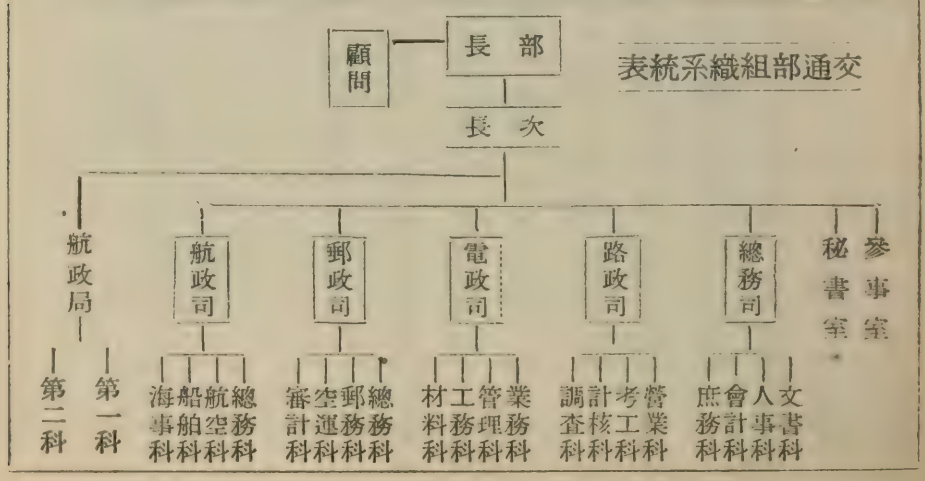

昨年度新設された航政局は第一科、第二科に分れ左の如き事務を掌る。

（一）第一科　文書の收發及保管、局令の公布等庶務一般に關する事項

（二）第二科　船舶の登記、積量の檢査、碼頭の設置及航路標識の監督等に關する事項

一、戰禍に因る交通被害

近代的大規模の戰鬪に於てはその開始の第一段階に於て交通を遮斷し或は確保し、作戰を有利に展開せんとするのが常であるが、今事變に於ても友邦軍が大陸に進擊するや直ちに飛行機數千臺を以て黨軍の交通線を破壞し、又黨軍側に於ても之に對應して各樞要の鐵路、公路を破壞し日軍の進擊にそなへた。斯様な譯で戰後の本部所管財產の被害は實に甚大に上つてゐる。特に黨軍の勢力下にあつた京漢・津浦・京綏・北寧・膠濟・隴海・正太・道清・同蒲・淮南・京滬・滬杭甬・蘇嘉・粵漢・浙贛・南潯・江南・廣九の各鐵路中、華中に屬する京滬・滬杭甬・蘇嘉・江南の四線延長九百餘粁の如きは其例に洩れず悉く破壞せられたのであるが、一たび本政府の隷下に入るや各地への治安工作と併行し、友邦が世界にその優秀を誇る建設技術の絕大な協力に依つて着々その修理を遂行し來つたのである。

然し乍ら當初に於ては鐵路に使用すべき車輛の殆んど全部が黨軍の手に依つて奥地に移轉或は燒却され、殘存して使用に耐へるものは僅かに戰前の七%に過ぎず、船舶、バスの如きに至つては殘存してゐるもの一臺も無く、公路は友軍戰車の進擊を阻止せんが爲に、縱橫に拒溝を構築したる爲に一般交通は全然不可能となり、橋梁も大部分は破壞され滬杭甬鐵道の如きは破壞鐵橋實に六十餘ケ所に上つてゐる。又トンネル・軌道・枕木・軌條等も相等の被害を蒙つて居り、鐵道附屬建物の被害は七二%に達する狀況である。又電信、電話施設の如きも使用に耐へるもの殆んどな

く、僅かに第三國所有又は日軍施設のみが殘存してゐた狀況であつた。（華中鐵路の再建參照）

二、路政工作

事變に依つて破壞された鐵道も友邦鐵道隊の努力によつて各路線共にその修復を完了し、完全な定期列車の運轉を開始しつゝあり、又一面に於ては着々軌道、橋梁、各驛間電信電話等の運輸施設全般に亘つて永久的の改修工作を進めてゐるが、昨二十八年四月三十日華中鐵道股份有限公司が設立せらるゝや、從來友邦軍の管理下にあつた鐵道は中日合辦の特殊法人たる同社の經營する所となり、貨客運賃率の合理化を計り、貨物運送負責制度等を開始し、現在旅客輸送には上海—南京間二往復、上海—杭州間一往復の急行列車を運轉してゐる。

又同年十月以降津浦線の浦口—蚌埠間、淮南線の廬州—裕溪口間の經營も亦同社に委託され輸送力の增强、施設の改善共にその實績大いに上るに至つた。

公路も亦治安が恢復するに從つて改修され、現在では江南地帶の主要路線は大部分通車可能の狀態となつてゐる。

又上海都市計畫に基く新中央停車場の建設工事も着々と進行しつゝあり、特に注意すべきは中國に於ける鐵路の總ては外債の擔保物件となつてゐる事實であつて、本政府は此の點に關し今後の交通行政上特に細心の注意を拂ひ、善處することになつてゐる。

華中交通大動脈海南線開通

三、電政工作

蘇・浙・皖三省に於ける電話は政府の成立以來友邦當局と共同して華中電氣通信會社を組織せしめ、既に民國二十七年七月三十日以來其の事業を開始し、創立後僅かに一年有餘の間に於て戰後の荒廢の中に凡ゆる困難を克服しつゝ友邦軍の支援を得て電政施設の復興を圖り、電報局を各地に增設し來つた。現在市內電話は上海・南京・蘇州・杭州・吳江・常熟・盛澤・鎭江・楊州・蚌埠等の各地は何れも施設の復舊を見た。又有線無線の電機材料輸出入審査事務を處理し、且つ機器檢查願及び免許下附事項の準備を進めつゝある。

四、郵政工作

戰禍の當初に於ては郵政施設の殆んどが破壞され、又吏員が逃避した爲に一切の郵政事務は停止狀態となり、唯僅かに各地の郵政事務は友邦の支援に依り公用及び重要郵便物の便宜を得たるのみであつたが、漸次日本郵政當局並に軍當局の配慮に依つて一般郵政をも施行し得るに至つた。

卽ち本事務が文化的並に國際的事務なりとの見地から、既設の郵便組織の改變、或は新郵便切手の發行等の形式的整備は後廻しとし、一日も早く通郵に依る人民の利便を計り、先づ一定地域內の郵便送達を目的として、蘇州・杭州・常熟その他の各地に設立された民信局を廢止せしめ、代りに既設の郵政組織を利用する事となり友邦軍當局より郵便局舍及其の附屬器具、郵便行囊等の供與を受け、一面逃避中の郵便局員の保護を完全にして就業せしめ來つた。斯くして戰禍の中より郵政は再び甦り、今や本政府治下に復活せる郵便局は二百三十六ケ所の多きに達してゐ

五、航政工作

民國二十六年八月十三日上海方面に事變が波及するや、蔣政府は「絶對的防備手段」と稱して直ちに黃浦江を佛租界バンド上流に於て閉鎖、長江通路を江陰下流に於て封鎖し、更にその後事變の進展に伴つて或は蘇浙沿岸の諸港を閉鎖し、或は江陰上流に於ける長江通路に幾多の航行障碍を設けなどして友邦軍の進擊を阻止せんとした。之に對して日軍は又第三國より蔣政權側に對する武器彈藥の補給路を遮斷する目的を以て八月二十五日第三艦隊司令長官の名に於て、長江下流より華南汕頭に至る沿岸航路の封鎖を宣言し、更に九月五日に至り全中國沿岸に封鎖範圍を擴大强化するに至つた。

竣功成つた新上海都市公路

從來中國水運の中心は長江を中心とする華中一帶の地域であり、事變前には中國汽船の約八割はこの地域に就航して居つたのである。その他數萬隻に上るジヤンクに依つて長江一帶の尨大な物資は殆んど其の大半を此の水運に依つて移動せしめてゐた狀態であつた。所が事變勃發以來約十萬噸に餘る中國の船舶は蔣政府の命令により或は前記水路の閉鎖に使用され、或は第三國の國旗の下に逃避してしまつた爲、玆に中國水運の中樞は潰滅に瀕するに至つた。故に本政府は成立の當初より友邦の援助を得、鋭意水運の再建に努め、先づ蘇浙皖省の內河水運を再建する爲に上海內河股份有限公司を創設したの

を始めとし、各地に民船公會、ジヤンク公會を結成させ、殘存船舶を有効に利用し漸次水運の整備に努め、一方事變のため第三國に轉籍したる船舶に對し極力本政府下に復歸せしむる樣努力を致しつゝある。

次に事變前に於ける華中を中心とする航空網は、專ら中國航空公司、歐亞航空公司等外國資本の經營に委ねられ來つたが、新秩序建設の大業は航空事業に負ふ所頗る大なるものあるに鑑みて、中日合辦の本格的航空會社を設立することゝなり、二十七年十二月十日暫定的に中華航空股份有限公司（資本金六百萬圓）を中華民國臨時政府、維新政府、蒙疆政府、惠通航空公司、大日本航空會社等の出資に依り、三政府の協定に依る中日合辦の特殊法人として設立し、友邦陸海軍に依る人員資材の供與、飛行場の使用、その他運營上必要な援助を得、着々その內容を充實し來つた。尙翌二十八年九月二十一日には一躍五千萬圓に增資せしめて本格的事業擴充を計ると共に、三政府は航空事業躍進に必要なる指導監督に關する協定を締結し、各政府代表委員を以て構成する中國航空聯合監督委員會を設置する等具體的施策を進め、同年十二月十日附を以て三政府同時に中華航空股份有限公司條例を制定し、其の法制的基礎を確立した。

六、內河船舶に對する處置

從來本政府は第三國の正當なる權益に對しては、戰事狀況下に於て特に深甚なる注意を拂ひ萬全の策を施し其の保護に努め來つたのである。

然るに第三國の中には往々本政府のこの意圖を逆用して第三國々旗の下に武器、彈藥、戰具の類を船舶にて運搬し將政府側に提供するものがあるが、之等に對して政府は友邦軍當局と協力し、臨機の處置を講じ、且その當該管轄國當局に對しては嚴重抗議し來つた。

此の間に於て第三國々籍を利用し、利潤を獲得せんとする者あるは本政府の最も遺憾とする所である。中國々籍に屬する船舶中にも自己保全上外國々旗を掲揚するものがある、斯様なものは假令便宜上の行爲であるにせよ、其の影響する所は甚だ大きく、又當該第三國並に我中國の尊嚴にも重大なる影響を及す爲に、極力その取締を行ひ來たつたが、二十七年五月下旬遂に其の保護取締上、内河航行船舶の正式登記を開始した。

維新政府交通部布告

―内河船舶登記に關する布告―

中國々籍船舶業者ニシテ昨年八・一三事變後其ノ所有船隻ヲシテ外國旗幟ヲ掲ケ各江岸ヲ航行セシムル者有ルハ非常時期ニ於ケル便宜ノ計トシ現在深ク咎ムルニ足ラサルモノト認ムルモ維新政府ノ業已ニ成立セルヲ以テ船舶業者ニ對シ其ノ所有船舶財産權ヲ改メテ登記セシメ以テ保護ヲ與フ可キモノトス玆ニ本部ニヨリ先ツ中國々籍ニ屬セル內河航船ノ登記手續ヲ施行ス

依テ凡テ中國々籍ニ屬セル船隻ハ布告ノ日ヨリ一ケ月以內ニ本部ニ來リ登記ヲ申請シ本部發給ノ證書ヲ持參シ常ニ航行ス可シ元ヨリ中國々籍船隻ニシテ現在外國旗幟掲揚セル者亦同シク期限內ニ本部ニ來リ聲明ス可キモノトス萬一期限ヲ經過シ登記又ハ聲明ノ手續ヲ爲サヽル當該船舶業者ニシテ其ノ權益上將來損失ヲ蒙リタル場合本部ニ於テハ當該船舶業者ヲ保護スル處ナシ故ニ深ク此意ヲ體シ後悔ヲ貽サヽル樣布告ス

中華民國二十七年五月二十三日

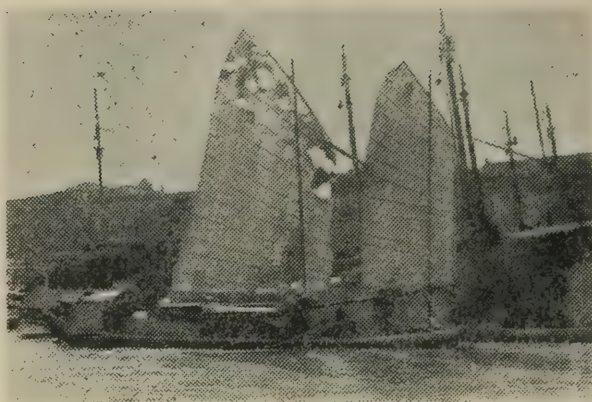

華中水運の大役を果すジャンク

七、招商局問題

蔣政權は連戰連敗の爲に戰費の缺乏を來したので秘密裡に畫策し、招商局所有にかゝる所有船舶二十五隻及び各開港場にある埠頭、倉庫、紡績工場等の附屬財産一切を擧げて、米國銀行團代表「ウイリアム・ハント」に之を讓渡し表面上は中米合辦事業の形式で新航運會社及び附屬財産運營社の二會社を創立せしめんとする尨大な讓渡契約の原則的取極を行つた。依て本政府としては二十七年三月二十八日外交部より左の如く新聞記者に宣言した。

本政府ハ各國ノ中國ニ於ケル正當ナル權益ニ對シテ國際法ノ原則及國際慣例ニ依リ之ヲ尊重ス但シ本政府成立後舊國民政府及各省政府ト各國トノ間ニ若シ條約契約等ノ締結アル可キ時ハ本政府ハ之ヲ承認セス並ニ是ニヨリ生スル義務ニ對シテハ一切其ノ責ヲ負ハサルモノトス

との言辭に基いて、民國所有の正當權益擁護の立場よりして同年四月二十五日直ちに政府の見解並に方針を布告した。

中華民國維新政府交通部布告　第一號

——招商局問題ニ關スル布告——

中華民國維新政府交通部ハ外交部三月二十八日ノ宣言ニ依リ招商局所有ノ碼頭（棧橋）貨棧（倉庫）船舶等及其他一切ノ財產ニ關シ契約ノ締結等ノ如キモノアル時ハ如何ナル名義ニ依ルモ本部ハ之ヲ承認セス並ニ是ニ由リ生スル義務ニ對シ一切其ノ責ヲ負ハサルモノトス

中華民國二十七年四月二十五日

然るに米國側に於ては本政府の抗議にも拘らず之を買收せりと稱し、友邦軍の占據を免れた上海佛租界バンドに在る金利源碼頭を經營しつゝあるが故に、本政府は目下堂々の主張を以て反駁繼續中である。

八、華中經濟に聯關しての再建狀況

交通網の確立が經濟建設の出發點である事は今更說明を要しない。殊にクリークの發達した華中に於て揚子江から網の目に伸びたクリークを中心に經濟の勃興と建設と、更に繁榮が招來された事は過去の歷史が明瞭に物語る所である。從つて經濟の再建も、再びこの自然の道に沿ふて開始される事に異論がない。

從來この揚子江航行に依り物資の運搬をして來たが、事變と共に遮斷され、且つ水路のある所は機雷や封鎖に依る沈沒船によつて航行は全く不可能となつたが、事變以來友邦海軍の獻身的協力によつて、これを除去する事が出來、着々再建工作は進んできた。それと共に各運河に於ても民船の統制保護から各種會社が設立され、それらを合同して東亞海運會社の組織計畫が進捗し、更に港灣修築案も上海港を始めとして着々進められつゝある。

陸上に於ても戰禍最も多かつた鐵道は、友邦日本軍の援助で急速に復活し、既に華中鐵道股份有限公司の設立を完了、活潑な業務の動きをみせてゐることは前述の通りである。

華中の交通網クリークと賑ふ民船

水運

本項は本書の根幹をなすもので明細に現況を記すべきではあるが、軍の作戰計畫に種々抵觸する處がある爲、止むなく之を省略して只梗概に止め、戰事狀態の終熄するを俟つて改めて詳述することゝする。

揚子江を中心とした華中一帶の地域は四通八達の運河に依つて連絡せられ、出入する物資の大半は水運に依つて運ばれる狀況であり、事變以前に於ける中國船舶（民船を除く）約三十萬噸の八割はこの地域を中心として運航せられて居た。然るに事變の勃發と共にその大動脈たる長江の航行は遮斷され、更に事變の進展に伴つて長江が友邦軍の糧道として重要な役割を演ずるに到り、一般商船の自由な航行を許されない狀態となつたので、大型船舶に依るこの地域の水運の再建は未だ充分その緒に着いたとは云へないが、蘇・浙・皖一帶の大小クリークに於ける小型船舶に依る水運に關しては治安狀況の好轉に伴ひ漸次再建の歩を進めつゝある。

(一)上海內河汽船股份有限公司の設立

江南地區（蘇州河及び黃浦江上流並に其他大小クリーク）に於ける內河運輸は事變の波及すると共に一時全く杜絶したが、その後江南の治安恢復に伴ひ漸次民船の就航を見るに至つたので、差當つて右地區內に就航する小型船舶の所有者を糾合して「江浙輪船公司」と稱する組合を結成させ、治安の維持に協力せしめたが、其の統制力は未だ充分と云ふ程度には至らない爲、遂に民國二十七年七月二十八日右の組合を母胎として上海內河汽船股份有限公司を設立せしめ、蘇浙皖地方に於けるクリーク運輸を統制強化すると共に所屬船員船夫の福利增進を圖り、更に之を以て江南地區に於ける產業の再建と治安の確保に資する所あらしめた。

(二)蘇浙皖民船總公會並に地方會の設立

民船は水利に惠れた江南の特殊性に基いて其の數實に夥しく、蘇州河のみでも一日六、七百隻の就航船を數へ、中國に於ける一大勢力を爲すものであつたが、事變勃發後此等の從業員中に多數の不良分子を含み治安恢復の一障碍を爲したが、この取締は又頗る困難を極めた爲に、民國二十七年六月初旬、差當つて最も民船の集結する地點である

上海に「上海內河民船公會」を設立せしめ、素質善良、身許確實なる者のみを加入させ、本會員以外の者は自由に航行することを許さない方針を採つた所、その結果は極めて良好であり、其の後各地に同趣旨の公會結成の氣運が熟し更に、翌二十八年十二月に至り本政府管下の全民船の統制を計るため「蘇浙皖民船總公會」並に所要の地に其の地方公會を設立することゝし、治安の確保に資せしめると共に更に進んで所屬會員の福利增進を圖ることゝなつた。

港灣

復興した南京下關碼頭の荷役の盛觀

上海港は本政府管下に於ける第一位の港たるのみならず又中國第一の港でもある。從つて其の良否盛衰は華中經濟建設に極めて大なるものがあるが、事變勃發以來戰禍に曝された爲に碼頭が破損し、或は諸種の施設が潰滅に瀕し、更に上海港としてその維持に最も重要なる役割を持つ英浦濬浦局が、蔣政府側の機關であつたが爲にその機能を發揮することが出來ず、港の浚渫が中止されるの止むなきに至り、泥土は堆積するまゝに放置されたので吃水僅かに二十八呎以下の船舶すら出入の危險を感ずる有樣となつた。二十八年十月に至り、遂に右の機關が本政府の管轄下に入ることゝなり再び浚渫事業を開始し、漸く上海港は事變前の水深狀態に復歸することゝなつた。

又本政府は別に大上海港の增築計畫を立案し新上海都市計畫に卽應して黃浦江の下流地帶を修築すべく漸次實現の步を進めつゝある。

南京その他長江沿岸諸港並に杭州に對しても逐次修築の豫定なるを以

て、友邦軍の作戰期及び修交國に對する長江開放の時期が到來すれば、長江は忽ちにして再び戰前の繁榮に回復するであらう。

鐵　道

華中の鐵道、鐵橋及び施設物の破壞されたものは極めて多いが、事變以來友邦軍の獻身的援助に依つて一應の補修は完了し、漸次本格的修復に移りつゝある。事變前に於ける華中本政府管下八〇〇粁の既設鐵道を列擧すれば次の通りである。

(一)京滬鐵道	上海—南京間	三一八粁
(二)同　支線	上海—砲臺灣間	一六粁
(三)滬杭甬鐵道	上海—閘口間	二〇九粁
(四)蘇嘉鐵道	蘇州—嘉口間	七五粁
(五)江南鐵道	南京—孫家埠間	一七八粁
合計		七九六粁

次長　于寶軒

今日此の尨大なる鐵路を一日も早く回復させ貨客の運輸を行ふならば、將來この事業の發展性は火を睹るよりも明らかである。之がため本政府は二十八年四月三十日華中に於ける經濟復興、治安確保、鐵道の合理的運營の三大目的のため政府の特殊法人である華中鐵道股份有限公司を設立して、國有鐵道及び其の附帶事業を本公司の經營下に屬せしめることにした。

本公司は資本金總額五千萬圓の中一千萬圓を本政府の出資とし、二千五百萬圓を中支那振興會社の出資、殘一千五百萬圓を其の他の出資に俟つことゝし、政府は本會社以外には華中に於ける一般運輸を目的とする鐵道の建設及び經營主要路線に依る自動車運輸事業の經營を認めない方針を採ることゝなつた。

津浦、淮南兩線は未だ友邦軍の管理下に在るが之も亦二十八年十月（七月一日に遡つて）其の經營を前記公司に委任することゝなり、江南三角地帶並に江北樞要地帶の交通線は本政府の監督下に着々整備改善を進めつゝある。

中國の鐵道は從來借款、外債の擔保とされ來つたもので之が對處には多大の關心を要するものである。本政府としては友邦軍接收當時に於ける國有財產價額を明確ならしめる爲、二十八年十月七日交通部內に臨時華中鐵道財產整理委員會を設置して鋭意その調査を進めた結果、華中鐵道株式會社の保管する鐵道國有財產の日軍接收當時に於ける價額は三六、一七六、〇三二、九九圓と決定を見た。外債問題の處理は新中央政權樹立後に行はるべく其の對處には細心の注意を要すべきである。

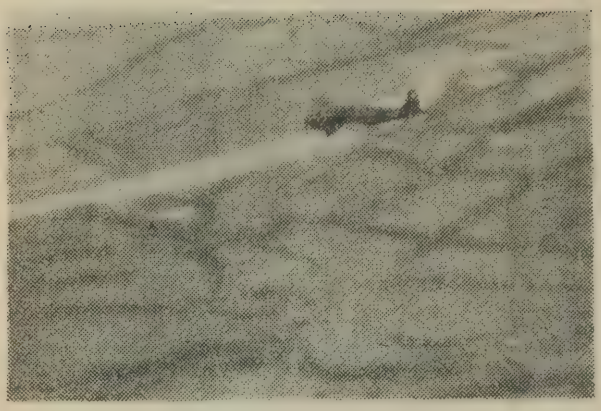

上海南京更に漢口を結ぶ中華航空機

目下旅客列車は上海—南京間の每日直通四往復（內二往復は急行）上海—杭州間直通二往復、蘇州—杭州間二往復、浦口—北京間直通一往復、南京—蕪湖間直通二往復の運行を行ひつゝある。

航空

現在中華航空股份有限公司並に友邦の大日本航空株式會社をして左記

の航路を開設せしめつゝある。

上海—福岡—東京

上海—南京—徐州—濟南—天津—北京

上海—臺北—廣東

未だ事變は終熄せざるも、既に精鋭無比の友邦空軍は完全に黨空軍を潰滅し、空界の安全保證は完璧を期した爲一般旅客空輸事業は日を逐うて繁忙を極めつゝある。

華中電氣通信株式會社

華中電氣通信株式會社は民國二十七年七月三十一日創立せられたものであるが、之より先眞茹及び劉家行の國際無線送受信所を始め各都市間の有線電信、電話の大半が戰火に依り破壞せられた爲、治安保持の必要上其の復舊は焦眉の急を要するので同年一月華中電信公司と稱する臨時實行機關（國際電氣通信會社及び日本電信電話會社を以て組織す）によつて鋭意復舊作業に努力すると共に、一方華中全般に亘る電氣通信事業の本格的復興と統制經營を計るため前記の華中電信公司の施設一切を華中電氣通信株式會社に引繼がしめた。同社の組織は次の通りである。

（一）中日合辦に依る維新政府の特殊法人

（二）資本金總額一千五百萬圓

（三）業務　華中に於ける電氣通信事業の統制、經營、電氣通信設備の貸付及びこれに附帶する業務竝に關係事業に對する投資

無線電信

現在無線電信は日・米・伯林・ローマ・香港・マニラ・大連・青島・天津・南京・蘇州・杭州・漢口及び日本船舶等に直通して居り、待望せられてゐた眞茹送信所は二十七年五月復舊全く成り、又劉家行受信所も二十九年三月前後には完成の見込みである。

有線電信

在來の施設は悉く破壞、破損を受け、使用に耐え得るものは全然なかつた。依て友邦軍及び遞信局の指導の下に鋭意復舊建設に努めたる結果、今や南京—上海、上海—杭州間の有線電信、電話の完成を見るに至り、本年九月中に於ける電報取扱數は發着總數約三十四萬通に達する盛況である。

眞茹無電臺の大鐵塔を仰ぐ

海底電線

上海—青島、上海—天津間の直通線の復舊は既に完成を遂げてゐる。

電話

上海を中心として上海市政府中心に二百回線、北四川路を中心とする閘北一帶に四百回線、其他南京三百回線、蘇州三百

回線、杭州二百回線の完成を見、南京―上海間の長距離電話四回線も既に完成(以上は軍用を除く)し、其他主要都市に於ても續々復舊成り一般の使用に供しつゝある。本年九月末調査に依る市内各地電話加入者は總數五千五百五十三名に達してゐる。

郵政

本業務に關しては中國の國情に基く特異の國際的性質に留意して專ら統一的運行を企圖したものである。從つて國際的權益の錯綜した華中に於ては特に急激な變化を避け、友邦の指導下に業務の圓滑なる發展を積極的に行ひ、昨二十八年十一月末迄に開始したる郵便局は總數實に二百三十六個所に上り、南京・上海・蘇州・無錫・常州・丹陽・鎭江・杭州・安慶・蚌埠等現在既に本政府治下の主要各地は悉く郵便局の完成を見た。又郵便局未設地に於ても友邦軍當局の特別な取計ひに依つて圓滑な郵便事務の遂行を見つゝある。

バス

自動車道路は黨軍の軍備擴充に拍車をかけられて事變前急激に完備し、バス事業の經營も亦至極良好であつた。然るに事變勃發するに及んで公私營のバスが悉く黨軍に徵發されるに至り、バスの營業は全く消滅してしまつた。

本政府は地方の秩序が恢復するに從つて先づ二十七年十一月五日、日支合辦の華中都市公共汽車株式會社を設立して主要都市内の交通恢復を圖ると共に、續いて翌年四月三十日華中鐵道株式會社の設立に依り、主要都市相互間の連絡を主とする長途自動車の運行を同社に經營せしめることゝなり、以來全面的に自動車網の擴充に努めつゝある。

九、揚子江の解放

對内外重要問題中交通部に關聯を持つ問題は揚子江解放問題である。揚子江は完全に友軍の統治下にあるが軍需品輸送の大動脈であるために、蔣軍は執拗にその破壞、遮斷に妨害の手を緩めず、從つてその水路は依然として戰場の一部をなしてゐる。友軍が第三國は勿論、日本の商船に對しても航行を許可せぬ理由は實にこゝに存する。

かくて揚子江は事變勃發以來三ヶ年閉鎖されたまゝであつたが、友軍は情勢の漸次緩和に鑑み、二十八年十二月十八日同軍陸海軍報道部では共同聲明を以て左の如く南京下流揚子江の閉鎖を解く準備を進めてゐることを發表した。

「今や揚子江下流地域に於ては、これが閉鎖を必要とする作戰の絶對的要求も漸次緩和し得る情勢となりたるに鑑み現地陸海軍は右情勢に對應して治安維持及び作戰上の必要なる制限下に南京下流揚子江の閉鎖を解く意嚮を以て諸般の準備を進むるに決定せり」と

悠久限りなき揚子江の流に浮ぶジャンク

なほ此の機會に簡單に揚子江航行權史を述ぶれば左の通りである。則ち同江は內河であつて國際法による國際河ではないが清朝の終りに於て海賊が跳梁したる時、清朝が外國武裝船の揚子江航行を許可したのに始まり、英國が阿片戰爭後賠償要求の一項目として揚子江の航

行權を獲得し、次いで米、佛、露が國際的に抑壓して、以來その解放は各國當然の權益とされるに到つたものである。

○　○

本政府は其の成立の主旨に基き、本問題に就てもとより獨自の立場を有するものであり、南京下流の解放に關しては經濟關係に不可分の關係を有する友軍と、同一歩調を取るは勿論であるが、本政府の發展的解消までは本部は友邦政府と一層緊密なる連繫の下に對處考究を吝かにするものでない。

新中央政府が成立せば、本問題もそのまゝ繼承し、新たなる陣容と一貫せる施政方針の下に中國五族の幸福を建つるために敢然友邦政府と共に萬全の對策を行ふであらうことは疑ふべくもない。たゞ友誼國の場合と更に第三國へ對する場合と自づからそれ〴〵の見解を生ずるのは當然の事である。

第一〇章　司法行政部施政概況

中華民國維新政府組織大綱及各部官制通則ニ基ク司法行政部ノ組織職掌左ノ如シ

一、本部ハ全國司法行政事務ヲ掌理ス

二、本部ハ地方最高級長官カ本部主管事務ヲ執行セル時ハ指示監督ノ責ヲ負フ

三、本部ハ主管事務ニ對シ各地方最高級行政長官ノ命令或ハ處分ニ違法又ハ越權行爲アリト認ムル際ハ行政院會議々決後之ヲ停止或ハ撤廢シ得

四、本部ハ左ノ各司ヲ置ク(一)總務司(二)民事司(三)刑事司(四)監獄司

五、本部ハ前條ヲ除キ各司ノ外情勢ニ應シ必要アラハ各部官制通則第六條ノ規定ニ依リ司乃至附屬機關ヲ增置或ハ裁併ス

(以下略)

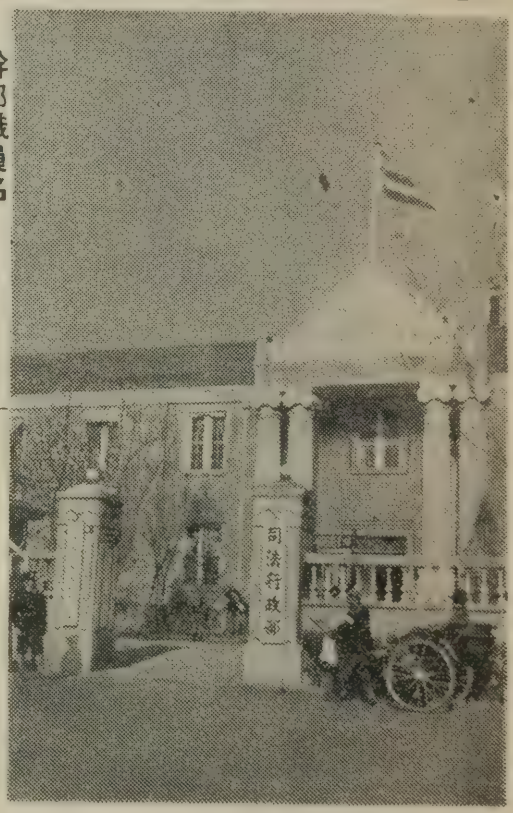

幹部職員名

部長朱履龢

次長彭清鵬

參事錢承鈞

同　江古懷

同　張清樾

同　吳憲仁

總務司長錢承鈞(兼)

第一科長錢承鈞

第二科長王果

第三科長趙善銘

第四科長鄒志高

民事司長鄭箎

第一科長孔昭喜

第二科長孔昭喜(兼)

刑事司長趙鉦鐿

第一科長陶鎔

第二科長周毓鏞

監獄司長陳世鎔

第一科長王憙

第二科長蔡樞

司法官甄用委員會

委員長彭清鵬

委員鄭箎

同　趙鉦鐿

同　錢承鈞

同　江古懷

同　張清樾

監獄官甄用委員會

委員長彭清鵬

委員鄭箎

同　錢承鈞

同　趙鉦鐿

同　陳世鎔

同　江古懷

同　張清樾

律師甄拔委員會

委員長彭清鵬

委　員　鄭　箎　　同　江古懷
同　　趙鉦鏜　　同　張清樾
同　　錢承鈞

一、司法行政部の歸屬と分野の展開

（一）司法行政部の成立及び歸屬

民衆の輿望を擔つて政府が成立するや、同年八月一日には本部も併設せられ、同月九日當時交通部次長たりし胡礽泰が本部々長に任命せられた。その頃政府本部であつた上海新亞飯店に於て業務の開始を行つたのであるが、間もなく南京に國都を奠めるや本部も亦九月二十八日南京舊兵工署實驗司廳舍に移轉するに至つた。

當時華中各地には本政府の成立以前より、既に治安維持會又は自治委員會が結成せられ、その數も四十九ケ所に達し、その一部には司法機關も亦設置せられてゐたのである。これ等が漸次その形態を備へると共に法院の形を備へ、本部管下に合流し來つたが、當時活躍したる人材にして、その儘本部に屬し引續いて司法行政のために盡力しつゝ

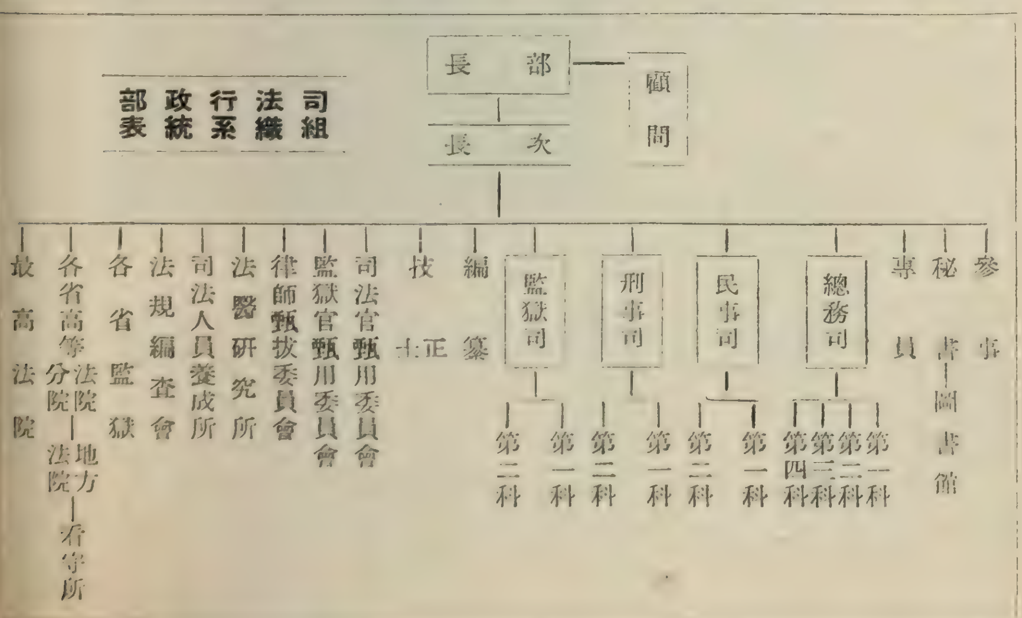

あるものが尠くない。

本政府は政綱の第一條に於て三權鼎立の憲政制度を實行して、一黨專制を排除する事を明かにしてゐる。卽ちその三權鼎立の形式よりせば本部は當然司法院の隷下に配せらるべきも、政府には未だ同院の設立を見ざる爲に本部は暫定的に行政院隷下に屬してゐる。抑々三權分立は、人民の自由保證及び法治主義等によつて、專制を排する世相の要請により提唱せられ、近代國家に於て實現を見るに至つた。然しその實際に當つては各個の國家機關により作用を擔任せしめる事及び相互に牽制する三權の機關設置により、最も妥當的組織の運行を期待したものである。

我が國に於ては從來行政官たる縣知事により裁判が行はれ、廣汎な分野に於て司法の獨立なかりし事は悲しむ可き事であつた。この點に關しては、本政府も未だ草創の期に於て充分なる三權鼎立の處置を取り得るだけの完全性を持ち得ぬ事を遺憾としてゐる。

(二) 新司法行政の更生的開進

司法行政部次長彭清鵬

二十八年二月四日、第四〇次議政會議に通過した司法行政部組織法第一條に於て、司法行政の中央集權を規定し、第二、第三條に於て司法分野に於ける各地方長官の獨裁排除を定めてゐる。

最高法院の成立に關しては、二十八年一月五日公布された第三審上訴臨時法廷組織條例第一條に「司法院成立セサル以前ハ第三審上訴臨時法廷ヲ設ケ最高審判及ヒ法令解釋統一ノ職權ヲ行ハシム」と規定し、第三審上訴法廷を臨時に組織するかに見えたれど、二十八年五月二十五日最高法院暫行條例の公布によつて、同六

月十六日初めて最高法院の成立をみるに至つた。

曩に公布された第三審上訴臨時法廷組織條例は「第三審臨時法廷ハ司法行政部ニ隷屬シ維新政府ノ所在地ニ置ク」と規定し第三審上訴法廷を司法行政部の隷下に屬する事を明かにしたが、後に公布された最高法院暫行條例に於ては、最高法院と司法行政部との關係を規定せず、蓋し該最高法院を發達せしめ、これを司法院と同等の地位に昇らしめて、司法院の下に司法行政部と行政法院とを併立し、行政・立法・司法の三權鼎立を形成せんとしたるものである。その所以のものは、更生中國が一日も早く法治文化の機能を持たねばならぬからである。顧れば今次事變によつて覺醒された民族的自覺は、遂に治外法權の撤廢に烽火を擧げるに至りつゝあるが、本部は之に對し指導的立場にあり、その責任たるや重且つ大である。この點に關しては後述の餘地を殘すも、當面に於ては斯かる重大事項の處理には之に對處し得る確固たる部內外の充實が必要である。永き歷史に於て中國を蠶食した各國への指摘は、充實せる實體を背景とした論證こそ最も有意義な事である。

故にこそ內に於ては各方面共に國內態勢の復活更生を圖りつゝあり、本部に於ても時勢に順應して法令規則の改訂法院、監獄の分期回復、司法人員の養成・登記等を行ひ、或ひは法規編纂會を設置しては親族法・相續法等を立案し來つたのである。然し乍ら戰禍後吾人に殘されたものは總て最惡の條件のみであり、人的に財的にあらゆる困難を忍ばねばならなかつた。例へば機構充實の爲の資財の不足、運法人材の過尠、加ふるに地方交通は全く不便であり、法院・監獄の復舊に際しても從前の公文書悉く散逸して恰も新造するのと何等變らぬものがあつた。就中運用人材の缺乏は最も關心を要し來つた處であり、所要の司法人員は相當の學識と經驗とを必要とするに、人材は逃避して資格閱歷ある人士は逡巡して進ます、急遽登用は極めて困難であつた。今日漸く各方面の法院・監獄・看守所・附屬機關等

も恢復して、戰前の約七、八割程度に迄到つてゐるが、しかも司法人材の招聘には猶焦慮しつゝある處である。

又司法の運行と不可分の關係にある法規にして未だ立法を見てゐないものに、非訟事件手續法・信託法・競賣法・供託法・少年審判法・矯正院法・司法事務共助法・抵當證券法・工場抵當法・鑛業抵當法・刑事補償法・刑事交涉法逃亡犯罪人引渡條例等があり、尙法存して實績の擧らぬものに戶籍法、不動產登記條例がある。これは人と物、換言せば生命及び財產の國家的表現形式であるが、これを完璧ならしめる爲には第一に戶口調查、第二に地籍整理を斷行しなければならぬ。茲に於て多岐多端の解決を要する事項山積し、益々責任の重大を覺えるものである。

二、司法權の獨立に對する處置

「裁判ハ法律ニヨツテ行ハレル事ヲ要ス」との法治主義及び「裁判ハ法院（裁判所）ニ於テ行ハレル事ヲ要ス」の司法權獨立の原理により、法院制度の確立に對し全力を擧げ來つたのであるが、形態に於ては未だ政府に司法院の成立を見てゐない關係上、一應本政府に於ては未だ「司法權確立に至らず」と稱する事が出來る。然し中國に於ては司法權が行政權の下に在りし事は、永い過去の歷史の證明する處である。前蔣政權に於ても、縣知事の法官兼理が行はれつゝあつた事實よりしても明かであらう。

卽ち縣知事の法官兼理は司法權獨立の觀點よりすれば、害あつて益ないものと見られるのである。これこそは眞に裁判の公平を疑はれるものであり、從來よりの積弊である。試みに事變直前の兼理狀態を調查するに、中國全縣數一七五〇縣中に地方法院の設備あるものは、僅かに二九二縣に過ぎず、他は舊例に據り一審の司法事務は悉く縣知事に委任せられ、縣知事は承審員の補助を受けて裁判を專行し來つた程度である。

黨政府は最近に到つてこの積弊を改革すべく司法・行政の分離、卽ち司法權の獨立に努め、民國二十五年四月九日縣司法處暫行條令を公布し、全國各縣に地方法院を布設せんとする豫備設備として各縣に司法處を設置し、縣知事は檢察事務のみを兼理し、別に獨立の審判官を各縣に配屬して裁判を專行せしめんとした。かくて二十八年六月末日を期して、一齊に縣司法處を地方法院に改組せんとしたが、これは徒らに法律訓令を殘したのみで、實現を見るに至らなかつた。當時縣知事の司法兼理の實情は、刑事手續に於ては糾問主義に依り民事手續に於ては當事者、代理人の出廷を許さず、幾多の專制的色彩を保有して居たのである。

依て本政府は成立以來此の弊を根本的に改革すべく、二十八年六月十八日本部より**縣知事兼理司法事務暫行條令**を公布した。これは從來の制度が廣汎な第一審司法の分野を掌して來た事實に基き、裁判の神聖に惡影響を與へ來つたのみならず、人權保證の見地からしても幾多の問題を將來に殘したものであるが故に、新制度の實現には愼重の考慮が必要であり又あらねばならぬ次第である。

○　○　○

又司法權獨立の第二義的要請として、司法官の身分保證及びその權限の獨立が絕對必要である。本政府に於ては二十七年四月二十七日公布せられた政府令（舊令適用の原則）による、舊法院組織法の規定により司法官の身分は保證せられてゐる。卽ち行政官廳の自由裁量によつて身分を奪はるゝ事なく、任意の辭職以外は刑罰による失官或は懲戒、免官等官吏懲戒法所定の原因及び手續によらなければ終身官として在職し得るのである。

なほ判事は、身分職務について上官の監督を受ける事は當然であるが、裁判權行使に當つては何人の指揮をも受ける事なく、一に法律によつて裁判する權限を有して居る。同組織法第九〇條は「本章各條ノ規定ハ審判權ノ行使ニ影響セス」

と規定して、司法官權限の獨立を明かにしてゐる。

三、法院の充設とその活動

(一) 戰前の法院と復設現況

本政府は前述の如く未だ司法院の成立を見て居ないが、本部は行政院の隸下に於ける活動と併行して、法官の身分保障及び縣知事の司法兼理を法により禁じ、又獨立強化のために一路人材の招聘、養成を圖り、且つは法院の設立に努めつゝある。

然るに上來既に屢々述べたるが如くに、甚大なる戰禍を被りたる後あらゆる最惡にして至難な條件に迎へられつゝ努力するの辛苦たるや到底簡單には筆舌に盡し難く、實に計る可からざるものがある。卽ち、各種法院の充設に對處しても、單に經濟と人材に不足を告げるのみならず、交通の不便よりしても司法人員の兼職を實施し得ず、結局廣大な治下に各法院を設置するは早急には絕對不可能であり、治安交通の回復を俟つて各縣に地方法院を設立する事が、最善の方策であり最良の方針であつた。

初代司法行政部長 胡汝奎

故に先づ本部は鐵道沿線の縣に地方法院を設け、次いで商業都市、舊府、舊州に及ぼす事とし、人口の比較的僅少、商業も亦稍簡疎なる縣には地方法院を設立し來つたのである。

茲に成立以來二ケ年の法院狀況を述べるに當り、簡單に戰前との狀況を對比し、蘇・浙・皖三省に於ける事變前の地方法院布設狀況を見れば左の如くである。

省別	管轄縣數	地方法院ある縣	地方法院を開設すべき縣
江蘇	六一	一〇	五一
浙江	七五	三	四三
安徽	六三	八	五一
計	一九八	二〇	一四五

即ち三省を通じ、縣數一九八に對して法院の設置あるものは僅かに四分の一の五〇縣に過ぎなかつた。然るに本政府に於て現在迄に既に完成を見たものは、南京を初めとして江蘇省に高等法院一ケ所、地方法院十ケ所、地方分院六ケ所、浙江省に高等法院一ケ所、地方法院三ケ所、地方分院一ケ所、安徽省に高等法院一ケ所、地方法院二ケ所合計廿六ケ所の法院の設立を見、既に本政府管內主要部分に於ては完全な三審制度の運行を見てゐる。試に前黨政權時代の法院と現在の復設狀況を表示すれば左の如くであり、その現況も判明するであらう。

省別	黨政府時代法院	處數	本政府復設狀況	處數
江蘇	高等法院	一	高等法院	一
	高等法院分院	五	地方法院	一〇
	地方法院	一八	地方法院分院	六
浙江	高等法院	一	高等法院	一
	高等法院分院	三	地方法院	三
	地方法院	三	地方法院分院	一
安徽	高等法院	一	高等法院	一

(二) 各種法院の狀況

○各法院設立月表

省名	法院名	設立年月日
(江蘇)	最高法院(南京)	二八、六、一六
	江寧地方法院	二七、二、三
	吳縣地方法院	二八、一、一
	鎭江地方法院	二八、三、一
	常熟地方法院	二八、五、二九
	松江地方法院	二八、八、一
	上海地方法院浦東分院	二八、六、一
	吳縣地方法院崑山分院	二八、九、一
	上海地方法院滬西分院	二八、一〇、一
(浙江)	浙江高等法院	二八、二、二
	吳興地方法院	二八、六、二六
	嘉興地方法院嘉善分院	二八、八、一
(安徽)	安徽高等法院	二八、七、一
	蕪湖地方法院	二八、六、一

法院名	設立年月日
江蘇高等法院	二八、一、一〇
上海地方法院	二八、一、一
無錫地方法院	二八、一、一
江都地方法院	二八、五、一
武進地方法院	二八、六、二四
南通地方法院	二八、八、一五
吳縣地方法院吳江分院	二八、九、五
常熟地方法院太倉分院	二八、九、八
常熟地方法院嘉定分院	二八、九、五
杭縣地方法院	二八、二、二
嘉興地方法院	二八、八、一五
鳳懷地方法院	二八、六、一

○各法院檢察署幹部職員名

最高法院

院長　朱　履　龢（轉）二八年六月一六日任命
推事　陳　瑞　臻　二八年七月一日任命
　　王　鳳　球　二八年七月一日任命
　　胡　善　翮　二八年七月四日任命
　　孔　憲　穀　二八年八月二六日任命

最高法院檢察署

檢察長　錢　謙　二八年六月一〇日任命
　　鐘　尙　斌　二八年七月一日任命

江蘇・浙江・安徽高等法院

江蘇院長　陳　福　民　二七年一二月一日任命
安徽院長　張　孝　琳　二八年五月一三日任命

○各級法院檢察署推事（判事）・檢察官（檢事）員數表

最高法院	庭長	一	推事	七
同檢察署	檢察長	一	檢察官	三
三省高等法院	庭長	四	推事	一三
同檢察署	首席檢察官	三	檢察官	六
三省地方分院	庭長	三	推事	四七
同檢察署	首席檢察官	三	檢察官	四〇

○各地法院受理案件序列表（自二十八年八月至同年十月）

庭長　陳　伊　烟（兼）二八年八月一二日任命
　　林　鵬　霄　二八年七月一日任命
　　柴　宗　濼　二八年七月一日任命
　　沈　文　傑　二八年八月一九日任命
書記官長　任　家　駒　二八年七月一日任命

檢察官　林　廷　琛　二八年七月一日任命
　　高　維　濬　二八年七月一日任命

浙江院長　孫　鞏　圻　二七年一二月一日任命

各地方法院	民事受理件數	刑事受理件數	順位	各地方法院	民事受理件數	刑事受理件數	順位
吳縣地方法院	三五六	五九五	二	江都地方法院	三三九	二九	六
上海浦東分院	三二六	五七九	三	無錫地方法院	二三四	二四五	五
杭縣地方法院	二二一	一三三	一〇	鎮江地方法院	二〇三	一五一	九
江寧地方法院	一三八	七一二	一	常熟地方法院	一三〇	二〇二	七
蕪湖地方法院	一二四	五八	一三	吳興地方法院	一〇三	七九	一三
鳳懷地方法院	五九	一二	一二	武進地方法院	四〇	一七〇	八
上海地方法院	二八	三五〇	四	吳縣吳江分院	一九	四九	一四
嘉興地方法院	九	一五	一七	嘉興嘉善分院	六	一〇	一八
南通地方法院	六	二九	一五	上海滬西分院	二	四	一九
常熟太倉分院	一	二九	一五	常熟嘉定分院	〇	三	一六
松江地方法院	〇	〇	二〇	吳縣崑山分院	〇	〇	二〇

尙、前表を細別すれば、地方法院全部を通じ、民事受理件數の最多數を占めるものは金錢貸借事件にして全受理件數の約六割五分、次に家屋に關する事件は一割、續いて婚姻、手形及び土地に關する事件の順序となる。

また地方法院全部を通じ刑事受理件數の最多數を占めるものは窃盜の約三割、鴉片の約一割四分、傷害、婚姻、家庭妨害罪之に次いでゐる。

○高等法院受理件數及地方法院上訴率（民國二十八年八月）

省別	民事訴訟 地方既決	民事訴訟 高等法院受理	民事訴訟 上訴比率	刑事訴訟 地方既決	刑事訴訟 高等法院受理	刑事訴訟 上訴比率
江蘇	三八二	五八	〇·一五	八六一	一五八	〇·一八

浙江	六一	一八	〇・二九	五一	二一	〇・四一
安徽	三七	一五	〇・四	三二	一六	〇・五
合計	四八〇	九一	〇・一八九	九四四	一九五	〇・二〇

前表は民國二十八年八月に於ける全地方法院の、民事・刑事の既決件數と同年九月に於ける高等法院の受理件數を比較し、上訴率の概算を示したものである。卽ち地方法院に於ける民事既決事件の高等法院への上訴率は一割八分九厘で、地方法院に於ける刑事々件上訴率は二割を示してゐる。

○最高法院及び高等法院の既決件數

江蘇・浙江兩省の兩高等法院は廿八年三月より審判を開始し、安徽高等法院はやゝ遲れて同年七月から開始され最高法院が同年九月一日より審理を開始するに到つたゝめ、各高等法院はそれまで上告書類を保留してゐた。

右各高等法院の審理開始より最高法院審理開始に到る期間の各高等法院總既決件數は左の如くである。

高等法院	民事既決件數	刑事既決件數	高等法院	民事既決件數	刑事既決件數
江蘇	九二	二四〇	浙江	四九	一三六
安徽	三一	三五	合計	一七一	四〇一

右のうち廿八年九月中に最高法院で上告事件として受理した件數は民事六件、刑事四二件で、民事は三分五厘、刑事は一割強の上告率を示してゐる。

最高法院に於ける民・刑事々件の審理は口頭辯論を開かざる書面審理を原則とし、例外として口頭辯論を開く事を得、從つて第三審刑事廷では官選辯護人制度は適用されてゐないのである。又最高法院の開設以來廿八年十一月までの受理案件及び未決案件を表示すれば左の如くである。

民事事件

九月	結審	二
	未決	三
十月	結審	六
	未決	一
十一月	結審	四
	未決	〇

刑事事件

八六	結審	四七
	未決	元
六七	結審	三
	未決	四
六	結審	元
	未決	元

四、監獄及び看守所の設置狀況

本政府に於ては受刑者に對する科刑方針として累進制を採用しつゝあり。卽ち受刑者の改悛を目標とする立前より、その發奮努力の程度に應じて處遇を緩和する累進漸輕式であり、近代文明國の刑の基礎をなす態様である。裁判上言渡のあつた刑期を數階に別ち、各段階に於ける服役成績の如何により上級へと進級の遲速を定め、且つ上級に從ひ漸次服役の束縛を緩和する方法を講ずるものである。此の制度の目的は他動的誡訓教化を以てしては受刑者が偽善を裝ひ、これが爲所期の目的が達し得られぬ場合など考慮し、人類の希望及び向上心を利用したものであるが、我が國に於ては從來此の制度

江蘇省江寧地方法院看守所

現最高法院長伊烟

は採用せざりしも、庶政更新に際しては、是非共實施して社會安寧の目的達成のために資せなければならぬ方法であつた。

累進制を採用した治下の監獄及看守所は、既に完成したもの、江蘇第三監獄（吳縣）・浙江第一監獄（杭州）・江蘇第四監獄（南通）、安徽第二監獄（蕪湖）の外、吳江・崑山・嘉善・大倉・嘉定の五ケ所に監獄兼看守所が設立され、此の外看守所は江寧・上海・吳縣・鎭江・江都・無錫・常熟・杭縣・吳興・鳳懷・蕪湖・浦東・南通・武進・松江・滬西・嘉興の十七ケ所にあり、なほ近く南京に江蘇第一監獄が建設される事となつてゐる。

卽ち以上を戰前に就て考ふれば、事變前江蘇省に設置せられし監獄及び看守所は廿七ケ所であり、そのうち事變後復設したもの十七ケ所、同じく浙江省では卅七ケ所のうち五ケ所、安徽省では十三ケ所のうち三ケ所で、合計廿五ケ所が現在復設してゐる譯である。而して現在各監獄及び看守所に收容されつゝある者は左の如くである。

監所別	收容人員		所在地	監所別	收容人員		所在地
江蘇第三監獄	男四〇八	女一六	蘇州	江蘇第四監獄	男四五	女三	南通
浙江第一監獄	一六三	三	杭州	安徽第二監獄	一三九	二	蕪湖
江蘇江寧地方法院看守所	四三九	五三	南京	江蘇吳縣地方法院看守所	八三	六	蘇州
江蘇上海地方法院看守所	四三一	六	上海	江蘇無錫地方法院看守所	一三八	一三	無錫
江蘇常熟地方法院看守所	一一四	四	常熟	江蘇鎭江地方法院看守所	一三八	一三	鎭江
江蘇武進地方法院看守所	七三	四	武進	江蘇江都地方法院看守所	一五七	一二	江都
江蘇崑山分院看守所	五六	二	崑山	江蘇南通地方法院看守所	四六	二	南通
江蘇吳江分院看守所	七〇	五	吳江	江蘇浦東分院看守所	一四七	三	浦東
江蘇滬西分院看守所	五六	二	滬西	江蘇松江地方法院看守所	一四	一	松江
浙江杭縣地方法院看守所	一三二	一	杭州	浙江吳興地方法院看守所	一三	一	吳興

浙江嘉興地方法院看守所　九　二　嘉興　浙江嘉善分院看守所　二　〇　嘉定
安徽蕪湖地方法院看守所　三六　四　蕪湖　安徽鳳懷地方法院看守所　九二　一〇　蚌埠
江蘇太倉分院看守所　四　五　太倉　合　計　三、二三名（民國二十八年十一月三十日現在）

內譯

既決男犯　一五二二名　女犯　四六名　未決男犯　一五三九名　女犯　一五五名

○　各監獄の作業狀況（二十八年十月現在）

機關別	作業科目	作業收入 每日平均	作業人數 每日每人平均收益
江蘇第三監獄	炊事　煤基　土木　縫紐　糊盒　印刷　女紅	五三五・六七元	二六三　六分二厘弱
浙江第一監獄	炊事　印刷　縫紐　理髮	三一・七七	五三　二分
安徽第二監獄	炊事　織布	四六・二五	一〇　一角五分四厘
江蘇第四監獄			

なほ作業狀況表によれば、作業科目に於て改善の必要あるは勿論なるも、一人當り一日の平均收益極めて寡少であり、囚人の食費支辨の費にさへ及ばぬ狀況である。

○　將來の法院監獄看守所開設豫定

既に豫算の立案を得、本年三月迄に開設を了せんとしてゐるもの、法院十五ケ所、監獄三ケ所、看守所十四ケ所であるが、省別に列擧すれば左の如くである。

省別	地方法院	地方分院	監獄	法院看守所	監獄兼看守所
江蘇	如皋　崇明	奉賢　南滙　江陰　丹陽　川沙	第三分監	如皋	崇明　寶山　奉賢　南滙　川沙　江陰　丹陽
浙江		海寧　長興　平湖	第二監獄		海寧　長興　平湖

安　徽　合肥　桐城　懷寧　滁縣　第三監獄　滁縣　桐城　合肥

五、附屬機關の設立

(一)諸機關の附設

目下部內には、民刑各法典及び附屬法規を編纂する法規審查會を置き、深く中國に於ける慣習を調查して、新情勢に適合せざる法令の修正及び政綱と抵觸する諸法制を廢止變更し、現在及び將來の各種規定に資せんとしてゐる。また人材登用の見地よりして、司法人員登記任用の制度を定めて、曾て司法官・書記官・監獄官に任ぜられたるものゝ資格を審查の上、登記を許し、且つ甄用暫行辦法を規定して登用の道を開き、他面に於て律師甄拔委員會（辯護士選拔認定委員會）によつて人權保障の完璧を期してゐる。

我國には曩に司法講習所・司法儲材館・訓練所を設立して、是等卒業者の法界に服務する者は數千を下らなかつたが、事變後は司法人材の缺乏特に甚だしく、一面法によつて甄用の方策を講ずると共に、廿八年四月司法人員養成所を設置して嚴重なる考試の上、健全なる司法官・書記官・監獄官を養成し來つた。その第一回卒業生は書記官・監獄官兩班とも廿八年十一月卅日業を終了し、既に官職に送り出されて居り、また同年七月には法官班の第一回入學試驗が行はれ、既に法官の實務に從ひつゝある。又法律の運用には博き學識と公平なる判斷とを必要とするが故に、本部內に圖書館を設置して各位の考證に資する事としてゐる。

以下二、三本部附屬施設の主なるものを畧述する事とす。

（二）法規編査會成立

法規編査會は民國廿八年一月廿八日議政委員會によつて議決された法規編査會暫行規則に基づいて設立した。會のその目的は時勢に對處して法規を國情民俗の情形に適應せしむるがためである。卽ち廿八年三月以降親族法の修訂に着手し、各地の慣習又は東西各國の成立法に就いて論議を重ね、他面司法行政部を經て各機關の意見を聽取したる外新聞により一般の投稿を募集するなど、極力民意に添ふ可く努力した。

かくて民法九六七條乃至一二五八條の編修を得、九月十六日本會の草案を司法行政部長に提出、十月四日各部に呈示する他、引續き親族編に補註すべき修正理由書の作成を急ぐと共に、相續法の改修にも着手してゐる。本會は民國七年成立の北京法律修訂館の體制に做つたものである。

（三）司法人員養成所創設

民國廿八年四月十九日司法行政部々令を以て司法人員養成所章程を定め、同年四月廿一日南京夫子廟の江寧地方法院に隣接して本養成所が開設された。本所は、司法官班・書記官班・監獄官班に分れ、司法實務を重視し司法人材を培養して法治の基礎を確立する事を目的としてゐる。司法官班の修業年限は一ケ年、書記官班、監獄官班は六ケ月を以てする。司法官班の應試資格は嚴重で、入學は民國廿八年四月十九日公布された司法官考試暫行條令により試驗し、法律學筆記及び口頭の試驗を以て合格者を本班に入所せしめ、一ケ年の修習後に再試を行ひ司法官に任用する。

なほ右の三班は班員に一律に修學費・講義費を免除する外、手當費・宿食費を支給する事になつてゐる。書記官班

監獄官班は廿八年十一月卅日既に第一回卒業生卅二名を出し、同年十二月第二回入學者六十名を選抜入所せしめ、また司法官班は同年七月第一回の初試（入所試驗）で二〇名を採用就學中である。なほこの選抜には典試委員會を設けその議決により入所者を決定せしめてゐる。

（四）法醫學研究所設置

醫學及び自然科學を基礎として、法律上の問題を研究し鑑定する法醫學は、法律運用の實際上極めて重要な關係を有してゐる。卽ち犯罪人、傷害人乃至は精神異常者の行爲、心身狀態及び周圍との關係に就いては、法醫學で科學的斷案を下し得るのみならず、自殺・他殺・急死等の屍體及び關係物體に關する疑件は、これによつて鑑別闡明する事が得られる。或は廣く社會の病的現象を、如何にして豫防するかの社會政策的立法問題より裁判確定後受刑者を處置すべき科學的行刑問題に到るまでが、法醫學の分野に入つてゐる。本部から法醫學研究所設置を希望して止まざる處はかゝる要點からである。

六、治外法權の對策

（一）領事裁判の撤廢

英國は阿片戰爭により租界の特權を獲得し、長髮賊の亂に乘じて揚子江流域不可侵條約を締結せしめ、是を以て英國の特殊地域たらしめた外、中國の各所に領事裁判權を獲得し、同時に諸港の稅關に對する管理權を得て一世紀にわ

たる權力を振ふに至つた。

其後各國ともその擧に倣つてゐたが、先年北京に開催された列國關稅會議に於て、友邦日本の斡旋により中國はわづかに關稅々率の自決權を回復した。然し乍ら稅關收入の保管權はなほ英國の掌中にあり、收入の一切は英國の滙豐銀行に貯蓄し之を他の銀行に預金する事を許さなかつたが、廿七年五月日英交涉の結果、友邦軍の進出區域內の關稅收入は滙豐銀行以外の銀行に預金する事となつた。また英國を首班とする歐米諸國が、中國その他アジア諸國に加へた領事裁判、租界等の暴壓は、恰も阿片の如く中國を麻痺せしめんとしつゝある。苟も我が民族にして東洋を愛する一滴の血あるうちは此の暴壓打破に邁進しなければならない。由來中國は原有主權の回復に努力する事三〇年、漸く法院・監獄・看守所の設置において意を安んずる狀態に立到つた。友邦日本は早くも此の新狀勢に對處して、廿七年十二月十二日近衞首相の聲明により、租界及び領事裁判權の撤廢につき準備ある旨を言明、我が民族運動に呼應した。これこそ列國も同樣態度に出でなければならぬもので、領事裁判權の撤廢も近き將來としなければならぬ。

上海租界特地法院と問題の英兵

(二) 上海租界法院への處置

租界問題の一として國論を沸騰せしむるものに特區法院の問題がある。上海は本政府の領域內にありながら恰も敵國の觀をなし、相錯綜せる各種の利權は氾濫を呈してゐる。此の複雜怪奇な租界の存在こそ

は反つて不逞無賴の徒の絶好の根據地となり易く、白晝公然とした暴行が行はれるに至つては、本政府としても尙その存在は、許し難いものである。

租界法院の特異性を述ぶれば左の如くである。

租界內に於て未だ重慶政府の管下に屬するものは、共同租界に第一特區地方法院、江蘇高等法院第二分院、佛租界に第二特區地方法院、江蘇高等法院第三分院があり、其他私かに第三審法院を佛租界法院に附設してゐる。此等租界內法院はその源を遠く一八六四年に發し、爾來中國政府と租界當局との間の勢力の消長に應じて、或は中國政府の支配を受け、時には租界當局の勢力下にあるなどの變遷を經てきたのである。（一八六九年以來會審衙門、または會審公堂、混合裁判所等の名稱で呼ばれた）

一九三〇年以來英・米・和・諾・伯の諸國と中國政府との協定により、純然たる中國法院の性質を有するものに改組されるに到つたが、それが租界にある關係上、管轄が租界內に生じた事件のみに制限せられる事、中國の法律の外に租界の土地章程及び附則が優先的に適用せられる事、刑事犯罪の起訴權が原則として租界側（工部局）に屬し法院檢察官は特殊犯罪に限り補充的起訴權を有するに過ぎざる事、法院檢察官が拘留狀を發する事を得ざる事等の特異性に基き、就中右の裁判權と檢察機關とが別個の根據より出た一種の畸形的制度は、幾度かの摩擦を惹起した事は當然といはねばならぬ。

今次事變により、上海の周圍は全く友邦軍の占領する所となつたが、租界のみは諸外國の利害錯綜する關係よりして各國が區域を分擔して警備の責に任ずる協定により一應は安定した。前述の租界法院は英國並に佛國の警備區域內に存在し、日軍が敢てこれに直接的實力支配を及ぼさざるを奇貨とし、今日なほ國民政府の法院たるの立前を堅持し、

重慶側の旗幟を揭揚し國民政府の名に於て審理を行ふ奇怪な現象を呈しつゝある。同職員は、共同租界に於ける法院内には高級職員たる推事檢察官・書記官長のみで五十餘名、佛租界に於ける法院内には約四十餘名がゐて、多數の民刑事々件を處理して居る。法院維持の經費は重慶政府から支給せられるを原則としてゐるが、支給はなくとも印紙稅罰金、押收品賣却等の收入により維持は充分可能である。訴訟印紙賣上金の四分の一は、現在に於ても中央銀行を通じ國民政府に送金されつゝある狀況にして、また特區法院は罰金收入を以て經營するとしても、每年尙四十萬圓の剩餘金を生ずると稱せられてゐる。租界はかゝる不合理な特殊區域であるが故に、本政府は友邦の協力下に租界の回收に全力を注ぎ、同時に本部としても多年の宿望である治外法權撤廢第一段階として前記法院の接收に奔走し來つた。

なほ租界の法院は以上を以て留まらず、各國の領事を以て行ふ領事裁判があり、殊に英國の如きは領事による裁判と正式裁判所による裁判を併用し、正式裁判所は英國中國高等法院と稱し正檢事一名、補助檢事若干名から成り、平素上海に常置せられつゝあるも必要に應じ中國全土何處でも出張、巡回裁判を行ふ組織になつてゐる。獨逸も同國人間の民事々件は獨國人總商會で審理するのを通常としてゐるのである。

七、特殊司法機關

我國に於ける封建的傳統は長い歷史のうちに社會機構の奥底に浸潤し、その因襲から脫却する事は一朝にして成し能はぬ所である。司法の分野また然り。殊に陋習として今なほ形態の改まらぬものに司法と行政の混入があり、これは長短是非の論は別としても立憲思想の上からは默過し得ぬ問題である。

而も是等特殊機關の機構必ずしも單一ではなく、省を異にするに從つてまた相違ある狀態である。此の複雜性を說

明するために各省別に事變後の經過を說明する。

(一)　浙江省特殊司法機關

二十六年十二月友邦軍の杭州入城に相前後して蔣軍は省內の各都市より撤退したるため、先覺の士は友邦軍の協力下に、直ちに樂土建設の目標から治安維持會・自治委員會の組織に着手した。卽ち各會はこれに司法股、司法科或は司法處と稱する部局を設置し、司法並に警察事務を取扱ひ、犯罪の防遏、勸善懲惡に專念してきた。二十七年六月廿日杭州市に省政府が組織せられ、省內各地の自治を統轄するや、先づ縣公署の組織を促進した爲、各地自治委員會はその組織を改組して縣公署を組織し、自治の本道に立歸つた。

かくて各縣の秩序も漸く安定し來つた爲に、同年十一月省政府は省令により浙江省司法機關組織暫行條例・浙江高等法院組織暫行辦法・浙江高等法院附設方三審上訴臨時法廷組織暫行辦法並に、杭州地方法院組織暫行辦法を公布し維新政府成立前の暫定的法院の設立を企圖し、杭縣司法處（在杭州市）を改組して浙江高等法院とし、別に同市に杭州地方法院を設置、かくて該法院及び各縣司法處の第二審事件を統一處理し、更に右高等法院內に臨時第三審法廷を附設して、維新政府最高審判機關成立前に於ける第三審事件を審理し來り、二十八年二月十一日本部直轄に合流されるまでその司法權を行使してきた。本部は成立以來法治制度の完璧に努力して來たが、未だ諸般の狀況からして法院設置に到らぬものもあり、且また法律秩序並に司法機構の單一統轄は、司法權の運用及び擁護上一日も之を忽にすべきものに非ざるが故に、同年五月十六日部令を以て縣知事兼理司法事務暫行條例を公布、吳興・嘉興・嘉善の各法院を設置した外、各縣に於ても右條例に準據し縣司法處或は自治委員會司法處を改組し、縣知事は承審員・書記官・

檢驗官・執達員・廷丁等の助理を得て司法權を行使する事となつた。

省下縣公署成立期日及縣承審員

縣名	成立期日	承審員	縣名	成立期日	承審員
嘉善縣	二七、九、一〇	周　杰	吳興縣	二七、九、一七	吳增揆
嘉興縣	二七、九、一六	汪震邦	海寧縣	二七、一〇、一	徐慕尹
平湖縣	二七、九、一六	夏憲彝	德清縣	二七、九、二五	王顯臣
武康縣	二八、三、二六		餘杭縣	二七、二、二五	丁子福
桐鄉縣	二七、二、三	章道修	長興縣	二七、三、一	魏峯
崇德縣	二七、三、二	包芳毅	海鹽縣	二七、四、一	

江寧地方法院における民事裁判狀況

以上は浙江省に於ける特殊司法機關の概況であるが、次に治安維持會・地方自治委員會の司法機構の變遷強化狀況を杭縣の實例に徵して說明する。

事變前浙江省杭州に浙江高等法院・同檢察所・杭縣地方法院・同檢察所の四司法機關が存在してゐたが、二十六年十二月杭州が戰鬪地域となつたゝめその機能は閉止狀態となり、友邦軍の入城に先立つて兩法院の官吏は逃亡し、主要なる文書、書籍簿等悉く散逸した。

日本軍は入城後治安の恢復に全力を傾注し、その協力下に二十七年一月十六日杭州治安維持會が先づ成立して同會內に司法股が設置された。その組織は股長一、審判官四で訴訟等の司法事務の外違警事件もまた處理したのである。併し同股は審判、檢察の區分なきのみならず、違警事

件のごとき行政事件をも掌理したゝめ司法權獨立の見地からすれば遺憾であつたが、人才寡少の折ではあり止むを得ざる事といはなければならなかつた。然るに同年三月一日杭州治安維持會は解消して杭州自治委員會の成立を見るに及ぶや、司法股は獨立して杭州司法處となり、更に杭州警察廳も成立をみた爲、違警事件は自ら司法事件と分離處理せられるに至つた。當時司法處は湯應煌が處長となり事務を綜理し、民・刑各一廷を設けて廷長一、推事三を置き民刑の事件を分掌せしめ、書記官長一人を置いて行政事務を處理せしめた。更に同年四月杭州檢察局が設立されるに及び、法院と同一の形態を整ふるに至つた。又同年六月廿日浙江省政府が成立するや、同政府は自治委員會の一切の事務を引繼いたが、杭州司法處の人才が健全なるに鑑み、舊錢塘道管下の吳興・嘉興・海寧・平湖・德清・武康・餘杭・桐鄉・長江・崇德・海鹽の各縣司法處の第二審事件を處理せしめ、また司法機構の强化に伴ひ同年十一月省令各法院組織暫行辦法等に據り杭州市に地方・高等兩法院及び第三審臨時法廷を開設、司法權を行使せしめてきたものである。

(二)　安徽省特殊司法機關

二十八年五月末迄は、省内に於て縣治の恢復した十五縣の知事が何れも司法事務を處理して來たが、六月一日鳳懷地方法院の成立を初めとして司法事務は法院の掌理する所となつた。これより先、同年の五月十六日本部は縣知事兼理司法事務暫行條令を布告したゝめ、法院未設の各縣は一律に右條例に準據し、縣知事は承審員の助理を得て司法事務を兼理するに到つた。本省下各縣の縣知事及び承審員は左の如くである。

尙左表の外に、目下縣治の恢復したるもの鳳陽、懷遠、蕪湖の三縣を加へて、計十五縣となつてゐる。

縣名	縣知事	承審員
懷寧縣	馬雲騰	舒賡虞
宿縣	陳巽生	陳權
巢縣	陸月芬	翟兆霖
當塗縣	張星俯	郭光乘
合肥縣	方星樵	沈澤農
亳縣	趙朗齊	（籌備中）
滁縣	石鳴勛	婁野農
泗縣	羅少泉	宋蔭榕
嘉山縣	劉雲波	沈子辰
靈璧縣	劉子久	楊吉昌
五河縣	張裕煥	（籌備中）
全淑縣	石震鄉	

（三）江蘇省特殊司法機關

資料やゝ不備のため詳述し得ざるも、丹徒縣に關するものが稍詳かなるためこれを記述し、省下各地の實狀忖度の資とする。但し本省では縣司法處或は縣知事兼理司法事務機關の職務はなく、江寧・金壇・丹陽等では縣公署に屬す

る司法科に於て、また江浦・句容・溧水では縣警察廳司法股で各司法事務を辦理し、司法事件で重要なものは最寄の法院に送致し之を辦理しつゝある。

鎭江（丹徒縣）では曩に地方・高等の兩法院があつたが、事變のため一時潰滅狀態となり、二十六年十二月八日友邦軍が入城するやその協力を得て、翌年一月十日自治委員會を組織、司法科を設置して民・刑事々件を辦理して來たのである。なほ二十七年六月司法科を強化し、別に上訴審判所を設けて司法科の第二審事件を辦理し、司法科には刑事・民事・監獄の三股を設け各第一審事件並に獄政を處理せしめ、更に監察處を新設して公安局を配し、治安事項を辦理せしめた。

同年八月一日江蘇省令たる縣組織大綱の實施により、右自治委員會は改組せられて丹徒縣公署となり、別に省令により前記司法科を分離改組して鎭江地方法院となし、二十八年五月一日本部管下に屬するまで司法權の行使に任じてゐた。

第三編　地方政府施政各論

第一章　江蘇省現勢

一、省政府成立並に組織

民國廿七年三月廿八日中華民國維新政府が樹立され、同年五月廿三日蘇州迎春坊元八旗會館に本省政府は成立したが、卽ち當初の省政府陣容は左の如くである。

省長　陳則民

秘書處長　徐果人
民政廳長　于實軒
財政廳長（省長兼任）
教育廳長　潘振霄
建設廳長　潘子義
警務處長　王桂林

當時は地方行政も治安も共に確立せず、省全體を通じての正常なる縣政施行は甚だ困難であるために、先づ治安の回復した縣より漸次に知事の任命を圖

り、同年五月廿八日より七月十六日迄に其の任命を見たるもの十七縣に及び、江蘇の建設は急速度の進展をみるに到つた。斯くして省政府機構充實強化も必然的に促進され、廿七年八月十三日第一次改組、同年十月二十二日第二次改組の結果、秘書處、民政・財政・教育・建設の各廳並に警務處の四廳二處を置き、更に江蘇高等法院の設置に伴ふ第三次の改組を經て現容に至つてゐる。

二、省政府施政一般

省政府成立當初は治安未だ確立せず民心は極度に不安の狀態にあり、地方の秩序も亦混亂を極めたる爲、治安の回復と民心の安定を大眼目とし、維新政府及び各縣との中間にあつて、更生華中建設の行政施行機關として諸般の施設に邁進し、治安第一主義の下に難民の救濟、民意の暢達、農村の復興に意を用ひると共に諸法規の發令刷新、省財政の整備充實、地方團體の强化振興に努め來つた。

(一)　本省各縣知事の任命狀況

縣名	縣公署所在地	縣知事名	就任月日
江蘇省政府	（蘇州）		
吳縣	蘇州	郭曹基	二七、六、二
常熟	常熟	歸子嘉	二七、三、八
吳江	吳江	朱元直	二七、六、三

江蘇省政府組織及現員表

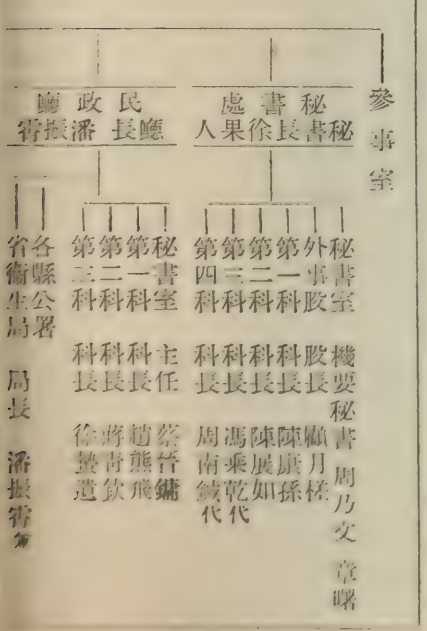

武進	常州	趙　倜	二七、六二五
無錫	無錫	楊壽桐暗殺サレ唐科書代理	二八、八一三
昆山	昆山	王佑之	二七、七一五
江陰	江陰	何佩萱	二七、二一三
宜興	宜興	藏勵成	二七、一〇一九
楊中	楊中	顧仙癡	二七、七二一
南通	南通	薛郁生	二七、二一二
靖江	靖江	陳　杲	二九、一一三
如皋	如皋	干志文	二七、一三八
海門	海門	施仁心	二八、四一六
松江	松江	張受之	二七、八一一
青浦	青浦	姚明仁	二八、一一七
金山	金山	陳步青	二七、七一五
太倉	太倉	洪景平	二八、五一六
丹徒	鎮江	郭志誠	二七、八一一
江寧	江寧	龍振乾	二七、七一一
江都	楊州	方小亭（退職）	二七、八一一
丹陽	丹陽	陳義	二七、九一一
句容	句容	陳希周	二七、八一七
江浦	江浦口	王振聲	二七、九一八
金壇	金壇	馬蔭榮	二七、七一五
六合	六合	龔　杰	二八、七一八
溧水	溧水	吳碩人	二六、九一〇

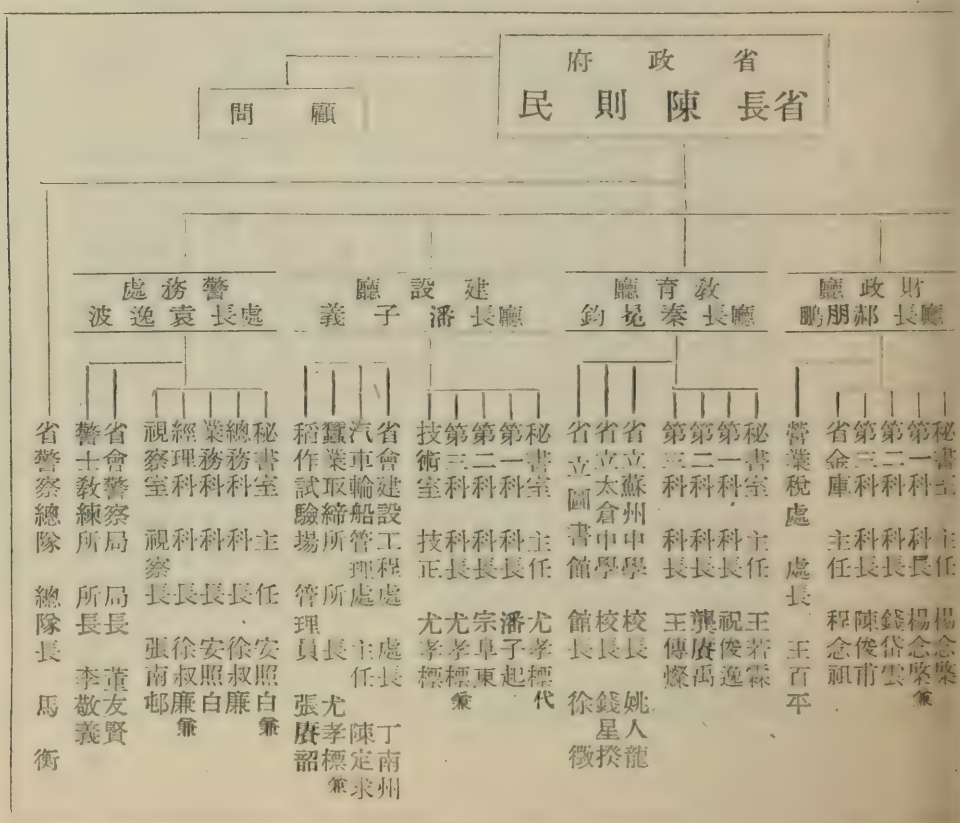

（二）青年層の指導訓練

更生中國の將來を托すべき青年の訓練には特に意を用ひ、省政府直轄の青年團幹部訓練所、各縣青年團の結成等刮目すべきものがある。卽ち**江蘇省青年團幹部訓練所**は二十八年十一月一日蘇州城內舊美術學校跡に創設せられ、所長には民政廳長が之れに當り、訓練期間三ケ月、收容人員一二五名、訓練終了後は出身各縣鄉青年團に配屬させて各城鄉青年層の中核として其の指導に當らしめる事とした。尙省內青年團に就ての狀況は左表の如くである。

本省青年團結成狀況一覽表　（二十九年二月末現在）

縣名	名稱	所在地	成立年月日	人員
吳縣	城區青年團	城區	一四、三、五	二六五
	蘇州婦女會	〃	一四、六、一五	一八六
	寶帶橋青年團	寶帶橋	一四、一〇、三	三八〇
	木瀆青年團	木瀆鎭	一四、一〇、五	三八
	光福青年團	光福鎭	一四、一〇、四	七五
	東山青年團	東山鎭	一四、一〇、四	四〇
	善人橋青年團	善人橋	一四、一〇、一六	三〇
	望亭青年團	望亭	一四、一〇、三	六〇
	陸墓鄉青年團	陸墓鄉	一四、一〇、一五	一三
	蠡墅鄉青年團	蠡墅鄉	一四、一〇、二	三一
吳縣	郭巷鄉青年團	郭巷鄉	一四、一〇、二	七八
	斜塘鄉青年團	斜塘鄉	一四、一〇、五	三六
	尹山鄉青年團	尹山鄉	一四、一〇、三	七九
	澹關鄉青年團	澹關鄉	一四、一〇、一	一四
	西山鄉青年團	西山鄉	一四、一〇、五	一六
	角直青年團	角直	一四、六、一五	男八九 女二七
	陳墓青年團	陳墓	一四、六、一五	三二
	龍橋村青年團	龍橋村	一四、一〇、五	一五
	唯亭青年團	唯亭	一四、一〇、一五	二〇

吳江縣	吳江青年團	城區	一三、一〇、一六	五一
	〃女子青年團	〃	一三、一一、六	三二
	同里青年團	同里	一四、六、一〇	二五
	盛澤青年團	盛澤	一四、五、二五	五〇
	震澤青年團	震澤	一四、六、八	四九
	平望青年團	平望	一四、五、一〇	二九
	八坼青年團	八坼	一三、一一、六	二五
南通縣	城區青年團	城區	一四、一〇、八	二一七
常熟縣	琴南坊分團	城區	一四、九、一	三六
	洋宮坊分團	〃	一四、九、一	四三
	虞中坊分團	〃	一四、九、一	三八
	塘南坊分團	〃	一四、九、一	三八
	山前坊分團	〃	一四、九、一	三六
	福山鄉青年團	福山鄉	一四、九、一	四五
	滸浦鄉青年團	滸浦鄉	一四、九、一	五六
	謝家橋青年團	謝家橋	一四、九、一	四四
	三塘鄉青年團	三塘鄉	一四、九、一	四二
	鹿苑鄉青年團	鹿苑鄉	一四、一〇、一	四五
無錫縣	維新青年團	城區	一四、六、二七	男 二五〇 女 七〇
	〃北區分團	北門外	一四、一三、三	七〇〇

崑山縣	總團部	城區	一四、八、五	六〇
	城區分團	〃	一四、九、二六	六〇
	陸家濱分團	陸家濱	一四、一〇、一	三六
	正儀分團	正儀	一四、一〇、一	三四
	茜墩分團	茜墩	一四、九、二八	三九
	張浦分團	張浦	一四、九、一六	四〇
	巴城分團	巴城	一四、一〇、一	一三八
宜興縣	城區青年團	城區	一四、八、三	六五
	和橋鎮青年團	和橋鎮	一四、一一、一八	三〇
	周鐵橋青年團	周鐵橋	一四、一三、五	二五
武進縣	武進青年團	常州	一四、九、一	四八〇
	湟里鎮分團	湟里鎮	一四、一三、二五	一八〇
	曹橋鎮分團	曹橋鎮	一四、一三、一〇	一〇
江陰縣	防共青年團	江陰	一四、六、一〇	五〇
	青暘鎮青年團	青暘鎮	一四、六、一〇	三六
海門縣	城區青年團	城區	一四、一〇、一九	七四
	四甲埧青年團	四甲埧	一四、一三、四	三五
如皋縣	城區青年團	城區	一三、九、一〇	七三四
	白蒲鄉青年團	白蒲鄉	一四、六、一四	二七

（三）保甲制度並に自衛團の整備

省内各縣下に於ける城鄉組織を整備して保甲制度を布き、縣民を積極的に治安の確立へ協力せしむるために自衛團を組織し、且つ縣公署の下に城公所（董事、副董事、助理員）と鄉公所（鄉董、鄉佐、助理員）とを置き、城公所の下に坊公所（坊長）と保長・甲長とを設け、鄉公所の下には村公所（村長）と保長・甲長とを置き、以て一般地方行政の浸透と自治愛鄉心の誘發に資せしめんとするものである。

保甲制度の確立概況（民國二十八年十二月現在）

縣	保	甲	戶	人
吳	二、八六九	九、六一四	一五八、二三七	七七八、八八〇
崑山	五一六	五、六四三	五六、八六八	二四三、六〇三
常熟	七六七	六、〇四八	七八、〇二一	三三九、九二四
吳江	二〇三	一、二一七	一三、三〇八	四九、九七一
無錫	九〇五	一〇、〇三七	一二五、三九九	四三九、六七九
武進			二四、八三七	一四四、一四四
江陰	二一	二〇三	四、〇三三	一七、四七三
宜興	一八	一五八	一、六四三	四〇、四七八
南通	二六一	二、五七七	三八、一三	一六〇、二七〇
如皋	二三三	二、一四一	一九、九二〇	八三、四〇三
靖江	二五七	二、五七三	一四、三八三	一〇五、二四〇
海門	二九	三八六	四、〇五〇	一三、九五六

縣名	名稱	所在地	成立年月日
吳縣	總團部	蘇州	六、二
	望亭自衛團	望亭附近	七、二、三
	木瀆自衛團	木瀆附近	七、二、二四
	光福自衛團	光福附近	七、二、二五
	東山自衛團	東山	七、二、二五
	善人橋自衛團	善人橋	六、三、二四
	橫涇自衛團	橫涇鎮	六、五、二七
	浒關自衛團	浒關鎮	六、五、三
	蠡墅自衛團	蠡墅鎮	六、六、三〇
	陸慕自衛團	陸慕鎮	六、四、一
	角直自衛團	角直鎮	六、三、三
	陳墓自衛團	陳墓鎮	六、四、三
	永安坊直轄	督養橋	六、六、一五
崑山縣	總團部	崑山	六、一
	陸家濱自衛團	陸家濱	六、一
	茜墩自衛團	茜墩	六、一
	石浦自衛團	石浦	六、一
	眞義自衛團	眞義	六、一
	巴城自衛團	巴城村	六、一
	周墅自衛團	周墅村	六、一

縣名	名稱	所在地	成立年月日
吳江縣	總團部	吳江	六、六、一三
	吳江自衛團	〃	七、一、二
	同里自衛團	同里	七、二、一〇
	盛澤自衛團	盛澤	六、七、三〇
	平望自衛團	平望	六、一〇、一
	越溪自衛團	越溪	六、八、九
	南庫自衛團	南庫	六、九、一六
	梅堰自衛團	梅堰	六、九、一六
	八坼自衛團	八坼	
	震澤自衛團	震澤	
常熟縣	安涇鎮自衛團	大東門外	七、一〇
	琴南自衛團	南門外	七、一二
	浒浦自衛團	浒浦	七、二
	西塘橋自衛團	鹿苑	六、五、四
	梅李自衛團	珍門	六、七、二四
	福山自衛團	大義橋	六、七、二四

縣名	名稱	所在地	成立年月日
常熟縣	私設三塘鄉自衛團	西塘港口金村	六、四、一三
	私設白茆口自衛團	北新閘東周市	六、四、二
無錫縣	總團部	無錫	六、一、二
	城區自衛團	〃	六、一、二
	南延鄉自衛團	湯口鎮	六、一、二
	開化鄉自衛團	南方泉	六、一、二
	景雲鄉自衛團	江溪橋	六、一、二
	懷上鄉自衛團	張經橋	六、一、二
	北下鄉自衛團	西倉鎮	六、一、二
	周涇巷自警團	周涇巷	六、二、一
	商業保衛團	北門外	六、九、一
	石塘灣自衛團	石塘灣	六、三、一
	政成鄉自衛團	厥墅堰	六、三、二五
江陰縣	青暘鎮自衛團	青暘鎮	六、二、一九
	峭岐鎮自衛團	峭岐鎮	六、二、二
	北漘鎮自衛團	北漘鎮	六、二、二四

武進縣			南通縣
孝仁鄉自衛團	平橋	二七、二	金沙鄉自衛團
安西鄉自衛團	奔牛	二七、二	
豐西鄉自衛團	狄墅	二七、二	
孟河城自衛團	孟河城	二八、六	
魏村自衛團	魏村鎮	二八、一三	
曹橋自衛團	曹橋鎮	二八、九、一〇	
東安鎮自衛團	東安鎮	二八、一一、五	金沙鄉 二八、一二、二六

宜興縣			南通縣		
城區自衛團	宜興	二八、一〇、七	城區自衛團	南通	二七、八、一
和橋鎮自衛團	和橋鎮	二八、一二、一三	天生港自衛團	天生港	二七、八、二
巴山橋自衛團	巴山橋鎮	二八、一二、二六	唐家閘自衛團	唐家閘	二八、一〇、九
周鐵橋自衛團	周鐵橋	二八、一三、二	平潮鄉自衛團	平潮	二八、一〇、九
高瑞鎮自衛團	高瑞鎮	二八、一三、五			

如皋縣			靖江縣	
城區自衛團	如皋	二八、一一	新港消防隊	新港 二八、八
東陳鎮自衛團	東陳鎮	二八、一二、四		
丁堰鄉自衛團	丁堰	二八、四、一		
白蒲鄉自衛團	白蒲	二八、四、二		
石莊鄉自衛團	石莊	二八、四、一五		

三、縣政概況と地方自治組織

縣公署の組織としては、地方長官たる縣知事の下に秘書室を置き、これに官房的役割を與へ、更に民政・財政・教育・建設の各科並に警察所を置き縣の行政事務に當らしめ、又各縣に縣政諮詢會を設け知事の諮詢に當つてゐるが縣知事の權限に屬する主なるものは次の如くである。

(1)法律命令道章程を執行するために縣單行章程を發布すること。

(2)本縣內に駐屯する警備隊の派遣に關する事項。

(3)非常事變並に兵力を要する特別重大事件發生の際は電文を以て省長並に道尹に報告する外、附近駐屯の軍隊並に軍艦長官に派兵を要求し且つ之れに協力すること。

江蘇省各縣知事名及戸口一覽表

（二十九年二月末現在）

縣名	知事姓名	戸口數 戸數	戸口數 人口數
吳縣	郭會基	一八五、五六二	一、三二一、〇五四
無錫		二〇八、四二一	七五七、〇六九
武進	賴偶	二一、六八六	一〇〇、九四五
句容	陳希周	五六、二〇二	二七九、八三〇
江寧	龐振乾	｜	｜
常熟	歸子嘉	二三一、〇三三	七一三、一九一
吳江	朱亢直	一二四、九六六	五〇一、八〇二
金山	陳步靑	三、四一二	一三、二三三
太倉	洪保嬰	七一、一六二	二八九、九二三
靑浦	姚明仁	八、五七五	三四、四二三
金壇	馬蔭棠	六一、〇〇〇	二四三、九四二
崑山	王佑之	五二、六四四	二三一、二九一
江陰	何佩萱	七、二一〇	三三、一六七
海門	施仁心	一三、八一九	五三、六九六
松江	張受之	一三、一四一	五五、一八七
江都		八八、九五一	四一一、一二五
丹徒	郭志誠	一一九、六九四	四七八、七八六
丹陽	陳義	一六、六六〇	六五、五九二
江浦	王振聲	一一、〇七〇	四九、〇九九
宜興	臧礪成	二一九、二六三	二一九、二六三
南通	薛郢生	三三、四九〇	一三六、〇三七
如皐	于志文	一九、九六六	八二、七四一
靖江	陳杲	一〇五、〇〇〇	三五五、〇〇〇
六合	饒奎	三、一一六	一三、六一三
豐縣	王獻臣	一、八六五	七、〇〇六
沛縣	李楙淸	三〇、三〇三	一四九、〇八〇
邳縣	齊吾身	六四、〇〇〇	三三〇、〇〇〇
儀徵	葛子英		
溧水	吳碩人		
銅山	李海春		
睢寧	王惠軒		
碭山	王祥霖		
東海	韓叔瑗		
沭陽	張秉之		
灌雲	葛錦城		
贛楡	王錦昌		
淮陰	鄭耕莘		
淮安	沙貫章		
宿遷	徐善東		

各縣の管轄區域は之れを城區と鄉區若干に分けそれ〴〵に公所を設け、左の事務に當らしめてゐる。

一、戶籍人事事項　二、慈善救濟事項　三、積穀備荒事項
四、衞生防疫事項　五、保衞治安事項　六、消防設備事項
七、地方財政事項　八、教育文化事項　九、社界風俗事項
一〇、農桑水利事項　一一、道路橋梁事項　一二、其他委任事項

四、省及縣の財政概況

省政府成立以來、各種稅制の改善と財政の確立に精進をつゞけ、未だ所期の目的に達し得ずと雖も、其の數字自體が示す躍進の跡は、成立以來の省政權の擴充を充分に察知することができる。

收支對照表　民國二十八年五月分

（括弧内の數字は同年十月分を示す）

收入之部

上月結存	二〇七、三八〇・六四	（一三六、五二一・二三）
廿七年度經常門歲入		
田賦	四四、九五九・七一	（一〇、一八五・四〇）
正雜各稅	一九、六八六・七七	（一五、六五一・五八）
各項收入	三、三〇八・三五	（四、八八八・七二）
廿八年度經常門歲入		

省財政　最近三ケ月間主要支出並に收入（廿八年度）

收入	八月	九月	十月
廿七年度田賦	一八、〇六六・八五	三〇、二四八・四六	一〇、一八五・四〇
同正雜各稅	二四、四五五・一〇	一二、六四六・八八	一五、六五一・五八
同各項收入	—	三七五・〇三	四、八八八・七二
廿八年度正雜各稅	八七、四三五・四〇	九八、二三三・二九	二三、〇五四・一五
同各項收入	一、九〇四・二三	三三、六三五・一九	二九〇、三〇六・一二
計	一三一、八八九・四七	一六四、一三七・八四	五五五、〇八五・九六

支出	八月	九月	十月
警務費	六七、九九五・九六	一〇五、五六三・二三	三八、〇七〇・八一
民政費	一〇〇、四一四・三三	一四六、九三九・〇〇	八三、五〇八・〇〇
財務費	四七、三七二・一八	六九、四〇一・一五	九四、七七七・五六
司法費	一四、一四七・三四	二八、〇五五・〇六	七、七四四・一八
教育費	一四、七一三・〇〇	三七、八六三・〇〇	一六、五七八・五七
建設費	一〇、五三四・四〇	四二、六六三・三九	一一五、八六二・四四
計	二五五、一七六・二一	四一〇、四八五・八四	二五五、四九三・五六

中央補助款　六九、五五〇・〇〇

正雜各稅　九九、三四一・一七　（二三二、〇五四・二四）

各項收入　三、二六五・九五　（二九〇、三〇六・一二）

各項存款　一、六八〇・〇〇

存入證金　五、〇、八八六・〇〇　（一、一三九、九二一・八八）

暫存款

經費餘款繳還　四二、一五六・九六　（四二・三九）

廿八年度經常門警務費

廿八年度臨時門財務費　三・四四　（一、八一九、五六一・五五）

合計　一、〇二三、二一八・九九

支出之部

廿七年度經常門歲出

內政費　三〇、二九九・三五　（二、四七六・〇〇）

財務費　四、〇八三・八六

司法費　一四、九九九・六二　（三、三四・〇〇）

廿七年度臨時門歲出

建設費　四〇〇・〇〇　（二六〇・〇〇）

廿八年度經常門歲出

內政費　五六、四八四・〇〇　（六八、五八二・〇〇）

財務費　二八、六四六・八三　（五三、二九九・〇〇）

教育費　二三、七二二・〇〇　（一一、八七二・〇〇）

建設費　一六、六四一・〇〇　（五七、二七五・〇〇）

警務費　八一、〇九三・一〇　（三一、三六六・〇〇）

縣財政　最近三ケ月間主要區支出並二收入（廿八年度）

收入	八月	九月	十月
租稅收入	五五、二三二・三五	五七、一四六・〇八	八七、四四六・一五
行政收入	六、二一一・四一	一二、六八五・六四	一四、〇三〇・九八
財產收入	—	—	三、三五四・六三
事業收入	五、三二一・六八	三、九九五・〇六	三、九六二・〇二
債款收入	二七、〇〇〇・〇〇	四八、一〇〇・〇〇	一五、九〇〇・〇〇
其他之收入（交附補助金在內）	八、〇九八・八九	一七、二一一・二〇	七五、六四三・五三
計	一〇一、八五五・三三	一三九、〇四七・〇八	二〇〇、三七・二〇

支出	八月	九月	十月
行政費	二四〇、二六・六四	二八、八九八・二八	二九四、〇四二・五一
司法費	二、八六八・五一	七六六・八九	八九・三〇
債務費	一五三、四二三・八二	七二、二八一・六四	一七、五二四・五九
省解款	四、九四四・四三	二〇、九六六・六三	一四、三二〇・三三
其他	—	一〇、三六〇・二三	六五、二六・一五
計	四〇一、四〇三・四〇	三三三、一七三・六七	三九一、〇〇二・六八

司法費　二、五一七・五〇　（四、四二〇・一八）

廿八年度臨時門歲出

內政費　二、〇九九・八一　（二、四五〇・〇〇）

財政費	五、五一五・七〇	（四一、四九八・一五）
教育費	四、〇九〇・〇〇	（四、六九八・五七）
建設費	九、五一〇・〇〇	（五八、三三七・四四）
警務費	一〇、九八〇・九〇	（五、七四三・九二）
司法費	八四・五〇	
各項存款	一五〇・〇〇	四六七、六六五・〇〇　（一、一五三、三二九・九六）
存入證金發還		
暫存款發還	二六五、三三五・七七	（三一八、八五三・四四）
庫存現金		
合計	一、〇二二、一九・九四	（一、八二五、六六五・六六）

五、教育・文化・社會施設

維新政府の教學主旨に則つて黨政權の排日教育を一掃し、中國固有の教學を復興させ、中日の提携に依つて東亞本來の新文化建設に邁進せんとするものである。現在に於ては小學校の開校せるもの既に九八三校に及び、兒童數一一九、一〇四名を數へ、二十七年十二月に比すれば約二倍の躍進を示してゐる。又中學校は省縣私立を合せて二十校と、他に開校準備中のもの數校あり、その生徒數實に約三千名の多きに達し、二十七年十二月に比し三倍の增加を示してゐる。今其の詳細を表記するに下の如くである。

江蘇省中等學校概況統計表（十八年度第一學期）

立別	校名	校長姓名	學級數	學生數	職員數	每月經常費數
省立	蘇州中學	姚人龍	七	三〇一	三三	五、二〇〇・〇〇
同	太倉中學	錢星拱	五	一六四	二六	二、四〇〇・〇〇
同	無錫工業中學	嚴亦和	—	—	—	—
縣立	吳縣中學	吳逸人	六	三〇二	三三	一、四〇〇・〇〇
同	常熟中學	殷懋仁	五	二六三	三四	一、〇九七・〇〇
同	吳江中學	周嘉林	四	一三三	一四	八〇〇・〇〇
同	武進中學	何其焯	六	二七〇	二一	一、〇六二・四〇
同	無錫中學	宋恬持	一三	四九二	三四	一、九三二・〇〇
同	江陰中學	何家麟	一一	一八五	一一	四四〇・八二
同	丹徒中學	吳滌樓	五	一八二	一二	一、〇六四・〇〇

公私立中等學校概況統計總表（・印は戰前概況）

立別	學校數	學生數	教職員數	毎月經常費
省立	・三七　三	・一三、五一〇　四六五	・一、五七一　六一	・五、六〇〇・〇〇 二三、〇八五・八〇
縣立	・一三 七六	・二、七二四 一一、七八四	・二六八 一、一四七	・一三、二六六・六七 七、三〇八・八五
私立	・九 八六	・一、八二三 一五、七三一	・一五〇 一、七二九	・七、二二六・〇〇 一一、九一九・三〇
合計	・二五 一九九	・五、〇一二 四一、〇二五	・四七九 四、四四二	・二六、〇九二・六七 四一、三一三・九五

蘇州放送局アナウンス嬢

次に省内の各公私立社教機關の概況に就いて述べれば、縣立民衆教育館の所在地は、如皐・丹陽・太倉・松江・靖江・南通・丹徒・江浦・青浦・吳江（縣內四ケ所）・武進・崑山・常熟・無錫の各縣に亘り、圖書館は省立蘇州圖書館を始め縣立に崑山・江都・常熟・無錫・武進・太倉・如皐・江陰・

縣立	金壇中學	楊勉旃	三	一五〇	一六	五五六・六〇
同	松江中學	馬敬時	二	七三	一四	五六五・二〇
同	青浦中學	潘家駿	四	一一七	一四	七〇〇・〇〇
同	江都中學	黃長戈	五	二一四	二〇	八六七・〇〇
同	南通中學	保雲孫	九	三四七	三三	二、〇三一・三七
同	靖江中學	陸灼然	三	一〇一	一五	七四九・五〇
私立	崇范中學	唐言	八	四一九	二四	一、三九一・〇〇
同	育英女子中學	張建初	三	八五	一四	六〇〇・〇〇
同	安定初級商課職業中學	楊龍保	三	五九	九	二三七・〇〇
同	民德中學	沈焜	七	二四八	二八	二、一八七・〇〇
同	聖德中學	竇樸	五	二四四	一四	五二八・〇〇
同	至善女子中學	華光治	二	七六	一二	二〇〇・〇〇
同	道南中學	顧啓樂	二	九四	一〇	三〇五・〇〇
同	正風中學	衞機平	四	五一九	二四	一、三七六・〇〇
同	潛化中學	唐效良	四	七九	一五	三三二・〇〇

江蘇省各縣公私立小學校概況統計表（二十八年度第一學期）

○印は模範小學校　●印は戰前の狀態

立別	縣別	學校數	學生數	教職員數	每月經常費數
縣立	○吳縣	三六 一八九	一二、一八四 三一、三四八	三〇二 八二三	八、九九〇・〇〇
同	○常熟	一〇四 一九四	一〇、一六九 一四、六四四	四三三 六八一	七、二六五・三〇
同	●昆山	二四 一三四	四、三一四 一三、九〇八	一三三 三九六	三、九一一・〇〇
同	●吳江	三五 一二八	六、二七〇 一四、三〇四	一六八 四七六	五、五七七・五〇
同	○武進	七八 三六〇	一一、一五〇 四二、五五一	二七九 一、〇二三	六、六九九・五〇
同	●無錫	四 三一	二、五五七 二九、四四五	九二 九六七	三、六九三・九〇
同	○宜興	五 三八	一、五六九 二一、二七〇	三九 六〇三	九五四・〇〇
同	○江陰	二 二九	六三五 二〇、三七七	二三 四八三	六五七・〇〇
同	○太倉	一四九 一二五	一二、八九〇 九、七〇九	三五一 三〇四	六、六一七・二〇

江蘇省立、戰前社會教育機關統計表

名稱	附設機關數	就學人數	職員數	經費數
鎭江民衆教育館	二四	一、〇五三	四九	四九、〇〇〇
南京民衆教育館	五	八六九	五	五六、七〇〇
南通民衆教育館	四	二〇三	二九	二〇、七〇〇
靖江民衆教育館	八	一、〇五五	四三	四一、〇〇〇
徐州民衆教育館	五	六八〇	二六	四一、〇〇〇
兪塘民衆教育館	九	三〇六	二六	五、〇〇〇
東海民衆教育館	四	二四〇	二六	二三、〇〇〇
鎭江圖書館			三	四、〇〇〇
蘇州圖書館	一	四一	一九	一七、〇〇〇
國學圖書館			八	一七、二五〇
鎭江公共體育場			九	一七、〇〇〇
南京公共教育場			九	一四、〇〇〇
教育林	一	三〇	一五	三、〇〇〇
大港鄉教育實驗室				一五、〇〇〇
合計	一五二	四、九八五	三四二	四二一、六五〇

丹徒・吳江の各館あり、其他補習學校に縣立七校、私立十八校を數へ、施設大いに見るべきものがある。

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
○江寧	○句容	江浦	○丹徒	○丹陽	○金壇	○松江	○青浦	○金山	○江都	海門	如皐
三三 三六	二一 二一	三 三	五七 一〇四	一二 一四	六 一〇八	一三 二〇五	二九 一六二	六 九八	三一 八九	三 一四三	八 二六七
三、一三四 二一、二二五	一、六二一 六、五六七	九二 二、〇〇五	五、九八六 一〇、〇九一	三、三一九 一〇、三三四	一、四二九 八、七九六	二、九〇五 一〇、三八二	四、三〇九 一三、五三六	一、五〇三 八、三三三	四、六四二 八、八六四	八五三 一五、五四六	一、八九五 四〇、五二
七四 四七七	四五 二、六八	三〇 八二	一九五 三二一	六八 二四三	五五 二六一	七九 四二七	一三四 三二六	五四 二五九	一九六 二七一	二五 三三五	六三 六九九
一、八九八・〇〇	八八〇・〇〇	八九一・〇〇	五、〇五五・五〇	二、四三九・五〇	一、六八一・八〇	一、七二五・〇〇	四、六六一・〇〇	二、四五六・〇〇	五、一三八・一〇	一、〇一七・九六	一、九九〇・〇〇

江蘇省各縣戰前社會教育機關統計表

（○印は現在の狀態を示す）

縣別	民衆教育館	同上職員數	民衆學校（學級數）	同上職員數	圖書館	同上職員數
吳縣	○ 一七 一	○ 六七 五	○ 八四 二四	○ 一九二 九二	一	五
常熟	○ 一八	六一	○ 四三 三	○ 四九 一〇	○ 二	○ 七七
崑山	○ 一六		二八	三二	○ 一	○ 三四
吳江	○ 三六	○ 一八 八	一〇一	三五	○ 二	○ 二六
武進	○ 一九	○ 二九 五	○ 六四 二二	○ 一六七 三三	○ 一	○ 三三
無錫	○ 一九	○ 二九 五	○ 四四 七	○ 八五 一四	○ 三	○ 九 六
江陰	○ 四	二三	○ 一四	○ 四七	○ 一	○ 二
太倉	○ 五 一	○ 一九 四	○ 一三 一	○ 二一 一〇	○ 一	○ 四
丹徒	○ 一三	○ 一三 四	○ 二 五	○ 三一 一五	○ 二	○ 五 六

同	○南通	・二一 三三三	・三、九三八 三七、六二三	・一四〇 七三三	四、四三三・〇〇
同	靖江	・二〇 一〇一	・二、三九六 九、〇〇三	・一一〇 四二五	二、六九三・〇〇
同	六合	・一 八八	・三五二 六、六〇二	・一一 一五〇	四一七・〇〇
同	儀徵	・四 三七	・五八九 三、二八九	・一五 九八	四二六・〇〇
縣立	合計	・七〇四 三、八四五	・一〇〇、五三一 四二〇、二七四	・三、二三一 二一、一一九	八二、二四六・二六
私立	吳縣	・四七 四二	・八、七八二 六、〇一八	・二六四 三二〇	五、二三七・〇〇
同	常熟	・三 六	・六三三 八一五	・二一 三九	三九九・〇〇
同	武進	・一三 二〇	・三、一五五 四、二六一	・九〇 一三六	一、九四四・六六
同	無錫	・二九 九一	・一三、二七七 一三、九四八	・三七八 四七八	一、八五一・〇〇
同	宜興	・一 二	・四五四 六一〇	・二一 二〇	二八〇・〇〇
同	江陰	・九 八	・一、七六六 三、四四一	・五六 八七	一、〇三三・〇〇
同	太倉	・二 〇	・九七 〇	・三 〇	一三・〇〇

丹陽	○一七	○四〇 八	○｜四四	○｜六三	○｜一	○｜二
松江	○一六	○三 四	○｜三五	○｜一六四	○｜一	○｜四
青浦	○二七	○二一 七	○｜五三	○｜一六四	○｜一	○｜一
江都	○一一	○一四 五	○｜二二	○｜二二	○一｜	○二｜
如皋	○一三	○三六 九	○｜三八	○｜八八	○一一	○三二
南通	○一六	○四五 六	○｜二六	○｜四九	○｜二	○｜六
靖江	○一三	○一二 三	○｜五〇	○｜一七	○｜一	○｜二
宜興	三	一四	四一	一三	一	不詳
江寧	四	一三	｜	｜	｜	｜
句容	四	一七	｜	｜	｜	｜
金壇	二	一三	｜	｜	｜	｜
金山	四	九	｜	｜	五	七

同	句容	一四	一五〇	三四	三六・〇〇	
同	丹徒	一八	九七七	一四五	七八九・〇〇	
同	江都	七	七三二	六一	六四二・〇〇	
同	海門	六九	一二九	二〇二	四四・四〇	
同	如皐	九	五六	二四	五〇・〇〇	
同	靖江	一	二六三	五	三三〇・〇〇	
私立合計		二七四	二九、四六二	一、五二〇	一二、五三九・〇六	

海門	三	一〇	一二	一五	一	三
六合	四	一四	—	—	—	—

無殘にも破壞された鐵路の慘狀

六、産業經濟並に交通・通信の概要

事變による產業經濟方面の深刻な打擊も、其後治安の回復と、建設工作の良好と、豐饒なる農作地を持ち大消費都市たる上海を控へる本省の地の利とによつて着々舊に復し、刮目すべき躍進振りをみせてゐる。ここに省內產業の王座を占める紡績業並に蠶絲業に對しては、棉花改進會を通じて行ふ優良種子の配給に協力し、或は產業指導所を各主

要産繭縣に設置して、種紙の檢査、掃立、飼育の指導を行ふなど充分の助力を與へてゐる。又省内農産物の大宗である米麥の豐饒なることは『江蘇稔れば中國餓えず』の古言の示す如くである。茲に省内代表的の生産縣たる吳縣、無錫、常熟の三縣について、其の生産概要を示せば左の如くである。

主要物産調査表　（二十八年度調）

	吳縣	無錫	常熟
米	三百三十萬石	二百萬石	百五十萬石
小麥	四十六萬石	四十五萬石	二千二百石
繭	三萬八千擔	七萬六千擔	不明
生糸	二千五百擔	七萬擔	八萬擔
菜種	十萬石	二萬石	不明
生豚	十萬頭	不明	不明
魚類	十萬擔	八萬擔	不明
生鷄	八萬匹	不明	―
鷄卵	八十萬個	一百萬個	百三十萬個
石灰	八萬擔	―	不明
綿布	五萬疋	―	不明

山と積まれた無錫米の積出

江蘇省各縣重要農産物調査表　（二十八年度調）

縣別	小麥			水稻			棉			大麥		
	栽培面積（畝）	每畝平均產量（擔）	全縣總收穫量	栽培面積（畝）	每畝平均產量（擔）（石）	全縣總收穫量	栽培面積（畝）	每畝平均產量（擔）（斗）	全縣總收穫量	栽培面積（畝）	每畝平均產量（擔）（石）	全縣總收穫量
無錫	六〇〇、〇〇〇畝	八斗	五〇、〇〇〇石	八〇〇、〇〇〇畝	五石	四〇、〇〇〇石	―	―	―	四〇、〇〇〇	〇・八石	三二、〇〇〇石

太倉	一一〇、二五〇	一・二石	一三[illegible]、[illegible]二石	二四五、一[illegible]	一・六石	三九二、一六〇石	三九三、三〇〇	五〇斤	一九六、六五〇石	二九、四〇〇畝	一・二石	三五、二八〇石
金壇	二〇〇、〇〇〇	〇・一五石	三〇、〇〇〇擔	七〇〇、〇〇〇	一擔[illegible]〇斤	八四〇、〇〇〇擔	｜	｜	｜	｜	｜	｜
丹徒	四九七、〇〇〇	七・〇四石	三四九、八八八石	三〇〇、〇〇〇	〇・八石	二四〇、〇〇〇石	四三、〇〇〇	四〇斤	一七、二〇〇石	一五一、〇〇〇	〇・五三石	七七、三二〇石
江浦	五〇、〇〇〇	一・〇石	五〇、〇〇〇石	三〇〇、〇〇〇	二・〇石	六〇〇、〇〇〇石	三〇、〇〇〇	一五斤	四〇、五〇〇石	一〇、〇〇〇	一・〇石	一〇、〇〇〇石
江都	二三〇、〇〇〇	一・〇石	二三〇、〇〇〇石	二三、四〇〇	二・〇石	四六、八〇〇石	一〇〇	〇・八石	八〇、〇〇〇擔	二〇、〇〇〇	〇・七石	一四〇、〇〇〇石
儀徵	三〇〇、〇〇〇	一・〇石	一六〇、〇〇〇石	五〇〇、〇〇〇	二・〇石	一二〇、〇〇〇石	八五〇	一・〇石	九〇〇擔	二〇〇、〇〇〇	二・〇石	四〇〇、〇〇〇
崑山	三一五、三四七	一・四二石	四四八、二〇〇石	二三三、三四八	一・二一石	一、三七二、八〇〇石	一六、六二六	一三、四七斤	二二四、〇〇〇斤	二〇、五二〇	〇・七一石	一四、六六〇石
如皋	六四五、九〇一	一・二五石	八〇七、四〇五石	七〇一、四七九	二・二石	一、五七二、五五〇石	一五六、二五〇	八〇斤	一二五、〇〇〇石	四五〇、九〇一	二・二五石	一、〇三三、一五七石
常熟	二三〇、〇〇〇	〇・七石	一六一、〇〇〇石	一、〇七〇、〇〇〇	一・五石	一、六〇五、〇〇〇石	七五、〇〇〇	六五斤	四八、七五〇擔	六三、〇〇〇	〇・八石	五〇、四〇〇石
吳江	一三五、〇〇〇	〇・五石	六二、五〇〇石	一、二五七、四二九	一・二石	一、五〇八、九一五石	｜	｜	｜	二五、〇〇〇	〇・五五石	一三、二五〇石
六合	二〇〇、〇〇〇	一・〇石	二〇〇、〇〇〇石	五〇〇、〇〇〇	一・四石	七〇〇、〇〇〇石	五、〇〇〇	一・〇石	五、〇〇〇石	一二五、〇〇〇	〇・八石	一〇〇、〇〇〇石
丹陽	三八〇、〇〇〇	〇・七石	二六〇、〇〇〇石	二〇〇、〇〇〇	一・五石	三〇〇、〇〇〇石	四〇〇	〇・五斤	二、〇〇〇斤	三五、〇〇〇	〇・四石	一四、〇〇〇石
江寧	六〇〇、〇〇〇	〇・七石	四〇〇、〇〇〇擔	八〇〇、〇〇〇	二・五石	二、〇〇〇、〇〇〇擔	一〇〇	五一斤	五〇石	二〇〇、〇〇〇	〇・七石	一四〇、〇〇〇擔
靖江	一五〇、〇〇〇	〇・九石	一三五、〇〇〇石	二〇〇、〇〇〇	三・〇石	六六〇、〇〇〇擔	五〇、〇〇〇	三〇斤	一五、〇〇〇擔	三〇〇、〇〇〇	一・〇石	三〇〇、〇〇〇石

縣別養蠶成績

（民國二十八年二月末現在）

縣名	耕地面積（單位畝）	畑面積	桑田園面積（畝）	掃立數量 春蠶 改良種	掃立數量 春蠶 土種	掃立數量 春蠶 計	掃立數量 夏秋蠶 改良種	掃立數量 夏秋蠶 土種	掃立數量 夏秋蠶 計	掃立數量 計 改良種	掃立數量 計 土種	掃立數量 計 計
無錫縣	六三〇、〇〇〇		二六〇、〇〇〇	二五二、五五二張			一八二、八四二張			四三五、三七六張		
吳縣	一、八一〇、〇〇〇		一〇〇、〇〇〇	一〇三、〇〇〇張	八、五〇〇張		一三〇、〇〇〇張			二三三、〇〇〇張	八、五〇〇張	

	武進	吳江	丹陽	丹徒	金壇	句容	常熟
	一、九五〇、六六三	一、〇三四、〇〇〇	一、〇九七、四二八	七二一、六四四	八〇〇、〇〇〇	七二二、〇〇〇	三三三、〇〇〇
	一二、〇〇〇	一三、〇〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇	三八、〇〇〇	六、〇〇〇	三、〇〇〇
	約二〇、〇〇〇張	四六、三〇〇張	一四、四六二張	五、六〇〇張	二、五〇〇合	六九〇張	三、〇〇〇張 六二〇合
				一、九〇〇張			
	約一二、〇〇〇張	約二〇、〇〇〇張	約一五、〇〇〇張	三、一七八張	一、五〇〇張	四〇〇張	約三、五〇〇張
	三二、〇〇〇張	六六、三〇〇張	二九、四六二張	八、七八八張	四、〇〇〇張	一、〇九〇張	六、五〇〇張 六二〇合
				一、九〇〇張			

これら物資の移出先は殆んど上海であり其の移出經路及び主要輸送機關（鐵道を除く）たる內河輪船の狀況も大いにみるべきものがある。次に交通並に通信について其の現狀を示すに蘇州を中心とする交通には次の如き利便がある。

陸路（鐵道を除く）主要公路

蘇州—唯亭—崑山—上方海面（定期連絡ナシ）
蘇州—常熟—支塘—太倉—上海方面（バス每日發着二回）
蘇州—木瀆鎭—善人橋—光福鎭（バス每日發着五回）
平望—震澤（バス每日二回）
善人橋—新安鎭—無錫（定期連絡ナシ）
常熟—東亭—無錫（バス每日二回）
無錫—江陰（定期連絡ナシ）
無錫—曹橋鎭—和橋鎭—宜興（定期連絡ナシ）
江陰—陳墅鎭—常熟（定期連絡ナシ）
常州—金壇（同前）
常州—曹橋鎭（同前）
宜興—徐舍鎭（交通少シ）

水路

上海—蘇州—無錫（上海內河汽船會社輪船一ヶ月十二、四回航行ス）
蘇州—常熟（同上一ヶ月五六回航行）
蘇州—吳江（同上一ヶ月四回航行）
上海—蘇州—湖州（同上一ヶ月二回航行）

其他蘇州より崑山を經て太倉へ航行するもの、常熟より白茆口、滸浦港、福山港、無錫等へ通ずるもの、蘇州より南濠へ、吳口より同里へ、無錫より鎭江又は宜興へ、宜興より官村鎭へ、和橋鎭より官村鎭へ、常州より宜興、並に江陰へと、まさに四通八達の便がある。

尙通信に就ては、蘇州、無錫、常熟に電報局あり、蘇州及び吳口に長距離電話を通じ、蘇州・常熟・吳口・盛澤・無錫・常州・崑山・南通・江陰・如皐等に市內電話が設けられてゐる。

七、治安警察關係

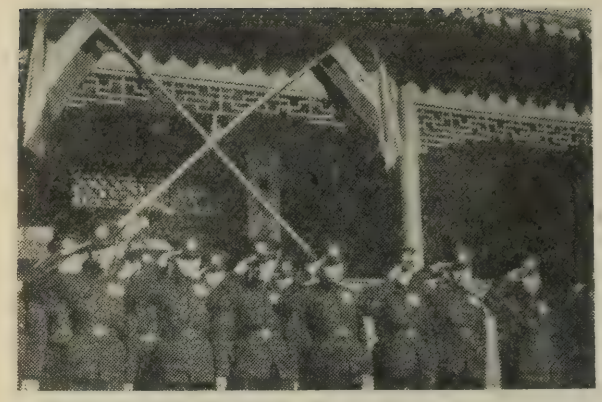

充實せる江蘇省女警班

治安第一主義の根本方針に基き、省內管下一般の治安狀況は頗る良好となりつゝある。省は警務處を主體として省會警察局及び各縣警察所を督勵し直接治安維持の第一線に活動せしむると共に、保甲制度を布き、靑年團を結成してこれに協力せしめてゐる。省內警察組織系統を略述すれば各縣警察所は警務處長に直屬するほか各縣知事の監督をうけ、縣の警察事務を辦理し、警察所は警務處長の認可を得て管下を若干區に分け、これに警察分所を設置してゐる。

尙管下の重要都市たる蘇州には省會警察局を置き、無錫には無錫縣警察局を置いて警務處長に直屬させ、治安の萬全を期してゐる。省內警察狀況については內政部に詳述してあるを以て重複を避け、本省警政について略述する。

江蘇省警政

1省警務處　本省警務處は江蘇省の警政を指揮監督する機關にして、上下の連絡より之れを觀るも、警察組織中で最も重要な地位にある。卽ち本省の警政の發展は警務處の組織の如何に依る處大なるものがあり、現在警務處の內部には總務・行政・經理の三科及び秘書室・視察室・技正室等を有し、其の他直轄機關としては、省會警察局一、特設警察局一、縣警察所二十四を有してゐる。尙經費は二十八年二月より中央の補助を得ることとなつた。

2省會警察局　本省々會警察局の範圍は南京・上海の如くに大では無いが、治安の重要性に就ては同一であり、該局の組織條例が公布せられてから漸次內容も整備され、現在內部に總務・行政・司法の三科を置き、外部に第一、二三、四、五の五區警察署・消防隊・偵緝隊・警察隊・女警檢查一班を有してゐる。尙本局の經費は漸く確立し、職員の待遇も大いに改善せられた。其の他、水上警察の改編、偵緝工作の確立、官民消防事業の發達、車巡隊、女警檢查班の訓育等に依り何れも其の實績を擧げつゝある。

3特設警察局　本省內には警察局の設立を要する所多く、本部の計畫に據れば、江南に鎭江・無錫・常熟・南通の四縣、江北に滙陰・楊州・徐州の三縣を有するも、未だ無錫特設警察局の設置を見たのみである。蓋し無錫は京滬鐵道の中心に當り商工業の重要なる場所なれば、他に卒先して警察局を設け、內外の組織も各級警察機關の編制大綱並に特設警察局の警察條例に基いたものである。

4縣警察所　本省縣警察所は吳縣・江寧・丹徒・常熟・吳江・武進・南通・如皐・江都・丹陽・松江・崑山・宜興・江陰・句容・江浦・金壇・靑浦・金山・太倉・海門・靖江・溧水・六合等の二十四縣に設置され、其の他揚中・泰縣・高郵・銅山・睢寧・碭山・東海・沭陽等の八縣の警察所も目下設置の準備中なる爲、近く相前後して設立せられるものと思惟する。

第二章　浙江省現勢

一、省政府の成立及その組織

浙江省政府廳舍前景

日軍百萬上陸杭州北岸の一アドバルーンが、浙江省民ことに杭州市民に與へた安堵と信賴とはいかに大なるものであつたか、戰局の進展と共に黨軍の敗退は蓋ふべくもなく、杭州市內外の情勢は日に切迫し、富者は避難するも良民は逃ぐるに途なく、貧民は生存を一時の僥倖に期待するなど、騷然たる其の物情も友邦軍の上陸と共に忽ち平靜に歸し、治安維持會の設置と相俟つて各種商店の復業は日に增加するの狀勢に立ち到つた。

斯くて廿七年五月十七日、本政府は浙江省長に汪瑞闓を、杭州市長に何瓚を任命し、省市長は上海に於て省市政府の準備を整へ、五月下旬に入杭して現地に於ける各種の準備に着手し、六月十日の正午杭州自治委員會を接收して同月廿日には、浙江省杭州市兩政府の成立合同式典を西湖畔の大禮堂に擧行し、茲に省內行政機構の基幹は儼乎として樹立され以て現在に及んでゐる。之を要するに治安維持會時代を第一期とすれば自治委員會當時は其の第二期に當り、省政府の成立は卽ち第三期の段

階に入つたものである。

二、省内施政一般狀況

現在省政府の所轄は錢塘江北岸地區に跨る一市十四縣であり、杭州市は既に治安確立し各般の市政も整ひ、市民の復歸する者日々に增加し復興の一途を辿りつゝある。其他の各縣に至つては縣城及び主要街道は治安全く確保さるゝも、鄉村地方には土匪の跳梁其の跡を絕たず縣財政の樹立上大なる支障を來し居れど、治安工作の進展に伴ひ民心既に縣政下に集りつゝある今日、其の全般的明朗化も遠からざるものと見るべきである。

施政の概況を誌すに當り先づ復興委員會に就いて之を見るに、事變と共に縣政は停止し民業は荒廢に任せ慘澹たる狀況を呈したが、抗日軍の退去するや各縣に治安維持會及び自治會が設立され非常時期に備へてゐたのを縣公署の成立と共に撤廢し、復興委員會を設けて縣政の遂行を補佐協助させ、官民一致の强大なる綜合力を以て災

浙江省政府組織系統表

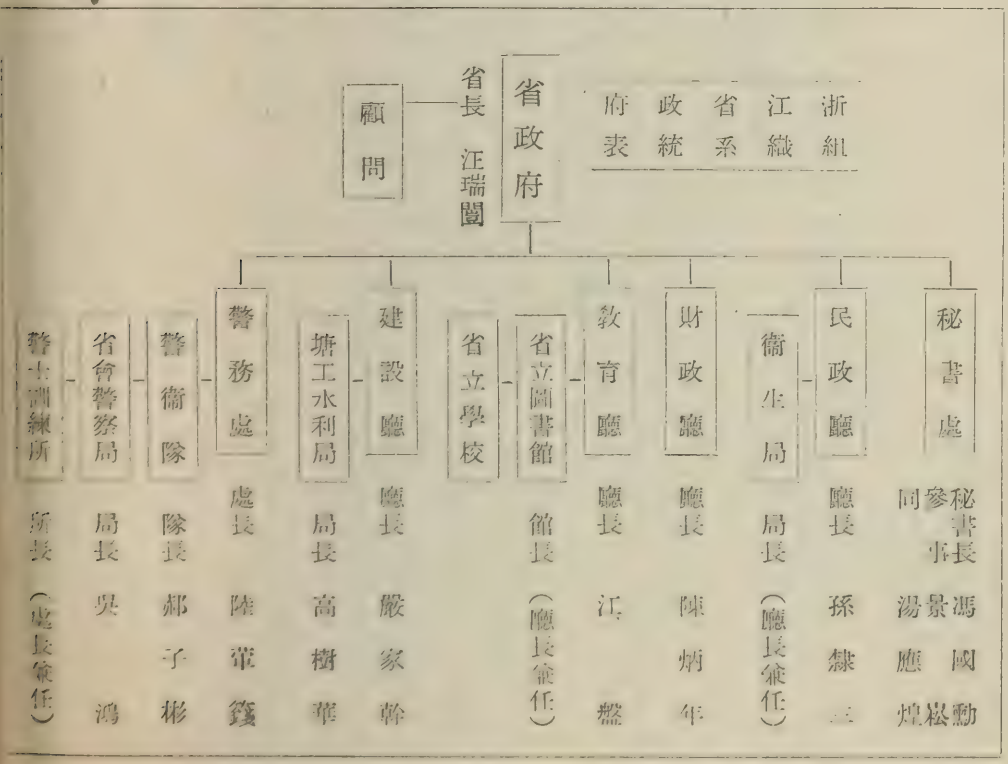

害各方面の復興建設に當らんとするものである。

次に**民食問題**に就いては省内の主なる米作地は嘉興、嘉善、平湖、湖州等であり、其他の諸縣は養蠶を主業とするために縣内米を以てしては需要を滿たすこと能はず、從つて其の補給を前記の米作地並に無錫、蕪湖方面に仰ぐ狀況である。

然るに二十八年度本省米作は干虫害に依る四割の減收と、米價高の都市への積出、貨車輸送力の不足、敵側特別工作班の

浙江省政府管下各市縣行政施行狀況

縣名	治安小地區別	縣政施行月日	知事名	就任月日	縣公署所在地	備考
杭州市	杭州市特別小地區	二七、五、一七	吳念中	民二八、六、一九	杭州市	初代市長何瓚殉職
杭縣	杭州小地區	二七、八、二七	宗復	二八、六、八	杭州市	初代知事汪殉辭職
海寧縣	同	二七、八、二七	譚裕鄉	二七、一〇、一	硤石	
餘杭縣	同	二七、一〇、三一	李炳彝	二八、八、一〇	餘杭	初代知事陳惠民轉職
崇德縣	同	二七、一二、二七	瞿迪民	二八、二、一	崇德	初代知事王幼垣二八、九、三辭職
嘉興縣	嘉興小地區	二七、八、二七	金建宏	二八、一〇、二	嘉興	初代知事沈翰鄉二八、九、一殉職
平湖縣	同	二七、八、二七	胡樹芳	二七、九、一六	平湖	
海鹽縣	同	二八、三、九	王驁	二八、一〇、一六	海鹽	初代知事勞瑞文
嘉善縣	同	二七、八、二七	沈濟人	二七、九、一六	嘉善	
桐鄉縣	同	二七、一〇、三一	孫銘新	二八、二、四	桐鄉	初代知事王晉笙辭職
吳興縣	湖州小地區	二七、八、二七	顏叔周	二七、一〇、一	吳興	
長興縣	同	二七、一〇、三一	李鏡	二八、二、六	長興	初代知事陸仲漁
德清縣	同	二七、八、二七	稽少梅	二七、九、一五	德清	
武康縣	同	二七、八、二七	錢君達	（印）（務第二科長）	武康	初代八德清縣知事兼任次代范頴西八二八、九、三辭職

備考　富陽縣は未だ知事の任命なし、但し縣警務處は二八年三月より設置す。
縣政施行月日は最初の縣知事任命の月日とす。

跳梁妨害等諸種の原因により甚しく逼迫し、人心に大なる不安を與へてゐたので、友邦軍の協力を得て各地への糧食配給を續け來つた。一方、惡德商人の暴利を防ぐ爲各地に米價評議會を置き、又米價高の都市への流出を防止するため其他主要都市に軍官民協同の上搬出許可證制度を設け、同時に民食問題解決上の重要施設たる積穀倉の設置に關しては民政當局に於て目下對策を考慮中である。因に各縣平年米產量は左の如くである。

杭州市	四三、〇〇〇	海鹽	三九、〇〇〇
杭縣	六六七、〇〇〇	平湖	九九〇、〇〇〇
海寧	四〇〇、〇〇〇	崇德	三九三、〇〇〇
富陽	四〇〇、〇〇〇	桐鄉	三四〇、〇〇〇
餘杭	二四〇、〇〇〇	吳興	一、四三〇、〇〇〇
武康	一八〇、〇〇〇	德清	三〇五、〇〇〇
嘉興	一、三一〇、〇〇〇	長興	九二〇、〇〇〇
嘉善	九一〇、〇〇〇		

省內の**青年團結成**狀況は、目下一五團總員八、八一五人の好成績を示し、何れも統一的訓練を施しつゝあるが、その內譯を述ぶれば左の如くである。

嘉善青年團	嘉善縣	一、〇〇〇人	海寧青年團	海寧縣	四二六人
德清青年團 餘不鎭青年團	德清縣	六〇人	平湖青年團	平湖縣	八六人
			崇德青年團	崇德縣	五〇人
杭州市第一區青年團 第二區 第三區	杭州市	一九七人	新湖青年團	新湖縣	三二人
			大通青年團	大通鎭	三六人
嘉興青年團	嘉興縣	一、三四人	倉石青年團	倉石鎭	七〇人
長興青年團	長興縣	五〇〇人	武康青年團	武康縣	一、〇〇〇人

戒煙行政に就ては去る廿八年二月十二日[illegible]に戒煙總局を設置し、各[illegible]せてゐたが、現行條令の施行と共に省禁煙總局は解散され、同時に杭州及び嘉興には戒煙總局に依つて各地方戒煙局が設立され、省内を二分して之が行政の徹底を圖つてゐる。各地方戒煙局は宏濟善堂を監督して販賣の公正を期すると共に煙民登記の勵行に努め、戒煙救治に資する一方査緝組を附設して其の完璧を期してゐる。

塘工水利局の事業に就いてみるに、錢塘江杭州灣沿岸海塘の崩壞は、浸水被害面積數萬町步に及び損害計り知れず省政府は廿七年六月成立直後より之が對策を樹て、杭州市下流老鹽倉及び海寧八堡海塘の補修に着手したが、難工事であるが爲に維新政府に申請し、同年九月一日浙江塘工水利局を特設し局長に高樹華を任命した。同局には總務・工務の兩科を設け專門家を招いて居たが、中央より工事費を交付されるに及んで、治安不良地區には、友邦軍の保護の下に工事を進捗せしめ海寧九堡の修理に努めてゐるが、廿八年九月廿五日より防汎工程隊を附設し、隊長一名隊員五名、巡工五十六名及び救急器材大量を擁して海塘不時の危險に對處させてゐる。

道路工事に從事する難民

社會事業の概況について述ぶれば、事業團體としては各地に散在する救濟院を以て主體とし、爾他の救濟機關は概ね友邦の援助又は地方有力者の設立であり、事變前既に蔣政權の補助の下に、半官半民の活動を續けた杭州市に所在する浙江省區救濟院の如きは、基本財産として田畑家屋等巨額の不動産を持つ外に、年々蔣政權より十數萬元の補助を受けてゐたものである。今當時の狀況と現在とを比較するに、事變前存在した養老所、殘廢所、育嬰

所、盲唖教養所、貧兒所、貧女習藝所、感化習藝所、濟良所、施醫所、貸款所、貧民工廠等の內、現在復活せるものは養老、殘廢、貧女習藝、貧民工廠の四所に過ぎず、省政府よりは之に每月五千元の補助を與へて九百餘名を收容救濟させてゐる。尙外人經營の教會は同樣に古き歷史を持ち、最初は傳道施療より着手して漸次學校、幼稚園、孤兒院等の經營に及び、現に廣濟、仁愛兩病院の如き相當なる成績をあげてゐる。之を要するに社會救濟事業は原則として自給自足し得る救濟機關の設置を最も必要とするものであり、之がためには原料を與へて製品を買上ぐる授産事業の促進發達を要とする。本政府は卽ちこゝに着眼して從來やゝもすれば陷り易かりし安逸懶怠の弊習を除去する爲、授産、習藝等を奬勵して積極的に其の實をあげんことを期してゐる。

浙江省社會事業調査表（二十八年十二月末現在）

事業團體名	所在地	經營主體	事業の目的內容	二十八年度豫算總額	備考
嘉興縣救濟院	嘉興南門	縣公署	救濟院、養老院	九〇、四八元	二十七年二月設立
天主堂	姚家埭	田玉亮	傳道救濟、孤兒院	不明（未定）	イタリア人經營
仁愛堂	市心弄	馬德娥	傳道施療	同	同
福音病院	仲權路	花弟生	傳道施療	同	同
杭縣立習勤所	杭州市淸泰路四七八番	李三壽	救濟授産事業 毛布科、織機科、籐細工科、機製草繩科、簡易手工製造科	事務費 三九九元 事業費 一、二四〇元	アメリカ人經營 二十八年一月十日設立
瑪瑙寺習藝所	杭州市裏西湖一本	醒	救濟授産事業 種植部、布鞋部、織機部 草鞋部	三六、〇〇元	五〇名

浙江省區救濟院普濟堂	杭州市中正橋直街	玉純甫、陸佑之	不具廢疾者老幼婦女にして救恤を要するもの	三六、〇〇〇元		七六〇名
浙江省區救濟院習勤所男子部	杭州市舊藩署前	玉純甫、陸佑之	救濟授産事業	七、二〇〇元		九〇名
浙江省區救濟院習勤所女子部	杭州市　水溝巷	玉純甫、陸佑之	同	三、六〇〇元		五〇名
難民習藝所	杭州市　太廟巷	世界紅萬字會杭州分會	働き得るも家なき爲め救恤を要するもの	二、〇〇〇元		
臨時醫院	杭州市西浣紗路三慶里	同	施療患者	二、五〇〇元		
中醫施診所	杭州市十五奎巷徽州會館	同	同	一、〇〇〇元		
日華佛教會本部	杭州市　裏西湖	隆定法師	孤兒收容	月額合計一、四〇〇元		六〇名
同孤兒院	同　玉泉寺	同	養老男婦女			八〇名
同養老院						
廣濟醫院	杭州大方伯	赫　度（英人）	施療並に一般治療病床四〇〇餘	一五、〇〇〇元		
仁愛醫院	杭州刀茅巷	姍（佛人）	施療並に一般治療病床一〇〇餘あり附屬幼稚園及小學校經營	六五、〇〇〇元		
市立病院	杭州市學士路	何秉慧	施療並に一般治療	七〇、四八八元		
習藝所	湖州縣公署	貧民救濟並に刑餘者の感化を目的とす、靴下、織物、染物製繩等を爲す		五二、五九六元	貧民刑餘者	一〇一名 五〇名
救濟院	湖州縣公署	孤兒、孤老、殘廢者の收容		五、八五六元		七〇名
育嬰堂	湖州鈿質夫	遺棄小兒の收容		一〇、〇〇〇元		一〇〇名
日華佛教會	湖州宗教家	日華佛教徒の相互理解を目的とす		三〇〇元		
三一社	湖州米國人	基督教の布教並に社會教化を目的とし教會補習學校、幼稚園等を經營す				

養老院	崇德城內	縣公署	孤老者殘廢者の收容	縣費不足の爲一般寄附による
崇德診療所	同	同	一般施療	二、〇〇〇元

次に**衞生及醫療**行政の概況を見るに一般民衆特に下層階級に衞生思想の普及徹底を計ることは刻下の急務なるを以て、凡ゆる機會、機關を利用して其の實現を期し、主管機構の改革、公立施療機關の擴充、中國醫の活用、洋醫の素質向上、有資格者の再檢定、中醫西醫の連絡、施療機械の整備、看護婦・助產婦・藥劑師の養成、出生・死亡屆の勵行等に重點を置いて之を實施してゐる。

現在本省治下の**醫師數並施療機關**は次の如くである

縣市名	診療所名	醫師數	其他從業者	患者月數	經費	摘要
海寧	硤石公立治療所	二 內科	二 藥劑師		藥劑師三元　看護婦三〇元　一五〇元	
	平湖縣公署施療所	一 外科	三 看護婦	二五一	醫師三〇元、看護婦一六元、事務員一六元	友邦援助
平湖	南門診療所	二	五	四〇五	醫師四〇元、藥劑師一〇元、看護婦事務員六元	友邦援助
	惠德診療所	一	一	三〇〇		私立
	仁愛診療所	一		五三		個人經營
	水洞埭診療所	一		四八		個人經營
嘉興	內政部直轄第五醫院	四	七	一、〇九〇	二、一〇〇元	實費施療
崇德	崇德診療所	七	一	六二〇		

嘉善	嘉善診療所	二	五	七〇〇			友邦援助
	楓涇診療所	二	五	一、二〇〇			友邦援助
	德民醫院	二	二	九〇〇			
	陶氏診療所	一	一	一、二〇〇			
	曹氏診療所	一	一	三〇〇			
	唐氏診療所						
德清	德清施療所	一	二	三〇〇	醫師三〇元、看護婦一〇元		友邦援助
	惠黎病院	同	一三	一三〇			
海鹽	縣立施療所	一	三				
富陽	富陽診療所	三	二	二、四〇〇			
	宋殿診療所	二	一	二、一〇〇			
	移動診療班	二	二	四五〇			
吳興	吳興病院	三	一三	二、四〇〇			
	縣立吳興施療所	友邦軍醫一	六	一、二〇〇	醫長一四〇元、醫師九〇元、助醫四〇元、看護婦一二元		友邦援助
餘杭	友邦軍施療所		四	二、三〇〇	一名平均一八元		友邦援助
長興	長興特務班施療所		三	九〇〇	五三元		友邦經營
杭州市	仁愛醫院	四	一二	七、〇〇〇餘	六〇元—一五〇元		友邦援助
	廣濟醫院	二	四一	六、五〇〇	三〇元—二〇〇元		友邦援助
	市立病院	二三	一二	一〇、七九〇	二〇元—一六〇元		友邦援助
	紅萬字醫院	三	一五	一、四〇〇	二四元—二〇元		友邦經營
	衆安醫院	二	七	九〇〇	三〇元—二〇元		友邦經營

以上の外、**醫務行政機關**として省政府衞生局並に市政府衞生科が設置され、防疫施療の萬全を期して看護婦訓練所も亦近く設立の豫定であり、二十八年五月落成せる**杭州醫藥師會**は會員一九一名(西醫五三、華醫九七、藥師四一)を有し、關係機關と協力して大なる實績をあげてゐる。同會では十一月四日第一次理事會を開いて、衞生諮問所設置の件、醫藥雜誌刊行の件、春季大會開催の件、學術交換會開催の件等につき協議し、之を實行に移すことゝした。

宗教に就いて其の概況を見るに、杭州は由來中國有數の佛都と呼ばれ、大小の佛寺凡そ八百、現在在住の寺院二百四十五を數へ僧尼合せて一千餘人に上つてゐる。

それ等は二十七年一月十八日友邦軍が入城するや、兩國の佛教による親善を圖るため日華佛教研究所を結成したが同年四月之を**日華佛教會**と改稱し、佛教講習會を開いて青年僧侶を教育する一方、**社會事業**として難民收容所、難民小學校、診療所、托兒所、養老院、孤兒院を經營するに至り大いに慰撫の實を擧げた。其後治安の確立と市面の安定につれて難民に歸鄉或は就職の途を與へ、收容所並に診療所、托兒所は二十八年三月を以て一應解散するに至つた。此の月優秀なる青年僧侶六名を日本に派遣し、日蓮、眞宗、曹洞の三宗門に一年間の留學を命じ、以て友邦僧門呵呿の妙諦に接せしめんと企て大いに刮目されてゐる。

二十八年八月九日、盂蘭盆の行事に際しては日華兩國民の融和と意思の疎通を圖り、一面僧侶の宗教的修練と信念の向上を期するため、和平祈願を初め日華殉國者慰靈祭、佛教講習會等を三週間に亘つて行つた。

省内に於ける基督教に就ては、事變と共に信者は逃亡し、教會亦殆んど自給の力を失ひ、僅に第三國の補助に依るものゝみが辛うじて存在し、其の總數十六ケ所に過ぎず、經營事業である學校・病院・習藝所等の活動も甚だ消極的

次に**省内司法行政**の推進狀況と警務の概況を記すれば、二十七年一月一日杭州市治安維持會が成立するや、同會は司法股を設けて湯應煌を股長に任命し、一切の訴訟事件の處理に當らしめたが、同年三月一日杭州自治委員會に改組さるゝに當り**杭州司法處**となり、次いで檢察局を設立して陳秉鈞を首席檢察官に任命した。同年六月浙江省政府成立に際し杭州司法處は省政府管下に接收されたが、省内各縣地方の復興に伴つて事件は輻湊し、その處理も困難を來した。依つて省政府は之を浙江高等法院に改組して杭縣地方法院を兼ねしめ、又**修正杭嘉湖各縣知事兼理司法暫行辦法**を制定して承審制度を敷き、司法行政の推進を期したが、二十八年一月維新政府司法行政部は當時の首席檢察官陳秉鈞を正式任命し、次いで二月七日孫鞏圻を浙江高等法院長に任命派遣せるを以て、省政府は令して湯應煌を離任させ斯くして現浙江高等法院は同月十一日正式に成立するに至つた。杭縣地方法院亦同日正式成立し次いで吳興地方法院は同年六月十六日、嘉興地方法院は同じく八月十五日、嘉善分院は同月一日各々成立を見るに至り、監獄制度並に施設も前記法院の整備と併行して成立し、以て現在に及んでゐる。

杭州市の交通巡査

尙**警務**に關しては浙江省警務處を二十七年六月二日開辦し、同月二十日省政府の成立に伴ひ之が組織下に入り、戰後各地自治委員會又は治安維持會によつて組織された警察機關を統轄領導して逐次維新政府内政部の規定に合する可く改組改善し來つたのである。二十九年二月末に於ける現容は警士教練所一、省會警察局一、區警察署七、縣警察所一四、警察分所三二、警察官六七九、警長二五二、警士二、八四三人を保有、外に蕭山縣警察所（所

長以下三一名）を置いて機構の完璧を期してゐる。

三、教育復興概況

教育行政組織としては省政府の下に教育廳（秘書室、第一、第二、第三科督學室）あり、縣公署には教育科を、普通市政府には社會局第三科を置いて之に當らせ、教育經費は省縣支辨及教育部補助の三種に分ち維新政府教育部より毎月小學校補助費四萬元、民衆教育費六千元を補助され、縣市教育共に極めて順調に進展してゐる。その人事に關しては從來各縣の教育科長の任命は教育廳より直接委任の形式に依つてゐたのを縣知事の委任と改め、同時に小學校教員が校長より招聘の形式により任命されたのを改めて直轄教育機關の長官が之を任命することゝした。教育の方針については維新政府教育部發布の方針に依るは勿論なるも、諸種の環境に鑑み適宜之に對處せしめてゐる。小學教育の復興狀況を各縣について見るに、戰前の二千三百餘校に對し現在開校せるもの五十五校、杭州市に於ては復興率三分の一に及び九十七校の開校を見てゐる。特記すべき點は、模範小學校を各縣市に設立してゐることゝ、日語の教程を增加し更に日語補習班を設けて東亞の文化疎通を計つてゐる事である。

本省治下に於ける**小學校狀況**を示せば次の如くである。（二十九年二月末現在）

縣區	學校名 公立	私立	計	幼稚園	一年級
嘉善	五	一	六		九
海寧	一四		一四		一三
德清	三		三		三
吳興	八		八	三	一二
杭縣	一三	二	一四	一	一四
餘杭	六		六		九
平湖	二		二		五
長興	四		四		五
嘉興	一六	一	一七	三	八
崇德	二		二	一	二
海鹽	二		二		一
桐鄉	五		五		五
杭州市	二二	七五	九七		七七
富陽	二		二		二
武康					
合計	一二二	七八	一八二	八	一二五

初級 二年級	初級 三年級	初級 四年級	初級 計	高級 五年級	高級 六年級	高級 計	學級數 總計	教職員數 男	教職員數 女	教職員數 計	學生數 男	學生數 女	學生數 計	每月經常費（單位百元）
七	六	六	二八	五	五	一〇	三八	三五	一七	五二	一、一一一	七四五	一、八五六	一、七二五
一三	一〇	一〇	四五	七	六	一三	五八	五七	三六	九三	一、九四七	六九八	二、六四五	三、七五五
三	三	三	一二	二	一	三	一五	一四	五	一九	二五五	一四六	四〇一	七二五
九	九	八	三八	八	七	一五	五三	五四	二九	八三	一、九九三	九三八	二、九三一	五、二三四
一〇	八	一〇	四二	三	三	六	三八	四九	二一	七〇	一、三七一	六一七	一、九八八	一、六七五
七	七	七	三〇	一	一	二	三二	一一	一四	二五	六四五	二二三	八六八	一、〇六五
二	二	二	一二	二	二	四	一五	一二	一八	三〇	六二四	四二三	一、〇四七	一、一二五
五	五	四	一九	一	一	二	二一	一三	一〇	二三	三九三	一三三	五二六	一、〇二五
一〇	一一	一七	四六	六	一一	一七	六三	五五	四九	一〇四	二、〇一九	九四一	二、九六〇	三、八〇〇
二	二	一	七	一	一	二	九	九	九	一八	二二七	一〇五	三三二	九二五
一	一	一	四	—	—	—	四	六	—	六	一三六	八	一四四	九六四
四	四	四	一七	一	一	二	一九	二五	八	三三	五一八	二〇五	七二三	一、一八八
七二	七〇	二〇	二三九	三七	二八	六五	三〇四	三八五	一九四	五七九	二、三三七	一、三四七	三、六八四	一七、八五六
二	二	二	八	二	二	四	一二	九	七	一六	—	—	三九五	—
													三六三	五八八
一四六	一四〇	九五	五四六	七六	六九	一四五	六八一	七三四	四一七	一、一五一	三、五七六	六、五二九	二九、八六一	四一、六五〇

歡迎色も豊かな錢塘江の觀潮場

尙各縣市に於ける中等學校及び專門學校の復興狀態を見るに戰前五一校の省立中學校に對し、現在開校せるもの省立四校、縣立三校、市立一校、私立一校であり、その外日語學校一校あるが、卽ちその內譯は左の如くである。

中學	教員數	生徒數
省立　模範中學	三四	三一一
省立　實業中學	二一	一五〇
省立　嘉興中學	二七	一六〇

省立	湖州中學	二四	一八四	市立 杭州中學	四八　六八三
縣立	海寧中學	一四	八〇	私立 希甫中學	七　一八〇
縣立	德清中學	一二	二六	專門學校	
縣立	嘉善中學	六	五〇	省立 日語專門學校	一七　八三

四、財政概況

省政府は廿七年八月**財政廳**を設置して各縣公署並に各徵稅區に於ける收稅機關の急速なる復舊に努め、會計制度の統一、其他諸般に亘る財政計畫を樹て、廿八年五月三十日縣政會議に於て清釐劃分省縣各款案を決定し、省稅として田賦稅、田賦省付稅、營業稅、契稅、屠宰稅、牙稅、牙帖捐、焚酒牌照稅、焚酒付稅を制定し、縣稅として田賦縣付稅、屠宰付稅、店屋捐、住屋捐、旅店捐、茶館捐、廣告捐、車照捐並に各項認捐を計上し判然と劃分した。一面豫決算制度の確立を圖る爲廿七年九月に支出概算書及支出計算書樣式を、同年十二月には會計に關する各種樣式を、更に二十八年三月豫決算樣式を各縣に訓令して其の劃一を期してゐる。今廿八年下半期並に廿九年上半期に於ける省內地方普通歲入及び歲出の豫算を示すに次の如くである。

○歲入經常門　（單位元）

款	項	科	目	二十八年下半期豫算數	二十九年上半期豫算數
一					
	一		田賦正附稅	九、七九二・〇〇	一四、九五四・〇〇
			浙江省地方普通歲入	一、三五三、七五六・〇〇	二、九八四・六二七・〇〇
	二		各項捐稅		
		三	地方事業收入	六四、八〇〇・〇〇	二三、三二〇・〇〇
		四	地方行政收入	一、五〇〇・〇〇	五、一〇〇・〇〇
		五	地方財產收入	六九六・〇〇	六九六・〇〇
		六	補助擬收入	六〇〇、〇〇〇・〇〇	一、九六四、一九二・〇〇
				六七六、九六八・〇〇	五九一、六七二・〇〇

○歲入臨時門

款	項	科目	二十八年下半期豫算數	二十九年上半期豫算數
一		浙江省地方普通歲入		
	一	地方事業收入	七〇、七一〇・〇〇	二三五、〇八一・〇〇
	二	地方行政收入	七〇、七一〇・〇〇	二三五、四八五・〇〇
	三	其他ノ收入	—	一八、〇〇〇・〇〇
				六〇〇・〇〇
		經臨歲入總計	一、四二四、四六六・〇〇	三、三三八、七二三・〇〇

○歲出經常門

款	項	科目	二十八年下半期豫算數	二十九年上半期豫算數
一		浙江省地方普通歲出		
	一	行政費	一、四五三、八五八・〇〇	二、九八一、九八四・〇〇
	二	財務費	三三五、五〇八・〇〇	三三三、九七八・〇〇
	三	建設費	一九三、四二〇・〇〇	一八一、四〇九・〇〇
	四	教育費	一五六、七七四・〇〇	一五九、七三三・〇〇
	五	警務費	二一〇、九〇六・〇〇	二一一、六七五・〇〇
	六	衞生費	三三七、三七一・〇〇	三七六、七一六・〇〇
	七	復興及救濟費（撫卹費ヲ含ム）	一二、五〇〇・〇〇	五五、五〇〇・〇〇
	八	協助費	一三、三一三・〇〇	一二五、〇七二・〇〇
	九	雜項支出	—	一、三九五、九一一・〇〇
	一〇	債務費	—	二一、〇〇〇・〇〇
	二	總豫備費	—	三〇、〇〇〇・〇〇
				九〇、〇〇〇・〇〇

○歲出臨時門

款	項	科目	二十八年下半期豫算數	二十九年上半期豫算數
一		浙江省地方普通歲出		
	一	財務費	一、一二六、九六五・〇〇	二五六、七八・〇〇
	二	警務費	三五、〇〇〇・〇〇	八、四三七・〇〇
	三	衞生費	—	七、一四〇・〇〇
	四	建設費	九七三、四八二・〇〇	一、一三〇・〇〇
	五	教育費	一九、四八五・〇〇	一六九、九三一・〇〇
	六	其他支出並豫備費	一〇〇、〇〇〇・〇〇	四〇、〇九〇・〇〇
		經臨歲出總計	二、五八〇、八二三・〇〇	三〇、〇〇〇・〇〇
				三、二三八、七二二・〇〇

五、經濟狀況

本省は長江下流太湖の南に位し北は江蘇、南は福建に境し、東に海を控へ西北は安徽、西南は江西に隣し、氣候溫和、物產豐富、交通亦山岳地帶にかゝはらず便利であり、鐵道は上海、杭州間三往復、嘉興、蘇州間二往復の狀態で

ある。産業は農産を主とし、米麥繭棉花等頗る豐饒にして林産はこれにつぎ、樟腦・木材・竹の生産も優秀にして、**水産**は淡水漁業、鹽水漁業共に多大の收穫をあげ、その外鎭江方面には長興炭・生絲・絹織物等の特産品に於て其の成績刮目すべきものがある。

試みに今商工並に金融の概況について其の復興を見るに、華中振興株式會社を中心とする鐵道・バス・電信電話・蠶絲・水產・鑛產・水運等の中日合辦國策會社は概ね支店出張所を各地に設けて本省への進出の根據とし、着々と其の實質的地歩を占め、ことに省內重要產物の一たる繭に對しては華中蠶絲が之を一元的に統制經營し大いに其の實をあげてゐるが、其の省內各工場の概況は次の如くである。

區別＼工場別	偉成	杭州	硤石	長安	嘉興
釜數(臺)	七〇〇	二四〇	二四〇	二六八	二四〇
生產高(升)	一八、三五七	八、四六二	七、九七〇	八、八六〇	八、一四五
從業員	一、八二〇	六二四	六一〇	七〇三	六二五

この外紡績に三友實業あり更に杭州造紙廠、杭州鐵工廠等は各其の分野を守つて堅實なる基礎を固めてゐる。尙中國輸出品の大宗たりし絹絲は數年前市價暴落により甚大なる影響を受け、加ふるに今期事變のために全く衰落の狀況にあるに對して華中蠶絲は之の復興に全力を傾注し、着々復活の成果をあげてゐる。

一方**米穀取引**の現況を見るに杭州の市民は現在四十萬に達し、日々の消費米一、五〇〇石に上り米商も一一三軒を數へ、一昨年來の出廻り少く品薄のため價格の配場立たず、闇取引の價格は一時五十元を唱へたが、昨年に至つて稍々緩和され、代用食普及についての研究も各方面に於て眞劍に行はれてゐる。今省治下に於ける商店の**移出入狀況**並

に物價の一斑を示せば左の如くである。（二十八年十二月現在）

杭州驛

發送			到着		
品名	疋數		品名	疋數	
紙類	一、三九九		米	一、九二四	
乾繭	三六四		石炭	一、二〇三	
木材	二七五		雜穀	五一七	
野菜類	二四		麥粉	四六五	
ドラム空罐	一六九		煙草	三六三	
棉實	一三五		鮮魚	三〇六	
綿糸布	一〇三		鹽	二八八	
棉花	九一		鑛油	二四	

長山門驛

發送			到着		
品名	疋數		品名	疋數	
野菜類	一、五四三		石炭	二、一五	
紙	七三六		豚	六五三	
竹皮	一七七		豆類	三〇	
家畜	二六		鮮魚	一五	
卵	一三				
煙草葉	三				
果實	二				

品目	銘柄	單位	價（圓）
煙草	ルビークイン	包	•一五〇
	ビクトリー	〃	•一五〇
	パイレート	〃	•二一〇
	ゴールデンバット	〃	•〇九四
	フラワー	〃	•〇五〇
	スペアー	〃	•〇六〇
	エロバット	〃	•〇五四
	マイペット	〃	缺
茶葉	龍井蓮心	〃	二•四〇〇
	前春	〃	六•四〇〇
	峩嵋頂上	〃	九•六〇〇
	白糯	〃	二八•〇〇〇
米	四號米	〃	〃
	三號米	〃	〃
	二號米	〃	欠
	一號米	石	二四•〇〇
綿布	龍頭細布	疋	三〇•八〇〇
	斜紋	〃	一九•二〇〇
	隻象粗布	〃	三三•八〇〇
金銀	飾金	兩	三六〇•〇〇〇
	收兌	〃	三五四•〇〇〇
	紋銀	〃	二•〇〇〇
	兌	〃	〃
	兩前	〃	•九六〇
	旗槍	〃	一•三六〇

〃　収	〃	一・八〇〇
絹織物　杭大綢	疋	・八六〇
絹織物　杭素紡	〃	・八五〇
絹織物　電力紡	〃	二八・〇〇〇
絹織物　綢控紡	〃	二・〇〇〇
人糸素緞	尺	・七八〇
石油　日貨	罐	三・〇〇〇
石油　米貨	〃	一三・二〇〇
石炭　長興炭	噸	一三五・〇〇〇
鹽　食鹽	百K	三〇・五〇〇
鹽　精鹽	〃	三三・〇〇〇
砂糖　白双	〃	九五・〇〇〇
砂糖　赤双	〃	六八・〇〇〇
食用油　大豆油	〃	一二四・〇〇〇
食用油　花生油	市斤	八八・〇〇〇
燐寸双錢印	箱	・一七〇
メリケン粉	袋	八・六〇〇

金融の狀況について見れば、二十八年末友邦の長江開放聲明、軍票の一元化實施にも不斷に協力し來つたのであるが、當地方は既に友邦に對する信頼も厚く軍票の流通も徹底して居た爲、さしたる影響もなく、十月十七日開設の華興銀行支店、十二月十八日開業の浙江銀行も漸次本格的の事業に入りつゝある。且つ杭州市には信昌銀號、東宵實業公司等が一月十日に開業し市民の金融需要に應じてゐる。然し乍ら法幣は依然として取引の主流をなすの感失はれず、殊に農村方面には時に便衣隊の出沒するありて軍票所持者を迫害する等の實情に鑑み、益々治安を恢復させ軍票流通の徹底を計るべく期してゐる。

昨年來民間の銅幣缺乏し小額の支拂に不便を來したので民間に私製代價券の濫發されたことがある。依つて省政府は銅幣の補足並に之等の代價券を回收整理する目的の下に、銅幣券發行辦法に基いて銅幣三百枚を以て法幣一元とし合計一萬元總枚數三百萬枚を發行して之に對處せしめた。

農村復興の問題に就ては、治安維持會時代は特に農村工作の利便もなく、又農村行政機關も成立してゐなかつた爲に都市農村共に戰後の混亂甚しきものがあつた。二十七年末には農村の復興と都市の復興とは、不即不離の關係にありとされ、即ち省內主要產業たる養蠶業の救助を始めとし、省建設廳を設置するや新に創立された華中蠶絲會社と呼

應して、日本種及び江蘇改良種の輸移入を斡旋した結果、二十七年度は春種十二萬枚、秋種二十三萬枚、冬季度は春種四十萬枚、秋種五十五萬枚と其の掃立數も激增し事變前の五十五萬五千枚に復歸するに到り、蠶種製造場亦十七ケ所に及ぶ活況を示してゐる。其の結果は必然的に杭州市其他の都市の製絲及び家庭絹織物業の顯著なる復興を見、小額貸款所の設立と相俟つて、總括すれば遠く戰前に及ばずと雖も目覺ましき活況を呈してゐる。

卽ち本省治下の農村は漸次戰後疲弊の域を脫して官民一致、今や恒久的建設時代に入らんとしてゐるのであるがこの間廿七年一月省政府は各縣に命じて第一次建設會議を召集し、農產獎勵、資源確保、土木改良、難民救濟、植林實施等に關して協議し、爾來之が議決事項の達成に努力すると共に、一面先進國日本の農村事情見學の爲、產業視察を行はせるなど大いに成果を收め得たが、他面民衆自體も亦政府の意圖を深く汲んで誤らず、孜々として復興に努むる所あり、斯くして友邦の資本と技術の進出並に地場資本の回歸とによつて、玆に中日合辦の杭州魚菜市場會社を初め華中蠶絲、硤石工場、杭州緝成工場等相次いで設立され、近く樟樹開發會社、中央卸賣市場、杭州蓄產興產株式會社等も設立を見んとしてゐる。

復興された杭州の製糸操作

六、杭州市狀況と何市長の急逝

杭州市政府は廿七年六月十日杭州自治委員會委員との間に事務の引きつぎを了り市政を擔當した。市政公署の行政組織に關しては別圖に示す如くであるが、復興への過程は常に官民一致して全努力を惜まず、特に糧食對策、蠶絲改進、機織業

救濟、清掃運動と、中央の期待せる軌道に沿つて凡ゆる更生的活躍を續け來つた結果、事變後僅か路頭に開店してゐた二百餘軒の弱小商工店も二十八年六月には二千五百五十軒に增加し、戰前の二十六%にも達した。

斯くて中國新政權の基礎全く定れるの秋、本省唯一の大都杭州市の復興はもはや完全に其の軌道に乘り、一路戰前の殷賑へと向つてゐる。嘗ては蔣政權下に抗日の陣營たりしも今は昔日の夢と消へて、江南の春色爽かに、湖上の鐘聲に民心樂居の響あるは洵に同慶とすべきである。

何市長の急逝

杭州市民が父の如く信賴敬慕してゐた初代市長何璧は、二十八年一月二十二日、錢塘江の下流を越へて亂入せる暗殺團十數名のために、惜む可き犧牲となつて斃れた。これこそ實に祖國再生の爲にも杭州市再建の爲にも大なる損失であり、痛憤措く能はざる所である。

故何璧氏は福建省侯縣の產、若くして友邦日本に留學した東京帝大出の農學士である。遊學後福縣の農業學校長或は進んで靖閩軍參謀、更に轉じて外交官となり、バタビヤ總領事、南阿聯邦代理公使等を歷任し、深く諸外國の實情を檢討するに從ひ、中國が依然として歐米依存の政策を持續するに於ては、將來印度、シヤム、印度支那、フイリツピン同樣の運命に陷入る外ない事を痛感してゐた。時に蔣政權が歐米依存、徹底抗日を救國の要諦なりと宣明するに及んで主義に殉じ、將來ある官吏を退いて莫干山に隱棲し、讀書風月を友としたのである。

斯くて事變勃發に伴ひ杭州また友軍の手に陷ち、杭州・武康附近の避難民は莫干山にも殺到した。よつて何氏は率先して難民の救濟機關を組織して、竹細工、藁細工等の手職を教へてゐたが、危局益々增大するに及んでその收拾に

挺身するの決意をかため、治安維持會を設立して同年五月出廬、六月二十二日郷黨の衆望に拒み難く杭州市長に就任した。

爾來何市長は寢食を忘れ市政に盡し、あらゆる辛苦困難を乘越へ來つたのであるが、九月初旬、彼は家庭を全部杭州に移すべく莫干山を訪れた時の如きは、嘗

杭州市政府の初代市長故何瓚氏

杭州市政府組織系統表

- 市政府
  - 參事
  - 秘書處
    - 第一科
    - 第二科
    - 第三科
      - 診療所
      - 市立病院籌備處
      - 傳染病院
    - 諮詢處
  - 社會局
    - 第一科
    - 第二科
    - 第三科
  - 財政局
    - 第一科
    - 第二科
    - 第三科
  - 工務局
    - 第一科
    - 第二科
    - 第三科
    - 第四科
  - 公安局
  - 輸出入貨物臨時經理所
  -
    - 一
    - 二
    - 三
    - 第四區辦事處
    - 五
    - 六
    - 七
  - 蠶絲改進委員會
  - 防疫委員會
    - 市立施療醫院
    - 注射班
    - 消毒班
    - 時疫病院(市立)
    - 委託傳染病院
    - 急救所
    - 監視所

て洽く敬愛の念を以て迎へられた鄉里の人々より漢奸と呼ばれ、憎惡を以て市長辭任を強要される様な目にあつた。然し乍ら彼は唯淋しく鄉里の人を顧るのみで、一言以て苦衷をも述べず微笑を以てこれに應へ、所信に邁進す可きが祖國への途なるを說いて居た。

遂にその努力も報いられ、四散した市民も漸次歸復して戰前人口の三分の二、四十萬を突破し、市街も驚くばかり整備するに至つた。然し僅か一里を隔てゝゐる錢塘江對岸には依然として黨軍は蟠踞し、折あらば杭州を奪回せんものと連日銃聲が市民の耳より止む時がなかつた。その間斯かる狀態が一年有餘續いてゐたが、杭州市には一度も不祥なテロ事件の起らなかつた事は一に何市長の譽とすべきである。されど市民が慈父の如く信賴してゐた市長は、數多の識見と業績とを殘して遂に杭州市初の犧牲者となり斃れるに至つた。

その死や實に惜む可しとは云へ、けだし中國人としての譽之に過ぎたるものはないであらう。今浙江省現況を錄するに當り、謹んで哀悼の意を表し以て其の靈の安からん事を祈る次第である。

中華民國維新政府令

故杭州市長何璧ハ資性忠誠ニシテ就任以來敢然職務ニ當リ復興革新ニ努メ其ノ成績顯著ナルモノアリ不幸未タ諸施設ノ完成ニ至ラスシテ遂ニ狙撃ニ遭ヒシハ邦家ノタメ痛惜ニ堪ヘス玆ニ深ク哀悼シ卽チ簡任官ノ例ニ照シ弔慰金五萬元ヲ卹シ遺族ニ贈リ並ニ行政院ヨリ特使ヲ派シテ弔問セシメ遭難ノ經過ヲ審ニシ兇源ヲ緝シ以テ英靈ヲ慰メ國威ノ伸長ヲ計ラントス

中華民國二十八年二月四日

行政院長　梁鴻志

內政部長　陳　[illegible]

第三章 安徽省現勢

幹部職員名

省長倪道烺

參議龔維疆　汪篤齋
諮議王占林　陳愷
周漁川

秘書長傅君實
參事朱榮漢　岳逸如

秘書兼第一科長　張懋基

秘書兼第二科長　周凌皐
秘書兼第三科長　邵萍石
秘書兼第四科長　麥煥新
秘書兼外事室主任　張扶筠
秘書　朱瑋甫　王一民
曹熙宇　金激雲
黃啓新　宋植枏
畢養眞　陳亨祺
視察　王傑　何振揚
金鼎秦　壽豐
王步雲　韓凌閣
申寶舟　李華甫
視察兼衞隊長　王尙林
副隊長　李國俊　姚鳳鳴
民政廳長　鄧贊卿
秘書主任　鄒志霖
第一科長　鄒志霖（兼）

第二科長　宋恆森
第三科長　靈亞平
視　察　丁萍舟　趙從觀
財政廳長　唐　少　侯
秘書主任　賀曾培
第一科長　馬鳳池
第二科長　凌紀笙
第三科長　汪仲萱
視　察　倪晉恒　汪華九
教育廳長　謝　學霖
秘書主任　馬洪驥
第一科長　梅遇春
第二科長　張玉田
第三科長　鮑浩存
建設廳長　吳稚久
秘書主任　謝逢臧
第一科長　程遂初
第二科長　周偉侯
第三科長　陳季明
視　察　謝亦駿
警務處長　金　田
秘書主任　翟貞階
總務科長　林緝五
業務科長　黃祖訥
經理科長　林緝五（兼）
視察長　張善卿

一、省政府成立より現狀へ

本省は地域的に維新政府治下西北に位置し、經濟並に政治上極めて樞要の地を占めてゐたが、徐州會戰前後軍閥の摧殘に禍せられ、宛ら廢墟と化したが、友邦軍進駐と共に復興の目途もつき、二十七年秋より各地自治委員會は省民の翹望を擔つて活潑な運動を開始するに至つた。

現省長倪道烺は當時病身を天津に蟄居中であつたが、祖國に對する憂念止

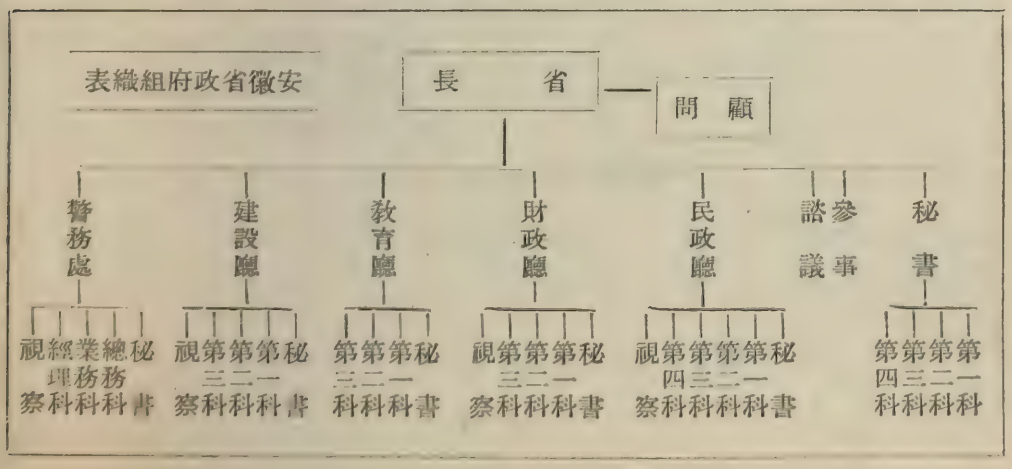

み難くあつた折から、各方面の懇望に應へて挺身海路上海に赴き、同志を糾合して二十七年七月十六日上海新亞飯店に安徽省政府臨時籌備處を設け直にその工作に着手、同年十月二十八日擾々たる戰後の巷、蚌埠に新省政府を樹立したのである。當時は未だ國家の組織は定らず、治安も混亂して良知良材は散逸し、民衆の生活も困窮して、收拾すべからざる狀態を現出してゐた。その爲諸政の遂行も極めて困難であつた。殊に從來本省政府は歷年安慶に所在し、蚌埠はわづかに津浦線と淮河の交叉點に位置する小都市に過ぎずして何ら前案の據るべきものなく、從つて省政府樹立工作は蘇浙兩省に比し遙に困難を極めた。卽ちその間に倪省長は「流亡異鄕の民に告ぐの書」を發して、衆諸の還鄕を願つたのである。併し政府設立以來一年有半にして凡百の施設は逐次育成され、治績も大いに擧り、驚異的發展を遂げるに到つた。その間省政府內部に於ては二十七年十一月一日第一回政府會議を開催以來、二十八年末に至る迄に實に五六回の會議を重ね以て努力し來つたのである。然し乍ら省治の現狀は僅かに長江沿岸、津浦線沿線、淮南線沿線の秩序を漸く回復し得た程度であり、その他地方の省民はなほ黨軍の勢力下に辛苦を續けつゝあるが、近く待望の中央政權樹立と相俟つて省方面の安居樂業が期待せられてゐる。

救濟事業に努める蕪湖育嬰堂の入口

流亡異境の民に告ぐる書

慨然タリ黨治國ヲ誤リ苛虐ノ政猛虎ニ甚シ我皖省人民之ニ苦ムヤ久シ矣最近又焦土政策ヲ蒙リ我父老兄弟姉妹ハ鋒鏑ノ餘生ヲ以テ復タ黃流ニ遭ヒ空前ノ浩劫ニ淪陷ス言ツテ痛哭アルノミ道烺安徽人トシテ今維新政府ノ令ヲ奉シ來リテ吾省ノ長トナル唯々殘破ノ餘リ此身責任ノ重大ナルヲ感ス敢テ辭スヘカラス亦辭スルニ忍

ヒサルナリ今省治ヲ特ニ蚌埠ニ設ケ吾安徽省廳民視ノ中心トナリ賢能ヲ愼選シ地方官吏トナシ夫々流亡ノ招撫ヲナサシム劫後ノ安徽省ハ漸ク繁榮ヲ回復ス是レ我父老兄弟姉妹ニ告ケントスルモ我父老流亡遷徙シテ艱辛ニ疲レ歸ラントシテ歸ル能ハサルヲ念フ家アリテ歸ル能ハス慘痛此ニ過クルモノアランヤ況ンヤ霜露既ニ降リ轉瞬嚴冬ニ至ラントス我父老流亡シテ外ニアルモノ飢寒交々迫リ立錐ノ地ナシ言念此ニ及ヘハ哭カント欲シテ淚ナシ矣道烺具サニ自ラ飢エ自ラ溺ルルノ心ヲ以テ救危救亡ノ責ニ任ス我父老ニシテ飢寒ニ號哭スルモノアラハ我將ニ衣ヲ以テ之ニ衣シ嗷々トシテ哺ヲ待ツモノアラハ我將ニ食ヲ以テ之ニ食ハシメ疑ヲ抱キテ安居樂業シ能ハサルモノアラハ我將ニ安全保障ヲ策サン我父老歸來セハ必ラスヤ田舍完整タルヘキ妻孥團圓タリヌヘシ古諺ニ云フ他鄉ニ樂アリト雖モ早ク歸家スルニ如カスト我父老能ク此ノ意ヲ明ニシ相率ヒテ歸リ來リ共ニ生業ヲ樂マン語短ク心長シ引領之ヲ望ム

安徽省長　倪　道　烺

二、省内縣狀況とその對策

本省の所轄區域は合計六十三縣、人口も戰前に於て二、七〇〇萬人と推察された處であるが、治安その他の關係上未だなほ全區域を收復するに至らず、今日迄に省内に成立したもの十五縣に過ぎず。

縣政施行の十五縣に就いては下表の如くなるも、更に籌備中のものは望江・肝胎・壽縣全椒・東流・含山・和縣の七縣である。

今縣行政を考へるに、その中心をなすものは區政・保甲・戶口・防共自衞・衞生等で、これらは省及び縣内部機構の强化と共に何れも漸次進行し、相當の成績を擧げてゐるが、

安徽省内縣政府成立一覽表

縣名	所在地	成立年月日	長官	備考
鳳陽	蚌埠	二七、二、八	秦松亭	
懷遠	懷遠	二七、三、二	何君俠	
嘉山	明光	二七、三、二	胡天揚	
滁縣	滁縣	二七、三、三〇	黃新農	
懷寧	安慶	二八、一、六	馬雲騰	
宿縣	南宿州	二七、三、三	陳巽生	
蕪湖	蕪湖	二八、一、二	朱繡封	
當塗	當塗	二八、一、一	張星儕	二八、五、二九現縣知事劉雲波就任ス 二八、九、一九石鳴勳ヲ代理セシメ同年一二、二四現知事龍璧揆就任ス

尙軍事の進行と共に二十九年度には一大躍進を期して諸般の準備を行ひつゝあり。

縣はまた區制を實施して、幅員の廣狹により二區乃至三區、或は四區乃至五區または七區乃至八區に分けられ、區には區長を置き縣知事の命を受け、一區一切の行政に任じ、區公所を設置して事務を執つてゐるが、區長の外に助理、書記、區丁があつてそれ〳〵區政處理を補佐してゐる。

蕪湖警士教練所々員

區公所には適當な辦公費を認めてゐるが、甲級區二四〇元、乙級區二〇〇元、丙級區一六〇元、區の下には更に坊或は鄉鎭を置き、自治單位としての活動を行つてゐるが、下位の自治單位は坊或は鄉鎭の下にある保甲である。

事變以來の反動勢力肅淸のためには、保甲制度は極めて重要な役目を果しつゝあり、依て本省では各縣を督勵して保甲編成促進に努めてゐる。

坊或は鄉鎭に於ける保甲辦公費は毎月二十五元と規定し、保の經費は五元と暫定してゐる。

各縣內管下の區、鎭に於ける自衞方法に關しては、維新政府綏靖部の訓令に基き、保甲制度と併行して各縣一律

本省各縣自治區保甲數統計表

縣名	區	聯保	保	甲
鳳陽	六	三五	二七八	二八〇四

合肥	合肥	二六、三、二六	方星樵
靈壁	靈壁	二六、二、一	張子北
巢縣	巢縣	二七、三、二六	陸月芬
泗縣	泗縣	二六、七、一	羅少泉
亳縣	亳縣	二六、二、二六	趙朗齋
五河	五河	二六、三、一〇	張裕煥
天長	天長		宣維善

二八、四、一二雷傑三ヲ任命セルカ就任セス二八、六、二七現知事劉子九ヲ任命ス

二八、七、一七現縣知事宣維善任命セラレタルモ未タ縣治實施セラレス

に自衛團體を組織する事となり、その名稱は自衛團・自警隊・自衛隊または警備隊など種々あるも、孰れも相當縣の銃器を所持し、友邦軍と聯絡して擔當區域の治安維持に當る事となつた。また一方靑年團及びその幹部の訓練を開始したものは十一縣に達し、冬季には民政廳の訓令に基づく「聯防」又は十戸聯更辦法を實施し、匪賊の跳梁に備へ、地方住民の安居樂業の道に努めたのである。

又自治對照地域の戸口調査は保甲編成と不可分の關係を有してゐる爲、極力調査整備を期し來つたが、二十八年秋季に於ける本省主要各縣の調査による人口は左表の如くである。これに依つても判明する如く、事變前と著しい數字的相違が發見される。これは一に治安上の關係により、完全な調査を行ひ得ぬためである。また宿縣、泗縣は事變前の八割、蕪湖・當塗・五河等各縣は七割、その他は未だ五、六割から三、四割に過ぎない狀況である。

蕪湖	八	三三	二九二	二八一九
巣縣	三	四六	六〇	四七三
滁縣	三	八	六九	六四八
宿縣	六	九三	七五九	七六〇八
懐遠	六	四九	四一〇	二〇二八
懐寧	四	三四	一四四	一四二九
合肥	二	一二	三九	一二二一
泗縣	五	五	八三	四七六〇
五河	三	五三	二〇四	二一〇〇
當塗	七	二五	二八四	三三一一
嘉山	四	一〇	四五四	二三二四
合計	五七	四〇三	三〇七六	三〇四一五

衛生施設に關しては各縣に縣立病院を設置し、その數も相當數にのぼり、蚌埠では更に省立病院を計畫中である。省政府内にもこれら衛生行政を統轄する衛生局を立案し、各方面と折衝中である。防疫に關しては、事變後黃河の決潰より水害地方に相當の惡疫流行をみたゝめ、友邦軍の援助により直ちにコレラ・天然痘の豫防注射を實施した。二十八年度に於けるコレラ豫防注射人員は七〇、一七九人、天然痘は四七、一三〇人の多數に達し、衛生思想皆無な住民に對して相當の成果を擧げ得た處である。

安徽省人口比較表　二十九年一月末現在

縣名	事變前人口	現在人口	百分率(%)
鳳陽	三一五、六一三	一三九、一〇〇	四四
蕪湖	三三九、五一八	二三三、七一六	六九
巣縣	三〇六、五九三	九〇、七九五	三〇
滁縣	一五七、四一一	三六、二一七	二三
宿縣	九八一、九六九	八八七、一六六	九〇
懐寧	一、三五六、一一九	一二一、一〇〇	八
合肥	一、三四五、二六七	三九、三六六	二
全椒	二〇二、六九七	一五、三九二	八

此の外主要各縣公署所在地では臨時治療所を設置してゐるが、また事變による罹災民救濟のため難民收容所をも設置し、老弱者の收容救濟を實施、戰後の人心安定を期しつゝある。

三、財政策の建設狀況

省財政廳は二十七年十月戰禍の創痍未だ癒えざる倉卒の間に組織せられたゝめ、組織運行には極めて困難な狀況であつたが、年改まり流亡の復歸もあり、漸く整頓の曙光を見て、蚌埠に同省地方稅總局を設置、續いて各縣に分局及び直轄稽徵所を開設し、稅政統一に着手した。また會計獨立の精神に基き、別個に省金庫を設置、同省公金の出納を司らしめる事となり、粗略乍らも組織を整備して省庫確立に邁進の形態を造り得たのである。

本省地方稅分局は左の如くである。

各縣地方稅局一覽表

局名	成立年月日	局名	成立年月日
鳳陽縣分局	二六、二、七	懷寧縣分局	二六、四、一
懷遠縣分局	二六、二、一〇	巢縣分局	二六、四、二六
宿縣分局	二六、二、二三	合肥縣分局	二六、五、一
嘉山縣分局	二六、三、七	五河縣分局	二六、三、三
滁縣分局	二六、二、二六	亳縣分局	二六、二、一
泗縣分局	二六、八、一九		
靈壁縣分局	二六、九、一		
無湖縣分局	二六、三、三		
當塗縣分局	二六、三、一		

蔣軍の暴擧による淮河畔の水害

泗縣	六四六、〇〇三	五五五、〇〇〇	八六
五河	一三、六一三	九八、六七九	八〇
當塗	二六四、五二三	三〇三、一九八	一四
懷遠	五〇五、八七五	三一六、五一八	
合計	六、九四五、一九九	二、八二七、二四七	
百分率(%)	一〇〇	四三・四	

豫算　に關しては事變後、省財政の收支を適合せしめる如くに編成したる爲省財政の辛苦は言語に絶するものがあつた。

省地方豫算は田賦・契稅・營業稅・牲屠稅・菸酒牌照稅・省有款產收入等が主要な省地方收入であり、これによつて省政府各廳所及び直屬各機關の經常臨時費（縣公署を含む）及び省自體の各項事業費が支辨されるのを原則としてゐる。

縣地方豫算は田賦・契稅・牲屠稅・附加稅・縣有公產その他の縣雜稅を以て縣地方收入としてゐる。これに對し縣地方支出は縣公署所屬各機關の經常臨時費並に縣の各項事業費である。

決算　に關しては財政廳は嚴密な審査を行ひつゝあり、收入は法令に依據し、濫りに徵收する事をなからしめ、支出は豫算調定額を超えざるよう嚴重に統制しつゝある。

尙省政府には豫、決算審核委員會を設置してその充全を期しつゝあり。又省金庫を設置しては、同省出納の總樞核となし省稅の一切を省金庫に送致する事とし、徵稅機關としては、各縣地方稅分局及び各直轄稽徵所が活動する事となつた。

徵稅制度　に關しては先づ維新政府令に基き、二十七年度田賦の免除を實施、次いで雜稅の廢止を斷行したが、一

各地方一轄稽徵所一覽表

所名	所在地	成立年月日	所名	所在地	成立年月日
天長稽徵所	天長縣		全椒稽徵所	全椒	二六、一〇、一
荻港稽徵所（航船營業稅）	荻港	二九、一、八	大通稽徵所（航船營業稅）	大通	
安慶稽徵所	安慶	二八、七、八	蚌埠稽徵所（航船營業稅）	蚌埠	二八、六、八
和尙港稽徵所	和尙港	二八、九、一			
裕溪口稽徵所	裕溪口	二八、六、二六	蕪湖稽徵所	蕪湖	二八、一〇、四

面財政は各種事業の母胎であるが故に稅制を確立し、省庫を裕福にし新建設の進展を期さねばならぬ見地よりして、愼重考査の結果、目下左の徵稅方法を實施しつゝあり。

先づ同省地方稅總局を蚌埠に設置し、省最高徵稅監督機關としてその下に各縣地方稅分局十四箇所、直轄稽征所五箇所、特殊稅徵收機關として蚌埠・蕪湖・安慶に直轄航船營業稅稽征所を設置したのである。

省稅及び縣稅は左の如くである。

省稅

省地方稅（房舖稅、船稅、漁稅、車稅、娛樂稅、小菜場稅等は省市に屬す）省公債　屠宰稅　牲畜稅　田賦（正稅）　契稅（正稅）　營業稅　特殊營業稅　牌照稅（煙酒牌照等）　米糧運照稅（行政院、財政部の許可ありたるも未實施）　省產款收入（省營業收入）　省民政・建設・教育・司法收入　其他（罰金・沒收・貨物變賣等）

治安も回復して秋の種入れ

縣稅

縣公債　牲畜附加　田賦附加（多くとも正稅を超過するを得ず）　契稅附加　縣公產收入　縣營業收入　縣地方稅（房稅舖稅、車稅、娛樂稅、小菜場稅）　縣公款收入　縣教育基金收入　其他附加稅　其他（訴訟之狀紙代、罰金、提成等）

國稅・省稅・縣稅の劃分　に關しては、國稅は統稅・鹽稅・阿片稅の三種で維新政府財政部直接徵稅機關が徵收する。省稅及び縣稅の種類は、前述の如く省財政廳が各縣に地方稅分局或は直轄稽征所を設置し、徵稅を實施せしめてゐる。

國稅は直接中央に歸屬するが、本省に支給せられる補助費及び各種

交付金は何れも國稅中より支出せられる。省成立當時は暫定辦法として、當該縣知事をして稅務分局長を兼任せしめてきたが、地方の政務及び稅務の繁忙化により、二十九年一月より縣知事の兼任を解き、新に財政廳より地方稅分局長を專任し、稅務の進行を計らしめてゐる。

省地方收支に關しては、中央政府の補助費及び各地方稅分局の徵收する省稅があるが、その支出は省政府各廳處毎月の經常費及び省事業費の外は大半縣經常臨

省政府收支狀況表（但し民國二十八年一月より十一月に至る）

收入	
中央補助費	九一〇、〇〇〇、〇〇
特別交付金	一三〇、〇〇〇、〇〇
中央補助淮河修築費	九〇、〇〇〇、〇〇
各地方稅分局所の徵收せる省稅	一、〇一四、三一三、〇〇
（右ノ內省金庫經由ノモノ）	（二六〇、〇三八、六五）
法收解省抵補數	四一九、七七
第一種交付金	二一四、八四〇、〇〇
第二種交付金	七〇〇、一八、〇〇
第三種交付金	六〇一、〇九〇、〇〇
第四種交付金	六〇、五一九、四九
阿片稅交付金	二一、三〇八、四〇
合計	三、七四二、六〇八、六六

支出	
省政府各廳處經費	九八〇、〇〇〇、〇〇
財務費	九四、〇五六、六六
省會警察局經費	八九、六七六、〇〇
公路工程局及測量隊費	一六、〇三六、〇〇
水文站經費	六九、〇〇
緩靖隊特別辦公費補助	一五、〇〇〇、〇〇
省臨時費	六六、三〇六、一五
所屬機關籌備費開辦費	一〇、〇三八、三三
建設廳淮河修築費	九〇、〇〇〇、〇〇
各縣公署經費	二六、四〇〇、〇〇
各縣司法經費	三、一三五、〇〇
各縣第一種交付金	二一四、八四〇、〇〇
各縣第二種交付金	七〇〇、一八、〇〇
各縣第三種交付金	五五〇、六一二、五六
各縣第四種交付金	六〇、五一九、四九
各縣特別交付金	一〇〇、〇〇〇、〇〇
各縣阿片稅交付金	二六、〇三八、〇〇
各縣未解抵稅款	七五四、二七四、三五
合計	三、七九七、七八八、四四
收入に對する不足額	五五、一六九、七八

有のうち支出の部、各縣公署經費に中央より發給濟のもの及び未濟のもの等を含む（單位元）

時費にして、數字の適確は期し難いが、收支概數を示せば次の如くである。

縣地方收入は戰後の特殊事情下のため、徵稅制度の完璧は期し得ない。從つて少數の縣稅收入及び各種交付金に俟つものゝ外は、省稅を流用してゐる現狀であるため、左記數字は明確を期し難いが概數として揭げる。

（但し二十八年一月より十一月までの分）

蚌埠には事變前數行の銀行分局が所在したるも、事變後は一行もなく官民共に多大の不便と損失を蒙つてゐた。然るに華興商業銀行は二十八年十二月十八日蚌埠に分行を開設し、華興券の兌換並に一般銀行業務を開放し、また華興商業銀行の姉妹銀行として二十九年一月七日資本金五十萬元の安民銀行（董事長・傅君實）が成立され、一般庶民金融に當る事となり、本省商工界に曙光を與へた。のみならず上海方面の金融界と密接な聯絡を採るに到り、爲替送金每月貳百萬元、預金約參十萬元の好成績をあげてゐる。

各地に復活されある小學校

收入	
各縣々稅收入	三〇四、六七七、一四
各縣第一種交付金	二二四、八四〇、〇〇
各縣第二種交付金	六五九、五六四、〇〇
各縣第三種交付金	五三五、八一三、五六
各縣第四種交付金	六〇、五一九、四九
各縣特別交付金	一〇〇、〇〇〇、〇〇
阿片稅交付金	二六、〇三八、〇〇
合計	一、九〇一、四五一、一九

支出合計	
各縣政費及事業費	二、五五二、三九四、七七
收入に對する不足額	六五〇、九四三、五八

（單位元）

四、教育事業の復興概況

事變前の本省には高等教育に安徽大學（安慶に所在し、文・理・農・豫各科教員四十六名、學生四五四名）あり、中等教育には省立四十餘校、學生九千名、縣立五十餘校、學生一萬千餘名、また初等教育には學校三千餘校、學生十三萬餘にのぼり、社會教育もこれに應じ振興してゐた。然るに事變後は校舍の破壞、教師の逃避等から復興は至難の狀態にあつたが、本省の民生を厚くする省是に從ひ逐次學校も復舊し、小學教育は再び鄉村教育と迄進展し、現在の學校數一〇三校、學生一四、四〇〇名を突破、教員六三〇餘名、經費も年三十五萬圓に及んでゐる。尙各縣には一校宛の模範小學校を置き、此の外數多の私塾があつて不足を補ひつゝある。

中等教育は二十八年三月頃より一躍復興し、現在省市立中學五、私立二、教職員一二〇餘名、學生七二〇餘名、經費は年二十五萬圓に及んでゐる。最近に至つては維新政府の教育方針に感銘し、敵地中學より轉校を申出る者が增加してゐる事實は新現象として注目に値ゐす。又民衆啓蒙の社會教育施設に就ては、民衆工作の重大性に鑑み積極的に復興を計る事となり、現在省立民衆教育館七、公共體育場五、圖書館三がある。その他教員素質改善のため教員訓練所を設け、中・小學教員にやゝ長期の訓練を施し、これと共に各科目の短期講習或は體育會等を開催して教育の向上を計り、私塾の整理、教員の檢定、學生課外讀物の選定、出版等着々教育效果の充實を期せしめんとして居る。

五、建設態勢の充備

戰禍の裡に於ける建設事業はもとより難中の難事業であるが、應急的には目前の治安、民生の急需に備ふる必要あ

るがため、先づ水利交通より着手して農村復興、礦産開發、商工經濟の部面にも及ぼし來つたのである。

水利事業　に關しては、戰前の水利專局の例に倣ひ、同省水利局設置を計畫中である。黃河の中牟口決潰後、安徽江蘇兩省は甚大な水害に見舞はれ、二十七、八年度は共に新黃河、淮河流域に於て言語に絕する被害を蒙つた。卽ち蕪湖方面の堤防決潰と併せて實地調査を遂げ、行政院或は政府聯合會議に上提しては具體的解決方策を上申すると共に、罹災者に對しては應急的救濟の道を講じた。本省の治水事業は禹の治水以來至難の事に屬し、且兵燹の後を受けて人材、經費の上に幾多の困難あり、實施に至らぬは甚だ遺憾である。

淮河支流の物資を運ぶジャンク

公路に關しては、修築並に測量に於て同省公路工程局並に測量隊を設けて、繁雜な馬路・公路工程事務を統べしめる計畫があつたが、經費の關係で先づ小規模ながら蚌埠公路工程局並に測量隊を組織、省會地區の公路工作に從事せしめてゐる。蕪湖は交通の要鎭にも拘はらず、工事事務を事變と共に永く放置して居たる爲、蕪湖工務局を復活せしめて、警備道路・公路工事を進行させるべく目下計畫中である。

其他本省各公路の過去及現在狀況を知らんとするも一切の文獻は遺失し、資料の蒐集に困難を極めつゝあるが、目下努めて鐵道公路橋梁の破壞狀態を調査し、分期修復を計畫實施中である。既に完成したものは蚌臨路（蚌埠…臨淮）蚌懷路（蚌埠…懷遠）京蕪路（南京…蕪湖）等である。

此の外、各縣でも道路橋梁で修復したものは尠からず、また鐵道愛護

の目的より友邦軍協力のもとに、軍警民衆を以て組織する愛路村計畫も進行中なり。

航運　は戰禍の影響で多く停頓し、水上交通は梗塞の狀態なるが爲に、各地船舶登記を奬勵し、航業團體に保護を與へ、以て淮河沿線內河各重要市鎭航業交通を復活して、人民の往來、物資の流動に便じつゝある。

これと同時に、農村の復興は社會經濟の發展であるため、農村復興實施辦法綱要八項を制定、各縣をして實施せしめると共に、農林・蠶桑・畜牧場の設立、米穀・食鹽・繭絲の價格調節、農會設立、森林の盜伐禁止、米穀增產辦法等それ〳〵計畫或は實施中である。また鳳陽縣には縣立農事試驗場を建設して、農事の將來に對處せしめて居る。

その他商工關係に於ては財政の項に述べた如くである。

六、警察狀況の恢復

警察の地方治安に及ぼす影響は極めて甚大なるに鑑み、本省は二十七年十月省政府警務處を開設、以來省會警察機關の擴充に努め各縣には警察局或は警察所を設置してゐるが、警務處の開設以來一年數ケ月にして治安肅正地區は著るしく擴大され、警察の陣容强化と共に軌道に乘り漸次良好に進みつゝある。二十八年八月には省警務處警士教練所も開設され、根本的に警官の養育訓練が實施される事となつた。

尙蚌埠に自治委員會の設立されたる事實に關しては、既述の如きも徐州會戰前までは蔣系國民黨の潛在的勢力强く不逞分子は各處に出沒テロ行爲をなし、爲に治安工作に協力せんとする民衆の行動は消極的となるに至つた。卽ち當時自治委員會の如きも難民復業指導委員會と稱し、これに所屬の警察署も商團の名稱を使用する程の困難を極めた。其後徐州戰後に至つて民心も急變し、委員會は公然自治委員會と稱し警察もまた商團の名稱を廢止するに至つた。

當時警察は現鳳陽縣警察所長汪蘊珊が指揮に當り、二十七年六月末には一一〇名の警士を有してゐたが、尙警備用銃器等も整備せぬ有様であり、その後同年十月二十八日警務所が設置せられ、翌二十八年一月自治委員會所屬警察署を省會警察局に改編、その後市內に三警察署、消防隊、偵緝隊を置き、警察力の充實を計つた。その後半年にして蚌埠市內の人口頓に增加し、事務も繁忙となつた爲、同二十八年八月彭鎭江を專任省會警察局長に任命し來つたのである。

また地方警察機關に關しては、何れも自治委員會所屬警察隊或は自衞團を改編したるもので、各縣政府成立と同時に、縣警察所或は特設警察局を設置した。その後縣財政その他の事情により、一時警政の澁滯を見たる地方もあつたが、現在に於ては各縣に或る程度までの充實を見るに至つてゐる。

七、省金融の復舊狀況

省內金融は民國二十八年後半期より漸次安定を取戻し、次第に秩序を確立するに至つた。則ち宿縣、靈壁縣、亳縣等の淮北地區では、聯銀券、友邦軍票の混用流通により華北との取引も活潑となり、蚌埠地區では通貨流通高約五百萬圓（うち二割は友邦軍票、他は法幣、華興券は約五萬圓）に及んでゐる。

軍票對法幣の比率は二十八年上半期には略同じであつたが、その後軍票の膨脹と、上海との取引の圓滑により、概ね上海相場に準ずるに至つた。從つて他の地區もまた同樣の傾向を辿りつゝある。斯く金融の正常化に伴ひ、二八年九月以來蚌埠を初め重要地方には有力な錢莊が相次いで設立されるに到り、その代表的な福源莊に於ては月額滙出約二百萬元、滙入約七十萬元の多額にのぼつた。また同年十二月設立をみた華興商業銀行蚌埠支店をはじめ、安民銀行

の外、民間金融機關としては質舖、個人貸付業及び內滙取引業者（華北、華中間の國內爲替を取引するもの）等も漸次活況を呈するに至つて、著るしき發展を示してきた。今後殘されたる問題は、民衆のための低利資金の融通及び通貨制度の統一で、これらは合作社の發展及び中央政權の樹立によつて解決されるであらう。

合作社は戰後農民及び小商工業者の復興を目的として主要各地に設立されたものであり、農業物資の誘導購買、日用品雜貨の廉價販賣等によつて合作社々員即ち農民及び小商工業者の福利を增進せんとするものであるが、省內各縣合作社概況は左の如くである。

安徽省合作社狀況表　二十九年二月末現在

合作社名	社員數	出資 總口數	出資 總額	出資 拂込濟額	各種積立金額	助成金其他寄附金	貯金總額	貸付金總額	販賣取扱月額	購買取扱月額	備考
蚌埠	二四六	四、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇元	八〇、〇〇〇元	—	—	—	—	一二三、二五六元	—	大豆、雜穀、米、胡麻油
宿縣	八七九	二〇、六二〇	一〇三、一〇〇	一〇三、一〇〇	—	—	—	—	七一、二三四	六、六一六	日用品
合肥縣	一三三	四八四	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五七三	—	—	—	二、八四三	一三、三二九	豆類、米、小麥、麻、雜穀、日用品
嘉山縣	一七七	一六、二八六	八〇、八二四	八〇、八二四	—	—	—	—	七七、七三四	九二、五九〇	雜貨、日用品
靈壁縣	一二〇	五、五二四	二七、六七〇	二七、六七〇	—	八、八六一	—	—	三三、五五五	六、六〇六	豆類、雜穀、日用品、其他
巢縣	一〇七	二三一	一〇、〇〇〇	一、一五五	—	—	—	—	四七、六四三	四八、〇一五	小麥、胡麻、米、日用雜貨
滁縣	一〇八	二五三	一、二六五	一、二六五	—	—	—	—	三三、五三五	二八、三三五	米、雜穀、日用雜貨
泗縣	九八	一、四六〇	七、三〇〇	七、三〇〇	—	—	—	—	一二、五〇〇	一、八五〇	麻、小麥、豆類、日用雜貨

	懷遠	五河	計								
	六	三八	二、〇八一								
	六	三八	四九、〇九二								
	四、一八八	一、〇九〇	四四五、四三七								
元	四、一八八	四三六	三一五、九一八								
			五七三	—	—	—	—	—	—	—	—
			八、八六二	—	—	—	—	—	—	—	—
				—	—	—	—	—	—	—	—
				—	—	—	—	—	—	—	—
元	六三	七、五三二	四〇九、四三三								
元	二五八	六、八五五	二五四、四四四								
	日用品、雜貨	米、小麥、雜穀、日用品雜貨									

金融の活潑に伴ひ、物資の運輸も行はれるに到り、運河を利用する民船に對しては、長淮航業公會及び肥河航行民船公會が設立された外、揚子江支流、巢湖及び各道路も次第に修築をみたが、蚌埠では近く中日合辦による蚌埠興業股份有限公司が設立され、蚌埠・懷遠間、蚌埠・劉府間及び蚌埠・鳳陽間にバスを運行せしめる運びに到つた。

長淮航業公會は、二十七年十二月八日省北部の經濟動脈たる淮河民船の指導、發達を目標として設立せられたもので、貨客の輸送斡旋、公會員の衞生救濟施設、碼頭棧橋の設置及び附帶的公共事業を業務としてゐるが、設立以來民船の復歸は目覺ましく、二十九年二月現在民船登記數は三千隻二萬噸に垂んとし、奥地生産物の蚌埠搬入高は毎月平均約百萬元を突破するの盛況である。

なほ淮河の運輸には友邦軍並に江南産業株式會社の機械船約二十數隻が參加し、淮南(下窰)・蚌埠間及び五河・蚌埠間の連絡、淮南炭の輸送に從事しつゝある。殊に江南産業會社の醫療機關たる江南産業病院では長淮航業公會所屬民船乘組員の無料診療をなしつゝあり、公會發展のために寄與する所甚大である。

肥河航行民船公會は二十八年二月設立せられ、貨物輸送の斡旋、公會員の衞生救濟施設の設置等により民船の發展助長を促した結果、最近物資の出廻りは著るしく好調を呈するに至つてゐる。

（參考資料）

安徽省各縣戰禍被害調查表

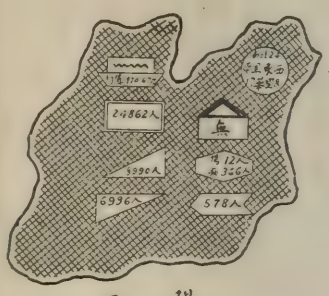

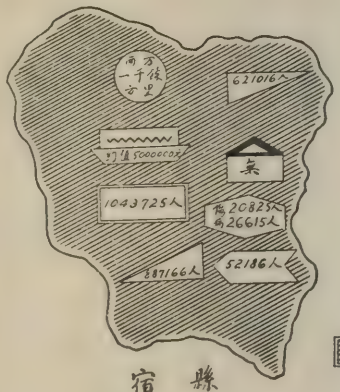

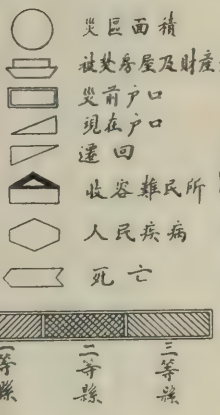

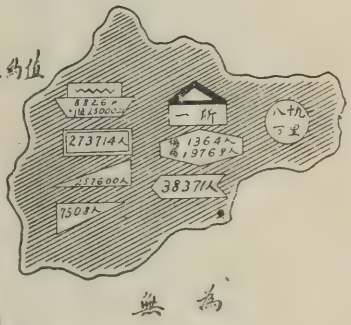

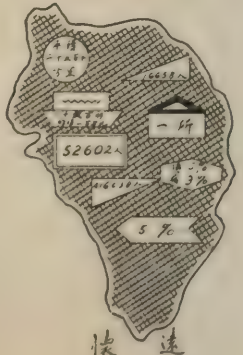

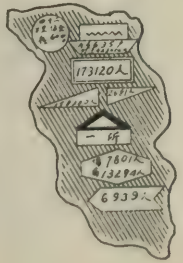

第四章　南京特別市狀況

上は中山北路にある南京特別市政府の廳舍。下は南京市の中心新街口で、この廣場には諸種の民衆運動毎に幾多の歷史的記念塔が建てられたのである。前方に伸びるは中山東路で遙かに中山門に續く。

友邦軍の武漢攻略を契機として、民心は漸く地方軍閥化せる蔣政權より離れたが、其後依然として軍規嚴正な友邦警備隊の有効適切な討匪工作によつて、南京附近に蟠踞した敗殘兵團・游擊隊・抗日自衞團・保安隊・土匪等は物心兩方面から甚大な打擊を蒙り、全く自滅の狀態に陷つて續々と歸順を要請し來り、本市附近の治安は著しく改善されるに至つた。更に市中の治安は市政府管下の警察廳の充實によつて、何等不穩の空氣なく維持され且つ之による民衆の不安釀成の防止及び積極的な難民の救濟策によつて陸續と難民も歸還するに至つたのである。玆に於て焦土と化した南京の復興計畫も驚異的に進められ、特に民國二十七年九月維新政府の南京移轉に伴つて民心は益々安定し、商店街は頓に活況を呈するに至つた。斯くて南京市は短時日にして「華中の首都」たる面目を取戻すことを得た。

因みに人口動態を示せば次の如くである。

調査年月日	戶數	人口
民國二十五年六月末日現在（事變前）	一九二、七三八戶	九七三、一五八人
民國二十七年十月末日現在	八二、一九五	三二九、四八八
民國二十八年十月末日現在	一三三、四〇三	五五二、三二八

尙、友邦日本國人在住人口動態は左の通りである。

調査年月日	戶數	人口
民國二十七年十月末日現在	五五一戶	二、九八五人
民國二十八年十月末日現在	一、九二三	七、五七九

一、市施政機構の沿革

(一)　南京自治委員會

友邦軍が民國二十六年十二月南京に入城したる當時城內にあつた二十數萬の避難民は南京國際委員會の設定した「難民區」に收容されてゐたが、敗殘兵、不逞共產分子等の潛入によつて人心は戰々兢々、計り知れぬ恐怖戰慄の狀態に陷りその歸趨を失つてゐた。依て地方有能者による自治會の結成を必要とし、二十七年一月一日陶錫山を會長とした南京自治委員會が結成され、廳舍を舊首都警察廳跡に定め、更に同十日警察廳を開設して治安の確立、民心の安定、難民の救濟、失業者の職業補導、授產に努力した結果、市內の治安恢復し漸く復興の緒に就いたのであつた。

（二）督辦市政公署成立

本市復興の端緒を開き來つた南京自治委員會も二十七年三月二十八日維新政府が南京に成立するやその傘下に欣然と合流することに決し、同年四月二十四日同委員會を一應解消、改めて同日督辦南京市政公署を創立した。當時綏靖部長たりし任援道が督辦市政を兼任して爾來市陣容の整備充實を圖り、新に「處制」を採用して機構の大改革を加へた。

政府政綱を街頭に明示した南京市

南京自治委員會組織表

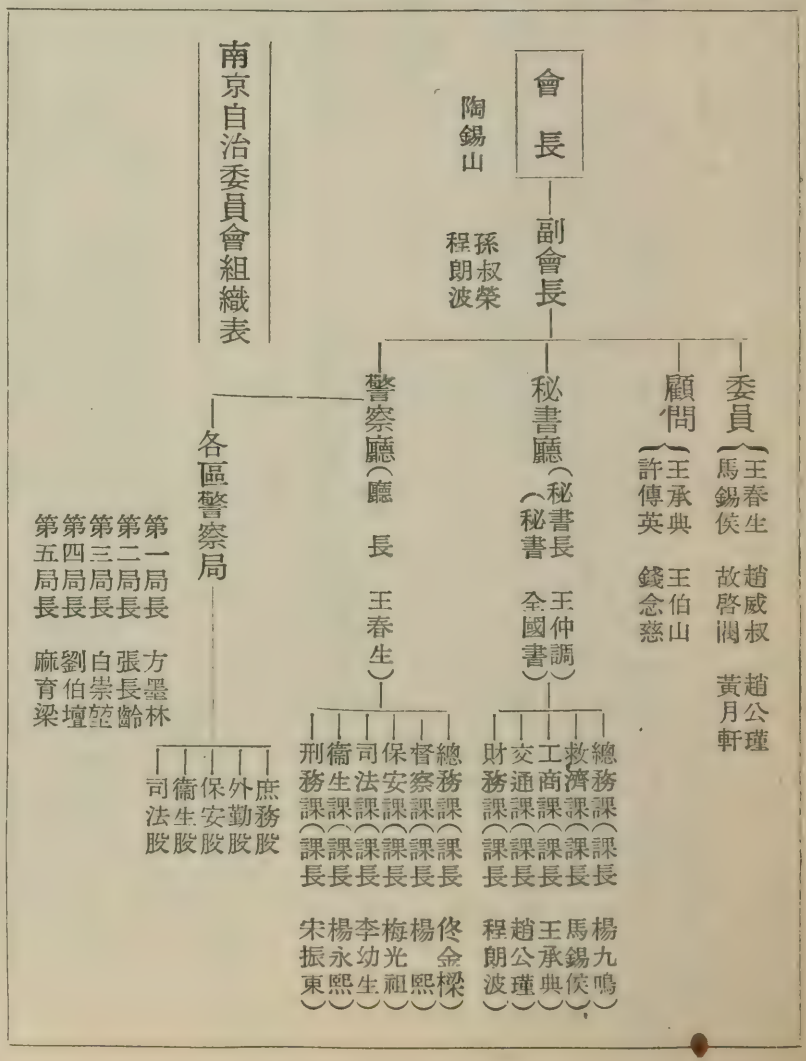

其の後任督辦市政は財政上に於てもその確立に偉大な足跡を殘しつゝあつたが、維新政府の急速な發展に伴つて綏靖部務總攬に專任、同年九月十四日當時の綏靖部次長高冠吾を後任として就任せしめた。

次いで十月一日廳舍を中山北路の舊法官訓練所跡に移轉すると共に、「處制」を廢止して「局制」を採用し市行政の刷新を斷行した。卽ち社會・教育・財政工務・實業・衞生の各處を局に改稱すると共に、從來、秘書處と社會處に分屬してゐた共濟關係事項を社會局に一括し、社會處と實業處との間に所管の不明確であつた農・工・商業の復興事業關係事項を實業局の所管に移し、更に急速な復興建設の實情に卽應して地政局を新設して、土地・建物の調査及び管理評價等を管掌せしめた。

第一次督辦市政公署組織表

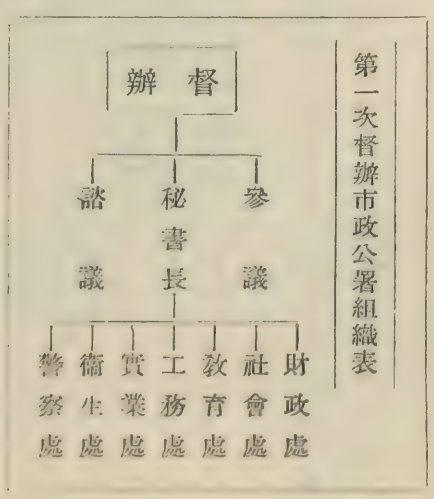

(三)　特別市制發布

茲に於て督辦市政公署は名實ともに維新政府の首都に於ける行政官廳としての內容を具備するに至つたが、更に一段と市制の完璧を期するため制度を昇格して「特別市制」に改編を行ふことになり、二十八年三月二日先づ實業局を廢止し、地政局を土地局に改稱して新制度への準備工作を完了し、翌三月三日「維新政府特別市」に昇格すると同時に督辦市政高冠吾を特別市長に昇任、本格的市政が施行されるに至つた。斯くて南京市の行政機構は名實共に大都市の形態を備へるに至つたが、便宜上その機構は督辦南京市政公署時代の機構をそのまゝ踏襲、制度の改革は他日に讓り銳意復興計畫の促進に專念することになつた。

（四）幹部職員名

市長　高冠吾

秘書長　孫叔榮

參事　黃震

社會局長　王承典

財政局長　邵鴻鑄

教育局長　楊九鳴

實業局長　趙威叔

工務局長　趙公瑾

衞生局長　衞錫良

秘書處　秘書　全國書

陳以益

帮辦秘書　謝傳安

潘福昌

社會局　秘書　譙斐

科長　潘敦徽

梅光組

財政局　秘書　王誦清

沈袖芝

科長　黃伯熙

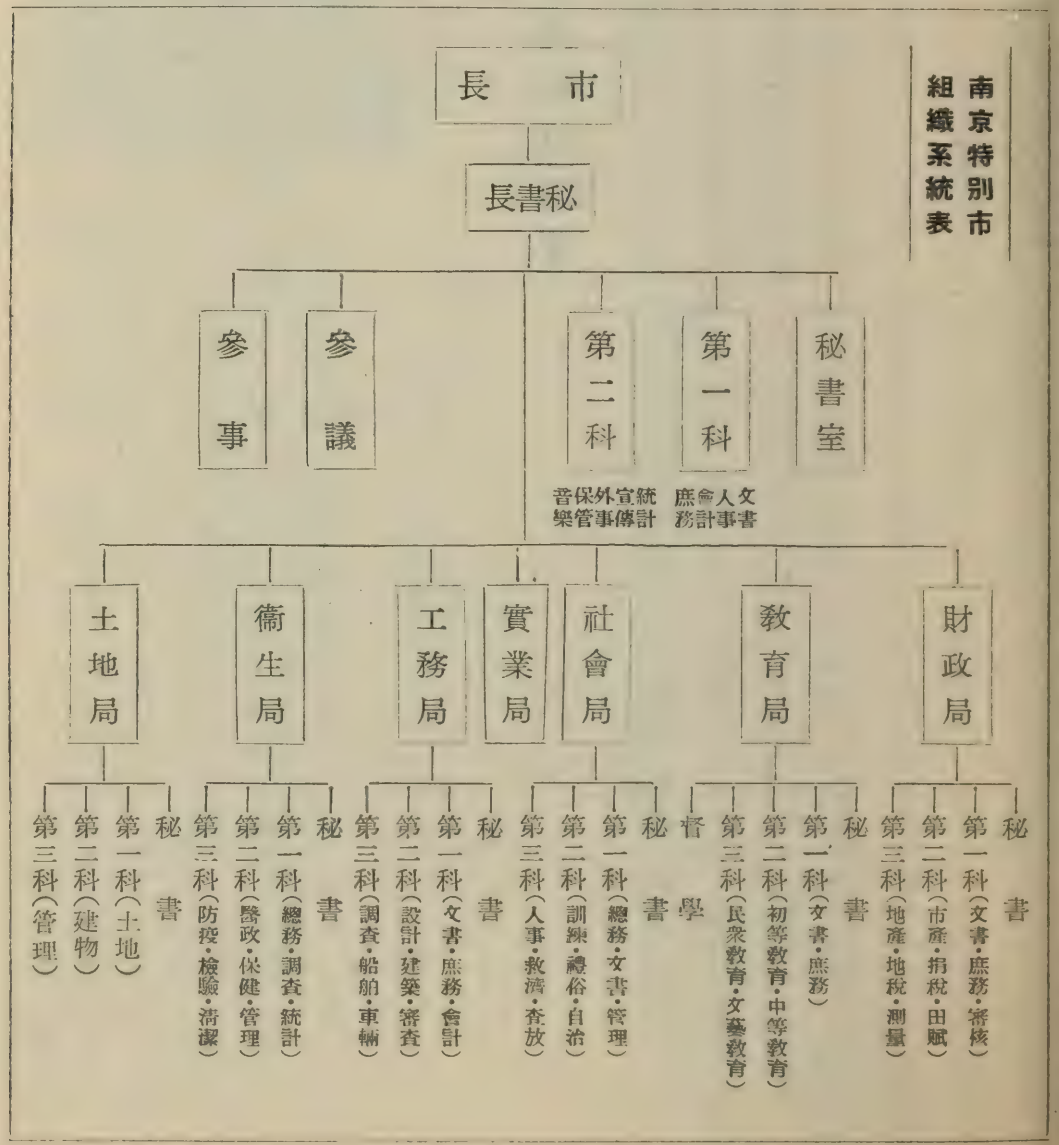

顧忠潞　萬霖生　教育局秘書陶澤之　科長汪和卿　錢念慈　實業局秘書曹季箋　科長白士藝　周人傑　東林盧　工務局秘書吳炳仁

科長余侃如　股百祥黃寅　衞生局秘書　科長張善堂　朱鳳安　參議詹榮光　鄭爲成　陶覺三　張叔樵　王春生

諸議

程朗波　許之象　杜哲庵　魏國銓　許聞武　達劍峯　潘祝南　黃覺明　李龍文

（五）警務機構の充實

二十七年一月一日南京自治委員會成立するや、同月十日その隷下に南京警察廳を置き、警察・衞生・消防の一切を掌理せしめて更に風俗安寧を確保し、新秩序の建設に協力させた。當時の機構を簡單に述ぶれば、廳内に總務・督察・保安・司法・衞生・刑務の六科を置き、城内に第一より第四迄城外には第五より第八に至る八警察局を設置し、その他直轄隊・特務隊・消防隊・清潔隊の四隊を設けてゐた。同年三月二十八日南京自治委員會が督辦市政公署に改組せらるゝに及んでは、警察廳を警察處と改稱し更に秘書室を增設、督察科を處に保安科を行政科に改稱した。同年六月、衞生科を廢止し清潔隊を市政公署衞生處に移管、同七月特務隊を廢止して偵緝隊を新設し、直轄隊を保安警察隊と改稱、更に同八月、各區公署の消防分隊を接收して、消防隊派出班とし、同十二月各區警察局に派出所を增設し

同時に警士教練所を新設し來つたのである。時に南京警察組織條例の公布を見たが、當時に於ては既に右の通り大體の整備も完了してゐた。而して同年十月再び南京警察廳と改稱して維新政府内政部に直屬することになつた。

翌二十八年一月正式に内政部に移管を終へると共に總務・行政・司法・特高の四科を置いたが、その後行政科に特高科を隷屬させ、專ら外事及び特高警察事務を管掌せしめた。更に警察局は城内を東、西、南、北、中區の五警察署に改編し、城外の第五警察局を下關區警察署、その他は東・西・南・北四郊區警察署に改編して局を署に改めた。その後尚警士教練所・警察隊及び消防隊等を整備すると共に車巡隊及び女警檢査員を新設し、又水上警察の重要性に鑑みては水警組を設け、水警警備船五隻を配屬せしめて水陸共に充全の策を以て秩序の維持に勉めつゝある。

二、財政及金融狀況

首都の治安を與る警察廳の幹部

(一) 財政々策の樹立

自治委員會當時に於ては殆ど收入絶無の狀態に在り、友邦軍の配慮により漸く月額三萬元内外を得、各般の市政を賄ふ狀況であつた。その後行政機構の整備に伴ひ積極的に產業の復興、民衆の經濟更生を計り、更に稅制を改革した結果、徵稅も可能となり、その成績は頗る良好の狀態を續け、又自主財政可能の見透しをもつけ得るに至つたが、民國二十八年六月、禁煙局の中央移管によつ

南京市決算調

	收入			支出		
	實收入	繰越	計	實支出	繰越	計
民國二十七年四月	元 三六、七三八	元 —	三六、七三八	三六、七三八	—	三六、七三八
五月	六六、一三〇	—	六六、一三〇	五五、〇五一	一一、〇七九	六六、一三〇
六月	七〇、八七九	一一、〇七九	八一、九五八	七〇、五五四	一一、四〇六	八一、九六〇
七月	一六〇、七六三	一一、四〇六	一七二、一六九	九六、八三一	七五、三三三	一七二、一六四
八月	八九、〇六〇	七五、三三三	一六四、三九三	一〇五、三六二	五九、〇三〇	一六四、三九二
九月	一三三、六六四	五九、〇三〇	一九二、六九四	一九一、七三六	三〇、九五八	一九二、六九四
十月	二八八、二九九	三〇、九五八	三一九、二五七	二五四、一四一	六五、一一六	三一九、二五七
十一月	三六四、二八九	六五、一一六	四二九、四〇五	三五一、三六七	七八、〇三八	四二九、四〇五
十二月	四五五、四一〇	七八、〇三八	五三三、四四八	二六二、四五八	二七〇、九九〇	五三三、四四八
民國二十八年一月	二六七、五六三	二七〇、九九〇	五三八、五五三	一七三、二一四	三六五、三三九	五三八、五五三
二月	一九〇、一八九	三六五、三三九	五五五、五二八	一八二、三〇〇	三七三、二三八	五五五、五二八
三月	一九九、二一一	三七三、二三八	五七二、四三九	二一二、五七三	三五九、八六六	五七二、四三九
四月	二四〇、五四〇	三五九、八六六	六〇〇、四〇六	一八七、四八六	四一二、九二〇	六〇〇、四〇六
五月	二六五、八六二	四一二、九二〇	六七八、七八二	一九一、五五八	四八七、二二四	六七八、七八二
六月	二七五、六四六	四八七、二二四	七六二、八七〇	一九三、七一八	五六九、一五二	七六二、八七〇
七月	二六九、五五一	五六九、一五二	七三八、七〇三	一八六、七六八	五五一、九三五	七三八、七〇三
八月	一五三、〇一一	五五一、九三五	七〇四、九四六	二五一、九七八	四五二、九六八	七〇四、九四六
九月	三〇九、七三六	四五二、九六八	七六二、七〇四	三四六、三一七	四一六、三八七	七六二、七〇四
十月	—	四一六、三八七	—	四一六、三八七	—	—

て省府としては禁煙收入は皆無となり、財政上に大打撃を蒙つた。依て其後一意經費の節減を圖り、健全財政の確立に邁進し今日に至つたものである。

今、督辦市政公署成立以來の決算及び禁煙局中央移管に至るまでの經營狀況を擧ぐれば上表の如くである。

(二)　金融機關の復活

尙金融機關として本市所在の銀行は目下橫濱正金銀行・上海銀行・漢口銀行・華興商業銀行の支店又は出張所を有し、何れ

禁煙局會計

	仕入數量	販賣數量	收入	支出	利益金
	兩	兩	元	元	元
民國二十七年十月	一九、二〇〇	八、五七八	二三、七〇〇	二七、六〇五	九五、〇九五
十一月	四四、一六〇	三一、〇六三	一六四、五三一	四一、〇七二	一二三、四五九
十二月	四〇、三三〇	四六、五一六	一五五、六九四	三六、七五一	一二八、九四三
民國二十八年一月	三三、六四〇	四〇、四九三	一三四、六一三	三五、九二四	九八、六八八
二月	六九、一三〇	三八、一一六	一二九、一一三	三五、三二一	九三、八〇一
三月	一九、二〇〇	三六、七五七	一四九、四〇二	三九、五四三	一〇九、八六〇
四月	二八、八〇〇	四〇、五七四	二二一、八四四	五七、三〇〇	一五四、五四四
五月	四八、〇〇〇	五九、三四二			

秘書長
孫叔榮

更に貸出については二十七年十一月漢口銀行二萬六千圓のみに過ぎない狀況であつたが、翌年十月には横濱正金銀行四十七萬圓、上海銀行一萬圓、漢口銀行三十萬圓、計七十八萬圓に達し、まさに一ケ年間に約三十倍といふ激增ぶりを示した。

更に各地向送金額に於ては二十七年十月銀行扱三十八萬圓、郵便局扱三十萬圓、計六十八萬圓が、翌二十八年十月には銀行扱七百萬圓、郵便局扱四十萬圓、計七百四十萬圓に達し、一ケ年間に約十倍の激增を示して居る。

その間に於ては二十八年春期まで中國金融機關としては見るべきものもなかつたが、同年四月資本金一萬圓以上の錢莊十餘軒の開店を見るにも相當の業績を擧げつゝある。その預金に就き述ぶれば、二十七年十一月横濱正金銀行三百十五萬圓、漢口銀行五十八萬圓、計三百七十三萬圓なりしも、翌年十月には横濱正金銀行二百四十二萬圓、上海銀行二百十萬圓、漢口銀行百三十五萬圓、華興商業銀行五百五十萬圓、計一千百三十萬圓に上り、僅か一ケ年間に約四倍の驚異的增加を示したのである。

至り、その後逐次增加して同十月には二十四戸の錢莊が開店、何れも相當な業績を上げてゐる。

三、製造工業狀況

主要工業施設も大半は戰火を蒙り惜しくも破壞燒失されたが、最近に於ては輕機械、農具等の比較的簡單な中小製造工業が勃興し、漸次本格的產業への態勢を整へ來り、鑛業施設も、復舊して既に採掘をも開始し、セメント工場、綿紗織工場等も修理を完了、或は新たに設立され操業を開始し、次第に多角的に各種物資が生產されるに至つてゐる。その主要會社工場の概況は次の如くである。

(一)華中鑛業會社　華中鑛業は二十七年九月下旬、山元、江岸間鑛石運搬輕便鐵道の敷設を完成し、同年十月四日より山元貯礦の搬出を始め、更に同年十一月には南山インクラインの修理を完了、同日以降本格的に採掘を開始した。其後二十八年一月には黃梅山の復舊工事も完了したので、次いで採掘を開始して同年七月より運礦に着手し、又鐘山に於ては七月二十四日より運礦を始むるに到つた。斯くて、各鑛山共に愈々態勢を整へて操業し來たれば近く一齊に本格的の需要にも應ずる事も出來るであらう。卽ち從來の採礦及び運礦の狀況は右表の如くである。

	採礦量		運礦量		備考
	一ヶ月採礦量	一日平均採礦量	一ヶ月運礦量	同上日本向積出量	一日平均運礦量	
	噸	噸	噸	噸	噸	
民國二十七年十月						
同　二十八年五月	五七、二七〇	一、九〇九	二〇、五〇〇	二八、〇八四	一、二七五	平均採掘量は南山凹山を通じて算出せり
同　十　月	三四、八一七	一、一三三	四〇、六六八	三〇、八〇八	一、三二二	平均採掘量は南山凹山、黃梅山を通じて算出せり

(二)龍潭中國水泥(セメント)公司　二十七年十月六日磐城セメント經營の下に工場諸施設の修理を完成し、操業を開始したものにしてその生産及び供給の狀況は左表の如くである。

	生産量		供給量
	セメント	燒塊	セメント
	噸	噸	噸
民國二十七年（十月—十一月）	一、二七九	三、五五九	一、六五
同　二十八年　五月	五、〇〇〇	三、七三〇	三、四九三
同　　十月	五、〇二九	五、五七四	四、二六七

(三)有恒製粉公司　二十七年六月末、元楊子麵粉公司の工場の修理を完了するや、同七月十五日送電設備の竣功と共に同二十日より操業を開始し、現在に於ては一日八千袋（一袋四十九封度入）の生産能力を確保してゐる。その生産及び供給の狀況は上表の如くである。

	生産量		麥粉供給量		
	麥粉	麩	地場消費	他地向	計
	袋	袋	袋	袋	袋
民國二十七年十月	六〇、〇〇〇	—	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇
同　二十八年五月	六三、六一七	一八、〇〇〇	五〇、〇〇〇	三三、〇〇〇	七三、〇〇〇
同　　十月	一〇五、〇〇〇	二八、〇〇〇	四〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇

▲地方向のものは大部分が上海向（華北へ轉向のものを含む）にして、蕪湖・漢口・蚌埠等へ搬出するものは二割乃至三割である。

(四)華中水産會社　華中水産經營の南京魚市場は二十八年八月二十六日營業を開始したが、同社は目下附屬事業として製氷事業をも開始する計畫を有し、更に市政府と合作して玄武湖に養魚試驗場を設け、淡水魚の增殖を圖るべく準備を進めつゝある。

南京魚市場の營業狀況は左の如くである。——

年月日	取扱總額	取扱手數料	備考
	円	円	
民國二十八年八月	三、〇七五	一三	八月二十六日營業開始

同	九月	三、六四二	
同	十月	四九、八六五	一、三〇五
			一、九九三

取扱量二一四、六三九斤

四、中小商工業狀況

廢墟と化した南京も逐次良民の復歸に伴ひ更生躍進のスタートを切り、商店街は頓に活況を呈するに至つた。因みに二十七年七月から翌年七月に至る一ヶ年間に於ける商工業者の登記數（市社會局調査）を擧ぐれば

金融業	二八	建築材料業	九三	營造業	四四
冶鍊業	一二	金屬品業	一四七	交通關係業	七五
橡皮業	二	文化關係業	一四四	飾物業	一九一
その他	二八五				
家具業	七一				
土石玻璃業	四九				
飲食業	二五一四				

で、合計三、六五五に達し、華商の復舊開店數も二十八年十月には五千八百五戸に達してゐる。その開店狀況は次の如くである。

年月	開店數 戸
民國二十七年一月	—
二月	—
三月	—
四月	—
五月	三四

年月	開店數 戸
民國二十七年六月	（約）八〇〇
七月	一、二六九
八月	一、三五六
九月	一、四八六
十月	一、八二五

年月	開店數 戸
民國二十七年十一月	二、〇〇九
十二月	二、四四一
民國二十八年一月	二、六九
二月	二、五八二
三月	二、八七六

四月	四、一三五	七月	四、七一〇	十月	五、八〇五
五月	四、二七八	八月	四、九二三	十一月	—
六月	四、五六四	九月	五、四二八	十二月	—

斯くて商業の殷賑に伴ひ、商業關係業者間の協力を目的として結成された「總商會籌備會」の活動は一段と活潑となり、商工狀況、物資流動、地方情勢、價格變動、商店復業等の諸狀態の調査を行ひ、同業者間の交誼を一層密接ならしめた。斯かる情勢下に於て各業分會の成立も極めて順調に進められ、二十八年十月末には

人力車行業　理髮業　旅館業　煤炭鍋業　緞業
米糧業　馬車行業　醬園業　中約業　運輸業
筵席酒菜業　營造業　然經業　皮毛業　茶葉業
蛋業　綢布業　古玩玉器業　糖食罐頭業　壽材業
南北雜貨行業　錢業　京廣百貨業　捲菸業　酒業
棉花業　猪行業　漆業　照相業　磁業
棉紗業　香煙業　衣莊業　新約業　軍西眼業
旱烟皮糸業　樹木竹業　雲錦業　浴堂業

の三十九分會の成立を見るに至つた。

全く戰前の殷盛を回復した市況

五、物資の移入及移出狀況

(一)移入物資

二十七年四月迄は汽車汽船に依る地方物資の移入は皆無であつたが、同年五月に至り二千三百噸、八月には三千噸、九月には六千噸、十月及び十二月には各八千六百噸、翌二十八年一月には一萬一千二百噸、二月には一萬七千噸、十月には二萬噸を突破するに至つた。その主なるものは煙草・砂糖・棉絲布・石油・蠟燭・燐寸等であり、消費狀況は地場消費三割、蕪湖方面三割、太平方面二割、蚌埠方面二割見當である。

移入狀況系數

	汽車	汽船	計
民國二十七年十月	二、八三噸	一、八九二噸	四、七二三噸
同　二十八年五月	一六、九二七	二、二八五	一九、二一二
同　十月	一八、六二六	一、五二五	二〇、一四一

(二)移出物資

移出物資も同じく民國二十七年四月末頃までは皆無であつたが、同年五月に至つて小麥五百六十噸の搬出を見たのを契機とし、爾來激增を續け二十八年一月には一萬三千噸、四月には一萬五千噸、六月には二萬噸、遂に十月には二萬八千噸に達した。その移出の主なるものは季節に依つて異なるも米・小麥・小麥粉・棉花・鷄蛋・鴨毛・藥材等である。

移出狀況系數

	汽車	汽船	計	華商	日商	計
	噸	噸	噸	円	円	円
民國二十七年十月	五、〇三三	—	五、〇三三	—	—	八二〇、五三三
同 二十八年五月	一四、八七九	一、〇二一	一五、八九〇	二八五、三八〇	六九七、八九〇	九八三、二七〇
同 十月	二七、九〇九	五九六	二八、五〇五	同	七二七、一八〇	六三九、〇〇八 一、三六六、一八八

六、交通狀況

(一) 鐵道

民生の回復に伴ひ旅客の來往、貨物の運行も頻繁となり、交通機關は全く整備されるに至つた。因みに南京市の門戶である南京驛の貨客の來往狀況を擧げれば次の如くである。

調査年月	乘客		貨物	
	乘車人	降車人	發送噸	到着噸
民國二十五年六月(事變前)	二、一五六	一四、二五八	五、四三五	二九、三三〇
同 二十七年十月	二、一五六	一四、二五八	五、〇三三	二、八三三
同 二十八年十月	三〇、五六一	三六、二八〇	二七、九〇九	一八、六二六

(二) 航運

鐵道につぐ交通機關である水路航運に就いては、二十七年十一月三十日上海內河汽船會社は南京—浦口間及び南京

―楊州間の定期航行權を引繼ぎ、同年十二月より營業を開始したが、その營業成績は左の如くである。

		船客			貨物			計
		南京―浦口間	南京―楊州間	其の他	日本通運扱	同和公司扱	小口扱	
民國二十七年十二月		二、四四〇円	一、八六七円	―	―	―	―	四、三〇七円
同	二十八年五月	二四、〇八三	三、一〇七	―	―	―	―	二七、一九〇
同	十月	八、一六二	二、七七一	一六一	四、五〇五	九、八九二	四、九九八	三〇、四八九

◇備考　二十八年五月津浦線の開通に伴つて貨客共に激增し、前月に比し一萬圓以上の增收を見るに至つた。

(三)　バス

市內交通は目下主としてバス、洋車（人力車）及び馬車によりつゝある。從來より自動車及びバスの利用率は比較的少なかつたのであるが、次第に增加の傾向を辿りつゝある。

市內バスは華中都市自動車會社の經營にかゝり、現在は車輛數二十臺を運轉して順調な營業成績を擧げてゐる。

	自動車數	一日延運轉臺數	一ヶ月延乘客數	賃金
	台	台	人	
民國二十七年十月	二	―	―	一三、四五九円
同　二十八年五月	二〇	五四六	一四四、二九八	二一、六四五
同　十月	二五	六〇九	二〇一、六五四	三〇、二四八

(四)　交通用車輛

尙、市内に於ける各種車輛の整備狀況を擧げれば左の如くである。

	民國二十五年（事變前）	民國二十八年十月
汽車	二、一二九	八七四
人力車	二、一八〇	六、七九四
板車	五七九	五〇三
水車	三四九	九六
機器脚踏車	四八	七四

	民國二十五年（事變前）	民國二十八年十月
馬車	二四一	二六〇
自行車	九、二七九	二、九八二
手車	一、三六五	六〇七
貨箱車	一五五	三三七
三輪脚踏車		一六
計	二五、四一五	二三、四三

新型車輛を竝べて活躍する華中バス

更に公路については市政府工務局の管理下に續々と復舊を見つゝあるが、目下の處舖裝の破損に因り交通上不便を與ふるものゝ改修及び新設計畫も着々と進められて居る。

七、通信機關狀況

（一）電信

商店の增加及び商品貨物の移動頻繁となるに從ひ、通信量も急激に增大するに至つて居る。電信機關利用の狀況は左の如くである。

	電報		郵便發信數			郵便切手賣上高
	發着通數 通	發信料金 元	通信 通	小包 個	計 個	
民國二十七年五月	三、五七六	二、三八八	七九、五〇四	二、二〇六	四〇三	七、五〇〇
同　十　月	三、七六〇	一七、六〇〇	一三二、三八九	一、六四二	一、〇二九	一七、五八九
同　二十八年五月	三三、四四八	一四、九二四	二四六、九五四	二、八九八	六三	三二、九〇一
同　十　月	三八、五四三	一九、〇三九	二七一、〇七八	四、三三一	二一	五九、一六〇

(二)　電　話

市內電話の擴充も好成績を收めてゐるが、その架設狀況左の如し。——

	官公署用 個	營業用 個	住宅用 個	計 個
民國二十七年十月	一九六	一九〇	一六	四〇三
同　二十八年五月	四四八	五〇八	六三	一、〇二九
同　十　月	五八六	六〇〇	二一	一、二九七

(三)　ラヂオ

ラヂオ機能の偉大なる作用は今更贅言を要せず、他の追隨を許さぬものがある。卽ち今次戰火の裡に於て思想、宣傳及び娛樂の必要に基き市政府はその普及發達に全幅の努力を拂ひ、報道、敎化、慰安の各部門を通じての新東亞建設勢力の培養にラヂオの最高能力の發揮を期してゐる。特に放送施設の擴充に對しては、二十七年五月上旬市內三ヶ所にラヂオ塔を設置したのを初めとして、その後十五ケ所に之を增設して南京放送を有効適切に利用聽取させ、尙、

二十七年一月よりは市内各小學校に所要の受信機を配給して、耳よりの教化をも徹底せしめてゐる。

八、公益事業狀況

(一)電氣

電氣供給の圓滑を圖る華中水電會社の一般復舊工事は順調に進捗し、二十七年十月には點燈戶數四百戶、一萬燈に達した。更に翌年一月には一千戶、二萬燈を突破、同五月には千六百戶、三萬二千燈、九月には四千七百戶、四萬燈、十月には五千八百戶四萬六千燈に達する激增振りを示してゐるが、その電氣供給の狀況は左の如くである。

	發電量	供給 電燈	電力	電熱	計
民國二十七年十月	約一、八〇〇、〇〇〇 KWH	約四〇〇〇戶 約一〇、〇〇〇燈	一戶	一戶	四〇一戶
同 二十八年五月	一、八二九、〇六九	二、六一五戶 三、二一三燈	六八	五一	二、七三四戶
同 十月	三、八八一、四八〇	五、八四七戶 四五、九七六燈	一四三	七一	六、〇六一戶

(二)上水道

上水道は華中水電會社に於て漏水調査を遂げ復舊工事に努めた結果、二十八年一月より漸く供給上支障なきに至つ

た。目下水壓は三十封度內外で一日の配水量は事變前の最高配水量三萬立方米を突破して居る。

上水道供給狀況は左の如くである。——

	配水總量（立方米）	民間供給 供給戶數（個）	民間供給 配水量（立方米）
民國二十七年十月	約 九〇〇、〇〇〇	約 八〇〇	約 一五〇、〇〇〇
同 二十八年五月	一、〇八八、五五八	一、八八四	一九五、九四〇
同 十月	一、一三四、九七八	二、二七六	二一〇、九五六

九、衞生施設の狀況

市民の衞生思想は一般に低いため、一度傳染病の發生を見るや忽ち全市に蔓延する虞れあり、依つて市政府は衞生につき充分の注意を拂ひ、市內に十ケ所の診療所を設置し、同仁會防疫班と協力して一般公衆の診療と地方病の調査及び研究を行ひ、一意專心防疫に努め、市民の保健衞生の向上に萬全の策を執つてゐる。

二十八年一月以降の各市內診療所の受診者は、

	受診者 男（人）	受診者 女（人）	受診者 計（人）
民國二十八年一月	一三、八三六	八、〇六〇	二一、八九六
三月	一五、一八六	九、六九五	二四、八八一
五月	一五、五六七	八、八九六	二四、四六三
七月	一九、三八八	一二、二三四	三二、六二三
九月	一六、七九〇	一二、三二六	二六、一〇六

	受診者 男（人）	受診者 女（人）	受診者 計（人）
民國二十八年二月	一〇、一〇四	六、五九〇	一六、六九四
四月	一三、四三五	七、九一五	二一、三五一
六月	一五、七一四	八、二六八	二三、九七二
八月	一三、四二一	一二、八三九	二六、二六〇
十月	一四、七九九	八、七三二	二三、四七一

となつてゐるが、更に二十八年度には種痘・コレラ豫防注射・チブス豫防注射等を實施し、且つは全市の井水の消毒・家屋の大掃除を勵行して惡性傳染病の發生を未然に防止することが出來た。

一〇、教育施設の現狀

(一) 小學校

小學教育の充實は抗日教育の匡正・民心收攬工作上重要な問題であるが故に、督辦市政公署の成立と共に鋭意教育施設の復舊に着手した結果、二十七年八月末には小學校の數は二十校、生徒四千名同九月末には小學校二十五、生徒四千九百五十七名、同十一月末には小學校二十六、生徒六千四十六名に達し、尚も逐次學校の增設を圖つた結果、二十八年十月末には小學校四十、生徒一萬六千六百九十七名に達し、その內容は左の如くである。(現容教育部參照)

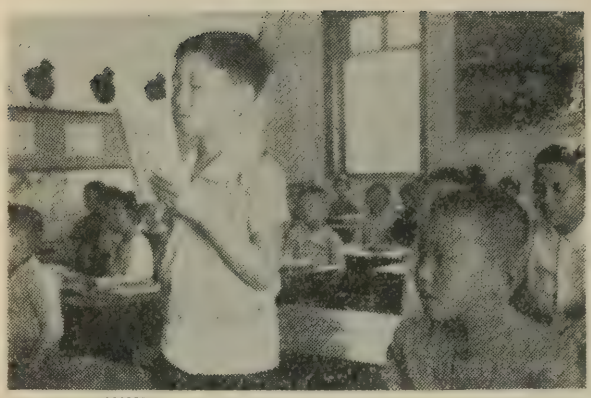

南京市立模範小學校兒童の勉學振り

種別	校數	級數	教員數	生徒數	經費月額
	一九校	二〇四級	三四五人	一〇、六一七人	一二、四四六元
完全小學	一六	八七	一三八	四、五七三	四、七七八
初級小學	五	三〇	二六	一、五〇八	一、三三
短期小學	(四)	三一	五一	一六、六九七	一七、五六

其の他に、基督教系小學校十八生徒數三千名、私塾九十五生徒數約三千

名があるが、なほ就學希望者を收容し難い實狀にあるため、尙學校增設の計畫を進めてゐる。

（二）中等學校

中等學校は市立としては未だ二校の開設を見たのみなるを以て尙增設の準備中である。その概況は次の如し。——

校名	級數	教員數	學生數	經費月額
南京市立第一中學校	一〇級	二六人	四六一人	三、六〇〇元
南京市立第二中學校	五	一七	一六六	一、九四〇
計	一五	四三	六二七	五、五四〇

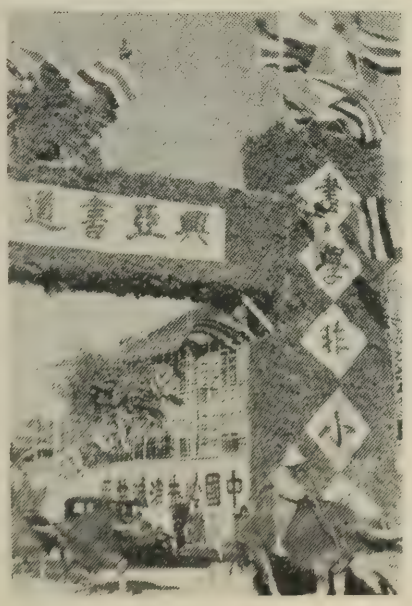

南京に催された興亞書道展覽會

（三）民衆教育機關

學校教育の他に一般民衆教育の徹底も缺く可からずとして、目下技術學校の設立を急いでゐる。例へば女子技藝學院の如きは女子に技藝を授けてその生計に資せしめんとするものである。

又市立民衆教育館・日語講習・婦女補習教育・成人識字教育・通俗講演會等を開催しては民衆の啓蒙に努め、二十八年十月にはその職員十三名、經費月額七百七十元を以て經營に當らせ、市立民衆圖書館には簡易な圖書を藏置して一般民衆及び學生に公開し、啓蒙訓育に資してゐるが、同館には職員八名、經費月額六百元を要してゐる。

（四）青年團

優良市民育成の見地よりして目下九十九分團を編成の上、指導員を配置して訓練を行ひつゝあるが、その團員一千四百名に達し、二十八年十二月十五日高特別市長の總檢閲式を行ひ士氣を鼓舞して青年團使命を訓達した。

一一、宗教の概況

宗教は佛教・道教・回教・耶蘇教等に大別せられ、各宗教團體は何れも今次戰禍に依て生じた難民の救濟に献身的努力を拂ひつゝあるが、特に佛教、回教等は積極的に東亞再建の國策に協力して汪精衞氏の和平主張を護擁し、和平祈願を行ひ或は宗教を通じて友邦日本との精神結合を計り、日華佛教聯盟南京總會を結成する等、時局の第一線に僧衣を飜して民心の安定に多大の効果を收めてゐる。因みに南京警察廳調査による信教人口數は左の如くである。（民國二十八年十一月現在）

日華佛教聯盟による和平祈願祭

	男	女
佛教	七、〇五八人	五、七二七人
道教	一、八八九	一、〇三五
回教	一六、七〇一	一六、二三八
耶蘇教	五、八六六	五、七〇九
天主教	三、八二六	三、四八九

その他	二九、六五〇	一九、四八七
總計	一二六、六七三人	

一二、救恤・救民施設の現狀

難民の慈惠救濟事業は專ら賑務（救濟）委員會の手で行はれ、その指導の下に市立救濟院、良民收容所をはじめ各種慈善團體あり、何れも全機能をあげて活動を續けてゐる。その結果無智矇昧な窮民にも市政は浸透し極めて良好な成績を擧げつゝある。

施設の概況救恤の狀況を述べれば次の通りである。

（一）南京市立救濟院

市當局から月額二千四百元內外、並に施米三百八十石の支辨を受けて活潑な活動を續けつゝあるも、最近に於ける救濟の概況は左の如くである。

民國二十八年	收容人員									計	每月經費	每月賑米
	養老院	同男所	同女所	殘廢男所	同女所	孤兒所	習藝所	鄭府山分所	婦女教養所	臨時婦女收容所		
一月	一七四人	二七〇人	二〇四人	二四三人	五〇人	三三人	五〇人	二七八人	五七一人	一、八七三人	二、四〇〇元	三八〇石
二月	一四六	二六六	一七三	二五九	五五	七一	五〇	二七四	五八一	一、八七五	二、四〇〇	三八〇
三月	一三〇	二六六	一七三	二六一	四九	七一	四九	二九四	五七七	一、八六〇	二、四〇〇	三八〇
四月	一二六	二七二	一七四	二六二	五二	七二	四九	二九四	五八五	一、八八二	二、四〇〇	三八〇

五月	一三五	二七二	一七三	二六〇	五二	七二	四九	二九八	五八一	一、八八〇	二、四〇〇	三八〇
六月	一三三	二七三	一七三	二六〇	五三	七一	四九	二九九	五九一	一、九〇一	二、四〇〇	三八〇
七月	一三三	二七五	一七二	二六一	五三	六七	四七	二八五	五九三	一、八八五	二、四〇〇	三八〇
八月	一三三	二九六	一七〇	二六一	五〇	六六	四七	二八四	五九三	一、八九九	二、四〇〇	三八〇
九月	一二四	二九九	二三三	二一七	五三	五三	四二	二八四	五二三	一、八三六	二、五〇七	三八〇
十月	一三〇	三一一	二三〇	二三三	五三	五二	四三	二八三	五一〇	一、八三四	二、五二一	三八〇
十一月	一三〇	三三四	一七九	二七六	四九	五三	三九	二八五	五二〇	一、八五四	二、五二一	三八〇

（二）難民收容所

市內十ヶ所に貧困者の收容所を設けて、衣食を支給すると共に積極的に授産の途を講じ、良好な成績をあげてゐる難民收容狀況は左の如くである。

	收容人員	賑米數量
民國二十八年一月	二、四八五人	二三〇石
三月	二、四五三	二三三
五月	二、三五九	五九
七月	二、一五五	六五
九月	一、九一五	六五
十一月	一、九一六	六五

	收容人員	賑米數量
民國二十八年二月	二、四六六人	二四六石
四月	一、八〇一	五七
六月	二、一八〇	五九
八月	一、九三〇	六七
十月	一、九一五	六七

（三）其他救恤工作

1、**各種民間慈善團體**　佛教をはじめとする各種慈善團體はその數三十餘に上り、何れも救恤に偉大なる足跡を殘してゐる。その活躍狀況は左の如くである。

南京市慈善團體概況表　（民國二十九年一月末現在）

名稱	主管人姓名	舉辦事業
紅卍字會南京分會	謝寇能	永久 臨時 慈善 施粥 施米 施衣 施材 施診 賑濟 掩埋 收容
廣利慈善會	蔣汝正	夏藥 冬賑 貸濟 恤嫠 施材
崇善堂	甘仲琴	**卹嫠** 保嬰 施藥 施材 施賑 施米
衆志復善堂	戴潤彬	**施材** **賒材** 施診 施藥 掩埋 冬賑 恤嫠 恤嫠
明德慈志堂	陳家偉	施材 掩埋 施米 送診 施藥
培善堂	馮松軒	施醫 施藥 施材 恤嫠
種芝積善堂	郭潤生	施材 施米 施醫 施藥 恤嫠
慈善會董事會	戴錫彬	施材 掩埋 識字 施茶
金陵承善堂	傅杏村	施藥 識字
興善堂	高培鈞	**恤嫠** 施材 保嬰 識字 設有私立興育小學
同善堂	黃月軒	專收死殤嬰孩製作匣殮葬埋
普善堂	周梓園	保嬰 **恤嫠** 施茶 送藥 設有義務小學
合善堂	朱正森	恤嫠 施材 施藥 送診 代葬
明善堂	查長發	施材 賒材 施藥 送診 恤嫠
孝善賒材局	程荷生	施材 賒材 施茶 識字
崇仁善堂	張　斌	掩埋 恤嫠 施材 施藥
公善南堂	張殿候	掩埋 恤嫠 施藥 停柩
德正恤嫠會	周紹庭	掩埋 恤嫠 施藥 施診

省心纏善堂	龍韻秋	施茶　施醫　義學　識字
下關樂善堂	劉蓋侯	施材　施藥　送診　恤嫠
長生慈善會	舒敦甫	施診　施藥
佛教慈幼院	黃月軒	收容孤兒教養兼施
中華理教總會	喬鴻年	勸戒煙酒　戒殺生　敬惜字紙　戒賭博
崇道善堂	陳伴道	戒煙　施米　施茶　識字
湘皖寧陰惜善堂	劉福庭	
私立義倉	黃月軒	積穀備荒
廣豐備倉	甘鋐	積穀協助平糶

防疫の徹底を期し活躍する醫務班

2、友邦軍の難民救濟　蔣軍が南京放棄後、友邦軍は作戰警備上の必要よりして下關區の整理を斷行したが、これによつて生じた新難民及び故宮飛行場の擴張に伴ひ生じた難民に對して、日本軍司令官は五萬數千元の救濟金を施與するに至り、更に當局としては下關區の難民救濟に一千元を支出、極貧の老幼婦女の應急救濟を行ふ一方、新に難民收容所及び木造バラック三百戸を建設して收容した。

3、難民の復歸希望者送還處置　良民收容所をはじめとする各種救民施設の收容難民及び一般難民中の歸鄉希望者に對しては、治安恢復と共に各自の鄉里へ無料送還を行ひ、地方の復興に努力せしめた。

4、不足農具の配給　戰禍の當初農具不足によつて就業出來ぬ者に對しては、小農具の配給を行ひ其救濟に當つたが、二十七年十二月迄の第

一回配給は農具五千九百八十二個に達してゐる。

5、**維新政府の難民救濟補助金**　二十七年末、維新政府は冬期難民救濟補助金として本市に十萬元を交付し來つたが、その使途を示せば左の如くである。

年月日	糧食費	衣服費	計
民國二十七年十二月	一萬元	一萬元	二萬元
民國二十八年一月	三萬元	二萬元	五萬元
同　年二月	一萬五千元	一萬五千元	三萬元

（四）施療救濟

難民及び貧困患者に對する救療の狀況は次の如くである。

1、**華中防疫班南京支部（中國日本國所屬）**

▲民國二十七年十二月中に於けるコレラワクチン注射數九十一名

（但し、右は七月九日以來十月三日までの旅行者に施行した豫防注射で、安居證に捺印の必要ある者のみである。尙七月九日注射開始以來同會の施療した者の數は實に三十一萬八千四百三十七名の多きに達して居る。

▲十一月に於ける防疫班隔離病舍患者數

入院	一〇	退院	九
現在	〇	死亡	一

▲その他の事項により同十二月中に診療を受けたもの

コレラ患者	〇	種痘終了者	三七、一七四
施療患者	一〇	マラリヤ檢血數	二、一九七

2、**同仁會診療班**

民國二十七年十二月に於ける診療患者數

外來患者	六五二	出張診療	一七五
計	八二七	（累計	八八、一一六）

その他（同月同會關係のもの）

入院	三八	退院	三八
現在	〇	死亡	〇
檢徵	四三五	（十二月市政公署より引繼實施）	

3、**市政公署衞生局關係診療所**

診療所名	診療患者	種痘者數	診療所名	診療患者	種痘者數
第一診療所	四四六	二、九九〇	第二診療所	八〇三	二、〇七〇
第三診療所	六三一	三、三三〇	第四診療所	六三一	四、二三〇
第五診療所	三〇八	六、四四三	第六診療所	一、四二一	二、七三一
上新河巡廻診療所	二一五	一、四五〇	救濟院巡廻診療所	三八〇	三七五
警察廳其他役所關係	—	四、六三六	合計	四、八二六	三七、二五五

4、**南京市普育堂巡廻診療所**　十一月中に於ける患者數は三四四名で、內科一八七名、その他一五五名の診療を行つた。

一三、社會施設及法令の設定

（一）不在所有者の不動產代行管理

二十七年九月十五日までに所定の登記をせざる者の不動產は所有者不在と認め、不在所有主不動產代行管理規則に基き市が管理を行ふこととし、その收益中よりして管理費を控除した額を所有者に保留し、所有者が歸還した場合そ

の不在理由の止むを得ざりし事及び中國更生の阻害を行はなかつたことを立證し得た時、所有者に還付することにして實施中である。

（二）小作權の更新確定

小作權の更新確定のため、農場田地租佃辦法を決定して實施中である。その要綱は次の通り。——

一、自作農以外は新劃分に依る。

二、一畝につき每年二元乃至三元（上、中、下三級に分つ）の保證金を納付せしむ。

三、一戶の租借面積は十畝乃至三十畝を限度とし、農場管理處に於て割當るものとす。

四、公共の用に供する必要ある場合は返還せしむ。

（三）手工業の助成

失業者を救濟するため**手工業助成法**を發布し、從來の施米に代へて授產の途を講ずることゝなつた。　十萬元の工作資金で器工（盆、桶の類）・籐柳器・竹工・料器（硝子器、ホヤの類）・錫銅器・綿布織・絹織等の製造又は機械操作術・工藝習得術及び就職の便宜を圖り、無資力者には工場を設け之に收容して工賃の外、利益金の配當を行つて之を奬勵金としてゐるが、また徒弟營業場工場等を所有してゐるも資力の不足なる者にはその狀況に應じ原料、或は資金を融通して居る。特に二十七年十二月一日市立綿紗織工廠を開設し、木製織機八十臺、職工二百人を收容して六千七百元の資金を以て開設したものであるが、月產能力は土布二百七十疋乃至二百八十疋、タオル千六百打に達してゐる。尙、收容職工は各難民收容所より選定し熟練工の養成に努めてゐる。

（四）賑務委員會

二十七年五月、維新政府より難民救助費として十萬元を交付されたので、同六月上旬市政府の各處長及び有力者を以て**賑務委員會**を設置、難民救濟の根本方針及び實行手段は之に諮つて決定してゐるが、その主なる點は道路、橋梁の修築、下水道、堤防の整備等救濟工事を起して難民を之に動員し授産の途を講じ、衞生施設を充實すると共に施藥、施療を行つて保健衞生の萬全を期し、其の他小口資金の貸付に依る生業の助成、耕牛農具の施與等を目的とするも、從來の如く救濟を單に一時的のものたらしめぬことに留意して多大の努力を拂つてゐる。

(五) 野菜市場、露店、百貨商場、屠殺場の整理

民國二十八年一月、復興路に第一模範菜場を設置し、更に同年二月及び三月に亘つて中華路・健康路・洪武路・太平路に**市營菜場**を設置して、野菜の消毒を實施すると共に、市街の美觀、交通の安全、市民の利用等を考慮し、菜場の管理取締りを徹底せしめ、一方市內に散在する**露店**の營業場所を、概ね、漢中路、莫愁路、昇州路に限定し、間口二米を單位とした小屋三千七百戸を建設して、散在露店の集中を圖つた。尙露店の整理、集中を更に一層徹底せしめるため、健康路の舊國貨公司を市營第一**百貨商場**として間口六呎單位の店舖八十八戸を設け、同店は賃貸料として、每月、甲五元、乙四元、丙三元の三等に分けて貸與してゐる。特に日常生活に缺く可からざる肉類の需要に鑑み屠殺場の整理も緊要な事なるを以て衞生的見地からも不完全なため、二十八年二月から淸凉門外屠殺場の修築を初めとして逐次衞生設備を完備せしめてゐる。

復興路に偉容を整へた第一菜場

(六) 南京合作社籌備會

南京合作社籌備會は二十八年九月既に社員二百六十九名、出資三萬一千六百三十五元を擁し、同年七月二十一日より物資の委託搬出を開始しつゝあるが、未だ顯著な活動を示してゐない。

(七) 戒煙醫院

禁煙行政に遺憾なきを期するため**南京市違反禁煙行政處分暫行條例**を制定し、特許營業者である土膏行店售吸所並に禁煙局に登記した煙民以外の阿片の密賣商人並に密吸者を取締り、吸煙者の減少、防遏等を行ふ一方、一般民衆に對しては恐るべき煙禍を知らしめ禁煙の徹底を圖り、煙民に對しては資金一萬元を以て寧海路に戒煙醫院を設立して戒煙診療を行つてゐる。

一四、文化・娯樂機關の現狀

(一) 民衆娯樂機關

南京市は市況の復活繁榮に伴ひ、劇場、映畫館等の娯樂機關は日毎に增加して居り、既に映畫常設館四、戲院（劇場）二十四、茶館十一を許可營業せしめてゐる。特に健全な民衆娯樂の發達を圖る爲には劇場關係者をして戲劇委員會を組織させ行政院宣傳局はこれ等娯樂を通じて民衆の敎化に努めてゐる。

(二) 名勝史蹟、風致區域の管理

兵燹に因る名勝史蹟の荒廃甚しいため、友邦軍の絶大な支援の下に城内外の名勝史蹟二十餘ヶ所を指定し、その保存に遺憾なきを期すると共に、中山陵、明孝陵等の修築を行つた。

更に近年燃料不足のため風致區域の樹木の盜伐多く、美觀を損ずるので二十七年九月一日、**園林管理處**を設置し中山陵園・第一公園・鼓樓公園・五州公園の四ヶ所に辦事處を設けて技佐及び園警八十名を配置し、樹木の培植保護を行はしめ市内外の風致を維持してゐる。

(三) 新聞・通信社

華中の報道通信代表機關中聯社

南京新報は維新政府の機關紙として二十七年八月一日創刊された。操觚界の先覺者秦墨哂が社長に就任、爾來正確迅速なニュースを報道し發行部數も一萬數千餘部に達してゐる。尙華中唯一の通信社たる**中華聯合通訊社**は設立當初、上海に本社を置いたが、その後維新政府の南京奠都と共に南京復興路に本社を移轉し、友邦同盟通信社と連繫して通信網を强化し、上海中聯總局の設置を初め、漢口、廣東その他各所に支局を置いてゐる。同時に各地の新聞、雜誌その他出版物の一切の（宣傳局參照）販賣統制を一手に掌握して不良外紙の移入を防遏してゐる。

一五、民衆運動狀況

沸々たる滅蔣反共氣運は各地に一大民衆運動となつて活潑な活動を開始し、相次いで**反蔣和平促進大會**、**中央政權樹立促進大會**が開催され、民衆の反共救國、新中國建設のための中央政權樹立要望は將に最高潮に達したかの感がある。特に二十八年度には東亞を打て一丸とする新事象**東亞新秩序建設運動**の展開あり、續いて**維新政府成立一週年**を迎へるに當つて、玆に民衆の偉力は一路反蔣滅共、和平救國の二大スローガンに集中せられた。爾後七月七日には**東亞民族解放擴大和平運動記念日**ありて、更に一大民衆運動を展開、その主旨をよく徹底させ多大の効果を收めた。更に毎年八月十三日の**更生記念日**には全民衆を動員しての蔣政權打倒、滅共、新中國建設のスローガンを揭げて、玆に三回の運動を遂げ新中央政權樹立促進**和平救國運動**の上に多大の効果を擧げ、更に新中央政府樹立を前にして、本年三月三日より三日間、淮海路の中央大舞臺に於て大民會が主體となり中央政府擁護還都運動大會を開催し、大民會全體會員始め、政警機關、男女學生、各種團體により華々しく擧行され、次いで七日より三日間に亘つて中小學校及び街頭に於ける演說あり、又各學校生徒及び青年二萬餘を動員して提燈行列、假裝行列、映畵演劇等が行はれ、全市各界を擧げて待望の中央政府を迎へ且つは還都の歡びに浸つたのである。

第五章　上海特別市狀況

幹部職員名

市長　傅宗耀

秘書長　蘇錫文

秘書　周斌、尤彭年、傅紹祖、潘褒一、王孝豐、唐文源、陳毅、劉建業

第一科長　許增祥
第二科長　張光照
第三科長　何松蒼
第四科長　戴敬培
衞生科長　吳耀東

財政局長　周左常

第一科長　陸岱
第二科長　黃秉惠
第三科長　徐子平

警察局長　盧英

總務科長　劉月痕
行政科長　張伯良
司法科長　姚重光
衞生科長　袁知範
特高科長　郭紹儀

社會局長　吳文中

第一科長　錢其琛
第二科長　汪以潭
第三科長　薛景春
第四科長　閻笑儒

公用局長　李鼎士

第一科長　張英懷
第二科長　沈慶雲
第三科長　張　鞏

教育局長　蘇錫文(兼)

第一科長　李國士
第二科長　張駿嶽
第三科長　龐宏省

土地局長　范永增

第一科長　姚祖舜
第四科長　陳筱齡

一、大道政府成立より特別市制施行への經緯

今次事變が華中に波及するや、戰火は先づ上海に勃發し、ために上海を中心とした地域の混亂は言語に絶し、曾つて中國に冠たりし、經濟的地位も一朝にして梗塞され、混沌たる慘狀の裡に投げ出されたが、幸にして友邦軍の武威は黨軍を徹底的に壓倒し、遂に淞滬附近より之を驅逐するに到つてより漸次復興の氣漲り、民國二十六年十二月五日蘇錫文を首班とする大道政府を浦東に樹立し、天下一家、萬法歸一、四海兄第、世界大同。日月之進、以道立國、祛除國共兩黨、打倒虐民軍閥、確立東洋和平、樹立世界和平を綱領とする所謂大道主義を以て建國の要諦とした。

越えて三月二十八日南京に維新政府が誕生するに及んで、一元的中國建設の氣運漲り、大道政府は維新政府の傘下に合流して督辦上海市政公署と改稱、蘇錫文を上海市政督辦に任命し、復興上海の基礎いよ〳〵確立するに至つた。斯くて戰火が漸次西移するにつれて、各地に誕生した自治委員會統制の要が生じ、同年六月二十七日上海南市自治委員會を接收した事に初まり、二十八日滬北自治委員會、二十九日周浦自治委員會、三十日川沙自治委員會、七月十八日寶山自治委員會を接收し、やゝ戰前の殷盛を回復するに及んで同年十月十六日督辦市政公署を昇格せしめ、上海特別市を成立し、傅宗耀を特別市々長に、蘇錫文を秘書長に任命して、今日に於ける特別市が建設されたのである。

就任宣言

玆ニ至誠ノ意ヲ陳ヘ諸友邦及本市人士ニ敬告ス抑々上海ハ東亞第一ノ商業都市ニシテ中國經濟ノ中心タルト共ニ國際貿易ノ樞要地ナリサレト八・一三事變以來所謂焦土抗戰ノ政策ニ因リ吾カ大上海ノ經濟文化建設ハ一朝ニシテ灰燼ニ歸シタリ是誠ニ千古ノ不祥事ニシテ空前ノ浩劫ト言フヘシ傅命ヲ奉シテ市政ヲ管掌セントスルヤ正ニ破壞ノ後非常ノ秋ニ際シ菲才重任ニ耐エサリシヲ

以テ再三固辭スレト許サレス依テ力ノ乏シキヲモ顧ミス敢然起チテ最大ノ努力ト一貫ノ至誠ヲ盡サントス成敗ハ天ニ委ネ功罪ハ公論ニ俟ツノミ以下六義ヲ揭ケ叱正ヲ乞フ

一　共產主義防止

共產主義ノ害毒ハ洪水猛獸ヨリ甚シ爾今共產主義ノ宣傳ト活動ニ對シテハ嚴罰ヲ以テ臨ミ社會ノ安寧ト秩序ヲ確保ス青年學生勞働者農民ニ對シテハ其ノ思想ヲ匡正シ生活ヲ改善シ正鵠ナル認識ヲ與ヘ以テ善良ノ國民タラシム

二　睦隣互助

中日兩國ハ同文同種ニシテ最モ緊密ナル關係ヲ有ス相互ニ提携協助シ共存共榮ノ趣旨ヲ以テ邁進シ東亞ノ和平ヲ確保ス

三　協調保持

上海ハ通商上ノ大都市ニシテ各友邦トノ關係ハ殊ニ錯雜ヲ極メ特殊性ヲ帶フ因テ和平友好ノ精神ヲ根本トシ誠意ヲ以テ相聯携シ諸友邦トノ協調ヲ保持ス

四　民衆ノ福利增進

今ヤ特別市政府成立シ更始一新總テノ施政ヲ民衆ノ福祉增進ニ歸納セシム卽チ友邦ト協力シ治安ノ肅正ニ努メ又速カニ稅制ヲ改善シ民

大道政府成立宣言

人類ニ平和ヲ愛セサル者ナシ平和ハ幸福ノ門ニシテ平和ナクシテ幸福ヲ望ムヘカラス人類相互ニ或ハ國家相互ニ大道ヲ實行シ始メテ眞實ニ平和ヲ齎シ得ヘシ假令法律ノ拘束アリト雖モ此ノ大道ニ連繫セサレハ眞實ノ平和アリト言フヘカラス之卽チ一定不變ノ眞理ナリ

親子ノ相親シミ相依リ夫婦ノ相愛シ相賴リ兄弟ノ相敬ヒ相助クルハ人類天賦ノ本性ナリ是レ皆人類本然ノ美德ナリト雖未タ其ノ大光ノ發揮シ能ハサルヲ惜ム卽チ大道ハ奇異ヲ標榜スルモノニアラス以上ヲ個人ヨリ社會ニ及シ社會ヨリ國家ニ擴充セシメ以テ全世界ニ至ラシメントスルモノナリ然ルニ依然惡ノ爲メニ鬪爭スルノ習ハシ止マス世ハ大イニ亂レツツアリ先哲ノ曰ク『大道ノ行ハルルヤ天下ヲ公ト爲シ賢ヲ選ヒテ能ヲ與ヘ信ヲ講シテ睦ヲ修ム』ト古今其ノ國ヲ治メントスルモノニシテ此ノ大道ニ遵ハスシテ天下ヲ盤石ノ安キニ置キ得タルモノナシ近年軍閥ハ權力ヲ擅ニシ善政ヲ棄テ黨ヲ以テ政ヲ專ニス內ニハ賢ヲ選ヒテ能ヲ與フル處ナク外ニハ又信ヲ講シ睦ヲ修ムル事ナシ惡政百出シテ收奪ヲ能事トシ饑孚道ニ橫タハリ民ヲ視ルニ弊履ノ如シ甚シキハ天人共ニ許ササル共產黨ト結合シ排日抗日ヲ鼓吹シ以テ其ノ陰謀ヲ逞ウス日華ノ友交ハ之レニ因リテ破ラレ民ヲ殃ヒ國ヲ誤ル然ルニ日本皇軍ハ我國民ニ代リテ吾人ニ眞實ノ平和ヲ享受セシメサル軍閥及ヒ國共兩黨ヲ誅滅セリ卽チ眞實ノ平和幸福ヲ享受セントス欲セハ先ツ四億五千萬同胞ハ團結シ各自其ノ親愛ノ天性ヲ家庭ヨリ鄉村縣市ニ擴充發展セシメ更ニ之レヲ一國ニ進メ世界ニ及シ平和ヲ齎ス唯一ノ道ヲ維持スヘキナリ故ニ吾人ハ特ニ大道政府ヲ組織シ旗幟ヲ更改シテ人民ヲ水火ノ中ヨリ救ハンコトヲ期シ世界ノ人ト共ニ大同ノ域ニ登ラントスルモノナリ

茲ニ其ノ成立ニ當リ全國同胞ハ奮起シテ大道國家ノ建設ニ協力シ永遠ナル平和ノ基礎ヲ樹立スヘキナリ凡ソ私利私慾ノ劣性ヲ去リ救世濟民ノ決心ヲ抱クモノニ對シテハ必ス吾人ハ之レニ盡力シ援助スルモノナリ現今軍閥ニ妄從セルモノ及ヒ國共兩黨員ト雖モ等シク神明ノ裔タルニ依リ天賦ノ良知ヲ具有ス故ニ前非ヲ悔ヒ八德ヲ尊重シ暗ヲ去リ明ニ就キ分ニ安ンシテ法ヲ守ルモノニハ一律ニ旣往ヲ咎メス其ノ更生ヲ認ムルモノナリ茲ニ宣言ス

民國二十六年十二月五日

衆ヲシテ居ニ安ンシ業ニ樂シマシメ以テ着々民力ノ復興ヲ期ス

五　積極的建設

上海ハ元來全國經濟ノ中心地タリシモ焦土ト化シテヨリ以來民力沮喪シ今ヤ極度ノ疲弊ニ陷リタリ須ク積極的建設ヲ急キ速カニ經濟的中心地タル地位ヲ回復シ以テ千秋ノ偉業ヲ樹立ス

六　德治ノ發揚

「民ヲ愛スルニ德ヲ以テス」トハ古ヨリノ明訓ナリ德治精神ヲ發揚シ德ヲ以テ民ヲ治メ空言ヲ尚ハス高論ヲ爲サス實踐躬行德ヲ以テ人ヲ服ス

以上ノ六項ヲ措キ他ニ高論ナシ尚海外明達ノ士國際賢哲ノ諸氏ハ常ニ高敎ヲ授ケ鞭韃セラレンコトヲ切望ス

中華民國二十七年十月十六日

上海特別市政府

市長　傅宗耀

二、行政管區と地政の展開

顧れば上海は民國十六年市制を布いて滬南・閘北・吳淞・江灣・殷行・引翔・眞茹・彭浦・蒲淞・法華・漕涇・洋涇・楊思・塘橋・陸行・高行・高橋の十七區を定め、第一特區（共同租界）及び第二

上海特別市政府組織系統表

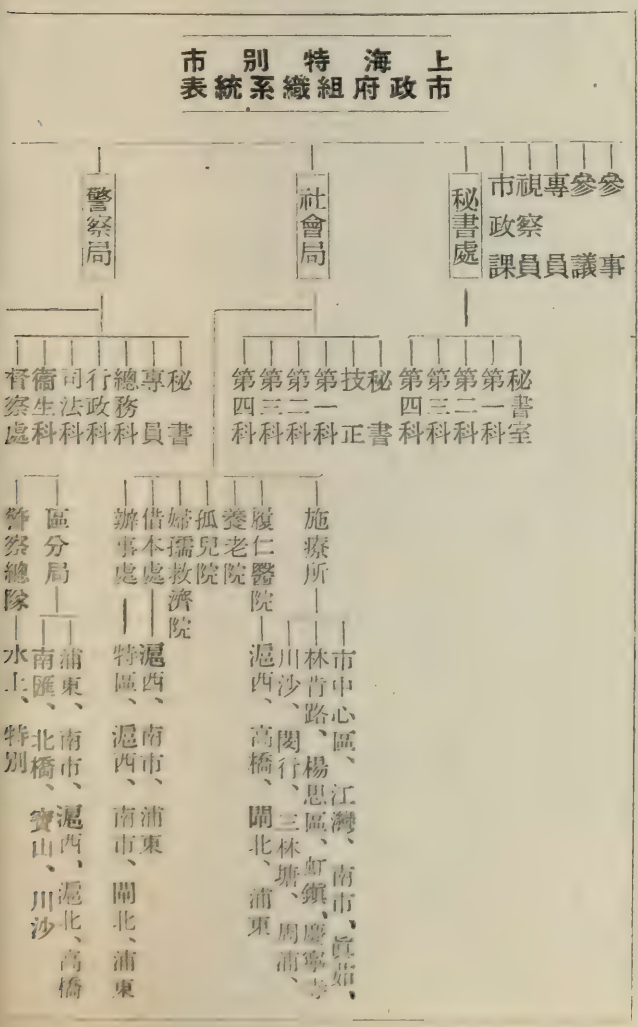

特區(佛蘭西租界)を除く外には滬南・閘北が最も殷賑であり、吳淞・江灣方面は商業地區とされてゐた。併し乍ら事變後は原有區域外の寶山・嘉定・南滙・川沙崇明・奉賢・舊上海の七縣を市の管轄に編入し、之を南市・滬西・滬北・浦東北寶山・川沙・北橋・嘉定・崇明・南滙・奉賢・市中心の十二區に分け、區公署を設置した。現在奉賢區を改組中の外、他はその行政機構も既に成立し、署長の委任、各區の保甲制度勵行、鄉鎭公所の設置に努め、隨時嚴密な戶口調査、連保連坐を實施せしめてゐる。尙その各區には等級を定めて經費を規定し、また綏靖部規定辦法に照らして防共自衛團を組織し且つ交通各線には原有養路隊、鐵道公路には鐵道愛護村及び道路愛護會の如きを

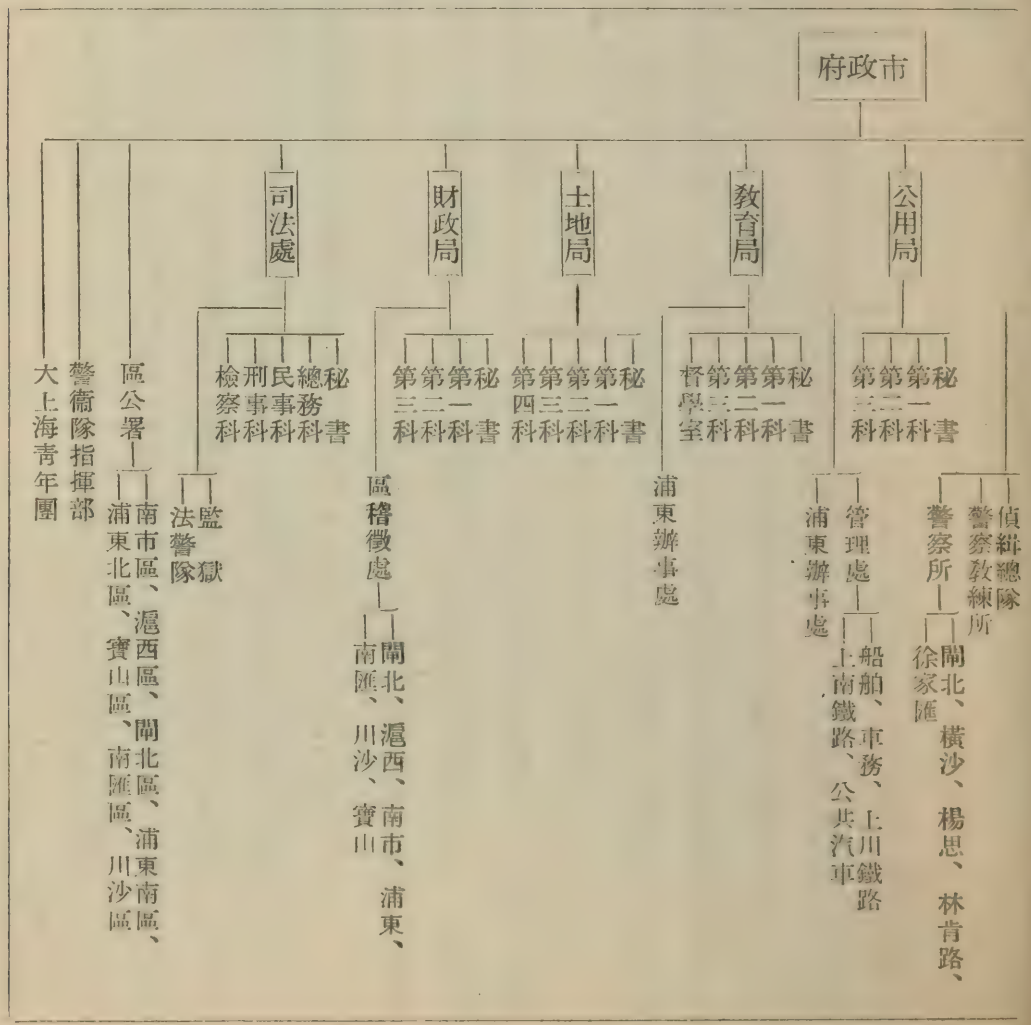

組織し、自治自衞體の强化に努めてゐる。

茲に本市がそれ自體の地政施行に當つて最も困難を極めた事實は、何分戰禍後の事とて何等の工作資料なく、土地台帳・現施設・計畫案文一切皆無であつた事である。卽ち斯かる困難に對處しては、先づ土地登記による狀況判斷を必要とした。依てこれに主眼を置き吳淞に十九ケ區、その外浦東・滬西・南市・江灣・高橋・閘北・虹口等に土地登記申請處を設けた。その手續に地產證を添付屆出せしめ申請濟證を交付するや地產證を返還し、地產確定後、登記證を交付してゐたが、友邦の在上海居留民の借地契約申請者も相當多く、廿八年末には二五、一九二戶に及んでゐた。また本市に於て建設區確定以來收用した土地は、中心區・市中心外周圍・黃浦江邊西岸・吳淞江以西地帶・浦東江岸等であるが、それ等は何れも土地評價委員會で平均地價を査定の上、上海恒產會社と合同し地產の屆出をなし、地租を徵收した者には地形の優劣により更に査定の上地主に通知しつゝある。卽ち廿八年末現在收用決定數は六六二件、補償金交付者は一九八戶で補償金合計一〇二、三一六元である。尙收用土地內に於ける墳墓の遷移を要するもの二六八二ケ所、棺柩一〇、七六二個あり、また各地の地籍編制の完了したものは四四五、二〇〇戶である。製圖業務は現市區圖・市中心區・滬北區・滬西區・川沙區・浦東南區・浦東北區を終り、地籍圖の復製の旣に完了したものは江灣を始めとする四百五十餘枚である。その測量方面は市民の申請者一〇、民間の債務訴訟により法院より測量を命ぜられたもの九件あり、目下建設區內の取毀し家屋に關し恒產會社と合同測量を要するもの一二五件、調査の結果圖表復製を要するもの二百餘件に達してゐる。

三、社會施設及衞生設備

本市の復興計畫は復業・救濟を主眼に事業を進め來つた結果、日時の僅少なる割に顯著な効果を收め、二十九年二月一日調査に基く各種大工場は既に四十有餘あり、工場登記は二七二件、開店登記は三、五四五件に及んで居る。中でもその特種なるものは市農會整理委員會を設けて東溝園接收林場の管理、虬江狄思威路小菜場の恢復、國貨商場、商品陳列所の整理充實を斷行し、また一般の爲には實業圖書館を創設してその便に備ふべく準備を進めてゐる。

社會事業方面に關しては大道政府以來應急處置としての難民救濟工作を、漸次秩序立てゝ維新政府の一貫した方針に準據し、一般難民には各醫院及び施療所に於て施藥施療を無料として繼續しつゝある。試みに新設市衞生科移管前の狀況を調査すれば、各科診療患者數三三一、五〇〇名、防疫注射施行數五七四、一〇〇名、種痘者一九三、五六〇名の好成績を擧げて居る。

滿洒な上海特別市中心區區公署

此の外一般失業貧民及び小資本營業者救濟のため、特に南市・浦東・滬西の三ケ所に貧民救濟基金貸與處を設立し、確實な商店の保證ある者に限り二〇元以內を貸付てゐるが、この貸出總額は一年來一一、二九四元、回收金額六、二七六元未回收金額五、〇一八元の狀態である。

以上は通常救濟事業であるが、尙特別に婦孺救濟院及び殘廢收容所、養老院孤兒院の設立及びその改善を計つてゐるが、更にまた平民產科をも附設して、貧民姙婦の救容助產に努めつゝある。なほ冬季の救濟事業として、施衣四、六五六人、施米一四、〇一四人、施金一二、四七二人分を支出した。二十八年秋米價高騰して市民が食に困窮した際には、特に友邦軍

部及び特務機關の協力を求めて蕪湖米を移入し、市内の交通便利な十五箇所に廉賣處を設け一石一五元にて賣却、一ヶ月餘にしてその量一五、一二五石貧民購買者數一六四〇、三六〇餘名に達した。

尙運輸に關する碼頭勞働者を統制取締りのため碼頭惠工登記處を設置したが、その登記勞働者は四、六〇〇餘名に上り、名物の爭議もあとを絶ち好成績をあげてゐる。その他企業の統制を圖るため各業工會及び公會を奬勵した結果、商業公會にあつては金業同業會等十一、工業公會は淸潔業同業公會等十四に達した。目下實行中のものに平民工廠の設立、失業工人救濟事業、各區倉庫の修築及び市民健康增進のため明治通プールの修理起工等を計畫中である。

又衞生に關しては、前の社會局主管であつた五醫院及び十二施療所を全部接收し、これを直轄として、去る二十八年八月三日新設した衞生科をして隨時救急藥品を地方重要地點に供給し得る樣に整備し、その他に隔離病院、火葬場焚火爐、糞便淨化池等の設置をはじめ、布告・標語などにより民衆の衞生思想喚起に努め來つたが、二十八年四月より十月まで醫院・施療所で施した豫防注射は一、〇一三、三四六人防疫經費四二、六二三・七〇元に及んでゐる。故に同年の夏秋二季に租界に各種の疫病が續出した際にも、區内には患者が寥々たるの好成績を收め得たのである。

四、財政對策の樹立

戰後の當初に於ては、當時の狀況に對處して止むなく輸出入臨時消費稅を徵收して政費に充當して居たのであるが市政府成立以後の二月一日よりこれら諸稅の徵收を停止し、政費の不足は維新政府よりの補助に俟つ事となつた。これと共に露天經秤稅・地產黃酒檢查手續費等の徵收も停止し、それ迄設置されてゐた稽征所十ヶ所、分所八ヶ所、辦事處三ヶ處、車捐處五ヶ處、船舶捐征收所一ヶ所も臨時消費稅徵收停止によつて、二十八年一月三十一日一齊に廢止

し各區公署の管轄してゐる地域の外に、浦東・南市・滬西・滬北・川沙・南滙・寶山等七ヶ所に稽征處を設置し、區内一切の捐稅徵收に當らしめた。卽ちその舊稽征處は新設稽征處に引繼ぎ、その人員も財政部の保證した者に限り各稅收所に派遣執務せしめてゐる。目下每月豫算は市政會議の議決案に準據して經常費の削減に努め先づ三萬五千元を三萬元とし、二十八年一月四日より船舶捐稅を三月一日からは營業稅の徵收も開始した。また各種車輛に就ては登記後捐稅を納入せざる者あるため、各車務管理分處及び各稽征處に移動登記征收組を布設し、車輛の登記及び征收事務を處理させ好成績をあげてゐる。

田賦に關しては周到なる準備を經て二十七年分より各區で徵收を開始したが、滬北區は戰時災害が激甚の地であつたゝめ舊未納額納付を免除し、新たに二十八年度より徵收を開始した。家屋稅は市民の復歸激增したるため戰前に比較し好成績をあげ、滬西越界築路各里、弄の家屋稅も旣に徵收を開始してゐる。

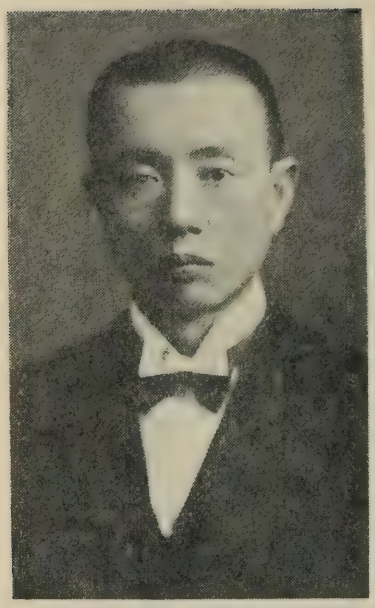

前大道市政府市長 蘇錫文

その他、肥料變價費・淸潔捐・塵芥取扱費・車船捐收入印紙・金銀箔類營業稅等の整理を極力努めてゐる。一例として兩租界の塵芥取扱費は事變以後各請負者が租界勢力を藉り納付しなかつたが、數ヶ月間折衝を續け來つた結果、共同租界工部局は每年本市政府に十七萬元（前市政府時代より五萬元增）每月一萬四千百六十六元六角七分を納付する事に決定し、佛租界公董局は每年八萬元を納付する事となり、そのうち二萬元は河流浚渫費として該局に支拂ひ、差引六萬元（月五千元）を各期に納付せしめる事となつた。

また管理の公產に就ては整理を加へ、狄思威路浙興里及び市中心區鹽業新村の家屋の如きは、早くも修理の上本市職員の宿舍に當て、其美路平民村家屋二百五十軒はこれを接收の上市民に貸與しつゝある。廿八年度經常臨時總計收入は六、三九八、六一一・五七元、又支出は六、八四七、九一〇・一〇元で差引不足金四四九、二九八・五三元である。これは消費稅廢止以前は收支相補ひ得たものであつたが、現在は政府の補助金によつてこの不足分を補ふ事としてゐる。

五、警察整備

市政府成立により、警察局もまた改組されて上海特別市警察局となり、既設各分局及び警察所を接收し、警士教練所特別警察總隊・水上警察隊・偵緝總隊・警察醫院等が設立された。現在内外勤職員數は合計七百八十五名で、二十八年七月内政部令による組織條例に基き、各分局處を署に改め、市中心區・浦東・南市・滬西・高橋・滬北・南滙・北橋・川沙・寶山・奉賢・嘉定・崇明・閘北・徐家滙・林肯路・楊思・横沙の十八ケ所に署を設け、その管轄下に分駐所八十一、派出所七十七、立番所五二一を分置し、その長警は六、一四九名を算し、中には便衣匪賊の出沒する奉賢方面の如きものもあるが、概して警察權の及ぶ地は安穩で相當の好成績をあげてゐる。例へば各記念日に一事件すらの發生をもみなかつたのもその辛苦と整備を物語るものである。

また二十七年二月には戸籍係長警を選任し、各分局所に一名の戸籍巡長、同長警若干名を配置し、戸口調査・異動登記、居住者の保證書提出等を處理せしめ、又は戸口調査規則・戸口異動登記條例を制定し、市民證を交付して不良分子の潜入防止に努めてゐる。二十七年十月の統計によれば本市管内戸數二四〇、四七二戸、男女一〇八七、九〇三名を有してゐる。戸口分類變動表には原籍・宗教商業・公共處勤務等を分記し、その調査表には連帶保證をなさしめ

て防犯の責を負はしめてゐる。

その他特殊營業者にして二十九年二月までの一年間に認可を與へたもの、旅館劇場各一三、茶館四九五、勞働者紹介所四、人夫請負業三である。消防機關には二十七年八月消防係を設置し、各區の救火會を回復し、同市を十六區に分けて監督員を派し、また商工業消防設備調査表を制定して取締りにあたつてゐる。

なほ行政科外事係には英・佛・露・日等の國語に通ずる通譯員を配し、外人の旅券檢査、條約國人の旅券審査、交付等の外、無國籍者、無條約國居留民に關する事務をも掌理せしめてゐるが、日系露人及び無條約國居留民で登記したもの及び登記濟證を交付したものは、二十九年一月末までの一年間に五、二三二件に達し、國内外旅行券交付數は二、八二五件、中國人の渡日證明書交付數は一二六、中國人旅行證明書は六二件に及んでゐる。

六、教育及交通の復興概況

教育

更生中國の完璧を期する爲には教育の徹底を期さねばならぬ。故に學校教材の編審委員會を結成して維新政府教育部と併行して教科書の再編纂に當つてゐるが、現在本市には市立小學校八三、四三八學級、學生二五、五九六人を擁し、そのうち模範小學校は八校を有してゐる。又二十八年六月には三林塘・高橋・滬南・崇明の四ヶ所に中學校を設立し、學級一三、學生五八二名、教職員七一名あり、その中の一校は模範中學である。卽ち之等は中學規定に從つて五年制を採用し、教科書には前記審査會編纂に係るもの及び教育部の編成に成る講義錄を以て充當してゐる。

教員に關しては從來施行し來つた小學教員臨時檢定に合格したもの、男女合して一三〇名あり、その內四六名を四回に亘り教育部の臨時教員養成所に入所せしめて再教育を施してゐる。尙二十八年八月には市立小學校長會議を開催したが、議案三十八、保留五十餘件、一括討論二十三件を議決し、各校別に指導施行する事となつた。

又一般教導のためには、中日兒童交歡運動會を新公園に於て開催、或は浙興里で小學校成績展覽會の如きを催し日語修得の爲には補習學校を開いたが、現在その數も五學級、一八七人の學生で、今後尙速かなる擴充を要望せられてゐる。民衆學校には現在四學級生徒二百人を有し、その外には特約民衆茶館六、簡易體育場二、民衆圖書室三〇を設置し、民衆教育館、工作人員訓練所も設置してゐる。尙他の一面にはまた大上海青年團幹部訓練所を設立して青年教導の立體的指導に當りつゝある。卽ち以上に於ける教育經費は二十八年度下期より擴充されたが、教育行政費は每月支出一四、二五七元、學校教育費每月支出八一、三一六元、社會教育費每月支出二一、三五〇元で每月の合計支出一一六、九二三元の狀況である。

交　通

市政府は從來交通局と稱せられた管掌部門を成立後公用局と改め、局內に三科、更に車務管理處、船舶管理處各一を設けて、その活動を續け、水利交通の整理延長、碼頭橋梁道路の補修舖裝、一般建築家屋の規則取締等に努め、二十八年度に市より交付した建築營業鑑札三四二、雜項鑑札九一である。なほ浦東・滬西に市民の工務相談に應ずる辦事處を設けて橋路の自費修築を協助してゐる。既に落成をみた海寧洋行建造の沙涇港橋及小沙渡居民の醵金によつて修築した藥水弄等はその一である。既に完成修築した道路は浦東大道及び寶山區各路等あり。次いで維新政府の計畫に基

き修理を施したものは市中心區の各道路、新築したものには浦東善堂路、警局路等がある。市中心區既設道路はアスファアルト舗裝であるが、その他は混凝土舗裝路である。

改良工事方面では延長百五十餘キロの本市溝渠があり、また公私建築物は檢査の上使用年限を規定し、一面大上海計畫に準據して同市を工場地區、商業、住宅、風致の各地區に分割指導中である。車船方面に於ては、上川鐵道は二十七年二月に市營とし一時停頓したが再び恢復をみて居り、毎月の輸客收入は一萬五、六千元内外で、二十八年八月以來三割增の二萬元餘の收入を見てゐる。上南鐵道は民國十一年の創設に係り當初は私營であつたが、二十七年十月正式に市營となり平均一日の收入は四百元以上に及んでゐる。

新生濺瀾たる市小學校の狀況

乘合自動車の既設道路は東昌路・洋涇間、東昌路・南碼頭間の各線にして、新設路線は江鎭・祝橋間、周浦・新陽間の二線で、南市、閘北地帶は尙整理中である。各區重要路線にして既に完成をみたもの、寶山の城月路・羅月路、南滙の周新路浦東南區の各鄉鎭公路、浦東北區の軍工路等あり、橋梁には寶山の沈師浴橋・陶家宅橋、浦東南區の高木橋、浦東北區の維新橋などが既に完成を見てゐる。

又浦東渡船場の西渡は既に市營となつたが、東渡及び浦西東昌路等の線は未だ私營として經營中である。尙二十八年三月一日より車務管理處では同市車輛番號を交換發給し、且つ陸上交通規則、運轉手取締を規定してその充全を期し、各種車輛登記に關しては二十九年二月の總計一七、四七二輛を占め今後益々增加の一路を辿るものと豫想されてゐる。

七、明朗市政への前進

以上各項の如く、各方面に亘つて未だ未完成乍らも本市の努力は漸次酬ひられ、內外共に多事多難の折乍ら順次建設の段階を上り、此處暫らくにして戰前の狀況に迄到達せんとする復興力を示すに至つた事は、國民の等しく慶びとする處である。特に本市管內には二特區が存在し、他の地域に於ては到底發見し得られぬ複雜な事件が頻々と發生するに及び、これが解決への辛苦には並ならぬものがある。この租界を防壁とし、溫床として展開する不法なる事件に對しては、實に更生中國を終生の目圖とする吾等にとつて止み難い憤激を感ずるものである。祖國の領土內に祖國の行政權を及ばしめざるの存在たるや實に憂憤の情胸に迫るものがある。その不法事件に對しては別章に於て記述した處なるを以て玆には省略するも、斯かる列國の非友誼的な行爲も本政府はもとより、維新政府、友邦日本政府の不斷の努力により、その後漸く各方面共に利害を度外視して認識を深めし感がある。特に最近に至つては、米・英・伊・佛・獨・葡・西等の列國大公使とも信使を往來し、特にエストニヤの如きは、同國居留民を條約國と同等なる待遇にせられたいとの要請もあり、その外に大西路警察權の接收交涉、南市鐵門の開放交涉、越界築路問題等圓滿に解決し得る段階に到達した事實こそは、躍進的實力の一歸結であり、いよ〳〵大上海の建設に發足して新らしき祖國の繁榮を期し得る時期の到來を示すに外ならない。

第六章　治下三省主要都市復興狀況

序

華中再生は我が中國復興の先決なり。過去四年、戰禍に徹底的に打ち碎かれた祖國の慘に、泪し來つた吾人の心境は實に筆舌に盡し難い處であつた。世界文明を吸收しての文化建設も、總ては誤れる蔣宋一派の手中に於て一片の灰燼と化し、衣に食に住に唯目的なく、三千萬の衆諸は流亡の止むなき有樣が被禍當初の態樣であつた。斯かる困難の裡に於て現狀に則して何等範とするものもなく、吾人の持ち得る熱と力と祖國愛とのみを以て友邦の厚義に信倚し、茲に三年、漸く將來への目處もつき得ると共に近く更生中國を一丸としたる中央政府も樹立せられんとしてゐる事は感慨無量である。本項は昨年末迄に於ける華中地方の主要都市概況を、極簡單に摘述し其の復興狀況を示したものである。如何にせよ戰禍は餘りにも慘酷であり、到底今日の狀態を以て華中は復興し得たりと稱するに足らざる事は、深く吾人の憂愁に堪えざる處である。

一、鎭江

鎭江は自治會成立以來漸く二ヶ年を閱したに過ぎぬが、地方の治安、社會經濟も漸次復活し、新東亞建設の大道にその巨步を踏み出してゐる。二年來の鎭江復興經過狀況は次の如くである。

治　安

二年前、黨軍敗退後の鎭江は、治安紊亂その極に達し、殆んど收拾困難の狀態にあつたが、二十七年一月自治委員會の成立を見、その積極的活動により漸次治安の恢復を見るに至つた。避難民も續々歸來するに及んで警備隊を新設し、交通及び秩序の維持に當ると共に、戶口を調査して保甲實施の基礎とし、また一面治安擾亂者の糾明にも資するところ多かつた。

かくて治安漸くその緒につくや、揚子江畔及び西區に渡河檢查所を設けて長江南北往來の旅客檢查を開始し、その後避難民歸來に伴ひ警察力に不足を來したので、二十七年八月一日警察隊の組織を擴大强化して公安公署とした。改組後には武裝警察大隊を設立して城內外の治安維持に任じ、越えて九月一日には警

察訓練所を設立、訓練生を募集すると共に警察官の再教育を開始するに至つた。

この警察力の充實は治安工作の推進に拍車をかけ、全縣を十八市鄉城區に分つて各區に公所を設け城區の保甲も完成の域に達した。事變直後二萬人足らずであつた人口は、二年後の現在既に十七萬以上に達し、各鄉鎭も既に自衞團を組織し、民衆は各自の力量に應じて鄉鎭の保衞に任じてゐる。

市　政

自治會當時は、經費の關係に依つて積極的工作は不可能であつたが、縣公署成立後は先づ市容の整備をもくろみ、野菜市場ならびに重要道路の修理と建設に努力をなし、これを完成するに及んで、更に水陸交通の恢復を計畫し、內河汽船公司の小汽船を以て、鎭—楊、鎭—仙、鎭—姚の航路を開き、また帆船三百餘艘を以て長江及びその附近各地の航運を開始して、一大利便を供するに至つた。また陸上交通には、華中自動車公司の自動車

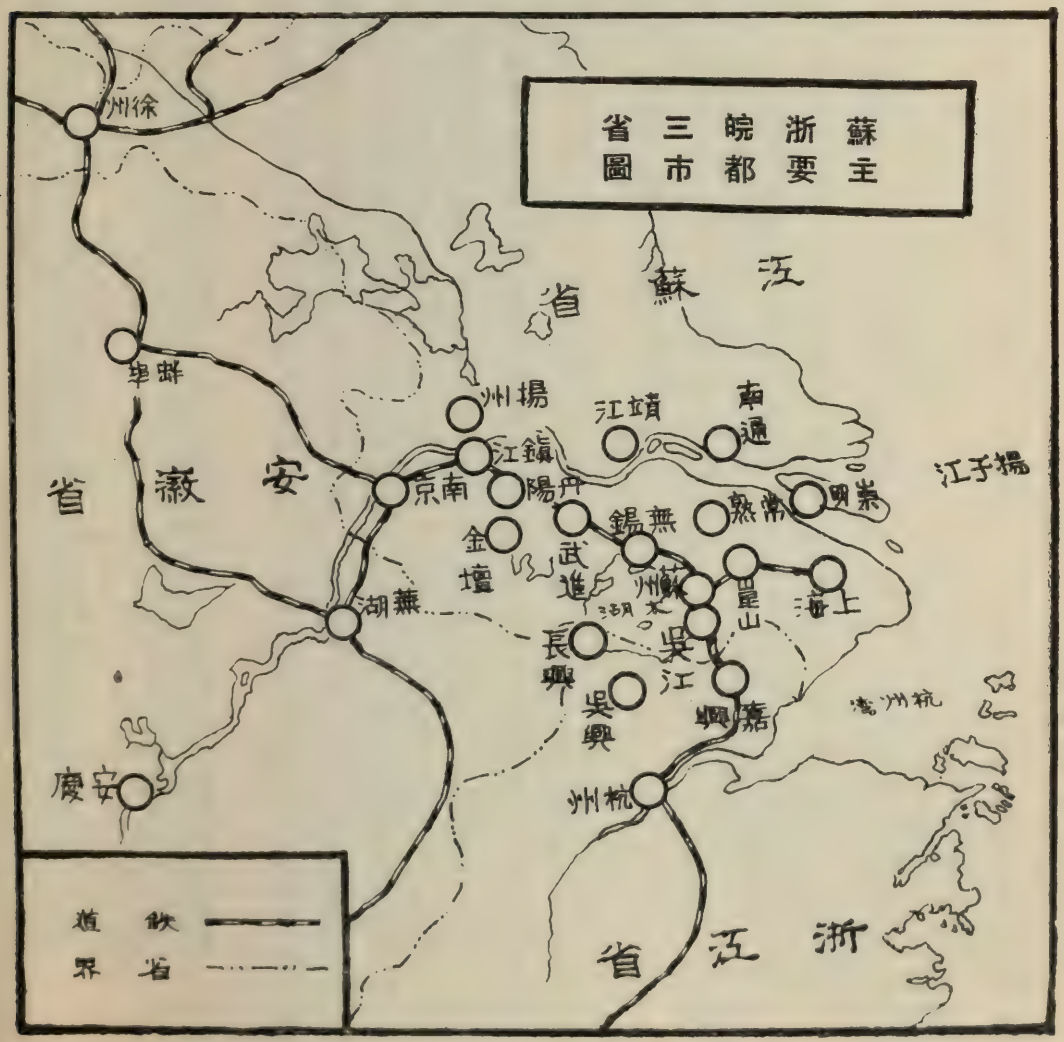

を城內に運轉せしめてゐるほか、人力車千餘輛、一輪車六百餘輛を以て大いに交通を補けてゐる。

經　濟

二ヶ年來の當局の努力によつて漸くその日圖もつきつゝあり、金融合作社、百貨商場及び產銷合作社等が設立されて生產、販賣、金融の仲長及び、運輸の調節に當つてゐる。商店の復歸登記者は昨年十月迄に六千餘、大小工場約三十あり公署では民衆救濟產業復興のため大工場の積極復興を提唱し、同時に家庭工業即ち綿布、麻布の家庭生產を奬勵してゐる。最近の調査に依ると是等の家內工業は機織廠七八、織機三七五、針織廠四九、織機一九五、每月の產額も相當量に達し、直接、間接これによつて生活してゐる者は數千人の多數に上つてゐる。また商人の福利增進のために商工會を特設して各業の指導に當つてゐる。

鎭江市民の慰安街頭圖書館

畜　產

驢馬　戰後の數量約七九二頭、現在これが單價は五〇乃至六〇元である。牝馬一、二四〇頭、單價一五〇元。水牛二、二〇〇頭、單價一八〇元。黃牛二、一〇〇頭單價一〇〇元、豚一二〇、〇〇〇頭、市價三〇元。小羊約一〇、〇〇〇頭、單價八元。緬羊約一〇、〇〇〇頭、單價六元乃至八元。鷄二二〇、〇〇〇羽。家鴨一〇〇、〇〇〇羽。

治　水

長江區治水工事處を組織して防堤治水を施してゐるほか、丹徒・句容・江寧・江都・儀徵・六合・江浦等の七縣合同防水工事處を設立、經費二萬七千九百廿元を支出して材料を購入し、工事を進めて增水時に備へてゐる。

公　路

鎭江より高資、高資より石馬廟に至る公路及び官塘橋より上黨鎭に至る公路は本縣西南鄉に至る重要交通線路であるが故に、沿路各鄉鎭に命じて路面、橋梁の修築をなさしめた。

建　築

(一)大西路のコンクリート舖裝、(二)全市下水道の完成、(三)破壞家屋の整理、(四)路傍排水路の完成と撒水車の設備、(五)自轉車の登記、(六)正式營業登記の商店昨年十月六千八百三十三戶、總資本額一百五十萬七千二百元、(七)測候所の設立。

實　業

(一)棉種の無償配給、(二)産業合作社の設立、(三)耕牛の保護育成、(四)興中公司の運輸數量調査、(五)秋期蠶業指導所を黃塘鎭・石人巷に設立して指導員を昨年二月十五日に派遣した。

二、丹陽

事變の際丹陽は京滬線の主要都市の故に損害は比較的大きかつたが、二十七年九月一日丹陽縣公署が成立してから積極的に復興工作に邁進してゐる。

治安　警察所　二十七年十月一日に成立して現在城內に分所一、分駐所三、鄉區には珥陵・皇塘・呂城・新丰の四分駐所を設立し、人員も充實して最近は警察隊第一、二兩隊を新設し、地方治安の任に當つてゐる。　自衞團　城內外居住民は積極的に自衞團を組織しつゝある。　青年團　一昨年秋初めて青年團が成立し、昨年春その擴大强化を計つて城團及び鄉分團五所增設し、更に同年五月には幹部訓練の目的を以て講習會を開き萬全を期してゐる。　交通　從來の公路で現存してゐるものは全長二十二公里の丹—金のみで丹—常公路六公里は新築の公路である。公路愛護村は丹—金路に沿ふもの六村、鐵路愛護村は縣城より新丰に至る七十三村である。

財政　目下地方の恢復思はしからず地方稅も僅かに料理業、旅館業、演藝等に對して課稅してゐるのみで縣の財政は田賦收入を第一として縣費を賄つてゐるが、事變後機關の不備、鄉村の治安關係等のため徵稅困難であつたが、昨年の徵稅額は一萬七千餘元に達してゐる。

教育　城區の小學校五、補習學校、日語學校各一、鄉區の小學校四、學生總數三千五百餘名、其他民衆教育館一、圖書閱覽所一がある。

自治　城公署　一昨年十二月十一日に成立して、舊制度參酌の上、鄉公所、村公所の二とし鄉公所八、村公所六三所の設立をみてゐる。　保甲の編成　城區の保甲は既に完備したが、各鄉はいま尙編成中である。昨年七月末に於ける保甲數は城鄉を通じて既に編成を了したるもの百三十七保、千三百四十八甲、一萬四千〇六十四戶、五萬六千三百九十人である。

經濟　產業合作社　一昨年十二月成立と同時に各鄉にも支社を置き事變後の紊亂した經濟の指導に當つてゐる。　商業　比較的顯著なるものは牛買業で、一昨年冬季に營業を開始以來相當の發展を示してゐる。次は繭買で本年春季に於ける營業成績は六千二百餘擔、總價格四十餘萬元に達してゐる。

救恤　事變以來難民は非常に多く、縣公署は一萬六千餘元を支出してこれが救濟に當りつゝある。尙友邦に於いても昨年末には多額の米鹽を無料配給して縣の救濟に貢獻し、現在は難民も漸次減少の傾向にするや坊公署も同時に組織を完成し

ある。尙施療所は二十七年八月一日に開設して一般民衆の施療に當つてゐる。

三、武　進

二十七年一月自治委員會の成立を見るや故邱氏委員長となり、難民收容所を設立して、積極的に貧民階級の救濟を開始し、秩序漸く安定するや、また逃避民衆も歸來し、復興の曙光見ゆるに及んで、七月一日縣公署の成立を見るに至つた。

治　安

城區に警察所、城區分所を置き、四ツの門には分、派出所が設けてある。常州には綏靖獨立第一中隊の外、武裝警察隊、軍警聯合巡察隊、女子檢查隊等があり、また比較的大なる鄉鎭の東橫林・戚墅堰等には分駐所が設けられてゐる。

建　設

主要幹線の城區南北大街（大觀路—廣化門、延長千餘公尺、路幅四公尺）東西大街（延長、路幅南北大街に同じ）及び地方法院廳舍、地方監獄看守所等は現在修理中である。

教　育

城區には、縣・私立中學各一、模範及び縣立完全小學一七、縣立初級小學七一、私立小學一一、每校學生數一、〇〇〇餘人あり、尙縣立圖書館一、新聞閱覽所多數、民衆教育館は現在設備中で、其他比較的大なる鄉鎭には新聞閱覽所を設け、その數四八に及んでゐる。

民　團

大民會武進支部、中國同盟會武進分會青年團本部、武進日報、中聯社常州分社等あり、尙青年團は現在四門及び四鄉に分團設置を計畫中である。

消　防

城區に救火聯合會を設け、現在三ヶ所の救火會がこれに屬し、設立計畫中のもの城內二所、城外五所がある。

禁　烟

城區に禁烟所約三〇家を有し、その成績見るべきものあり、各鄉鎭にも同樣の趣意の下に禁煙所の設置あり、その數も相當に上つてゐる。

衞　生

城內に衞生委員會があり、警察所と協力し飮食店等の衞生取締をなし、また城公所は日々城內の掃除清掃に當つてゐる。武進縣立病院は防疫方面を擔任してゐるが、尙城內に醫員を派遣して隨時防疫注射を行つてゐる。

救　濟

武進賑濟分會が主としてこれに當り、小資本貸付、職業紹介、失業救濟に從事して居る。最近は物價の昂騰に伴ふ貧民救濟等も行つてゐる。

法　律

既に地方法院檢察所の設立を見、警察所と事務連絡を開始してゐる。最近では辯護士協會の設立をも見んとしてゐる。

商工業

南北大街の道路完成と共にこれを中心として商家の復業するもの多く、漸次舊態に復さんとしてゐる。また製造業の織物、石鹼、蠟燭、鐵工等の工廠も逐次操業開始の狀態にある。一方城內外にある織布染色工廠の裕成、鼎成、裕新等の十餘

廠は既に操業を開始し、また鄉等の手工業も復業したが供給に追はれる狀態である。製粉所は一日三千袋の製品があり、一袋六十三元でこれも供給に追はれる狀態にある。販路は長江流域はもとより遠く安徽、浙江方面に移出してゐる。

運　輸

武進縣公署が停車場に運輸代辦所を設けてゐる外、大陸、國泰、協濟等の運送店が水陸運輸に從事してゐる。

食　料

城內外の米穀商は既に買付を終つて、新米出廻りまで品不足の恐れはないが、周圍の事情により價格は昂騰し、現在相場二二圓五〇錢である。油廠、醬油廠も既に復業し、食鹽は通源鹽公司の供給を受けてゐる。

旅　館

大成、新世界清泉等大小三十餘軒あり。人力車、小車共に相當の數があり、貸自動車店も六軒ある。

娛　樂

常州大戲院、武進俱樂部、工商俱樂部杉山莊等あり。現在民衆娛樂場も設立準備中で、ラヂオの需要者亦相當の數に達してゐる。

公　共

武進電燈廠、武進電氣公司、電話交換所、水道廠等が既に運營されてゐる。

武進は未だ戰前の狀態には恢復してゐないが、復興途上を力強く歩いて居り、現有人口は十三萬餘を有してゐる。

四、無　錫

無錫は江蘇省に於ける大都市にして、太湖に臨み、風景絶佳、小上海の稱がある。不幸にして將政權の焦土抗戰政策に禍されて、この繁華なる市街を破壞したのは誠に遺憾に堪えない所である。

治安警察

二十七年春、自治會成立當時、僅か警務課に便衣の警士四十名が服務し、單なる秩序の整理に當つてゐたが、其後組織を擴充して警察所とし、警察教練班を設け、范新之所長となるや教練生の教育、城區分所の設立を實施し、北區分所及び東、西、南、廣勤の四區に派出所を設けたが、二十八年春季に於いては警察力も既に鄉鎭に及び、南延鄉の蕩口鎭、開原鄉の河埒口、萬安鄉の洛社鎭三所に分駐所を設置するに至つた。

夏季には特設警察局を設け、更に城區、北區の兩分所を改組して、第一、第二警察署とし、東部に第三警察署を新設西南兩區に分駐所を設置し、また廣勤區を三署とし、警察隊三個分隊一獨立分隊一、自轉車巡邏隊一箇を新編配置した。

縣公署方面には別に武裝警士四十名を配屬してその萬全を期し、これと相前後して城區には自衞團の組織を見、當地方の治安は確立されるに到つた。

戶口保甲

無錫は戰前二十一萬餘の人口を有してゐたが、戰爭發生後四散し、自治會成立當時の城內人口は、極めて寥々たるものであつた。其後當局の孜々たる復興への努力の結果、歸來民衆も增加し、最近の調査によると城區十八坊、四萬二千戶、

人口十八萬七千餘、殆んど戰前の人口に恢復し、保甲制度も既に完成して五家を一組とする聯保連坐法を實行してゐる。

道路、橋梁

戰後の無錫は、建設方面に於ても長足の發展を示し、他縣の追隨を許さないものがある。城中に在る和平橋、大市橋、盛巷橋、打鐵橋及北門外に在る吊橋鏊蓉橋は既に完成し、鐵筋コンクリートの橋上には自動車人力車の往來が絶えない。道路は復興路を起點として直線に北に向ひ、控江門を出て鏊蓉橋を經、西に曲り三里橋に至る全長一千八百餘公尺、路巾八公尺の道路及び復興路より南灣して風光橋に至るもの、寺巷口より崇安寺に至るもの、山門口倉橋下より縣公署門前に至るもの丶三線は工事も完成に近づき、三皇街、旱橋街、駁岸上、水曲口の四線は引續き計畫中であり、尙井戸四箇を掘鑿、市民に飲料水を供給してゐる。

學　校

元來、無錫の教育施設は相當に充實してゐたのであるが、戰爭發生後は完全に停止してしまつた。縣當局の努力の結果相繼いで復興し、現在縣立中學一、學生三八四名、縣立日語專修學校一、學生九五名、縣立完全小學三、學生一、九四九名、私立小學二九、學生一五、六六六名公立小學一、學生二二二名、合計一八、三一六名となるこの數は戰前に比較するとその差は甚だ多いが、當局の銳意なる努力により戰前の數に達するの日も近き將來にある。

農　産

一昨年秋季及び昨年夏季の收穫は相當量に達し大體自給自足の域にある。春秋兩季の産繭は春季約一千萬元、秋季は異常の繭價高（每市擔二五〇元）により一千三百五十萬元の收入を得てゐる。

商　工

最盛時に於ける無錫は、上海に次ぐ工業都市であつて、紡績七、製糸五四、毛織、織布、鐵工業等二百餘軒あり、その從業職工も十餘萬に上つてゐた。事變後は各工廠の損害も甚大で、また資本家は海外に逃避し或は上海香港等に寓居して、その大多數は復業の意なく、殘存の民衆には資力なく、失業工人の生活は悲慘なものであつた。然し中日志士はこの苦難に處して誠心よく合作し、銳意その復興を計つた。この結果として現在では紡績工廠の復業するもの二、生糸工廠は華中製蠶公司の協助の下に開廠するもの一五、小規模の家庭工業は二百七十八を數ふるに至つてゐる。

商業方面は北里を主として其他の地方に及び、相當の復興を示してゐる。

文　化

圖書館　民國元年の創立にかゝり、戰前は藏書八千餘種、四萬餘册であつたが事變の爲その五分の四が散逸してしまつた。現在は約一萬の藏書があり、館員館長共に六人、經費二百五十元を支出してその維持に當つてゐる。閱覽は月曜日を休日とし、每日の閱覽者は圖書新聞を通じて二八〇人に達してゐる。公園　城中公園は約三十年前清末の創設にして、面積は約四町歩、園内には嘉會堂、清風茶墅、地上草堂、天韻堂、多壽樓、九老閣等の

建物及び築山、池等があり、設備は完備の域に達してゐる。事變後も何等の損害なく舊態を保ち、現在園丁三人、警士三人がその保持に當つてゐる。體育場　民國七年六月の創立、西門外の棉花巷にあり、倉庫を改築したものである。面積は約一町五反歩、事變當時被害を蒙り殆んど原形を止めず、目下縣公署に於いて鋭意修理中である。公共娯樂場　事變前は、中南、無錫、慶陞、中東、中央、耀記、新聲、振興等八ヶ所の戲院があつたが、事變後は、中南、慶陞を除く外全部復業し、更に和平遊藝場の增設があり京戲及び錫文戲を上場してゐる。

文化保存委員會　事變前は歷史博物館が一ヶ所あり縣教育局の管理下にあつたが、事變に際し藏置物件は四散してしまつた。公立醫院　事變前縣立病院の設立計畫があつたが成立直前に事變發生しその具體化を見ず、事變後これを隔離病院とし、院長外醫師三人を配屬、經費一ヶ月八百七十元を支出し民衆の施療に當り、外來患者數は每日四十人內外である。

文化團體　以前には縣教育會があつたが、事變當時家屋が破壞されてしまつた。事變後は維新青年團を縣公署にて組織し、現在會員約二百人を擁してゐる。また倶樂部を設け體育、教育、娯樂、武術等の研究機關としてゐる。

孔子廟、戰時の影響を受け荒廢してゐたが、自治會成立後これを修理し、目下縣公署がこれの管理に當つてゐる。

五、蘇州

建設

蘇州は他の諸都市に比較して戰爭に依る被害は極めて輕微であつた。二十七年七月吳縣公署が設立され、黨政權當時の計畫一切を引繼ぎ、護倫街南段、齊門大街、婁門大街、鳳々街、臨頤路、廉溪坊巷、松木板場、十全街、學士街、新學前等の十大幹線路（事變前路幅擴大、路面舖裝を計畫未完成のもの）を完成し、事變後に於いては寒山寺門前に達する寒山寺馬路、金獅河沿岸の路面及び書院巷の路幅擴大等を計畫し、既にこれが完成を見てゐる。

橋梁に關しては城內欽馬橋の改築、蘇—崑、蘇—常、蘇—錫各公路上の橋梁修理を完了した爲、市內外の交通利便は戰前を遙かに凌駕してゐる。二十八年六月一日、江蘇省建設工程所が設立され、城區建設の施行計畫は當該工程所が擔任する事となつた。二十八年下半期には十六工事計畫が發表され現在施行中のものは、幹線道路を蛇門、城門間に開設、新胥門、萬年橋間の幹線の測量並に開設工事、城壁破損個所の修理、飲料供給のための井戶水の調査等である。

教育

教育の復興に就ては之を三段階に分けることが出來る。卽ち第一期は前自治會學務處時代及び縣公署成立直後で、この間に設立された學校數は城區小學一〇（完全小學六、初級小學四）學級數六〇、學生三、〇三七である。第二期は第一期の小學生の向學救濟を圖つた時でこの間中學一が設立されてゐる。第三期は以後

現在に至るまでの間であつて、この期間は專ら既設學校の內容の充實及び教員の資格檢定に重點が置かれてゐる。

現在の狀態は縣立小學三六（內完全小學一四、初級小學七、短期小學一〇、其の他五）學級數一五七、學生八、九二五、坊立小學七、學級數二七、學生一、三一七、私立小學三七、學級數一九六、學生數八、〇〇四四、合計八〇校、學生九〇、二八六この外蘇州中學があり學制は五年、現在四〇〇人の學生がゐる。また現在計畫中のものは女子中學の設立で、これは吳縣知事の奔走の結果、華中蠶絲公司より二萬二千元の支出を受け、近く振華女子中學の舊校舍を使用して開校の運びになる筈である。

蘇州の繁華街觀善路

省立圖書館　事變前公園內に吳縣立圖書館があつたが、事變に際し內部藏書四散し房屋の破損も甚だしく使用に堪えなかつた爲、藏書を整理補充すると共に房屋を玄妙觀中山堂に移し、省立圖書館と改稱し、民衆の自由閱覽に供してゐる。

人口

縣公署最近の統計に依れば城區七八、八八四戶、人口二七九、七二四人、城外の二十鄉區を合すれば人口約一、〇〇〇、〇〇〇人と謂はれてゐる。

農村

稻作試驗場　現在復興したるもの西郭橋分場一ヶ所、農場苗園及び農事機關は現在銳意復興計畫中である。

農村改善事業　二十八年以來耕作技術の改善優良品種苗の配給、病害虫の驅除方法の指導等を行ひ生產增加を計りつゝある。

耕牛の保護　事變中耕牛の被害甚だしく農村復興を阻害すること尠からざるものがあつたので、これが保護育成を目的として耕牛保護規則を制定、農民の自由賣買、亂屠殺を防止してゐる。

農村金融機關　質舖は農村に於ける普遍的金融機關であるがために、事變後の農村疲弊に鑑み、縣費七萬元を中央の許可を得て支出し農村民衆の需要に應じてゐる。

養蠶業　事變前は繭價の低落のため養蠶業は萎靡振はなかつたが、事變後は繭價の昂騰により蠶業に轉向するものが續出、これと同時に蠶業取締所を設立、實地の指導と監督に當つたので益々增加の傾向にあり、農村副業として重視すべきものがある。一昨秋は蠶種二萬枚の掃立があり相當の成績を示してゐたが、昨春は原蠶種の製造を計畫して蛾五、七〇〇

を育成し昨年秋季及び本年春季用の原種の製造に從事してゐる。

昨春に於ける蠶價は改良六五元、土種四五元（何れも一市擔）秋季は九〇元前後であつた。尙昨年度に於ける取締及び指導として、各原蠶種製造所の種蛾養成の取締及び原蠶種の試驗桑畑の指導、收繭時に於ける繭市場の經營、生繭の處理を行ひ來つた。

商業

治安の恢復と共に歸來市民は增加し商業も活氣を呈するに至つたが未だ幾分の不備等のため、聊か畸形的發展狀態は免かれ得なかつた。爾來二ヶ年、上海その他に逃避して機會を見てゐた市人も漸次歸來復業するに至り、商業は軌道に乘り戰前の狀態に復歸しつゝある。未だ總商會の成立は見ないが、各業別公會は縣の指導の下に漸次組織せられつゝある。

飮食料理店　最近の調査に依れば總數約二〇〇餘軒、種類別にすれば酒樓、珈琲店、食堂の三種で、酒樓には味雅、新亞等規模大なるものを一級とし、三鮮、吳宮を二級、一品香、大新等を三級としてゐる。其他にも老丹鳳の如く『古調』を看板にしてゐるものもある。珈琲店は戰後の新興事業であつて一時は繁榮の極にあつたが現在は振つてゐない。また特殊の存在として日本人經營の料理店があり非常な繁榮を見せてゐる。

旅館　復業及び新開せるもの全市を通じて一二〇餘軒。

金融　戰後蘇州の金融は紊亂その極に達してゐたが華興商業銀行蘇州分行の設立、蘇民銀行の開業に依つて金融の不便は緩和されるに到つた。また錢莊の復興も相繼いで增加し漸次明朗化しつゝある。

米油糖茶　米價は運輸機關の不便に依り昂騰の一途を辿り一時は二〇餘元に達したが、新米の出廻りと共に下押し傾向にある。醬油は平穩、油類は品薄のため昂騰甚だしく胡麻油は每擔六〇元、落花生油三五元、大豆油四六元、種油四〇元を唱へてゐる。

また砂糖も品薄のため昂騰を續けてをり市中價は白三元、赤二元、水糖一元五角で砂糖飢饉を現出してゐる。茶はもと〳〵福建・安徽・杭州等の產地より供給を受けてゐたものであるが、交通の不便に依り品薄、昂騰の一途にある。殊に龍井の如きは品不足で市中に皆無の狀態で、市中相場は建旗槍、白旗槍每四角八分、紅梅、雀舌六角四分、紅茶四角八分、銀針君眉一元二角八分、紅白壽眉一元六角、雨前龍井、碧螺春芽二元四角である。

織物紙石炭石油　織物類もまた昂騰を續け、特に羅紗類の昂騰は甚だしく、一方では紙類も同樣の狀態にあり最近まで一聯七、八元の新聞用紙が現在は三〇元に昂騰してゐる。石炭は殆んど市中皆無の狀態であり石油も同じく需用の旺盛と品薄のため新記錄の高價を現出してゐる。

煙草染料金物　煙草製造は大小六十餘家あるが、組織、資本は不明で確數を得るに困難なるも、各品を通じて約千箱以上と推察される、外貨は現在品薄の狀態にある。染料顏料は一時平靜を保つてゐたが最近はまた昂騰氣配を見せてゐる。金物も在庫品の出拂ひ、入荷困難となり在貨は缺乏するに到つて、必需品の鍵、

鎖等は倍額以上の昂騰を來たし、殊に硝子釘等の缺乏甚だしく釘類は手工業に依つて品薄をカバーしてゐる狀態である。

企　業

蘇倫紗廠　戰前蘇州第一の工廠であつたが戰後日本方面で改組使用してゐる。

電氣廠　資本金四百萬元、殆んど戰前に恢復してゐる。大和麵粉公司　資本金三百萬元、戰時殆んど損害を受けず戰爭西移と共に復業し現在に至つてゐる。鴻生マッチ公司は一部の操業を開始してゐるが製造高は極めて少量である。

六、吳　興

行　政

二十六年十一月治安維持會の成立を見たが、成立當時の維持會は組織極めて簡單であり城內の整理、整頓にあたつたが、その後營々努力二ヶ月にして治安も漸く定まり人民も歸來し復興を見るに至つたので、二十七年一月十六日自治委員會を組織、越えて同年十一月一日正式に縣公署の成立を實現するに至つて一切の行政機構は軌道に乘つてゐる。

財　政

財源は專ら地租と營業稅に依つてゐるが未だ營業稅は商家の負擔力弱い爲に、一般徵收の域に達してゐず、また徵稅區域も目下は城內に限られて各鄉鎭には及んでゐない狀態である。　營業稅　地方稅は二十餘種の多きに達してゐるが、省稅の徵收を開始した以外殆んど徵稅を開始してゐない。最近先づ地方稅の徵收は消費關係より着手する事とし、飮食料理業稅、屠殺稅、人力車稅の徵收を開始したが、月收は五〇〇元前後であり、引續き店鋪稅も徵收の運びに至つてゐる。

公產　本縣の公產は前政府當時一再ならず公賣に附したので、現存公產は極めて少數であるのみならず、戰後公私混淆、公有財產證は四散しその識別困難のため委員を特派して調査整理に當つて居る。既に調査濟公產十餘ヶ所は賃貸或は公用に供してゐる。　官營事業　前項諸收入は極めて少額であつて生產の充擴を計るに足らないので、農業工場を賃貸して經營しその不足をおぎなつてゐる。昨年下半期には生繭二七〇、〇〇〇萬元を購買し、生絲三八〇擔を製造、每擔一、三〇〇元に賣却して四九四、〇〇〇元の收入を得、また屑物賣却代三三、〇〇〇餘元あり合計五二七、〇〇〇元の收入を得るに至り、經營一切及び繭償を控除して一七〇、〇〇〇餘元の純益があり、現在に於ては船舶、自動車、電話等の事業も若干の利益を得てゐる。

補助費　補助費は本縣に於ける第二の財源である。警察費交付金每月一七、〇〇〇元、縣行政費每月一、八〇〇元監獄費六〇〇餘元、每月合計交付總額一九、四〇〇餘元である。以上の內警察費は月每の支給により、その他の補助費は地方稅徵收後に支給される事になつてゐる。

公　費

行政費　行政費は縣公署及び復興委員會の經費を包括し、縣公署經費は三、四〇〇餘元、復興委員會費は一、一〇〇元

餘である。　教育費　本縣には小學一〇、模範小學一、日語學校一があり每月約六、〇〇〇元の經費を要し、社會教育文化團體補助費及び宣傳費等約二、〇〇〇元である。　財政費　本縣は未だ全體的に徵稅事務を開始せず、財務費の使用も極めて少額である。卽ち金庫費三〇〇元、徵稅費二〇〇餘元の支出がある。　衞生費　縣立病院その他の經費八〇〇元、また夏季（三ヶ月間）防疫費として二、〇〇〇餘元、汚物收拾、清掃費六〇〇餘元、衞生委員會費一〇〇元で總額三、〇〇〇元前後となつてゐる。　救恤費　救恤費は救濟院經營、授産所及び救恤材料費等を包括して約三、〇〇〇餘元、その中授産所の經費が最高で約二、〇〇〇餘元を支出してゐる。　建設費　戰後道路橋梁の破壞甚だしくこれ等の修理經費は昨年下半期に約一〇、〇〇〇元を要してゐる。　警察費　每月の經費一五、〇〇〇元で戰前に比すれば、倍加してゐるが、その原因は戰前は水上警察の經費は省の負擔であつたからである。　自治費　四鄕未だ自治の域に達してゐないので自治經費は極めて少額である。　其他　その他の經費支出及び臨時費約三、〇〇〇元を必要としてゐる。

以上を綜合するに本縣の經費は月額約四〇、〇〇〇元、收入は公營事業の收益を最高とし補助費は之に次ぎ、その他の收入は極めて少額であり、支出は警察經費を最高として教育費これに次ぐ、公益事業は現在好況にあるが絲價の暴落等により不況に落ちた場合、本縣の財政は誠に憂慮に堪えない處である。

警　務

事變後の秩序紊亂の際、最も緊要なものは秩序維持に任ずる警察機關である。その機關が始めて設立されたのは二十七年春であるが、當時は人心未だ安定せず、形勢觀望のもの多く、進んで警士となるものは極めて尠なかつた。故に警察局の規模も小さくその警察力も極めて微力なものであつた。其後自治委員會の孜々たる努力の結果、前水警隊長の協力を得るに至つてその機構は漸次充實し、二十七年三月に水巡隊の成立を見た。爾後治安も恢復し、省行政も軌道に乘り警察力もまた充實するに至り、現在は既に城內三ヶ分所十二ヶ派出所、警官約五〇〇名、これが經費は一三、〇〇〇餘元である。

自　治

自治會設立と共に保甲を組織し、歸鄕者に對しては戶籍證及良民證の二種を發行し、城內住民には良民證を、城外農民の入城に際しては戶籍證を佩用させて治安攪亂者の入城を防止した。其の後城內隣接の月河、愛鎭二鎭を合併して新湄鎭を編成し、鎭長を任命して戶口調査、保甲編成に着手せしめた。また一方には各鄕治安維持會を逐次委員會に改め、縣公署設立への準備とし、現在に於ける各鄕村の自治委員會は既に十ヶ所に達し、保甲に關しては新湖、大通、倉石三鎭は既に組織を完了し、南門外は現在組織中である。

司　法

自治會時代は、司法科に於て城區の司法事務を處理してゐたが、人口の增加に伴ひ訴訟事件も增加して來た爲、獨立裁判所を設立してこの處理に當ることゝした。然し二十七年十月縣公署成立と共に之を司法處と改め更に昨年六月十六日吳縣地方法院と改稱した。

稅　務

二十七年三月一日、自治會成立と共に貿易局を設け輸出入貨物の徵稅に當り、米穀、食鹽に關しては糧食管理局をして辦理せしめ、四月七日徵稅局成立するに及んで貿易局を廢止し、局內に貿易課を設け、更に四月二十二日徵稅局の改組に依つて貿易課を廢止した。四月二十日より屠殺稅及び茶館稅の徵收を開始。また同二十一日より潘公橋、大錢鎭に徵稅分所を設けたが、當時の徵稅額は月四、〇〇〇元內外であつた。

十二月十日蘇浙皖稅務總局湖州分局成立するに及んで印紙稅及び輸出入稅の徵收を開始したが、二十八年一月三十一日徵稅局を廢止し、これと相前後して鹽に對する徵稅機關を確立し、通源鹽公司及び兩浙區鹽事務所がその任に當ることゝなつた。

救　濟

救濟院　現在收容人員七〇餘名、育兒所、養老院の添設計畫がある。　授產所　昨年四月成立するや紡絲、織布、籐工玩具、製繩の六部を置き、現在男女工人九八名、織機一二架、紡機二四架、每日平均布一二疋、糸七二斤、籐器七八件玩具六七件の製品があり、昨年八月十日には感化部を增設して、失業游民を收容してゐる。　公設融資　二十八年四月十六日縣公署內に融資所を設立し、一〇、〇〇〇元を支出して失業商人の救濟に當つてゐる。融資方法は甲三〇元三ヶ月返還、乙二〇元二ヶ月返還、丙一〇元四〇日返還、丁五元一ヶ月返還、利息なしとなつてゐる。　典當（質屋）戰前は六、七軒の質舖があつたが、戰後損害甚だしく復業の見込み立たず、故に縣當局は二〇、〇〇〇元を以つて官民合資の質舖を開設して、庶民の金融に當つてゐる。

教　育

初等教育　完全小學七、初級小學一、職員八一、學生三、三二九、南濤區小學三、學生四五〇。　教育費　教育行政費二七四元、事業月額四、四八四元。

私塾　現在三二、學生八〇〇、每月二〇乃至三〇錢を學生より徵收して經費に當てゐる。　社會教育　現在實施中のものは民衆閱報板、民衆學校、通俗圖書館、公衆ラヂオ等である。

工　商

戰前は各業を通じて約二、八〇〇戶の商家があつたが未だ錢莊及び大企業は尙復業せざるもの多く、小商賣家は戰前より增加して約三、〇〇〇を算してゐる。工業方面に於ては、織布廠が大體復業して居り、規模比較的大なるものでは電氣會社官營製糸場等であり、電氣會社は現在從業員八〇、發電六、〇〇〇、官營製絲場は二十七年五月に成立して、現在職員八四、職工八九五、日產約二擔の生產能力を持つてゐる。また二十七年十二月には電話局を開設するに至つて現在相當の

架設數がある。

法　團

縣公署には復興委員會、米價評議會衞生委員會等を設置して、縣公署の諮詢或は決議機關としてゐる。民衆團體は大民會吳興支部、日華親善團、青年團、國防婦女會等があり、それ〳〵の任務に服し、各業は共に同業組合を組織してその發展を期してゐる。

建　設

農業　昨年度の早稻は比較的良好であつたが、晩稻は入秋以來の氣候不順と病虫害の影響を受け作柄思はしくなかつた。

蠶業　昨年春季には蠶種五〇、〇〇〇枚の配給を受け、また秋季には一〇、〇五〇枚を購入して各農家に配給したがその收繭成績は原蠶種の不統一と育成の知識缺乏のため成績不良であつた。

諸工事　水波村港及び廟場港の運河は久しく修理せざる上に、一昨年夏季山崩れがあり交通は杜絶してゐた。そのため住民は飲料水の運搬、田畑の灌漑を阻害された事甚だしかつたので、昨年一月自治委員會主任は工事を起し公署より四一〇元の補助を得て三月末にこれが修理を完成した。また城壁の破損個所多く治安に關係すること甚だしかつたので九八四元を支出して昨年七月末にその修理を了つた。又戰後橋梁土管及び路面の破損甚だしく交通上不便が多いので昨年九月一日工事を起し五、六〇〇元を以つて十一月末全長二十公里の修築を完成した。

交　通

陸路交通　蘇—湖、嘉—湖、京—杭等の公路交通は戰後殆んど停頓してゐたが、縣公署は本年春一五、〇〇〇元を以て大型バス一輛を購入し湖—杭間の運轉を開始した。然し湖—杭間の交通思はしからざるため長—湖間に改めた。

市內交通　市內交通は大體人力車に依りつゝあるも、車數は約二〇〇輛あり。

水上交通　縣營船舶局が汽船を以て湖蘇間の交通に當て、その營業狀態も昨年以來自立可能の域にあり、現在該局に於ては交通の强化を目論み、蘇州瑞祥輪船公司と協定して運航回數の增加を計つてゐる。

戶　口

現在城內人口は戶數一四、〇〇九戶、人口男三四、九六七、女二五、六二三、總計六〇、五九〇人である。

經　濟

本縣は本來生糸の產地で浙西に於ける富有地であつた。故に戰後の恢復も他に比較して速かであり、現在既に蠶業、農業、毛筆其他の產額は約八〇〇、〇〇〇元以上に昇つてゐる。

新　聞

戰前は十一の新聞社があつたが、現在は湖洲新報社だけで四頁紙を發行して更生言論界の意氣を示してゐる。

衞　生

二十六年冬戰事の西移後、醫院の開設もなく人民は困却してゐた。その爲治安維持會は吳興診療所を設立し、二十七年二月自治會成立と共に該所の組織を擴大强化して吳興醫院と改稱、每月補助金一〇〇元を受けて越えて二十八年一月一日之に縣立病院として產科、外科及び、手

術室試驗室の設備をなし、入院患の需要者にも應じてゐる。

七、長興

長興の產業、文化は事變に依つて大方毀損されたが、中日當局の誠意合作、復興に努力した結果相當の成績をあげてゐる。

平和を取戻した崑山の農村風景

治　安

殘居してゐた匪賊に對しては綏靖部隊と友軍の討伐掃蕩の結果、地方治安は漸次明朗化し、水陸の交通も常態に恢復し商工業の發展著しきものがある。

行　政

縣公署は二十七年十二月一日成立したのであるが、其後依然として人材の缺乏、財政の逼迫により進歩は遲々たるものである。

財　政

財政確立に鋭意努力中であるが未だ見るべきものがない。

教　育

小學教育を中心として學校の復舊に努めつゝあるを以て、最短期間內にその實現も見るに至るであらう。一般人のためには昨年九月一日施療所を設け診療を開始してゐる。

八、崑山

崑山は損害甚だしく、市內建築物、公路、橋梁は殆んど破壞されてしまつた。一昨年縣公署成立以後、友軍の協助下に公路橋梁の修復、市街の整理に鋭意努力し來つた結果、漸次完成の域に至つてゐるが、これ等公路の保衞のためには沿線鄉村には公路愛護村を組織して居る。また水路も各路線は殆んど復舊し、隣縣の蘇州、常熟、太倉、青浦等は完全に戰前の狀態まで回復してゐる。その爲に城內の人口も日に增加し、市容も整備して明朗崑山の氣運が漲つてゐる。

治　安

事變の被害は甚だしく、城內家屋の損傷極めて甚大であつた。特にこの地方は盜匪多く、人心は恐惶し、秩序混亂の極に達してゐた。そのため縣公署は成立後、鋭意治安の回復、難民の救濟に努力した結果、地方の秩序漸く恢復に向ひ人心も安定したので、先づ鄉區の治安及び民衆

の自衛能力を充實せんと、省制定の自衛團組織規程を基礎として各鄉村青年を糾合し、これを積極的に訓練して治安維持の基礎的組織としたが、現在團數は三十二を數へてゐる。最近は綏靖隊の駐屯、武裝警備隊の配屬があり、地方治安の强化は益々增加してゐる。

また鐵道沿線には愛路會あり、自衛團と協力して、匪情の偵察、匪賊の肅淸を圖り、日夜巡羅隊を派遣しては道路、橋梁、河川、電線の保衞に當つてゐる。水上治安に關しては船舶登記處を組織して船舶の監視に當り、縣內各區の保甲制度は殆んど完成を見、縣政遂行に協力してゐる。

警　政

縣內各鄉村には分所、分駐所を設けてゐるが、經費の關係に依り未だ萬全を期し得ないので、多數の人口を擁する鄉村に於ては經費を自ら負擔し分駐所の設立を請願するものもある。現在城內の分所は勿論、四門にも派出所を設けて出入者の檢問に當つてゐる。

經　濟

附近の治安漸く恢復するや人口も常態に復し、昨年七月末に依ると三、三六四戶、一五、一二五人となり、市面も恢復して最近には總商會の組織を見やうとし、また大規模な民營工廠の計畫もある。

九、吳　江

友軍が吳江に入城したのは二十六年十一月五日であつたが、當時は治安も、全く紊れてゐた。十日の後には治安も漸く緖につき友軍の協力の下に市面の復興に努力し、二十七年一月五日には治安維持會の成立を見るまでになり、江蘇省政府が成立した一月七日には直ちに維持會を吳江縣公署に改組することが出來た。

人　口

吳江の人口は事變前は約五〇〇、〇〇〇であつたが、現在は既に治安も安定し、避難民も復歸等したゝめ農村の復興も大體戰前の狀態に復してゐる。

治　安

本縣の治安は事實上その維持は極めて困難である。それは昔から盜匪出沒の地方として有名な太湖に臨んでゐるからである。然し程萬軍の歸屬以來漸く改善の緖につき、また一面友軍の協助に依つて盜匪の橫行も減少しつゝあるを以て、久しからずして吳江の明朗化も實現される筈である。

商　業

本縣の商業は市內に集中せられてゐず、城外の盛澤、震澤の如きは生絲の製產地で年產數百萬元に達してゐた。同里、蘆墟は米麥の產地としてこれまた年產數百萬元に達し全縣人口の半數以上はこれに依つて生活してゐたのである。二十七年五月、吳江自治會の調査に依るも當時に於て既に各鄉の產業は大體半數は復興してゐると公表されてゐる。

教　育

本縣の教育機關は現在縣立中學一、小學校二三、學生六、七〇〇餘、經費六、

○○○餘元、最近吳淸、開弦弓、戈小廟蔣家港に小學校開設の運びに至つてゐる。社會教育方面に關しては現在圖書館一、民衆館一がある。

交　通

戰前の交通は非常に發達してゐた。卽ち蘇嘉鐵路及び公路、嘉湖公路運河は縱橫に通じ、杭、湖、蘇には直接の航路があつた。事變後第一に開通したのは蘇嘉鐵路で、蘇嘉公路も大直自動車公司の手に依つて相前後して開通し、水上の交通も最近は殆んど戰前の狀態に復歸してゐる。また最近江同公路、平黎公路、江庫公路の開通を初めとし、各地間の交通は更に利便の度を加へてゐる。

一〇、常　熟

本縣もまた今次事變によつて全縣の四十五%が灰燼と歸したが、維新政府の成立に先だち友邦の指導下に成立した自治委員會の積極的努力に依つて逐日復舊の歩をはこび來つたのであるが、これが情況は大略左の如くである。

民　政

自治委員會は成立と同時に、今次事變によつて家産を失へる難民の救濟を第一義とし、これが工作に着手し、先づ難民收容處を設け禍に苦しむ住民を救濟することゝなり、約半歲に渉り專ら衣食の給與並びに復業斡旋等を行ひ、概ね所期の目的を達し、難民收容處を廢止して別に救濟院を設置し、僅かに老若、不具の據るところなき者のみを收容してゐる。

更にまた縣當局は庶民の金融梗塞の現狀に鑑み、小資本の貸出、農產物の增加を計る外、遊民習藝所及び育嬰堂等を設け救濟の完璧を期してゐる。

治　安

地方の治安は日と共に舊に復し、事變前に劣らざる成績を擧げ安居樂業の色は逐日その度を加へつゝある。城內の治安は頗る良好で何等憂慮するところを認めず。軍警備隊、常熟地區綏靖隊及び縣警察隊（南門分署一、二、三、四分駐所）武裝警察隊等が配置され、各城門には憲兵、警士、女檢查員が出入者を嚴重に檢問をなしてゐる。故に警備は極めて嚴しくはあるが、固より住民の福利を中心としたものである故に、至極圓滑に行はれてゐる。又城外に就ても滸浦、鹿苑等重要地點にはそれ〴〵友軍警備隊或は警察分署が置かれてあり、城內の治安に比して何等遜色はない。

自　治

當初は全省を八區に分け自治を行つたが、管理上種々不便な點を生じた爲、更にこれを細分して十五區とした。其後省令によつて該區制が廢止されるに至つたので、新に土地の有力者を以つて自治工作を分擔せしめ、保甲制度を採用し、傍ら良民證を發給してその安居樂業を保障することゝなり、城外各地區にもこの制度を適用する事となつた。

教　育

一時亂脈に陷つた教育も、自治會の成立と共に誕生した學務所によつて更生した。未だ豫算關係によつて充分の工作を見るに至らないが、先づ小學校一六、初

級小學校五七、代用小學校七の復興に成功し、昨秋の學期始めには更に初級小學校一七の恢復を見るに至つた。また小學校卒業生の向學心を阻まざるやう縣立中學校、私立民德中學校を恢復した外、特待生制度を設けて優良生徒に對して學費の縣負擔を爲してゐる。この外教育施設としては私塾三三、補習學校四、縣立圖書館、通俗講演所等あり、目下計畫中のものに民衆教育館、縣立公共體育場の恢復等がある。

以上の教育事業の進展に就いては、最近來縣した省視學官がその進捗の著しさに讃歎の辭を惜しまなかつた程である。

建　設

常熟の進展は最近數年來頗る顯なるものがあり、江南航路、交通路の開通をはじめ、錫滬、蘇常兩公路の開通等、水陸運輸の便利と相俟つて市政繁榮に貢獻するところ多大であつたが、これまた兵變に罹つて重要建設物は大半破壞された即ち、縣公署は公路の重要性に鑑みて、橋梁路面の修復、道路下水の改築を圖り、また市民の保健的見地よりして、新公園を設け花壇造園に意を注ぎ、戰禍に虐げられたる市民の心を慰問すべく整備を急いでゐる。

財　政

當初先づ貨物の通過稅を徵收し次いで田租を定めたが、一昨年四月に至り交通不便と治安の未恢復から貨物通過稅の徵收に困難を感じたので、更に各地の倉庫にも倉庫稅を課すことゝし、また營業、印紙、酒煙草等を各稽征署をして徵收せしめた。其後治安の恢復に連れて縣公署は雜稅所を設け專ら仲買稅、屠殺稅、家屋稅、車輛稅等を徵收した外、田賦稅を設けて田租の外、糧食にも賦課するに至つた。昨年は土匪による被害地、例へば東張、吳注等の各地はその實情に鑑みて田租、糧食に對する徵稅を斟酌した。

經　濟

由來この地方は物產豐富にして農工商共に發達し、東南唯一の富有の地と云はれてゐたが、兵變による損害も亦實に甚大であつた。然し住民の協力一致したる復

一一、金壇

金壇に蟠踞してゐた黨軍が、鎭西に去つたのは二十七年舊歷十月二十七日であつた。以後在鄉有識の士は友軍協力の下に蹂躙された殘局の整理に、また治安の維持に努力の結果、漸く秩序も安定し、各種事業も恢復して新金壇建設の事業も緒につくに至つた。

政　治

戰爭西移直後、殘留有志は地方有力者と協力し、自治委員會を組織して治安の維持に當つた。以來秩序も漸次定まり、各種事業も復興の氣運に向ひ活況を呈するに至り、越えて昨年七月五日、縣公署の

成立あり、政治の基礎も玆に確立することになつた。

財　政

金壇は僻地に在つて、戰前に於ても產業の見るべきものなかつた。自治會成立後もその經營は依然困難で、地方稅の補助に依つて辛うじて賄つてゐる始末であり、縣公署成立後も殆んど省政府の補助に依つて諸經費を支出し來つた狀態である。

教　育

現在城內に縣立中學一、完全小學二、初級小學二、鄉村方面に初級小學二、學生數一、八五〇、その總經費二、二七二元である。

建　設

道路の破壞甚だしく現在自動車が通行してゐるのは南京・金壇間、金壇・丹陽間のみである。市內方面は橋東及び橋西の市場が小賣業の集團販賣所となつて居る程度で、電燈の復舊、縣商會の組織、養蠶業の改良等は現在進行中である。郵便局も既に開設は見たが交通の關係でその機能を充分に果し得ない狀態にある。

自　治

自治會當時は保安隊と稱してゐたが、縣公署成立と共に警察所と改稱、城鄉の各重要地點には分駐所或は派出所を設け檢察防犯に當つてゐる。最近は警士の增加のため特に訓練班を設け、一般青年より募集し入所訓練してゐる。

工　商

市面既に復興の途上にあるが、大資本の開店するもの未だなく、小資本の小賣業者が一般の需要に應じてゐる程度である。

一二、杭　州

本市は浙江省政府の所在地で、また江南に於ける要衝であり、景勝地でもある。水陸の交通は發達してゐるため物資の集散も此處を中心として行はれ、人口また稠密であつた。然し民國十六年以後は黨政府の施政宜しきを得ず、生絲農產物は慘落し加ふるに依然とした苛斂誅求は止まず、產業は悉く萎縮して不況の風が滔々と吹き捲つてゐた。八、一三以後は殊に甚だしく杭州は殆んど死の町と化してゐた。友軍杭州灣に上陸するや杭州保衞の黨軍は一戰を交へずして退却、その退却に際しては放火、暴行、掠奪を行ひ、友軍入城當時は殘留僅かに二、〇〇〇人、萬目荒凉たるものがあつた。杭州陷落の前夕に至つては官民は逃避して負責の人なく、無賴の徒は機に乘じて掠奪暴行の限りを盡し、その騷擾は前代未聞であつた。治安維持會成立後も吳越同舟、良木不齊、毀譽相半ばして治安の見るべきものがなかつたが、以後四ヶ月陳氏出でゝ任に當るに及んで治安も緒につき、漸く警察を組織するに至つた。續いて治安維持會を自治會に改め、警察も前公安局の組織を參考として改組し、その內容の充實を期した。これによつて地方の治安も漸く定まり、人心の安定を得たので更に保甲の確立に力を注ぎ、既に城內はその組織完成を見てゐる。

人　口

杭州市昨年末の人口は二九九、七六六（戸數六八、四六六、男一七七、四一八、女一二二、四三八）全市を七區分に分ち各區に責任者を置き區内の治安に當らせてゐる。

教　育

自治會成立後始めて教育の復興をみるに至つたが、當時は中學、補習學校各一、學生五〇、小學校五、學生八〇〇餘人經費一、〇〇〇餘元であつた。續いて杭州市政府が成立するに及んで、二十七年上半期に小學一三、中學一の學校を開設したが、更に私立小學の設立を奬勵の結果、私立三校增加を見、二十七年下半期に於ては華中蠶糸公司の補助月額五、〇〇〇元を得て、更に學級數三六を增加した。現在杭州に於ける學校は省立模範中學一（學生男二一一、女一〇〇）市立中學一（學生男三六七、女一四九）市立小學二二、私立小學三八、短期小學三一、幼稚園一（學生數男九、九五〇、女四、〇八五、職員數四二六人）となつてゐる。

衞　生

現在市立病院一、設備は完備に近く患者一〇〇人乃至一五〇人を收容し得。この外傳染病院一、私設醫院一があり、最近同仁會醫院が開設され無料診療に當つてゐる。

建　設

黨軍は敗退に際して一切の建築物公營事業を破壞し去つた爲、戰後使用に堪ゆるものもなかつた。然し復興事業は一日も忽がせにし得なかつた。友軍の協助を仰ぎ先づ電燈の復活をもくろみ、艮山門電氣廠を修理し住宅及び店舖に限り送電を開始した。更に市當局に於て製糸場を開くに及んで電力の需要も多くなつたのでその增加を計り、最近に至つては動力用にする送電も開始するやうになつた。

水道の供給も華中水電公司の手に依り給水を開始し、また同公司に依つて長距離電話及び有線電話電報も開通されてゐる。

救　濟

職業紹介所及び融資所を設け市民の救濟に當ると同時に、農村救濟の目的を以つて蠶農に織機一臺につき八〇元程度の融資を行ひ絹布の生產を奬勵してゐる。

一三、嘉興

嘉興は戰前生糸、米、紙等の生產地で相當の繁榮を見せてゐたが、事變發生後多くのものが破壞しつくされて萬目荒涼たるものになつてしまつた。然し友軍入城後その協助に依り、漸次治安も恢復し復興への一路を辿つてゐる。

警　察

二十六年十月地方有志に依つて治安維持會が組織されたが、二十七年四月、維持會を廢止して自治委員會を組織し、越えて十月浙江省政府の成立に伴ひ縣公署に改組し、總務、財政、教育、建設の四科を設け、緩急に應じ分別復興を計畫して、道路の開設、難民の救濟、保甲の編成、身分證の發行、小額資本融資所の開設に當つた。警察方面は最初僅かに警察局一所であつたが漸次分局を設け、また

之を警察所に改め現在は城北、城中、城南三分所及び派出所四所を置き、治安の維持に當つてゐる。

教　育

既に成立を見たるもの完全小學七、鄉村小學三、兒童五、〇〇〇餘。

復興成つた蕪湖の市街

衞　生

警察所の指導に依り城區に四衞生組合及び城北に八民間組織があり、衞生事業を擔當してゐる。

團　體

大民會支部があり會員一、五〇〇餘を擁して民衆の福利增進、難民救濟等に努力してゐる。

商　業

小額資本經營の商店が多數を占め、最近では各業同業組合の組織を計畫して居り、最近の調査によれば、大小店舖一、四〇〇、工廠二を數へてゐる。

人　口

昨年七月の統計によれば、店舖一、四六六、住宅四、八九一、人口男一五、一八二、女一二、〇六三で前月に比して一、七三三人の增加を示してゐる。

交　通

本縣は東は平湖、南は海鹽、東北は嘉善、西北は海寧に接し、また水路は四通發達して居り他の交通機關も漸次復舊しその便を加へつゝある。

一四、蕪湖

蕪湖は兵燹後地方の秩序異常に紊亂し住民は四散して殆んど無人境を現出してしまつたが、維新政府の成立後、地方治安漸く安定するに及んで中央維持會を組織し、續いて蕪湖自治委員會と改稱、昨年一月二日縣政を確立するに至つた。

警　察

蕪湖自治會時代は警士を募り自警團を組織して市內及び交通の治安維持に當り、更にこの組織を基礎として蕪湖警察局が成立した。縣公署成立後は警察事務は省政府警務處の直轄となり、その他の城鄉要衝の地に八警察署を、各村には分駐所を設け治安維持に當つてゐる。

司　法

事變前は地方法院が設置されてゐたが事變により司法官吏は逃亡してしまつた。自治會成立に際し司法處を附設して一切の民、刑訴訟を扱つてゐたが、昨年六月一日維新政府司法行政部は人を派し

て司法處を廢止して蕪湖地方院を正式に組織した。

商　業

蕪湖は揚子江の中程、南京上流に位し、南は安徽と接し長江中流の商業中心地であり、中國米穀の三大集散地の一つである。事變後一時商業の停頓をみたが、縣政機構の確立と共に地方治安も漸次定まり、工商方面の動きも活潑となつて市容も整備されるに至つた。昨年の統計に依れば開業店舗も五、四〇〇餘の多きに上り、それらは殆んど各業共に同業公會を組織して福利の增進と相互の連絡に當つてゐる。

救　濟

戰後難民の多きに鑑みて中日當局は八、〇〇〇元の補助を省政府より得て、蕪湖救濟會を組織しその救濟に當つた。その內五、〇〇〇元を以つて農村の融資に當て、三、〇〇〇元を以つて土木工事を行ひ、別に米一三〇石を購入して難民に配給した。又昨年三月縣立蕪湖醫院を設立して民衆の防疫及び施療に當つてゐる。

財　政

蕪湖地方稅局の統計に依れば二十八年一月より六月に至る稅收は三七二、〇〇〇餘元と公表されてゐる。

建　設

戰禍の後にまた洪水に遭つた農村は殆んど滅亡の狀態となつた。元來蕪湖地方は低地で自然に放置すれば湖沼と化す恐れがあつた爲、政府は一〇、〇〇〇元を支出して堤防五三所の工事を起し、田畠の沼澤化を防ぐと共に農民の救濟に當つた。交通路の完成したもの十三路線、四、〇〇〇公尺に達し殆んど幹線道路の修築は完了した。

一五、楊　州

江都縣卽ち楊州は二十六年十二月十一日黨政權の桎梏を離脫して、地方耆紳の手に依り江北自治委員會を結成した。爾來人心の安定、難民の救濟及び各種復興工作に努力した結果、地方の秩序漸次恢復するに及んで逃避民衆は相繼いで歸來し、一昨年八月江都縣公署の設立を見るに至つて、地方治安も完全に確保する事が出來るやうになつた。

産　業

江都縣公署に登記してその許可を得て正式營業を開始したもの一、三七〇戶に及び、そのうち主なるものは米業の一七一を最多とし、大なるものとしては電燈公司、百貨公司各一社がある。

建　設

楊鎭公路の修理、佛咸州堤防の修築し通楊橋輕便鐵道の復舊、江北長距離自動車總管理處の創立、教場市場の建設等がその主なるもので、市內外橋梁の修理は殆んど完成を見てゐる。

教　育

縣公署教育科の統計に依れば、城區縣立小學一六、私立小學五、鄉區縣立小學一四、計三五、生徒五、六七一を有し、縣立中學は昨年十月十二日正式に開校した。

人　口

昨年七月の城公所統計に依れば城内の戸數二七、八〇五、人口男五六、九八三、女五三、九九六 合計一一〇、九七九人である。

團　體

江都縣青年團本部は一二、〇〇〇人の團員を擁し、それを四ヶ聯隊に編成して居る（一ヶ聯隊は三、〇〇〇人、聯隊を五大隊とし一大隊は六〇〇人、大隊を四中隊とし一中隊一五〇人、中隊を三小隊とし一小隊五〇人、一小隊を三分隊とし一分隊十五人）卽ち縣内に十ヶ所の分團を配置し一二、四〇〇人の分團員を有すその主要な工作は、講演會の開催、文庫巡回の週報の發行、運動會の開催、衞生思想の普及及び宣傳、音樂會、遊藝會、巡回映畫等の文化教育に盡力すると共に縣公署の補助機關として戶口調査、道路愛護、土匪侵入の防止等に從事してゐる。

一六、南　通

南通は舊名を通州と云ひ、揚子江の北岸に位して、南京、上海間の中間にあり東經一二一度、北緯三三度、全縣の面積は七、四三五方里（中國里）で、うちに鹽産地一、八七五方里がある。縣の人口は戰前一、五〇〇、〇〇〇あつた、戰爭發生後、住民は四散し一切の事業は停頓してしまつたが維新政府成立後は縣公署も成立し、復興工作も逐次軌道に乘るに至つた。

民　政

保甲　縣公署成立後積極的に保甲制度を編制する事となり、編制に必要なる戶口調査規定を定め、第一に城内より着手し、爾後鄉村に及してその組織を擴大し來り、既に制成を了つたもの

城區公所	三〇、三五三戶	八二、一四八人
唐閘鄉公所	二、五六五戶	九、三〇七人
平湖鄉公所	七四二戶	三、二〇九人
天生港鄉公所	三、三三五戶	一六、五〇〇人
自蒲鄉公所	三、九三三戶	一九、一八八人
金沙鄉公所	不明	不明
合計（全城鄉區）	三〇、九六戶	一二九、八三人

五二坊（保三五　甲、三六七三）

自治　區には城公所を設け幹事一人を置き、管轄區域を一九坊に分ち、坊公所に坊長一人を置き、鄉區には鄉公所を設け、鄉幹事、幹事補佐各一人を置く。城内の公所を特等として以下を、甲、乙、丙、丁の四級に分ち特等四〇〇元、甲三〇〇元乙二六〇元、丙二二〇元、丁一八〇元の月額經費を支給してゐる。

行政　縣公署には秘書、民政、財政、教育、建設の四科に職員五七名を置き、附屬機關としては臨時庶務所、賦稅徵收所、商品檢查所、宣傳班等がある。

縣公署の經費は月額三、四九六元、城公所の經費一、〇〇〇餘元である。

財　政

自治會當時の費用は貨物稅の收入で賄つてゐたが、縣公署成立後は財政部の通達に依り雜稅徵收を停止し、地方政費及び警察經費は每月財政部より支給される

事となつた。然し縣公署は稅制を整備確立し縣復興の資に供せんとして着々準備を進め、現在徵收を開始したるもの四種、月平均四百元內外に達してゐる。

教　育

中學校は公立一、學生數三三八、小學校は二七、學生數五四、六八一を有してゐる。

建　設

公路　北幹路は南通の主要道路で長さ一五里あるが難民救濟事業として起工する事となり、二ヶ月の日子を要して路面の修復を終り、城港路（天生港に至る道路で長さ一八里）開平路（唐閘—平湖間の道路）等現在修理を完了してゐる。

橋梁　縣公署建設科に於いて隨時その修理に當り、既に完成を見たるもの、易家橋、鐵易橋、木行橋及び平湖の北の三港橋、王港橋等があり、平湖北部の兩橋も友邦軍工兵隊の協力を得て修理を完了し、任家口以北の姜家口橋、廣東會館南の小橋も竣工するに至つた。

河道　縣內の河道は每年浚渫を加へず、且つ附近住民が塵埃を投ずるため、河床淺く交通を阻碍すると同時に衞生上にも思はしからざるため三、〇〇〇餘元の經費を支出して大體の改渫を終つた。

堤防　事變以後任兆港一帶の堤防は破損甚だしきため、縣公署は縣費不足勝ちにも拘はらずこれが修理に着手し、姚東沿岸の三百餘丈（中國丈）紫琅鄉地方沿岸七〇餘公尺を修理し、また天生港の護岸工事を着工中である。

文　化

南通文獻會　主要業務は南通縣誌の編纂及び地方文獻の拾收、古物の保管、民間散逸の文書、典籍の買入れ等である。

體育會　現在積極的に準備中なるを以て短期間內に成立を見るであらう。

江北新報　二十七年四月に創刊現在四頁、發行部數も漸次增加し江北各地を地盤としてゐる。

中聯社　八月一日成立し、無電設備を有し、南京、上海、蘇州、杭州、蚌埠、漢口等と通信の交換を行ひ、如皐、海門、靖江等に通信員を駐在せしめてゐる。

司　法

事變後南通地方法院は閉鎖されてゐたので、自治會は臨時法官一人を任命して、刑事及び民事の審判に當らしめた。縣公署成立後地方分廷を組織し、その後司法行政部は二十八年八月一日地方法院を設立するに至つた。

警　察

警察所一、特務消防隊三隊を有してゐるが、城內には更に警察分所を設け、鄉區には分駐所を置き、また警察隊を組織し警官數百名を配屬武裝せしめて治安維持に當らせてゐる。

農　産

南通地方に於ける主要農產物は棉花で、全耕作面積の六、七割を占めてゐるが、その產額は一、八〇〇、〇〇〇擔內外その他は大豆一七〇、〇〇〇擔、蠶豆三〇、〇〇〇石、豌豆三〇、〇〇〇石、繭年產約一一〇、〇〇〇擔等であり、生產品も棉花の加工物を第一とし、關莊布、

京莊布、縣莊布等は著名な棉布である。その他綿絲の産額も相當數に上つてゐる。

工　商

南通商工業界は一に綿絲布生産の各工廠に依存してゐた。戰後これ等工廠は一齊にその操業を停止した爲に、勢ひこれら諸業も停頓の止むなきに至つたが、最近治安の恢復と共にこれ等工廠も漸次操業を開始するに至り、市面も急速に復興の方向に進んでゐる。

復興工業の華南通紡績の工場

團　體

大民會南通聯合支部は二十八年一月に成立し、爾來民衆の指導に當り來つたのであるが、現在基本會員も約三〇〇人を突破してゐる。又城內の青年團は既に成立を見たが鄉村に於ては目下成立の過程にある。

交　通

戰前の交通は非常に發達してゐたが戰後はその悉くが停頓狀態にあり、當局努力の結果遂に開通したものに開門、天生港、如皐間の水路あり、東亞海運公司の手により上海方面の水路、江北興業公司の手に依り通城—金沙—余西間の陸路も開通するに到り、その他民船も不定期的に地方を往復して、物資の輸送に當つてゐる。

郵　便

南通郵便局は江蘇郵政管理局の手に依つて復活し、目下盛に郵便の集配に當つて居る。

電　燈

現在江北興業公司が城內外の電力を一手に供給してゐる。

電　話

戰前大聰電話公司、南通電話公司の二社に依つて經營されてゐた電話四〇〇餘本は、戰に際しても幸に電話公司經營者の努力に依つて被害を免かれ、戰後も引續き經營に當つてゐる。

衞　生

自治會時代は防疫組が一切の防疫事務に當つてゐたが、縣公署成立後は南通縣防疫組と改稱し、隔離病院を附設して、傳染病患者の收容診療に當つてゐる。二十七年十月鐘紡北辦事處の手に依つて江北中央病院が設立され、無料診療をなして南通の衞生保健に貢獻しつゝある。

一七、靖　江

靖江は揚子江の北岸にあり、江陰要塞と相對し軍事上重要なる地點である。全縣の面積は七三、六七五方公里で人口三六〇、〇〇〇餘、民風は素朴にして、縣民の大多數は農業を營み自給自足をしてゐる。故に社會生活程度は他縣に比して低いやうである。

行　政

縣の行政區は戰前の八區を戰後九區十三鎭とし、坊村公所も次第に成立、保甲制度も殆んど完備し民間の不安氣分は全く消滅してゐる。警察も東西兩鄉には早くより分駐所が設けられ、村公所と協力し民福增進に邁進してゐる。昨年七月の縣公署調査に依れば人口三三、一〇二を有してゐた。最近は古文獻の調査も縣公署の手に依つて開始され靖江縣誌の編纂に着手してゐる。

教　育

全縣に縣立中學一、小學二二その他私塾が多數あり、教育年額も四二、〇〇〇元に達してゐる。既に入學したる兒童は九、六〇〇にして、學齡兒童の一割に過ぎない。然し乍ら元來靖江は戰前に於いても民風守舊、その子弟を入學せしめることは極めて少なかつた。故に戰後一割の入學率は大體良好と謂ひ得る。

建　設

戰時一切の公路及び建築物は破壞されて萬目荒涼たるものであつたが、當局の努力に依つて現在は更生の大道に一步を踏み出してゐる。江南への主要道路であり、啓、楊、泰三縣公路の會合點である靖楊公路は既にその全長七公里も經費四二、八五二元を要して完成するに至つた。其他修築を完了したるものに舊縣政府、縣立中學校舍、縣立病院、文廟等あり。昨年電氣廠、驥星發電所を修理したが、機器自體が舊式で發電力も弱く使用不可能のため新式機を購入中である。

商　業

靖江の商業は過去に於ては見るべきものがなかつた。交通の不便に依りその重心は多く江南にあつたからである。現在は蘇北一帶の路線がその環境に依り相當の牽制を受けてゐるので、靖江の港口、新港、八圩港は蘇北への主要輸出入路となり、船舶の往來も頻繁となつた。殊に棉絲布業者の取引は直接上海より靖江に輸送し、江南方面の業者と取引するためでその仲繼地として繁榮してゐる。また昨年喜余染織廠が復業し、從業員二〇〇餘人を以て操業に當つてゐる。

其　他

一般赤貧者の救濟と共に育兒所を設けて貧困者育兒に當つてゐる。

文化機關としては靖江新報が昨年創刊され四頁紙を發行してゐる。娛樂方面は最近大明戲院が開業し、圖書館體育場、公園も現在計畫中である。

一八、蚌埠

安徽省は戰爭發生と同時に混亂狀態にあつたが、直に一昨年十月安徽省政府が成立すると共に、所屬各縣の復興を期し、現在では既に十四縣に縣公署が設立され、其他數縣には地方民に依る自治委員會が組織され、各種の施設治安の任

に當つてゐる。各縣は省政府の監督及び友邦軍の協力に依つて、着々復興の大道に邁進し業績見るべきものがある。

鳳陽縣

鳳陽縣公署は元は臨淮關驛の西南に在つたが、安徽省政府が蚌埠に設立さるゝに至つて、鳳陽縣は安徽省の首縣となり、種々の便宜のため蚌埠に縣公署が移された。故に鳳陽縣は蚌埠を中心として活潑な運行を見てゐる譯である。

交通　蚌埠はもと一小村であつたが津浦線の開通後、淮河を利用する安徽北部の物資は總て蚌埠に集中され、しかる後各地に捌かれるに至つたから一變して安徽北部唯一の市場となるに至つた。事變後鐵道も淮河の鐵橋も爆破され交通は一時中絶したが、友邦軍の鐵道修復、鐵橋の修築に依り津浦線の通車を見たので商業もこれによつて漸次復舊しつゝある。

行政　省政府の外、鳳陽縣は縣政を施してゐる。その他自治制度、保甲及び自衛團も規定に依つて遂行されてゐる。

司法　現在司法行政部は蚌埠に鳳懷地方法院を設立し、鳳陽懷遠地方の民刑事件の審理に當つてゐる。安徽高等法院も引續き設立、各縣司法行政事務及び上訴を處理してゐる。

經濟　蚌埠は元來、皖北經濟の中樞地で米穀及び鹽の集散中心地をなし、金融、倉庫、運送業等も發達し、皖北經濟の運命を左右してゐた。

戰後これ等は總て機能を停止するに至つたが、其後二十九年二月七日に安民銀行が設立された。食鹽また通源鹽公司の專賣となり各鹽商は手を束ねて傍觀する狀況であり、糧食の集貨は渺なく、過去に比すべくもない。但し製粉工場は以前二廠の內一廠は既に復業して居り、日商も漸次增加の傾向にあり日本品が英米貨に代替の樣相を呈してゐる。蚌埠は現在省政府所在地となり人口も日に增加し、商會も設立の準備を急ぎ、大規模の中日合作社の設立計畫等もあり、漸次省政府所在地としての面目を供へつゝある。

警務　省警察局及び縣警察所を設け、これに六〇〇餘人の警官を置いてゐるが故に、警察行政も相當に充實してゐる。

財政　地方稅務局及び地方稅分局、蘇州浙皖總稅分局その他相次いで開設されてゐるが、目下縣は直接に收稅してゐない。

教育　小學校は縣立一、男女二、模範一、慈善團體經營二、日語學校一、中學校は、蚌埠中學を開設して失學生を收容してゐるが、外に教會設立のもの一校あり、その他計畫として圖書館、民衆教育館、公共體育場等がある。

戶口　戰前の全縣戶口は三〇、〇〇〇餘戶で人口は五〇〇、〇〇〇と稱せられてゐたが、戰後蚌埠のみの人口は九〇、〇〇〇內外であつたが、昨年の洪水のため蚌埠に避難して來たもの一〇、〇〇〇を加算すれば優に一〇〇、〇〇〇人を突破する。省民政廳及び鳳陽縣では上記難民に對し收容所を設けてこれ等を收容してゐる。從つて未だ正確な人口は不明である。

建設　市內の道路は久しく修理しなか

つた爲破損も甚しかつた。故にこの修理を先づ開始し、また各地に通ずる公路も復興に着手し、公路工程局を特設して專ら工事を急がせてゐる。電燈廠は幸にして破損せず、電話局も既に業務を開始するに到り、縣立病院も開設診療に當つてゐる。

一九、懷寧

懷寧縣は揚子江に沿ひ經濟的地位もさほど低くない。

交通　縣の主要交通線は揚子江である。現在その交通も恢復したので、南京漢口方面への往來は自由であるが船舶の不足により未だ交通は便利に至つてゐない。

行政　縣公署既に成立し、區公所、自衛團等も設立されてゐるが各鄉鎭の恢復全からず、施設も比較的小範圍である。地方治安は五〇〇餘名の警官に依つて維持され、醫事救濟のためには救濟公會、養老所、新東亞醫院、施療所等も設立されてゐる。

經濟　經濟に關しては特記すべきものはない。戰前小資本の銀行三、四あつたが現在は未だ一行も復活を見てゐない。

財政　家畜、屠殺、印紙、營業者の諸稅を徵收してゐるが縣費を賄ふ迄には至らない。

教育　戰前には高等工業、女子職業學校等もあつたが未だ復校を見てゐない。小學は一〇餘校が開校し、その他日語學校、圖書館、通俗演講所等がある。

一〇、當塗

當塗縣は東南は南京に接し西北は蕪湖に連り、また江蘇省の溧陽と金壇との通路にも當り、江南鐵道も開通して交通は極めて便利であり、この地方に於ける繁華な都市の一つである。

交通　江南線は既に開通し南京、蕪湖との交通は舊態に復したが、地方の治安思はしからず、土匪出沒し各縣との交通を阻碍されること多大である。

行政　縣公署成立後自治制も土匪蟠踞の區を除いて行はれ、警察方面は警官五〇〇餘名に依つて維持されてゐる。逃避民も漸次復歸を見つゝあるが、その速度は極めて緩慢である。

人口　昨年十月調査によれば、現在復歸して居る人口二萬餘と稱せられ戰前の四分の一にも足りない。

財政　省財政廳直轄の地方稅の外、營業、屠殺、印紙、諸車等の稅を徵收し縣の收支を賄つてゐる。

教育　現在縣立小學三校の開設を見た外に、湖南同鄉會設立のもの一校あり。

建設　昨年來堤防の破損甚しかつた爲この修理を完了した。

一一、巢縣

巢縣は合肥縣に接し縣內に有名な巢湖があり、特に長江流域に接してゐるため交通は至便である。

交通　水路は長江に連り陸路の淮南線は戰後一時停頓を見たが、既にその運行

を開始してゐる。

行政　縣公署成立後一年にして縣政も大體整備されて來たが、治安に就ては淮南線一帶は未だ安定を缺き、之に對處する警察は三〇〇餘人の警官を以て秩序の維持に當つてゐる。

經濟　省財政廳直轄の地方稅局が徵稅を開始し、また縣に於いては屠殺、營業稅等を徵稅して縣經費に當てゝゐる。

教育　公私立小學八、日語學校一、現在模範小學の設立準備中である。

一二二、合肥

合肥はもと廬州の首縣であり、縣區は極めて廣く昔は中原一の繁華地であつた。その後交通線の變化に依り安徽省の中心地となり、淮南線の開通に依り更にその重要性を增加し、物資殊に農產品の集散地となつた。

交通　淮南線を基幹とした交通路は、戰後周圍の狀況に依り未だ完全に恢復せず、交通上相當の牽制を受けてゐる。然し水路は大體に於いて平時の狀態に復し陸路の不足を補つてゐる。

行政　縣公署成立以來建設しつゝある各自治區の組織は現在尙ほ進行中である。警察方面も未だ充實を見ずと雖も、既に一〇〇餘人の警官を有し、且つ廬州三〇區に綏靖司令があり治安の維持に當つてゐる。又、救濟會及び縣立病院は既に設立され難民救濟及び一般施療に從事してゐる。

經濟　合肥は農產品の集散地であり、その主要なるものに米麥及び棉がある。戰前この地方の金融には、上海、中國、地方の各銀行がありこれに應じてゐたが、戰後は一切停止狀態にあるが、然し地方狀況よりして銀行の開業も近いと思はれる。

財政　縣行政費は一等級とされ、每月經費二〇、〇〇〇元を支給されてゐる。地方稅局も既に設置され徵稅を開始し、また縣に於ても印紙、屠殺、牧畜等の諸稅を徵收してゐる。

教育　戰前は男女中學、師範學校等があつたが、事變後は完全に閉鎖し、現在漸く小學校六の復活を見たのみである。然し學校の不足に依り私塾は戰前に比較して非常に多くなつてゐる。その他日語學校一があり、圖書館、民衆教育館新聞閱覽所、體育場等も漸次復舊しつゝある。

建設　極力修復に努力中であるが、材料の不足その他の事由により工程の進行には苦心してゐる。

一二三、懷遠

交通　懷遠は水路を交通の基幹としてゐる。その主要なるものは、淮河、淝河渦河及び黃河等であるが、航行は戰前に較べて相當に不便である。

行政　各區の自治制度及び自衞團組織完成し、目下實施中である。司法に就ては鳳懷地方法院の直轄であり、難民への救濟會、醫院等は既に設立されてゐる。

財政　地方稅局が設置され、徵稅を開始してゐる。

教育　現在既に恢復したるもの小學校三、日語學校及び教會設立の小學校二がある。

二四、嘉山

事變後縣公署を明光に移した。明光は津浦線の一驛、交通は極めて便利であるが、縣公署所在地の面目は俄かに供へ難い事情にある。

交通　津浦線を唯一の交通路としてゐるが、その他道路は土匪の跳梁あり、交通はなほ不便である。

經濟　本縣は農業地區で農產品を移出して一切を賄つてゐたが、昨年は旱水災により產額も激減するに至つた。

財政　地方稅局が設置され、徵稅を開始してゐるが、特に阿片稅は稅收財源の主要なるものであり、之は現在地方戒煙局の處理となつてゐる。

教育　日語學校一ヶ所あり、小學校は現在設立準備中である。

行政　もともとこの地には廳舍なく民屋を使用して假廳舍としてゐる。區自治、自衞團も設立準備中である。警察は三〇餘名の警官があつてその治安維持に當つてゐる。

二五、宿縣

本縣は靈壁、泗縣及び江蘇の蕭縣と隣接し、事變時の激戰地で地方の損害も殊に甚しい。

交通　本縣の交通は津浦線を以つて主とし、宿縣驛は徐蚌間の中間にある。現在は津浦線の開通により交通の利便は加つたが、公路は土匪多く殆んど交通は杜絶の狀態にある。

行政　縣公署成立後一年、警務は縣警察署があり、警官一〇〇餘名を有してゐる。自治及び自衞團等は既に組織されてゐる。

財政　地方稅局は既に設置され、また本縣に於ても諸稅の徵收を開始し縣經費を支辦してゐるが、昨年三省統稅局も分局を設置するに至つた。

人口　昨年十月末全縣の人口は約八〇〇、〇〇〇人である。

教育　小學五、日語學校一、公共體育場、民衆教育館等は既に開設されてゐる。

建設　事變時の損害は特に酷く、現在各方面共に極力修築中である。

二六、滁縣

交通　津浦線を主幹とし、內地交通は目下殆んど不可能である。

行政　縣公署成立後二年の今日、漸く縣警察所に警官一〇〇餘名を配置するを得、各區自治等も圓滿に遂行し得るに至つた。

經濟　製粉工場の復業をみたるのみである。

財政　財政は他縣と大體同程度に困難な狀況である。

教育　小學七、日語學校一、その他圖書館、體育場等も既に開設されてゐる。

二七、靈　壁

交通　固鎮、曹老集は津浦線の驛で本縣に屬するが、內地との交通不便でその利便にあづかることは極めて少ない。

行政　自治及び自衛團の開設を見、地方治安に貢獻してゐるが、警察は未だ極めて微力である。

經濟　本縣は完全に農業區域で特記すべきものなし。

財政　他縣と比し變化なし。

教育　小學一、日語學校一

和平色豊かな安慶市街

二八、泗　縣

交通　五河、靈壁と相接し交通は陸路に依る。

行政、經濟、財政等は前記二縣と大差なし。

教育　開設を見たるもの、小學一、その他の五河、天長、亳縣もまた本縣と大差なし。

二九、安　慶

安慶は以前安徽省政府の所在地で長江の中樞に位し、江蘇、湖北への門戸として重要なる地であつた。戰後その施設は破壞され住民離散し荒凉たるものであつたが、友軍及び土着有志の努力により漸次秩序の恢復を見、爾來二年有餘漸くその緒につくを得た。

行　政

安慶は二十七年六月十二日黨軍西移後、土地有志の手に依り自治會が組織され、治安維持の任に當ると共に難民の救濟、市面の復興に着手した。同年十月安徽省政府が蚌埠に成立するや、當地もまた縣制施行の必要に迫られ、二十八年一月一日縣公署の開設を見るに至つた。縣公署の管轄は一、二、三區、縣公署の設立を見ない東流、望江、繁昌、貴地、桐城等は江寧縣の管轄となつてゐる。

警察局　始め自治會の保安科を縣政施行と共に改組し、同年「八・一三」紀念日に安慶警察局とした。人口の增加に伴ひ西分署及び大渡口警察署を設け、その各々に分駐所四、派出所一三、水上監守所一を附設し、治安の萬全を期した。尙ほ內政部は經費の節約及び事件處理の簡便を計るために縣警察所を警察局に合併、將來局の機構を擴大强化せんとしてゐる。

地方稅　分局は既に、諸車、家屋、屠殺營業稅を徵收してゐるが筵席稅は所令を奉じて縣公署がこれを徵收し、地方慈善

事業の費用に當てゝゐる。田賦整理處及び土地登記辦事處を設け、田租の完璧を期し、煙草、酒、印紙等に關しては安慶稅務處、菸酒印花稅は分局より安慶區收稅分局がその委任を受け懷寧、望江、宿松、太湖、東流、貴地、青陽、潛山、至德等の九縣を管轄してゐる。本縣支局も昨年十月一日にその成立をみた。

司法事務　省高等法院より縣知事が委任を受け兼務してゐる。最近維新政府司法行政部は社會の要求と、住民の紛爭解決のため官吏を派し地方法院の設定を急いでゐる。

教　育

本市は事變に依つて生じた失學兒童救濟のために第一、第二の兩小學校を設け次いで昨年登雲坡、双蓮寺兩小學校を開校、第一小學を縣立模範小學校に改めた。現在本市には小學校四、兒童一、五〇〇餘名、鄉村小學が一〇校ある。また最近懷寧中學が授業を開始するに到つた。

衞　生

本市の衞生は警察局に衞生係がある外、縣立新東亞醫院があり、豫防注射、施療等に從事してゐる。目下傳染病隔離病室及び肺病療養院を建築中である。

社　會

二十七年大民會の安慶聯合支部が設けられて以來、その基本會員一、〇〇〇人に達し、昨年になつてから望江、東流、桐城、貴地等に支部が設置されるに至つた。青年團は昨年四月にその成立を見、第一期の訓練者は既に卒業して各々その任務に就き、九年月には青年幹部訓練所に縣費訓練生を派遣してゐる。その他反共救國婦女同盟會、日華佛教會安慶同盟會等があり、各々の分野に於いて活動し、また最近では安慶總商會の設置計畫が進められてゐる。

商　業

一昨年より昨年十月迄に警察局に營業登記を了したもの、一、三〇〇餘、行商、露天商人の數は確實な統計はないがその數は登記數以上と推定される。

人　口

警察局十月上旬の統計によれば城市の人口は一〇、六四〇戶、四一、八五三人城外二四鄉の人口は一一三、〇四八人となつてゐる。

救　濟

世界紅卍字會及び縣公署開設の養老院等がある外、有志の設立になる小規模の難民收容所がある。

交　通

懷寧公路は前當局の修築宜しきを得ず不良の譏りがあつたが、新當局は、姚家口—育才街、司下坂—西門外、韋家巷—西正街、西門外—玉琳路の四ヶ所の狹路を擴張して車馬交通の利便を計つた。郊外乘合自動車は土匪多く沿線の安穩を缺く狀態にあるため運行せず、水上交通は潯班大輪の外に縣營の小船があり、安慶、蕪湖間を運航してゐる。

建　設

電話は電報局の經營に依つて既に開通し、その數は百數十に達してゐる。電燈の恢復は比較的早かつたが、街燈はまだ電柱その他の修理の關係により恢復してゐない。但しこれも間近に點燈される筈

である。

三〇、崇　明

崇明は揚子江中に在る一島嶼で、外界との交通不便のため風俗は純朴、農産物は豊かで別天地をなしてゐた。二十七年三月十八日友邦軍の駐屯するに及んで、四月一日崇明縣自治委員會が成立した。以來友邦軍の指導と土着有志の努力により昔日の崇明を凌ぐ狀態となつてゐる。

警　務

崇明の警務は事變前は水上及び陸上の兩警察署があつて、協力して治安維持に當つてゐた。自治會成立後、先づ陸上警官三〇名、戸籍係警官一〇名を以て治安の維持に當り、水上警察は汽船一隻を修理しこれを水上警備に當らせた。昨年八月一日上海市府警察局の管轄下に入るや、崇明警察所が設置され各鎭に分駐所が設けられた。

崇明はもと五區に分れ、第五區は泗礁、衡山の各島であり、事變後第五區は交通隔絶の爲にまだ接收するに至つてゐない。自治會成立當時各區に分會を設け分會長一人を置き、また各鄉鎭には鄉鎭長を任じてゐたが、昨年八月警察署開設と共に保甲一切の工作を警察署に移管し、また別に戸籍法を設け戸籍係官を增加し、人口の調査を開始した。尙警察署は戸籍證及び市民證を發行してゐる。

交　通

自治會成立後修理に着手したが、一昨年九月土匪の襲來に依つて橋梁及び電柱等は悉く破壞されてしまつた。その後友邦軍の協助により破壞橋梁及び電柱電線の修復は大體完了し常態になつたが、電柱は經費の關係に依つて竹材を代用してゐる。

教　育

事變前は學校二〇〇餘、兒童三〇、〇〇〇餘人、その經費二〇〇、〇〇〇元餘に上つてゐた。現在小學六四の開校を見、兒童は一〇、〇〇〇餘名を收容してゐる。その他社會教育機關としては圖書館、新聞社、民衆教育館等が相次いで復活してゐる。

經　濟

大通、富安二紡績工場の紗花稅及び移出入貨物稅に依つて行政費を維持してゐる。また田租の徵收も開始してゐるが、戰後の疲憊甚だしく行政費の全體を賄ひ得ない狀態にある。

建　設

二十七年八月九日、颱風のために南塘四五、〇〇〇公尺が決潰し附近住宅を水中に沒した。よつて自治會では吏員を派し先づ之を修復した。その他に關しては地方に經費負擔の能力がない爲、政府に上申し、四六五、〇〇〇元の堤防修復費を交付された。

救　濟

戰爭開始と共に住民の大半は失業し、盜匪となるもの餓死するもの續出と云ふ有樣であつた。自治會成立後、農村借貸所及び平民質舖を開き、これ等貧民を救濟し、また小工場を開いて失業工人を收容し、遊民習藝所を設けては手藝を授け

正業につかしめる等努力の結果、遊民は漸次減少しつゝある。

衞　生

自治會は當初以來衞生に留意し、會立醫院一ヶ所を開設して、防疫施療に當つたが經費の支出困難のため、昨年三月遂にこれを閉鎖するの止むなきに至つた。爾後は駐屯友邦軍の援助によつて一切の衞生事務は處理されてゐる。

農　業

主要農產品は棉であるが、舊習を墨守し改良を計らないため品質は不良である。稻作は相當の收穫があるが、管理經營宜しきを得ないため蟲害による損失が大きい。現在江北公司農業部が專門技術員を派遣して本島の農業指導に當ると同時に優良種の配給も行つてゐる。

商　工

現在登記開業せる者三、〇〇〇餘軒及んでゐる。

附、徐州

本政府と關係深い徐州は津浦線、隴海線の交叉點で蘇、豫、魯、皖四省に達する交通の要衝である。之に就て述べれば左の如くである。

行　政

徐州は事變後先づ治安維持會が設立され、友邦軍各機關と密接な連絡のもと其の援助を仰いで秩序の平定、商業の復興に努力した。續いて江蘇省政府徐州辦事處が開設されるに及んで維持會を廢止した。また別に蘇北行政專員公署が設けられ、相繼いで徐州市政公署及び銅山縣政府も設けられるに至つた。而して邳縣、湖寧碭山、沛縣、豐縣、東海、沭陽、贛榆、灌雲等にも縣公署が成立し、保衞隊及び警察等も組織を見るに至つて地方治安は漸次安定しつゝある。

保甲の編成　保甲は地方組織を整備し、不良分子一掃の唯一の手段である。故に當局は極力その編成に努力し、現在編成完了したるもの四一〇保、三、〇六五甲、昨年八月末の保甲調査によれば二五、五五六戶、人口一一〇、五九五(男五八、九四五、女五一、六五〇)である。

教　育

二十七年度には高等小學一三、兒童三、〇〇〇餘名であつたが、二十八年度內に更に一〇餘校を開設して失學兒童を救濟し、中學は經費の關係により現在一校を開校してゐるのみで、その他は圖書館及び民衆教育館の開設を見てゐる。

金　融

事變後徐州の流通券は友邦の軍票、聯銀券、及び舊法幣であつたが、昨年八月一日より舊法幣の使用を禁止し、軍票と聯銀券のみとなつた。

經　濟

農村復興に對しては全努力を惜まず、種子の供給、耕作技術の指導、小資本の貸出し及び、副業奬勵を行つてゐる。

團　體

二十七年十月成立した商會を初めとして、教育會、婦女會等の開設があり、外に北京新民會徐州指導部、中國船運公會徐州分會、安清同盟分會等が設立されてゐる。

第四編　補　遺

第一章　華中經濟の再建

一、戰前の經濟的地位及特殊性

(一)　貿易上の華中の地位

本政府は戰前華中が占めてゐた全中國經濟上の地位と特殊性、及び今次事變によつて受けた破壞の深刻に鑑み、速かにその再建を計つて舊に復せしめる必要を認め、鋭意適切なる方策を實施してきた再建の跡を振返るに當り、これを建設工作の基礎的狀況判斷、卽ち戰前、戰後の華中經濟の性格と破壞の深度の諸點より之を述べる事とする。

華中交通の動脈である揚子江は、江蘇・浙江・安徽・江西・湖北・湖南・四川の七省、面積約百五十三萬平方粁の廣大な地を灌漑し、二億二千五百萬の人口を哺んで西より東へ滔々五千二百粁の流程を有ち、河口より六百三十浬卽ち漢口迄は四、五千噸級の汽船の往復が可能である。更に漢口・宜昌間には三、四百噸級の船舶が就航し得、宜昌重慶間に於ては特殊輪船の航行が可能で、重慶・叙州間にも民船が往復出來、その沿岸には上海・鎭江・南京・蕪湖・安慶・九江・武昌・漢口・宜昌・重慶等の諸港を始め大小幾多の港を擁し、更に流域の湖沼クリークを連絡して水運の便は諸大陸に冠絶してゐる。特にこの河口を扼する上海港に於て一ケ年の出入汽船噸數は實に二千萬噸に達しロン

ドン・ニューヨーク・神戸に次での世界第四位の國際貿易港で、その貿易額も民國二十五年全中國輸出入總額十六億元の五五・五六%を占めてゐた。

上海の對全中國貿易比較表　（民國二十五年度）　（單位千元）

類別	輸出 金額	輸出 比率(%)	輸入 金額	輸入 比率(%)	合計 金額	合計 比率(%)
全中國	七〇六、七一	一〇〇・〇〇	九四四、五三	一〇〇・〇〇	一、六五一、三一四	一〇〇・〇〇
上海	三六二、二七四	五一・二六	五五五、一八三	五八・七八	九一七、四五七	五五・〇二

上海の對列國貿易比較表　（民國二十五年度）

國別	上海港輸入(%)	上海港輸出(%)	國別	上海港輸入(%)	上海港輸出(%)
米國	二四・三〇	三・〇〇	日本	一三・四〇	一三・九〇
獨逸	一九・三〇	六・〇〇	合計	六八・八〇	六三・三〇
英國	一一・八〇	一〇・四〇			

華中諸港の對外貿易合計額を華北・華南のそれに比すれば左表の如く、全中國に占める割合は民國二十五年に於ては輸入六七・五〇%、輸出五三・八六%に達し、友邦日本に對する貿易に於ても華中は華北のそれよりも遙かに大なる比率を示してゐた。

華中・華北・華南貿易比較表　（民國二十五年度）

類別	比較地	（單位千圓）	比率(%)	類別	比較地	（單位千圓）	比率(%)
輸入	華中	六三七、六七	六七・五〇	輸出	華中	三八〇、六四一	五三・八六
	華北	一四〇、九〇三	一四・九二		華北	一九一、一三	二七・〇四
	華南	一六五、九二三	一七・五八		華南	一三五、〇三九	一九・一〇

對日輸出入表　（民國二十五年度）

類別	比較地	（單位千圓）	比率（%）
對日輸入	華中	九六、〇一〇	六〇・一〇
	華北	六〇、一三一	三七・七〇
	華南	三、五四九	二・二〇
	合計	一五九、六九〇	一〇〇・〇〇
對日輸出	華中	七二、七四三	四七・〇〇
	華北	六九、六二八	四五・〇〇
	華南	一二、四六八	八・〇〇
	合計	一五四、八三八	一〇〇・〇〇

上海の對外貿易額を中國の他の主要諸港と比較すれば、中國第二の貿易港と稱せられた天津は、わづかに貿易額が全國の一一・五四%、青島は六・四四%、廣東は四・四五%を占むるに過ぎず、上海の地位は全く他の諸港を隔絶してゐたのである。

淮南炭坑の送炭作業

（二）重要資源

○鐵鑛

華中に於て開發すべき資源中最も重要なものは鐵鑛で、大約一億五千萬瓲が揚子江沿岸に埋藏せられて居る。その良質豐富なること遙かに華北を凌駕し、且つ特徴は何れも採掘、運輸共に便利なる地點に所在してゐる事である。然るに從前の鐵鑛年產額は全中國を通じて僅か百三十萬瓲に過ぎず、極めて不良なる成績であつた。卽ち治下に於ては南京以西、安徽省銅陵縣に至る各所に產出し、殊に太平（六、二九八千瓲）を中心として東北方の

南山・大冏山・東山・黃梅山は既に事變前より採掘され、輕便鐵道で馬鞍山に搬出し、又鐘山、釣魚山等の鐵鑛も靑山河を利用して積出し孰れも日本に供給せられ、太平・銅陵の中間に位する桃沖の長龍山（四、六四五千瓲）より産出される鐵鑛も亦日本の八幡に輸送せられつゝあつた。右の外に未開發のものは南京南方の秣陵關附近・鳳凰山（四四三七千噸）・銅官山（四、九二一千噸）・鷄冠山（四、〇〇〇千噸）及太湖南方景牛山附近にして夫々相當量の埋藏あり、尙徐州近傍の微山湖、所謂利國驛の鐵鑛亦一〇、〇〇〇千噸近在と稱せられてゐる。

更に揚子江沿岸の鑛區を漢口方面まで數ふれば、九江の西方に城門山（九、二三九千瓲）・銅峯（六、二〇〇千瓲）友邦資本と關係深き大冶（一九、二六〇千瓲）・鄂城（一〇、二〇〇千瓲）あり、稍〻離れて靈鄕（六、三四二千瓲）等は名高いものである。

○石　炭

華中に於ける石炭の埋藏量は約九億瓲と稱せられ、治下の主要炭田としては太湖南方の長興炭田（出炭量二〇〇、〇〇〇瓲、出率八〇%）、津浦線西方の淮南炭田（出炭量二一七、七〇一瓲、出炭率三四・一%）、安徽省北部の烈山炭田（出炭量八四、五六五瓲、出炭率一三・三%）等がある。

○華中特有鑛物

華中にはその他世界に稀少な特殊鑛物の產出及び埋藏が多いのは注目に値する。例へば**螢石**は埋藏約三百萬瓲で浙江省の義烏及び諸暨等の鑛區が有望であり、又太湖南方湖州附近にも製鐵用原料として供給し得るものが多い。**滿俺**は埋藏三百萬瓲、江西省樂平が最も有望視せられ、浙江省內にも小鑛區が多數散在してゐる。**アンチモニイ**は湖南省のみで約二百三十萬瓲、**タングステン**は江西省に約六十萬瓲の埋藏があつて、これらは何れも世界的に著名である

其の他モリブデン・苦土・明礬・石膏等の特殊鑛物も相當豐富である。

○鹽

華中に於ける鹽の三大産地は兩淮・兩浙・松江で其の總生産量合計一、四六六百萬擔に達し、全中國産鹽總量の三〇%に當る。

○淮北　主産地は板浦・中西・濤青・濟南の各鹽場で、濟南最も大規模である。製法は灘晒で、淮北産鹽區に於ける生産量は八二四萬擔、中國産鹽量の一六%を占めてゐる。

○淮南　主産地は安梁・東何・丁溪・草堰・伍祐・新興・廟灣・餘中・呂西・豐掘・耕角の各鹽場で、製法は煎晒並に板晒の二方法に依り、生産量は一七八萬擔、全中國産鹽量の三%に當る。

○兩浙　鹽場は蘆瀝・鮑郎・黃灣・錢清・餘姚・岱山・定海・三江・清泉・玉泉・長亭・杜瀆・黃巖・北監・長林・雙穗・南鹽其の他四十三場あり。製法は鐵盤煎・篾盤煎・鐵鍋煎・晒板晒・晒坦晒に依る。生産量は四三六萬擔で全中國生産量の一〇%を占めてゐる。

○松江　主産地は袁浦場一帶であり、製法は晒製を用ひてゐる。生産量は〇・二八萬擔前後で全中國生産量の一%に過ぎない。

江岸に蝟集する漁船の群

○水産

華中の海岸線は蘇浙二省合して一、二〇〇浬に及び、且つ多數の島嶼が沿岸に散在するため漁産は甚だ豐富である。殊に浙江省の漁獲高は全中國に冠絶してゐる。海産物の主なものは黃魚・烏賊・海鰻・水母・蟹・赤鰾・マナガツオ太刀魚等で、戰前の年産額は浙江省二千五百萬元、江蘇省一千萬元であつた。尙此の外蘇浙地方には河川湖沼産の淡水魚及び養殖魚も亦多量に上つてゐる。消費方面に於ては上海が全國の中心的集散市場で

前記蘇浙地方の水産物は勿論、山東沿海方面の鮮魚・鹽乾魚等も主として上海で消費せられ、その他輸入品をも合して、上海市場の水産取引は戰前年額數千萬元の巨額に達してゐた。

○棉花

華中は地味肥沃であり氣候も棉作に適してゐる。此の地方は黄河の流域と共に中國に於ける二大棉産地域と稱せられ、その産額も大體全中國總量の三〇%以上に達してゐた。今民國二十四年度に於ける全中國棉田面積と江蘇・浙江安徽三省のそれとを比較すれば左の通りである。

全中國棉田面積		三五、〇三五、八九四畝	一〇〇%
華中三省棉田面積		一三、三四七、四九八畝	三八%
內譯	江蘇省	一〇、二五七、五五三畝	二九%
	浙江省	一、七五九、四九二畝	五%
	安徽省	一、三三〇、四五三畝	四%

また右三省の棉産額は民國二十四年に於て全中國の三三%を占めてゐた。

全中國棉産總額		八、一四三、九二一擔	一〇〇%
華中三省棉産總額		二、六四七、六三五擔	三三%
內譯	江蘇省	一、九七七、六二〇擔	二四%
	浙江省	四六一、九三六擔	六%
	安徽省	二〇八、〇七九擔	三%

尚之を各省別に見れば次の通りである。

江蘇省　江蘇省は全中國第一の棉産地で其の産額は全中國の二四%を占めてゐる。之を在來棉と洋棉とに大別すれ

ば左の如くである。（民國二十六年）

棉種別	棉田面積	產量
在來棉	八、四七五、二八八畝	一、六一六、六五六擔
洋棉	一、七八二、二六五畝	三六〇、九六四擔
合計	一〇、二五七、五五三畝	一、九七七、六二〇擔

右表で判るやうに本省の棉田面積の八三%迄は在來棉で、洋棉は僅かに一七%に過ぎず、尙產量に於ても當然在來棉八二%に對し洋棉は僅か一八%である。而も在來棉の一畝當り產量は〇、一九一擔にして、洋棉は〇、二〇三擔である。卽ち洋棉の一畝當り產量は在來棉に比し僅かながらに多く、收穫率良好のみならず細番手の紡績には品質優良なる洋棉が必要で、農民は漸次在來棉から洋棉の栽培に向ひつゝある。

浙江省　浙江省に於ける棉花栽培は最近漸增の傾向にあるが其の作付面積は大なるものではない。（民國二十四年）

棉種別	棉田面積	產量	一畝當產量
在來棉	一、七〇〇、一九八畝	四四〇、九七五擔	〇・二五九擔
洋棉	五九、二九四畝	二〇、九六一擔	〇・三五四擔
合計	一、七五九、四九二畝	四六一、九三六擔	〇・六一三擔

本省でも在來棉多くして其の作付面積は九七%、產量九五%であり、殆ど在來棉と言ふことが出來る。本省の棉花は大部分省內紡績工場の用に供せられ上海市場には若干寧波棉として出廻るものがある。

安徽省　全中國棉產地としては大ではないが、近年棉產の改良を圖つた爲、增產の一途を辿りつゝある。民國廿四年に於ける作付面積及棉產量は左の通りであつた。

棉種別	棉田面積	產量	一畝當產量
在來棉	一、〇九九、四二畝	一五八、二七八擔	〇・一四四擔
洋棉	三二一、〇四一畝	四九、八〇一擔	〇・二六擔
合計	一、三三〇、四五三畝	二〇八、〇七九擔	〇・三六〇擔

本省は華中三省中で洋棉產額の在來棉に對する割合は最も多く、總產額の二四%を占めてゐる。之を要するに華中の棉花は近年益々增產を見つゝあり、特に上海に於ける紡績工場の發達につれ需要も益々增大するに至るであらうが增產と同時に品質の改良を圖らなければ今後の發展は期し得ぬ狀態にある。

○羊毛

華中に於ける羊毛は江蘇·浙江兩省を始め長江沿岸諸省を主產地とするが、就中浙江省北部並に之と接續する江蘇省の一部に產する浙江羊毛が最も有名である。浙江全省の羊頭數は大約八十六萬八千頭と稱せられたが、近年胎內小羊の皮が高値に賣れる樣になつた爲、姙羊の儘屠殺せらるるもの多く、羊毛として剪取する羊頭數はその二割乃至三割減と推定せられる。春季に剪取せられる所謂春毛は大約六十萬斤、秋季に剪取せられる秋毛は約五十萬斤と稱せられ、此の外湯毛約三十萬斤、灰羊毛約二十萬斤、合計約百六十萬斤とみられる。之等の品質は毛質强靱ではあるが、彈力性殊に捲縮性に乏しきを缺點とするが、之等の羊毛は殆ど米國へ輸出され一部は上海附近の毛織工場に於て消化せられてゐた。

○其他の重要資源

華中に於ける重要資源は、以上のほか農林、畜產に見るべきものが多く、殊に海外市場に向け大量に輸出せられて我國際收支の改善に貢獻せるもの少なからず。卽ち輸出品の大宗たる生絲は民國二十五年十二萬擔を產し、桐油は同

年七千萬元の輸出を見た。皮革・豚毛・豚腸・獸骨・禽毛・雞卵等も亦輸出向きの重要特産物である。各種農産物に就いて華中の生産狀況を全國に比較すれば左表の如くで、これによつても重要農産物は何れもその過半が華中農村で生産せられた事が判明する。

華中重要農產物生產量對全國比較表　（民國二十四年度）

項目	全國	華中	%
米年產量	五二七、一七六噸	三六四、〇六〇噸	六九
小麥年產量	二五五、六三一	一四六、五八七	五七
大麥年產量	九四、八六七	七〇、九四二	七五
高粱年產量	七九、三三一	三四、九四四	四四
落花生年產量	三〇、二三	一五、三三五	五〇
棉花年產量	八、七五一	五、四四七	六七
茶年產量	二、九二六	二、三三一	八〇
合計	九九八、七九五	六三九、六四七	六五

（三）工業の發達狀態

華中は資源に惠まれ且つ勞働力が豐富であるため、近代工業の發達が目覺しく、戰前華中工場總數は約六千、工人總數は四十萬人以上に達した。次に全國に於ける華中工業の地位を數種の重要工業に就き例示する。

紡績業　事變前全國紡錘總數五九四萬錘中の七〇%を華中に於て所有してゐた。

製粉業　蘇浙皖三省主要工場は二八廠を數へ全國の三〇%以上を占め、且つ生產高では六六%を維持してゐた。

製絲絹業　蘇浙兩省の生産は我國の中心を爲して事變前製絲工場總數一八一、所有釜四四、八〇〇釜に達し、絹織物工場は上海のみで約五〇〇を突破、南京・杭州・蘇州は之に次ぎ、天下の絹織物生産地帶として有名であつた。

紡毛業　中國一五工場中一〇工場は上海及びその附近に集中し、其の錘數一九、一〇〇に達してゐた。

セメント製造業　上海二工場、南京一工場を有し、資本合計一、〇〇〇萬元以上にして年産能力三二〇萬樽、浦口には我國唯一の硫安工場があり、最新にして大規模なる設備の下に年産能力五萬瓲に上つてゐた。

煙草製造業　資本三、六〇〇萬磅の英米煙草トラストは別としても、斯業の中心地上海に於ける事變前資本金一、二〇〇萬元と三六〇萬元の二大華商會社を初め中小工場約七、〇〇〇軒を算してゐた。

其他諸工業　染色工場及各種雜貨製造工場は上海及び其の附近に集中し、事變前の護謨工場は三八あり、その日産能力は護謨靴のみでも二〇萬足を突破した。又琺瑯鐵器一五工場に於て爐數七四、魔法瓶工場約二〇、日産能力二〇萬本と稱せられ、凡ゆる輕工業に於て上海及其の附近は中國に冠たるものがあつた。之等諸工業の原動力たる發電事業に就ても中國總發電能力五十四萬二千キロワットの過半を江蘇一省に於て保有してゐたのである。

（四）列國の投資狀況

主要列國の事業投資額は何れも全國投資額の六〇乃至七〇%を上海及び其の附近に集中してゐるが、列國の上海に於ける投資額をみれば左の通りである。

（一九三一年リーマー調査。同年對米爲替五〇弗を以て圓に換算す）（單位百萬元）

	上海投資額	全國に投資する比率
英國	一、四七五	七六・六
日本	四三〇	六六・四
米國	一九五	六四・九

リーマーに據れば、全中國に於ける列國事業別投資額は左の如く各事業を通じ英國が其の過半を占め、殊に運輸業鑛業の如きは實に八〇%に及んでゐる。日本の投資は各種製造業及輸出入業に於て三〇%を占め、米國は公共事業に四割の投資をなしてゐる。卽ち英國は輸出入業、不動產營業、製造業、鑛業、運輸業、金融業各種に亘り斷然列强を壓し米國は輸出入業、公共事業に主力を注ぎ、日本は紡績を中心とする製造業、輸出入業を主としてゐた事が判明する。かくの如く列國資本の集中は其の政治的勢力と相俟つて華中一帶に亘り複雜なる權益の錯綜を現出しつゝあつた。

全國に於ける列國事業別投資表（民國二十年）（リーマー調査、換算率前表と同じ）（單位百萬圓）

	英國	日本	米國
運輸業	二六九・八	二〇・一	二一・六
公共事業	九六・四	—	七〇・四
鑛業	三八・六	九・七	〇・二
製造業	三四六・八	二三三・七	四一・〇
金融業	二三一・二	六五・〇	五〇・六
不動產營業	四〇四・六	—	一七・〇
輸出入業	四八一・六	二四八・二	九五・四
雜	五七・八	七二・一	四・二
合計	一、九二六・八	六四七・八	三一〇・四

列國投資の好餌たる上海灘路の遠望

（五）戰前の對外收支

本政府の行政地域は由來民國の經濟的中樞に位し、就中上海は中

國の心臟をなす。卽ち同港は民國二十五年には內地より約十五億、外國より九億、合計二十四億元を入れ、他面內地向十二億、外國向九億、合計二十一億元を支拂つてゐる。斯かる尨大な金額の計數に徵しても上海の全中國經濟上に於ける重要性は自ら判然とするであらう。

蘇・浙・皖三省對外收支推計　（民國二十五年）（單位百萬元）

類別	項別	收入 中國內地	收入 外國	收入 合計	支出 中國內地	支出 外國	支出 合計
貿易收支	商品輸出入	五六八・六	四二〇・〇	九八八・六	五一一・二	五八九・六	一、一〇〇・八
	金銀移輸出入	〇・六	三三二・五	三三三・一	五三・七	一四・二	六六・九
	計	五六九・二	七四一・五	一、三一〇・七	五六三・九	六〇三・八	一、一六七・七
事業別收支	貿易外收支	三三・七	—	三三・七	二・〇	七九・九	八一・九
	借款利子收支	一三〇・〇	五・五	一三五・五	—	三〇・四	三〇・四
	新規投資收支	一四四・四	六八・五	二一二・九	八七・一	五・〇	九二・一
	投資回收々支	一・〇	八・〇	九・〇	—	—	—
	海運關係收支	二九・五	二三・一	五二・六	五・三	四・四	九・七
	保險關係收支	一・二	一・七	二・九	〇・四	八・四	八・八
	勞務利益收支	—	—	—	一七・一	四・九	二二・〇
	諸消費收支	一六・五	六九・〇	八五・五	八・七	一八・一	二六・八
	財政關係收支	五八九・七	—	五八九・七	五〇三・七	一三四・一	六三七・八
	計	九三五・〇	一七五・八	一、一二〇・八	六二四・三	二八五・二	九〇九・五
總計		一、五〇四・二	九一七・三	二、四二一・五	一、一八八・二	八八九・〇	二、〇七七・二
收支超過額		—	—	—	（十）二六〇	（十）二九・三	（十）二五五・三

(六) 金融的地位

前述の如く蘇浙皖三省は對外收支各二十數億元を有し、その中心上海は全中國の金融的心臟を形成してゐる。上海を中心とした斯かる生産物資の關係する尨大な資本の移動は、凡て直接間接に上海に所在する外國銀行並に中國銀行を經由して運行してゐたが、次に中國所在銀行の蘇浙地帶への集中狀況を示して金融上に於ける華中の地位を明確に表示する。

蘇浙兩省所在銀行の中國全銀行に對する比率　（民國二十六年）

類別	本店數	分支店數	對全國人口	對全國面積
蘇浙兩省	三五%（九〇行）	三五%（五七三行）	一六%	三%
其他	四五%（七四行）	六五%（一、〇五五行）	八四%	九七%

註　其他の行數中には香港其他國外所在のものを含む

卽ち蘇浙兩省內銀行の本店總數は他省の面積人口に逆比例し、中國に於ける代表銀行の殆どが上海及其の附近に集中し、中國銀行總數（海外をも含む）一六四行中其の五五%に相當する九〇行は本店を蘇浙兩省內に所有してゐる。又上海に本據を有する中國系大銀行は全國銀行の拂込資本、預金、貸出總計の夫々八〇—九〇%を占むものと推測せられる。

以上諸項に於て述べた如く、華中の戰前に於ける經濟力は甚だ強力で、蔣介石をして此の地盤を金城湯地とし一路抗日救國を絶叫せしめたわけである。加ふるに華中住民は古來獨自の氣候、風土、歷史、產業を有して言語、風俗思想、人情に他の諸地方と趣を異にし、且つ揚子江に培養せられた高度文化を基とし徹底した民衆の政治的訓練が行

はれ來つた爲、戰前に於ける反滿抗日思想は頗る熾烈であつた。併し今やこれ等の誤つた思想を清算し、總ての施政を芟除し、戰禍の收拾、經濟の再建に邁進せんとする本政府は、よく上述の華中戰前の經濟的地位及び特殊性を洞察して最も之に適應する復興開發の方針を樹て、之に基いて各般の建設を指導し來つたのである。

二、事變による華中經濟の破壞狀況

(一)　貿易の減退

今次事變によつて戰禍の中心地となつた上海は、經濟的機能が殆んど破壞せられ、貿易は停頓、工場は燒失、失業者は溢れ、農民は收穫期に田畑を捨て、視るに忍びぬ慘狀を呈した。貿易・工業・農村・交通・公共事業及び金融市場にみた影響は左の如くである。

民國二十六年度貿易額　（單位　千元）

類別	輸出金額	比率	輸入金額	比率	合計	比率
全中國	八三八、七七〇	一〇〇・〇〇%	九五六、二三四	一〇〇・〇〇%	一、七九五、〇〇四	一〇〇・〇〇%
上海	四〇四、六七二	四八・二五%	五一〇、八二一	五三・四二%	九一五、四八三	五〇・八三%

八・一三以來貿易は停頓して急變化を生じたが、勃發時の二十六年度に於ては上半期に好調であつたゝめ計數的には上海の地位は大なる變化が生じなかつた。併しこれを實質的に檢討すれば甚しく減少し、同年八月以降八ケ月間の貿易總額は、それ以前の八ケ月間に比較して六九・一%減の二五六、一〇〇〇千元にしか過ぎぬ。

また廿七年一月から三月までの上海及び各地の貿易額を前年度に比較してみると、輸出入總額は上海では約七〇・

五%減の八五、四一七千元で殆んど全滅狀況であり、上海以外では逆に漁夫の利を得て二六%增の二七九、四六三千元となつてゐる。次に事變勃發後半年間の上海港國別輸出入貿易額を前年同期に比較すれば、各國とも未曾有の激減振りを示し、從つて上海に出入する船舶噸數も著しく減少してゐる。

事變後半箇年上海國別輸出入額　（單位　千元）

國別	自民國廿六年九月至民國廿七年二月	自民國廿五年九月至民國廿六年二月	減少率(%)
日本	二、九三三	八〇、一八六	九六
英國	二八、五八一	五七、四四七	五〇
米國	四三、五八四	一三六、二六二	六八
獨逸	一七、四四五	六二、七三〇	七二
其他	八二、三九二	一七〇、九一五	五二
合計	一七三、九三五	五〇七、五四〇	六六

事變後半箇年上海出入船舶噸數　（單位　千噸）

類別	自民國廿六年九月至民國廿七年二月	自民國廿五年九月至民國廿六年二月	減少率(%)
船舶入港	一、九二九	一〇、五六六	八二
船舶出港	一、九二一	一〇、五四八	八二

(二) 工業上の打撃

工部局の調査によれば北部及び東部の共同租界戰區における工場勞働者は、戰前十三萬五千人と概算されたが、戰

後は精々四萬人内外に激減し、此のうち中國人工場に復職したものは三千人内外の僅少なものである。同區域内では燒失工場九〇五、その外一千の中國人經營大小工場は何れも多少の損害を蒙つてゐる。

（工場別被害統計は廿八年度維新政府之現況參照）

また舊上海市社會局が一昨年十一月作成した統計によれば、戰前の工場五、二五五のうち被害程度は閘北全滅、共同租界七〇%、浦東五〇%、南京三%で二、九九八工場を失ひ、更に南京陷落などにより二、二七二工場も全滅とみて、推定總額七億元の損失を被つた。此の外、無錫・常州等工業都市の被害も甚大であつた。

一方日本人經營の方面では、豐田紡・日華紡をはじめとして工場の損失總額三千萬圓、その他、中小工場一千萬圓、倉庫棧橋及び一般商取引上の被害をあげれば累計七千五百萬圓に達する見込である。

（三）農村の破壞狀況

今次事變によつて農村もまた被害甚大であり、蔣軍は退却にあたつて常套手段である掠奪・放火・破壞を擅にしたゝめ、農家は家を燒かれたばかりか、家畜・食料・種子にいたるまで喪失してしまつたのである。たゞ華中に於ては耕地や灌漑施設の如き生產施設が比較的損傷尠なかつたゝめ、生產手段の被害は割合に回復し易く、被害の甚大なのは主に流通方面であつた。

則ち農產物の地方集散地である小都市または縣城は、更にこれらを上海・南京・杭州等の商工業都市に輸送してゐたゝめ、その取引徑路は殆んど潰滅せしめられてしまつた。併し本政府の成立以來その政府方針が着々實現されるに及んで、逃亡住民が續々歸來しつゝあるは當然の現象であらう。

（四）交通及び公共事業の被害

上海を中心とした揚子江及び沿岸航路は華中經濟の動脈であつたが、事變と共に全然停頓の狀態に立到つた。揚子江では中國及び友邦所有汽船の尠なからざる沈沒、或は碼頭、倉庫の破壞さへ行はれ、且つ民間汽船の黨軍による徵發または香港その他外國諸港への逃亡、或は江陰沖揚子江の黨軍による閉鎖等により、上海と長江沿岸各地との航行は全然不能となつてしまつた。

黃浦江、蘇州河、その他クリーク及び運河も同樣であり、舟運は一時全く停頓、復興後も黨軍の敗殘兵、匪賊の出沒等によつて著しく交通を阻碍されて來てゐる。外洋航路に於ても同樣に上海向外洋船入港は一時杜絕し、歐米船は上海向貨物を香港・マニラ方面に揚陸し、香港の如きは滯貨山をなす狀況であつた。

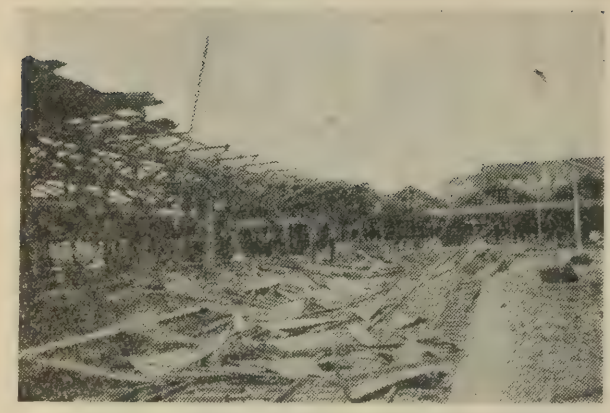

燒け落ちた上海北停車場の慘狀

鐵道施設の破壞狀況に於ては一層甚だしく、車輛は殆んど黨軍に持逃げされて鐵道車輛の殘存使用に耐へるものは僅かに戰前の七%に過ぎず、バスは皆無、公路は破損し、橋梁は大部分破壞され、京滬、滬杭甬兩鐵道の鐵橋は六〇餘箇所破壞され鐵道附屬建物は七〇%以上の被害を被つてゐる。

電氣通信も同樣で、眞茹及び劉家行の無線送受信所は勿論、各地の電信、電話ともに不通となり、上海閘北では發電所及び變電所が使用に耐へぬまでに破壞され、その他南市及び浦東の發電所、杭州の閘口

發電所もそれ〳〵損害を被つてゐる。水道施設も同樣で閘北、南市、浦東等の配水設備が破損を受けてゐる。

(五) 金融市場の混亂

事變以來法幣は極度の不安に脅え資本の逃避が目立つに至つた。特に事變が上海に波及するや、蔣政權の金融安定辦法の効力や、紙幣發行を奥地に行ふ事、在外正貨が相當多額であつた事などにより法幣價は暫く安定を續けたのであるが、事變による財政の破綻、在外正貨の減少などで英國必死の維持にも拘はらず法幣價は漸次基礎の脆弱を露はしてきた。かくて廿七年三月十四日より黨政府は止むなく爲替管理を實施、中央銀行は外國爲替の拂下を實需に限り每週一回爲替銀行より申込を受付け、これに任意割當を行ふ事としたが、割當額は次第に減少し爲替もまた脆弱性を暴露し來つた。元來この金融安定辦法は法幣の安定と共に銀行機能を大半封鎖して、上海諸銀行を破產から救濟擁護せんとしたのであつたが、事變の擴大と共に實質的には著しく麻痺狀態に墜入る事となり、これがため救國公債の引受に黨軍の計畫も大きな齟齬を來したのである。

廿六年九月一日發行の五億元の救國公債は黨軍の報道によれば全部消化されたかの如くであつたが、事實は半額前後の引受であつて、かゝる程度のものさへも消化し切れぬ金融の逼迫を暴露した。加へて上海證券交易所の閉鎖により統制相場は崩壞され、事變後闇相場の横行となり、平均十元方、更に最近は卅元方公債の暴落を示すような狀況に立到つてゐる。一面商工業貸付は當然回收の見込なく、秩序の混亂から新規貸付は一時停止を餘儀なくされ、金融市場の梗塞は商人のみならず、上海諸銀行を沒落の淵に追ひ込みつゝある。錢業公會規定のコールも亦これにつれて廿六年末には事變前の四倍半即ち千元につき四元五角といふ驚異的暴騰となつて現れた。蔣系の聯合割引貸付委員會が

四行聯合財政辦法によつて、僅かにこの金融の危機打開に微溫的方策を講ずる狀態であつたが、燒石に水で全面的打開は及びもつかぬ狀態に落ち込んでしまつた。また一方戰局の進展と共に爲替統制實を割當制とした蔣政權は、その操作を更に香港、漢口にも移さんと試みたが、漢口も亦陷落した爲に遂に爲替統制は放棄狀態となつた。このため法幣相場は益々崩落して當初の統制値たる一志二片半を下る事五割餘の六片となり、一時四片をも示した事すらある。かくて上海の銀行はいかにして活路を見出すべきか全く氣迷ひ狀態となり、黨政府銀行は止むなく政府と共に一時漢口に本店を移し更に重慶に移轉してはゐるが、民間銀行は現狀維持のまゝ去就に惱んでゐる。從つてこれら銀行資本を今後如何にして我が建設工作に動員せしめるかは極めて重大な問題となつてゐるのである。

三、華中經濟再建の方策

(一) 中日經濟合作

政府は成立と同時に經濟方面に於ける政綱として失業救濟・資源開發・工業振興・農產物改善等、國家の指導の下に國外資本を吸收し、友邦の經濟力と提携を計つて之を遂行すること、並びに既成の商工企業及び金融組織を扶助しその穩固なる發達に俟つて國富を增加することを闡明した。而して華中經濟の再建は、中國經濟の心臟部たる上海方面の戰禍の特に甚しかりしこと、及び此の地方の中國經濟に於ける重要地位竝に特殊性に鑑み、戰局の進展途上に在り乍ら逸早くその骨格的構築に着手する事とした。蓋し華中の經濟的再建は、民衆をして蔣政權の秕政と共匪跋扈による經濟的桎梏を一日も速かに脫せしめ、新秩序の下に東亞永遠の和平を確立すべき要諦なるがためである。

事變勃發直後の華中經濟は未曾有の慘禍に機能を全く破壞せられ、諸業の荒廢その極に達して城市鄉村ともに民衆は塗炭に苦しみ、その收拾は一刻も遲滯を許さなかつた。當時政府に於て復興に焦慮するも、如何にせん現實に資金物材技術の抽出は期待し得ず、再建の意氣旺んなりと雖も友邦日本の援助がなければ諸業の復興開發は望むべからざる狀態であつた。茲に於て政府は中日合作による經濟再建の方策を確立したのである。卽ち我政府と理想を同じうする友邦日本に於ても右方策の確立に呼應して、官民一致、華中經濟の振興のためには全幅の支援を惜まぬ方針を樹立し中日合作して相俱に時艱の收拾に當る事となつた。かくて誕生した華中振興會社の設立はその最も具體的な一例である。華中經濟再建援助に對する友邦日本の熱意と雅量は、民國二十七年一月、日本現地當局により發せられたる左記談話によるも之を窺ひ知る事が出來る。

華中振興會社設立ニ關スル友邦日本現地當局談

一　帝國ハ東亞ノ平和ヲ確保シ世界文化ノ向上ニ寄與スルヲ國是トナシ特ニ隣邦中國ニ對シテハ共存共榮ノ方針ヲ持シ終始之カ實現ニ努メ來レリ然ルニ蔣介石政權ハ多年國政ノ全般ニ亘リ排日ヲ事トセサルナク遂ニ今次事變ヲ招來スルニ至レリ之カ爲全中國經濟界ノ中樞地タル上海附近モ亦其機能ノ大半ヲ喪失シ現ニ戰區良民ノ經濟的苦境ニ瀕シアルハ衷心同情ニ堪エス

二　帝國政府ハ曩ニ一月十六日附ヲ以テ爾後國民政府ヲ相手トスル事ナク帝國ト所信ヲ同シウスル中國民衆及政權ト相提携シテ獨自ノ見解ニ基キ時局ノ處理ヲ圖ルノ決意ヲ宣明セルカ既ニ華中方面我軍占領地域ノ良民間ニ於テモ蔣政權ノ過誤ヲ認識シ帝國ノ眞意ニ信倚シテ共ニ時難ノ克服ニ當ラントスルノ機運漸ク濃厚ナルモノアルニ鑑ミ帝國政府ハ右機運ニ呼應シ官民一致シテ中國側ニ於テ實施ス可キ華中經濟復興並ニ開發ニ對シ全幅的支援

ヲ與フルノ方針ヲ確立セリ華中振興株式會社設立ノ趣旨亦實ニ玆ニ存ス

三　蔣政權ノ長期抵抗ニ基因スル帝國ノ中國奥地ニ對スル經濟封鎖ノ結果今後益々一般良民ニ苦痛ヲ與フルハ帝國ノ本意ニアラス是等良民カ長期抵抗ニヨル經濟的桎梏ヲ脫シ眞ニ善隣相携ヘテ一日モ早ク東洋平和ノ永久的礎石ノ確立ニ寄與セン事ヲ期待ス

四　第三國ノ正當ナル在華權益ノ尊重ハ元ヨリ帝國不動ノ方針ニシテ中支振興株式會社ノ機能モ亦何等コノ種權益ヲ脅威スルモノニ非サルハ勿論華中復興開發ニ於ケル事業投資ニ對シ理解アル第三國ノ協力ハ寧ロ歡迎セントスル處ナリ

（二）華中振興會社の設立

政府は華中經濟の再建に當り中日經濟合作の方策を確立すると共に、先づ華中民生に最も影響ある公共事業及び重要資源開發事業の復興建設に着手した。卽ち上海から始めて華中各地に及ぶ交通・運輸・通信・電氣・瓦斯・水道・都市建設・鑛業・水產・鹽業・蠶絲等の復興建設がこれである。これ等の根幹的諸事業は政府の統制、指導によつて復興建設することゝし、これ等を基礎として他の一般產業の振興及び貿易の伸張を圖る事とした。一般產業の恢復については勿論自由企業を原則とし、政府は民間資本の復歸活動を奬勵してゐる。

政府の指導による公共事業及び重要資源の開發事業は、日本當局及び華中振興會社の協力により、民國二十七年春以來着々復興するに至つた。これ等事業は概ね三ケ年を以て事變前の水準に迄復せしむる計畫にして、大半は維新政府法人として組織せられた中日合辦の國策會社の經營に委ねることゝなり、資本は概ね政府及び中國民間所有の既存

設備を現物出資しこれに華中振興會社を通じて得たる日本側の現金出資及び技術を加へたるものである。この種の各公司は友邦軍管理の下に既に遂行せられてゐた應急的復興工作を繼承し、公司設立と共に本格的企業の形態を整へたのである。華中振興會社と資本關係を有つこの種事業會社は、左記の如く民國二十七年中に九公司、二十八年に三公司の設立を見た。

會社名	設立年月日	會社名	設立年月日
華中鑛業股份有限公司	民國二十七年四月八日	華中水電股份有限公司	民國二十七年六月三十日
上海內河輪船股份有限公司	民國二十七年七月廿八日	華中電氣通信股份有限公司	民國二十七年七月廿一日
華中蠶絲股份有限公司	民國二十七年八月十日	上海恒產股份有限公司	民國二十七年九月十日
華中都市公共汽車股份有限公司	民國二十七年十一月五日	華中水產股份有限公司	民國二十七年十一月六日
大上海瓦斯股份有限公司	民國廿七年十二月廿七日	華中鐵道股份有限公司	民國二十八年四月三十日
淮南煤礦股份有限公司	民國二十八年六月十五日	華中鹽業股份有限公司	民國二十八年八月廿一日

以上十二公司の資本總額は一億七千三百萬圓で、そのうち中國側の出資は六千二百三十餘萬圓、政府出資はその六四・四%を占めてゐる。華中振興會社は我政府に協力し、右諸公司事業に對する投資、融資竝に全般的調整に當る日本側國策會社で、民國二十七年十一月七日資本金一億圓、第一回拂込金約三千一百萬圓を以て上海に設立せられ、現在拂込資本金三千七百餘萬圓、投資額（持株拂込濟金額）三千二百餘萬圓に達してゐる。

華中振興株式會社

本社は民國二十七年四月三十日公布せられた日本華中振興株式會社法により設立せられた會社で、中日共榮の精神に基づき華中に於ける經濟の復興及び開發を助成するを目的とするものである。

一、名　稱　華中振興株式會社

二、所在地　本店　上海　支店　東京

三、資本金　一億圓（拂込三七、二〇一、六〇八圓）

四、業務　下記事業に對する投資又は融資、交通・運輸・通信・電氣・瓦斯・水道・鑛產・水產及び其他の華中に於ける公共の利益又は產業の振興のため必要なる事項。但し特殊の事情ある場合に於ては政府の認可を受け、前項各號に揭ぐる事項を自ら經營する事を得。

五、株主資格　本會社の株主は總裁の承認を受けたる時は外國人と雖も之を所有する事を得。

六、特典

一、本會社の民間株主はその受く可き配當金が年六分に達するまで優先配當權を認む。

二、政府は民間株主に對する配當の確實を期するため、營業年度及び今後五年間一定の金額を補給す。

一、本會社は政府の認可を受け拂込金額の五倍を限り、華中振興債券を發行する事を得。

一、政府は華中振興債券の元金の償還及び利息の支拂につき保證する事を得。

華中振興會社關係事業會社資本概要（單位千圓）（民國二十八年末現在）

事業名	資本額	日本側 振興會社	日本側 其他	中國側 現物	中國側 現金	現金出資拂込
鑛業	三〇、〇〇〇	四、五〇〇	五、二五五	一〇、〇〇〇	二四五	二分ノ一
水電	二五、〇〇〇	七、五〇〇	二、五〇〇	一五、〇〇〇	一	二分ノ一
內河	二、〇〇〇	六〇〇	一、二七七	七〇	五三	二分ノ一
電信	一五、〇〇〇	六、〇〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇	一	二分ノ一
恒產	三〇、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一	二分ノ一

バス	三、〇〇〇	一、四八八	一、五〇〇	一〇	二分ノ一
水産	五、〇〇〇	二、七七〇	一、七〇〇	三三〇	二分ノ一
瓦斯	三、〇〇〇	一、八〇〇	一、〇〇〇	二〇〇	二分ノ一
蠶絲	一〇、〇〇〇	二、〇〇〇	五、一四四	二、八四四	二分ノ一
鐵道	五〇、〇〇〇	三二、五〇〇	八、五〇〇	—	四分ノ一
炭礦	一五、〇〇〇	四、一五〇	五、〇〇〇	四、三五〇	四分ノ一
鹽業	五、〇〇〇	二、〇〇〇	五〇〇	—	四分ノ一

（三）一般産業の中日共同經營

政府は華中振興會社關係事業以外に於ても特に必要と認めたるものに就ては、政府の指導により中日合辦の事業會社を設立する事に努めた。その顯著なものとしては華興商業銀行・中華航空公司・中華電影公司・華中印書局等があり、これ等公司には政府よりも夫々相當の出資をなしてゐる。

紡織・製粉・製紙・セメント・硫安・煙草其の他一般工業に關しては、友邦軍當局の協力を得て中日協同經營による再興を奬勵してゐる。政府のこの方策に從つて民國二十七年春以來、賢能の國人等續々中日協同經營による工場の再開を企圖するに至つてゐるが、尙上海租界内に於て蔣派の手先によるテロ行爲、第三國人の不當な介入、無理解な工場主の逃避的態度等により完全な協同經營に移り得ないものが尠くない。これ等については一先づ工場を友邦軍管理の儘とし、友邦軍當局の臨機的措置により適當な友邦側當業者に經營を委任し、能ふる限り速かに操業を再開せしめ以て難民の復歸、失業の救濟を圖ることゝなつてゐる。この間の事情に關しては民國二十七年七月十日政府及び友邦軍當局において發したる左記談話により充分窺ふ事が出來る。

維新政府當局談

維新政府ハ日華兩國ノ緊密ナル經濟提携ヲ以テ建國ノ一大使命トセルモノニシテ友邦日本ノ協助ヲ得公正妥當ナル條件ノ下ニ日華協同經營ニヨリ各種產業ヲ再興シ難民ノ復歸罹災者ノ生活安定ヲ圖リ着々其ノ成果ヲ收メツヽアルハ甚タ欣快トセル處ナリ然ルニ從來無理解ナル一部ノ工場經營者ハ第三國人ト結托シ虛僞ノ名義變更又ハ僞裝ノ賣買ヲナシ故意ニ日華兩國ノ經濟合作ヲ妨害シツヽアルハ甚タ遺憾トセル處ナリ這般日本陸海軍當局カ發表セル中國側工場經營ニ關スル方針ハ當政府ノ常ニ念願トセル急速ナル經濟復興ノ機宜ニ適セル對策ニシテ之ニヨリ荒廢セル戰區ハ正ニ旱天曉雲ノ慶ヲ迎フルニ至ル可シ

曩ニ華中鐵鑛公司ノ設立ヲ見最近又華中水電公司創立セラレ着々日華經濟合作ノ如實ニ具現セラレツヽアルハ國家ノ爲誠ニ慶賀ニ堪エサル處ナリ善良ナル中國民衆ハ克ク日華經濟合作ノ眞意ヲ辨ヘ宜シク日本側ノ誠意ニ信倚シ以テ經濟復興ニ貢獻セン事ヲ望ミテ已マス玆ニ日本陸海軍當局談發表ニ方リ聊カ所信ヲ披瀝シ一般民衆ニ告ク

民國二十七年七月十日

日本陸海軍當局談

帝國陸海軍ハ蔣政權ノ徹底的膺懲ニ邁進スルト共ニ他方占領地域內ニ於テハ維新政府ヲ支援シ極力產業ノ復興難民ノ救濟ニ資センカ爲休止中ノ各種工場ハ速カニ之カ運轉ヲ開始スルノ要ヲ認メ中國側工場經營者ノ實情ニ鑑ミ其ノ主要ナル工場ニ對シテハ日本側ヨリ技術上經濟上ノ援助ヲ與ヘ斯業ノ急速ナル復興ニ寄與セントスル次第ナリ

而シテ本協同經營ノ目的ハ蔣政權ノ壓制ヨリ離脫セシメ日本側企業家トノ提携ヲ圖リ以テ共存共榮ノ實ヲ擧ケ

ンカ爲ナリ毫モ之ニ依リ財産ノ沒收或ハ利益ノ壟斷ヲ企圖スルモノニ非サルヲ以テ日華協同經營ノ場合ハ適當ナル日本側業者ヲ嚴選ノ上公正妥當ナル經營許可條件ヲ附シ實施セシム然ルニ中國人側ニハ內心協同經營ヲ希望シツヽモ或ハ財産ノ沒收ヲ恐レ或ハ蔣政權ノ壓迫ヲ怖レ之ヲ忌避スルモノアリ又第三國人ニシテ之ニ乘シ虛僞ノ名義變更或ハ僞裝ノ賣買ニヨリ不當ノ利益ヲ貪ルモノアリテ日華當事者間ニオケル交涉ヲ遲滯セシメツヽアルハ實ニ不快トセル處ナリ

ヨツテ當局ハ斯クノ如キ行爲ニ拘泥スル事ナク協同經營ニ應セサル工場ニ對シテハ不取敢日本側業者ニ之カ經營ヲ委任シ成ル可ク速カニ操業ヲ開始セシムル事トセリ尙小規模工場ニシテ當局カ其經營者ノ復歸ヲ承認シタルモノハ必スシモ共同經營ヲナスノ要ナク成ル可ク速カナル操業ヲ歡迎スルモノナリ

昭和十三年七月十日

（四）工・商業の復業奬勵

戰禍のため生產販賣系統の潰滅は、華中經濟の復興に甚大な影響を與へてゐる。これを早急に復舊するため政府は極力治安の恢復に努めると共に、人民に廣く治下各地の現況を周知せしめ、流亡の復歸を勸告し、資金不足に惱む者には協力工商復業暫行登記辦法及び工商業者復業補助臨時手續を布告し應急の處置を施してゐる。

實業部佈告

蘇浙兩省ハ夙ニ物產豐富ヲ極メ居リタルモ戰區トナリシ後商ハ市ニ賣買ヲ休止シ農ハ原野ニ耕作ヲ廢シ四民ハ失業シ流亡ハ道ニ充テリ玆ニ於テ是ヲ思ヘハ憐憫ノ情ニ堪エス

本部ハ成立以來民生ノ安定ヲ目前ノ急務トシ現在業務停止中ノ大小商店及各種工場ニ對シテハ專ラ舊業ノ急速ナ恢復ヲ圖リ居ルモ、各地方ノ事情一樣ナラス其ノ內資本ノ缺乏ニ依リ業務停頓ヲ來セルモノ尠カラス大多數ハ謠言ニ誤ラレ歸鄉ヲ躊躇シ或ハ當地官廳ノ保護周到ナラサルヲ憂ヒ尙傍觀ノ態度ヲ取レリ

本部長ハ廣ク各方面ニ照會調査シ人民ノ心底ヲ洞察悉知スルニ至レリ卽チ救濟ヲ圖ルニ先ツ實際ノ狀況ヲ調査セハ始メテ臨機應變ノ處置モ講シ得可ク成功モ迅速ナル可シ其ノ爲特ニ「協力工商復業暫行登記辦法」「工商業者復業補助手續」八ケ條ヲ制定シ之ヲ佈告施行ス各々遵守シ左記手續ニ依リ當部ニ登記ヲ申請シ分別處理ヲ受ク可シ躊躇シ自ラ誤ル事ナク好機ヲ逸スル事勿レ

計開(記)

實業部工商業者復業補助臨時登記手續

一　本部ハ工商業者ノ復業ニ迅速ナル便宜ヲ與ヘンカ爲特ニ工商業登記ヲ施行ス

二　凡ソ蘇浙兩省ニ於テ工商業ヲ經營復業セントスル者ハ左記各條ニ依リ本部ニ登記ヲ申請ス可シ

三　復業登記ヲ申請スル時ハ左記各項ヲ記載ス可シ

(一)工廠商號名稱及所在地　本支店ノ同時ニ復業スル時又同シ

(二)支配人或ハ代理人ノ氏名住所　代理人ヨリ申請スル時ハ支配人ノ證明ヲ添附ス可シ

(三)營業種類

(四)資本金額

(五)出資種別

(六)過去ニ於ケル經濟狀況今回ノ被害程度及復業ノ方針

(七)補助請求ノ目的　登記申請用紙ハ本部工商司ニ請求シ郵送ヲ受クヘシ

四　工廠商店ヨリ登記ノ申請ヲナスヘキ時ハ事實ニ依據シ詳細ヲ記入ス可シ

若シ虚僞ノ點アル時ハ之ヲ却下シ其ノ輕重ニ依リ處分ス可シ

五　本部ニ於テ前項ノ申請ヲ受理セル時ハ事實審査ノ上其ノ順次ニ依リ登記シ登記濟證書ヲ交付スル必要アリト認ムル時ハ實施調査員ヲ派遣シ其ノ事情酌量ノ上補助ヲ給與シ早急ナル復業ヲ實現セシム可シ

六　前項ノ登記ハ未タ復業セサル商店工廠ニ限ルモ已ニ復業シ尙整理ヲ要シ補助ノ權利ヲ享ケントスルモノ亦第二條ノ規定ニ依リ登記ヲ申請スル事ヲ得

七　工廠商店ハ復業登記ヲ申請シ登記證書ヲ交付セラルヽ時手數料金壹圓ヲ納付ス可シ

八　前項登記期間ハ本手續公布ノ日ヨリ三個月ヲ以テ限リトス

民國二十七年五月一日

また政府は中日經濟合作による工商業の復業を容易にせんがために、成立直後舊國民政府の公司法に必要な改訂を加へ、更に商標法に就ても同樣の趣旨に基き改正を施したのである。工業の奬勵に關しては二十八年十月特に工業奬勵法を制定し、實業部に於て之が事務取扱を開始した。卽ち、凡そ中華民國人民所辦の工業で(一)機械を應用し又は手工を改良して貨物を製造するを目的とし內外市場に國際競爭者を有するもの(二)外國最新の方法を採用し初めて本國一定區域內に於て製造するもの(三)本國に於て專利權を有する發明を應用し國內に於て製造するもの、等に對しては實業部より審査の上、(一)輸出稅の減免(二)原料稅の減免(三)國營交通事業の運輸費の減免(四)奬勵金の下附(五)一定區域內に於ける五年以下の專製權の附與等の奬勵方法を講ずることゝなつた。

(五)　實業行政會議

政府は二十八年三月八日より三日間に亘り上海に實業行政會議を召集し、顧問として友邦當局者の出席を乞ひ、各般の經濟建設工作殊に農村復興に關する計畫案を審議決定した。尙同會議を通過した方案左の如くである。

（一）實業部提出の農村復興三ヶ年計畫及び其の推行序程
（二）各種中日合辦事業の創設及び推進方案
（三）各種統制事業の創設及び推進方案
（四）各地農產物交易所の設置方案
（五）政府及地方組織の聯繫實施方案
（六）各地方組織より農業技術專門の人材を推薦し、政府に於て服務せしむる方案
（七）各地農會商會等の代表者を農村復興會議に出席を求める方案
（八）農村復興會議の會期及び地點に關する方案
（九）各地調查報告の徵集方案
（一〇）農村復興三ヶ年計畫の宣傳方案

四、政府指導下の經濟再建史

（一）海運及び港灣

揚子江航運事業の再建は華中經濟建設工作の第一步とも謂ふべき重要性を有してゐるが、該航路は引續き戰場たる域を脫せず、且つ從來國際權益の錯綜してゐた狀況からその處置に就ては特に愼重熟慮が拂はれてゐる。友邦軍は作戰上一部揚子江の自由航行を禁止しながらも、着々碼頭その他の航運諸施設の修復、沈沒船の引揚げ、閉塞線の啓開等を圖り、我政府の建設工作に協力してゐる。

一方蔣政權は卑劣にも招商局所有碼頭倉庫等を第三國に賣却我が經濟再建を妨害せんとしたが、之等の財產は政府成立以來當然我方の所有に歸したものであるため、二十七年四月二十五日に交通部は布告を發し、招商局財產に關す

る對第三國の如何なる契約も無效なる旨を聲明した。同年五月二十三日交通部は更に中國船舶が援蔣第三國の干渉により其の旗幟を變じて開港場に出入することを禁ずる旨の布告を發し、同時に船隻の登記制度を實施した。

他方友邦日本は、航運保護の目的より對華航路及び長江航路に從事してゐた八大汽船會社を合同し、東亞海運會社を組織して我海運政策に協力する事となつた。卽ち該會社は資本金七千三百萬圓、全額拂込を以て二十八年の夏に成立し、六十一隻、十六萬噸の汽船を擁して、不取敢友邦の軍事輸送に從事すると共に、揚子江航路船の擴充を目指して多數新船の建造に着手した。これと同時に右友邦の海運業者の努力に呼應して華中振興會社の協力をも得て中日合辦の華中航運公司の設立に着手したが、交通部の指導する華中航運の船舶は、東亞海運船舶の寄港し得ない非開港地にも自由に出入する中國船であるため、後者と全く唇齒輔車の關係に立ち、中日提携、長江航運の實權確保、援蔣第三國船の排斥に共に邁進する事となつた。

各港灣の修築改良に關しては友邦軍當局及び東亞海運により既に大半完成してゐるが、上海港は特に政府の指導する新都市計畫に基き、上海恒産公司をして之に當らしめ新式公共碼頭、ジヤンク溜の建設を急ぎつゝある。尙揚子江各港内に於ける艀業並に曳船業の統制經營及び各港間の民船廻漕業について政府の指導下に二十八年四月揚子駁運公司なる資本金二十萬圓の中日合辦會社を設立し、民船の全般的統制運用のためには二十七年六月上海内河民船公會を設立更に之を蘇浙皖民船公會に發展せしめ、一般貨客の輸送に從事する中國民船を指導し、航運業の改良發達を期することゝなつた。又南京に於ては特に碼頭工人の統制配給を圓滑ならしめ、且つ工人の福利を增進せしめんがため南京華工總公會及び南京碼頭工人福利公司が設立された。

(二) 內河汽船

政府治下に於ける內河汽船運輸は事變直後全く杜絶したが、漸次治安の恢復に伴ひ自然的に各種船隻の雜亂横行の傾向を生じたゝめ、取敢へず之が統制及び保護のため江浙輪船公司を設立し、其の所屬以外の一切の汽船汽艇の航行を禁じ、一面有力な統制會社の設立を計畫、二十七年七月二十八日前記公司を改組し中日合辦により新たに資本金二百萬圓の上海內河輪船股份有限公司を設立した。

嘉興のクリークに見る糯米の輸送

同公司は創立當初社有船二十隻、借受船十二隻、計三十二隻の汽船を所有するに過ぎなかつたが、その後逐增して二十八年十月末には社有船六十七隻、借受船十隻、傭船五十五隻、合計百三十二隻の多數に達し、曳船も亦八百五十一隻に達した。營業航路は上海を中心として蘇州河により北新涇・蘇州・無錫・常州・等に往復する蘇州班、黃浦江により閔行・著葉・松江・金山・平湖・嘉興・湖州・杭州等に往復する黃浦班に大別せられるが、尙この外奥地各地を中心に數十の線を有してゐる。

內河汽船による貨客輸送の增加振りは左の如くである。

內河汽船貨客輸送高

	旅客數	貨物數
民國二十七年十一月	六、七五一人	九、一三三噸
十二月	五、八九二	一八、三〇〇
民國二十八年一月	五一、六七二	二三、四二三
二月	三八、四四九	一八、五六六

三月　七七、一三六人　二六、〇六一噸　四月　八七、九二〇人　二七、三九八噸
五月　二三、三七三　五三、八七〇　六月　九四、八〇九　四八、三七三
七月　八七、四二八　四五、二〇三　八月　一〇四、二三三　五七、六五八
九月　二三、四一八　六二、六三四　十月　二五、七〇七　五九、八六一

（三）鐵道及び自動車運輸

華中に於ける鐵道施設はこれ又徹底的に破壞を蒙つたが、友邦軍當局の獻身的援助により應急的の復舊運營が間もなく完了した。二十七年春本政府は中日合辦の特殊會社を設立しその經營を友邦軍より接收すると共に自動車運輸をも兼營せしむる方針を樹て、交通部に於て協力準備を進め、二十八年四月三十日資本金五千萬圓華中鐵道股份有限公司を設立、日本側鐵道資材は華中振興會社を通じて本公司に出資せられた。同公司は五月一日友邦軍管理鐵道中江南に於ける約八百粁の經營を引繼ぎ、江北の部分も軍管理の儘で經營の委託を受けた。現在の運營路線は左の如くである。

江南の分（現在運營粁數七〇五粁）

1　海南線（上海—南京）
2　吳淞線（上海—砲臺灣）
3　海杭線（上海—閘口）
4　蘇嘉線（蘇州—嘉興）
5　南寧線（南京—孫家埠）現在南京—蕪湖間運營

江北の分（委託經營）

1　津浦線（蚌埠—浦口）
2　淮南線（裕溪口—田家庵）現在裕溪口—廬州間運營

また主要都市内の長途バス路線は現在左の十六線、路長合計九〇七粁に達してゐる。

1　京常線（南京—常州）
2　淳化線（新街口—淳化鎭）

3　溧水線（南京―溧水）
4　餘杭線（杭州―餘杭）
5　南蕪線（南京―蕪湖、當塗近郊）
6　浦揚線（浦口―六合）
7　蘇興線（蘇州―嘉興）
8　光福線（盤門前―光福鎭）
9　無錫線（無錫驛近郊）
10　上錫線（上海―無錫）
11　錫常線（無錫―常州）
12　蘇熟線（蘇州―常熟）
13　劉河線（眞茹―劉河）
14　崑山線（太倉―崑山）
15　句容線（句容―鎭江）
16　平湖線（平望―震澤）

（四）通信

事變により眞茹及び劉家行の國際無線送受信所をはじめ、各都市間の有線電信及び市內電話は大半破壞せられ、その復興は治安維持のためにもまた不正通信取締りの上からも急を要した。よつて本政府は廿七年一月その應急工事を國際電氣通信株式會社並に日本電信電話工事會社が上海で組織した華中電信公司に委任、同公司の復舊作業を極力促進すると共に、華中全般にわたる電氣通信事業の本格的復興と統制經營を圖るために華中電氣通信股份有限公司の設立を計畫し、同年七月卅一日中日合辦資本金千五百萬圓を以て同會社の設立が完了し、華中電信公司の施設一切を繼承した。なほ政府はこれがため同社の監督並に保護規定

南京無電臺の大鐵塔

を廿七年八月十日公布した。

同公司創立當時、電信電話業務取扱局所は上海國際電台・上海海岸電台・南京・蘇州・杭州の各電報局、上海閘北中心區及び南京の三電話局、上海の臨時應急送受信所等に過ぎなかつたが、その後各地施設の本格的復舊擴充が計畫されて、現在無線電信は日・米・伯林・羅馬・香港・マニラ・大連・青島・天津・南京・蘇州・杭州・漢口・日本船舶等に直通して居り、待望の眞茹送信所もまた廿八年五月復舊し、劉家行受信所も廿九年三月頃完成の豫定となつてゐる。また電報局も各地に施設され、市內電話は上海・南京の外蘇州・杭州・吳江・常熟・盛澤・鎭江・楊州・蚌埠等何れも復舊完成し、上海日本間には無線直通電話も開設された。

廿八年九月中に於ける電報取扱數は發着總數約卅四萬通で創業當時の四倍以上に達し、同月末現在の各地市內電話加入者は總數五千五百五十三名の多數に達してゐる。民國二十七年十一月一日現在及び二十八年十月三十日現在に於ける同公司事業指標を比較するに左表の如く目覺しい發展を示してゐる。

種別	二十七年十一月一日	二十八年十月三十日
電報電話取扱局所數	一八	五七
電信電話回線數	一七	五三
電話加入者數	二、〇五四	五、八七二
一ケ月電報發着信數	七八、六六二	二三四、〇一九
一ケ月市外及日華電話通話度數	八五五	八、五四〇
電信收入月額（圓、元等價トス）	一二三、六七一	四四五、一三三
電話收入月額（圓、元等價トス）	二、八九九	九六、二五一

なほ通信網は今後とも一層の復舊・擴充の計畫が企圖されて居り、上海と東京、倫敦、巴里を結ぶ國際無線電信、

上海と大連、漢口間の無線電話、上海東京間の電送寫眞並に上海南京間の樞軸線、南京より津浦線を北上して華北主要都市に結ぶ縱斷幹線及び南京から揚子江に沿つて西に走る橫斷幹線の有線電信電話施設等が計畫されてゐる。

(五) 航空

航空事業は、その性質上華中の範圍に止まらず全中國に亘り航路網を開拓する必要を痛感し、政府は臨時・蒙彊兩政府及び惠通公司と協力し、中日合辦の單一航空會社設立に努め、民國二十七年末交通部は北京に派員し、中華航空股份有限公司の設立に參加した。然るに同公司の資本金は當初六百萬圓に過ぎず、華中、華南に迄航路を延ばすことは望み難きため設立後直ちに增資計畫に着手し臨時・蒙彊兩政府及び大日本航空會社と協力して政府の出資を增加し、廿八年夏同公司の資本金を一擧五千萬圓に增資した。かくて同公司の事業は全國的のものとなり、勢ひ中心を華中に移すに決定し、本社も北京より上海に移轉の豫定である。政府は廿八年十二月十日中華航空股份有限公司條令を公布し、その保護・監督事項を規定した。華中に於ける同公司の航空路は廿八年秋南京から九江・漢口に到る間に先づ開かれ、廿八年一月には上海・廣東間に開始された。なほ南京・上海・福岡・東京間は早くから大日本航空會社の連絡航空路が開設されてゐる。

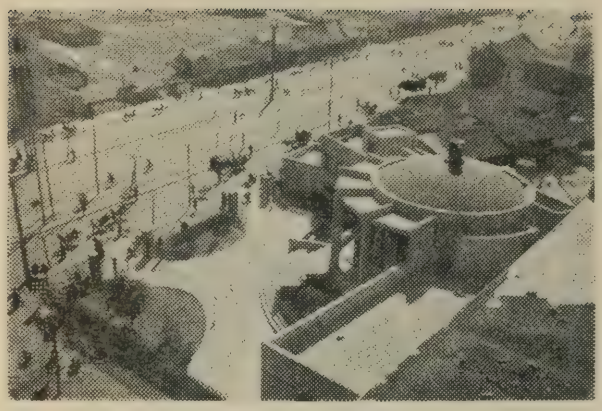

南京新街口に開設の中華航空會社

(六) 電氣及び水道

電氣及び水道は各種商工業の復業上特に速かなる復興の必要を痛感した爲、二十六年末取りあへず運轉可能のものより逐次復活せしめ、二十六年四月からその大部分は興中公司の委任管理に移された。同公司は電氣については日本内地電氣會社二十社により組織せられた華中電業組合、水道については友邦内務省支援の下に東京・大阪・名古屋・横濱各都市水道部よりの派遣員に委囑して所要の作業に當らしめた。六月三十日上海各電氣水道諸會社の現物出資及び友邦側現金出資を以て華中水電股份有限公司（資本金二千五百萬圓）が設立せらるるに及び、差當り上海租界外市區竝に近郊の電氣水道を本會社の事業として經營せしめることとなつた。同公司は直ちにその本格的復興建設に着手すると共に、他の地方に於ても興中公司の行ひ來つた委託事業の一切を繼承したのである。その電氣事業の純營業地域は上海市閘北・中心區・南市・浦東・眞茹及び吳淞等であるが其の他南京・蘇州・杭州・無錫・鎭江・楊州・蕪湖・九江・安慶・廬州・漢口等の電氣事業をも委託經營し、上海に於ては二十七年九月十九日まで友邦軍關係への供給を主としてゐたが、その後閘北、市中心區方面の事變以來、米系上海電力會社より臨時購電してゐた約九百戸の電燈需要家を本會社が切替配電を開始したる爲、一般民の需要頓に增加し、他方電力需要も小口ながら漸增し二十八年九月中の發電量は五百三十五萬七千キロワット時に達した。發電施設に關しては閘北發電所の二萬二千キロワット、南市發電所一萬六千キロワット、浦東發電所六百キロワットが何れも復舊完成した外、上海以外の各都市をも合算せば十一月中の發電總量は約一千六百萬キロワット時に達する。尙同社の純營業に關する水道施設は閘北・南市・浦東の三箇所に分れ、その水管延長は合計三百十八粁に及び、復舊は既に完成してゐる。每月の送水量は閘北・南市・浦東合して二百萬乃至三百萬立方米に達し、其の他南京・杭州・鎭江・漢口・武昌の水道事業も委託經營してゐるため之等をも合した十一月中の送水總量は實に六百萬立方米に及んでゐる。

民國二十六年六月末創立以來每半期の同公司純營業地域に於ける發生電力量・最高負荷・配水量・給水量を比較すれば、左表の如く何れも大幅の增加となつてゐる。

種別	自二十六年七月一日至二十六年十月卅日	自二十六年十一月一日至二十七年四月三十日	前期ニ對スル增減率	自二十七年五月一日至二十七年十月卅日	前期ニ對スル增減率
發生電力量	八、三九六、二二〇 KWH	二五、八八九、〇五二 KWH	＋二〇八・三%	三三、〇〇二、六五〇 KWH	＋二三・六%
最高負荷	五、五〇〇 KW	九、六〇〇 KW	＋七四・五%	一二、〇六〇 KW	＋二五・六%
配水量	九、八五五、五七八 cm	一六、六〇六、二五五 cm	＋六八・三%	一三、〇五〇・二三 cm	＋二一・四%
給水量	三八、七二二 cm	八二六、四五三 cm	＋二六一・三%	四、〇八三、三九 cm	＋三九四・一%

電氣水道料金は燃料その他の所要物資の手當不充分なる現狀に於て之を極端な安値に置くことは至難であるが、租界內米系電力會社及び英系水道會社に比すれば猶遙かに低廉である。尙今後は本會社設立の趣旨に則り、既に復興せる事業施設の改良擴張を行ふと共に、增資に依り逐次政府治下の主要都市における同種事業を合併させ、電氣は全地域の統一的經營の下に發電、送電、配電の一貫作業を行ひ、水道は「飲める生水」を目指して水質を改良し、良質廉價豐富な供給をなさんと企圖してゐる。

(七) 瓦斯

上海の都市及港灣建設に當る上海恒產股份有限公司が設立され、新地域の輝かしき發展を豫想し得るに至つたことは既述の通りであるが、該地域に於ける瓦斯事業は之を中日合辦會社として瓦斯導管の埋設工事等は都市建設事業と

併行して實施せんとするものである。依て二十七年十二月二十七日資本金三百萬圓の大上海瓦斯股份有限公司を設立するに到つた。同社は未だ創立後日淺く且つ全くの新規事業なる爲準備に專ら忙殺されたが二十八年七月愈々吳淞工業地域に一百畝の敷地を劃して工場の建築に着手した。第一期製造設備は一晝夜瓦斯發生能力七千立方米で新都市建設に伴ふ新地域約二千三百戶數の需要に應ずる準備の下に着々進行、二十九年三、四月頃には完成の見込である。次で新都市建設の進捗に卽應して配給設備の擴充、製造設備の第二期、第三期の擴張を計り、工場及家庭燃料の供給に遺憾なきを期すと共に瓦斯副產物の製造にも意を注がしめてゐる。

(八)　都市自動車

華中に於ける市內バス事業は事變に依り殆んど停頓狀態に陷り急速な復舊を要望せられつゝあつた結果、二十七年一月取敢ず興中公司の名義を以て營業を開始する事となり、次で之を本格的經營に移す爲、會社の設立を促進して興中バスの買收、杭州市政府直營バスの現物出資等に關する萬般の手配を完了、同年十一月五日資本金三百萬圓を以て華中都市公共汽車公司の設立を見るに至つたのである。同社當面の營業地域である華中七都市（上海・南京・杭州・蘇州・鎭江・無錫・常州）の中、常州以外は既に運行を開始し、その全線延長は四二六粁にも達してゐるが、現在の實際運營路距離は約二八二粁である。配車數は目下一五三輛に達し、上海一〇五輛、南京二五輛、蘇州九輛、杭州七輛が主なものである。近郊との連絡バスは、上海及び杭州に於て若干經營してゐるが、貨物自動車事業は未だ運營の運びに至つてゐない。今後の方針としては、既定計畫たる前記主要七都市に於ける乘合自動車事業の內容を充實化すると共に、必要に應じ其の他の都市へも進出し、之と併行して都市近郊間連絡バス事業竝に貨物自動車事業をも逐次擴

充せしむる意向である。

(九) 上海都市建設

本政府は上海港の經濟的發展に備へ、戰後の新事態に卽應して理想都市を建設すべく、二十六年末上海新都市及び港灣計畫に着手して一般土地賣買を禁ずると共に、着々諸般の調査立案を進め二十七年八月に至つてその成案を得た。この建設事業はその重要性に鑑みて最も能率的な企業組織を以て運營に當らしめることゝし、事業の基礎たるべき地性關係に於て愼重な研究を重ねた結果、政府の特殊法人として資本金二千萬圓を以て九月十日上海恒產股份有限公司を設立した。

二十七年十月十日政府は上海市復興局暫行規程を公布し內政部に附屬して上海市復興局を設置すると同時に上海市政府內には地政局を新設し、前記公司の事業に關する指導監督に當らしめることゝした。之より先上海市政督辦公署（後に特別市政府と改稱）は二十七年九月十七日左の如き布告を發し、期限を限つて所定區域內の土地建物所有者の登記を行つた。

曩ニ維新政府ノ命ニ依リ本督辦ハ吳淞區殷行區江灣區引翔區高橋區高行區揚行區ノ內ヨリ上海都市建設ノタメ必要ナル土地ヲ買收ス……土地並ニ建物ノ所有者ハソノ所有權ニ關スル證憑書類ヲ添ヘ申報ヲ爲スヘシ所定內ニ申報書ヲ提出セサル者ノ土地ハ土地建物審定暫行章程第二條及第三條ノ規定ニ依リ處理ス

右布告の成績は頗る良好で、零細な土地所有者に至るまで何れも地政局に出頭手續を完了した。買收土地の舊所有者に對しては上海恒產公司の社債を交付し、小口の向には現金を支拂ふ事となつた。

上海新都市建設計畫に關しては第二編第四章に於て記述した處であるが、蘇州河々口を中心として概ね半徑十五粁の圓圏内に包含せらるゝ地域に對して實施するもので、第一期經營地域は市中心區方面の約四千萬平方米と豫定されてゐる。その内約七百萬平方米は政府より恒產公司に現物出資したが、他の約三千三百萬平方米の民有地を前述の方法により買上げ手續中である。尙政府は二十八年七月三十一日上海市區劃暫行條例を公布し、市内を第一第二住宅區、第一・第二商業區、第一・第二工業區及び工業特別區・公共區・倉庫區・雜居區の十區を正式制定した。

第一期建設工事は二十八年度に入つて着々進捗し、主要道路の假舗裝施行、吳淞築港、淵藻河の運河化、〔戊〕克溜りの新設等を起工すると共に土地分讓區域の地盤拵へ、下水管敷設工事、公園設置工事等をも行つてゐる。事業區域内に於ける墳墓の處置に就ては特に愼重考慮の上、二十八年中に大小三萬八千餘個の墳墓を整理し、大場鎭に設けた公墓地に遷移、慰靈祭を擧行した。

土地の分讓に付ては五ケ條辻及び星ケ辻附近に於ける住宅區八十三萬七千平方米、商業地區九萬二千平方米、公共地區六萬四千平方米の分讓を既に決定してゐる。

(一〇) 鑛　業

華中に於ける鐵鑛資源を開發して、友邦の製鑛擴充計畫に伴ふ鐵鑛石の急需に應ぜんがため、取敢へず日本側を主とする現金出資のみで廿六年四月八日資本金一千萬圓の華中鑛業股份有限公司が設立せられた。本國側鑛業權は評價の完了を俟つてこれを現物出資せしめる方針である。同公司に現物出資せしめた鐵山の價額は、廿七年六月下旬實業部の任命した評價委員會で一千萬圓と稱せられ、同公司は廿八年七月右出資を以て資本金千萬圓の增資を行つた。名

稱は最初華中鐵鑛株式會社と稱せられたが、その後鐵鑛以外の華中特有鑛物を速かに開發する必要から廿六年十二月十六日臨時株主總會を開催、定款を變更して名稱を現在の如く改めた。同公司の經營に屬する諸鑛山は極めて廣汎に亙り、且治安の關係から直ちに全面的の開發に着手する事は困難であるが、差當り狀況の判明した既稼行鑛山の復興から着手、第一次事業として安徽省當塗縣下の南山・大四山及び馬鞍山輕便鐵道沿線の諸鐵山、更に鐘山・黃梅山・小姑山、次いで青山河流域の諸鑛山の採掘の準備を進めてゐる。前記諸方面は尙土匪、敗殘兵が蟠踞してゐたが間もなくその掃蕩も終り、廿七年六月南山・四山方面の事業が開始され十月四日馬鞍山輕便鐵道も復舊運轉し、同月十九日鑛石積取の第一船が馬鞍山に入港した。當時兩山の貯鑛は南山・四山合して約五萬五千瓲であつたが、その搬出と共に採鑛作業も着々進捗し、現在一日採鑛量一千瓲に達してゐる。

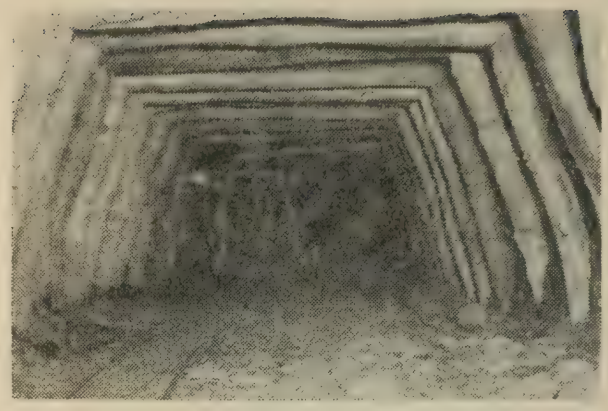

淮南炭礦の坑道

また地方治安の恢復に伴ひ、青山河流域の諸鑛山及び桃沖鐵山の復舊、並に江蘇省鳳凰山等の未稼行鐵山の開發も順調に運んでゐるが、諸鐵山の復興開發の促進と併せて華中一帶の鐵鑛・炭鑛・螢石・滿俺・アンチモニー・タングステン・モリブデン・苦土・明礬等につき極力調査探鑛が進められてゐる。

石炭は、古來淮南地方の炭田が華中に於ける唯一の良好な炭田として有名で、事變の推移と共に三井鑛山、三菱鑛業に依囑して復舊を急ぎつゝあつたが、一方産業復興と共に石炭の需要が旺盛となつた爲廿八年六月十五日資本金千五百萬圓、中日合辦の淮南煤礦股份有限公司が設立され、開發作業に着手した。同炭礦は大通坑及び九龍坑に分れてゐるが、復舊作業も

既に大半終了し、現在一日出炭量は一、〇〇〇瓲に達してゐる。輸送方法は淮河舟運及び津浦線により上海に搬出しつゝあるも、淮南線が復舊すれば出廻量は頓に增加する見込である。

(二)　水　産

舊國民政府は上海漁獲市場の振興策として從來租界に在つた十六舖市場を、黃浦江下流のポイントアイランドに移し、百二十萬圓を投じて近代的設備を施し、相當の取引高があつた。然るに今次事變に依り生魚類の取引は再び佛租界十六舖に移り、又中國漁船の上海入港不能、友邦漁業者の亂出等上海水產界に一大變調を來したので二十七年二月友邦水產關係有力者を以て組合を組成させ、該組合員に對して生魚の搬入が許可された。其後我が沿岸漁船が第三國旗を揭揚して、十六舖で取引を爲す傾向を生じたため、之を抑止すべく楊樹浦に所在する上海工部局公共荷揚敷地の一部を借入れ、中日折半資本金十萬圓を以て假魚市場の建設に着手し、同年八月十六日その開業を見るに至つた。次で之を本格的經營に移すと共に水產事業の統制的經營に當るべき會社の設立計畫を促進し、同年十一月六日資本金五百萬圓の華中水產股份有限公司を設立せしめた。

同公司上海魚市場の取引高は二十七年十二月（會社創立の翌月）既に百十三萬餘元に達し、二十八年五月には二百萬元以上に及ぶレコードを作つた。現在一日平均取引高は七萬元近くで舊國民政府時代の取引高を遙かに凌駕してゐるが、更に華中に於て最も優秀な舟山列島及び其の北方漁場も友邦軍の進出後入荷量の增大を見た。河魚は民船に依るものは概して東山・浦東・嘉興・吳江・凌湖方面のクリークを利用して搬出され、其の他は各地より汽車便乃至トラックに依つて搬出され、最近に於ては十六舖市場に至るものも著しく減少して來たのである。尙同社は現在ト

ロール漁船四隻、底曳網船七隻、運搬船六隻、曳船二隻を有してゐる。二十八年八月には上海魚市場の擴張と南京魚市場の開設を見(目下一日取引高二千五百圓)、舟山列島定海へは倉庫の設備を有する出張所を設置したが今後一層市場施設を擴充すると共に漁船の增加、漁場の開拓に努め、水產需要の增進に伴ふ事業全般の擴張を圖る豫定である。なほ實業部は二十八年十一月十三日水產產銷管理局を設置し、華中水產公司の事業の保護に任ずると共に華中に於ける水產物の運銷調整に當らしめてゐる。

(二)鹽業

華中に於ける鹽業の復興增產を助成し、鹽の國內配給を圓滑ならしめると共に餘剩鹽の對日輸出を行ふ爲め、二十八年四月財政部は華中鹽業股份有限公司の設立に着手し、差當り海州貯鹽の輸送及び販賣乃至同地方製鹽事業に對する融資並に技術指導に當らしむべく、五月初め振興會社を主體とする現地調查隊を派遣し具に戰後の實態調查を遂げ同月下旬振興會社は臨時鹽業部を設け、政府の會社設立事務に協力する傍ら貯鹽の輸送販賣に從事した。八月二十一日資本金五百萬圓を以て華中鹽業公司が設立せらるるに及んで前記振興會社臨時鹽業部の事業を同公司に引繼がせたのである。振興會社の海州貯鹽輸送販賣は五月末開始以來中國內地向七千九十七噸、日本向一萬三千五百四十八噸に達したが、同公司設立後も引續き中國內地向及び日本向輸移出を行つて居り、現在の供給高は月平均約一萬三千噸に達してゐる。

(三)蠶絲業

蠶絲業の復興對策は農村救濟の見地からしても急を要するので、友邦當局と協議の結果、日本側有力當業者をして中支蠶絲組合を組織せしめ、此の地方産繭の處理と機械製絲工場の復興に當らしめた。同組合は廿七年六月から七月末にかけ無錫及び蘇州で日支合辦による九工場約二千二百釜の操業を開始したが、更に華中機械製絲業を統制し中日兩國間の生産及び輸出の調整を圖るべき恒久的組織の必要上から、政府は廿七年九月末實業部管理蠶絲事業臨時辦法を公布、蘇浙皖三省の蠶絲業を統制すると共に改めて華中同地域の製絲工場を打つて一丸とする有力な蠶絲統制會社を設立する事となり、同廿七年華中蠶絲股份有限公司を創立した。同公司は最初資本金八百萬圓で振興會社とは無關係であつたが、廿八年七月事業擴張のため二百萬圓を增資した際、振興會社で新株一萬株を引受けると同時に新たに舊株三萬株を購入して、その關係會社の中に包含せられた。

華中蠶絲公司が創立當時運轉した製絲工場は無錫を中心とする十工場、釜數二千九百七十二釜であつたが、その後次第に再開工場が增加し、廿七年度末（廿八年度三月末）現在十五工場、四千七百五十二釜に達し、更に廿八年十二月末現在の操業工場は廿工場、七千釜に達した。

政府が同公司に復興を許可した製絲工場は華中に於て總數五十三工場、一萬九百五十六釜で現在既にその半を復興したわけである。これは廿七・八年度の絲價高騰に惠れた事にもよる。

蠶種製造場は總數百廿九箇所（製造能力三、三七五、〇〇〇枚）繭行は三百十四ケ所（乾繭能力三七一、六八〇擔）の統制許可が與へられてゐる。目下その一部は契約により製種・乾燥を行はしめてゐるが將來は自營に移さしめる方針である。

(一四) 一般工業

華中に於ける紡績、製粉その他の一般工業は事變により何れも停業し、わづかに上海租界内蘇州河以南に在つたものゝみ辛うじて戰時中より操業を續けたが、政府は中日經濟合作の方針に則りこれ等停業工場の復興を中日共同經營により急速に實行せしむることゝした。右共同經營は既に述べた如く、第三國關係の不當なる介入その他の支障により未だ完全に實行せらるゝに至らざるものもあるが、之等の工場については友邦軍の管理下に友邦當業者に委任經營せしむる形式をとり、以て一日も速かなる工場の修理・再興を期しつゝある。かくて紡績業に於ては左表の如く既に大半の復興を見てゐる。

事變前後華中紡績業狀態

（二十八年九月末現在）

區別	紡機（單位千錘）				織機（單位千臺）			
	事變前		事變後		事變前		事變後	
	據付	計畫計	據付・運轉		據付	計畫計	據付	運轉
(日商紡)上海	一、三三一	六三	一、三九四	一、三〇八	一七三	三三	一九四	一八〇
華中委任經營	—	—	—	六一〇	四八一	—	—	五五
漢口	二五	—	二五	—	三	—	三	—
計	一、三五六	六三	一、四一九	一、九一八	一、七八〇	一七五	一九七	二三七
(華商紡)江蘇浙江	一、七八八	一九七	一、九八五	五〇〇	四五〇	一六七	一九〇	一九
(英商紡)上海	二三一	二	二三三	二五五	二三三	四〇	四一	四一
總計	三、三六五	二六二	三、六二七	二、六七三	二、四五三	三八二	四六	四二八	二九七	二七二

全國合計	四、九三四	一、〇三三	五、九六七	四、一八九	三、六六三	五六二	二〇三	七六五	五〇四	四二六
對全國比率	六・二%	二五・三%	六〇・七%	六三・八%	六六・九%	六七・九%	三二・六%	五五・九%	五八・九%	六三・八%

製粉業に就ては上海租界内のものが完全に復興操業してゐるほか、華中各地に在つても友邦當業者の協力により左表に見る如く復興してゐる。

華中製粉工場復興狀況

（二十八年十月現在）

現名稱	舊名稱	所在地	麥粉一日生產能力	友邦共營者
三興第一	福新第六	滬西	五、〇〇〇袋	日本製粉
三興第二	福新第三	閘北	六、〇〇〇	三井
三興第三	裕通	閘北	七、〇〇〇	三菱
三興第四	福新第一	閘北	四、四〇〇	
三興第五	祥新	滬西	三、〇〇〇	
恒豐	恒豐	虹口		藤山愛一郎
東福	申大	南市	六、〇〇〇	車福洋行
有恒	揚子同大	南京	八、〇〇〇	木德製粉 佐藤洋行
九豐	九豐	無錫		吉田號
胎成	胎成	鎭江	六、〇〇〇	新井洋行
明記	明記	楊州		森喜產業

其の他各種の工場のうち中日共同經營により着々復興せる主要工場を擧ぐれば左の如し。

舊工場名	委任又は共同經營日商	舊工場名	委任又は共同經營日商
江南造船所（上海）	三菱重工業	上海水泥公司（上海）	小野田セメント

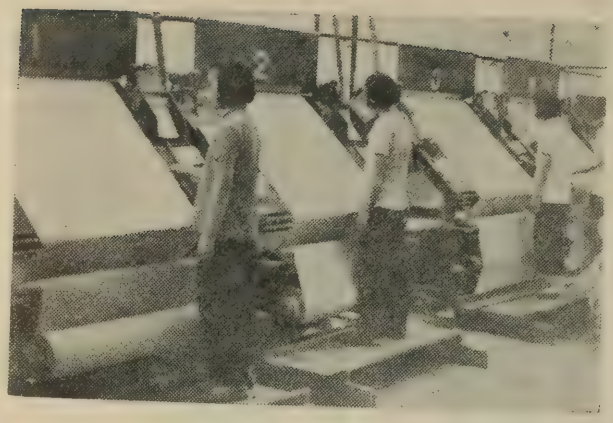

織綢な女工の手に甦れる南通紡績

江南水泥公司（南京）
永利公司硫安工場（浦口）
新華煙草公司（上海）
華和煙草公司（上海）
章華毛織工場（上海）
錦新人絹織物工場（上海）
大中華造紙廠（吳淞）
華盛益記造紙廠（蘇州）
開林油漆公司（上海）
小野田セメント
東洋高壓工業
東洋葉煙草
東亞煙草
上海紡織
武齋洋行
日華製紙
上海紙業公司
大日本塗料
中國水泥公司（南京）
中原煙草公司（上海）
華東煙草公司（上海）
和興鐵廠（上海）
中國毛織紡織廠（上海）
江南造紙廠（上海、鎭江）
天章造紙廠（上海）
振華油漆公司（上海）
五洲藥房石鹼工場（上海）
中國家庭工業社（上海）
中孚染料工場（閔行）
立德搾油工場（上海）
開成造酸廠（上海）
中國製氷冷藏廠（上海）
磐城セメント
東洋葉煙草
東亞煙草
中山製鋼所
永田瞭
鐘紡
清水和吉
日本油脂
日本油脂
花王石鹼
三菱
三菱
鐘紡
前川製作所

以上のほか染色加工々場・小規模鐵工所・ゴム工場・電氣器具工場・琺瑯鐵器工場・製材所・煉瓦及び石材工場・酒精工場・印刷所・調味料製造工場・製帽工場等が共同經營に移されて居り、中には賃貸、賣渡等の方法に依つたものもある。尙重慶側の宣傳として上海始め華中主要都市の多數の工場が奥地に移轉せりと稱するも、これは單に掛聲のみで其の事實は九牛の一毛に過ぎず、奥地に於ける新工業建設說に至つては全く笑止の沙汰である。資材、電力、燃料等が缺乏し、且輸入の杜絕した重慶政權下に於て大工業の

起り得べき道理はない。只わづかに工業合作社の運動による手工業を復興せんとしつゝあるは注目に値す。

(一五)農業

本政府治下に於ける農村の復興に就ては事變直後取敢へず友邦軍宣撫班に依つて應急措置が講ぜられ缺乏日用雜貨の補給、農產物滯貨の搬出等を許可制の下に、各地自治委員會と協力して實行した。又種子・農具・牧畜等の手當につ いても最善の努力を拂ひ、傍ら農村合作社の組織指導に當り來つたのである。合作社運動は二十七年八月頃より具體化し、上海・南京・蘇州・南通等には籌備所が既に成立しまた杭州・蚌埠等に於ても組織員を派し工作に從事せしめてゐる。合作社の事業はその運營により民衆の政治訓練の實をも擧げんとする大目的が與へられて居るが故に、當面の仕事としても(一)協同精神の普及(二)社員の募集(三)差當り必要な運銷及び購買事業(四)右に必要なる資金の調達等の事項に主力を傾注してゐる。實業部は特に華中經濟建設に於ける農村復興の重要性を認め、二十八年三月實業會議を招集して新たに大規模の農村復興三ケ年計畫案を議決した。同計畫は中央及び地方政府員並に農村當業者代表を以て農村復興會議を組織し、各般の復興工作を組織的、計畫的に實行せんとするものである。(實業部月刊實業會議特刊參照)

(一六)通貨及び金融

華中經濟の再建に於て通貨金融對策はその中心課題である。通貨金融對策は凡ゆる經濟的建設の核心であつて本政府成立と同時に問題として提起せられた。先づ事變により前途不安となつた法幣に對して之を維持すべきか、或は聯

觀して自壞を待つべきか、更に又進んで之を打倒すべきか――自壞を待ち、或は打倒するとせば勿論之に代る新幣の制定をなすべきであるがそれは如何なる方法によつて實行し得るやが又主なる問題となりつゝあつたのである。

この問題に對し本政府は始め暫く靜觀的態度を持し來つたが、徐ろに新建の通貨を發行し貿易金融銀行を設立して法幣を自滅せしめる方策を執つた。かくして誕生したのが**華興商業銀行**である。

華興商業銀行發券高（單位萬圓）

民國二十八年	六月十五日	六〇	七月十五日	九五
	八月十五日	一四一	九月十五日	二八四
	十月十五日	三〇七	十一月十五日	三三五
	十二月十五日	四五〇		

華興商業銀行預金高（單位萬圓）

民國二十八年	五月	九、五	六月	三〇九
	七月	八一二	八月	一、〇二〇
	九月	九二九	十月	一、二二一
	十一月	一、八五〇		

附　各公司登記一覽表

公司名稱	所在地	理事姓名	監察姓名	資本金（日金、圓）	成立日
華中鑛業股份有限公司	上海北四川路	磯谷光享 白石元治郎 袁乃寬 松山一馬 植村癸巳男	盛恩頤 阿部勇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	二七、四、八

華中水電股份有限公司	上海北四川路阿端里二號	青木節	盛恩頤	須藤清已	堀江勝	王學農	油谷恭一	二五、〇〇〇、〇〇〇	二七、六、三〇
上海内河輪船股份有限公司	上海北蘇州路四三四號	周友常	杉本久太郎	山中德喜	山一	潘省三		二、〇〇〇、〇〇〇	二七、七、二
華中電氣通信股份有限公司	上海黄浦路八七號	福田耕	趙以片	片山浩三		王建民		一五、〇〇〇、〇〇〇	二七、七、三
華中蠶絲股份有限公司	上海九江路三井銀行三樓	鈴木格三郎	平田中直義	池野吉右衛門照	王上紹伯	楊高百		一〇、〇〇〇、〇〇〇	二七、八、一〇
上海恒產股份有限公司	上海北四川路阿端里一六號	陳荒木紹	菱田逸久	金子猛次	媛次	愈國珍		二〇、〇〇〇、〇〇〇	二七、九、一〇
華中都市公共汽車股份有限公司	上海	但馬伯	董鳴玉	裴明治		莊士彝		三、〇〇〇、〇〇〇	二七、二、五
華中水產股份有限公司	上海外白渡橋利查飯店三樓	長田景貞	謝木芝庭呈章	何村士		張振芳		五、〇〇〇、〇〇〇	二七、二、六

華中印書局股份有限公司	上海大連灣路一三〇號	沈能毅　今井治吉　鈴木多三郎　野數權之丞　井上源之丞　大橋光吉　平野登美夫　中井三之助　中田熊次　村上蕃　小平元　蕭錦	平井四郎　濱田正夫	三、000、000	二七、三、一七
中華航空股份有限公司	北京內一區皇城根九號	兒玉常雄　辻邦助　新井三郎　秋澤穗　齋藤武夫　于景陶　謝文達　杜運宇　張爾康	森村勇　伊藤勇　吳仲賢　祝伊才	六、000、000	二七、三、一八
大上海瓦斯股份有限公司	上海北四川路	豐島受明　陳紹媛　石倉己吉	裴鳴玉	三、000、000	二七、三、二七
華中鐵道股份有限公司	上海北四川路	田誠　上林市太郎　堀尾豐熊　國澤新兵衛　何志杭　陳伯藩	園田三郎　王建民	五〇、000、000	一八、四、三〇

永禮化學工業株式會社	上海	居佐鄉 玉置豐助 磯部房信 丁嶽雲	塙雄太郎 包惟善	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一六、七、八
中華電影股份有限公司	上海	川喜多長政 根岸寛一 靑木義久	城戸四郎 林顯藏	一、〇〇〇、〇〇〇	一六、六、二
淮南炭礦股份有限公司	上海北四川路	盧耀 中村伍七 小村千太郎 植村癸巳男 呉搏九	阿部勇 孫其鏞	一五、〇〇〇、〇〇〇	一六、六、一五

第二章　難民救濟と社會施設

本政府が戰火の裡に成立するや、先づ地方の撫綏と難民の救濟に施設の重點を置いたのである。當時江南一帶のみに於ても難民約四十萬と稱せられた狀態で、財政の全く整はぬ折柄その救濟工作には困難を極めた處であつた。幸にして友邦官民の絶大な援助により醫藥材料の補給、醫療人員の派遣、施衣施米資料等の供與があつた爲、急場を凌ぎ來つた。又第三國に於ても今日の戰禍の甚大性に鑑みて、救恤班の派遣、宗教關係に於ける救濟等の盡力を受けた事實は感謝に堪へない處であるが、往々その事業の裏面にかくされた利權の擴張、政府への防害工作ありて、甚だ困却しつゝあつた次第である。卽ち斯かる事例には斷乎反擊し來つたのであるが、政府に於いても二十七年四月七日國幣二〇〇萬元を救濟費に支出し、地方救濟には二十七年度分及び未納地租並に附加稅の全免を行ひ、二十八年一月十三日には營業稅、貨物通過稅等を禁止してその再興に備へしめたのである。然し乍ら極貧階級に對しては別途に施米・施衣・養老・育兒等種々の救濟緊急を要して居た。依て政府は**各地方救濟院規則**を公布して各省市縣政府所在地及び各區鄉鎭に救濟院を設立させ、養老・孤兒・託兒・教養・習勤・難民育嬰・殘廢・施醫・貸款・賑濟・救災の十二ケ所を分設させる事とし、又その外に家なく職なき者は難民收容所に收容

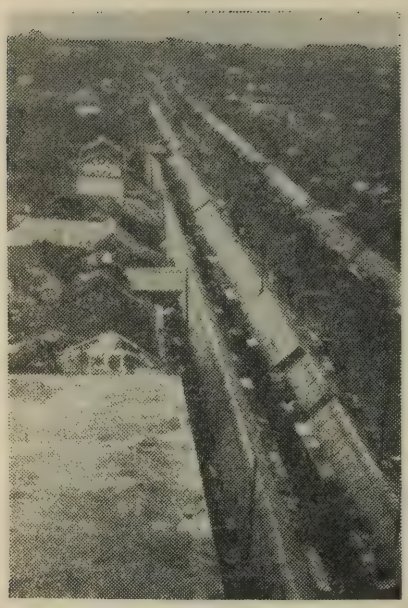

戰禍後の露天商を整理した南京市

し、尙施療施米施衣をする。地方によつては難民區を設定して住宅を供與する（南京・蚌埠・滁縣）などに努めたのである。卽ちこれ等は何れも事變直後友邦の特務班（宣撫班）並に自治委員會の盡力によつて設けられ、地方難民を收容してその後戰火の遠ざかるにつれ原住鄉里へ歸還就職の配慮につとめた。その結果解散したもの甚だ多く、現存收容人員は殆んど老幼・婦女・不具者の群である。

一方華中の社會事業を觀察するに、その態形は古き歷史の儘に、田畑・家屋・事業の巨額な不動產に依據しての舊套を守り、徒らな慈善を行ふ弊あり、反つて貧民を徒食せしむるの結果を生ずるため、現地各機關に於ては授產事業を奬勵し、貧民に向つて積極的に自活の途を講ずるやう指導すると共に、收容施設內に於て簡單なる家內工業（石鹼製造・煉瓦加工・籐細工・マッチ箱張り・機織・靴下製造）等を行はしめてゐる。

今華中に於ける戶口狀況と社會事業施設の重なるものをあぐるに次のやうである。

一、華中社會事業團體名

（括孤內ハ經營主體廿八年九月調）

江蘇省所在

上海—南市難民區（ジヤキノ）　南市養老院（上海特務機關）　上海慈聯分會難民收容所（上海國際救濟會）　奉賢施療所（縣公署）　寶山難民收容所（寶山區政務所）　寶山施療所（同上）　曹家渡施療所（市政府社會局）　林肯路施療所（同上）　大民會第二支部（大

各地社會事業統計表　（民國二十九年二月末調）

省別	江					
地區別	上海	南京	南市	滬西	奉賢	寶山
救濟保護施設　難民收容所	一三	三		八		一
救濟保護施設　養老院（殘廢所ヲ含ム）	二	四	二			
救濟保護施設　孤兒青兒院	二	一				
救濟保護施設　寡婦收容所						
醫療保護施設　病院	四	二	二	二		
醫療保護施設　施療所	一〇	四	一	二	四	一
失業保護施設　職業紹介所	一		一			
失業保護施設　授產所工場等				一		
經濟保護施設　貸金融施設	一		一			
經濟保護施設　贈具等供給施設						
經濟保護施設　施衣施米施設			一			
經濟保護施設　公設市場						
社會教化施設　學校		五				
其ノ他	一	四	六			
合計	三四	二三	一四	一四	四	二

民會）　監察委員會（國際救濟會）　南市難民區監察委員會第一九區職員娯樂公館社（同上）　天主教會道理研究所難堂學校附屬（同上）　北區救火會（同上）　上海市冷業同人互助會主辦聖興街救濟會（會長華之斌）　上海市社會局南市貧民借本所（社會局）　上海特別市政府南市施療所（市政府衛生股）　國際第一醫院（主任師翁）　慈安產科醫院（唐士恆）　南市第二區救火會（華潤生）　上海特別市社會局養老孤兒院（社會局）　社會局殘廢所（社會局）　職業紹介所（區公署）

嘉定——嘉定施療所（嘉定區政務

難民の防疫に懸命な醫務班

蘇　省

嘉定	川沙	青浦	松江	金山	高橋	太倉	南滙	崇明	蘇州	常熟	江陰	崑山	北橋	宜興	無錫	呉江	常州	鎭江	丹陽	句容	金壇	楊州	江浦	江寧
｜	｜	二	｜	｜	｜	二	｜	一	一	一	｜	｜	｜	｜	二	一	｜	一	一	｜	｜	｜	｜	｜
｜	｜	一	｜	一	｜	一	｜	一	一	｜	｜	一	｜	｜	一	｜	｜	二	｜	｜	｜	五	｜	｜
一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	二	一	｜	｜	一	｜	｜	一	｜	｜	一	｜	｜	｜	一	｜	｜
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	三	｜	｜
｜	一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	一	｜	｜	｜	｜	二	｜	二	二	｜	｜	｜	四	｜	｜
｜	一	一	二	二	一	一	｜	二	三	一	｜	一	一	｜	二	｜	｜	｜	一	一	一	｜	一	一
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	｜	一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	｜	｜	｜	｜	｜	｜
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	二	｜	一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	｜	｜	一	｜	一	｜	｜	｜	二	｜	｜	一	｜	｜	｜
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	五	｜	｜
｜	四	四	二	一	｜	｜	｜	四	三	一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	｜	｜	｜	｜	一	｜	｜
一	六	八	四	四	一	四	三	一二	一四	四	一	四	一	一	八	一	四	九	二	一	二	一九	一	一

所）

川沙—至元堂（川沙市民）履仁病院（上海特別市社會局）川沙區商會（商業集團）天主堂（カトリック教會）婦女教會（川沙區婦女集團）南滙—萬綠善堂（張履中）純陽殿（儲文祥）育嬰堂（張履中）

滬西—紅十字舍（法人）滬西履仁病院（市政府衞生科）平民貸本所（社會局）同仁病院（清公會）盲啞學校（個人）第四十四號、四十二號、三十四號、三十號、二十八號、二十五號、三號、五十八號各難民收容所（國際難民救濟會）

金山—朱涇市施療所（陳縣知事）泖港鎮施療所（同上）養老所（吳誦音）同仁施材局（地方紳士）

松江—松江縣立隔離病院（縣公署）雲間慈善時疫濟醫院（盛競生）松江城廂消防隊（姚定庵）松江縣民衆教育館（縣公署）

青浦—縣立第一醫院（縣公署）賑濟會（省政府）平糴委員會（同上）貨局（朱衛角市有志）殯房（青浦北門外）同仁堂（金立人）救火會（民衆）救火會（朱衛價民衆）

奉賢—奉賢區商會（同商會）一南橋診療所

江蘇省				合計	浙江省										合計	安						合計
南通	海門	如皋	鎮江		杭州	嘉興	海鹽	吳興	富陽	武康	桐鄉	杭縣	海寧	崇德	嘉善		蚌埠	安慶	太平	蕪湖	望江	荻港	
一		一		三九	四					一						五	一			二			三
一	一	三		二七	一	一（救濟院）		一			一					四							二
		一		一四												三							一
				五																			
				二三	一	一		三		一						一五							
二	二	二	四	五六	三			二	二	一						二五	三	一	一		一	一	二
			一	三																			
				四				一				一				二							
	一			九	三	一		三					五			二三		二			二	二	二
				一												二							
	一		二	一〇	三				一						一	六	一						一
					三					一						五	二						
三				一四	九九	一九	三	一三	一	六	二	一五	一七	六	六	一九二		五					
				二九			一							一		二							
一六	二	一三	五	二四四	一二八	二三	四	一五	四	一〇	一三	一六	一四	四	八	二五八	二	一四	二	四	一	一	二

（自治會） 南橋小學校（同上） 同東初級小學校（同上） 天主堂（天主總教會） 耶蘇堂（耶蘇總教會） 西新市診療所（自治會） 西新市初級小學校（同上） 拓林診療所（同上） 拓林鹽業合作社（同社） 莊行鎭診療所（自治會） 莊行小學校（同上） 莊行初級小學校（同上）

崇明島―江北中央病院崇明診療所（鐘紡江北公司） 濟生會（私立） 賑濟會（公設） 嬰保會（私設） 崇道善堂（私設） 堡鎭育嬰院（半官半民） 救火會（未詳） 廟鎭醫院（廟

上海市に於ける米の廉價配給

徽														省				
五河	臨淮關	和縣	含山	合肥	靈壁	泗縣	九龍崗	大通	亳縣	巢縣	滁縣	廬州	明光	鳳陽	懷遠	宿縣	合計	總計
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	一	｜	六	五〇
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	二	｜	四	三五
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	一八
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	二	｜	五	一〇
｜	｜	｜	｜	二	｜	｜	一	｜	一	一	一	｜	一	｜	｜	二	三	五〇
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	六	七三
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	｜	一	五
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	｜	一	七
一	｜	一	一	一	一	一	｜	一	一	一	一	｜	一	一	｜	一	一七	三八
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	｜	四	五
一	一	一	一	一	一	一	｜	一	一	一	一	｜	一	二	｜	一	一七	三三
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	｜	四	九
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	五	三一
｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	四一
三	一	二	二	四	二	二	二	二	三	三	五	｜	三	四	九	四	八三	五八五

備考　以上系數ハ現在判明ノ分ノミヲ示ス

鎭）大民會第四義務小學（大民會）大公所（佛國系天主教會）

南通—紅卍字會南通分會（紅卍字會）基督赤十字會（米系教會）養老院（縣公署理亦杭）慈幼小學校（縣公署曹邵畢）育嬰堂（私立大生紡績）樂仁醫院（縣公署）江北中央病院（江北興業公司）同病院施療所（日本人主辦）基督赤十字會施療所（米系教會）南通人事相談所（江北興業公司）小資本第一貸款所（城公所劉月波）紅卍字會南通分會（紅卍字會）南通人事相談所（日本人主辦）基督研究會（縣公署教育科）文獻徵收會（縣公署理亦杭）

如皐—紅卍字會如皐公司（紅卍字會）救濟委員會（縣長于志文）殘廢所（辦事員何朗齋）養老所男子部（同吳宏時）同女子部（同吳瑞卿）育嬰部（同賈伯皐）江北中央病院如皐分院（江北興業公司）中央病院如皐分院（同上）施療所（縣公署）貸款所（同上）施材所（縣公署）習勤所（嚴雨田）

海門—江北中央病院海門分院（江北興業公司）同施療所（同上）

靖江—世界紅卍字會靖江分會（紅卍字會）育嬰所（縣公署）靖江病院（同上）養老所（同上）施療所（同上）

蘇州—軍特務所診療班（特務機關本部）慈善款產經理所（同會）養老所　難民會　育嬰所　恤嫠所　施醫所　貸款所　昌善局　徐莊仁濟堂（同會）樂羣社堂會（米系メソヂスト派）年終飢寒維持會（有志慈善團體）博習病院（米系メソヂスト派）

常州—賑產會款產所　慈善款產會（縣公署）武進病院（メソヂスト派）縣立武進醫院（縣公署）小高貸金所（縣公署內）

江陰—授產所（縣公署）

宜興—縣賑濟會（縣公署）

吳江—施療所（縣公署）

無錫—育嬰堂（縣公署）殘廢院（同上）平糶委員會（縣賑濟會）施療所（縣公署）施療所（上海紡）施療所（海軍砲艇隊）施療病院（華中蠶絲）防疫委員會（縣公署）基督聖公會病院（同會派）紅卍字會（同會）

常熟—縣賑產會（縣公署）難民收容所　施療所　傳染病院　貸金所（同上）

崑山—縣賑產會（縣公署）救濟院（同上）普濟醫院（私立）中日孤兒院（中日キリスト教會）

高橋—高橋履仁醫院（高橋自治分會）

太倉—城區難民收容所（縣公署）劉河難民收容所　養老院　施療所（同上）

南京—南浦廳良民收容所　八府塘良民收容所　昇平橋收容所　楊將軍巷收容所　菱角市收容所　東牌樓收容所　光華路收容所　龍

池巷收容所(督辦市政公署)賑務委員會(市公署救濟委員會)　南京市立救濟院(督辦市政公署)　下關良民收容所(同上)　南京養老院(同上)　殘廢所　孤兒所　早州路婦孺收容所　市政公署衞生所(同上)　中支防疫班支部(同班)　同仁會診療班(同仁會)　普育堂診療所(督辦市政公署)　紅卍字會南京支部(同會)　鼓樓診療所(國際救濟委員會)　農民救濟所(督辦市政公署)

鎭江—丹徒縣救濟院(縣公署)　私立養老育嬰善仁施診所(王勁珍)　私立貧羣教養所(鮑長叙)　孤兒院(アンナ・カタリナ・ドゥテアブレスナア)　キリスト醫院(米系教會)　丹徒縣施療所(縣公署)　キリスト教會(6)(米系キリスト教)　鎭江マッチ工場(縣公署)　紅卍字會分會(同會)

丹陽—丹陽縣難民收容所　施療所(縣公署)

楊州—縣公署殘廢所　第二養老所　第三養老所　棲流所　貫濟局　孤兒所　立貞堂　崇節堂　金節堂(縣公署)　天主教病院(佛系天主教)　浸禮會醫院(米系キリスト教)　聖公會病院(同上)　江都縣立醫院(縣公署)　私立達德小學校(佛系キリスト教)　慕究理學經學社　聖公會信成女子中學校　同惠民小學校　同美漢中學校(米系キリスト教)　紅卍字會分會(同會)

江寧—江寧施療所(江寧縣公署)

浙江省所在

嘉興—嘉興縣救濟院(縣公署)　天主堂(田玉亮)　仁愛堂(馬德娥)　福音病院(花弟生)

杭州—杭縣立習勤所(李三壽)　瑪瑙寺習藝所(本醒)　浙江省區救濟院普濟堂(王純甫、陸佑之)　浙江省區救濟院習勤所男子部　同女子部(同上)　難民習藝所(世界紅卍字會杭州分會)　臨時醫院(同上)　中醫施療所(同上)　日華佛教會本部孤兒院養老院(同上)　廣濟醫院(米人)　仁愛醫院(佛人)　市立病院(何秉懿)

湖州—習藝所　救濟院(縣公署)　育嬰堂(鈿質夫)　日華佛教會(宗教家)　三一社(米人)　崇德城內養老院　診療所(縣公署)

安徽省所在

賑濟會　鳳陽　懷遠　宿縣　靈壁縣　泗縣　五河　明光　滁縣　當塗　蕪湖　巢縣　合肥　懷寧　亳縣　東流縣　繁昌縣　宣城縣　和縣　含山縣(以上維新政府)

紅卍字會—蚌埠　合肥　安慶　蕪湖　鳳陽　當塗　巢縣　五河　大通　泗縣　臨淮關　廬州　懷遠　明光

病院—宿縣　縣立慈善病院(縣公署)　蚌埠博愛病院(縣公署)　滁縣診療所(縣公署)　亳縣難民收容所(同所自治委員會)

其他—同縣簡易圖書閱覽所(大民會)　懷遠民衆教育館(縣公署)　蚌埠崇正女中圖書館(天主堂)　安慶—養老院　殘廢所(縣公署)　同仁病院(米系キリスト教)　教會病院(スペイン系キリスト教)　新東亞醫院(縣公署)寡婦收容所　育兒院　小款貸所(縣公署)　望江利民病院(縣公署)萩港共立病院(自治委員會及華中公司)

區戶口統計表

民國二十八年三月末現在

江浦縣	南通縣	青浦縣	崇明縣	常熟縣	金壇縣	嘉定縣	如東縣	金山縣	松江縣	太倉縣	溧水縣	宜興縣
35,750	未詳	50,000	93,053	139,187	61,563	65,887	32,098	41,253	88,546	73,930	36,980	83,000
14,215	未詳	39,000	86,540	127,677	43,019	60,786	2,526	39,655	76,079	70,961	6,462	2,940
127,400		250,000	427,796	695,655	269,617	277,213	160,489	165,412	408,091	301,087	184,899	211,400
76,450	未詳	143,610	231,360	417,393	146,978	151,282	106,135	87,143	244,855	154,696	109,777	99,400
50,950		106,390	196,436	278,262	122,639	125,931	54,354	78,264	163,236	146,391	75,122	112,000
53,150		199,890	397,850	637,907	204,808	242,544	12,631	155,415	380,096	288,712	32,308	53,000
30,750	未詳	115,550	215,165	415,765	111,703	136,286	8,372	79,935	223,058	146,067	20,144	27,000
27,400		84,340	182,685	222,142	93,105	106,258	4,259	75,480	152,038	142,645	12,164	26,000
540	1	6,380		6,000	1,901	15,798	52	2,962	2,000	577	200	120
325	1	3,410	未詳	4,800	1,426	9,346	39	2,116	1,200	292	120	62
215	0	2,970		1,200	475	6,452	13	846	800	285	80	58
1,925	9	1,950	311	14,000	228	12,888	239	9,997	7,900	3,010	2,345	1,500
1,725	9	1,030	303	11,200	190	7,567	155	7,213	4,740	1,546	1,407	900
200	0	920	8	2,800	38	5,321	84	2,784	3,160	1,464	938	600
3,192,450	1,500,000	10,000,000	500,000	3,996,100	80,000,000	13,000,000	432,525	160,000,000	未詳	30,000,000	279,500,000	25,000,000
未詳	793	未詳	未詳	600	未詳	未詳	387	3,927	925	632	未詳	未詳

安徽省

項別＼縣別		總計	滁縣	無爲縣	含山縣	嘉山縣	鳳陽縣	蕪湖縣
災前戶口數		227,634	83,867	34,002	21,640	30,000	8,125	50,000
現在戶口數		110,962	3,924	32,000	18,760	29,000	2,278	25,000
災前人口數	合計	1,064,032	142,336	273,714	173,129	150,000	34,862	300,000
	男	598,017	94,380	137,417	87,128	80,000	19,092	180,000
	女	466,015	47,956	136,297	85,992	70,000	5,770	120,000
現在人口數	合計	690,047	15,077	257,600	158,380	120,000	8,990	130,000
	男	388,753	8,081	131,637	81,014	65,000	5,021	98,000
	女	301,294	6,996	125,963	77,366	55,000	3,969	32,000
受傷人口數	合計	9,449	49	1,364	7,801	214	12	
	男	5,645	31	966	4,533	110	5	未詳
	女	3,795	18	398	3,268	104	7	
死亡人口數	合計	13,032	217	3,837	6,939	1,461	578	
	男	8,507	146	2,133	4,827	960	441	未詳
	女	4,525	71	1,704	2,112	501	137	
動產不動產損害額(元)		9,143,161	1,500,000	250,000	423,000	3,000,000	1,970,161	2,000,000
收容難民人數		19,986	15,077	1,929	2,325	664	未詳	未詳
註		現在判明の分のみに止む						

蘇浙皖三省戰

江蘇省

縣市別 / 項別		總計	上海市	南京市	吳縣	江寧縣	武進縣	句容縣	崑山縣	無錫縣	丹徒縣	吳江縣	丹陽縣
災前戶口數		2,062,762	335,234	161,476	110,083	60,660	63,183	57,524	25,584	62,358	134,985	125,342	120,086
現在戶口數		1,437,004	103,285	76,369	100,108	47,252	59,745	56,202	21,056	57,661	108,815	124,966	117,685
災前人口數	合計	9,437,577	1,468,807	943,597	474,305	337,022	453,991	284,455	132,920	244,227	607,430	503,788	507,976
	男	5,355,738	881,402	570,918	247,498	198,101	246,621	153,011	79,750	134,505	321,391	271,109	282,348
	女	4,081,839	587,405	372,679	226,807	138,921	207,370	131,444	53,170	109,722	286,039	232,679	225,628
現在人口數	合計	6,539,858	499,258	315,936	434,263	258,542	266,668	279,830	106,336	238,304	478,786	501,802	496,817
	男	3,689,390	309,774	168,429	238,368	141,359	149,872	150,522	63,802	124,767	259,493	272,008	276,701
	女	2,849,968	189,484	147,507	195,900	117,183	116,796	129,308	42,534	113,537	219,293	229,794	220,116
受傷人口數	合計	59,739	325	1,607	5,773	1,722	3,060	296	5,208	2,207	2,102	480	428
	男	36,590	216	656	3,120	1,311	1,947	200	2,658	1,237	1,486	336	286
	女	23,149	109	951	2,653	411	1,113	96	2,550	970	616	144	142
死亡人口數	合計	105,800	1,916	19,374	6,795	4,210	4,732	1,983	619	1,103	4,524	206	4,036
	男	75,156	1,429	16,888	4,455	3,237	2,689	1,318	319	618	3,402	144	2,672
	女	30,644	487	2,486	2,340	973	2,043	665	300	485	1,122	62	1,364
動產不動產損害額（$）		804,602,341	未詳	57,295,400	1,632,000	21,239,495	20,622,920	4,029,225	5,385,000	5,927,226	103,250,000	10,000,000	29,000,000
收容難民人數		51,823	22,035	約 10,303	4,437	1,969	未詳	未詳	未詳	1,304	1,375	未詳	2,636

註　現在判明の分のみに止む　上海市は二十七年九月調査　南京市は數字二十七年十月調査
資出縣は上海特別市に編入せられ二十七年七月の報告に依れば人口68,208人なり

浙江省

縣別 / 項別		總計	杭州市	杭縣	平湖縣	嘉興縣	崇德縣	長興縣	吳興縣	嘉善縣
災前戶口數		411,016	126,300	81,200	5,594	15,000	2,100	52,000	45,103	83,719
現在戶口數		191,322	37,250	24,526	3,610	7,700	1,680	50,000	27,882	38,674
災前人口數	合計	1,878,923	826,000	309,624	23,506	90,000	8,400	247,000	177,299	197,094
	男	937,879	342,000	160,891	13,151	54,000	4,300	149,000	106,442	108,095
	女	941,044	484,000	148,733	10,355	36,000	4,100	98,000	70,857	88,999
現在人口數	合計	1,058,109	251,230	220,228	12,358	15,345	6,700	242,000	144,338	165,410
	男	606,688	155,930	118,517	6,923	9,341	3,500	145,000	76,433	90,984
	女	451,421	95,300	101,711	5,435	6,004	3,200	97,000	68,345	74,426
受傷人口數	合計	4,475	1,653	1,503	80		186	300	748	
	男	3,113	1,266	933	59	未詳	189	200	475	未詳
	女	1,362	387	575	21		6	100	273	
死亡人口數	合計	10,208	840	512	98		189	5,000	3,469	
	男	7,833	730	280	66	未詳	172	4,000	2,585	未詳
	女	2,375	110	232	32		17	1,000	984	
動產不動產損害額（元）		120,613,300	未詳	34,700,000	15,000,000	1,233,300	160,000	40,000,000	20,000,000	9,520,000
收容難民人數		36,451	約 7,135	187	未詳	未詳	400	未詳	9,344	19,385

註　現在判明の分のみに止む　杭州市は二十七年八月調査

參考資料

南京市立救濟院統計表

收容人數分類統計表

民國二十八年一月末現在

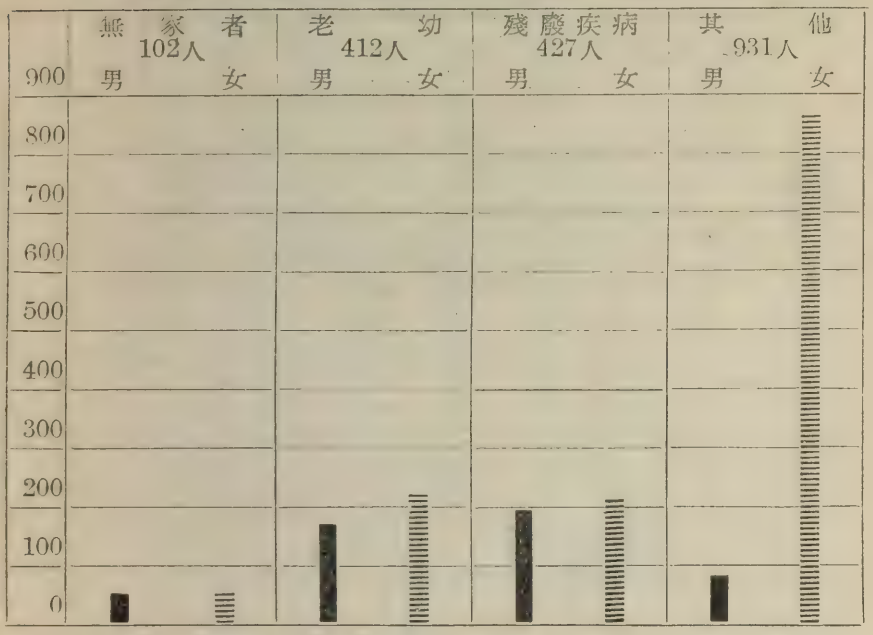

各所收容人數統計表

民國二十八年一月末現在

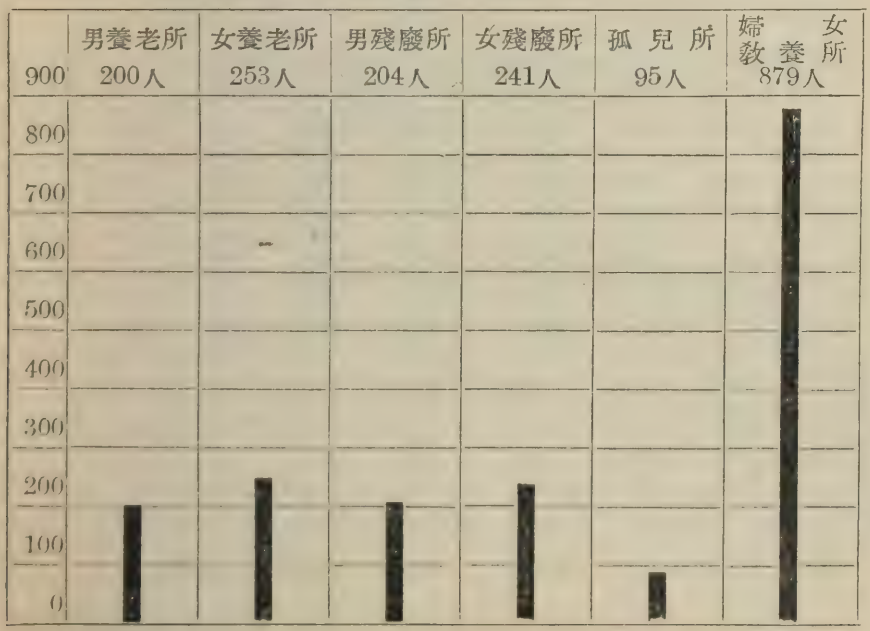

第三章　華中民衆運動の展望と大民會

一、過去二年に於ける民衆運動の展開

澎湃と華中に捲起つた反蔣大會一景

彼の誤れる前政權の政策は、未曾有の大戰禍を招來し、遂に世界人士をして「再び中國は起つ能はず」と迄に叫ばしめた。

嘗ては吾人の大多數が民族を糾合して蔣政權に於ける新生活運動を支援し、五族共和の眞髓發揮に努めたが、而も今日吾人の祖國に殘されたるは、これ唯に戰禍の慘のみに非ずや。故にこそ華中の民衆は、蔣政權治下に於てなされた獨善政治、門閥の覇業政治を排除して、東亞永遠の平和への實現を望み、民衆本位の政治を行ひ得る政府の出現を期待し、かくして生じたのが維新政府である。

茲に於て民衆は漸く本來の姿を理解し、反蔣反共和平促進のどよめきは鬱然として各地に生じ、新體勢への擁護、更生精神の貫徹を主眼とする大民會が結成され、去就に迷つてゐた世論も漸く民衆總意の態容を整へ得るに至り、更に政府と緊密なる連絡を取るに至つて鬱然たる華中の一大勢力となり、以て現在に及んで居る。

されば大民會の歷史こそは、そのまゝ華中民衆運動の推移を物語るものである。抑々蔣政權は開戰當初よりあらゆる手段を以て「有錢者出錢有力者出力」を鼓吹し、全民衆の一致抗日を宣傳し、軍民の一致抗戰的宣傳は勿論、民衆武裝、諜報及防諜、後方補給等に到る迄、逐次民衆訓練の組織を整へるに至り、黨軍の戰鬪力は南京陷落を機として一大低下せりとはいへ、民衆の强化には甚だ目覺しきものがあり、本政府治下の良民に對する一大脅威となつてゐた。

依て本政府は成立直後の四月、直ちに治下民衆の宣傳工作に着手し、政府自體の組織を强化する一方、民衆をして各自本來の姿を認識せしめんと努め、宣傳の眞諦たる事實を以て蔣黨軍、共產黨に對抗して之を封ずる方法を以て臨んだが、果せるかな治下の民衆運動は猛然として擡頭し、二十七年六月大民會の結成をみると共に、名目ともに整然たる組織的の體形を生じて、萎縮せる中國被戰災民に、沙漠のオアシスにも似たる蘇生の喜びを與へたのであつた。

斯くて同年七月末、各種民衆團體は表面的の運動展開の決意をなし、八月十三日の上海戰一週年記念日を新中國更生記念の日として全民衆に猛省を求めんがため、大民會を中心として反戰和平の決議實行に當る一大民衆運動を開始し、上海より蘇州・南京・杭州・九江その他全地域約三十餘ケ所に於て一大旋風を捲き起し、全面的の反蔣運動を展開し、熱狂した民衆は各地に倒蔣を大書し引幕を備へて氣勢をあげ、一部歸趨に迷ひつゝあつた民衆に力强く其の赴くべき所を知らしめたのであつた。かくて漢口陷落するや、各地二十餘ケ所に於て、之が祝福と共に反共救國の民衆運動頻發し、中央政權待望の聲は急速に高唱せらるゝに到つた。

時恰も中華民國聯合委員會の反共倒蔣の宣明により、首都南京に於ては十一月六日、二十餘萬市民による未曾有の

一大示威運動行はれ、各地よりの代表三百餘名を加へて中央政權樹立要望の聲は、民衆運動を通じて最高潮にと達したのであつた。

こゝに於て當局は維新政府としてこの民衆運動に應へ、民意を聽取せんがために同年十一月末、治下各省市縣の代表者大會を開いたが、其の結果は本政府治下のみに止まらず全中國各地の蒙古・廣東・山東・福建等の代表約五百名參集、一大盛況裡に剩す所なく民意を聽取し得て、如何に彼等が中央政權問題に關心を有するかを、推知すると共に政府としてもこの民意を充分に發揮すべき重大なる覺悟と責任とを持つたのである。こゝに於て政府は華北臨時政府と協議の上、中華民國政治の統一機關施設の必要を認め、兩政府委員による中華民國政府聯合委員會を設立するに到り、茲に於て華中の基礎いよ〳〵固く、臨時・維新兩政府の連體化は事毎に進展し、折から十二月三日友邦日本國の近衞首相による新秩序建設の表示により、果然滿洲國、中華新政府とを一體とする建設新秩序運動は提携され、二十八年三月三日を期して東亞三大國相聯繫し一週間に亘る同運動を展開し、大亞細亞を中心とする世界平和の大道へと力强い第一步を踏み出した。

右は總裁　梁鴻志
左は同じく溫宗堯

かゝる秋、依然として第三國中には、援蔣を以て自己勢力の防衞擴張に資せんと企つるものあり、租界内の不法行爲また之に依つて頻出跡を絶たざるは本政府の憤慨措く能はざる所であつたが、友邦の力强き協力と大民會其他有力民衆團體の熱誠とを得て斷乎これに對する積極的の態

度を持し、以て援蔣第三國の猛省を促し來つたのである。

華中に於ける民衆運動の發展經過は概ね斯くの如きであるが、大民會初め諸團體が成立以來日淺きにもかゝはらず統一整然として一絲亂れず、深く本政府の施政方針に悅服し、全幅の信賴と協力とを捧げて其の業に服しつゝあるは、深く本政府の欣快とする所であり、本政府亦胸襟を開いてこれを善導すると共に、併せて友邦日本の、莫大なる犧牲を拂つて蔣政權の不法を膺懲し、中日提携して東亞永遠の平和樹立に邁進せんとする尊敬すべき其の意圖を、中國四億五千の民衆に普く知らしめ、欣然我等が大旆の下に參加せしむることを以て、本政府の重大使命也と信ずる次第である。

二、大民會に就いて

黨政府が國辱紀念日と稱して、抗日氣勢、排日思想を醸成せしめんとする八月十三日に對應し、新興の氣運漲る維新政府治下に於ては、此の日を民衆更生紀念日と定め、戰禍に萎靡せる民衆に明朗性を與へると共に、更に民衆の更生氣運を喚起して「大民會」を誕生せしめたのである。

爾來華中民衆運動の母體となり、根幹ともなり來つた「大民會」は獨り華中のみならず、華北、華南と今や全治下に波及席捲し、益々熾烈となりつゝある反共、反蔣、和平救國等の民衆運動の發展に伴つて、其の活動を重視されてゐる。

元來中國に於ては純然たる民衆團體なるものは存在せず、政治的、思想的色彩を有するか、然らざれば、公益慈善團體に非ざる限り團體として、又、會黨としての發展性は認められず、最近に於ては蔣政權の壓制下に民衆團體とし

ての、或は社會團體としての結成は禁壓せられたのみならず、民衆運動そのものすら禁ぜられてゐた。然るに斯かる國情と傳統を一步進めて結成された「大民會」が成立以來未だ一週年を迎へざるに純然たる民衆團體として活潑な活動と發展を見るに至つたのは、時局に於ける輿論に適合し、民衆自體の團體として結成されたために外ならない。然るに往々「大民會」は滿洲國の協和會、或は華北に於ける「新民會」等と混同視され、成立の當初は政治團體、思想團體、若しくは秘密結社のごとく解された。此の誤解は不良分子の亂入を防止し、眞に優秀なる會員を得、純然たる民衆團體としての體制を整へんが爲に「大民會」の全貌を明かにせず、同志は潛行手段に依つて會員の獲得を計つた爲當時に招來した止むを得ない一時的誤解現象であつた。然しながら運動の擴大されるにつれて此の種手段の繼續は徒らに秘密結社或は共產主義の如く誤解されるのみならず、本會自身も漸く基礎的結成を見たので、遂に八・一三更生紀念日より積極的に表面に乘り出したのである。

大民會主催中日滿民族聯合大會幹部

現段階に於ける「大民會」は政治團體でもなく、思想團體でもなく、唯々、民衆の指導、民心の收攬機關として、又新政府と民衆との間に介在して蔣政權の採り來つた、財閥依存、中央集權强化の殘滓たる官民の隔離を補塡し、以て民衆を主體とした地方自治政治の具現を標榜し、且つは之を組織化し民意の上達、上意の下達を作用して、覺醒分子が一組織體となりつゝ民心の安定收攬に任ぜんとするものである。從つて其の活動範圍は極めて廣大である。故にこそ歪められた民衆の政治的思想的動向を匡正して、東亞建設への正

しき指示を與へ、或は又公益、慈善的活動行爲をもなし、眞に民衆團體の自治的母體の責務を負ふて着々不言實踐主義に邁進し來つたのである。

大民會成立の主旨と結成經緯

（前文略）　中國の軍閥と國民黨は私利私慾を恣にし、固有の東方道義の實體たる民德主義を敢て實踐せず、國民を惑はし、中日兩國をして自然の友好關係を違反せしめたり。然るに今や幸にして其の暗雲は悉く拭掃され、軍閥は敗亡し、國民黨亦潰滅するに至れり。中國々民冀は天意の所在を悟り、國是の收る所を知り、中日共存共榮の門を開き、東亞の一新紀元を創始すべし。我等華中の同志は茲に「大民會」を成立す。其宗旨は政府の內政施設を扶助し、華中の繁榮福利を促進し、全國々民の先驅たるを願ひ以て東亞の光明の實現を求め、全中國の計となし中日兩國の計とし以て東亞整備の計となす。卽ち華中の風俗民情に依據し富慶の理想樂土の和平を建設せんとす。我等が希望猶こゝに存す。持志些なりとも容れ、同情の士よ起ちて來れ。

この趣旨の下に大民會は其結成へと歩みを進めたが、之より先蔣政權の焦土政策と歐米各國の非道な資本主義的援蔣の搾取政策に英佛の合作は愈々强化され、陰に陽に施される抗日聯合戰線の眞唯中に於て、此運動は其間幾多の困難と變遷を經て來たのである。

顧れば一昨年事變勃發後一部親日有志の間に親日民衆團體を結成せんとする氣運あり、遂に此等同志を中心として、上海共同租界內に「東亞會」を結成し、會員の獲得に努めたるも、十月に至つて工務局の彈壓相繼ぎ一時その活動も中止のやむなきに到つたが、越えて民國二十七年一月東亞會の有志は劉炎を準備委員長として新たに「興亞會」な

る名稱の下に兩組織を企圖し、新亞ホテルに準備委員會事務所を設けて組織に着手し、三月に尙慕姜代つて準備委員長となり、四月には上海附近に十五支部、蘇州、松江、浦東方面にも準備委員會を設け、擴張工作を進め、會員四千名を獲得するに到つたが、不良分子、投機的分子の潛入甚しく、五月中旬に到り之が結成の意圖を冒瀆することを恐れ解散を余儀なくするに至つた。當時上海に於ては親日名義の團體亂立し、其れ等に對する各方面の非難の聲高く、興亞會も亦、是等諸團體と同一視され非難の矢面に立たされたのである。當時に於ける諸團體は、

（一）興亞會
（二）東亞黃道會
（三）反共聯盟
（四）東方民族協會
（五）中國青年聯盟
（六）滬西總工會
（七）各種工人會
（八）其の他各種同業會、宗教團體

等幾多各級の世相に結成された。然して興亞會は一旦解散したが、舊興亞會幹部の一部は再度德望家を中心とせる有力なる純粹民衆團體を結成せんとし、維新政府側に於ても政務の進行に伴ひ、民衆との中間機關として純然たる民衆團體の存在を認め、且つ又一部民衆の間にも斯る團體の設立を要望せる傾向があり、一昨年六月一日新たな使命と趣旨に基き遂に「大民會」の結成を見たのである。次で七月十五日總本部を成立し、會長は缺員として副會長に思想家金世傑を決定した。しかるに金世傑は八月上旬惜しくも急逝し、其の後總本部長高朔が會長副會長の事務を代行、十月總本部を南京に移轉すると共に、南京の德望家陶錫三を副會長に招いて本部の充實を見、且つ地方支部聯合支部の組織擴張を計つて、宣傳に、組織に、本格的な活動は開始されたのである。

大民會の綱領

（一）民德主義を振興實踐し新中國國民精神を確立す
（二）政教を普及し民情を上達する
（三）生活を革新し民力を強化する

大民會の綱領は前揭の三條であるが、古來中國の政治の大半は「德治」と稱して禪讓放伐を認め、德を以て律せられ、經濟上に於ける信用主義、或は中華ギルドの特殊性又は革命前に於ける封建的自治制も總て德を以て大本とし、基體としたのである。然るに革命後中央集權制の確立と共に地方自治を輕視し、財閥依存に依つて進めんとした中央集權は、階級の懸隔を甚大ならしむる結果となり、反つて共產主義の潛入を容易ならしめ、自ら蘇聯の世界赤化に籠絡されるに至つた。此矛盾に對して「大民會」が民衆團體として、維新政府との間に介在し上情の下達、民意の上達に任じて居るのは、一に民衆を赤化の魔手より救はんとし、之が宣傳の主要目標を反共に置いた所以でもある。

大民會の組織工作

目下の處、宣傳の急務に鑑み此工作に主力を注ぎつゝあるも、今後東亞新秩序の根本理論の確立に際して、再組織を必要とする立前から改組の容易なる樣に組織系統を簡單にし、各縣、市に一支部又は若干の區分會を設け、聯合支部は成る可く少くする方針である。現在維新政府治下各地に十一聯合支部を組織するに到り、總本部各部長並に支部長等は何れも中央及地方の德望家を主體とし現實な民衆組織體制を整備し、總本部よりの工作指令に基いて地方情勢に適合するやう其組織網は分布され、民意は此れに依て上達されつゝある。

大民會の組織强化と積極的活躍

かくて、然鬱たる大勢力を包含する大民會は、二十八年五月一日、各地に於て大々的の宣傳を行ひ「五一勞働紀念日全國工友に告ぐるの書」を、揚子總工會と合力して各方面へ撒布させ、流動宣傳隊等を派して隨所に街頭演說を行ひ非常なる成果を收め、越えて八月汪精衞氏が「本黨は派別を論ぜず、全國有能の士を糾合し、以て時局收拾の責を負擔せん」と其の意思を發表し、既成政權內の障害を排除して中央政治委員會を組織し、一德一公、共に國是を計り和平救國の重大使命を完成せんが爲に友邦日本と切實に提携して東亞新秩序を建設せんとの表示に對して、華中全民

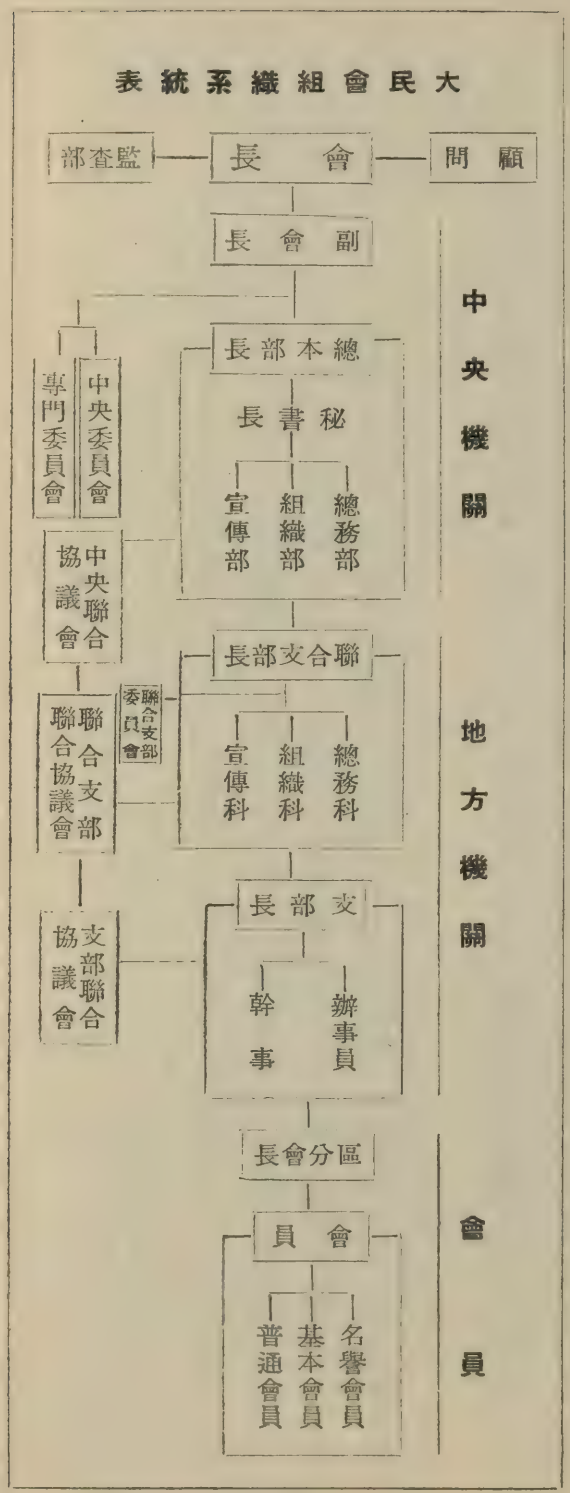

意を代表して欣幸の意を述べ、相共に中國の前途を慶祝し、東亞民族の實利幸福の殿堂を建立せんことを誓つたが、九月十七日寧海路の本部に於て總裁及會長の推戴典禮を盛大嚴肅に擧行し、總裁として行政院長梁鴻志、立法院長溫宗堯、會長として溫宗堯兼任、總本部長として現宣傳局長孔憲鎰が就任し、こゝに大民會の最高人事の決定を見るに至り、更に十一月主席顧問として友邦の逸材松室少將の就任を見て、全く名實共に完備せる一大强力團體となつたのであるが、十一月二十四日、溫會長は南京放送局より全國民衆に對し、大民會長として最初の重要放送を行ひ、就任以來四十數日間に於ける大民會の感想を前提として、大民會とは如何なる團體か、民衆との關係は如何、大民會の任務は如何との三點より之が具體的の說明を行ひ、全中國の民衆に多大の感銘を與へ同會に對する一層の認識を深めさせたのであつた。

今や維新政府二星霜に亘る苦心の結晶漸く成り、時正に二十九年一月二十九日、青島綠樹の間の迎賓館に於て新中國の將來を卜する歷史的の會談成立し、五億同胞仰慕の裡に東亞新秩序への第一步を力强く踏み出さんとするの秋に當り、改めて大民會の姿を正視するに其の存在意義の愈々大なることを一層痛感するものである。想ふに維新政府のモツトーはそのまゝ新政府施政方針の礎石の一部たるべく、治下の民衆は素より更に進んで中國全民衆に對し、友邦日本の意のあるところを悟らしめ、中日兩國民をして脣齒補車の關係に置かしむるの任務は、抑も之れ武を以てして當らず、法令を以てして適らず、偶々、大民會の如き强力なる一大民衆團體の力を以てしてこそ、完全なる其の成果を見るに到るのである。さればこそ維新政府として同會に對する信賴は甚だ深いものがある。今や友邦の協力の下に新中國の基礎いよ〳〵深きの秋、健全なる大民會の發展擴大を深く今後へ期待する所以、亦實に玆に存する次第である。

大民會の進歩的更新

汪精衞氏の和平救國運動が漸く具體化されるや、大民會もそれと呼應して更に一段と民衆運動を強化するの必要を生じ、三月三日次の如き更新宣言を發表し、汪精衞氏を擁護して建國大計を主持する旨を明確にし、躍進一路を辿ることゝなつた。

大民會更新宣言

過去ニ於ケル大民會ノ活動ハ主義主張ノ統一不十分ニシテ指導原理ニ明瞭ヲ缺キ民衆生活ノ安定化ニ重點ヲ置カサリシ爲一年有半ノ努力モ單ナル宣傳ニノミ終始シ中國民衆ノ痛苦ヲ救フ能ハサリシハ社會民衆ニ對シ慚愧ニ堪エサル所ナリ

曩ニ汪精衞先生義ヲ叫ヒ勇ヲ鼓シ和平救國ノ旗幟ヲ宣明シテ同志ヲ糾合シ內外ノ時艱ヲ克服シテ中國ノ復興ヲ圖リ民苦ヲ救ハント企圖セラレ今ヤ其光明開ケテ新興中國建設ノ方圖定マリ友邦日本ト善隣提携互助互惠ノ關係ヲ確立シ東亞新秩序ノ建設ニ協力シ以テ東亞ノ安定世界平和ノ實現ヲ將來ニ約束セラルヽニ至レリ大民會同志ハ茲ニ發奮ヲ新タニシ相圖リ偕ニ議シ本會ノ方針ト態度トヲ定メ汪精衞先生提唱ノ和平救國運動ニ呼應シ民衆ヲ善導シテ其ノ福利ヲ增進シ相互扶助ヲ促進シテ民生ヲ安定セシメンコトヲ期シ會ノ主義主張ヲ統一シ指導原理ヲ確立シテ會活動ノ指針タラシムル事トセリ

更新大民會ハ純然タル民衆團體ニシテ政治團體ニアラス民衆ヲ善導訓練シテ之ヲ大同團結セシメ且其經濟生活ヲ安定セシムル爲公益事業ヲ行フ團體ナリ大民會ノ指導原理ハ其一種ノ主義主張ニ偏倚セス先聖先賢ノ祖述セラレシ道ニ則リ孫中山先生ノ唱導セラレシ三民主義ノ長ヲ採リ汪精衞先生ノ提唱セラレシ和平救國

ノ精神ニ基キ且舊ヲ除キ新ヲ置キ民衆ヲシテ更始セシムルノ主旨ニ從ヒ之等ヲ時勢ト環境トニ適應セシムル如ク統合シタルモノニシテ特ニ民衆ノ涵養ト實踐トニ重點ヲ置キ西洋物質文明ノ弊ヲ矯メ道義ヲ本然トスル東方精神文明ノ本領ヲ發揮シ知行合一物心一如ヲ如實ニ顯現セントスルモノナリ此ノ統合セル指導原理ハ之ヲ大民主義ト稱シ民德精神ト唱ヘ國ヲ救ヒ民生ヲ安ンセシメ之ヲ中外ニ施シテ悖ラス永久不變天下ノ常道ナリ而シテ大民主義トハ良民主義公民主義衆民主義群民主義ノ總稱ニシテ大同主義トモ稱シ得ヘク民德精神トハ品性ノ陶冶百姓ノ幸福ヲ圖ルノ精神ニシテ大道精神トモ唱ヘ得ヘク本會カ特別ニ創作セシ主義精神ニ非ス救國救民ヲ本義トシ中國固有ノ道義文化ヲ發揚シ西洋物質文明ノ長ヲ採リ短ヲ捨テ舊弊ヲ矯メ陋習ヲ改メ而モ極端ニ走リテ天下ヲ爭亂ノ巷ト化スヲ防キ民衆ヲ鬪爭ノ苦痛弊ノ極ヨリ救ヒ中國ヲ復興セシムルモノナリ

大民會成立以來既ニ一年有余ノ歷史ヲ有スルモ一般世人中ニハ本會ノ名稱タル「大民」ノ二字ニ就キ未タ十分明瞭ナル理解ヲ有セサルモノアリ『大民』トハ禮記ノ禮運大同篇ニ典據シ『大同ノ民』ヲ要約セルモノ又『大道ノ行ハルヽヤ天下ヲ公ト爲ス』ニ依リ『大道ノ民』ト云フ義ニシテ大民ノ意義ハ更ニ之ヲ個人的ト集團的トニ分ツヲ得ヘシ個人的ニ關スル大民トハ良民ト公民トヲ指シ良民トハ個人ノ質性ヲ論シ小人ニアラス墮民ニアラス正直ニシテ良質ナル民ヲ稱ス故ニ良民主義トハ人ノ質性ヲ向上セシメ思想純正法ヲ守リ禮ヲ知リ惡ヲ爲サス害心ヲ起サス惡習慣惡嗜好ナク小人ト伍セサル順良ノ民ヲ得ルノ主義ナリ公民トハ個人ノ資格ヲ保有シ奴隸ニアラス覇者ニアラス社會上政治上經濟上ノ地位ヲ保有シ國家社會ノ義務ヲ負擔シ公權ヲ有スル民ヲ稱ス故ニ公民主義トハ人ノ資格ヲ保有向上セシメ公民道德アリテ法ヲ犯サス公權ヲ有シ自主的權能アリ自治能力アル民ヲ得ルノ主義ナリ集團的ニ關スル大民トハ衆民ト群民トヲ指シ衆民トハ人ノ數多ヲ論シ寡少ニアラス互ニ同情アル衆多ノ民ヲ稱ス故ニ衆民主義トハ互ニ同情アル良民公民ヲ多數集合セシメ共存共榮ヲ圖ルノ主義ナリ群民トハ人ノ團結ヲ論シ孤立ニアラス組織アリ君子ノ集ニシテ自ラ節度アル群族ノ民ヲ

稱ス故ニ群民主義トハ良民公民ヲ結合シテ之ヲ組織シ之ニ依リ社會ノ秩序ヲ保チテ有機的ニ活動セシメ民族ノ力量ヲ最大ニ發揮セシムルノ主義ナリ

卽チ大民トハ人ノ質性資格數多及ヒ團結ヲ論シ良民公民カ多數集合團結シ組織的ニ活動スル姿ヲ稱シ大民主義トハ大民卽チ大同ノ民ヲ作ルノ主義ト解スヘキナリ民德ノ實踐ハ品性ヲ陶冶シ百姓ノ幸福ヲ增進スルモノニシテ品性ノ陶冶ハ正知正道ニ依リテ行ヒ得ヘク百姓ノ幸福ハ民生ノ安定向上ニ依リテ達セラル古來中國ニ於ケル德ノ解釋ハ正知正道ノ意義ニ偏重シ禮記哀公問篇ニ曰フ『百姓之德也』ノ德ノ意義ヲ輕視スルノ傾アリ『百姓ノ德』ハ卽チ『百姓ノ幸福』ニシテ『百姓ノ幸福』ハ民生ノ安定向上ニ依リテ得ラレ民生ノ安定向上ハ道義的合理生產ト道義的公平分配トニ依リテ達セラルヽモノトス故ニ本會ハ民德ヲ正知正道ノミトスル一般ノ解釋ニ民生ノ安定向上ヲ圖ルノ意義ヲ加ヘテ民德精神ト爲シ之ヲ提唱鼓吹シ其實行ヲ促サントスルモノナリ而シテ正知トハ認識ニシテ正知ニ依リ人ハ知識ト意思トノ正確ヲ期シ其認識ヲシテ時勢ト環境トニ適應セシメテ克ク中庸ヲ得理非善惡ヲ正確ニ辨別シ以テ正當ナル一切行爲ノ源泉トナスコトヲ得故ニ人ハ正知ニ勉メサルヘカラス

正道トハ實踐ニシテ正道ニ依リ人ノ行爲ハ不偏不易公明正大トナリ邪道ニ陷ラス不義不德ノ行爲ハ蟄息シ人々相和シ相扶ケ以テ國家社會ノ安寧秩序保持セラル故ニ人ハ正道ヲ行ハサルヘカラス

正知正道行ハレテ知行合一化シ人生ハ和樂ス生產ハ道義的ニシテ而モ合理的ニ行ハルヘク天地ノ萬物ヲ育成スルカ如ク慈ノ心ヲ以テ之ヲ行ヒ人知ヲ盡シテ理法ヲ究メ其合理化ヲ圖リ幾多ノ矛盾ト不合理トヲ矯メ功利的搾取的生產行爲ヲ是正シテ人生ニ豐潤ナル生活資源ト福利トヲ生セシムルヲ要ス故ニ人ハ道義的合理生產ニ努メサルヘカラス分配ハ道義的ニシテ而モ公平ニ實施セラルヘク慈母ノ愛兒ニ物ヲ分ツカ如ク惠ノ心ヲ以テ之ヲ行ヒ勤勞ニ酬ヒ道義的合理生產セラレタル生活資源ヲ社會ニ普遍公平ニ分配シ人生ヲ餓鬼道ヨリ救フ故ニ人ハ道義的公平分配ヲ施サヽルヘカラス道義的合理生產ト道義的公平分配ト行ハレテ物心一如化シ民

生ハ安定シテ百姓ノ幸福ヲ具現ス

故ニ大民主義ノ貫徹ト民德精神ノ實踐アリテコソ始メテ西洋流ノ法理的物質的權利義務ニ偏スル人生ノ冷化ヲ防キ權ニ偏セス器ニ偏セス法ニ偏セス道義的ニシテ而モ情ニ偏セス時弊ヲ矯メ中國ノ時勢ト環境トニ適合セサル惡思想邪說ヲ消滅セシメ救國救民ノ目的ヲ達セハ共存共榮國亦興リ中國ハ國家ノ體ヲ備ヘ之ニ依リテ友邦ト善隣ノ關係ヲ確立シテ東亞新秩序ノ建設成リ東亞ノ安定世界ノ平和ヲ顯現スルヲ得ヘシ

茲ニ本會ハ更新ノ意義ヲ明カニシ大民主義ヲ奉シ民德精神ヲ宣揚シテ左ノ綱領ヲ實踐ス

右宣言ス

綱領

一、民德ヲ實踐シテ社會ノ福利ヲ增進シ以テ民生ノ安定ヲ圖ル

一、大民主義ヲ貫徹シテ民衆ヲ善導シ之ヲ大同團結セシム

一、愛鄉愛民ノ精神ヲ發揮シ上下一致以テ中國ノ健全ナル發達ヲ期ス

一、善隣提携ヲ促進シテ友邦ト互助互惠ノ關係ヲ確立ス

一、東亞新秩序ノ建設ニ協力シ世界平和ニ貢獻ス

民國二十九年三月三日

大民會

附

錄

維新政府大事記

（自民國二十七年三月二十八日至民國二十九年一月末日）

年月日　事計

二七年三月二八日　○維新政府成立　○成立宣言發表　○維新政府組織大綱ヲ公布　○各院部長ヲ特任

四月一日　○議政會議第一次會議開催　○李宣倜ヲ印鑄局長ニ任命　○國幣二百萬元ヲ支出シ三省災民ヲ救濟

三日　○各部次長ヲ任命　○公文程式暫行條例、懲治盜匪暫行條例ヲ公布

九日　○陳則民ヲ江蘇省長ニ特任　○內政部長陳羣教育部長ヲ兼職

一七日　○汪瑞闓ヲ浙江省長ニ特任　○何瓚ヲ杭州市長ニ任命

二九日　○宣傳局組織條例公布

五月一日　○關稅稅則修正

二〇日　○各部々務會議通則、臨時通濟局組織條例ヲ公布

二七日　○劉驤業ヲ宣傳局長ニ任命

二八日　○官吏郵金暫行條例、省政府組織條例、各級警察機關暫行編制大綱ヲ公布

六月二八日　○全國ニ國民黨ノ惡政ト之ニ盲從スヘカラサル旨ヲ通電

七月一二日　○倪道烺ヲ安徽省長ニ特任

二八日　○普通市組織條例、各省水災防患辦法ヲ公布

八月一日　○輸入稅ヲ輕減　○行政院宣傳局新聞訓練所ノ開所

三日　○任綏靖部長北京ニ至ル　○熊育衡ヲ江蘇綏靖司令ニ任命

六日　○三省ニ歷年ノ租稅ヲ免除スル旨訓令

九日　○梁院長交通部長兼職ヲ辭シ、江洪杰ヲ充任　○陳羣教育部長兼職ヲ辭シ、次長顧澄ヲ代理部長ニ任命

一一日　○教育宗旨公布

一二日　○修正違警罰法公布

一三日　○八・一三更生記念日　○全國ニ更生運動展開

一六日　○江蘇省各廳正式ニ成立

二七日　○特別市組織條例、普通市組織條例、警察局組織條例、縣警察新組織條例ヲ公布

三一日　○南京市民ハ反蔣運動促進和平大會ヲ擧行

九月一日　○上海都市計畫發表

一一日　○南京放送局ノ修理完了、放送ヲ開始

一二日　○任綏靖部長南京督辦ノ兼職ヲ辭任、高冠吾ヲ之ニ任命

一八日　○九・一八記念日、內政部警官學校ノ成立

二二日　○中華民國政府聯合委員會ノ成立　○梁院長等委員北上出席

二三日　○政府聯合委員會第一次會議開催

二六日　○新聞訓練所ノ聽講終了、實地練習ニ派遣　○政府各院部南京ニ遷ル

一〇月一日　○政府遷都完了　○各院部長トモ正式入京

二日　○華中各地ニ於テ孔子大祭擧行、梁、溫各院長親シク參加

七日　○上海復興局暫行規程、各地方救濟院規則ヲ公布

一〇日　○華中各地ニ於テ双十節ノ國慶祝賀式ヲ擧行

一三日　○傅宗耀ヲ上海特別市長ニ特任　○蘇錫文ヲ秘書長ニ任命

二〇日　○各國記者團南京ノ戰跡視察、政府要人ヲ訪問

二七日　○武漢陷落祝賀會ヲ全國ニ擧行　○梁院長演說放送

二八日　○倪道烺安徽省長ニ就任

一一月一日　○內政部警官學校ノ開學

二日　○政府聯合委員會第二次會議ヲ南京ニ於テ開催　○王臨時政府委員長來京出席

三日　○政府聯合委員會、第二次宣言ヲ發表

六日　○南京市民ハ反共救國大會ヲ擧行　○交通部長江洪杰、維新・臨時兩政府ノ代表トシ二十萬元ヲ携帶、武漢ニ赴キ武漢ノ救恤ニ呈出

六日　○懲治國賊條例公布

八日　○反共救國大會代表ハ赤禍根絕ヲ請願

九日　○政府三百萬元ヲ支出シ三省難民ヲ救濟

一五日　○行政院長梁鴻志、內政次長張秉ハ飛行機ニテ日本ヲ訪問、援助ヲ謝ス
一六日　○梁院長ハ日本皇室及各親王邸ニ伺候　○內閣諸相ヲ訪問
二〇日　○交通部ノ命ニ依リ蘇浙皖三省郵便局ハ五色旗ヲ揭揚
二一日　○中日滿經濟懇談會開會　○梁院長日本各當局及財界要人ヲ訪問　○內政部ハ各地狀況及難民ノ調查ヲ開始
二二日　○上海ト杭州ノ民衆ハ鐵道愛護團ヲ組織、本部ヲ杭州ニ設置
二四日　○溫院長南京ニ於テ中日記者ヲ招待、立法院工作其ノ他ヲ說明
二五日　○梁院長東京ヨリ大阪ニ赴キ關西財界人ト懇談、到ル處朝野ノ歡迎ヲ受ク
二六日　○陸軍內務懲罰令、禮節規則ノ制定
二七日　○梁院長大阪ヨリ飛行機ニテ南京ニ安着　○溫院長上海經由飛行機ニテ北京ノ聯委會議ニ出席　○梁院長市政ヲ巡視
二八日　○全國民衆代表大會ヲ南京ニ開催　○各省代表三百餘名參集
一二月一日　○梁院長中日記者ヲ招待、民衆大會ノ觀念ヲ發表　○民衆代表大會ノ閉會式ヲ擧行　○政府ハ邦聯制度ヲ採用シ、東亞和平ノ建設ニ邁進センコトヲ發表
二日　○梁院長ハ敎書ヲ三項ニ分チ國民ニ發表
三日　○財政部廿八年ヨリ每月豫算制ヲ半年編制ニ改正　○綏靖軍官學校開校式ヲ擧行
四日　○聯合委員會例會後第三次大會ヲ北京ニ於テ擧行　○反共救國及外交辦事處ノ件ヲ議決

四日　○教育部ハ外國留學生管理及留日官費生試驗執行ヲ決定　○中日滿經濟懇談會ハ友邦九州ニ開會圓滿解決ノ上各代表各々歸國

五日　○梁院長ハ難民救濟費十萬元ヲ支出

六日　○聯合委員會維新政府代表溫宗堯、陳籙、天津ヨリ南京ニ歸還　○在日華僑ハ反共救國大會ヲ開催シ電信ニテ宣言ス

七日　○梁院長、三省ヲ巡視

八日　○交通部ハ技術人材ヲ養成スル爲交通大學ノ設立ヲ計畫　○江交通部長中日記者ヲ招待、工作概況ヲ發表

九日　○教育部ハ日本大中留學生ヲ交換ノ爲、先ツ留學生撰拔委員會ヲ組織

一〇日　○非常時期經濟擾亂取締條例、金融機關取締條例、商法公司編修正、礦業法修正條例、礦業條例ヲ公布　○細則小學法ヲ施行

一一日　○溫院長ハ教書ヲ全國民ニ布告シ中國ノ現在情勢ヲ認識セシム　○友軍畑大將ハ維新政府ノ各院長ヲ訪問　○梁院長ハ蘇浙皖三省ヲ巡視

一三日　○梁院長杭州ニ到リ各機關及民情ヲ視察、歡迎民衆數萬人ヲ算ス

一四日　○梁院長離杭シ蘇州ヲ巡察

一五日　○梁院長蘇州、杭州、無錫等ノ巡視ヲ終ヘ南京ニ歸還、直ニ安徽省巡視ニ出發

一六日　○教育部ハ中華大學ヲ國立南京大學ト改稱シテ設立準備ニ着手

一七日　○民衆大會ハ歐米各國ニ中央政權樹立眞意ヲ闡明通電

二〇日　○實業部ハ五百萬元ニテ南京魚市場ノ設立ニ着手

二一日　○滿洲國ト通商代表交換條約ヲ締結

二二日　○五萬元ヲ浙江海塘工事費ニ支出　○陳福民ヲ江蘇高等法院長ニ任命

二三日　○浙江南岸八府民衆ハ秘密裡ニ反蔣運動ヲ計畫　○交通部ハ招商局回收ヲ準備ス　○上海ニ航政局ヲ設置スルコトニ決定

二五日　○財政部ハ一切ノ釐金稅廢止ヲ發令　○各地ニ監視員ヲ派遣

二六日　○內政部ハ從前ノ中央醫院ヲ修理シ、國立病院設立ヲ豫定

二八日　○梁院長友邦首相ノ聲明ニ對シ、一致邁進シ東亞新秩序ヲ建設シテ民衆ト共ニ勵マンコトヲ望ムト發表

三一日　○俘虜ノ黨軍將校二十餘人一年ノ拘禁ヲ經テ釋放シタルモ彼等ハ維新政府內ニ於テ新中國建設ヲ誓フ

二八年一月一日　○南京・上海間電話開通　○梁院長綏靖軍官學校學生ヲ檢閱

一〇日　○政府ハ二月一日ヨリ苛捐雜稅ヲ廢止決定

一一日　○梁院長ハ中日記者團ト接見、重要事項ト本年度ノ蘇浙皖三省狀況ヲ發表　○中華民國政府聯合委員會ハ北京ニ於テ英米ノ援蔣借款否認ニ關スル重大聲明ヲ發表

一四日　○江蘇教育廳ハ經費三萬五千元ニテ省立中學ヲ開校

一五日　○南京・上海長距離電話全線開通

一七日　○臨時政府派員來京シ、軍務ニ付南北ノ聯絡ヲ圖ル

一八日　○通商口岸交涉員ヲ設定

一九日　○第三次聯委會開會ニ梁院長北京ヘ出發　○內政部長陳羣中日記者ヲ招待、國政ヲ發表

二二日　○杭州市長何瓚暗殺セラル

二三日　○行政院通濟局ハ皖省ノ貨物通輸ヲ調查シ、浦口ニ碼頭ヲ建設　○政府ハ下半期ニ於テ教育補助費十萬元ヲ給スルコトニ決定

二五日　○聯委會次期會議ヲ南京ニ擧行ト決定　○同會ハ近衞首相ノ聲明ト相呼應スルコトニ決定

○司法行政部ハ中日記者ヲ招待、施政方針ヲ發表

二七日　○全國各團體ハ吳佩孚將軍ノ出馬ヲ電請　○政府ハ外國船ノ通商口ニアラサル口岸ノ航行ヲ禁止ス

二八日　○梁院長中日記者ニ接見

三一日　○梁院長蘇浙皖ノ各省長ト行政會議ヲ開會

二月一日　○政府ハ苛捐雜稅ノ廢止ヲ布告　○地方政費不足ハ政府ニ於テ補助金支出ト決定

三日　○實業部ハ國際貿易擴張ノ計畫ト養殖場ヲ計畫　○梁院長南京ニ歸還　○行政會議ヲ開催

七日　○政府ハ前駐日大使館ヲ接受シ、中華民國駐日辦事處ト改稱　○教育部ハ各省市教育行政會議ヲ開催

一二日　○第四次聯委會ハ三月下旬南京ニテ開催ト決定
一五日　○財政部ハ中日記者ヲ招待、工作概況ヲ報告
一八日　○外交部長陳籙暗殺サル。
二五日　○外交部長遭難ニ付キ次長廉隅代理部長ニ任命　○外籍輪船ノ秘密運輸取締ヲ勵行

三月一日　○政府成立一周年祝賀運動會議ヲ開催　○綏靖部ハ上海租界四周ヲ封鎖　○維新學院第一回卒業生訪日修學旅行ニ赴ク
三日　○華中各地ニ東亞新秩序建設運動ヲ擧行　○南京ニ特別市制實施　○高冠吾ヲ第一次市長ニ任命
四日　○綏靖部隊ヲ上海租界ノ四周ニ配置完了　○省市長會議開催ト決定
五日　○一週年慶祝記念第二次會議ニ於テ陳羣ヲ會長ニ任命　○吳用威、高冠吾、孔憲鏗ヲ副會長ニ任命
六日　○東亞新秩序建設運動擧行　○南京ニ提燈行列大會擧行
八日　○實業行政會議上海ニテ開催
九日　○建設東亞新秩序運動終了　○實業行政會議閉會、通過要案十三件
一〇日　○宣傳委員會ハ祝賀事項ニ付審議ヲ重ヌ
一一日　○祝賀事項細別ヲ各委員擔當シ、行動ニ移ル
一三日　○南京市各學校長一週年記念祝賀方法ヲ打合ス

一五日　○全國民衆反英運動漸次擴大

一六日　○全國民衆英租界回收ヲ政府ニ要請　○葉鼎新ヲ實業部次長ニ任命ス○臨時通濟局計畫、下關及ヒ浦口碼頭ノ起工決定ス

一七日　○外交部廳舍ヲ前政治學校跡ニ移轉開始

一八日　○陳炳年ヲ浙江省財政廳長ニ任命

二一日　○南京ニ民衆反英大會開催、各種宣言綱領發表サル　○國立南京大學設立事務所ヲ開設

二二日　○華興商業銀行設立ノ協議ヲ進ム

二四日　○各省市長會議開催　○外交部ハ英外交政策ノ矛盾ヲ指摘

二五日　○東京ニ於テ開催ノ東亞都市聯盟ニ上海・南京兩特別市長出席ニ決定

二七日　○臨時政府王克敏委員長以下一行來寧

二八日　○維新政府成立一週年記念祝典擧行　○梁行政院長慶祝放送ヲナス　○各地ニ盛大ナル慶祝民衆運動展開サル

二九日　○會期二日ヲ以テ第四次聯合委員會開催　○高・傅兩市長友邦ニ出發

三一日　○維新政府殉難先烈追悼會ヲ毘盧寺ニ於テ執行　○第四次政府聯合委員會宣言及英國援蔣借款反對聲明ヲ發表

四月一日　○財政部長陳綿濤病氣請暇、次長嚴家熾部長代理ニ任ス　○內政部長陳羣警官學校々長ヲ兼任　○綏靖部長任援道綏靖軍官學校々長ヲ兼任　○淮河鐵橋完成ニヨリ津浦線完通

二日　○故外交部長陳籙ノ追悼會ヲ毘盧寺ニ於テ執行

六日　教育部次長顧澄ヲ部長ニ任命　○外交部次長廉隅ヲ部長ニ任命　○王修ヲ教育部次長ニ任命

七日　○安徽省水害救濟費十五萬元ヲ發款

八日　○故杭州市長何瓚ヲ公葬ニテ慰靈ニ決定

一〇日　○捐資學辦救濟事業褒奬條例公布

一一日　○滿洲國通商代表公署暫行規定公布　○溫立法院長、陳內政部長友邦日本訪問ノ爲メ南京出發　○友邦傷病兵士慰問ニ金十萬圓ヲ贈ル

一三日　○綏靖部將校訓練班開校

一四日　○浙東同鄉會中日提携合作提進ノ勸告聲明發表

一七日　○交通部航政局管理船舶暫行章程、全船舶登記暫行章程ヲ公布　○武漢特別市政府成立、梁院長祝電ヲ發ス

二五日　○滿洲國通商代表王慶璋、梁行政院長ヲ訪問、張國務總理ヨリノ公文ヲ手交ス　○上海佛租界當局ニ抗議ヲ發シ三ケ條ノ要求ヲ提出

三〇日　○戒煙暫行條例、同施行細則ヲ公布　○上海新亞ホテルニ華中鐵道株式會社創立總會ヲ開催

五月一日　○文化團體組織大綱、同施行細則ヲ公布　○華興商業銀行暫行條例公布　○上海新亞ホテルニ華興商業銀行創立總會ヲ開催

二日　○友邦滿洲國建設記念興亞國民動員大會ニ梁院長祝電ヲ發ス

五日　○徵用土地暫行條例、監督慈善團體條例、同施行細則、著作權法施行細則、出版法施行細則ヲ公布　○維新政府訪日觀光團施瑾外一九名出發　○上海國際無電完竣正式開通ス　○上海市長ヨリ兩租界內ノ黨旗揭揚禁止ヲ再促

八日　○張武漢特別市長梁院長ヲ訪問

一一日　○財政部次長陳日平辭職、同日華興商業銀行監事ニ任命

一三日　○南北物資ノ交換ニ關シ臨時政府ト相互ニ辦法ヲ講スル事ニ決定　○陳錦濤華興商業銀行總裁ニ就任　○鷲尾磯一ヲ華興商業銀行副總裁ニ任命

一四日　○蘇浙皖三省民衆反英大會南京ニ開催サル

一五日　○司法人員養成所章程、司法官考試暫行條例ヲ公布

一八日　○第九六次議政委員會ニ於テ行政院臨時通濟局事務ヲ撤消ニ議決

二一日　○暫行中學法公布

二五日　○綏靖部長任援道綏靖水巡學校長ヲ兼任　○最高法院暫行組織條例公布

三〇日　○模範小學暫行辦法大綱、簡易小學暫行規定ヲ公布　○英軍ノ不法ナル浦東上陸ニ對シ上海市長ヨリ抗議

三一日　○朱履龢ヲ最高法院々長ニ任命　○彭清鵬ヲ司法行政部次長ニ任命　○林耕宇ヲ駐滿洲國通商代表ニ任命

六月一日　○吳念中ヲ杭州市長ニ任命

二一日　○內政部直轄縣病院組織章程公布

三　日　○米價調節ニ關シ內政部、財政部ニ於テ對策ヲ講ス　○東亞俱樂部ニ基金補助十萬元ヲ交付

一〇日　○南京總領事館邸ニ於ケル友邦堀日本總領事ノ招宴ニ梁行政院長、任綏靖部長、顧教育部長胡司法行政部長、廉外交部長、嚴財政部長、高南京特別市長等出席酒中ニ毒物ノ混入アリ卽時同仁會病院ニ入院加療、數日ニシテ全員退院　○淮南炭礦株式會社組織辦法議決　○華中棉產改進會ニ補助金十五萬元ヲ交付　○電影股份有限公司設立主要綱案議決

一二日　○華興商業銀行總裁陳錦濤逝去　○治安會議開催

一七日　○任綏靖部長毒酒事件ニ關スル感想發表

一八日　○天津租界問題ニ關シ外交部聲明發表

二四日　○上海區石洞口海塘工事竣功

二七日　○中華映畫株式會社創立總會ヲ開催

二七日　○各省市水利行政會議開催

七月一日　○厦門市政府成立、梁行政院長祝電ヲ發ス　○杭州地區ニ徐撲誠、蘇州地區ニ龔國樑、無錫地區ニ程萬軍、常熟地區ニ徐鳳藻、南京地區ニ熊育衡、蚌埠地區ニ沈席儒、廬州地區ニ王古林ヲ各綏靖司令ニ任命派遣　○故華興商業銀行總裁陳錦濤國葬執行ニ決定　○實業部次長沈能毅退職

四　日　○救濟資金二十五萬元ヲ支出、糧食ヲ購置貯藏ス

七日　○興亞紀念日

一五日　○南京古林寺ニ大民會主催中日殉難者追悼會及ヒ和平祈願會ヲ執行

一八日　○大民會總本部長高朔逝去

二〇日　○梁院長中日新聞記者ヲ引見、青島會議、汪精衞聲明、日英會談等ニ付見解ヲ發表

三一日　○上海市區劃暫行條例公布

八月二日　○南京中國記者俱樂部發會

三日　○崇明海塘修理費四六萬圓支出

四日　○安徽省政府成立一週年記念祝典擧行

七日　○第二次市省長會議開催

十日　○實業部長王子惠病氣ノ爲辭職　○廉隅ヲ實業部長ニ任命

十一日　○全國糧食會議開催

一二日　○江履誠ヲ內政部次長ニ任命

一三日　○更生紀念日、全國ニ更生運動展開

一四日　○商會法公布　○汕頭善後委員會成立、梁行政院長祝電ヲ發ス

一六日　○夏奇峯ヲ外交部長ニ任命

一九日　○揚壽楣ヲ水利總局長ニ任命　○河北省水害救濟ニ五萬元支出

二一日　○維新政府水利總局暫行組織條例公布　○上海租界ノ英國不法事件ニ重大決意ヲ表明、當局

談ヲ發表

二二日　○南京毘盧寺ニ於テ故財政部長陳錦濤國葬執行

二五日　○南京魚市場正式開場

二六日　○官吏懲戒法、同委員會組織法ヲ公布　○大民會章程公布　○財政會議開催　○立法院長溫宗堯官吏懲戒委員會委員長ヲ兼任

二八日　○新蒙疆政權成立、梁行政院長祝電ヲ發ス

九月一日　○梁院長友邦日本ノ新內閣成立ニ祝電ヲ發ス

二日　○法權回收準備委員組織案公布

四日　○中日滿青年團代表大會ニ南京青年團代表ヲ派遣

六日　○歐洲戰爭ニ關シ維新政府中立宣言ヲ發表　○臨時・維新兩政府編歷委員會開催

七日　○宣傳局臨時聯絡會議召集、新聞法三項決定　○徐國桓ヲ實業部次長ニ任命

八日　○外交部ハ駐華四國大使ニ中立宣言文ヲ手交

九日　○諸長年ヲ交通部次長ニ任命

一二日　○民衆學校暫行規定、民衆教育館暫行規定、職業補習學校暫行規定、圖書館暫行規定ヲ公布

一五日　○宣傳聯絡會議開催

一六日　○審計條例、審計委員會組織令ヲ公布　○青年團章程公布　○行政院長梁鴻志華興商業銀行總裁ヲ兼任　○嚴家幾ヲ財政部長ニ任命　○沈爾昌ヲ財政部次長ニ任命　○黃士龍ヲ審計

委員會委員長ニ任命

一七日　○祀孔大典擧行

二〇日　○人民團體組織規則、管理私立社會教育機關暫行規定、更生民衆學校規定、工業奬勵法ヲ公布

二一日　○第六次聯合委員會開催

二二日　○聯合委員會成立一週年記念祝典ヲ擧行

二三日　○江蘇省通誌編纂ニ着手　○郝朋鵬ヲ財政部次長ニ任命。張清澤外一八名ヲ高等文官懲戒委員會委員ニ任命

二八日　○沈覲扆外六名ヲ普通文官懲戒委員會委員ニ任命

二九日　○第二次宣傳聯絡會議召集

一〇月一日　○友邦日本陸軍總司令官西尾大將政府ニ就任挨拶ニ來訪　○梁院長西尾大將ヲ答禮訪問

四日　○海州鹽民救濟金十萬元支給ニ決定

一〇日　○双十節式典ヲ擧行

一二日　○維新政府地方行政官訪日視察團陳秉鈞等一行五〇名出發

一六日　○維新政府ヨリ友邦日軍忠靈塔建設寄附金十萬圓ヲ贈ル

一九日　○李子峯外一名防共懇談會代表トシテ出發

二〇日　○財政部次長郝朋鵬中央治安委員會委員ニ就任

二二日　○大上海瓦斯股份有限公司設立大綱、同章程ヲ公布

二四日　○私立學校暫行規定公布　○友邦日本司法五十年祭祝典參列ニ政府代表出發　○三省民船公會成立

二八日　○宣傳會議終了、大會宣言發表

三〇日　○滬西慘劇犧牲者ニ慰撫金一萬元支給

一一月四日　○友邦日本參謀總長宮殿下ニ献上品ヲ捧呈

一〇日　○教育部訪日視察團出發

一二日　○故宮飛行場ニ於テ南京市民ヨリノ飛行機献納式擧行

一三日　○實業部水產々銷管理局組織暫行規定公布

二二日　○各省市縣文廟奉祀官設置條例公布

二五日　○留日同學會基金三十萬元ヲ交付ニ決定

三〇日　○中華航空股份有限公司條例公布　○友邦松室孝良少將ヲ大民會顧問ニ招聘

一二月二日　○邵式軍ヲ蘇浙皖稅務總局々長ニ任命　○教育部次長王修ヲ華中日系教員訓練所顧問ニ招聘

四日　○梁行政院長、陳內政部長、任綏靖部長、高南京特別市長、湯水鎭兵頭部隊ヘ傷病兵ヲ慰問

六日　○軍官學校教導隊開校式典ヲ擧行ス

七日　○綏靖部指導官富中定、中村大助ノ戰死ニ對シ弔慰金支給ニ決定

八日　○陸軍軍官佐任官暫行條例公布　○營業稅暫行條例公布　○審計委員會審計委員陳展如辭職

九日　○各省市冬期救濟金支出ヲ議決

一二日　○菊花臺ニ友邦日本ノ表忠塔除幕式ヲ擧行　○第七次聯合委員會出席ノ爲メ梁・溫兩院長、陳內政部長北京ニ出發

一八日　○泰國視察團一行維新政府ヲ訪問

二一日　○印鑄局參事張若農辭職　○墮勤禮ヲ交通部參事ニ任命　○吳蔭廣ヲ交通部秘書ニ任命　○周鴻恩ヲ華中電氣通信公司取締役ニ任命　○胡祁泰ヲ華中航空公司副總裁ニ任命

二二日　○友邦日本ノ久原、古澤一行梁院長ヲ訪問

二五日　○審計委員會分掌事務規則公布

二八日　○高理修、吳彬ヲ審計委員會審計委員ニ任命

三〇日　○任援道ヲ陸軍大將ニ任命　○黃其興ヲ陸軍中將ニ任命　○徐撲誠、徐鳳藻、程萬軍、龔國樑、熊育衡、王占林ヲ陸軍少將ニ任命、但シ中將待遇トス　○徐麟符、何燮桂、揚紫侯、陳祖奚、沈席儒、黃震、汪鳳飛、俞曉秋、鄭仲敬ヲ陸軍少將ニ任命　○徐湘、任祖賞、何傑魏景祺、王景石、刻愷章、揚嵩高、薰鴻達、黃啓崇、黃叔和、儲開祐、葉益生、汪茂炘、黃冠軍ヲ陸軍大佐ニ任命　陳炎生ヲ砲兵大佐ニ任命　○蔣有孚ヲ軍醫大佐ニ任命

二九年一月一日　○審計條例施行細則公布

三日　○修正暫行中學法公布

四日　○司法行政部長胡祁泰辭職　○朱履龢ヲ司法行政部長ニ任命　○最高法院庭長陳伊烱ニ最高

法院々長ヲ暫行代理セシム

一二日　○友邦海軍杉本大佐ヲ綏靖部顧問ニ招聘　○友邦海軍寺田少將ヲ綏靖水巡學校首席指導官ニ招聘○友邦興亞院津田長官、梁院長ヲ訪問

一七日　○梁院長友邦米內總理大臣ニ組閣ノ祝電ヲ發ス

一二〇日　○青島會議出席ノ爲メ、梁行政院長、溫立法院長、陳內政部長、任綏靖部長出發

一二二日　○審計委員會稽察證使用規則公布

一二九日　○教育部體育委員會規定公布

中華民國維新政府概史

中華民國二十九年三月二十五日印刷
中華民國二十九年三月三十日發行

非賣品

編纂發行兼印刷人　維新政府概史編纂委員會

發行所　南京特別市　行政院宣傳局

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03084 0292